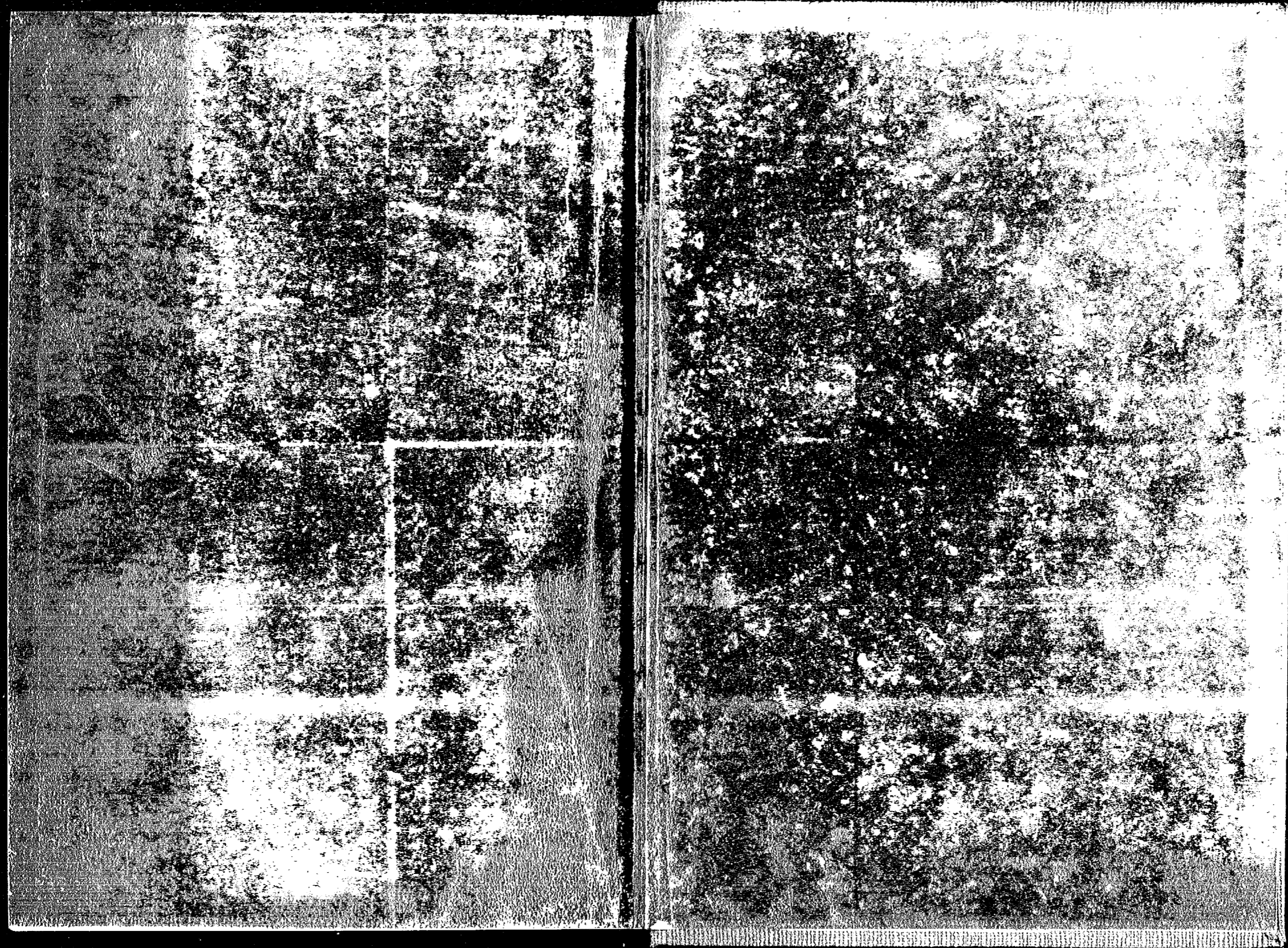


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

庫文閣内	
函	五八二
架	三號
冊	和書



617
1

中 華 人

卷 二 第

篇 治 政 夢 人

版局賣專府督總鮮朝

序言と凡例

- 人蔘史第二回の刊行として本篇成る。本巻は緒言にある如く人蔘と政治の關係を敘述したるものなり。
- 人蔘政治の中主として經濟に關係あるものは第三卷に記述せり。
- 本巻は人蔘史八卷中最難解の文字多し。是其史料中に史文漢文特殊の術語等甚多きに由る。故に力めて了解し易く記述し、且欄外に注釋せり。
- 文體に付ては大に考慮を拂ひたり。其故は従前學者のものしたる論文著書の如きに倣へば、餘りに専門的となりて讀者の範圍を極めて狭少にし本書出版の目的に副はず。さりとて是を通俗的として大衆に了解し得る如くせば俗書となつて學問的價值を喪失すべく。此理由により、常に本巻のみならず全巻皆智識階級の讀書家以上を目標として執筆せり。
- 本巻に引用せる史籍文書の原文は前項の理由により可成原文を存したれど難解の部分には原文の意を失はざらん程度に於て、意譯を施したり。
- 史料は力めて多く収録したり、是學者が檢索の便利を考へしによる。然りと雖清

朝李朝の史料は餘りに多きに過ぎ悉く之を編入せば却つて一層の繁雜を來すを考へ。主要なるもののみ採用せり。

○字側に傍訓あるは皆著者の施したるものなり。原文に假名ありしものは假名の上に。を付して區別せり。

○字側に・・を付したるは欄外に解釋補記あるを示す。

○李朝純宗後純祖と追改純祖の廟號は後の純宗前李王と紛れ易きにより原文をも皆純祖と訂記せり。

○蔘、蔘、蔘等の字皆原文に隨へり。原文以外は便宜によれり。

昭和十年七月 日

著者 朝鮮總督府 經濟局 編輯 今村 軾識

人蔘史 第二卷 人蔘政治篇目錄

緒言

上編 國際關係に於ける人蔘

第一章 貢物としての人蔘	三頁
第一節 總説貢物の意義	三
第二節 百濟より梁への貢獻	四
第三節 高句麗より北魏並隋唐等へ	五
第四節 新羅より唐へ	六
第五節 黑水靺鞨の酋長より唐へ	八
第六節 渤海より後唐へ	八
第七節 契丹より後晋へ	八
第八節 女真より契丹宋金明へ	九
第九節 高麗より後唐後晋契丹宋元明へ	一〇
第十節 李朝より明清へ	一四
第二章 對等國家間の禮物としての人蔘	一六

第一節	北狄より齊或は梁に	二六
第二節	渤海より日本へ	二六
第三節	高麗より日本へ	二六
第四節	李朝より琉球へ	二七
第五節	李朝より足利政府へ	二七
第六節	李朝より豊臣秀吉並徳川政府へ	二七
第七節	李朝より豊臣秀吉へ	二七
第八節	李朝より徳川政府へ	二七
第九節	清より朝鮮へ	二七
第十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第二十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第二十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第二十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第二十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第二十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第二十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第二十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第二十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第二十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第二十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第三十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第三十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第三十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第三十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第三十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第三十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第三十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第三十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第三十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第三十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第四十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第四十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第四十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第四十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第四十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第四十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第四十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第四十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第四十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第四十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第五十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第五十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第五十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第五十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第五十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第五十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第五十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第五十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第五十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第五十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第六十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第六十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第六十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第六十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第六十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第六十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第六十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第六十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第六十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第六十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第七十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第七十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第七十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第七十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第七十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第七十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第七十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第七十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第七十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第七十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第八十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第八十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第八十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第八十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第八十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第八十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第八十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第八十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第八十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第八十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第九十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第九十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第九十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第九十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第九十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第九十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第九十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第九十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第九十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第九十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百零一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百零二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百零三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百零四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百零五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百零六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百零七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百零八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百零九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百一十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百一十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百一十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百一十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百一十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百一十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百一十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百一十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百一十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百一十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百二十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百二十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百二十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百二十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百二十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百二十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百二十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百二十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百二十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百二十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百三十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百三十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百三十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百三十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百三十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百三十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百三十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百三十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百三十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百三十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百四十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百四十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百四十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百四十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百四十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百四十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百四十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百四十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百四十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百四十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百五十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百五十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百五十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百五十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百五十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百五十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百五十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百五十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百五十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百五十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百六十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百六十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百六十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百六十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百六十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百六十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百六十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百六十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百六十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百六十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百七十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百七十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百七十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百七十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百七十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百七十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百七十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百七十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百七十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百七十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百八十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百八十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百八十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百八十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百八十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百八十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百八十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百八十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百八十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百八十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百九十節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百九十一節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百九十二節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百九十三節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百九十四節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百九十五節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百九十六節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百九十七節	清朝より朝鮮へ	二七
第一百九十八節	清朝より西洋及東印度へ	二七
第一百九十九節	清朝より朝鮮へ	二七
第二百節	清朝より西洋及東印度へ	二七

第一項	總説並單蔘の性質	二八
第二項	對馬の歲遺船と單蔘の由來	二八
第三項	單蔘の船與に對する紛訖	二八

第四章 支那朝鮮相互の國境侵犯問題と人蔘

第一節	前説國境の沿革	二九
第二節	李朝と女真人との關係	二九
第三節	本説人蔘と國境問題	二九
第一項	總説	二九
第二項	清朝勃興以降に於ける越犯探蔘の重大性化	二九
第三項	越犯に對する清朝の處置	二九
第四項	越犯に對する朝鮮の措置	二九
第五項	支那領より朝鮮への越犯に對する兩國の措置	二九
附録	越犯探蔘の史實	二九

第五章 明と女真間に於ける人蔘を問題とせる政治關係

第一節	總説	三〇
第二節	明が女眞の地に於ける人蔘採取	三〇
第三節	明と女真人との人蔘紛訖	三〇
第一項	越犯の問題	三〇
第二項	貿易に關する明の官吏の横暴並商人の狡計	三〇

下編 人蔘と内政

第一章 總説……………二五

第二章 隋以前に於ける支那の人蔘行政……………二七

 第一節 晋の人蔘徵收？……………二七

 第二節 魏の人蔘贖品檢察？……………二八

 第三節 隋の人蔘徵收……………二八

第三章 唐の人蔘行政……………二八

第四章 宋の人蔘行政……………二八

 第一節 宋の人蔘徵收……………二八

 第二節 人蔘贖品の取締……………二八

 第三節 人蔘に關する官吏の不正行爲……………二八

第五章 明の人蔘行政……………二八

 第一節 人蔘徵收の行政……………二八

 第二節 人蔘貿易監視並徵稅の事務及人蔘に關係ある官吏の不正行爲……………二九

第六章 清朝の人蔘行政……………二九

 第一節 總説人蔘官營の目的……………二九

 第二節 人蔘採取官營の地域……………二九

 第三節 人蔘官營の機關……………二九

 第四節 官蔘採取の方法……………二九

 第一項 國初の採取方法……………二九

 第二項 康熙年代の採取と證票の發行……………二九

 第三項 乾隆以後の採取と信票の發行……………二九

 第四項 嘉慶年代以後の參票處理と人蔘官採の停廢……………二九

 第五節 人蔘關係の證票並其取扱及人蔘の徵收……………三〇

 第六節 人蔘の徵收……………三〇

 第七節 人蔘の處置……………三〇

 第八節 皇族の人蔘採取……………三〇

 第九節 人蔘に關する違法行爲及其處分。附人蔘處務關係功勞者の賞典……………三〇

 第十節 人蔘に關する法制……………三〇

第七章 高麗以前に於ける人蔘行政……………三〇

 第一節 三國時代の人蔘行政……………三〇

 第二節 高麗朝の人蔘行政……………三〇

第八章 李朝の人蔘行政總説……………三〇

第九章 李朝前期の人蔘行政……………三〇

 第一節 總説……………三〇

第二章 人蔘の徵收並其他の調辨手段……………三〇三

 第一項 一般的普通の貢課……………三〇三

 第二項 特別の貢課……………三〇八

 第三項 人蔘の卜定……………三〇九

 第四項 人蔘の實物徵收……………三三〇

 第五項 質蔘即人蔘買上方法の實行……………三三三

 第六項 人蔘の買到大同法の施行……………三三四

 第三節 蔘商の據頭……………三三四

 第四節 蔘商の禁併せて人蔘輸出の禁把蔘製造の禁……………三三六

 第五節 人蔘の惡政ニ官吏の貪墨非行……………三三九

第十章 李朝中期の人蔘行政……………三四四

 第一節 總說……………三四四

 第二節 人蔘の徵收……………三四五

 第三節 人蔘の缺乏……………三四六

 第四節 不正人蔘の發現ニ其禁令……………三四九

 第五節 蔘禁の嚴明……………三五〇

 第六節 人蔘の惡政ニ官吏の非行……………三五六

 第七節 効能微弱なる惡政の緩和策……………三五七

第十一章 李朝後期の人蔘政治……………三五四

第一節 總說……………三五四

 第二節 人蔘及其代納品徵收の地域……………三五五

 第三節 人蔘及其代納物の徵收……………三五七

 第四節 貢納負擔地に於ける人蔘の調辨……………三五八

 第五節 人蔘の惡政並是に隨伴せる官吏の虐民行爲……………三五〇

 附錄 人蔘惡政資料……………三六一

 第六節 紅蔘……………三六四

 第一項 紅蔘の緣起……………三六四

 第二項 紅蔘と人蔘栽培の發達其賣行の激増と銀の輸入増加……………三六六

 第三項 紅蔘と政治……………四〇一

 第一目 總說……………四〇一

 第二目 包蔘の設定と其増減……………四〇二

 第三目 利益の爭奪と蒸包所の移轉……………四〇五

 第四目 紅蔘の密造並密貿易と其禁制……………四〇七

 第五目 日本居留民の紅蔘製造並其密輸出及人蔘盜難……………四〇六

 第六目 紅蔘の宮内府經營次第で官營……………四〇〇

 第七目 紅蔘官營の廢止と其後の蔘政……………四〇四

第十二章 日本の人蔘行政……………四〇九

 第一節 古代法制並典例中の人蔘……………四〇九

 第二節 徳川政府の人蔘行政……………四二二

第一項 總説	一
第二項 對馬の輸入人蔘に對する德川政府の保護と節制	四
第一目 總説	四
第二目 對馬の人蔘事務處理	五
第三目 幕府より對馬に對して施行せる人蔘の行政	六
第三項 支那より輸入する人蔘に對する幕府の行政措置	七
第四項 アメリカ人蔘に對する幕府の措置	八
第五項 竹節人蔘並擬似人蔘に對する幕府の措置	九
第六項 不正人蔘に關する幕府の取締	一〇
第七項 德川幕府の人蔘官營	一一
第一目 總説	一一
第二目 人蔘栽培の行政	一二
第三目 官營人蔘の販賣	一三
第四目 幕府の參政雜項	一四
第三節 諸侯の人蔘經營	一五
第四節 明治維新以後の人蔘行政	一六

人蔘史 第二卷 人蔘政治篇

緒言

本卷に於ては人蔘が政治に交渉を有せし部面に就て其關係を細説せんとす。凡そ政治は人の團體生活を主權の發動によつて紀律統制するものなれば、宇宙百般の事政治と直接間接に關係有らざるは無く。地上の一植物として最高靈藥と貴ばれし人蔘も亦是と無關係ならざりしは勿論なりと雖も。支那朝鮮日本の昔時に在つては現代人の推察以上に、二者の間に深き交渉を有せし時代ありき。

其國際的なるは

明朝と北方女真族との紛訖。朝鮮と明清間に於ける鴨綠江豆滿江を中心とする相互の領土越犯問題の如きは、其原因種々ありと雖も、人蔘採掘に端を發

したること頗多し。また國交開の貢獻並に禮物の一種としての人蔘は、最感覺的效果ある主要なる物品たりし事等を擧げざるべからず。

其國內的なるは

國家巨室の財政に至大の關係ありたること、及支那に於ては産地の採取官營が罪人を多からしめ、朝鮮に在ては其誅求苛斂が甚しき虐政となつて現はれ、日本に於ては醫藥行政上よりせる栽培施設が濟世救民に多大の效果ありし事等を其主要なるものとす。

上編 國際關係に於ける人蔘

第一章 貢物としての人蔘

第一節 總說貢物の意義

貢なる文字の意義と用例には大様左の如き三種の別あり。

- (一) 地方の行政區域より其地に産する物品を、中央政府或は其帝王に納付するものにして、多くは法制の上に其負擔の義務額と納付の時期を規定せらる。是を今日の觀念を以てすれば、租税の實物徵收と見做すべきものなり。『書經』夏書禹貢に……九州を別ち山に隨ひ川を濬し土に任じて貢を作る……傳に……其地有つ所に任じ、其貢賦の差を定む……。『周禮』天官に、大宰……九貢を以て邦國の用を致す……とある如きもの是なり。
- (二) 帝王に對し國內の儀禮上より物品を進獻するもの……『禮記』曲禮に……五官貢を致す、亨と曰ふ……『廣雅』に貢上る也……とある如きもの是也。

(三) 屬國、附庸國が絶對服従の意志表示たる公式要件として其上國に對し、土産の某る物品の定められたる數額を定められたる時季に於て貢納するもの。及小國が大國に對し屬國、附庸國に準じて服従恭順の意志を默示表現して其土産を進獻するもの是也。

本章に於ては右の(三)に關するものに付て、其歴史と國交上に寄與せる點に付て記述すべく。(一)と(二)に付ては下編中に於て説く所あるべし。

第二節 百濟より梁への貢獻

百濟と梁の交通は武寧王十二年より聖王二十七年迄三十七年間に六回朝貢又は方物を貢す等の記載『三國史記』及『梁書』に出づ。二書其品目の記載無きも其中に人蔘ありし事は『名醫別錄』人蔘の項に……陶隱居云ふ……乃ち百濟の者の形細ふして堅白なるを重んず、氣味上黨より薄し。次に高麗を用ゆ、高麗は即ち是遼東形大にして虛軟百濟に及ばず。百濟は今高麗に臣屬す、獻ずる所兼て兩種あり、止だ之を擇び取る應し爾。實用竝びに上黨の者に及ばず……云々とあり。名醫別錄の著者梁の陶弘景は、宋の文帝の元嘉二十九年に今の江蘇省江寧府の附近なる丹陽に於て生れ、齊の高帝に仕へ、永明十年祿を辭

○西紀五二一、五二五、四九年。

○名醫別錄ハ七ビテ傳ハラズ。下記ハ宋ノ經史類編益本草ニ唐木ヲ引用セルモノニ據ル。○上黨ハ山西省潞安府太行山脈ヨリ産スル人蔘ヲ指ス。第七卷上黨人蔘條、附録、黨參ノ項ヲ見ルベシ。

○西紀四五三年。

○西紀四八四年。

して句容の山中に隱遁して、大同二年八十五歳を以て卒去せり。本書の著述は其隱居中に成りたるものなれば。前掲百濟の貢獻とあるは、『三國史記』に、武寧王十二年と同二十一年に朝貢せりとあるものに其年次該當す。また或は東城王六年並八年に南齊に朝貢せしこと同書に出づ。此時代は陶弘景が齊へ任官中に當る。此齊への貢獻及史に洩れたる右二國への數次の貢獻を併せて記せりとも考へらる。

百濟は右の外歷代宋陳魏晉宋北齊周隋等へも時に遣使朝貢せり。此時各方物中にも、時には必然人蔘ありと考へらるゝも、史上に其明瞭を缺げり。

第三節 高句麗より北魏並隋、唐等へ

本項は史に記載無し惟だ推定による、高句麗の人蔘の世に知られたる時代は相當に古し。前節陶弘景の『名醫別錄』中の記事並同書に、高句麗人の作りたりと謂ふ「三椹五葉、背陽向陰、欲來求我、椹樹相尋」の詩あり。また『翰苑』殘帙中に引ける高麗記に、馬多山に人蔘を多く産せることを記せり。猶古きは、沙門灌頂纂『國清百錄』卷一に、永陽王手自書として……弟子陳伯智、和南高麗昆布人蔘等送去……云々とあり。時は陳の大建中に當る『魏書』には、高句麗が

○隋ノ稱帝時代ト推定ス。○舊唐書大宛傳トシテ、○西紀五九九年、五八二年。

○西紀四三五年一
同五四三年。

大延元年より武定七年迄。百十餘年間に九十二回の遣使朝貢の記事出づ其外
晋宋南北齊梁隋唐の各史書にも數回入貢の記事あり各其方物中に時に人蔘の
ありし事蓋し推定に誤無かるべし。

第四節 新羅より唐へ

本項に關して史書に左の記載あり。

○西紀六二七年。

(1) 唐高祖武德十年新羅王使を遣はして人蔘他の物をを獻せしこと『冊府元龜』
に出づ。『三國史記』には此時の事を眞平王四十九年六月と同十一月に使を
大唐に遣し朝貢とあれど物品の記載なし。

○西紀七三三年。

(2) 聖德王二十二年夏四月使を遣はして入唐。果下馬牛黃美鬚等等と共に人蔘
を貢獻せり。其上表に……臣の郷は海曲の地遐陬に處り。元と泉客の珍無
く木と寶人の貨に乏し。敢て方産の物を將ひて天官を塵瀆す。驚蹙の才龍
脈を滓穢す。竊かに燕冢に方る。敢て楚難に類す。深く顧顏彌よ増し戰汗
地の震ふを覺ゆ……云々とあり。此の『三國史記』の記事は是れを朝鮮の
文獻に出でたる人蔘記事の最初のものとする。

○西紀七三四年。

(3) 同三十三年謝恩の爲王姪金志廉を遣はし人蔘二百斤他の物品は省を獻す。
略す以下同じ

○西紀七九九年。

〔三國史記〕
(4) 昭聖王元年秋十月九尺の人蔘を得甚だ之を異とし。使を遣はし唐に如き進
奉す。德宗謂へらく人蔘に非ずとして受けず。『同上』

○西紀八六九年。

(5) 景文王九年王子蘇判金胤を遣はし入唐人蔘一百斤を獻す。『同上』

○隋及其前後漢、
晉南北朝ニモ新羅
ヨリ遣使入貢セシ
コトアルモ、人蔘
ハ進貢セザリシト
推定ス。

○漢書西紀七五六
年一七六二年。
○此書亡佚下記
『本草綱目』引用ニ
ヨル。

○九尺八唐尺常用
尺八尺八寸三分。
○九尺七尺七寸
九分トナル。根ノ
最下部ヨリ葉ノ頂
上迄計測スルモ如
斯人蔘ハ世ニ無
シ。

〔三國史記〕及『唐書』によれば唐への遣使は眞平王以降其末葉迄頻々とし
て八十餘回に及べり。前記五項の外は貢獻品目の記載を省略しあれど各其方
物中に屢人蔘の加へられしものありしこと蓋し疑無き所なり。此時代唐に於
ては本草醫藥の學大に進歩し人蔘を最高藥品として認識需用せしに考ふべし。
而して新羅の人蔘は高句麗百濟に比して支那の醫藥書には遙かに後れて現は
る。唐の肅宗の時の人李珣の『海藥本草』に……新羅國貢する所の者手腳の
狀人の如きあり。長さ尺餘。杉木を以て夾定し紅絲之を纏飾す……とあるを
最初のものとする。畢竟するに麗濟二國に比して文化遅れ。支那本草醫藥の學
問も亦後れて傳はり。従つて自國に豊富に産せし人蔘を本草學上の醫藥とし
て認識せし事も亦他に比して後れたりと解すべく。九尺の人蔘として他の植
物を貢獻せし如きは其本草知識の不充分を立證するものと謂ふべし。

第五節 黒水靺鞨の酋長より唐へ

唐の玄宗天寶七載正月、靺鞨の諸室、華より使を遣はして他の物品と共に人參を獻す。『冊府元龜』當時黒水靺鞨の占居せし。後の黒龍江省附近の土地は、古來より人參の産地にして、現在も猶少量の天然品を出せり。

第六節 渤海より後唐へ

(1) 後唐莊宗同光三年二月王大譚譚、臣穆嬰等を使はし人蔘、松子等々を貢す。

『冊府元龜』

(2) 同天成元四年四月、王大譚譚、大陳林等一百一十六人を遣はし朝貢人蔘、昆布等々を獻す。『同上』

渤海約二百年の領土中には、人參主産地たる今の滿洲一圓と朝鮮の北部を包有せり。日本へも奈良朝時代人參を獻せしこと第二章に記す如し。前記の外後梁、唐へも貢獻したることあるべく、史に漏れたりと考へらる。

第七節 契丹より後晋へ

後晋高祖天福二年四月、契丹の使夷離畢は馬二百匹、人參、貂皮等を進めしこと『冊府元龜』に出づ。

○西紀九三七年

○西紀九二五年

○西紀九二六年

○西紀七四六年
○遼朝八部族名ナリ附書ニ出ツ

第八節 女眞より契丹、宋、金、明へ

『契丹國志』女眞の條の土産を記せる中に人參あり。また別の條に……東南熟女眞に至つては契丹に屬せず……契丹と争戦せず。或は居民等自意相率ひ賣らずに金帛布疋、臘、天南星、人參、白附子、松子、蜜等の諸物を以てし入貢……云々とあり。金に對しては其貢獻を推定すべき資料として『大金國史』『金史』の各女眞の部に土産人參とあり。宋に對しては『三朝北盟會篇』政和八年十二月の條に……生女眞、熟女眞等三人國書並に北珠、生金、貂皮、人參、松子等を賣し朝覲せる記事あり。明との關係に付ては明の太祖即位の初に、東夷を撫安制馭するの方策を立て力めて之を招撫し、北方要地に遼東都司、朵顏衛、廣寧衛等を設け、太宗北平に遷都後は更に北方夷族撫馭の必要を深めしにより、其政策に數歩を進めたり。『撫安東夷記』に……既にして又開原、東北松花江、海西一帶、今の野人の女眞を以て分つて二百七十餘個所となし、皆印を錫ひ官を置く。官の多寡一ならずと雖も、皆其酋長族目を選び授くるに指揮千百戸を以てす。間々亦野人の向正する者を以て指揮都督と爲し之を統べ、我が藩屏と爲す。而して松花江東北一月の程、黒龍江の地は則又奴兒干都司を立て時に使を遣はして往

○西紀一一二八年

て諸夷を招く。中國に降るを願ふ者あり、開原に安樂州を設け遼陽に自在州を設け、之に居らしむ。皆授くるに官を以てし、其耕獵に任かす、歲の給俸は其官の如し。當時各衛の夷人毎に入貢。賽賜殊に厚し云々。『大明一統志』にも大抵同一の記事あり。

『明史』食貨志にも……明初東に馬市あり、西に茶市あり、皆邊省を馭して守費を成す。海外諸國入貢。附載方物、中國と貿易を許す……とあり。

『皇明實錄』にも……祖宗の朝、建州海西の諸夷世々、旣馭を受く。故に進貢。一年一次を許す、每次貢夷の數は千名を踰ゆ。天順成化間、其供費浩繁、裁減を議す。嗣後仍復し加へて一千五百名に至る。其夷の入京の多きを禁せず……とあり。其間の貢數の多かりしを知るべく。而して此貢と稱するものは、明の招撫に乗じたる實は一種の最も夷人に有利なる貿易に外ならざるものなれば——縱令明が國初より建州老營の地に官を派して入参を探りたりとするも——其貢物中には時に入参ありしこと無論にして、猶右の貢市の外に實際明廷への貢獻申に入参ありしと推定すべし。

第九節 高麗より後唐、後晉、契丹、宋、元明へ

其貢獻の史書に出たるもの左記の如し。

- (1) 後唐 莊宗天成四年八月、高麗國王王建は使賡平侍郎張芬等五十三人を遣はし來朝。入参他の物品は省略す以下同を貢す。『冊府元龜』
- (2) 高麗 惠宗元年、廣評侍郎韓玄珪、禮賓卿金廉を遣はし、後晉に如き、契丹を破りしを賀し、入参五十斤を獻す。『高麗史』
- (3) 宋 眞宗天禧三年九月、高麗禮賓卿崔元信を遣はして、入参を貢す。船漂失貢物を失す、此歲入参を貢す。『冊府元龜』、『宋史』
- (4) 宋 仁宗天聖八年、詢復た御事、民官侍郎元穎等二百九十三人を遣はし、奉表。入つて、長春殿に見ゆ、入参を貢す。『宋史』
- (5) 高麗 文宗二十五年三月、金梯を宋に遣はす。奉表、入参一千斤を獻す。『高麗史』、『宋史』
- (6) 同三十四年七月、柳洪等を宋に遣はし、入参一千斤を、松子二千二百斤等等と共に獻す。『高麗史』、『宋史』
- (7) 宋 高宗紹興二年閏四月、楷其の禮部員外郎惟清、開門祇候沈起を遣はし、入貢金百兩、銀千兩、綾羅一百疋、入参五百觔、惟清の獻する所亦三分の一。『宋史』

○西紀九二九年高麗太祖十二年。

○西紀九四四年。

○西紀一〇一九年高麗顯宗十一年。

○西紀一〇三〇年高麗顯宗二十一年。

○西紀一〇七二年。

○西紀一〇八〇年。

○西紀一三三三年高麗仁宗十年。

○西紀一二七九年。
○西紀一三〇〇年。

(8) 高麗忠烈王五年十月、中郎將鄭福均を遣はし。元に如き人參を獻す。「高麗史」
(9) 同二十三年十一月、上將軍金延壽を遣はし。元に如き人參及耽羅酥酒を獻す。
「同上」

(10) 同二十五年十二月、將軍李白超を遣はし。元に如き人參、鵝肉を獻す。「同上」
(11) 同二十六年十一月、大將軍李白超を遣はし。元に如き人參、牛肉を獻す。「同上」

(12) 同二十七年十二月、上護軍李白超を遣はし。元に如き人參を進む。「同上」

(13) 同恭愍王七年十二月、判太常寺事洪淳を遣はし。元に如き人參を獻す。「同上」

(14) 同恭讓王四年二月、永福君鬲贊成事權仲和を遣はし。京師に如き謝恩。……仍

ほ火者五人、豹皮十領、人參六十觔等を獻す。「同上」

以上十四項の外、更に脱漏せる人參の貢獻は下記より推して、猶甚多かりしなるべし。

契丹との關係に付ては、其具體的記事無しと雖も、『契丹國志』『續文獻通考』

に……新羅國貢進物件、臘先茶十斤、成形人參不定數。年歲を論せず、惟だ八節を

以て貢獻……とあり。茲に新羅とあるは、當時契丹に於て高麗を指したる稱號

にして、新羅朝を指したるに非ず。高麗が契丹に服事したる長き期間に於て、上

○西紀一二九七年。
○西紀一三九二年。
○火者ハ去勢セザル者、鬲贊成ノ候補者。

○西紀一二七七年。
○曹允通ハ恭愍王ノ世、元ノ世祖之召シテ南支那ヲ基トシテ周セシメ、之ニ勝チシヨリ、乘傳ヲ許シテ元高麗間ヲ隨テ往來セシム。帝朝ノ口ク人參ハ彼ノ國ニ産スル者、故シテ允通、前ビテ國ヲシテ其車ヲ管セシムレバ、歲ニ數百斤ヲ得ベシト。帝傳ヲ賜ヒ是ヨリ允通三州郡ヲ巡リ、兵ヲ發シテ之ヲ採以テ私利ヲ營ミ、兵營之ヲ營ム。高麗史列傳。○明ノ太祖武二

記節貫は勿論、其他にも人參を貢獻したる度數も量目も多かりしなるべし。

宋との關係に於ても數十回の遣使に人參を貢獻したること前記六回には止まらざりしは。此時代宋に於ては醫藥本草の學大に進み、高麗人參の價值頓に揚り、其需用も多かりし事等より考ふべく、兩國の史に漏れたるもの多きを推定せらる。

元より高麗に對して其貢納を命せしことも前記四項に止まらざりしは、「高麗史」に忠烈王三年四月、將軍張舜龍を遣はし。元に如きし時の上表に……又今年四月、小邦の恭手曹允通は、聖旨を奉じ、人參を採掘す。切照す人參は唯東北界に産す、其餘の地面には罕に之れ有り。允通擅まゝに各道州縣に令し、産處に就て採掘輪納せしむ。臣請ふ所産の處に隨ひ時を趁ふて採納すべし。乞ふ允通をして、擅便作耗せしむる勿れ……とあり。同年七月の條に、密直副使朴恒を遣はし。元に如き聖節を賀せし時、中書省に上書したる中に……又馬郎中兵の糧給耽羅、合浦等の屯守軍を請ひ。鑄劍採金、貢參を罷めんことを請ふ……とある如きにより、其貢納の帶重なりし事の一端を示すものと謂ふべし。

高麗と明との關係に付ては、「高麗史」恭愍王十八年四月に、明の太祖が符寶

郎僕斯を遣はし即位を告げ。王に物品と璽書を賜ひ。同年五月に恭愍王は元の至正年號を廢し禮部尙書洪尙載等を金陵に遣はし登極を賀し謝恩の表文を上り申事することを表示し。爾來二十餘年間國の滅亡に至るまで屢使を遣はせり。其中に人蔘記事あるは前掲(14)一項のみなるも、猶他にも貢獻したりと推定せらる。

第十節 李朝より明清へ

李朝立國の當初尊明事大を以て國是の第一とし。明の滅亡まで歴代最も忠實に明廷より諸夷の中最恭順なりと言はる、程に精神的に仕事し是を尊奉して違はざりき。其事大の禮としては、定められたる歲貢の外に。下に記せる機會に於て使節を派して奏文表箋を上つり。各其事に恭敬の意を表し併せて土産の物品を貢獻したり。

『大明會典』朝貢の部に洪武二十五年李成桂王氏に代る。國號を更むるを請ふ詔して更めて朝鮮と號す。永樂の初め印譜を賜ふ、自後毎歲聖節、正旦、皇太子千秋節皆使を遣はし奉表朝賀方物を貢す。其他慶慰、謝恩、常期無し若し朝廷に大事あらば則ち使を遣はし詔を其國に頒つ。國王封請亦使を遣はし行禮、其歲

時の朝貢諸國を視るに最も恭順と爲す。

貢物

金銀器皿 螺鈿梳函 白綿紉 各色苧布 龍文簾席 各色細花席 豹皮
獺皮 黃毛筆 白綿紙 人蔘。 種馬三年五十四匹。

とあり、右は朝鮮側と明の禮部とが内議協定し貢物の品目と數量を確定して公に取極めたる時の記事と見るべく。其前十數年間既に貢獻せしと考すべし。蓋し朝鮮の生産品として人蔘は最も貢物に必適品なればなり。此の時代に於て支那に在ては、貴重藥品たる人蔘の需用は主として女眞と朝鮮に仰げり、就中朝鮮の産を以て最良佳品とせられたり。右の情勢の下に於て朝鮮の貢物中人蔘は事大の誠意を表現し皇帝の感覺を動すべく適當品たりしなり。

其貢獻用の人蔘は良品中の最良品を撰擇したり。其事務は濟川監に於て掌り、人蔘は産地より貢納せしめ觀察使着品監封し其年内に於て上納を畢るべしとの條文「經國大典」東典及戶典の部に出づ。されど後には商人より購入の方法をも執りたり。「世宗實錄」三年三月の條に：「進獻人蔘此の前平安道に命じ備辨せしむ；後平安觀察使上啓進獻の物外方をして封裏せしむ；甚だ便ならずと爲す。今後設くるに用製を以てし人蔘進獻は政府六曹司憲府限同封裏のこととすべし。王は之に従ふ；とあり。同年九月の條に：

○京外各埠

：禮曹は啓す進獻人蔘或は布帛を以て遠路輸轉以て破碎す。今後楨子に盛り且表箋の外裏紅色の楨五升布を以て之を造る未だ便ならず、今後は正五升布を以て之を作らん、之に従ふ……とあり。

其人蔘の品種に付ては當時栽培の方法未だ行はれず皆自然生の人蔘の其儘乾燥したる今日の皮附白蔘に類するものを用ひ。次て下項にある如く宣祖の代には草人蔘と稱し今日の水蔘と稱する者に相當する生まの者を用ひ。後に至り煮製したる把蔘と稱する者を用ひられたり。「燃藜室記述」別集に……光海庚戌年例進獻の人蔘常に生蔘を用ひ、賁路遼遠未だ透濕を免れず。差賀至使俞大禎陳奏請ふて把蔘を以て代獻す。禮部聖旨を奉じて是を許す……とあり。國庫の人蔘が李朝の初期に於て豊富なりしことは、「世宗實錄」九年四月に、方物の數を議政府、六曹に於て議して王に聞したる條に、戶曹の倉庫に現在品一千餘斤ありしこと出で。又同書十五年十二月に、千秋使朴安臣北京より歸還し勅書の寫二通を賣し來りし中に。明の宣宗が王の敬天事大の心至誠に出たるを嘉し進來の人蔘亦可なり、人に命じて採來らしめ進來すべし云々の條あり。王は政府六曹を召して本件を議し其人蔘は千斤を下らざる程度として獻する如何、僉曰く可也……とある等により推察すべし。

○升布ノキチノ
炭合標即チタテ
糸ノ數ニヨル品
等、五升布ハ國川
貨布ノ標準布。

○光海君ノ時、女
眞ノ物興ニヨリ、
遼東ノ陸路塞リ、
北京ヘノ朝貢路ハ
請フテ海路ヲ取
ル。即平壤ノ石多
山ヨリ旅順口ニヨ
リ遼東州ニ下陸
ス。後贊地ヲ奪
還シ更ニ。

○防稱ノ蔘トハ御
川商人ノ蔘ノコ
ト。

○木ハ木蔘。
○鍾樓ハ今ノ鍾
路、當時御用商人
ノ店號アリシ處。

○明ノ使節。

如斯潤澤なりし國庫の人蔘も世祖時代に至つては既に衰兆を顯はし。明廷の貢獻も規定の外は其數を減少し其調辦に苦みし記事多く。宣祖の時代に至つて其調辦一層甚しく困難となれり。「宣祖實錄」に以下の如き記事あり。

宣祖三十六年五月、參贊官鄭欵進んで曰く、臣出納の地に在り進獻の一事を見るに、平時に倍すること大儀の如きあり。賁馬嶺南の諸席支へ難きの勢あり、而して人蔘の貢又甚しき有り焉。戶曹一郡に三斤を卜定す、三斤の蔘小と雖も百姓介介として採取するも自納する能はず。已むを得ず防納の蔘を用ひ、一斤の蔘木三十餘匹に當るに至る。故に俗に言ふ鍾樓の蔘以て進獻すべく、山に採るの蔘以て進獻すべからずと。蓋し深く嫉むの辭也。此れを以て蔘を産するの郡民は皆産を破り流じ殆んど盡く。若し把蔘を以て進獻すれば則外方の民一分の恵を蒙るに庶く而して或は支ふべし矣云々。

（此把蔘なる者は「宣祖實錄」三十五年四月の條……傳して曰く我國古より曾て把蔘の名無し。近年以來牟利狡猾の輩別に新様の蔘を作り、中國に鬻賣す。此れに因り華人の我國に出來る者謀求督納民生を剝削す國支ふる能はず……云々とあり。支那の製法に倣ひ煮熱したる今日の紅蔘の如き者なりしなり）

同月少講に御す、特進官成泳啓して曰く、戶曹は財用の府也。亂後私私俱に竭

○羊角蔘ニ付テハ第七卷其項ヲ見ルベシ。

き。軍卒の資格進獻の方物以て辨給する無し云々。又曰く……且進獻人蔘羊角の如き者極めて得難く、一斤三十餘匹に當るに至る而して亦買ふを得ず。云々……江邊の民採蔘極めて苦しむ羊角蔘尤も繼ぐべきの路無し。把蔘の如きは則ち中原の人之を好む。之を以て進獻するとせば我國の民利を蒙らん云々。本件王命により大臣に於て議したる結果は、

○明ノ皇室ニテ使用ノ時ノコトヲ云フ。

○民部即人民負擔ノ擔也。

○此時綿布ハ貨幣也。世宗時代ハ一斤三四也。

○把蔘ノ改那ヘノ變質易行ハルヘナリ。

行中樞府事李元翼、燕城府院君李恒福の意見は貢蔘只羊角を取る、十に一二を抽取するを得ず。把蔘は大小長短を俱に收めて閑淡して把と爲す。可否を論せずして採つて輒く用の中つれば其便利と爲つて宜しき萬倍なり矣。昔未だ解せず今乃ち學び得る、則ち禮部に咨稟する辭無きを患へず。第だ今の人心巧偽なり、前日單呈の羊角蔘は瑕痕露はれ易く以て巧を施し難し。今日閑淡把を成す脈節俱に隠る、以て偽を着け易し。萬一有司未だ察せず煎研に至るに及び、脱し巧偽あらば國體を虧ぐを致す、此れ慮からざるべからざる也。尤も嚴察すべし。左議政尹承勳の意見は人蔘の弊たる今日に至つて益甚し。蔘は是土産、一斤の多き數掬に満たず。而して綿布三十四匹に至る亦之を得ず。此れ他無し大なる者小なる者皆把蔘に歸して弊此に至るなり。臣前日獻議の時請ふ蔘を

○根大ニ分岐多キ生マノ人蔘。

○産地貢納ノ人民多クハ國ツテ納ムル爲ナリ。

○一本ダテ。

用ゆる勿れとは此れが爲也。頃年進獻の自蔘易ゆるに草蔘を以てす禮部の意に出づ。故に本國移蔘して換封す。今は中朝の人草蔘を求めず而して最も把蔘を要す。事知の譯官をして禮部の意を詳探せしめ、若し禮部之を許さば把蔘を以て獻に充つる恐らく妨ぐ所無けん。右議政柳永慶の意見は……目今蔘價踊貴し羊角進獻に合する者重價を以てすと雖も未だ寛め得るに易からず。謀利の徒時に乘じて其價を十倍に牙踏し此を以て民其害を被むる怨苦日に甚し。若し移蔘把蔘を以て封進せば則生民の患を蒙る必す多からん矣。但我國の人心本來巧詐亂後尤も甚し。羊角は單體にして偽を着け難きに似たり、而も頃年鐵尖を以て其中に容れ發覺せし者あり。況んや此把蔘は大小長短を合して渾淡して體を成す者をや。今端無く咨請し換ゆるに把蔘を以て封進し天廷驗納の際萬一にも此の如き巧偽の事あらば則ち大に國體を損ずるを恐るゝ也。傳して曰く、方物輕しく變ずる難しとす……との玉意により此議は止みたり。此の人蔘品種變更の事も畢竟人蔘の調辨困難に基くものたり。前記李恒福の意見は其文集たる「白沙集」に左の如く記されあり。

改買把蔘議

○入蔘ニ封ユルノ
議アルヲ人民聞知
シテ其苦痛ヨリ免
ルハコト得セシナ
リ。

○平安威鎮人蔘賣
納地ヨリノ使。

○冬至ニハ節使ト
稱シ蔘ヲ受クベク
且平安ノ爲使ヲ派
ス。

臣等て清難の思あり貢を把蔘に改むるの議有り未だ敢て遽かに以て可と爲すべからざるを慮る。但だ我國の蔘貢に困む矣。一朝是議有るを聞き中外の民情激合を忖めざる莫く今中稔に難し。中朝我國の之を行ふを准許し弊無くば則ち貢に便にして民に利にして亦一大幸也。姑く且つ之を試み勿げ無し伏して上裁をまつ。

「宣祖實錄」同年六月の條戸曹の啓に、謝恩使の行僅かに二旬を隔つ。他方の物幾んど盡く措備す。但人蔘九十斤の内二十五斤は時に未だ搯けず。兩界の人蔘差使員入京已に久し本曹日々催促督納而して各邑の貢使多くは價の布を賣して來る。市上進獻に合すべきの蔘極めて稀に貴しとなす頃日已むを得ず其中に就き擇擗の事入啓し允を蒙る。之を擗るの際納むる所の蔘は前日の如く大ならず。而して亦得難しと爲す。我國の大事は唯進獻の一節に在り而して窘迫此に至り手を束ねて措を罔ふ。大抵謝恩使の行十分力に力竭し箇々に擇納猶敷を充し封進すべし。冬至に至つては封に當るの數多く百餘斤に至る而して一兩の入手無し。行期已に迫る必ず大事を生せん。臣等徒らに自から煎悶取考。當初各道に分定して其納未納の數を覈すれば則平安道尤甚しく不納威鎮江原兩道亦多く納めず。請ふ三道監司を推考し此悶迫の意を將つて三道に下書し。上項未收の數列邑に督催し之をして星火上送せしむ如何。

傳して曰く允す。……とあり其調辨に困惑焦慮の狀賭るが如し。

同三十九年六月戸曹の啓に蔘商人等の處本曹より路引を成給し。一は以て收稅進獻の川と爲し一は以て奸細私採の路を禁す。行狀無くして往來し採買する人一切禁斷。現露の物件は官に没し重きに從ひ科罪。當初啓下の事目嚴明ならざるに非ず。而して近來產蔘の各道各官等は朝廷立法の意を體せず許多の蔘商人等に路引無しと雖も盡く私採を許し或は官中より稅を捧く。一人の犯禁捉はれし者無し。此を以て今年路引を願出する者絶無なり。各官の行ひ私に法を蔑にし進獻の重事をして手を束ねて策無く奸騙興利の徒意に任せて行略畏れ憚らざるの狀極めて駭愕と爲す。

把蔘は一切禁斷し禁を犯す者論するに一罪を以てするの事は啓下せり。把蔘造作の人及路引無き蔘商人等一々摘發し嚴に囚禁を加へ所持の物件は官没し啓開治罪の事前の事目を相考し各別申明舉行八道觀察使開城留守の處行移する如何。啓に依つて允す。

史臣が曰く進獻の人蔘今日第一の痼弊と爲る。各道山郡の民甚しきは肉を

剗るあり。戸曹は徒らに私採の禁すべきを知つて本司防納情を用ゆるの弊を

○人蔘什一ノ實物
稅。
○證明書尙許可
關。

○通行許可證。

○此稅蔘ヲ以テ貢
獻ニ充テシ也。

○把蔘ノ禁斷ハ蔘
輸出入ノ禁ヲ指シテ
一ハ爲メニ進獻ニ
支障ヲ生ズルニヨ
ル。

○一罪ハ死刑以下
同シ。

○防納トハ總テ上
納貨物及租稅ニ付
キ申聞ニテ防納ア
ルヲ云フ。

知らず。一を知つて二を知らずと謂ふべき也……とあり。以上「宣祖實錄」以上の如く人蔘の貢獻に困難を感せしにより、遂に之を把造に代ゆること、なれり。此の奏請は前に述べし「燃藜室記述」の記事にある如く光海君二年に於て實行せられたり。其時の奏文は「文苑薈華」に左の如く出づ。

貢獻人蔘乞用把造奏 光海庚戌

謹みて奏す、進獻の事たる戸曹判書黃慎等の狀啓に據る。節該□□國の年例貢獻の人蔘常に生蔘を用ゆ、乍も蠶濕を経ば則ち色□□變じて藥用に適せず。千里の貢路時を経て乃ち達す、十襲の包裹と雖も透顯損傷の慮り有り。尙かに聞く天朝の人専ら把造を用ひ生蔘を用ひずと。其必ず此を以て也。我國の人初め把造の法を解せず、頃る東征大軍出來る時分に蔘商に學び得。今は則蔘商家法の如く把造し皆行用す、天朝の人見て稱賞す。生蔘の變じ易き既に彼の如し、天朝の尙ふ所又此の如く備ふる無くして合す。天朝に奏して把造の蔘を將ひて以て貢獻に充つ。允に兩便と爲す□□具啓に因る、此に據て臣竊かに照す、小邦山谷の間に介し産蔘の□□稱す、來歲より恆貢あり。従前把造の法を解せず、惟だ生蔘を擇んで筐篋の獻に備ふ。而して生蔘は久しきに耐ゆる能はず性味

○秀吉軍ノ侵入ニ對スル明ノ機務軍此時濟南貢蔘ヲ隨從シ來ル

變じ易し。貢路遙遠多く潦暑を経る十襲の包裹と雖も未だ透濕を免れず。今や則ち其法を解し把造行用す。天朝の藥用□□□□□□□□□□物原と實用の爲にす、苟くも不適□□□□□□□□□□該部小邦歲貢人蔘許令以□□□□□□壤奠の禮を失はず。而して天朝も亦有實用□□□□□□事理此の如し。謹んで具へて奏聞す。大提學李廷龜製

此奏請は許されて爾來把造を以て貢獻を續けたり。

明時代に於ける朝鮮貢獻人蔘の量目は何程なりしかを攷究するに大凡そ左の如し。

△期日の定まれる貢獻他の物品

- (1) 正朔 賀正且の 東宮へ五〇斤 △二〇斤 世宗十三年に金銀の歲貢を免ぜられし時其代用物件中人蔘を△符の如く増加す「世宗實錄」
 - (2) 節日 冬至の間安 東宮へ五〇斤 △二〇斤
 - (3) 聖節 皇太后 皇太后へ五〇斤
 - (4) 千秋 皇太子 皇太子へ二〇斤 △二〇斤
 - (5) 歲貢方物 皇帝へ五〇斤
- (5)は他の時に併せて貢進す。後に(1)(3)は(2)の時併せ行ふ。之を併せ行ひし年代は「通

○清ノ年號ヲ配セル本項明ニ關スルモノ也。

文館志」には順治以後とあり。「萬機要覽」には仁祖十五年とあり。「明史」には嘉靖十年外夷の正朝に貢するもの但だ冬至に改むとあり皆一致せず。また千秋のこと記載無し。

△臨時の貢獻他の物品と共に

其機會に付ては、皇帝登極の賀、皇后皇太子冊立の賀、宮殿新建の賀、反亂平定の賀、叛逆伏誅の賀、皇后皇太后薨去陳慰の典物。謝恩としては、王王妃主世子冊封、前王への賜諡、被擄人女眞發還、漂流人發還對女眞との關係に於て有利なる處置に對し。賜物に對し、また單にある事件を奏請する時に以上皆表箋を上り皇帝皇太子稀には皇后に貢獻せり。其量は一回多きは二百斤より少きは五十斤にして、世宗時代迄は最も多く以上の機會には大抵人蔘は其品目中に加へられしが。世祖以降より人蔘減産の爲め漸次其品目中に是を加へざることゝなれり。

以上により遠觀推算せば、其總斤量は皇帝の特旨勅命のものを除き大體左の如し。

- 李朝初期 一年 五六百斤内外
- 世宗時代 一年 一千斤内外

○清ノ年號ヲ使用セル本項ハ明廷トノ關係ナリ。

文宗以後 一年 五六百斤より三四百斤内外
仁祖の代に至つては人蔘の缺乏甚しく到底其貢獻不能となり。遂に奏請し許しを得て白綿紙を以て之に代ゆることゝなれり。其年次は「通文館志」には亂後とし「萬機要覽」には崇徳年間とあり確たる年月不明なり。

明亡んで清朝と代るや、其主愛親覺羅氏は人蔘産地たる滿洲に發祥し。其隆興も單に武力のみならず、人蔘の經濟的利益に負ふ所多大なりしにより。開國の後故地の富源たる人蔘採撈を官營とし、内庫常に人蔘に充實せしより。復明朝の如く是を朝鮮の貢獻に求むるの要無く其貢進の苦痛なかりき。

『大清會典則例』朝貢の部には：：雍正元年朝鮮國に諭す。我朝に歸順してより藩職に恪供す、列聖以來屢次恩を施して貢物を減免す。今貢する所尙ほ減すべき者あらば、禮儀を著し其察此を欲め：：とあり。次に：：朝鮮の貢物明の時に金銀器、人蔘、馬、西亭布、粉納等數十種あり。我太宗文皇帝崇徳二年本年常貢の半を減す。世祖章皇帝の時凡そ金銀器、其人蔘、馬、西亭布、粉納を減免す：：とあれど。

『清三朝實錄探要』には：：天聰六年十一月、巴都禮察哈利董納密を遣はし朝鮮に往き歲貢額を定む：：とある中には、金百兩、銀千兩等の品目ありて人蔘無し。崇徳二年春正月、朝鮮の貢物を年貢一次と定めたる中にも、金一百兩、銀一千兩等にして人蔘の品目無し。また同八年九月、大行皇帝の遺詔にも人蔘無し。前記『大清會典則例』に人蔘ありし如く記せるは誤なるべし。

○仁祖が清ニ降リシ後、○清ノ太宗。

第二章 對等國家間の禮物としての人參

本章に於ては、對等國家間に於ける贈答としての人參に付て記載すべし。

第一節 北魏より齊或は梁に

本項は單に推定に止まる。『名醫別錄』人參の條に、陶隱居云ふ上黨郡は冀州の西南、今魏國獻する所、卽是形長ふして黃狀、防風の如し、潤實にして甘し、俗用にして服に入らず……云々とあり。陶弘景は前章に於て述べたる如く、齊と梁とに關係あり。此魏國の相手方は右の二國の中、何れかならざるべからず、また獻すとあれど、魏とは對等國たれば、國交の禮物として贈りたるものなるべし。因みに記す、晋の張華の『博物志』に、魏の文帝の記す所、諸物相似て亂る者……の中に……齊、苻人參を亂る……とあれば、此時代にも人參は一般に廣く認識せられたるを知るべし。

第二節 渤海より日本へ

『續日本紀』に、聖武天皇天平十一年七月癸卯、渤海國文王の使己珍蒙が到着し、同年十月丙戌に入京し、其時に奉呈したる國書の別幅品目中に入參三十斤あり。

○上黨ハ魏ノ領土
内、唐シクハ第七
卷上黨人參ノ項ヲ
見ルベシ。

○西紀七三九年。

此國使の用件は文王の即位を報じ、前の如く隣好を修むることを請ふと共に、併せて日本の遣唐使平群朝臣多治比廣成が、唐より歸朝の途中、難船に遭ひ、渤海領の海岸に漂着せしを救助して、日本に送還する爲の使命なりし。而して此一行は、途上日本海にて颶風に遭ひ、正使若忽州都督胥要徳の乗れる一船は沈没し、乗組の人々皆溺死したるも、幸に副使己珍蒙と廣成の乗れる船は辛くも到着せり。

人參てふ文字が日本の史上に現はれ、且其實物の入りしは、此時を以て始とす。其國書の本文左の如し。

欽武啓。山河杳絶、國土夏遙、仰望風猷、唯願傾仰。伏惟天皇聖勅、至德退暢、奕葉重光、澤流萬姓。欽武忝繼祖業、濫擿如始、義洽情深、每修隣好。今彼國使朝臣廣業等、風潮失便、漂落投此、每加優賞。欲待來春、放廻使等、貪前苦請、及年歸去。訴詞至重、隣義非輕、因備行資、卽爲發遣。仍差若忽州都督胥要徳等、充使領廣業等、令送彼國。并附大蟲皮、龍皮各七張、豹皮六張、人參三十斤、蜜三斛、進上。至彼請檢領。

渤海と日本との交通は、此歲より十二年前の神龜四年に始まり、其國の滅亡する迄約二百年間に於て三十有餘回使を派し來り、方物を貢し、且貿易を行へ

○此。

り。日本に於ても特に渤海航行の大船を造り、或は渤海語を習はしめ。又時々使を派し、或は入唐の途を借る等相當に親密なる關係を保持せり。彼の領土は今の滿洲を包容し、人參も其國産の一なりしかば。吾國史には前の一回のみ別幅品目の記載ありて、其中に人參あり。其他は品目の記載無しと雖も、事實に於ては猶數回人參を獻進したりと推定すべきなり。

此奈良朝以降の時代は唐との頻繁なる交通により、其醫方も醫書も傳來せり。尙此前文武天皇の大寶令醫疾令の中に醫事教育の制度も藥園の制度もあり。醫生には新修本草等の書を講讀せしめれば、人參の必要藥品なることも十分知了せしにより。此渤海の禮物は貴珍として受取られ、皇室の御用に供せられたるものなるべし。

第三節 高麗より日本へ

高麗朝と日本政府との交通は、宋雀天皇承平七年(太祖二十年)使を大宰府に送り、牒狀互市を請ひしに始まり。爾來時々牒狀を大宰府に送り互に交通を續けしが、特に使を中央に遣し來りしは日本に在つては北條時宗の執權時代、高麗に於ては元宗より忠烈王の時代。所謂元寇の前より始まり、或は高麗獨自に或は

元使と共に數回使を大宰府或は鎌倉に派したり。此時迄の國交禮物のこと、永祥元年の時の外は不明なり。元寇の後一時兩國の交通絶えしも、爾後漂民送還並倭寇の制壓を請ふべく使を派するに至れり、其中禮物に人參を使用し、また使用したりと推定せらるゝもの左の如し。

(1) 辛禰王元年二月判典客寺事羅興儒を遣はし日本に聘す……と「高麗史」辛禰傳に出で。同書羅興儒の傳に……辛禰の初判典客寺事書を上つて日本に行成を請ふ、遂に通信使を以て之を遣はす。辛巳東征の後より日本我と交好を絶つ、興儒の初めて至るや、謀者たる疑ひ之を囚ふ。良柔なる者あり、本と我國の併也、興儒を見て遂に之を釋すを請ふ……とありて。禮物の記事無けれども。日本の文獻文書には之有り、即ち。

『愚管記』に……永和二年五月三日丙辰、俊任爲勅使來。高麗國牒狀領人參二十斤、皮五并武家執達之申詞等如此。何様可有沙汰乎、余申云、此事國家重事、六相副之候、輒難計申候。被行殿上定可被決詳議乎。牒狀之趣、海賊可被禁制之旨也。大概同貞治之牒狀。但今度高麗一國之牒狀也。とあり『東寺文書』には

○辛禰王二年、
本是初義調。
○日録。

高麗使者羅興備以下同進物等被召上之由事。去月六日御教書并同月十九日施行案如此。早任被仰渡之旨用意人夫傳馬雜事以下致警固可被勘造之由也。仍執達如件。

永和元年十二月九日

備中守 在列

赤穂郡寺社本所地頭御家人御中

高麗使者羅興備以下同進物等被召上由事。今月六日所被成御教書也。早任被仰下旨用意人夫傳馬可被致分郡警固狀如件。

永和元年十一月十九日

右近將監

守野備前權守殿

此時本人は間諜の嫌疑により九州に於て一旦囚禁せられしも。後之を國使と認めて待遇し其人參も足利義滿の手に納められしことは次項記す如く其返禮品を贈れるにより推定せらる。

(2) 辛禍二年十月羅興備日本より還る。日本僧良柔報聘彩段畫屏長劔鏤金龍頭

○此行は復一箇年九箇月ヲ要セリ與備因禁ノ長キヲ知

酒器等の物を獻す。「高麗史」辛禍傳。

(3) 辛禍三年五月判典客寺事安吉祥を日本に遣はし禁賊を請ふ。「同上」

(4) 辛禍三年九月大司成鄒夢周を遣はし日本に報聘す且禁賊を請ふ。此報聘とあるは安吉祥の日本に赴きに對し此年八月に日本國僧信弘來り報聘すとあるものに對するものなるべし。「同上」

(5) 辛禍四年十月版圖判書李子庸前司宰令韓國柱を遣はし日本に如き禁賊を請ふ。九州節度使源了俊に金銀酒器人參。席子虎豹皮等の物を遣る。「同上」

○後ノ願。

右(3)と(4)は九州に赴きしものなれど其國書は今川了俊に迄差出し京都足利將軍に取次を請ひしものなれば。禮物の別幅もあり(1)の時と同様其品目中に入蔘のありしことを推定す。

第四節 李朝より琉球へ

琉球より李朝への交通は太祖元年八月中山王が使を遣はし來りしに始まり、其中世宣祖王の時代迄三十餘回の使者派遣あり。李朝より直接使臣を遣はしたるは太宗十六年に倭寇が轉賣したる被擄者たる朝鮮人を得べく護軍李藝を使はしたることの唯一回のみなれど。九州より來る使に託して信を通せしこ

と賈あり。而して右三十餘回の使者の中には、眞實の琉球國使の外に九州の貿易商人が琉球の國書を受け來り、國交に名を假り貿易の仲介を爲したりと觀るべきものあり。又對馬に於て假作したる者もありたり。

「世祖實錄」十三年八月の條に琉球の使僧同昭、東渾等の來れる際大司憲梁誠之上書に……臣聞、今木綿一萬匹、縮紬五千匹を以て琉球國に送らんとすと。臣竊かに以爲らく、未だ可ならず、琉球國は本と小國也、遠國也。隔海萬里、風馬牛相及ばず、緩急ありと雖も相救ふ能はず。……琉球は本と行販の國也、今其利を重くせば、後來も來ること是の如し。日本は隣國也、大國也、若し之をもて例として請はゞ辭なし……中國之を開かば不可と爲さん。彼の使は本と九州の人眞假未だ知れず。今司膽濟川兩司に儲ふる所の綿布は、則ち二十餘萬匹、縮紬は只二千匹、古へより千萬匹を以て琉球に贈る未だ嘗てあらず。請ふ綿布一千匹、縮紬五百匹を以て其の使者に付せん……とある如き。其貿易の巨額なりしを知るべく。また「世宗實錄」十九年十一月の條には、禮曹より……琉球國往々來聘す、我國其文を譯して通解する者無し。倭譯中其文を解する者を訓導とし、倭學生に教習せしめん、玉は之に従ふ……ある如きは其交通を政治上重んぜし

を見るべし。

總じて琉球との通好は——間々中には大藏經を請ふ如き用件と貿易とを併せて來りし者もありしかど——國交を名とする貿易たりしなり。其中李朝各王の實錄に出でたる人蔘記事あるもの左の如し。

世宗十三年十二月	琉球國王へ	一〇〇斤	其國の使臣夏禮文、普結制に他品と共に授く、回禮
端宗元年六月	右同	二〇斤	使者道安右同。道安にも二斤下賜
世祖八年正月	右同	一五〇斤	右同普須吉に右同
世祖十三年八月	右同	一五〇斤	右同、同昭東渾右同。右二人にも各十斤を下賜
成宗二年十二月	右同	一〇〇斤	使僧敬宗に他品と共に授く
成宗八年七月	右同	五〇斤	使臣丙原里主に他品と共に授く
成宗十年七月	右同	一〇〇斤	右同新時羅に右同
成宗十一年七月	右同	二〇斤	使僧敬宗に右同
成宗二十三年十二月	右同	四〇斤	使臣也次郎に右同
宣祖三十九年八月	右同	一〇斤	琉球漂入北京へ轉送の時琉球王への國書別幅禮物中の一品として「光海君日記」に出づ

以上の外の使節記事には回禮の品目の記載無き者多く人蔘を費らしたるは猶他にもありしと推定す。

第五節 李朝より足利政府へ

李朝の太祖李成桂は高麗の武將として、其末期に於て最も猖獗を極めし倭寇の討伐に當り。其武力の侮るべからざるを體驗し、東方の患憂が國礎を搖動する事を覺りしが故に。一面には大に海軍を整備して之を撃破するの策を立つると共に、一面には外交工作を以て其襲來を緩和せんとし。高麗末期に於て鄭夢周を九州探題今川了俊の許に遣はせし如き姑息の方策より更に數歩を進め、日本との國交を渥ふし、足利政府、其配下九州の澁川長門の大内對馬の宗等等大、小名の手により海賊を討伐せしめ。且つ對馬を以て其國交の仲繼者併せて情報機關とするの經綸國策を實行し。爾來歷代其方針の下に彼我の交通行はれたり。此等李朝と足利政府との交通は變態の貿易とも觀るべき一面ありと雖も、是れは寧ろ附隨として觀るべく。其本體は純然たる國交なりし事は、双方の國書の文によく表現せるに考すべし。特に足利政府に於ては、崇佛の關係より朝鮮に大藏經并其經板諸經佛書佛具等を得んとせし事を交通の主要なる目的とせし事もありし。故に李朝唯一の佛敎王たりし世祖と足利八代義政との間の如き、法域共生の情脈相通せることよく國書の上に表現せり。世宗十一年十二月に前年、日本に赴きし通信使朴瑞生は、よく四國中國九州等海賊の系統と往

○對馬ニ於テハ借
仙護送ノ爲此時特
ニ北海行ノ船ヲ新
造シ改質ヘ航路ヲ
取ラントセルモ、
朝鮮ニテハ其使行
ヲ中止セリ。

還の事情を探り來り。此等の首領には足利の權威少しも及ばず、是と交通聘禮するも海賊の扣制には何等の効無きを啓せしにも不拘、爾來交通を續け成宗王の時代、日本に於ては應仁の亂後猶細川山名等相確執し亂兆の歴々たる其情報の到達せる後に於ても。王は數回の聘禮に回答せざるは國交の禮に缺くるありとして、同王十年日本へ使を派し。瀬戸内海の航路危險なるより已を得ず對馬より歸還せし事實あり。足利よりは吉凶共慶弔の禮を完全には盡さざりしにも關せず。又ある時は其使者を冷遇せしにも不拘之を咎め乍らも猶交通を續けて其禮を全ふせることもありたり。足利の末期に至りては其通交の數大に減少せるも猶時々使を派したり。

以上記せる交聘の彼我禮物には、互に十分の意を用ゐて品目を精選し。日本よりは甲冑刀劍漆器扇屏風絹金銀鍍金の食器等室町時代の工匠の手に成れりと想はる、物を以てし。朝鮮よりは虎豹皮花席(莞草即ワシグサ)清蜜貂皮綿布麻布柏子(ヒノキ)人蔘等の上好品を以てしたり。

其中の入蔘に關する記録は下表の如し。而して其禮物の人蔘が主流社會の醫藥の料となりしことは第五卷人蔘醫藥編中に記せる如し。

李朝より日本國王(足利)へ入蔘贈進表 (他の物品は省く)

年代	斤數	贈先	使	其	他
日本應永六年八月	不明	足利義持か同義満かは不明	戸曹典書福云嗣を遣はす、海賊討伐の謝意		
日本應永九年五月	五〇斤	足利義満へ	回禮足利の使者に授く		
日本應永十三年二月	一〇〇斤	足利義持へ	工曹參議尹銘を遣はし報聘途中船覆没して達せず 前海州牧使梁備を遣はし報聘併せて義満の謝を弔す		
日本應永十七年二月	五〇斤	右同	仁寧府少尹宋希環を遣はし報聘		
日本應永二十七年正月	五〇斤	右同	判繕工監事村安臣を遣はし回禮		
日本應永三十二年二月	一〇〇斤	足利義量へ	回禮日本の使者景綱に授く		
日本應永三十二年五月	一〇〇斤	足利義持へ	大司成朴瑞生を遣はし新立の賀と前主の薨を弔す 使者宗金、道性に授く		
日本正長元年二月	二〇〇斤	新立の賀 足利義教へ	使者宗金、道性に授く		
日本永享二年二月	一〇〇斤	右同	回禮見利の使者富温に授く		
日本永享三年三月	五〇斤	右同	回禮上護軍李麟を遣はす		
日本永享四年九月	一〇〇斤	右同	回禮通信使兼知中樞院事李孝文を遣はす		
日本嘉吉三年十月	一〇〇斤	足利義勝へ			

日本文安元年正月	一〇〇斤	足利義政へ	回禮日本の使者光嚴に授く
日本文安五年八月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者正祐に授く
日本寶徳二年五月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者景綱に授く
日本康正二年七月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者全密に授く
日本長祿元年五月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者秀彌に授く
日本長祿三年六月	一〇〇斤	右同	通信使兼知中樞院事宋處儉を遣はす途中船覆没達せず
同 年 八 月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者順基に授く
日本寛正三年十二月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者光以藏王に授く
日本文明三年二月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者正球に授く
日本文明六年六月	一〇〇斤	足利義尚へ	回禮日本の使者榮弘に授く
日本文明十四年五月	一〇〇斤	右同	回禮日本の使者元菊に授く
日本明應三年六月	二〇〇斤	足利義種へ	

右太祖より成宗迄の實録の記載なり。其中に誤謬と脱漏あることは、『善隣國寶記』には寛正三年に朝鮮國王より人蔘一石筋を進めし記事あり。「世祖實録」寛正三年に該る年に日本使者の來りし記載無し、右三年は三年の誤なるべし。また『善隣國寶外記』には成

化二十三年七月日本長亨元年朝鮮國王李璽より人蔘一百觔を他の物品と共に進めし記事あり。「成宗實錄」には十八年四月日本國王源義政使僧等璽を遣はし來聘とあり同年七月等璽は王に辭見せる記事あるも回贈物品の記載無し。右善隣國寶外記の日付と實錄の記載と一致す蓋し此使僧に託せしものなるべく。右の類他にもあるべし而して又彌山君以降の日記實錄には日鮮國交贈答の品目を省略せるを以て、上表の外に入蔘の日本に入れるもの猶多かるべし。

第六節 李朝より豊臣秀吉並徳川政府へ

第一項 李朝より豊臣秀吉へ

朝鮮に於ては東隣日本に大英雄出でて六十餘州を統一し。霸業成つて其國勢に一大變化を來したることの真相を十分に覺知せざるの時。宣祖王二十年八月對馬島より新王の使來る旨の通報あり茲に於て王は其國王を廢放したる纂弒の國は接待すべからず。其の來使當さに大義を以て開諭入送せしむべからずとなし。此議を秘密に従二品以上に議せしめしに。皆曰く化外の國は禮儀を以て責むべからず使臣來らば接待すべしとなし遂に入京せしめたり。此秀吉の旨を受けたる對馬守宗義智の派遣せる其老臣袖川康廣は朝鮮より日本へ通信使を派遣すべく交渉せしも要領を得ずして歸還せり。次で秀吉は宣祖

○日本天正十五年

二十二年の春再び宗義智を遣はせり。一國の領主が日本の國使として來鮮せしは空前絶後なり。義智は通信使派遣の事を督促せしも在昔其議決せず言を左右にして之を避けんとせしも強硬なる談判により。遂に同二十三年三月通信使實は内情探問として正使黃允吉副使金誠一を派遣することとなり。義智と共に京城を出發し同年七月京都に到着せり。此時の禮物として他品と共に人蔘を賣らし秀吉に贈進せり。其斤量は『續善隣國寶記』に壹百觔と記され「春官志」にも備邊司にありし「倭情備覽」と云ふ一書昔年史世用の持する所にして。其中に此時の人蔘百斤とありし……云々と出づ。而して事は尊狙折衝に圓滿なる解決を見るを得ずして遂に前後の大兵を動かすに至りしなり。

第二項 李朝より徳川政府へ

李朝と徳川政府との交通は日本慶長十二年朝鮮宣祖四十年に始まる。是より前秀吉の文祿慶長役後兩國の國交は斷絶せり。家康が霸府を江戸に開き征夷大將軍の職に就くや國交の回復を欲して對馬の島守宗義智に内意を傳へ朝鮮に居中交渉を試ましめし。朝鮮に於ては家康の誠意を疑ひまた一面には

猶大坂城には秀頼の儼存するあり。若し家康と交通せば秀吉派遺類の怨を買はんかとの疑惑もあり。且つ王は日本には怨恨骨髄に徹せしことなれば是と國交を欲せざりしも對馬の理義利害より脱ける切なる勸告もあり。若し之を拒むに於ては後害の測るべからざる事をも深慮し遂に明廷に媾和の承認を受け。宣祖三十八年先づ僧惟政即ち松雲大師と孫文政を日本に遣はして事情を探問し。次で正式に使節を派遣することとなり爾來幕府の末期迄平和の國交を繼續したり。其禮物は日本よりは甲冑刀劍屏風漆器金銀器等々にして朝鮮よりは虎豹皮貂皮緞子麻布花席蜂蜜箱子^{ヤブ}人蔘等を以てしたり。其年次と人蔘の斤量左の如し。

李朝より徳川氏に人蔘贈進表

番號	次 年	人蔘斤量	用 件	使 節 其 他
1	宣祖三十七年七月 日本慶長十年	人蔘 五〇斤	事情探問	僧惟政及孫文政を遣はす。
2	宣祖四十年正月 日本慶長十二年	人蔘 二〇〇斤	平和克復修好徳川秀忠へ	正使呂祐吉、副使慶通を遣はす。
3	光海君九年五月 日本元和三年	人蔘 二〇〇斤	海内統一を賀する爲め	徳川秀忠へ正使吳允謙、副使朴梓を遣はす。

○徳川ノ贈高ニハ
總テ四ノ數ヲ用キ
不日本ニ於テ之ヲ
戻ルニ由ル。

番號	次 年	人蔘斤量	用 件	使 節 其 他
4	仁祖二年八月 日本寛永元年	人蔘 一〇〇斤	家光の將軍職を賀する爲め	正使鄭昇、副使姜弘弼を遣はす。
5	仁祖十四年八月 日本寛永十三年	人蔘 五〇筋	日光家康の廟に焚香の爲め	正使任統、副使金世謙を遣はす。
6	仁祖二十一年二月 日本寛永二十年	同 人蔘 五〇筋	世子竹千代の誕生を賀する爲め	正使尹順之、副使趙綱を遣はす。
7	孝宗六年十月 日本明暦元年	人蔘 五〇筋	家綱の襲職を賀する爲め	正使趙瑨、副使俞珣を遣はす、此時日光の廟に焚香す。
8	肅宗八年五月 日本天和二年	人蔘 五〇筋	網吉の同上	正使尹趾完、副使李彦綱を遣はす。
9	肅宗二十七年五月 日本正徳元年	人蔘 五〇斤	家宣の同上	正使趙泰億、副使任守幹を遣はす。
10	肅宗四十五年十月 日本享保四年	人蔘 五〇筋	吉宗の同上	正使洪致中、副使黃璠を遣はす。
11	英宗二十三年十二月 日本延享四年	同 人蔘 五〇筋	家重の同上	正使洪啓嶸、副使南泰晉を遣はす。
12	英宗三十九年八月 日本寶暦十三年	同 人蔘 五〇筋	家治の同上	正使趙曠、副使李仁培を遣はす。
13	純祖十一年五月 日本文化八年	人蔘 三〇筋	家齊の同上	正使金履翁、副使李勉求を對馬へ遣はす。

以上の年月は朝鮮國書の日付に依る。上記人蔘の斤量は「通文館志」「同文彙考」「春官志」「續善隣國寶記」「朝鮮往來」「外蕃通書」「異國日記」「續視聽草」「義演准后日記」「天祿院殿御實記」「常憲院殿御實記」「朝鮮信使登營式同一行座目」等に據れり。其中考説すべき點あり左の如し。

△「通文館志」には概括的に日本への贈進人蔘を國王への別幅人蔘五十斤：若君の前別幅三十斤と記せるも各使行皆然りしには非ず。唯書式の一例を示したるものと解

すべし。

△(2)の二百斤は元と朝鮮の國書には五十斤なりしを改竄せしこと『方長老朝鮮物語』：
 ……十二年丁未朝鮮の三使呂順吉慶通丁好寬來朝す。先づ對馬に逗留し御禮の儀
 式を相談す。進物の品々松雲の時の例にて輕微なりければ對馬にて各相談し；；此
 度は御上意にて秀忠公御家督御喜の信使なれば餘り輕くては如何あるべし。且つは
 朝鮮の外聞なればとて三使と談合し進物を調へ別幅を書改めけるとなん；；とあり。
 『外蕃通書』には方長老口上野書林春澤朝鮮物語に載すを引きて右と同様のことを考證しあり。此
 記事の正しきは慶七松の『海樞錄』に此時の信行國書別幅の入蔘を五十斤と記し。
 「春官志」にも同様に記せるにより立證せらるべし。

△(3)の二百斤も蓋(2)の時と同じく改竄せられしものなるべし。此時代は朝鮮に於て人蔘
 の尤も缺乏し價の暴騰せる時代なれば初め其量を少くせしと推定す。

△(6)の三十斤は慶有公に奉りしものなりとの『外蕃通書』の考證あり。

△(8)の中三十斤は徳松君に奉りしとの同上考證あり。「東樞日記」に此三十斤を若君の前
 と記せるに適合す。

△(11)の三十斤は大御所西・城に各獻せしものなりとの同上考證あり。「梅樞日記」に：；戊
 辰は則ち太犬君若君あり：；今番は既に太犬君無し又若君に封ぜず：；云々と。人
 蔘の割充に付て記せるに適合す

△(7)の斤数は「扶桑錄」に(10)は「海遊錄」に(12)は「海樞日記」の記載と相違無し。大體
 に書物奉行たりし外蕃通書の著者近藤守重の記述の正確さを認めらる。

○慶有公ハ家嗣ノ
 院號慶有院ノコト
 當時慶有ノ將軍ト
 シテ生歿ス
 ○徳松ハ綱吉ノ長
 子
 ○西城即チ西ノ丸
 戊辰ハ此信使ノ江
 月ニ到着シタル年
 ノ干支

○蓋(2)ノ二百斤ハ
 蓋(2)ノ二百斤ハ
 蓋(2)ノ二百斤ハ

△(7)の時信使が日光に赴き家康家光の廟に焚香せし際幣帛として進めし品目中に各人蔘
 十五斤ありしこと「春官志」に出づ。(5)に付ては「通交箱志」に崇禎丙子の信使任
 統は兩國の和成りしは家康の功なりとし其廟榭現堂に焚香を家光より強ひられ已む
 を得ず赴きしことを記し、焚物品目の記載なし。家光の廟大猷院に付ては乙未信行の
 時致祭せしを記せるも焚物の記載無し。

徳川七代家繼襲職の時の信使無きは在職三年餘にして薨じ是を遺すに遺無
 かりしによる。純祖以降は日鮮共に此信使派遣の爲兩國互に國帑を消耗する
 事尠なからず。人民賦役の負擔の苦痛日本に於て受命諸侯の負擔も亦多大なるにより雙方
 協定の上對馬に於て互に信使を交換すること、し。徳川十一代家齊が將軍襲
 職の時より實行せり。此前年の「純祖實條」十一月の條に：；禮曹と通信裁
 判の差倭。講定節目(對馬と打合野書)及通信應行事を以て奏啓す：；とある中に：；
 公禮單大君の前人蔘三十斤：；虎皮七張豹皮十張：；儲君の前人蔘三斤：；
 とあり。總て國交禮物の品目を従前より減縮したり。而して對馬に於ける兩
 國使臣會合の事は此時の一回のみを以て爾後信使の交換は止みたり。
 對馬が特に徳川將軍の爲めに朝鮮に入蔘を要求したる事は唯左の二例あり
 のみ也。

○本作松平定信ノ
 獻議ニ基ク

○日本文化八年、
 朝鮮純祖十一年五
 月、對馬ハ對馬ノ外
 交係主任

圖版第一 朝鮮信使行列繪卷物(京城本町進辰馬氏藏)の一部

此圖は朝鮮信使の一行が其宿所たる江戸淺草本誓寺より登城の時の行列を描けるものにして、總人員一一九人、内韓人二〇三人、他は護衛の徒士與丁馬夫等の日本人なり。筆者は信行の一員たる國書寫眞の手に成れるもの。時代は其人數等より觀て四一頁中の11か12に當るものと推定す。

極品の揀蔘、參拾斤賣し來り以て上用に副ふ。今懇求する所例外に出ると雖も、貴府幸に此意を體し。速かに賜はつて數の如く應付せらる、易そ感激に堪へん。

とありしに、彼其事を果さず。後享保三年戊戌に至り、斤數を減じ且是を質參とし、東萊府使をして書を復して。

求むる所の揀蔘、事規外に出づ、數亦過多。而して是緊要の藥用に係る、未だ准じ副はず。特に質を許し貳拾斤を送る。隣好の誼然らざるを得ず。而して貿易の時に至つては、書契従前元と此事無し。來後は則ち一に舊式に遵ず是れ望む所也。

といひし故、我州は其求請を改めて貿易とし、且斤數を減じ、またことさらに延行して其期を失せし事、誠信の道に在てかくの如くなるべからずとて。姑く其書を受けて人蔘を還されしに、譯官等累りに此事を哀訴しやまざりし故。やむ事なく、代官をして其價によりてこれを質せしめられたり……とあり。

本件は七代將軍家繼の病により、對馬をして特に最良の人蔘を朝鮮に求めしめしものなるも。釜山對馬屋敷の代官が東萊府使への交渉要領を得ず。また

東萊府使の中央政府への啓本事實を盡さざりし爲め。廟議に於ては從來より對馬の執拗なる種々の要求に累せられし經驗により。是が後日の慣例となるを恐れ在苜回答を與へず使は三年滯留せしも。遂に家繼の病の急に應ずるを得ず其薨去してより三年目に至つて結末を告げしなり。

本件「肅宗實錄」四十一年十月の條にも左の記事あり。

大臣及備局の有司堂上を引見す。領議政徐宗泰言ふ對馬島主好品の人蔘を得んことを請ふ此れは乃ち後弊に關す諸臣に下詢して可也。左議政金昌集判尹闕鎮厚禮曹判書趙泰考、戶曹判書李健命、兵曹參判李光佐皆曰く後弊に關するあり宜し防禦すべし、上曰く科外の別求は必ず後弊を貽す防禦する可也。

同四十四年三月の條に：東萊府使趙榮福は、人蔘求買の差倭が書契を以てせるも是が回答を許さず爲めに留館去らざることを上言せり。本件に付ての左議政趙泰采の意見としては、遠人を殺するの道として姑く答送を許すも妨げなかるべし。王は曰く三年館に留つて去らず其習賊に悪むべし、而して病を以て藥を求むるは他と異なるあり。書契に答へ人蔘も亦改品して以て送るべし。とあり。

○此ノ三年留館トアルハ家繼薨去ノ年ヨリ其前々年迄ヲ指セルモノニシテ所謂ツメ催促ヲ爲セルモノナルベシ。

以上は徳川時代に於ける朝鮮人蔘渡來史中國と國との通交上の人蔘全部の記述也。徳川の初期に於ては高貴藥としての人蔘の使用漸く弘布せんとし。四代將軍の頃以降に於ては其靈藥尊重心一層昂騰せしにより李朝よりの贈物としての人蔘は、他の虎豹皮鷹等と共に將軍の心を喜ばしめ。國交贈品たるの使命を完ふしたるものと謂ふべし。

猶此人蔘の調辨竝輸送等に關しては、第三章第二節に於て併せて記す所あるべし。

第七節 清より朝鮮へ

仁祖九年三月四日、清が國號を金と稱せし時代に：平安道に於て金入勾管の官より仁祖に啓したる中に：早朝譯官張世兎をして金差に入見せしむ、汗の書を見ることを要む出送を肯せず。汗の書は則ち凡そ二套、一套は則ち人蔘十斤、單子八盛、一套は則ち八盛三單。而して一は則ち國書答ふる所、金國の汗朝鮮國王に奉答す。春使遠く来る始めて貴王の起居を知る。云々。以て土宜を付す。云々。「亂中雜錄」續。

此時の人蔘は必ず京城に到着せしものなるべし。

○前記ハ朝鮮が清ノ太宗ノ第一回討伐ヲ謀リシヨリ五年日。本項ハ同七年日ニ當ル年ニシテ朝鮮ノ金トハ兄弟ノ位ヲ以テ對等ノ交際ヲ模ケン時也。
○中江ノ貿易市場ノ開來ニヨリ開キシモノ。

此記事は『清三朝實錄探要』に……天聰五年春正月上は英俄爾岱に命じて朝鮮國王に入參を賜ふと……あるに符合す。

次に仁祖十一年(崇禎六年)十一月の條に……戊午金差龍骨太英俄爾岱と同じ平壤に到る。先づ汗の書を送る。書に曰く金國の汗書を朝鮮國王に致す。來書を見れば市の事既に絶ゆるを言ふ。而して兩國の和好相通市せざるは理宜しからず故に茲に价を遣はし意を達す。諸凡の言語盡く差人の口頭は在り……云々……又曰く向きに遠く賻を承く未だ謝を致すに遠あらず。今薄物を備へて聊微誠を表す。黑貂十張、人參十筋謹んで具へ送上す幸に惟れ昭領せよ。『仁祖實錄』

産蔘の郷たる朝鮮が他國より國交上の禮物として入蔘を受けたるは前後此時の二回のみ也。尤も此時代には朝鮮に於ても人蔘の甚しく缺乏して藥川人蔘を北京より買來りし時なりし。

第八節 清朝より西洋及東印度へ

(1) 清の世宗より羅馬法王へネダクト十三世へ

此時代時々羅馬法皇より使を派し來れり。雍正三年の條に……又西洋國教

○西紀一七二五年

○雍正三年ノ記事

ニハ王名無シ別項ニ西洋伊達里亞國教化王伯納多トアリ。

○歐洲へ入參ノ入リシハ十六世紀ノ末ナルベシ。但五卷ヲ見ルベシ。

○安南。

化王入貢奉勅以下清朝より羅馬法王への國書の一部覽王奏並佳方物具冊誠。

我皇祖仁皇帝怙冒萬方無遠弗届。龍升遐中外臣民悲思永慕。朕繼承大統勉思紹述前徽。教化王遠行陳奏咸先帝之垂恩。朕躬躬之衍慶周詳懇至辭意虔恭。

披閱之下朕心嘉慰使臣遠來。朕已加禮優待。至於西洋寓居中國之人朕以萬邦一體爲懷。時教其謹飭安靜果能慎守法度行止無愆。自推恩撫卹。茲因使臣歸國特頒斯勅並賜雜段錦段大段六十疋次段四十疋。王其受領悉朕倦倦之意。

特賜國王貂皮人參各色雜段錦段大段次段洋漆器漆器芽茶紙墨鏡扇香囊等物。『大清會典則例』

(2) 清の世宗よりホルトガル王ジョアン五世へ

雍正五年の條に西洋博爾都爾國王入貢……國王に大蟒段雜段倭段……等を賜ふ。……特賜人參內庫段漆器漆器芽茶紙墨鏡扇香囊等の物とあり。『同上』

(3) 同上より南掌國王に

雍正七年の條に人參六斤他の物品と共に特賜せし記事あり。『同上』安南に入參を賜與せしは此時一回のみなり。

第三章 國と國との禮物以外外交上に使用されたる人蔘

本章に於ては外國の使に對し國王より人蔘の賜與。及朝鮮の國使が外國に於て國交上人蔘を使用したる事實に付て説明せんとす。

第一節 高麗と後唐後晉契丹宋明等の使者との關係

本項に付ては明との外は史に記載を缺けり。其中契丹宋元の使節は屢高麗に入來れり、此等に對し王より國交上種々の物品を贈り其中に人蔘ありしことを推定すべし。恭愍王十八年四月に明の太祖は倪斯を遣はし來り、其中國に主となりしを告げたり、此時宰樞より人蔘藥物を贈りし記事「高麗史」にあるのみなり。

第二節 李朝と明清の使者との關係及朝鮮の使者と明の大官との關係

朝鮮と上國支那との關係は李朝に至つて一層緊密不離の度を加え、藩屏附庸

○火者ハ唐ノ使ヲ候

○天朝ノ使ノ意。

○初メ迎贈門ト稱ス。

の實金く成り事大奉仕は立國の一要義たるに至れり。故に明廷に對しては誠意之に仕事唯及ばざらんことを是恐れたり。清朝の明に代るや、胡人として侮蔑せる觀念と討伐を蒙りし深怨とは牢乎として抜けず、之に仕ふるを難んせしも。保國上臣禮を餘儀なくせり。斯くて國初より日清戰爭迄約五百年明清の控制を受けたり。其間政治上上國の使節を迎ふるの機會多く、王王妃主世子の冊封使を其主なるものとし。皇帝より諸般の詔を頒ち、勅を降す詔勅使、後宮に要する處女、火者を徵發するの使、軍用の牛馬を徵發する等々の使節多きは一年三四回少きは四五年に一回、數百人の一行、威風堂々として入國せり。朝鮮に於ては明代に於ては或は是を天使と稱し、清代に至つては初め胡使、金使、汗の使、虜使、後には清使等と稱せしも。其尊ぶと、貶するるとに論無く、是が送迎接待の如何は延ひて國交に及ばし、國脈に至大の影響あるが故に。上下逸々として國を傾けて奔競盡瘁し、其一顰一笑をも忽かせに見ず、禮遇到らざる無かりき。其使節の一行、鴨綠江を渡りて足一度鮮地に入るや、王は重臣を派して之を迎へ、優遇是努め、使節の一舉一動一言一語は直ちに京城に馳報され。其着京するに及んで、王は出でて敦義門外の迎恩門に迎へ、其宿泊の爲め特設せる大平館に入らし

め；；優厚禮接、或は重臣を派して問安し、或は親ら館所に訪問し、燕樂を設け、妓生を待宿せしめ、物品を贈り、其歡心を買ふに汲々たりし。歸還の時亦上に同じかりき。

明代に於て國王よりの——上王ありし時は上王よりも——贈品中人蔘は主要なる者なりし。而して國初より宣祖王の前期迄に來りし使節は比較的貪慾ならず。國王より贈る人蔘は正使副使に對して一人各三十斤餘を事例とし、其外に求請ありしとするも。世宗十二年七月に來りし尹鳳の四兩を最小量とし、成宗十一年六月に來りし鄭同の二百斤を最大量とせし如きに過ぎず。贈品の外使節が自己の携帶物品と人蔘とを交易するの事例も間々ありて。世宗五年八月に來りし海壽の平壤に於て絹と交易せし人蔘二百斤ありしを最大量とせり。中には最清廉なるは中宗三十二年三月に來りし龔用卿の如きは固辭せしを王が強ひて湯茶の蔘なりと曰ひて受けしめし如き。宣祖二十八年九月に來り豐臣秀吉冊封の爲め日本に赴く李宗城の如きは一切の贈品を斥け人蔘のみは海外に赴く藥用に切なりしとし之を受けし如き。以上何れも人蔘を自家の使用品とする意志以上に出ず、亦後段の如く人蔘を貴重貨物とし取得して是に

より大利を得んとする考慮無かりしにより。人蔘銀其他の爲めに國家の財政に動搖を來し、延ひては當該民衆をして誅求に膏血を搾取せらるゝ如き事無かりしを幸とせり。以上「各代王の實錄」

國初に於ては人蔘豊富なりしにより、明使の道筋に當る平安、黃海、京畿の地方官よりの私禮物品中に人蔘あり。世宗五年六月に是を三觔に制限せしこと其實錄に出づ。

然るに明末に至りては、其使節の貪慾甚しく、宣祖三十五年に來りし顧天梭の如きは、誅求掠奪の甚しきものあり。爾後の使節此例多く、國庫の乏缺を來し、其調辨の經理に苦心慘憺たるものあり。延ひて人民の負擔となり、其塗炭の痛苦に泣きしこと名狀すべからざるに至れり。支那使節の討索は人民には二重の搾取にして、特に明末明清竝立し、双方の使節を迎へし時の如きは、三重の重壓を受けたり。使節一過、兵亂を経たる跡の如く、滿目簞條、元來貧弱なる朝鮮をして一層荒涼ならしめたり。

使節が人蔘に着目せし所以は、朝鮮には貨幣制度無く、國內に流通せる銀は僅少にして、其誅求に對する提供には國庫の底を拂ふも既に限り有り。然るに人蔘は此時代其量目に於ても銀より遙かに貴く、携帶にも至便にして、事實一種の

貨幣たりしによる。又一方より觀察すれば彼等が朝鮮に使節として来るには、其大利を目的とし、多額の賄賂を行ひて其使節たるの役目を買得したるものなれば。心に寸毫の情理有る無く、其投じたる資本を回収して猶多額の利を獲んとする慾心の熾烈なりしに基くものたりしなり。

其誅求の具體的事例竝如何に朝鮮が苦しみしかの實情を以下に列敘す。

△明使顧天竣の暴戻

「宣祖實錄」三十五年三月の條に。

史臣が曰く。濊州より京城に至る幾千里而して天竣の狼貪慾意を參銀寶貝の擄掠に縱まゝにして鑠銖を遣さず。朝鮮の一城兵火を経たるが如し。此れ必ず天汚吏を生じ民生を乖く困ましむ。國運の不幸冒ふに忍びんや。其家丁輩患亦詩あり。

來ること獵狗の如く、去ること風の如し。朝鮮を收拾して一に罄きて空し。

惟だ青山あり移して動かずを得ず。將に來つて描いて畫圖の中に入れんとす。徒らに天地間の饑饉鄙陋の氣鍾つて此の如き別様の人を做すか、抑も亦中朝の紀綱板蕩し廉耻滅絶し風靡氣習以て之を救す有るに非ざるか。歎ずるに勝ゆべけん哉。：とあり。

同年四月の條玉の言にも。

傳して曰く、我國古より曾て把蔘の名無し。近年以來牟利狡詐の輩別に新様の蔘を作り併かに中國に賣る。此れに因り華人の我國に出来る者誅求督納民生を剝削す。國支

○明ノ使節ヲ指ス。

○顧天竣ノコト。

○平素ニ於テ度支ノ官軍地方官等が私闘ヲ將ミテアル時ニ國ニ餘裕無キヲ云フ。

ふる能はず、一條の尤物以て生靈の巨害となる。極めて痛甚と爲す。：云々。

宣祖三十九年正月の條にも。

史臣が曰く、壬寅華使の來るや、一國の民力を竭して以て凡百の器物を辨ず。而して官に人を擄ばず、慢りに職事を棄て、請托公行、出納惟意のまゝにして、以て國に一物の儲無きを致す。而して民に再辨の怨あり。則ち組織の廢廢百謀の怠官此に到つて極まれり矣。

△光海君即位の年六月に來りし差官。

此差官は遼東都司嚴一魁と自在州知府萬愛民の二人にして。其使命は光海が宣祖の後を繼げる事に付て臨海君を措きしは正當なるや否や、奏文の如く長子たる臨海君肆が果して病あるや否や。を調査すべく皇帝の命により來りしもの也。

此時に於ける人蔘の額は不明なるも、「光海君日記」即位の年六月の條戸曹の啓に：：差官近日來着せんとす、其接待に用ゆる銀と人蔘は國庫に儲へ無し。現在に於て嘗て米布等を以て民間に貿易せし銀五千兩と人蔘三百五十斤のみなり。其他に米布の儲へあれど時日切迫し是を銀、人蔘に易ふるに遺無し。止むを得ざる方法なれど、宗親文武官及士族、三隣司及京城市民に對し、夫々等級を別ち銀を徵收し。以て急救の手段と爲さん、王は之に従ふことあり。相當に多く人蔘も賣らされしものなるべし。

△光海君元年四月に宣祖に賜祭の爲來りし留使館化。

「光海君日記」六年九月の條戸曹の啓に。己酉の年熊天使の出來りし時の文籍を調査すれば、王は民力を傷るを恐れて、營園造營の時の經費の殘餘米一萬八千餘石、木綿四百兩を流用して其費用に充てしめ。是を以て需用物件と貿易して其用を辨じたること出

○一同ハ五十四四百同ハ即二萬匹。

づ。蓋し多數の人蔘を誅求獲取せしものなるべし。

△光海君元年六月に王の冊封の爲め來りし大監劉用再登兩使。

此使節の開城に到着せし時詔書開讀禮の前に贈品を提供せしむるの新例を開き。銀三千兩把蔘二百斤を贈りしも猶平かならず。繼で王京に到らば更に銀二千兩把蔘二百斤を増加する事を迎接使に於て申入前後銀五千兩把蔘四百斤^物を受け。猶飽きたらず。領議政李德馨は誅求厭く無きの人其れ放過せんかと絶望的の言を發し。司諫院は啓して曰く今此冊封の天使の時銀を用ゆるの弊絶極ある所し。應酬の艱み天に拂するが如きあり。銀子は元我國行用の物に非ず拮据湊合して得る所零星。詔使需索の煩一國の力を竭すと雖も決して辨出すべからず。況んや冊命の降るや實に皇恩に出づ而して詔書開讀^禮して言あるに非ざるをや。先に三千兩の銀子と二百斤の把蔘を送るは何の名目ぞ。云々最初力争せずして國事を誤るに至りしは罪歸官に在りとし拿鞠して定罪すべく。今後詔使求むる所の銀子極力争辨一切許す勿れ。云々。以上「光海君日記」

「光海君日記」六年九月の條には劉再兩使の來りし時は其費用の數際限なく狼藉を極めしも。熊天使の時の殘額ありて苦まざりしこと出づ。また同六年九月の條に此時の銀は二萬七千兩なりしこと出づ。

△光海君六年十二月王妃冊封の爲に來りし詔使^{姓名光海君日記に無し。}

此時の銀蔘も亦史に明記無し。「光海君日記」同年九月の條戸曹の啓に前二回に比し其決定額浩大なり。此れ一天使の必用量に過ぎず。今後續いて一二の天使來るが如き

○亦例無キヲ言フ。

事あらば其場合に何の方法を以て是を辨出せんやとあり。又同別項に冊使接待の需用辨出し難し銀蔘は軍資倉の稅米三千石を先づ銀に買へ其代りは江華の米を以て充當せんとあり。此時も亦多額の銀蔘を賣らせしものなるべし。

△光海君十三年四月に明の憲宗の即位の詔を頒つべく來りし劉鴻訓楊道寅此二人は前後に無き誅求を敢てし人蔘は千斤を要奪せり。「光海君日記」同年五月の條に。

詔使鴻訓楊道寅西に歸る。王は蔡華館に饒す仍て慶德宮を過ぐ申時乃ち還る。鴻訓は濟南の人道寅は嶺南の人貪墨比無く總て朝鮮側より接待上支給する物品贈與する物品を皆人蔘と銀に換貨して受取りたるもの甚多く。猶地方官に請求して自己の私事として銀を出して人蔘を強買したる量は約一千斤に及び。現品を受取たる後に至り口實を設けて其代銀を悉く回收したり。義州平壤開城京城の當該商人は意外の損耗に悲んで號泣する際天に徹する程なりし。總て兩詔使が右の都會地より收めたる銀は七八萬兩に及び。朝鮮の財力は殆んど盡きたり。

古來詔使の我國に來る者張寧許國の如き清廉にして志操峻絶の者は甚だ鮮しと雖も而も皆學士大夫の風あり。人蔘銀を討求し接待の食料品を銀に換算して領收したるは碩天峻に始まり。今回の劉楊兩使に至つて尤甚し焉。

此翌年四月戸曹の啓に：前年詔使の來りし時使用したる銀の額は七萬餘兩に達せしが。其時には本曹に於て二萬餘兩の銀を措備し。之れに皇帝より下賜の銀一萬兩を加へ計三萬兩を充て不足の額は、其時に於て戰亂の爲朝鮮より北京に入る遼東の路斷絶せしにより。此れより前に於て朝鮮使臣の北京行を當込買占し人蔘甚多かりしが。

それ等牟利の者は値下りを見越し争ふて人蔘を出貨せしもの四千餘斤に及びしにより、幸に之を收用して——人蔘を以て充て、其價は國庫の物品を以て徐々に支拂ひ全く償還を了せり。……云々とあり。

△仁祖三年六月に王の冊封の爲來りし留使王敏政胡良輔。

此留使の來るべき前二月以降の「仁祖實錄」に以下數節の如き記事あり。

二月平安道の人蔘賣買を禁止す。時に留使國境に近づくと報あらば人蔘の價暴騰して商賈は深く戚して之を市らず、後高價を求めて之を賣る。又一方に濬かに靉島の毛文龍に賣賣す。戸曹は平安監司をして法を設け之を禁せんことを請ひ王は之を允す。

諸道に令し留使接待費用の布を徵す時に明廷の禮官寺の手にあり。魏忠賢の黨太監王敏政胡良輔奉詔來す、其意専ら銀蔘にあり。先際織かに到り擧國色を失ふ。

同月王は曰く昨日戸曹に於て取極めし留使接待條目を見るに、人蔘の額甚だ多く民力の到底堪ゆる能はざるを恐る。知事李廷龜は曰く、天使を接待するの規準は古今同じからず。古は唯宿舎食料等の支供に過ぎざりしが今は銀蔘の弊害ありて朝鮮の如き小國の財力を以てしては支當し難し。光海の朝に來りし劉揚兩天使は其身分學士なりと曰ふと雖も其時用ひし銀は七萬兩に達せり。況んや今回來る留使は宦官出身の者なるに於ておや。聞く所によれば此二大監は銀數萬兩を魏忠賢に賄賂し。危險ある海路を取ることをも憚らず、萬里波濤を跋渉して來る、其意の在る所蓋し測るべし。昨日決定せし數量にては、必ず彼の要求との隔ありて不足を生ずべし。國を辱しむるの思は深く慮るべき也。王は曰く既に民力竭く矣十分思量し惟だ人民の負擔を省くことを以て事と爲すべし。

○毛文龍ハ明末樞
萬二據リ清ニ對抗
セシ勇將。此人ノ
人蔘賣買ノコト第
三卷ニ詳記ス。

○明末ノ奸臣魏忠
賢、同ジク舊官出
身也。
○此時陸路社稱シ
彼我國使ノ交通海
路ヲトル。

すべし。

三月戸曹の啓に、天使將に來るべく其時の所用の銀約十萬兩を要すべし。國庫の布を以て民間の銀に買へんとすれば、此令一たび下らば銀の價暴騰して倍となる。一に市價によつて買せば價の布の不足する患あり。有り丈の布を以て銀に買ゆれば銀少なく必ず窘辱を致すべく。百方思慮したるに當面の急に應ずべく唯一計あり、其計たるや他にあらず、今靉島に據れる毛都督に借るにあり。都督は久しく我國の駐内に在り事は一家に同じ。今若し專使を遣はし、善辭を以て開陳して曰く、從前冊封使の時需用の物は必ず民に賦課せり。然るに今や我國兵火飢饉の餘り疲弊納恢復せずして公私殆んど赤立。願くは老爺の軍需中より三四萬兩の銀子を借り以て留使の用と爲さん、後日の償還は米と人蔘を以てせん。と如此言はゞ必ず許さざるの理無し、我國の貧乏の狀は都督之を知れり、亦妨ぐる所なかるべし。事は閼迫に係る此れ已を得ざるの計に出づ、請ふ大臣と議して之に處せん。

本件大臣と議し皆以て便と爲し。王は之を許し遂に使を派して毛文龍より人蔘と米にて償還する事として銀の借入を了せり。

四月王は資政殿に御し、左議政尹助右議政申欽、館伴李廷龜、戸曹判書沈悅を引見す：王は曰く、王人の人を得つゝの道は其國力の及ぶ所を觀て當つべく、豈必ず彼等が深察の意を充すべけんや。戸曹は既に十萬兩の銀を備ゆ而して又都督の銀を貸ゆ則ち約十三萬兩に至るべし。悦曰く今日、專ら人蔘と銀との事を決定せんとするに在り、然るに未だ明白に處置あらず。今國庫に在る布全部を盡して銀蔘に買へ。然して後以て用ひ餘は

○館伴ハ留使接待
係ナリ。

○外方。京外ノ
各道。

督府貸す所を以てする可なり。王は之に従ふ。

五月、戸曹の啓に、詔使來京途中に於ける微索の醜狀は、已に接待の臣より前後の狀啓により悉くせり。現に貯へある銀蔘にては必ず彼等の請求に應ずる能はざるべし。請ふ百官の品階に應じ銀を取り、且つ城內坊民に一戸當りの銀を課し。又都城の富民に令し豫め銀貨を備へ置かしめ、以て命を待たしめ、萬一の急に應ずること、せん。王は此議に従ひしも、富民の處に銀を賦ゆるを許さず。又百官より提出せしめし品銀は、是を用ゆるに及ばざりしにより、後に至りて各本人に還付せり。

六月、詔使は途中討索の限りを盡し、此時入京せり。戸曹接待の官と相譎し、儀に銀蔘等の物を備へ之を名けて別禮單と稱して詔使に呈せり。詔使猶快よく怒を解かず。相臣以下の當該官は、朝暮相次で其宿所たる大平館門に踵を接するも、暑病と稱して一も面會せず。且詔使の家丁等は雜物を徵索すること、絶極あるなし。詔使は毎に其禮物を送りし後、其返禮品を督促し、必ず其倍額の物を請求し、商賈の利を争ふ者と少しも異ならず。而して接待都監の策應給せずして上下退々焉たり。

兩詔使は、贈物の薄暗なるを怒つて將に出發歸還せんとす。また別禮單の銀子一萬七千兩を兩詔使に送る、他の物も之に稱ふ。詔使猶怒りを解かずして出發に要する牌文を出さんことを促す。王は知事金璽圖を遣はして詔使の留まらんことを請ふ。詔使對へて曰く、國王の厚意を謝す、但だ皇帝の定められたる日限已に切迫し、遲慢するを得ず。未だ王の教書を領するを得ず云々。(是れ贈禮を供せしめ、其の意を及せしめ也) 詔使の處回禮の銀蔘等の物勝て數ふべからず。且毎日銀子一萬兩、人蔘二百斤を勅して受く。堂至孝の受くる所亦兩使に並

○馬牌公文。馬牌六組、地二字、ト馬ノ字ヲ刺シタ

○朝鮮ニハ此時未ダ人蔘ヲ栽培セズ、開城ニ發不索タル人蔘、開多力リシナリ、人蔘曲ニ非ザル民戸ニモ亦人蔘ヲ課シ何レモ買ツテ納メシ也。

至孝は即ち家丁の用事者也。

詔使在京の時、銀子五千兩を出し、以て人蔘五百斤に買へんと欲す。戸曹判書沈悅請ふて、開城府を以て給せしむ。開城留守閔聖徽は計の出づる所無く。遂に戸を逐ふて勅收す。出さざる者は因へて獄に墜ぐ、囚獄に滿ち、怨聲天に徹す。詔使稱量して人蔘五百斤を受取りたる後に、至り、譯官張禮忠を招き、之に詰つて曰く、前日王京に在りし時、凡て買取したる物の原價の銀は悉く還付せられたり、國王の容を敬するの意を見るべし。今此所には原銀を還付するの意無きが如し、原銀を還付せざるは、是れ天使を以て商人と見做す者也。遂に原銀を還せり。一府の人道上に號哭して曰く、豈意はんや中原に此の大賊あらんとは。

「畫水篇」には此時の事件に付て、：京中用ゆる所の銀十萬七千餘兩、人蔘二千一百斤、豹皮二百四張、大鹿皮二百餘張、白紙一萬六千餘卷、其餘虎皮、扇子、油、蓮、雪花紙、細草等の物類推すべし、：と記せり。

△仁祖四年六月に來し詔使。姜曰廣、王夢尹。

「仁祖實錄」同六月の條に、：今番の詔使は、清簡なること前問に來りし王胡とは異なりと雖も、使用したる人蔘は五百一斤の量に上れり。其買人の價に費したる布三百三十、三回三十餘匹にして、餘り無し、：云々。

此詔使は朝鮮が數回の兵亂を経て、滿目荒墟となりし實情を觀て同情し、従前の使節の如く誅求せざりしにより、平安、黃海兩道の人民は争ふて碑を建て、京城の人民は一萬五六千人集會し、其德を頌したり。

△仁祖十二年六月に來りし詔使盧維寧。

「仁祖實錄」同年四月の條に：「今回の詔使の所要經費に付ては、戶曹の經用蕩竭の餘りに出づると雖も、現在の布にては銀五百兩を買入するに過ぎず。人蔘其他の雜物を辨出するに路無し、誠に慮るべしと爲す：云々。

同上六月の條に：「詔使接待の爲西路に派遣せられたる、遠接使金靈國の途中よりの馳啓に曰く。開讀禮の時に詔使に贈る物品に付ては前例を記録により考するに。再登の時には銀七千兩、人蔘三百斤を用ひたり。今回の詔使に對し開讀禮の時の事に關し、彼が意中を探るも、口を緘して一言も語らず。彼の大愆は王胡兩天使の時の所給の數を併せて取らんとするが如し。已むを得ざれば更に銀二千兩、人蔘一百斤を増加するを可とする如し、王之に従ふ。

勅使碧蹄館に到着す。贈る所の銀と人蔘が前の王胡の時の例に准せざるにより、二日間同處に滞留し、仍ほ前進入京の意無し。京畿監司李聖求は遠接使と協議して、開讀禮の時銀一萬兩、人蔘三百斤を贈る事と。外に銀二千兩、人蔘二十斤を豫定の額より増加する事とし、其趣を内通し始めて入京したり。

此詔使の出發後七月に於て戶曹より、人蔘買入に要したる布八百五十八回四四なりと王に啓せり。

「靈永篇」には、此時の事に付て：「崇禎甲戌太監盧維寧の來るや、所用の銀四萬九千八百兩、各宴を銀に換算したるもの五六萬兩に下らず。頭目の發賣六萬一千八百兩、夫れ國の將に亡びんとするや、廉耻先づ喪はる。故に明末の貪風、此の如きに至れり：云々

○開讀禮、詔使ヲ
隨入時ノ儀式。

○四萬三千九百四
匹。

○頭目ハ使節ノ伴
ヒ來ルヌ、其人最
モ有利ニ賣買ヲ爲
シタリ。

と記せり。「晚雲日錄」：「國朝彙言」には、此時の人蔘總額を一千四百斤、白金三萬兩と記せり。

以上明朝の使節に對し、國初より明の滅亡に至る迄の間に於て、國交の爲に人蔘を使用せる事實の總記なり。其最も甚しく人蔘と共に銀其他の物品を誅求強奪したるは、光海君、仁祖の兩代に至つて極まれり矣。此二代の王は其王位に上りし事に付云爲すべき點あり。即光海は明朝の囑望せし長子たる臨海君を越えて次を以て位に即き、仁祖の即位は黨争より出でたる黨人の擁立に因る篡奪にして、共に弱點ありて詔使が是に乗じて梟慾を逞ふすべき餘地ありしこと。第二には、明末官場の腐敗甚しく、朝鮮への使節を以て利藪と爲したること。第三には、此時代明清の争亂に因て、従前滿洲より支那中南に供給せられし人蔘の商路斷絶して、其價甚しく暴騰し、是を朝鮮より携へ行くに巨利ありし事等に原くものなりとすべし。

輒曰、光仁二王が自己の尊榮維持の上より、また當時に於ける國家の境遇より、彼の詔使輩の巨盜豪賊に等しき暴虐横恣に對して、忍従の止むなかりし事情に

諒すべきものありしとするも。猶樺狙折衝の妙味により、將また大義氣節を以てする對抗による、硬軟兩様の手段を以て彼等鷓臯の慾を或程度に迄制限し得べかりしに。滿廷人無く事茲に出でず、王を初めとし其尊を以て國使とは言へ、彼等斗屑宦官輩の膝下に匍匐し叩頭百遍只旁其歡心を失はざらん事に是努め、爲めに益々彼等の鷓慾を助長、國庫を空虛に歸せしめ、大亂後疲弊其極に達せる黎民を更に塗炭に苦しめて省みず。其間に於ては平素針小の些事すら、猶堂々たる文辭を以て所見を儒教の大義より棒大に上啓披瀝する、臣僚儒家幼學輩の、唯一人として事の重大なる本件に關して上言疏論したる者あるを見ず。唯僅かに光海君二年に司諫院が正々堂々是を論じたるのみ。舉國遑々として爲すが儘に彼等鬼畜の蹀躞に任したるは、浩歎すべしと爲す焉。此事實を史眼を以て照見すれば、貨幣制度の無き、經濟生活の發達せざる、財政貧弱其基礎確立せざるの國家。主權の最も脆弱なる國家が一朝大事に臨んでの現實暴露の一場面と觀るを得べし矣。

清朝の確立以後に於ても、明と同様各代其使節を迎へたりしも、銀蔘の誅求よりは免れたり。蓋し清朝の初より滿洲の人蔘採取を國營とし、豊富に採取せし

が故に、復明末の如く朝鮮の人蔘を寶貨とせざりしこと、官規の振張に由るものとすべし。

朝鮮の使者が明に赴きし時、先方の大官に人蔘を贈ることは必ず行はれたり。と考ふるも、史には記載無し。唯「同文彙考」に萬曆年代海路を取りし時、寧遠の鎮撫大監高起潛に人蔘を例により贈りしも受けざりしこと、記されあるのみ也。

第三節 李朝と足利時代の大臣大小名及

其他の日本人との關係

本節に關する朝鮮と日本側の交通は第二章第五節に述べたる如く。李朝太祖が廢業立國の後、に於て前朝の末期に於ける倭寇の慘害に鑑み、力めて東邊との平和を保持する事が保國の要諦たるを曉り、其方針の下に當時朝鮮に於て日本國王と稱せし足利當主と通好を開始し互に信使を交換し、一面には九州中國邊の大小名豪族に對して招撫の策を執りしより、高麗朝に比して其形勢一變して交通甚しく頻繁となり、爲めに倭寇の控制と其被害の減少に付ては確かに豫期の目的を奏効せり。而して其交通たるや、今日の國際法學の上より觀れば頗變態のものなりき、即ち、一國の主權者たる足利政府を措きて其承

認を経たりとするも。其大臣たる崑中山名細川の如き徒及其承認を経ざる中國九州の大小名が。隨意に外國に對して國交主體たるが如き形式を以て通好したること。日本國の大小名豪族であり乍ら朝鮮の官職の辭令を受け——今日の勳章を外國より受くる如きに相當すれど——稀薄なる臣屬關係の如き態度を執り。又は朝鮮政府より圖書(印章)を受けたる者も中にはありしこと等なり。

○印章ヲ受ケルハ
服屬ヲ意味ス。

其獻上の品目に對し、回賜の名の下に於てする物貨の贈答は。其實質貿易なれど未だ全部を然りと云ふを得ざるは。其物品の賜與には一方的にして純然たる國交禮品たるものもあり。また其貿易と見るべきものも、朝鮮の外務省たる禮曹と大藏省たる戸曹が之に干りて、大抵其獻品の値踏を爲して其に相當する價の物品を以て酬ゆるとは言へ。朝鮮側よりは貿易よりは寧ろ政治的に其撫接が目的なりしを以て其交貿の品は百を以て百に易ゆるに非ず。常に數割の多きを以て酬る且不必用なる品目をも受領を餘儀なくしたるのみならず。其接遇の形式は純然たる國貨を以てし、爲めに其支待給與に多額の國帑を消費し。計算的には貿易とは見られざるものあり、また日本より來る者は大部分は、

貿易的利益を主としたる者多かりしも。中には大藏經其他の佛經佛書梵鐘佛具を得るを主要なる目的とし。また大名心理より出づる虎豹皮虎肉・人蔘等等の如き朝鮮に非ざれば得られざる珍稀の品を併せて得んとする欲求よりせし者もありしこと等其特異なる色彩あるを見るべし。

太祖・定宗の初期に於ては右の目的を以て出で來る朝鮮側より見て所謂來朝者は其數多からざりしも。朝鮮の優遇傳はると共に、太宗時代より漸々其數を増加し世宗時代には一層増加し。其中對馬最多く、「世宗實錄」二十一年十一月の條に……足下の祖父(貞茂の)より以來使者の船には則ち糧料魚鹽雜物を給し和賣船は自から備へて食ふ會て定むる所也。近年商船口料を要して受く、波羅求請の如き十二の行各船の格人多きは七八十名に至り、其他或は經文鐘磬席子・人蔘木綿皮物等多般に求請。或は族親の見を請ひ或は族親墳廟祭典等緊ならざる事に憑依して出來る者殆んど萬人に近し……云々と禮曹より島守宗貞盛に書を發せり。

爾來成宗時代に至るまで依然減少せず、釜山邊より京城に往復する人員一年六千餘人に上りし事あり。其接待の爲めに慶尙道の租稅たる米の半を宛て、

○朝鮮在留者ニ面
會及朝鮮ニテ死に
者ノ墓誌、祭誌等

猶國庫に影響を及ぼすに至りしより。種々の制限を加へ對馬の紹介無き者は接待を許さず。或は圖書所有者受職者以外を拒み。又成宗十年には足利に驗符を送り此符を受け來らざる者は入れざる等の手段を取りしも、嚴格には行はれざりき。燕山君以後は日本の國情變化と朝鮮の制限により漸く其數を減じ。特に中宗時代の三浦の亂以降著しく減少し。明宗一代二十一年間には足利の使を除き唯島山の使が七十年目に二回來りしと。唐津の太守源勝、左武衛源義清、疏黃島太守則忠と稱する者の使が來りし等五六回に過ぎず。宣祖の時代に至つては一層減少して遂に文祿慶長の役となり國交の斷絶となれり。其間始終一貫して交通したるは對馬のみなりし。

以上の來朝者に對する朝鮮の待遇は、夫々差等ありて一様ならざりし。例之は巨酋と認めたる大内嶋津、島山等々の如き者の使には國王足利の使に次ぐの待遇を與へ。中にも大内の如きは其先我國に出で、義弘以來我國に誠輸する者とし特別の優遇を與へ。小貳の如きは漂落對馬に身を寓せし後迄も誠輸交通するものとして之を待ち。また階級低き者も倭寇の被擄朝鮮人及漂流者を送還したる者、或は高等情報齎らした者の如きは大に之を優遇したり。對馬に

○廣島府三ヶ浦ノ對馬ノ居留民、或ハ其ノ東來其他諸城ヲ陷ル。

○大内ハ百濟郡郡太子ノ後ト稱ス。

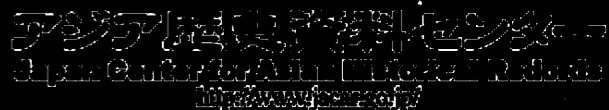
對しては宗貞茂は海賊の控制統禦に大功あり。誠意奉仕する者として多大の信頼を受けしも。其後代に至つては三浦居留民の繁衍と言ひ。又常に朝鮮の弱點を知るに過ぎて機に臨み時に應じ或は媚び或は背き或は威嚇し或は撓撥し腹心なる如く仇敵なる如くして、只管生存上の利得を謀りしより是を嫌惡せしと雖も。日本との總ての仲介取次の府としても情報機關としても到底此と離るゝ事を得ざりし惡因縁により時には憎み乍らも特別の待遇を施したり。右に述べたる待遇上より其回賜特賜等の物品は種目の撰擇、其數量の參酌亦考定せられたり。就中虎豹皮と人蔘は最貴重なるものとして國王足利以外には餘りに多く使用せられざりし。文宗元年正月薩摩の島津忠國が是を要求したる時、人蔘は稀貴の物なりとして謝絶したる如き。下に掲出したる表を見るも約百八十年間に於ける千數回の交接に於て。人蔘を使用したる事の僅少なりしこと、其給與が何れも特殊の優遇より出でたる事を覺るべし。其の人蔘の給與を李朝歷代實錄より摘記せしもの左表の如し。

足利時代李朝より日本へ人蔘給與表

歷代王の實錄に據る他の物品は省略す

年 號	人蔘斤數	受けたる人	理由其他
定宗元年七月	斤數不明	大内義弘へ	朝鮮の爲め海賊を討伐せし謝意、大内の使者に授く
定宗二年七月	各五〇斤	日本大相國へ	特賜其使人に授く(本件是利將軍なれど朝鮮に於て主權者と認めざりしにより茲に辨ぐ)
太宗二年五月	二〇斤	對馬宗貞茂へ	特賜其使人に授く
太宗三年六月	斤數不明	志佐殿へ(壹岐の小名)	特賜、前萬戸村礎を遣はす
太宗七年十一月	斤數不明	日本能州大守源昌清へ	獻物への回賜使人に授く
太宗五年三月	斤數不明	日向大守源久豐へ	特賜其使に授く
世宗六年正月	三斤	日本國王使僧主壽へ	特賜
世宗七年正月	五〇斤	九州前摺管源道鎮へ	獻物への回賜使人に授く
世宗八年三月	二〇斤	日本石見州長濱因幡守へ	對馬への使者大護軍李藝に寄らざしめ對馬より轉送せしむ漂流者送還の謝意特賜
世宗十一年一月	五〇斤	九州前摺管源道鎮へ(源川滿朝)	獻物への回賜、求請による
同	二〇斤	石見周布因幡刺史藤觀心へ	使を遣はし前々關賜物の謝と獻物其回賜
世宗十年六月	三〇斤	宗貞茂へ	日本國王の喪を報告、謝意と回賜其使人左衛門太郎に授く
世宗十三年二月	五〇斤	博多の貿易商宗金へ	禮費より贈品の回賜
日本永享三年	三〇斤	日本國王の使僧道性へ	王より獻物への回賜 使人に授く

同 年 六 月	各一〇〇斤	左武衛新渡義厚へ 右使者の上官副官 日本國王使送副官人而羅へ	王より回賜 使者に授く
世宗十四年五月	五斤	同上	同上
世宗十五年八月	二〇斤	宗貞茂へ	特賜日本への回賜使送の謝意
世宗十八年四月	斤數不明	日本源昌清へ(壹岐の小名)	獻物への回賜使人に授く
世宗二十年四月	五〇斤	對馬島宗貞盛へ	特賜大護軍李藝を遣はし太宗對馬征討の時の捕虜返還請求
世宗二十五年六月	五〇斤	大内義弘へ(教弘?)	下孝文を日本へ遣はす途次大内義弘を祭る、特賜
世宗二十六年正月	五〇斤	大内義弘へ	回賜使者德儀に授く
世宗二十八年三月	一〇斤	右使者德儀へ	特賜
世宗二十八年三月	斤數不明	宗貞茂へ	特賜使人に授く他の藥材と共に請求により
同 年 六 月	三〇斤	大内義弘へ	回賜、使者德儀に授く
世宗三十年七月	斤數不明	宗貞盛へ	特賜使人に授く請求により
日本文安五年七月	一〇斤	五島宇久大和守源勝へ	使者延都に授く獻物回賜并前年漂流者送還の謝意
日本寶徳四年	五〇斤	大内多々良公へ	特賜日本通信使の行に托す船覆没送せず
世宗五年八月	三〇斤	對馬宗成職へ	右同
同	二〇斤	右同	特賜上護軍皮尙宜を遣はす際息を通せし謝意
世宗七年四月	一〇斤	對馬宗貞國へ	特賜僧崇悅に授く



成宗即位の年十一月 日本文明元年	五斤	對馬宗貞國へ	特賜使皮古孔繡(彦五郎)に授く
成宗元年九月 日本文明二年	二〇斤	右同	特賜、宣慰官司馬院兼正田養民を遣はす
同 時	三〇斤	小貳頼忠へ	右の便を以て特賜
成宗元年九月 日本文明三年	斤數不明	宗貞國へ	求請により特賜使僧に授く
同 年 十月	一〇斤	山名教恩へ	信譽萬福寺修撰(足利義政の命による)と稱すの 寄附を仰ぐ、使僧一庵に授く(五〇〇斤を請求 せり)
成宗三年正月 日本文明四年	五斤	左武衛源義隆(斯波)	東光寺修葺の寄附を仰ぐ、使西華西堂に授く
成宗四年九月 日本文明五年	一〇斤	大内政弘へ	回賜其使源胤徳に授く
同 年 十月	三斤	島山義勝へ	回賜其使源胤に授く
成宗五年二月 日本文明六年	三斤	宗貞國へ	特賜漂流人送還謝意使者要温而老に授く
同 年 八月	五斤	島山義隆へ	回賜使者宗祥に授く
同 年 八月	一〇斤	大内政弘へ	回賜使僧普非多に授く
成宗六年正月 日本文明七年	五斤	五島宇久源勝へ	特賜漂流人送還の謝意使僧雲龍に授く
成宗十年八月 日本文明十一年	三五斤	大内政弘へ	回賜使僧瑞興に授く
成宗十一年八月 日本文明十二年	三斤	源義勝へ	回賜其使治部に授く
成宗十四年十月 日本文明十五年	三五斤	大内政弘へ	回賜使僧鑑に授く
成宗十八年八月 日本長享元年	三五斤	右同	回賜使僧銀平に授く

○後漢書崔列傳
二、魏帝の時、滄
州門を開き、積シテ
官料ヲ賣ル公卿以
下皆然アリ、烈鼓
五百萬ヲ入レテ可
徒トナル、其子
釣三公ニ居ル諸者
ニ於テ如何ト問ヒ
其答ヘ二、論者其
利莫ヲ權ム、一、と
アル事也。

○顯者ハ西域諸ノ
守門者ニ出ヅ。

成宗の次代燕山君の日記は、其次代中宗王よりは實錄に賜與品目の記載省略されたるもの多きにより、以上の外に猶人蔘の賜與ありしを推定す。上表の外に對馬に對する單參なるものあり別に節を設けて説明す。

『釋天荆朝鮮渡海記』には、天正五年十月に使僧釋天荆が同六年二月二十四日禮曹に呈したる書に、

右武衛大將軍差來の上官釋天荆讀みて書を禮曹大人閣下の上る。侍奉多福伏て白す。左武衛大將軍之次子彈正大弼源義榮、頃年勅を奉じ九州を總管す。九州貴國に近し、故に日々に隣好を修めんとす。……銅鉄沈香は山僧の貨財必ず指、氏銅、貝の嘲を得て汗顔矣。然りと雖も吾京城の西一里、僕の舊山あり、山を正法と曰ひ、寺を妙心と曰ふ。花園太上法皇の離宮也、先師之に贈つて、關若を聞く、常に七百の衆を養ふ矣。僕歸山の日、七百衆悉く世國の珍産を望む、故に今之を求む。人蔘半黃は僕平生多病、況んや萬里鯨波の勞倦、尋常和藥を關へんと欲す、只此兩種を缺ぐのみ。故に今之を求む。緒餘求請品日一一恩容あらば多幸なり。……云々とあり、蓋し賜を受けしならん。此時足利既に亡び、右武衛將軍なる者無し、蓋し織田信長の内諾を得て、足利政府が猶存在する如く、裝ひ交通貿易の利を得たるものならん。……との説あり。

第四節 日本信使の行に於ける人蔘の禮物使用 第一項 總 說

○信使一行
 △正使一員堂上
 △副使一員堂下
 △文官
 △從者一員右
 △從者一員左
 △以上三使三稱
 △隨官三員堂上
 △隨官三員堂下

以下總員五百人
 乃至三百餘人
 右ノ申事折衝及
 物島贈答ノ主體ト
 ナリシハ三使及隨
 官總員一人也。

本節に於ては朝鮮より日本に赴きし信使並其一行中の者が職務上人蔘を私贈せし所謂私禮單と稱せしもの。及朝鮮政府より禮曹判書同參議同參判等の名を以て信行に關係ある日本の有司に人蔘を贈りし事項に付て詳述すべし。而して足利時代の事文獻上には不明なり。蓋し右の如き物品の贈答は少なかりしは前後國交の情愴に著しき冷熱ありしに由るべく。また人蔘の使用少なかりしは、日本に於ける人蔘の貴重心の薄弱の差にもよるものなるべし。本節に於ては専ら徳川時代の事項に付て記す所あるべし。

第二項 信蔘の準備調達荷造運搬

徳川時代に於ける朝鮮の信使が其國交の行途に要する諸品目の中の人蔘は。大體左の如し。
 △朝鮮國王より徳川氏に贈進する國交品。
 △禮曹より其名を以て對馬島守江戸老中等に贈るもの。
 △信使・音譯が關係有司に贈るもの。
 △信使が盤纏として携帶するもの。
 △醫員が醫療用として備携するもの。

△蔘茶として來客に出す原料。

以上六項の人蔘を總括して信蔘と稱せり。此信蔘は毎信使の派遣決定したる時、其出發期日の前々年乃至五六月前に産蔘の處に卜定せり。其數量は其時々必要數を審査して決定するを以て毎回不同なれども大抵體蔘二百四十五斤内外英宗三十九年以後は尾蔘四五十斤を加ふを使用したり。

○體蔘トハ上品の人蔘ヲ云フ此人蔘何レモ自然生ノモノ也。體蔘、尾蔘ニ付テハ第七卷其項ニ詳載ス。

○卜定トハ照制局制充クゾ。

上記信蔘の卜定は主として江界府に向つて行はれたれど。時には平安道の他の産地及咸鏡道と江原道の一部にも分定したり。信蔘の卜定は無償徵發に非ずして其代價を下渡するものなれど。實價の半にも達せざるものにして、且つ種々の悪弊の附隨するありて、後段第二編第十一章中に詳説せる如く、産地人民の背重なる負擔たりしに因り江界の人民は一旦信蔘卜定の報傳はるや、其苦痛より免るべく逃亡相踵ぎ。爲めに其調辨に多大の困難を伴ひたり。

信蔘は卜定の地方より制充數量を戸曹に納入せしめたり。戸曹は其中より最良品を撰定して信使に交付せり。肅宗四十五年の信行の時に其副使黃嘴の啓に……交隣の道は誠信を以て貴しと爲す、禮單の雜物は精擇して送らざるべ

○辛卯癸卯二年ニ
冊ル、同六年ニ指
使ヲ遣ハセリ此時
決定セシモノナラ
ン。
○次律ハ死刑ノ
次。

からず。會て乙未の信行に於て禮單贈遺の物巨細と無く孝廟自から御覽す……先朝誠信待隣の道を盡せりと謂ふべし矣。今番の信使禮單は各別に精選すべき旨を戸曹に分付せり。而して其中人蔘は尤も倭人の重んずる所也。近來人心巧詐にして蔘品極めて偽惡蔘を以て衣とし中に雜物を充たし甚しきは鉛を挿入して斤量を増すものあり。此等の偽詐を異國に於て摘見せらるれば國體を損傷すること甚し矣。辛卯使行の時使臣曾て此事を以て陳達し人蔘捧上の際戸曹禮曹の郎官をして眼同看審し。もし不正品を發見することあらば斷するに次律を以てす。今回も亦此例を用ひては如何。王之に従ふ……とあり。以上「増補文獻備考」

如上嚴重に看審せしも時に不正品ありしは。英祖三十九年八月の信使の行を叙したる其時の正使趙曦の原著「海槎日記」十二月二十四日（江戸淺草本誓寺に滞在）の記に……公私禮單に論母く戸曹より來る所の人蔘間々蜜汗に浸漬せし者あり其斤量を増す爲也。余東萊府使の時多く日本人との取引の商品人蔘を見るに未だ此の如き蜜漬の者あらず。五六年來人心益射利に巧みにして此習倭館に漸長すと云ふ甚だ駭き惡むべし。此に來つて後醫官の言を聞くに。日本の

醫師以爲らく朝鮮人蔘蜜漬の者あり必ず是製法の一願くは其方を示せと言ふと。藥用は貴賤を論せず人を欺いて貨を取るは己に事理の爲すべき所に非ず。況んや此れは兩國交幣の幣也又豈蜜漬を以て斤量を増すに忍びんや。此れ誠に隣國に聞かすべからざる也……とあり。

信參は戸曹より禮曹に交付し禮曹に於て夫々區分し。國書並禮曹の書の別幅として徳川竝老中等に贈るものは包裝封印し。其他は當該者に交付して東萊府に駄送し。間に合はざる時は産地より東萊に急送せしめ他の賣し去る物件と共に荷造して點檢し各標書し。且使臣が花押を以て封印し釜山の永嘉臺に於て海神に利沙を祈つて出船する時其六船中に分載し。押送官に於て監督し信使に於て途中總ての荷物と共に不時に點檢し。大阪木津川沖に着するや使行と共に淀船にて京都に着し。茲に於て荷物全部を日本側の接待係に交付して江戸に送付せり。

此事に付ては英祖三十九年信行の時正使趙曦の著たる「海槎日記」十二月二十四日の記に……丙子晴大坂城に留まる公私禮單用ゆる所五十餘袋を磨練し。或は長櫃に入れ或は草席に裹み出して彼國人に付す。別に禁徒を定めて

江戸に先送す此は是例也。其中人蔘錦緞の屬の如き重貨と謂ふべし而して以前より彼の人少しも疏慮の慮り無きこと。殆も燕行の卜馱を義州より柵門に先送する慮り無きが如し此等の事我國奸民輩の遠く及ぶ能はざるところ也。とあり。

第三項 人蔘の贈先

人蔘の贈先に付ては相手の身分により禮曹判書同參議同參判等の名により書契を以てするもの三使共同にてする所謂私禮單と稱するものとの區別あり。秀忠家光家綱等の時代は私禮單なるもの甚少く漸次代を重ねるに至りて増加せり。特に人蔘の贈先は日本に於て人蔘熱の最も高かりし綱吉時代に於て最増加せるは之を欲求する感情に相ひ應せるものと認められ。其容易に得られざる珍貴なる贈物が先方の歡心を充たし延ひて國好上に寄與したる事を想像し得べし。

其贈先は毎信使の行に於て多少の差異あり。左に掲げたる表中にある各書の記事により其大體を會得すべし。

參判等の名を以てする贈物を公禮單と稱し、三使即正使副使從事官が連名に禮單。

禮單の記載 新井白石撰

德元年(朝鮮肅宗二十七年)の時信行

より獻上物

長老三人 各二斤
六人 各八兩
二人 各八兩
前 十斤
一人 二斤
一人 一斤
三人 各一斤
西京尹 各一斤
主 二斤
字 二斤
妻 二斤
察行 八兩
寺主僧二人 一斤

海樞日記の記載 時の正使趙繼原著

禮單

英祖四十年(日本明和元年)の時信行

△對馬大守平義暢 三斤
△前大守平義藩 半斤
△以阿庵僧龍 一斤
對馬奉行五人 半斤
△平田將監平誠泰 半斤
△多田監物平如敏 半斤
△藤如卿 半斤
△杉村采女平審祐 半斤
△小野典膳源如長 半斤
裁判二人 半斤
△吉村橋左衛門橋如林 半斤
△平田所左衛門平如任 半斤

朝鮮信使が日本にて使用せし公私禮單人蔭表

●禮曹判書、禮曹參議、禮曹參判等の名を以てする贈物を公禮單と稱し、三使即正使副使從事官が連名にて贈るものを私禮單と稱す。
●本表人蔭以外の私禮單を附す。
●公禮單は特に記す他は皆私禮單。

<p>奉官志の記載 李朝宣統元年代迄の記 仁祖三十一年(日本寛永二十年)の時 △執政四人 一私禮單品目中人蔭無し △奉行六人 一私禮單品目中人蔭無し △對馬島守 五斤 △威徳院(宗義成母) 三斤 △召長老 三斤(對馬に外交の爲交代) 此時東萊に於て對馬の係より三僧遞代し洪長老段長老相四黨新に來る召長老代ると雖會へは禮單無かるべからずとし人蔭三斤不足し東萊商人に借る。 此時は大抵仁祖十四年(日本寛永十五年)の例に依る。 ●孝宗六年(日本明暦元年)の時 前例による 此時禮單(日光家康廟)並大徳院(同家光廟)に三使臣より各十五斤 ●其後(年代を示さず)別單増加し △國王 一〇斤 △執政より中納言に至る計 三十一斤 △奉行八人計 八斤 △對馬島守 五斤 △長老一人 三斤</p>	<p>迎文館志の記載 正祖の朝官撰 年代の記載無し △對馬太守 三斤 △總行長老二人 各一斤 △奉行六人 各八兩 △裁判二人 各八兩 別 △對馬島守 三斤 △右同妻 三斤 △右同子 三斤 △奉行二人 各八兩 (以上對馬) △國王前 十斤 △若君前 十斤 △權現堂 十五斤 △執政一人 三斤 △執事三人 各一斤 △近侍一人 一斤 △館所淺草末誓寺主僧一人 一斤 (以上江戸) △大阪城及倭京接待官二人 各一斤 △西京井二斤(京所司代) ●禮曹より公禮單 △對馬島主 五斤 △總行長老 三斤 ●肅宗八年(日本天和二年) △江戸四宰相 各一斤 △倭京三納言 各一斤 ●南臺扶桑錄の記載 南龍翼撰 ●孝宗六年(日本明暦元年)の時 △對馬島守 書契別幅五斤 △道長老 書契 五斤 (公禮單) ●扶桑錄 李長機撰 ●右同上、右に同じ ●金澤士東嶽日録の記載 金剛門撰 ●肅宗八年(日本天和二年)の時 △對馬島守 五斤 禮曹參議より (右公禮單) ●洪譯士東嶽錄の記載 洪禹載撰 ●右と同じ ●對馬島守へ禮曹參議より三〇斤とあり ●朝鮮往來の記載 ●孝宗六年(日本明暦元年)の時 △日光門親王へ 三斤 三使より △同里沙門堂門跡大僧正へ 一斤</p>	<p>朝鮮聘禮事の記載 新井白石撰 ●日本正徳元年(朝鮮肅宗二十七年)の時信行 三使中より獻上物 △膳軍へ 十斤 三使中より香物 △尾張中納言 一斤 △水戸中納言 一斤 總ての香物に對し 白銀二百枚を酬ゆ △紀伊中納言 一斤 右持參朝鮮人上々官三人下官三人小通事三人小童三人使員六人。 右に相對對馬家老平田半人裁判後寺田市郎右衛門留守居三浦貞右衛門徒士四人、通詞二人、弓四人。 △井伊掃部頭 三斤 △松平肥後守 一斤 △土屋相模守 一斤 △秋元但馬守 一斤 △大久保加賀守 一斤 總ての香物に對し 白銀百枚を酬ゆ △井上河内守 一斤 △阿部越前守 一斤 △阿部豐後守 一斤 △本多中務大輔 一斤 △久世大和守 一斤 △加藤越中守 一斤 同上白銀三十枚を酬ゆ △島居伊賀守 一斤 △大久保長門守 一斤 以上持參の朝鮮人上々官三人小通事三人小童三人使員六人。 右に附添對馬家老大浦忠左衛門留守居鈴木左次右衛門徒士八人、通詞二人、弓四人。 ●改訂新書の記載 徐命卿著 ●年代の記載無し英宗以後の大體記ならん 公禮單 △對馬島守 五斤 △總行長老 三斤 三使私禮單 △奉行六人 各八兩 △總行長老二人 各一斤 △奉行六人 各八兩 △裁判二人 各八兩 △國王前 十斤 △執政一人 三斤 △執事三人 一斤 △近侍、西京井 各一斤 △對馬島主 三斤 △島主子 三斤 △同妻 二斤 △馬島奉行 八兩 △本誓寺主僧一人 一斤</p>	<p>海嶽日記の記載 時の正使趙曠原著 ●英祖四十年(日本明和元年)の時信行 禮單 △對馬太守 五斤 禮曹參議より △萬年山相國寺維天瞻長老 三斤 禮曹佐郎より 私禮單 三使より △關白源家治 一〇斤 執政四人 △酒井左衛門尉源忠密 一斤 △松平左近將監源武光 一斤 △秋元但馬守藤原朝 一斤 △松平右京大夫源輝高 一斤 △京井阿部伊豫守藤正右 一斤 △相國寺維天瞻長老 世臣二人 一斤 △松平肥後守源容毅 一斤 △井伊掃部頭藤原英 一斤 △板倉佐渡守源勝清 一斤 △水野一岐守源忠見 一斤 △島居伊賀守源忠孝 一斤 宗室六人 △尾張中納言源宗睦 一斤 △紀伊中納言源宗將 一斤 △水戸宰相源宗翰 一斤 △德川刑部卿源宗尹 一斤 △德川右衛門督源宗武 一斤 △德川宮内卿源重好 一斤 △寺社奉行松平和泉守藤原直 一斤 江戸館伴二人 △加藤遠江守藤原武 一斤 △毛利能登守大江匡滿 一斤 大守(對馬)近族十二人の中一人 △藤堂和泉守藤原豐 一斤 在江戸馬島奉行一人 △古河大炊平如恒 半斤 △對馬太守平淺嶋 三斤 △前太守平淺澤 半斤 △以直庵僧祖 一斤 對馬奉行五人 △平田將監平誠泰 半斤 △多田監物平如敏 半斤 △藤如卿 半斤 △杉村采女平藤祐 半斤 △小野典膳源如長 半斤 裁判二人 △吉村橋左衛門橋如林 半斤 △平田所左衛門平如任 半斤</p>
--	---	--	---

裏面白紙

○隠退ノ島守。

○朝鮮ノ國事ヲ將
軍ニ呈スルコト。
○德川將東ヘノ朝
鮮國書ノ署名ハ故
初日本國王トシテ
大君トス。案宣ノ
時白石ノ意見ニヨ
リ國王トシテモ後
復々大君トス。太
大君ハ隱居ノ將
軍。

第四項 信蔘雜記

總て信使の行に於て所謂私禮單の配贈割充品目數量等に就ては每行相當に迂餘曲折あり。英祖四十年の行の「海槎日記」十一月九日の條に前島守に贈る人蔘は半斤とせしを。對馬側は英祖二十四年の例を引き對馬の記録に二斤とある例によらんとし。信使側は其携帶せし舊曆録には半斤とあるを主張し遂に半斤とせしこと出で。又十二月二十四日江戸に滯留中の日記に此行の決定せし三年前に信使の節目を議定する時。徳川の執政竝宗室の贈物に關し議論二派に分れて決せず遂に王の裁定を受けそれにより準備し來りしに。海を渡つてより以來對馬側に於て連りに本件に付て爭難し來りしが今や傳命の期迫り早く決定せざるべからず。英祖二十年の行の時は日本に於て太・大・君あり若君ありしも今日は此れ無し。朝鮮の取極めたる執政四人の外に何故に二人を加ふるの必要ありやと朝鮮首席譯官に於て主張し。對馬側に於ては六人の執政の中一人は罪により遞はり未だ後任無し。五執政の中一人は關白の子也今若し此を抜けば他の執政は必ず禮單を受けざるべしと主張し。遂に前回の信使の時秋元但馬守涼朝を江戸にて別に加ふるに當り公禮單を給せず唯私禮

單を贈りし例により、執政一人を加ふることに協定し。宗室一人を加ふる事に付ては前回の時は三歳の小兒なりしも、今回は既に長成せることなれば對馬の主張を理ありとして之に給する事とし。其不足の人蔘二斤半、豹皮七八張等々は携へ來れる豫備の中より充當せしこと出づ。

又同書には、朝鮮戸曹の天秤は日本の藥の稱（たかり）に比し、一斤に四錢少きことを記し。且人蔘は時に隨ひ輕重あるにより、豫じめ其目減りを見込み、一斤餘を多く携へ來りしことを記せり。

第五節 朝鮮より對馬に給したる單蔘

第一項 總說單蔘の性質

對馬と慶尙の沿岸とは水を距て、山影相應じ最相逼きが故に古代より彼我密接の交渉あり。宗氏が是を領有するに至りし經過は、王朝の時在廳と稱し、島主四年の任期を以て遞代赴任せしが。王朝衰へて武家の政治となるや、島司は敘せらるゝも任に赴かず。故を以て首吏島改を掌れり。此時大宰府より給する四萬石の年糧絶えて一島大に困み、島民上下と無く西方に向つて貿易に従事し時に海賊と爲る。寛元四年大宰府の命に従はざるより、大宰大監宗重尙を遣

○高麗恭愍王三十七年。

○高麗恭愍王三十七年。

はし、在廳阿比留平太郎を伐つて之を平げ、爾來宗氏之を領有す。正平二十三年宗經茂は佐々木五郎兵衛と宗彦七を遣はして高麗に土宜を獻じ。恭愍王は講究使李夏を遣はし米一千石を送りて修好せり。高麗亡びて李朝となるや、太宗二年五月に宗真茂は人を遣はし土物を獻じたることに交通を始め。爾來李朝の海賊控制の爲めの招撫方針と對馬の生存上よりする寄生政策と相融合して、遂に離るべからざる關係を生じ。對馬は朝鮮の物資一特に米一に倚るに非ざれば一島の生活を保持するを得ず。朝鮮は是を嫌惡し乍らも東邊の平和保持の上より度外するを得ざるに至り。其後對馬は頻繁に使船を送り物資を買し。一方慶南海邊の三浦釜山灣に居留民を占居せしめ、常に朝鮮の要となれり。世宗以後種々之が制限を試みしも猶禍根を杜ぐに至らず、遂に中宗五年三浦の亂となり一時交通杜絶せしが。六年足利政府より遣はしたる使僧彌中の調停により、七年に和議成りて其歲遣船の數を減じ給與物品を減額せり。此後も交通を續けて文祿の役前に及べり。

○明神宗元年德川四代家綱。

此時代に於ては本章第三節に記したる如く、對馬に對して他の物品と共に人蔘の賜與ありしも未だ單蔘なる固有名稱無かりき。此名稱を用ひしは徳川時代に於て始まりしも初は悉くは單蔘とは稱せず、例之ば孝宗六年に對馬に硫黄の多量を求め之を齎せしに對し、人

蔘七十斤を虎豹皮等と共に回賜したる如きは單蔘とは稱せざりしが。後に至りては對馬に給する人蔘は悉く單蔘と稱するに至れり。此字義に付ては、紙箋に字を書きたるものを單子と稱することに由来せり。例之人民より戸籍の式年に提出する書付を單子と稱し禮物を記したる紙片を禮單と稱する如し。日本流に言へば目録又は書き付けに相當す。其目録即ち單子に書きたる物品を指して後には總括的に禮單私禮單と稱せり。されど紙虎豹皮等の如きは單紙車虎皮等とは稱せざりしも、人蔘に限りて單蔘なる名稱を用ゆるに至れり。而して其單蔘なる名稱は、支那並日本一對馬以外の一の贈物に對する者にも間々用ひられたるも。後には單蔘と云へば對馬に給する人蔘に限り用ひらる事に用字固定せり。

此の單蔘の性質を検討するに二様の區別あり。一は對馬宗家の吉凶嗣位退隱祭典並東萊府下に在る對馬屋敷に來る奉行の交代對馬宗家の宗親の來鮮及總て對馬の功績漂流人送還等々に對し。慶弔問慰禮物賞賜等の意味に因つて給するものにして片務的のもの也。二は對馬より歲遣船により獻上する物品に對し、回賜として代償するものにして双務的のもの也。此の第二の物は國交の形式を以てすれども、其實質は貿易と觀るべきが如きも。仔細に攷究すれば未だ全然然りと謂ふを得ざるものあり。何となれば元來貿易は有無相通じ大抵同價値の物品を交換する經濟的見地に立つものにして。常に初めより損失

○此ノ單蔘ノ名稱ハ徳川ノ中期ニ至リ日本ニ傳ハリ、一種ノ人蔘品種名トシテ流ナル意味ニ用ヒラレ、其節頭ニ付テ單蔘ガ種々別シテ述ベタル事等、單蔘ニ關スル考證ハ第七卷ニ詳載セリ其單蔘ノ項參照スベシ。

を覺悟して永く取引を續くるもの有らざればなり。縱令朝鮮より給する米豆織物類と對馬より持來る銅染料藥劑類の交換が互に絶對必需品なりしとするも。其五〇に對し一〇〇を償ひたる、其一〇〇の中の五〇だけは貿易の性質を含み。残りの五〇は他の性質を帯びたるものとすべく。總て朝鮮より對馬に給したる物品には政治上左記の如き意味を有てるものありし。

- △海賊所謂倭寇の控禦に對する報酬。
 - △海賊を働かしめざる爲の所謂捨扶持。
 - △以上二は後期宣祖、仁祖の頃、海賊の減少と共に意義稀薄となる。
 - △朝鮮東門戸の取次役番人紹介等に關する手當。
 - △日本へ派遣する信使の往復海上の護衛幕府との中間に於ける仲介等に對する報酬。
 - △日本の情報通知に對する報酬。
- 右五項の感情は足利時代に於て最も濃厚なりしが徳川時代に至るに及び漸次稀薄となりしと雖も、猶其傳統觀念相互に残存せり。

第二項 對馬の歲遣船と單蔘の由来

對馬よりの歲遣船は最初二十五隻なりしを後に漸々増加し朝鮮に於て其支待に困み、世宗二十五年に約定して總數五十隻に制限し特送船を許さずとせしも其後種々の名目を付し特送船を送れり。中宗五年三浦の亂後同王二十三年

○日本新吉三年。

○日本慶長十四年

に二十五隻に制限せり。此時代各船に給する物品は獻上に對する回賜實は米大豆布帛等を主なるものとし、對馬より南洋産藥材染料及銅等等を齎せり。此時代朝鮮の給與品に未だ人蔘あらず、文祿慶長の役後國交恢復し光海君元年に至り各地大小名の使船は悉く之を革罷し唯對馬のみ送使を許し其歲遣船の數と給與の物品と其數量を定めたり。其物品中に人蔘あり茲に到つて始めて單蔘の名稱起れり。此時の條約を朝鮮に於て己酉約條と稱せり。

仁祖の代に至つては清と事と構へ軍國多事なりしも、此際日本との平和交通の持續は國策上最も必要なりしにより。同王五年に來りし對馬の使に對しては其接伴官より馳啓し、王は新來の使便は便に隨ひ善待すべし布は亂後の清太宗の遺棄に至らざる慶尙道に收拾し、人蔘馬等は京城より送付し事を生ずるの患なかしめよと命じたり。「仁祖實錄」

其對馬より送る船數及獻上に對する回賜品の別幅中にある人蔘及給與の人蔘は左の如し。

第一 年例送使船

- △第一使送船 (求)二斤十兩。(寔)三度各正官一斤都船主十兩。(禮)三斤
- △第二以下十七迄の使送船 (求)二斤十兩。(寔)三度各正官一斤都船主十兩。(禮)三斤
- △第一特送使船 (求)二斤四兩。(寔)三度人蔘第一船に同じ。

○人蔘外ノ虎豹皮・布帛・米・豆等物ノ物品ハ各船差異アリ。
○各船ニハ皆國書即チ銅印ヲ給シ文書ニ之ヲ用ヒテ證トセリ。

(求)は求請の人蔘。(禮)は禮曹の者を以てする回賜回贈品中の人蔘。(寔)は寔に其時給する人蔘。以下同じ。

第二、第三船(寔)三度人蔘第一船に同じ。

第十一船以下は後に(寔)を罷む。

(求)二斤四兩。(寔)三度人蔘第一船に同じ。

第二 第三特送使船

以上二十隻已酉約條にて定む。

△副特送使船

(禮)三斤。(求)三斤十四兩。正官一斤副官一斤都船主十兩、留船主十兩。

(流芳院送使)

慶長十四年對馬より特に柳川副信の功を言ひ且同人父景直の時にも使船ありしを主眼して始む。柳川送使と稱するもの是れなり。柳川の死後流芳院送使船と改む。寛永十四年罷む。

△萬松院送使船

(禮)三斤。(求)一斤十兩。正官一斤都船主十兩。

此寺宗家の菩提寺にして宗義智の死後朝鮮特に其功により此一船を許し祭祀の料とせしむ。慶長十九年朝鮮より銅印を興へ寛永二年より始む。

△以酌庵送使船

(禮)三斤。(求)一斤十兩。

此寺玄蘇の住寺也慶長十四年玄蘇の兩國々交に盡したる功により之を許し寛永十二年より始め同十七年此名稱とす。

△平彦三送使船

(禮)一斤。(求)十兩。

(兎名送使船) 彦三は宗義成の幼名副特送船と同時に始め其死後明曆三年罷む。但爾後島守の子息ある時には兎名送使船の名を以て繼續す。

△平義真送使船

(禮)三斤。(求)一斤十兩。

(一) 進上

進上は對馬より禮曹宛の公文を添へ獻上するものにして。其物品は胡椒白
攀丹木朱紅硯銅盤金屏銅の扇別幅に進上物件とし列書す。之に對して禮曹
より人蔘虎豹皮白黒細布藤席筆墨の扇を以て答禮す。其物の包装の兩端には
禮曹の封印を施す。而して猶右回禮の外に進上物件に就き一々値踏みを爲し
之に相當する緋布を給し之を進上價と稱したり。寛永九年島主宗義成は進上
の文字を封進と改め方物は書契中に録入せず作つて別幅として以て之を送れ
り。蓋し進上を避けて禮曹と贈答の禮とせんとするなり。朝鮮其改號を許し
其酬賜は則ち前に依る……

(二) 公貿易

公貿易は銅鑲丹木水牛角等にして獻上の意味を以てすれど其價を受くるに
より公貿易と稱せり。其價は初め緋布を以て給せしも繼ぎ難く後に三分の一
は米を以て給せり。又後には其木綿の中幾分を人蔘を以て給し最後には人蔘
其他の物を幾分銀と錢に代ゆることも行はれたり。以上『對馬文書』『春官志』
『通文館志』『萬機要覽』による。

此の對馬への給與に付ては朝鮮の財政に影響を及ぼすに至りしこと朝鮮の
文獻に記載多し。其中英祖三十九年に日本へ出發したる通信正使趙暉の著に
して其行の日記たる『海槎日記』の記載最要を得たり左に録す。

十月二十八日辛亥時東北風西山寺に留る。……馬島の地方東西三百里南北
八十里分つて八郡八十二浦と爲す。而して土地瘠薄生穀甚だ少し居民の生活
専ら漁採を以てす苟くも我國の公米公木に非ざれば何ぞ以て生を聊せん。曾
て萊府に在るの時東萊府使毎年對馬に給する財産を考算すれば。則ち公作米
一萬六千石兼帶米二千餘石料米二千餘石と爲す。此外種々の名目を以てする
米豆亦千餘石に過ぐ合計米二萬數千餘石公木七百二十餘石と爲す。而して木
は則衆譯輩過半は蔘に換へて給す此れ所謂被執條手標也。對馬より送船の使
例一年禮單蔘三十餘斤餘紬布麻布及虎豹皮雜物名色甚多し是則ち入送使に毎
年給與すべき物也。其外別送使に至つては歲に五六次ありて其接待する所亦
各例あり。一年を通じて給する所竝に換算すれば三十餘萬兩に過ぐ。人恒に
言ふ嶺南嶺道尙半道の財産租税の盡く倭に給すと。此れ則ち未だ必ずしも然ら
ず。而して厥の數誠に夥然と爲す矣。彼人の納むる所の者を以て之を言へば

○三萬六千匹。

○第七卷被執條ノ
項ヲ見ルベシ

○錢兩。

○慶尚道租米ノ接
手費日本入ノ接
手費用ニ費シタル
は世宗以後成宗迄
ノ間ニシテ、徳川
時代ニハ如此事無
シ。

○水牛角

則ち黒角四百種、銅二萬七千九百斤、胡椒四千餘斤、白礬一千四百餘斤、丹木五千六百餘斤、鑛價銀一千五百餘兩及雜種の物件を換算せば三萬餘兩に過ぎず。其納むる所を我國の給する所に較ぶれば十の一と謂ふ可し。我が鮮乏の財を耗し此の忘れ難きの儼に餉る。事理を以て揆すれば誠に有るべからざるの事たり。而して惟列聖の朝深く憂ひ遠く慮かる。迥かに尋常萬々に出づ。朱夫子忍痛含冤の心を以て已むを得ず我に和するの下策を用ゆ矣。夫れ豈に樂しからん哉。曾て聞く公米、公木、單蔘幾んど島主の囊橐に盡き、江戸に歸する者絶少なりと。此を以て之を言へば一島の生活は専ら我國に靠る也矣……

右對馬よりする物品の換算は過少に見積りたる嫌あるも。著者趙嘯は曾て東萊府使の職に任じ、實際其事務に當れるものなれば、總て其記述要を得たりと謂ふべし。

第三項 單蔘の給與に對する紛証

單蔘は前に述べたる如く元來國王より恩賜の物品なり、是が品質の善惡に付ては受領者に於て決して云爲すべき性質のものに非ず。されど永年の慣行により遂に對馬側の權利化したるのみならず。此人蔘は他の貿易の人蔘等と共に

○對馬島守ヨリ東萊府ノ通牒第一一年銀千兩ヲ賜ル價例アリシコト第三卷ニ出ツ

に、其巨利により對馬一藩の財政の數割を賄へるものなれば、宗家の死活に關するものにして、其品の善惡は忽ち延ひて一年の歲計に影響し、且つは又江戸に於て對馬が賣下ぐる人蔘の業務に付ては幕府の嚴重なる監督を受け居るものなれば、其受授に關して紛争を生じ對馬が強硬なりしも理無きに非ず。されど其強硬の態度にも程度なかるべからず、其所以は對馬側に於ては昔より東萊府の譯官通事を買収して自己の走狗と爲し、是れにより不當の便宜を得て利する所巨大なるが故に強ひて事を荒立て得ざる弱點あるのみならず。往昔宗貞茂、同貞盛等が儼然として暗に朝鮮を威嚇したる如き背後の兵力を有せず。其主張に恐れて朝鮮を忍従せしむるに足るの權威無く、以て其爭議を數年に持越すの餘義無きに至れり。

單蔘は最初は倭館に於てする日鮮貿易の人蔘に對し、朝鮮政府に於て十一の實物税を課し、其徵税品を以て充てしより、最良品なりしも後には人蔘の需用の増加に反比例し、濫獲と山地の開墾により其の産額減少して總じて人蔘の品質不良となり。傍ら狡猾の徒が種々不正の手段を弄して、鉛を中に入れ或は蜜に漬けて斤量を増すもの。人蔘を衣とし中に桔梗等を充填するもの。折れた

○本項ニ付テハ、第二編第十卷第四節ト參照スベシ。

るを接着して一棍とし、小を併せて大とするもの。縦に半截して其半面は小棍を集めて膠着せるもの。等等を流布せり。對馬が之を争ひしこと當然なりと謂ふべし。

其受授に關する紛争は屢繰返され、英宗二十九年に於て、草梁對馬の館守より數年分の入蔘を京城に返送せし事件あり。同年朝鮮當局者は別に契を作らしめ、此商人組合に於て他の貢物を貢納するの例により處理せしめし。其品質は豫期の如く草まらず、一層粗悪不良となり。其六年後の英宗三十四年に至り、對馬は憤を發し、示威的に其年一箇年給與の單蔘全部を對馬屋敷の門外に於て焼却せり。茲に於て當局者は考ふる所あり、此人蔘に關する事務の全部を東萊府通譯に一任し、責任として處理せしめ、一方是により利益を得ることをも公認せり。然るに此以後に於ても亦豫期の如く一も麻清を見ざるのみならず、却て通譯等は中央より支給する單蔘買入資金を着腹費消し、其單蔘の支給連年延滞するの弊を加ふるに至れり。其不正入蔘の事實は李朝の文獻中に以下數項に列示せし如き記載あり。

(1) 不正入蔘に關し紛訟を生じたる事例一

○日本寶曆三年。

○此上蔘ノ文字人ヲ送リシカハ明カナラス。
○府使ノ徵集東萊府ノ入蔘ハ特ニ觀察使ニ徵集ヲ使ハス。其任本ニ關シテ取レバ也。
○投界ハ兩方ニ配流ノ意。書經ニ出ヅ。
○因ヘテ尋問。

英宗二十九年に是より數年前より單蔘は不良品のみを給し對馬は之を受取らず。在蔘數歳を過ごし東萊府使との談判進捗せざるより、草梁對馬屋敷の役人は已むを得ず最後的手段を撰び、數年分の單蔘全部を京城に上送せり。本件廟堂の大問題となり、大藏大臣たる戸曹判書の權職より當該大小官吏の懲罰處刑となり。遂に其人蔘は良品と取換へて數年分を給せられし事件ありたり。事の委曲は左の記事に明かなり。

「英宗實錄」二十九年三月の條に：：命じて左驍政李天輔に入侍せしむ：：王は曰く、予は猶邊境の事を忘れず、故に卿を召す矣。李天輔曰く、戸曹判書東萊府使俱に過失あり矣。王曰く、葉伯の朝命を待たずして上送せしめしこと極めて非なり矣。命じ書し傳教して曰く、頃ごろ禮單蔘の事に付て訓戒せるは乃ち交隣の道を重んずる所以なり。而して紀綱解弛し、猶弄奸不正入蔘の事あり。彼人をして此に因つて籍重し、竝に訓戒前の人蔘とを併せて受けず。訓戒の令は國中の事也、其令自から倭館に飛び到らんや。任譯の輩密かに其條文を騰して彼人に示し、此に至らしむる也、此皆任譯輩の爲す所。頃ごろ彼等の不良者に對し決棍を加へたり、其後一分にても國法を畏るゝの心あらば、彼人を教諭し葉伯を儲き、禮單の蔘を重んずる莫く朝命を待たずして上送せんめんや。當該訓導別差は統制使をして軍威を服り三たび引廻しの上決棍五十度の後海島に配流すべし矣。噫、葉伯の伯の字豈偶然ならんや、之を待つに一府の伯を以てす。么麼此等の事理に據つて固く執つて争はず登聞を爲す、此れ朝廷の命官たるの資格無き也。東萊府使申曉、前府使趙載敏は甯海縣に投界し、不正入蔘造作の人は嚴刑一次遠地に流配し、戸曹の係官は義禁府に下して推考せしめ。長湍府使李泰章を東萊府使に任命すべし：：。

其後に至り副修撰洪重孝も亦上書せり。同四月の條に。

上書略に曰く、禮單參の事は任譯輩決掘馬配の命あり。従前より倭人の條約外の事を
觀ひ希ふ事は任譯輩の不善の周旋により反つて事を誘引するに非ざるなし。今決掘配流
の處分は實に生を好むの盛徳に出づ。而して第だ統制使の營は東萊を去る事遠く倭人安
くんぞ其處刑の狀を知り得んや。臣意ふに釜山僉使をして威を張り決掘せしめ彼人をして
目前に朝廷の處分を見せしむれば則ち必ず嚴畏の心を生ぜん。術策を弄するの罪を論
ずれば任譯よりは小通事の輩甚し、此際其中最無狀なる者一兩人を查出して梟首して他を
警しむること已むべからざる如し。戸曹判書は本件に坐して隨實を蒙り既に罷職となれ
り。此事に付ては臣は恐る、彼人之を聞けば益増長して此後單參を踏退すること必ず限り
無けん細憂に非ざる也；云々。

(2) 不良人參に關し紛訟を起せし事例二

英宗三十四年に對馬は怒つて一年分の單參を東萊倭館の門前に燒却せしことあり。本
件の由來に付ては「増補交隣志」に左の記事あり。

英宗二十九年癸酉接慰官沈鏞の下往するや倭人單參を以て尾執の項に付し屢次踏退す。
故に多般賈論遂に定例を爲す。而して別に契人を定め貨物の例に依り舉行す、契人の奸弊
漸く生ず、單參專ら様を爲さず。三十四年戊寅に至るに及び一年給する所の單參全く倭館
守門外に燒火するの擧有るに至る。該府使趙謙の狀啓に因り戸曹判書李宗白啓し請ふて
倭譯に移給し、利害禍福之をして專管せしめ。別に勾管を定め以て其事に任ぜしむ。而し
て戸曹の上下は則契人舉行の時の例を以て磨練す；云々。

○日本寶曆八年。

○後撰人參ノ品位
ト比較ノ意。

○下ヶ渡スコト。

(3) 不正人參に關し紛訟を起し及給與延滞したる事例

「純祖實錄」三年二月の條に；東萊府使徐有鍊の啓本により備邊司は啓す。東萊倭館
新舊館守(時世)一書を出し示す。書中に曰く、貴國の人參十年前後より皆假參を以て割付
造作品劣り效無し、還甚多く秤り不足七十斤に近し。竝びに以上即速入送せよ云々。今
館冊を調査すれば前々よりの不足積りく、て六十九斤六兩となれり。倭人に給する單參
は首譯金健瑞の管掌に屬せり、如何なる品質の人參を給したるか此倭人の宛を稱す一々按
査すべく、不足量の人參は數の如く徵給し。取扱者は後より法に依り勘斷して以て懲勵の
地と爲すべし；(申略)。毎年對馬に贈給する多量の人參に付ては自から恒式あり。安く
んぞ彼が上品を受けんとするの新要求を許し其妄濫の習を恣にせしめんや。且禮單參は
即ち是般交隣の需なれば、則ち通譯輩固より當さに常法を守り欠缺する所無く舉行すべ
きに。而も負通の數此の如く多く、久しき前より流來せんとは。國に組織ありと謂はんや。
邊情を重んじ後弊を杜絶するの道は、宜しく大懲罰の典を施すべし。
一當該副導別差は府使をして大に威容を倭館の門外に張り、嚴梟の後死を滅じ速地定罷。
一負通の譯官は司譯院をして調査せしめ、東萊府の獄に嚴囚し。期日を定めて其負債の人
參を上納せしめし上決機。

一今後復此等の罪を類ぐ者。倭館門前に梟首の事別に定式に加ふべし。
一府使徐有鍊は拿問殿勘のこと。

右の如く處分を請ひ王は之を允す。

(4) 不良人參に關し對馬より注意を促したる事例

○此書面ヲ受取レ
ハ府使ハ責任ヲ負
ハザルベカラズ故
ニ提出ト曰ハス故
ラニ出テトセリ。

○人參栽培人參

「増補交隣志」『交隣考略』に純祖三年閏六月二十八日奉行平眞率平成昌福眞重平眞顯等より別單を呈したる條に(實註)

一、近來人參悉く手製と爲る又粉飾を加ふること甚し是好からざる也。人參は案に貴州の名産藥種の上品なり、昔來より我れ東都に獻ずるもの也。檢察を爲すべき事。

とありしに對し、東萊府使より(林判事、下發知) (林發知の名を以て)

一人參製造の弊世州の通示を待たず、我國固より已に常に痛懲を加ふるもの。而して奸細の輩徒らに小利を貪り邦禁を犯す。今申飭すと雖更に此患無きを保ち難きを恐る。而して亦當さに別に嚴禁を爲し以て宿弊を革めん。(日付癸亥九月一日) (宛奉行中) (以上播磨内は、交隣考略の記載)

と答へたること出づ。されど此不良人參製造の張本人は其事を管掌せる通譯輩なれば到底之を革正するを得ざりし也。

(5) 不良人參に關し紛訟を起せし事例

文化六年に至り此事に關して又もや紛訟を生じ、遂に對馬との條約を改定せり。

此年より前七ヶ年間の單參を對馬が皆不良品なりとして受取らず。遂に廟堂の問題となり、畢竟通譯輩が對馬に内通して教唆する爲なりとし、通譯に嚴刑を科したる事件あり。事の曲折は左の記事に明かなり。

「純祖實錄」九年五月の條に左議政金載賡の啓言として：「且つ單參は朝廷禮賜の物也。或は其品質劣れることありと雖も、之が賜を受くる者之を返却すべき性質の物に非ず。而して近來對馬御が點檢して此を返却する事殆んど限り無く。或は年を経て相持して其受授を争ひ終に腐敗用ゆる無きに至るものあり。事體を以て論ずれば豈斯の如き道理あら

○純祖九年

んや：とあり。

同年對馬との幣幣約條を定め九月より奉行せり。

(4) 不良人參に關し紛訟を繼續せし事件

同二十三年十一月の條に備邊司の啓言として：「昨年東萊府使李德鉉は倭に單參を給する事を以て本司に論報せり。其文中館守倭の傳言を收擧せり。單參の劣品に換ゆべき人參も亦標を成さずとして受授を了せざることを七年に及べりと云ふことを以て辭とせり。蓋し此の換品を始めしは純祖十年よりにして既に之を行ふこと十四年、今忽ち全部を返却すると云々するは、必ず是通譯輩が弱かに唱和し倭人に愚瞞して朝廷を欺瞞するの致す所。本件は徹底的に査探して其奸惡の狀を露せんと欲す。京城よりは通譯官を送られ倭人を責め論し、未だ給せざるの單參は給與して彼をして受取らしむべし矣。：(中略)單參を彼等の返却により換品して與へし當初の利害得失に付ては、今茲に論ぜず。既に覺書を作成して後に於て、中間に紛訟を生じ相讓らざる彼人の失指は姑く捨て論ぜず。東萊譯官輩の中間に在つて種々の術策を試み、自己の利益の爲めに變通を欲するものたるは、其内情火を賭るよりも明かなり。今に至り條約改正の一端を議すべきに非ず。惟だ換品の名目を以て其取扱を定め、専ら東萊通譯に一任し。其利害禍福に委ね、之をして擔當せしむべきなり。：矯揉の初めに於ては、其時の事情上若干の人參買上費を増額せざるべからず。：毎年錢四萬五千兩を事を管掌すべき倭譯に下付し。之をして施行すべき簡條を節目として制定し。之により該事務を執行せしむることすべし。斯く定めたる後に於て公務を奉行して弊ありや否やは渠の輩人鬼の頭に關する事たり。渠輩も亦人並の良心

○規定改正、通譯、弊弊教訓

あるべく、豈甘んじて國に負き自から死地に就かんや。玄義詢東萊府の如く前後奸惡を敢てせる者は、死して猶餘罪ありと謂ふべく。而して事態此の如く紛訟を致せるは、渠の爲にして赦す所なきの大罪案なり。之を前にしては、人蔘を却けられて國を辱しめ、之を今にしては彼倭人より提出したる標書を受領せり。么麼微々たる一譯にして朝家の齟齬を此に至らしめんとは、其罪を容貸してそれ可ならんや。國に紀綱ありと曰はんや。東萊府使をして衆人を聚めたる前に於て、嚴刑を施したる後、仍ほ捉へて京城の刑曹に押送し、彼が京城と地方とに於て公物を費消せるものは、悉く辨償せしめ、全部完了の後法に依て處斷せん。王は之を允す。

單蔘が常に遅延したる事例に付ては、

『對馬文書』 弘化年代の綴冊を見れば、既に天保年代より數年の遅滞相重なり。其事を管掌せし東萊府判事廳の首席通事等が對馬屋敷に屢哀訴嘆願して其延納を請ひ、其約束の期日に至りても契約を實行せず。延期に次ぐに延期を以てし、嘆願に重ぬるに嘆願を以てせしこと出づ。畢竟單蔘は朝鮮政府より支給するもの也、如何に貧乏なりとは言へ、苟くも一國の政府也、如此醜體あるべからざる道理なれど。東萊貿易衰減減少し通譯輩の困迫甚しく遂に彼の政府より下付する入蔘代を費消するに至り、其辨償の途無かりしに由るもの也。

○單蔘加フルコト。

○以下對馬文書。

弘化三年丙午年

館守 古 川 采 女

三月二十九日

同訓導入館御代官中方丸龍越今度勾管被申付候處。

東萊府判事廳の通譯等(七)並(七)並(七)同知(龍名)對馬屋敷に入り來り、其通譯の館守古川采女の屋敷へ伺ひ、今回單蔘の係長を命ぜられたりと挨拶す。其後通譯所に来り。

禮單蔘の儀近年之通致遅滞候而は決而難相動候間唯便之道を相圖度候處。

通譯等が對馬に交付すべき單蔘買入資金を消費し、爲めに對年分其支給延滞せり。右の如くでは、通譯所より難く、出來るだけ便宜の途を講ずべきも、判事は今日の委任待遇の如きもの、東萊府は日本との外交を掌る故特判事廳を置く。茲に勤務する官吏は貿易を關係する故に役得甚多く大抵は富みしも。日本が支那貿易を皆の如く釜山に於て朝鮮の手を通じて行はず。別に長崎に貿易を開きしにより取引物品甚しく減少し。爲めに判事は甚しく發憤せり。

尤も館守へも願出候に付代官へも此書而差出吳候様申聞即座御代官中より相答候は、禮單蔘の儀は壬辰御改約之譯も有之。

壬辰は日本天保三年朝鮮編組三十二年、此改約と云ふは公の條約に非ず、譯官等と對馬屋敷の代官とが契約したるものなり後に由づ。

ケ様の書面差出候御取用可在之様も無之。萬一も取次者何様の御叱を可蒙も難計。

取次候儀は不相成趣相答候處。可成書面之意熟覽いたし吳候様相欲。押而相預出館せし

私候趣申出。(下記は右の書面也)

一僕有閣迫事柄、冒瀆仰懇矣。大抵近來單蔘入送得違定約。送便滞留甚至多月。此豈朝家

設始之本意乎、莫非判事廳不審奉公之罪。且是近者銀貨間賣買絶貴、朝鮮には通用貨幣無し、銀を必買

とす時は朝鮮の貨幣なる本論

入蔘史 第二卷上編 第三章 國と國との禮物以外、外交上に使用されたる入蔘 九九

米に之を換す。此時代益山貿易盛へて日本
の銀貨朝鮮に入る形なく銀の價暴騰す。
保感荷無已。御力がたて漸而銀を得
を穿つ能。其悚悶果何如哉。僕偶當此勾管之任商量内外事勢晝思夜度罔知攸措。不得已仰
陳事情懇請。此情勢今年爲始。元送使與別送使條無論幾斤以銀折半。則以銀約定後銀
則輸運之條空費亦多。且有遲滯之慮。以貴國緊要之藥材人蔘外變通明年四五月入送。限
三年如是則列事應中爲可符之謂公私萬幸何可盡。告限三年施行之後依壬辰約條。送使
日限前事入給少無如前遲滯之弊矣。特爲寬如周旋之地千萬幸甚。
丙午三月 日

一代官尊公

訓導 美哉 玄 同 知
別差 君章 李 主 簿

三月晦日

右之書面向榑館主へも差出通詞も取次べき様も無之。抑而相預置出館す。右大通詞格
代官假役評議の末抑單參之儀は壬辰年御改約以後、毫末も違背致問敷手堅き書而取替ある
にも不拘勝手ヶ間敷願立のみならず。近來別之主句榑館主付端藥種類人蔘外買調に相成候
ニ付。榑館主に別の藥 夫ニ附込重も成主單參も商覽同様の姿ニ申出候段。甚以等閑之心
得ニ在之。云々下略右書加添候事
に決定す。

四月六日、四月八日にも右之件に付て嘆願し更に書面差出す
四月十三日

右の要求を強て拒絶する時は別の藥種の買上にも影響し——此藥は郡中之手を通じて
買上るものにして。對馬に於て之を買入るれば濟商の犯禁となる——且一方銅の貿易に
對し返報的不便を蒙るべき掛念あり。斯くなれば對馬の財政にも影響するに付、本件對
馬本國へ伺ふ事として書面を發す。

五月四日

(對馬本國勘定奉行へ書面を發す)

其要領。去月二十二日代官方に兩譯相呼、兩別監以上東萊府新古二代官并御代官申出座、兩譯
對面の上、右の件に付一々論談す。最近十年漸應中困窮。實は應中ニ而單參代一ヶ年分遣
込相成居。朝廷より來年分を前年に願受變通致候をも遣込。只今にては如何共仕道無之。
：三ヶ年の間代錢榑館の代り翌年正月五月に入送仕候様被仰付候はば。其内主句相立べ
く。右之始末朝廷に相繼く時は列事應中命狀申を問はれ死刑に相拘難繼：若も單參代、年を
持越候様に在之に於ては當今逼迫の御勝手向對榑館殊に爰元之儀：云々。
(以後屢本件に付國元と往復せり)

閏五月十日

飛船渡海御國御左右在之。單參代兩譯より願立居候一件願之通三ヶ年間變通被仰付有
之御事御支配方より館守へ御渡越ニ相成候事。

本件は右の如く通譯等に延納を許せしも其期に至り到底入送するを得ず。又々歎願の
書面を對馬屋敷に提出せしこと記しあり。
其壬辰歲(日本天保三年)に双方交換したりと云ふ點書は左の如し。

○通傳

○通傳

費

○此書、原文ハ送交也。送ニハ歸シテ出ス。
 ○壬午ノ誤リ。
 ○上國ノ下賣場ノ二字也。
 ○茶禮ハ簡單ナル意也。
 ○奉例使送船外ノ時ノ用件ニテ米ル送便船。
 ○朝鮮ノ定メタル滯留期。
 ○朝鮮ノ定メタル期前内ハ其船ニ米ヲ給スルノ例也。從前其船滯留原因朝鮮側ニアルモ期外ノ米ハ給セザリシニヨリ、此一條ニヨリ、其時ノ米ヲ得ントスル也。

一、禮單并求請參の一件、壬辰の年既に莫重の恩賜を蒙り五年之内を限り舉行を約定せり。限期已に過ぎ今將に數年ならんす。而して我國近來上國漸衰約の如く入送すること能はず、勢ひ已を得ず。今般又上銀を以て續送し難し。更に前約を改むるの事由を具し懇請すれば則ち貴州副總の厚重許諾を蒙る。恩德山海前後相續ぐ、感激餘り有り。茲に朝廷の命を奉じ改約すること左の如し。毫も違誤の弊無く堅く守つて遵行する者也。

一、年條及不時の諸送使に入送する物品は例に依り入送一に遲滞の弊無き事。

一、年條九送使禮單并求請參禮單茶禮の日入送の事。

一、年條各送使禮單并求請參は江界の所産を以て極擇し入送の事。

一、年條各送使禮單并求請參は毎年參拾貳斤捌兩内拾壹斤現參拾壹斤は上銀拾斤捌兩は錢に代へ入送の事。

一、入送の參品藥用に中らざるを以て斷退還出せば則改品し入送すること言を待たず焉。如し或は時を踰ふて改品入送する能はざれば銀錢の中にて期速入送し。送便をして滯留の弊なからしむる事。

一、不時の諸送使禮單亦當さに江界の好品を入送。而して參政衰微勢已を得ざれば錢に代へ變通約定の事。

一、不時の送使禮單參禮單必ず當さに送使日限内銀錢の間を以て累計入送言を俟たず焉。倘し或は限を過ぎ滯留すれば則ち送使滯留し畢送を待つて而後歸州の事。

一、單參壹斤の價錢陸兩貳拾兩に約定の事。

一、上銀壹錢の重價錢肆錢に約定の事。

右項の條件改定約を成す。毫も違背の端無し故に是如く書呈の事。

壬辰正月 日

講定官	敬天	玄	知	事
訓導	惟清	朴	同	知
別差	稔衍	金	主	簿

箱司尊公

對馬より交付したる覺書

覺

○壬午、日本文政五年、朝鮮神祖三十二年。

貴國參勢衰微に付錢を以變通之儀去壬午年被相願領諾之至候處。多數之儀運輸之費不輕廳中之難澁に付。上銀を以て入送之儀許諾在之居候處。今般又々銀勢も相衰候に付變通之儀朝廷の命を承り被願出候に付。右之通改約に相成無違背入送之段申組候事。

一、年條諸送使禮單并求請參一ヶ年分三十二斤半之内拾壹斤現參。十一斤は上銀。拾斤半は錢に而入送可在之。右現參之儀江界之所産を以入送勿論之事。

一、年條諸送使禮單物品茶禮之日依例入送無遲滯事。

一、但參品藥用に難相成斷退還出いたし候はば早速改品或は銀錢を以入送送使滯留之弊有之間敷事。

一、不時送使禮單銀錢の間を以て變通いたし。送使日限内例に依而入送送使滯留之弊無之。若限を過候はば送使滯留畢送を待つて後歸州之事。

一 禮單參價壹斤錢六拾貳貫文に相極候事。
一 上銀量目壹匁價錢四拾文に相極候事。
右之通今度致政約少も無違背相守可遵行事。
壬辰正月 日

館 守

講定官 敬天 玄 知 事
訓 導 維清 朴 同 知 僉 公
別 添 稗衍 金 主 簿

年條各送使禮單變通銀分排記

- 一 單參貳拾五兩肆分陸厘餘
- 一 上銀貳百肆拾貳兩陸錢參分肆厘餘
- 一 文玖佰貳拾陸兩肆錢貳分餘
- 第一船送使禮單參柒拾肆兩分排
- 一 單參拾兩捌錢參分餘
- 一 上銀壹佰肆兩玖錢貳分參厘餘
- 一 文肆佰兩陸錢壹分餘
- 以附卷禮單參拾貳兩捌分排
- 一 單參柒拾肆兩肆錢陸分壹厘餘
- 一 上銀柒佰貳拾壹兩參錢肆分陸厘餘
- 一 文貳仟柒佰伍拾肆兩貳錢參分餘

○文下ハ禮文の略也。

一 三、三特送使禮單貳佰貳拾兩分排

- 一 單參捌兩捌錢
- 一 上銀捌拾伍兩貳錢伍分
- 一 文參佰貳拾伍兩伍錢
- 兎名使禮單參佰貳拾陸兩分排
- 一 單參拾玖兩陸錢參分餘
- 一 上銀壹佰玖拾兩壹錢柒分參厘餘
- 一 文柒佰貳拾陸兩壹錢壹分餘
- 萬松院禮單參伍拾捌兩分排
- 一 單參參拾柒兩貳錢參分餘
- 一 上銀參百陸拾兩陸錢肆分參厘餘
- 副特送使禮單參壹佰拾兩分排
- 合現參壹佰柒拾六兩
- 合單參拾壹斤變通上銀壹千柒佰伍兩
- 合單參拾斤捌兩變通錢陸仟伍佰拾兩
- 右年條各送使禮單并求請參拾貳兩變通銀分排如是約定事
- 壬辰九月 日

講定官 敬天 玄 知 事
訓 導 維清 朴 同 知
別 添 稗衍 金 主 簿

代官所 僉 公

其後も單參給付遅延したる事實

『對馬文書』によれば此以後も兎角單參の給付常に延滞せしことに付て左の

如き記事あり。

○嘉永八年。

天保十三年五月に單蔘總計三十七斤四兩と、單蔘換銀二百九十五兩の支拂に差支へ。爾後十箇年賦を以て支拂すべき書面を、都勾管述甫李僉知以下三人の名を以て釜山對馬屋敷の代官に差入れたり。

○嘉永五年。

嘉永二年七月前年の單蔘給付遲滞し。訓導聖始金僉知別差下主簿より館主に願ひて三年の延期を請ひ。幸ひ許施を蒙り盛徳殊に再生の恩を荷ふ廳中の感激年舊るも忘れず。云々と書面を差出せしこと出づ。

柄曰 地方の小吏なりとは言へ、苟くも一國の外交を司る身を以て國費を私し、爲めに隣交の圓滿を害して憚らず。外國派遣官の膝下に叩頭して其憐憫を請ひ。屢謝罪狀に等しき文書を納れ恬として省みず。是が監督の任に在る東萊府使亦知つて尙禁するを得ざりしは。廉恥地を拂ひ官場の腐敗亦甚しと謂ふべし矣。

單蔘給付廢止の確たる年月不明なり。蓋し嘉永年間に於て對馬の釜山貿易の廢止前より、通譯の凋落は其支給を不能ならしめ自然消滅に歸したるものなるべし。

圖版第二 對馬文書中人參簿冊(朝鮮史編修會藏)

茲に對馬文書と稱するは、對馬宗家に保存せし朝鮮との外交に關係ある公文書を謂ふ。其中棟瓦多の冊中人參に關係あるもの四十餘冊を算し、是亦貴重なる史料なり。本圖版は弘化三年より嘉永二年迄禮單入參掛合記録の一綴にして、一〇六頁に記せる天保三年正月東萊府通譯より釜山在館對馬の代官に差入れたる書の一部なり。

第四章 支那朝鮮相互の國境侵犯 問題と人蔘

第一節 前説、國境の沿革

本章主題に付て説かんとするには、先づ順序として朝鮮西北國境の沿革に關し略敘する所無かるべからず。

朝鮮の西北界に於ける其接壤地の住民部族又は其支配國と朝鮮との勢力角逐は、南方沿海に於ける日本との接觸交衝と共に、古代より最近まで歴代國家の存立を脅すべき重大なる問題なりき。而して北方は現在の如く鴨豆二江を以て疆城の限界棼然とし成りたるは、餘りに古き時代よりには非ず。昔に於ては李朝後期に於ける如き國境觀念土地より見たる、甚だ薄く唯其住民の服背如何に依つて勢力範圍の内外としたるに過ぎざりし。

是を遠く遡つて新羅の時代より説かんに、其一統の業成りたる盛時に於ても、北は咸興草黃嶺以北に伸びず。西は大同江に迄進出したるに過ぎず。高麗に及んでも國初の疆土は新羅と大差無かりしが、睿宗の時に至り遼金の争に乗

じ、西は鴨綠の下流に延び、北は尹璣の女真討伐によりて定州以北の地に達したるも、後復奪回せられたり。德宗の時義州より西龜城、雲山、熙川、寧遠、孟山等の地を曲折して、東定平の都連浦に至る間處々の險阻と繋ぎ土城を築きて一線の境界を作れり。爾來外來勢力の消長と女眞の反服により、時に領域に伸縮あり。元の盛時に於ては北西は殆んど全部其直轄地となり、領土大に縮少せしも。元末に至り忠烈王の時に元より其占領せし東北諸城の還付を受け、恭愍王の時、東北西北共に兵力を以て女眞の占據より奪回せしと雖も、猶狄踰嶺の緯線以北に達せざりし。之を要するに新羅より僅に一步を進めしに過ぎずして、歴代劃然たる境界を保持確立するを得ずして終れり。

李朝に至つては太祖李成桂が豆滿江外蒙族の裔にして、咸興を中心として東北面は其勢力範圍たりし關係上、立國と共に其肱膀の女真人たる佟、豆蘭をして彼等を招安せしめ、孔州以北甲山に至る迄を支配下に置くを得たるも、太宗十年には女真人の侵入により其勢防ぎ難く、遂に豆滿江畔に在りし德安陵を咸州に移し、富寧以北の地を放棄せり。世宗の時會寧附近に占據せし、北邊の英雄童孟哥帖木兒が死去したるを機として、金宗瑞を咸吉道都節制使として之を

○德陵ハ太祖ノ高祖交禮祖ノ墓安陵ハ其配臣李善王后ノ墓。

治定せしめ、鐘城、會寧、慶源、慶興の四鎮を置き、次で穩城郡と富寧郡を置き、民を徙し地を拓きたり。西北面は太宗二年に昌城、碧潼、理山の三郡を置き、世宗二十年には其の北に慈城、茂昌、虞芮、固延の四郡を置き、玆に始めて漸く現在の國境界と相近く疆土を擴め得たるも、茂山地方には猶胡會老吐爾手が宜祖の代に至り其居城たる三峰坪茂山北四里を撤退して其本窠に歸還する迄は占據し居たり。

顯宗十四年十二月に咸鏡監司南九萬が北道關防變通の事に付て上疏したるに對し、右議政金壽興は曰く、車踰嶺外は土地の肥饒果然たり矣。而して即ち古へ胡人人居の地也、郡を設くるの後若復た侵奪せらるれば事甚だ難處然して彼の撤去してより幾んど五六十年に近し、今豈に還侵の理あらんや……と、南九萬の郡治設置説を支持せしも。王は曰く、此れ本と我土地也、敵來れば則ち避け敵去れば則ち居ること固よりなり。彼既に江を以て限りと爲す、長城の外と雖も而も豆滿江内は則ち彼も亦其土に非ざるを知る。然して郡を設くるは則ち姑く徐ろに議すべく、宜しく茂山、染永の萬戸をして時々巡視し、春秋の蔘節毎に托するに禁探を以てし、常に江邊に留屯し以て彼の意を探り、數年の後仍ほ

○高麗朝ニ於テ築キタル七城ヲ指ス。

鎮を其地に設くれば則ち彼人の疑を起さず……云々其翌年に茂山僉使を三峰坪に移すに止めたり。如何に野人の威力を憚りしかを見るべし。

而して西北方面は古く端宗元年十一月には檢討官梁誠之の啓により西鴨綠沿ひの閭延茂昌虞芮の三郡を撤し。次で世祖元年に慈城郡を廢し以上皆其民を移し長く其地を空曠とせり之を廢四郡の地と稱す。是前代世宗以來數回に渉る女真人の猛襲に對抗し得ざるに因るもの也。

此の廢四郡の地は人蔘を豊富に産せし處なるに注意を要すべく。「世祖實錄」九年十月の條に：：平安道觀察使金謙光は義州判官趙徽の呈により馳啓。唐人李林云ふ路に石良哈十人に逢ふ。探る所の人蔘を掠めて去る：：とあり。又「睿宗實錄」二年十一月の條に：：被擄遼東義州の人劉得吉來る承政院に命じて其往來の本末を問ふ。得吉の條對に曰く、一臣義州に居る去年己巳の年建州衛野人李古赤等八十餘の兵に擄去せらる。十日方に愁々厚の住修答馬赤の家に奴となるに到る。本年七月十八日入山人蔘を探る間に因り逃れて遼東に往く：：云々とあり。此時代に於ける野人も亦其生活と人蔘に無關係ならざりしを徴すべく。随つて李朝初期に於ける野人が數十回の侵入も亦人蔘とは全く離して考ふべからざるに似たり。

肅宗九年に至り兵曹判書南九萬は此の廢四郡の地へ四鎮を新設することを上疏せしも反對論者あり。王は命じて茂昌慈城に二鎮を試験的に設置したる

も後直ちに之を罷め。爾後純祖の代より李太王の代に至る迄の間に於て鎮又は郡を置き漸く此等の地に行政を及ぼし得たるは近代の事に屬す。總じて國初より近代迄は西北國境には完全に統治の實力を及ぼし得ざる地方の存在せしなり。是畢竟對岸女真人の武力の勇猛なるに因り是と事を構ゆるは。兵法の所謂勞して逸を待つつの不利を實驗上體得せしに由らすんばあらず。

第二節 李朝と女真人との關係

女真部族の北方に於ける存在は高麗以來國家の憂患なりき。李朝に至つては太祖李成桂が豆滿江外の其雄族の裔にして父祖以來咸興附近に占據したりし緣由あり。且高麗末の武將として西北方面は恭愍王十九年に北鄙を侵擾せし奇賽因帖木兒を本據東寧府に討伐し。東北方面は辛禡の時東北面都揮使として其鎮壓撫禦に當り。屢小寇を討伐せし經驗ありて其對策の忽にすべからざるを十分に曉解せしを以て。立國以來邊境に鎮堡を設置して武備示威すると共に、懷柔羈縻の政策を以て臨み。官職物品を賜與し城内の居住を許し雜婚を默認し貿易を行はしむる等の方針を執りたり。以上は東北部のことにして。西北部所謂建州衛の女真人に對しては明朝を憚りて十分の交通を爲すを得ざ

りしも猶出來得る丈の手段を用ゐる懐柔の手を捨てざりき。元來明朝に於ては建州衛の女眞と朝鮮との融和親近は最も好まざりし所なりしにより。其交通往來を禁じ、二者が兵力を使用して相戦ふ事あるも不關焉の態度を執り。心中密かに兩者の紛争を喜びたりし。但時には明朝が自己の北方制馭上より朝鮮と協同的に動作せし事もありたり。

李朝に於ては上述の如く國策として北西域外會族とは出來得る丈事端を惹起せざらん事に力めし。彼等會族は祖先以來舊據を追はれ奪はれたる宿世の怨恨あり。或は又單に牛馬人口糧食掠奪の爲め、又は邊境朝鮮官吏の取扱の不满等より、其侵襲の跡を絶たず。特に世宗十四年の間延に李滿住配下四百騎の侵入。同十七年に兀良哈七千七百騎の侵入。同十八年の五百騎の趙明口侵入。世祖五年の會寧附近の兀良哈擾亂。宣祖十六年の慶源府の陷落等を其最大なるものとす。是れに對抗威壓の策として邊境の兵備を嚴にし且各其大侵襲を受けたる直後に於て大兵を用ゐて彼境に進出し、其策を衝きしこと四回に及びし。其功果は僅かに彼が數部落を焼き、彼の數十を屠り、被擄の國人を奪還する等々に止まり。彼が進襲を杜絶すること能はざりき。其侵襲の小なる、

四五人より二三十人の團結を以てするものに至りては國初より宣祖時代迄に、前後數百を以て算すべく、歷代西北の憂患にして、遂に其最も激しかりし四郡を廢して地を空曠にするの止むなき方策を執らざるべからざるに至れり。此の朝鮮の國患は清朝の立國後其力を以て豆江以北は兀爾喀、虎爾喀の二會族を征服し。鴨江以西は部族の統制により爲めに漸く輕減せられたり。

而して清朝に於ても、明と同様相互國人の越犯交通を禁じ。朝鮮に於ても一層其禁を嚴にし、兩國共に死刑を以て該犯に擬し其法禁を確保せり。然りと雖も此禁令は人文地理の自然を無視するものにして到底完全に行はれ得べきに非ず。茲に於てか兩國間に越境侵犯の國際問題を頻繁に惹起するに至れり。

第三節 本説人蔘と國境問題

第一項 總説

『滿洲源流考』に……源流の湖江は既に奇を孕んで盤纏、亦た秀を含んで隆崇なり。故に夫の四蹄、雙羽の族、長林、豐草の衆、博く其中に産せざる無し……と清朝發祥の靈地として長白山地帯を禮讚せる一齣あり。此文は朝鮮側にも亦通川すべし。豆滿鴨綠の二大江の流に沿ひ河口より遡り、其盡くる處白頭山の定

○此歌ハ單名
Marses gibel-
ins L. クロチハ
ト稱シムスリヤ滿
洲朝鮮北部ニ分布
ス其毛皮ハ最高價
也。

界碑にて繋げる鮮支の國境。其國境線の兩側に位置せる山嶽は古來より種々の物産に富めり。就中價の貴き人蔘と貂皮を以て其大宗とす。共に懽慕たる千古斧斤を入れざる密林の裡、一は樹陰に三椏五葉を抜き、一は溪澗に羣息跳梁せり。此二つは兩地の寶貨大幣とせられて營利上捕採の最大目的物となり利の在る處冒險死を畏れずして業に従事する者の多數を生ずるに至れり。其中貂鼠に付ては暫く措き、人蔘に付てのみ説述せん。其採取を目的とする越犯の原因に付ては必ずしも彼我各其本地に於ける産出の多寡によるものに非ず。蓋し下に列記する如き種々の事情に基くものたりしなり。

- 一、地理上の便宜竝に採取の難易によるもの。
- 二、勞少くして功多きを撰び行へるもの。
- 三、私採の禁の寬嚴と其取締を潜る仕事の便利の有無。
- 四、所獲品の處分の便否。
- 五、兩國に於て官採を行へる際は、其人民が負擔せる義務額の斤量を得られざる爲めに不得已侵犯せしこと。
- 六、最も斯道に熟練せる専門採取者は、鮮滿接壤地の産山を打して一圓宇とし。

是れを自己の一漁區とせる如き觀念ありしこと。今に此觀念を傳統的に繼續せり。

七、此仕事は人煙隔絶せる深林幽谷を潜行するものなれば。容易に犯行を發見せられざる僥倖多きこと。

八、自から勞して艱苦採探を行ふより、他の採取者の物を掠奪することが端的に獲物多きこと。

猶一條の見道すべからざるは、朝鮮側國境沿の行政官軍官等が巨利に眩惑し部下の隊伍民衆を利用して、或は共謀して侵越偷採を行ひし事件の多かりし事と。自から其主謀者、或は仲間とはならざるも、暗黙の裡に人民の犯越を承認したることなり。其默認には禁を寬にして土人を矜む意志もあり、又收賄の利に動きし者もありし如し。

以上は國境兩岸の土人が彼我互に採蔘の爲越犯するに至りし所以なりとす。茲に猶言を費すべきは、彼我の犯越は必ずしも悉く人蔘採掘に因るものに非ず。李朝前期の如き單に暴力の侵襲あり、貂鼠捕獵あり、伐木あり、其他の天産物採取あり、物々交貿あり、罪犯の逃走徵稅の逃亡ありと雖も。要するに人蔘を原因と

する者最多く其中八九に居りしは典籍の記載の證明する所なり。而して其時代に付ては李朝太祖より宣祖の前迄の間に於ては其記載甚少なきも人蔘採取を原因とする彼是の國境犯越も相當多く行はれたるを推定せらる。其史上に現はれざるは鮮明の間に於ては鮮清の關係に於ける如く此問題を重大視せざりしに由るものなるべし。

宣祖の末年以降に於て此問題が俄然として増加したるは。文祿慶長の役を経て朝鮮の國力衰退、清朝の勃興による國際情勢の大變化、仁祖以降は越犯の犯罪が重大性を加へたること、清朝の人蔘採取官營、人蔘の價值大暴騰濫獲による人蔘の生産減少等に因るものなるべく。純祖以後より越犯採蔘の減少したるは、朝鮮に於ては釜山に於ける對馬貿易被執、人蔘減退禮單蔘、信蔘の甚しき減少——日本の人蔘人工栽培の發達に因る——支那に於ては亞米利加人蔘の大量輸入、次で日本人蔘の輸入、其他人蔘代用品の發達等に基因するものとすべし。

第二項 清朝勃興以降に於ける越犯

採蔘の重大性化

清朝の勃興後に於ては、國號を後金と稱し瀋陽に都せし以來朝鮮よりする邊

○被執人蔘、禮單蔘、信蔘、第八卷、其項ヲ見ルベシ。

民越江犯越は。常識より考ふれば一小事とすべき事態も遽然として國交上の重大問題と化するに至れり。其所以は第二編第一章に説ける如く、清朝の隆興は人蔘の利益に負ふ所多大なりしに因り此國益は極力保護せざるべからず。其侵害に對する排除は重要な國策の一なりしに基くものにして。清の太宗の天聰元年朝鮮の仁祖五年に討伐の軍を發して朝鮮を伐ち、遂に江都盟約に於て和を講じたる時に。其一ヶ條として互に領土を侵犯せざることを約したる事も故ありと謂ふべし。然るに其後朝鮮は此約を實行せず、本項第六目に掲げたる如く屢越犯の事實ありて其責問を蒙りしこと幾回に及べり。仁祖十四年に於ける清の太宗の第二回朝鮮討伐の前天を祭つて之を告げたる文中にも亦越犯採蔘の事あり。『國朝史料零拾』に記す所左の如し。

伐朝鮮告天文

〔前略〕…復彼地に容れ給するに糧餉を以てし、惟だ明朝を助け加害極り無し。丁卯の歲兵を遣はし往て征する者此の故を以て也。此兵進討の時臣と朝鮮と二回復相講和し、兄禮を以て臣に事へ。若信使あり彼に至らば敬待の禮一に明使の如くすること、當天盟誓至つて堅し。臣遂に先年陣俘の將を釋還す、

○略稱。

茲より以後朝鮮盟を敗り他の百姓屢内地に來り採蔘打圍するを禁せず。此皆天の分限する所各地を有つを知らざる者也……云々。

此戰に敗れ仁祖は遂に南漢山城を下り太宗の前に降伏し屬國として臣禮を取ることとなりしも。其後依然越犯は止まざるのみならず清に對しては國內に於て宋儒の思想に淵源せる大義名分よりする排清論盛にして。王は之に左を惹起すに至れり。仁祖十八年十月瀋陽へ質たりし世子の許に龍骨大等來り、朝鮮が信義違背の箇條十二を擧げて之を示し。同月清使英俄爾岱等中江に來り京城より領議政洪瑞鳳以下排清の巨頭を呼寄せて一々詰問し遂に瀋陽に拉し去り獄に投じて其罪を斷じたり前記十二ヶ條の中にも亦越境採蔘の人禁斷を加へざる事を擧げあり。『瀋陽日記』『仁祖實錄』

本件に關する『清三朝實錄探要』の記載は崇德五年十一月の條に……十月固山額真多羅額駙英俄爾岱等を遣はし朝鮮義州に往き國王李倬を會同して罪を議す。後内院君蔡不害李棲宜等を遣はし勅を費し直ちに王京に赴く李倬に勅諭す。……云々其罪狀十二ヶ條を擧げある中に……俘獲の人送れて朝鮮を

○最初ノ世倭ハ仁祖ノ會同セシムルコトヘナリ居リシナランカ或ハ朝鮮ヲ略シシムベキ政略ナラン。○明人。

過ぐ槩して査送せず罪一也……越境捕獵採蔘罪一也……等とあり。

以上清國の朝鮮に對して執りたる方策は朝鮮の表裏反覆譎詐豹變極りなく之が爲大に禍せられし不信の行動に鑑み。其降服後は徹底的に懲膺を加へ名分を明にして權威を示し置くに非ざれば而從腹及の禍根を鋤去し得ず隨つて明朝を斃し中原を定むべき大策に左顧の憂ありと爲したる政策の一端の現はれと觀るべきも。人蔘てふ事に付て國策上重大視したることをも亦認め得べし。朝鮮に於ては明朝に對して是を天朝と崇めて誠意藩屏の忠勤を勵みしと劣れる夷狄の巨酋と見做して唯威服したるのみ。毫も衷心より尊奉せざりしに拘らず其皇帝の勅命には唯々惶々として惟れ違はざらんことを努むべく餘義なくされたり。特に越犯採蔘問題に付ては前に述べたる如き痛苦骨に徹するの懲膺を受けたる歴史あるにより是を國家の命脈に關する大問題として取扱はざるを得ざる至れり。其事件の發生管轄地の觀察使よりの馳報到達するや倉慌對策に苦慮焦心し。大臣を招集して討究反覆彼が嚴叱を恐れ只管責任の輕からんことを謀り。憫むべき越境の小民に極刑を施し當該地方官軍官之

を監督する觀察使節度使に至る迄其責任を問ひ。死刑、革職、流配等の重き處分に行ひて躊躇せざりき。

第三項 朝鮮よりする越犯に對する清朝の處置

清朝に於ては越犯を以て特に朝鮮側よりする越犯を以て、國際重大問題とせしこと前に述べたるが如し。故に斯る事件の發生するや、北京禮部は皇帝の諭旨を奉じて咨を發送し。或は盛京禮部よりも咨文を發送せしことあり 勅使即查問使を朝鮮の國都又は犯罪地所管の道に派遣して。

一、國王の責任に付て責諭し併せて其職責上缺點なきや否。

二、當該地の地方官府使郡守等、軍官僉使萬戶等、竝之を監督せる當該觀察使、兵使が、各其職責を果せる否。

三、犯人の檢舉審問に付て遺漏なきや否。

等に付て審案すると共に。二、三項の審問に付ては國王大臣等と共同して行ひ。一方實情を得る事に力め、一方國王を除く外の擬律を協定して歸還し。當該官に於て議定して皇帝に稟奏して其裁可を得て禮部より朝鮮に咨報し、刑罰を執行せしめたり。

又或は朝鮮國王より先んじて事件を禮部に咨報したる時別に查問使を送らず。便宜國王より奏請したる案の如く、或は二三修正して處斷執行せしめしこともあり。また清國領に於て犯人を囚禁したる事件は、咨文と共に之を押送し、其處置を奏請せしめし事もありたり。朝鮮より其咨文を賣す使には、事の重大なるものには常に王族又は國家の大臣を差遣せられたり。

朝鮮は昔より始終主權の完全ならざる國なれども、右の如く司法權の一部を奪はれ、一匹夫の處刑をも國王自から斷行するを得ざりし如き主權被奪の例無し。猶特記すべきは、昔は司法的處刑も行政的處罰も共に一の罪犯視したるものにして、國王も亦其事件一案中の罪人、今日の言葉にて言へば被告人として取扱ひ、北京の高等法院と謂ふべき議處に於て其罪を審査せられ。——多くは宥免せられしも——中には罰銀二萬兩を課科せられし事もありたり。

斯る峻嚴なる上國の處置に對し、唯々是を遵奉せざるべからざりし弱國の悲哀を歴史に残せる外、王以下臣僚儒林一人として降伏當時の如き慷慨悲憤の言辭を留めしもの無きを異とすべし矣。

第四項 朝鮮人の越犯に對する朝鮮の措置

本件に關する朝鮮の態度と處置に付ては、二に別ちて觀察すべく。一は當面の劃策措置にして、事件發生するや王命を以て近臣を當該地に急派し事件の真相を得るに力むると共に犯人の逮捕を督勵し。若し犯人の知れざる者ある時は不當格外の賞を懸けて之が捕獲を期し。全力を集注して事件の審了に急ぎ、總て事態を明瞭にし。査問使の來ると來らざるとに拘らず、清朝より指摘せらるゝ缺點無きこと。禮部に咨報するに必要な資料の整備を期し。二は當該地方官軍官及是が監督の責任ある觀察使節度使等以下地方官軍官を囚禁、審問し、徒流絞斬罷免等の處分の準備を爲し、國王としての清朝へ對する責任の輕減を計れり。大抵査問使の來鮮を豫防すべく機先を制して速かに使を遣はし咨文を禮部に呈するを例とせり。其公文の文字は、禮部が皇帝の旨を奉じて咨文し來るもの、電擊秋霜峻嚴を極めたるに對比し。最も周到なる用意を以て恭敬畏懼の心事と、外藩忠勤恪誠の實を表現。責任を輕からしむべく巧妙婉曲の措辭を用ひ撰文せられたり。而して其事件の完結したる後に於ては國王より御禮言上とも謂ふべき奏文を上り。併せて皇帝皇后存在せば皇太后、太皇太后へもに方物を進めたり。

茲に哀をとどめしは當該管轄地の文武官なりとす。如何に檢防査察に力を用ゆるも越犯は到底完全に杜絶し得べきものに非ず。然るに一旦事の發生するや、革職降級、削俸等は猶堪ゆべしとするも、縱令小國とは言へ其堂々たる地方官軍官竝大官が一朝にして榮枯地を易へ囹圄に囚禁の人となり。結局重きは絞斬輕きも徒流の重刑を受けざるべからず、中には死の免るべからざるを期して自殺せし者もありたり。

其處分の最峻烈を極めしは、仁祖十三年十一月渭原郡民越江探參の件に付て、渭原郡守許詳、僉使李顯基、萬戶金進等に對する措置なり。初め王は皆是を誅せんとせし時、義禁府判事崔鳴吉は本件は蔭禁事目を定めたる前の行爲なれば法は事前に遡るべからず寛典に處すべきを啓したるも聽かず。崔鳴吉を義禁より轉官せしめて後、悉く之を誅したり。僅かに邊氓の犯越の爲め地方官等を死に處したるは前後に三回のみなり。此時朝鮮は未だ金濟（後の）に臣事せしには非ざるも、此前半金は旅順を抜き中原の事將に定まらんとし、朝鮮に使を遣はし來り。從來の兄弟の國たる義を革めて君臣の禮と爲し、其使を待つこと天使の如くすべし、爾後歲幣を増し金萬兩、白金萬兩等々とすべし等の難題を提出せし翌

○國朝ノ朝鮮ニ來ル使ヲ朝鮮ニ於テ斯ク殺傷セリ。

々年に當る。仁祖が國難に當面して惑迷舉措を失したるか、或は英斷國を救ひたるか、其何れかは遽かに斷定を許さざるものあり。

次に事件の發生豫防と警戒に關する措置なりとす。本項に付ては屢地方官を戒飭する外、肅宗十二年正月には領議政金壽恒等の啓により採蔘を停止し、西北兩道に禁蔘の令を下し、巡營より節目を作りて下付し、座首中軍を以て禁蔘都監を兼ねしめ、各洞里に禁蔘監官を設けたり、されど永くは行はれざりし。また此時代に沿邊兵士の鳥銃を廢して收去藏置したり。畢竟沿邊の兵士が鳥銃の利器を携帶して先方に侵入し、人を殺し人蔘を採取又は掠奪せし事ありし弊に鑑みしによる。

肅宗十五年十月北方より歸りたる暗行御史李萬元が禁蔘の爲め鳥銃を廢するは非計也と啓し。又同二十八年閏六月北兵使李弘述が將に赴任せんとし王に辭見したる時に、鳥銃を廢して藏置し操練することを得ず、各軍卒は鳥銃の何物たるを知らず惜むべし……云々と述べ、傍に在りし承旨鄭滌の言に、砲手に非ざるも採蔘越境は頻數にあり何ぞ蔘を吹かかんや。鳥銃は禦敵の長技なり、況んや軍卒には五日に一點の規あり何ぞ越境の暇あらんやと述べたり。安ん

○蔘ニ懸リテ蔘
(アエモシ)ヲ吹
ク。禁蔘ニ出ツ。

ぞ知らん文祿役後日本より傳へたる護國の兵器却て國を害するの凶器とならんとは。

右の外清領より來る越犯防止と併せて先方への越犯豫防警戒の方法としては、最其進入の多き江界府に於ては、把守を嚴にして之を増員して防備したり。元來此把なるものは沿革古く始期明かならざるも、事實より見れば防守よりは寧ろ採蔘が主となれるものにして其始めは。

- (1) 苗把 三月人蔘の苗始めて出づる時也 三月踏檢入送五月還り踏檢を受く
- (2) 丹把 五月人蔘の實紅熟する時也 五月踏檢入送七月還り踏檢を受く
- (3) 黄把 七月人蔘の葉黄凋する時也 七月踏檢入送八月九月還り踏檢を受く

右何れも人蔘採取に付て識別し易く便なる時也

(1) 每把一將三卒分把八箇處 (2) 每把一將十卒分把三十箇處 (3) 上に同じ

右の如く定めて把守せしめしが、爾來侵入者多く漸次把守を多くしたり。英宗三十六年頃より先方よりの侵入者甚しく増加し、初めは朝に江を越え夕に先方に歸還せしも後次第に奥深く侵入するより。英宗の四十年に至り每把一將七卒とし、同四十七年に至り苦役に堪へず軍丁の逃亡者増加し其定數を充たす

を得ず、把敷を減じ、丹節八十二、黃節九十四となしたり。正宗二十年に至り、侵入愈多く、防守々を失するより已むを得ず、探蔘を罷めて専ら防守に充てたり、而も猶逃走者已まず遂に廢止したり。以上「江界邑志」「仁祖實錄」「肅宗實錄」

越犯防止の方法として行ひたる最も愚なる所謂官僚式の方法は、沿江の兵卒竝住民點檢の規なり。此沿江の兵卒は各鎮に常備せる徵發の卒は少數にして、多くは把守(後防守と改名)と稱し、國境の要所に分置せるものにして、何れも其地方の住民が交代之に當り、先方よりの侵入を防守する爲に設けられ。一里若くは一里半許の距離を置きて列布し、其中の數把、二三十把の中へ監督として萬戸を留防せしめたるものにて、是を江界府の例に示すも、禿魯鴨綠合流點より北三水府魚面鎮の界迄約七十里の間に百箇所を置きたり。他は此例により類推すべし、此兵卒又は住民を某一定の地點に集め、五日若くは十日毎に一點檢を行ひ、是により越江せざることを認識して其犯罪を豫防せしものなれど、是が實行に方り其點檢を受くる兵士又は住民は遠きは十里七八里を往復せざるべからず、其徒勞に疲るゝこと大なるのみならず、爲めに憐むべき左なきだに生活困難なる北西寒荒の邊氓は農を廢し業を捨て、一層の困阨に陥り冤聲道

途に充ちたりき。

以上數項の劃策措置も越犯防止には効力甚微弱なりしは、凡そ政治史上罪犯防止の法令取締の繰返して嚴格に發布施行せられたる時は、其是を防ぎ得ざる事を反證せるものにして、本件も亦到底防ぎ得ざる社會的要素を多分に存在せしに因るものありしとすべし。

第五項 支那領より朝鮮への越犯に對する

兩國の措置

明に於ては大明律に犯越を重刑に處するの規定あり。女真人が屢朝鮮に越犯せしこと屢に述べたる如く、大小數百回に涉りしと雖も、域外羈縻の夷族の事なれば、是に對しては朝鮮女真二者間の問題として放任し、何等干渉を加へず。唯朝鮮國王よりの奏文により遼東都指揮使に適當の措置を命ぜしことあるのみ也。朝鮮に於ては其侵入に對抗して屢懲膺的に大討伐を加へ、或は其侵入の類に堪へず廢郡を行ひしこと前に述べたる如し。或は又朝鮮より建州衛女眞の酋長に交渉し被害の賠償を受けし事有しは後段に記すが如し。また明末に於て戰爭のため女眞と支那本部との商路塞がり、人蔘の價大暴騰せし時、山東人

等が人蔘採取の爲め朝鮮側に侵入せし者甚多く處として有らざる無く特に江界一府弊を受くること甚しかりしも。當時明は清と對抗して戰爭中なるのみならず流賊各地に起り天下麻の如く亂れし時なれば。是に對して其取締を稟奏することを得ず又爲さざりし。仁祖四年七月當時平安道の椴島に據り清に對抗せし明末の梟雄毛文龍が。其以前より明朝の出張所たるが如き威壓を以て朝鮮に臨み兵糧に名を假り朝鮮の官倉の米を徵求し。又人蔘の大量を要求せる等に付て人を遣はし咨文を賈らし約定を爲して之に制限を加へんとせし時。彼をして此探蔘人に禁斷を加へしむる事をも一條として交渉したること「仁祖實錄」に出づ。

清朝との關係に於ては其國號を後金と稱せし時代より稀に越犯者無きに非ざるも。女眞族の統制は甚だ嚴重なりしにより禁令よく行はれ越犯者少なりしは。後段史料中にある如く金主の朝鮮國王へ我國は約束を守り一人の越犯者無し云々と一再ならず其書を送れるに徴すべし。されど後世に至つては中央に主となりて漢化し其發祥地たる滿洲舊族の統制弛緩し時々越犯者を生じたり。此時に於て朝鮮國王より盛京禮部又は北京の禮部に咨文を發し清に

於て犯人を捕へて處刑を行ひしことを回答せるものありと雖も又中には藩屏たる職責を盡さずとして却て叱斥せられしこともありたり。肅宗の代に於ては廢四郡の地山深く人無く利多きに因り移住部落を作り殆んど定著せし者多く。是に對し朝鮮側より盛京將軍に交渉して共同に草莽を燒毀し撤退を命ぜしこと前項に述べたる如し。されど此令も十分に行はれざりしは後段に記せる「牧民心書」の記載により證するを得べく。此等の一部分は風俗習慣を朝鮮化し遂に朝鮮住民となりし者も多く。現在にも國境沿江の地には其後裔たる者甚多かるべし。

【附記】

清律にも明律と同じく總て越犯者國境を越えて侵入する者を重刑に處するの條文ありて國初よく勵行せられたり。『東三省政略』にも：「國初の時吉嶺の界禁極めて嚴なり兩國の民私自圖們江を越ゆる者兩國官吏に於て死に處す。否らざれば格殺論する無し吉林外記詳載 例案見ゆ」則ち惟だ韓民の越江を許さざるのみならず華民の故無くして江を越る者勵禁を嚴にす：云々。奉天省との境界も亦同様たりしなり。康熙十四年には：「旗下の民人越境探蔘已に得る者及其出財の主率領頭目を絞に處することを定めたること、『康熙會典』に出づ。

○吉林省。

【附録】 越犯採蔘の史實

前數項に於ては兩國相互の越犯採蔘に付て總括して其要點を抽象して記述せり。更に其據典たる史料を朝鮮支那の文獻に漁り具體的に年代順により以下に列擧せり。前後相参照して玩味熟讀せば總て越犯採蔘の真相瞭然たるべし。而して以下に記せるものは其事實の一部分に過ぎざることは。

- 一、史書に掲載を略したるもの及記載漏のものあること。
- 二、採蔘の仕事は人煙隔絶せる密林を潜行するものなれば、其犯行發覺せず終りたる者も甚多きこと。
- 三、人民に於ては彼我共に事件を表沙汰とする時は官憲の干渉となり不利弊害を蒙ること甚多きを慮り、事件を塗抹し證據を湮滅したる者もありしこと。
- 四、官員に於ては朝鮮側事發覺せば當該地方官憲は其責任を問はれ輕きは罷職重きは流竄の刑に處せらるを恐れて、官憲に於て出來得るものは隠掩して報告せず事件を抹殺したること。

等等により推定すべく猶朝鮮の文獻には彼我の犯越を記せるもの甚多く事は採蔘に關係ありと推定せらるゝものあれど。以下の列記は明かに文中人蔘

の文字あるものゝみを撰み出し採録せるものなれば、實際に發生したる事實の何十分の一に該當することを曉るを要す。

(1) 太宗六年四月

王は命じて僧人の江を越えて興利する者を禁ず。西北面都巡問使は啓す。道内閑雜の僧徒草莽を營み構へ、願文を資持して數多聚會す。人蔘を收蓄し氷凍の時に及び或は越江入歸する者あり或は彼出人を招引して回還し隠接する者あり。乞ふ江界泥城・義州宣州以北の草莽竝に破取せしめ、堅く僧人の依止を禁ぜん。王は之を許す、但草莽を毀つ勿らしむ。

〔太宗實錄〕

(2) 成宗十九年十二月

遼東都指揮司は鳳凰城指揮使より報告に緣り朝鮮側沿江州城の軍士が時ならず江を越えて採捕し、爲めに土人の生業と衝突し且つ土人の物品を搶奪したる件に付て、明文禁約を乞ふ旨の移咨あり。〔成宗實錄〕

(3) 宣祖六年十月

輪對の時姜通より鴨綠江邊の人多く人蔘を近き胡地に採るは、北京に赴くの使臣の一行が人蔘を資し去ることに起因す。請ふ一路持去るを禁せんと啓せしに對し、禮曹判書鄭宗榮及禮曹參判柳希春等は江邊の人が禁を冒して近き胡地に人蔘を採る事は其管轄の觀察使をして禁斷せしむべく、赴京使臣の一路に人蔘を資去るを禁ぜば、遼路の一行は輕き物資の資すもの無きに至るべし。云々。〔宣祖實錄〕

○カリギヤ

○先方ノ住人トナ

○人蔘ト明

(4) 宣祖二十八年七月

平安兵使申禎の馳啓に：七月初五日建州衛の胡人九十餘名が滿浦に來り宴享の際に
潜かに書契を出したり。其眞意を付れば則ち我國の被虜人と掠奪せられたる物品を返還
する等により前後數回書契を齎らして來るは。朝鮮の領内に闖入して隨意に入蔘を採取
せんとする計の如し。現在江邊の軍器は蕩失し軍糧も耗盡し陣堡も空虚にして將來事患
の憂なしとせず。探蔘の一事も牢拒し書契も受けず宴享も設けずとせば窮の強憤を懷き
て必ず禍を構ふるの端となるべく。又後日宴享の時に意外の變を惹起せずとも斷言する
を得ず。よつて今助防將邊應奎をして滿浦に結陣せしめたり矣。

備邊司の意見は：四方の事極めて憂ふべきものあり。只南方の兵變は方に急なり。
故に木件は速に措置するを得ず滿浦の僉使をして宴享を設け厚く待遇し賞物を贈り。其
書契には答書して曰く、「我國と貴國とは境土相近しと雖も天朝の法禁あるを以て互に相
和して往來するを得ず其由來は已に久し。今若し天朝の禁に違ひ新例を開き境を踰越し
て探蔘横行せば兩處の民私自毀を開き必ず好意を敗り而して天朝も亦必ず不可となすべ
し矣。」と。

開諭するに至當となす。其他の臨機の處置は江界府使をして稟報を待たず專行せしむ
ることとして如何。王は之に従ふ。「宣祖實錄」

(5) 宣祖二十九年正月

此前年末胡人と交渉の要件を帯び湖地に入りたる南部主領申忠一の啓あり。其要領は
十二月廿三日滿浦より鴨綠江を氷渡して前進し胡酋の家に向ひたる歷程の記事中に：

○此年文祿四年、
文祿ノ役了リ日本
ノ諸將松山ニ殘
リ、王ハ貞洞行宮
ニアリ。

渭原に越入して探蔘したる胡人等を奴酋が其各部落に令して刷出し。每名或は牛一隻
或は銀十八兩を徵收して其越江の罪を贖ひ。其中貧にして銀と牛とを措備する能はざる
者は、竝に人口を奪去し使役せしと云々。

又申忠一が酋長親自哈の家に滞留の時胡人四五人來到せしにより。通事に命じ作つて
醉睡の風を裝ひ彼等の談話を聴きしに。一胡は親自哈に問ふ、今此軍官は何の用務にて來
りしか。答て曰く兩國一國の如く兩家一家の如くすべく且文書を以て渭原の兵官が胡人
に對しての行爲の罪を治したるを告げ。此後各封疆を守り相侵犯せざるの意を以てした
るなりと。一胡曰く朝鮮は許り多し安くんぞ知らん解氷前は姑く信使の往來を爲し吾が
師を緩ふするに非ざらん乎。且朝鮮人は我國の地方に侵入し草を刈り木を伐り獵を爲し
且掠奪を爲すに何ぞ我們的探蔘を禁ぜんや。云々。「宣祖實錄」

(6) 宣祖三十二年七月

平安道兵使李慶潜の馳啓に：六月初三日都將上土の軍官辛慶男が體探し回還しての
冒に。探蔘の胡人十餘名鎮より一息程を距つる處の洞嶺上に泄幕して麻田嶺外の水例里
に向ひしとの情報あり。追跡せしも草樹茂密道窮し難く威嚇的に多數銃を放つて鎮に還
れり。探蔘とは冒へ胡人の境内に横行するは極めて痛憤と爲す。同月二十九日軍官をし
て賊路を探察すれば則ち梁哲金洞より胡人等無數に入蔘を採取して黃水嶺の處を指して
向へり。如此罪を成して肆まに採取を行ふは極めて痛憤と爲す。云々。

此項に史臣の記あり。史臣が曰く北方は平時より胡人擄掠の患は歳として之無きは無
く而して探蔘に於て邊境に横行し人畜を掠む亂後甚だ熾し。若し犬に兵威を張つて其侮

○一息ハ鮮里三十
里。
○假テヤ。

りの心を折らずんば、則ち燎原の火の如く終に撲滅すべからざらん；云々。

(7) 宣祖三十六年八月 王は別殿に周易を講ず；李德馨曰く、時事の艱危極まれり矣。南虞未だ弭まず北變亦作る、我に在ては一恃むべき無く憂心すべし。大鰲魚游湖、朱乙温の猖獗者は探蔘の徒に過ぎず。鍾城の賊は則ち我虚實を視はんと欲す；云々。〔宣祖實錄〕

(8) 宣祖三十九年 中國人朔州地方に殺到す、或は五十名或は三四十名。進山密蔘し民財を捨奪す。遼東等の衙門に移咨し撫按に轉報科條を申明せしむ。〔增補文獻備考〕

(9) 光海君元年 探蔘の華人四十餘名田子洞地方に擲入逃走す。權管洪仁成領軍追捕華人に打たれ死す軍兵者打傷せらる。鎮江衙門に移咨中明江禁以て弊書を絶たん；。〔亂中雜錄〕

(10) 光海君十二年十月 領議政朴承宗曰く、咸鏡北兵使李宗一の狀啓、京居人高承吉越江探蔘の事。臣は越江探蔘を以て敢て潜商罪と爲し軍律に關し回啓判下す；云々。〔光海君日記〕

(11) 仁祖元年五月 雙講の時、特進官李廷臣が王に對しての進言に、蔘貢の弊勝て言ふべからず深山絶嶽の窟處多からず、胡地に越入して多く回還するを得ず。而して邊將歴して以て聞せず、此に因り江邊の士兵十中八九は亡ぐ；云々。〔仁祖實錄〕

(12) 仁祖七年正月

○漢人。

○土兵ニ養育ヲ強
ユル也。
○先方ニテ殺サル
ルヲ云フ。

○國島屯文庫ノ部
下ノモノナルベ
シ。

○清ハ建國ノ初國
號ヲ後金ト稱シ。
其主ヲ汗ト稱セリ。
仁祖十六年ニ清ト
改メタリ。
○朝鮮大上英稱稱
依伊察ト五福トハ
同一人。

金使阿之好崇政殿に於て接見の時譯官を招て曰く、兩國既に和好せり而して貴國の人或は探蔘に因り或は較獵に因り殺害の事あるは何ぞや。都承旨口を塞ぎて復た言ふ勿らしむ。〔仁祖實錄〕

(13) 仁祖九年閏十一月 王は崇政殿に於て金使を招見汗の國書に、今年五月内に貴國十人九馬我國の下兒哈屯の地方に至り行獵扎忽に捉住せらる其四人九馬は放ち回す其六人は逃散。九月内に貴國の人灰扒地方に來り密蔘、我人と對戦貴國の人殺さる。又九月内に貴國人同島人寬德に來つて密蔘我人一名捉へらる。我國は盟約以來會て一人の越界なきに貴國人屢々越界し事を生ず。我國會て一人の越界有りや否や賊を推し相告ぐ幸に王留意せよ；云々。

勾管所宰臣及禁府堂上は金蔘骨者等と刑曹に會し探蔘の人安德幹、金太永を斬る。〔仁祖實錄〕

(14) 仁祖十一年九月 金使龍骨大伊慈、姜加太、從胡九十三人、譯官七十餘人を從へ滿浦探蔘人を押還すると稱し、義州に來て回報を索む。次で入京國書を呈す。〔仁祖實錄〕

『清三朝實錄探要』には此時の事を左の如く記せり。
天聰七年九月；癸卯、英俄爾岱、宜孫を遣はし書を齎し朝鮮に往き五市す。又札爾達庫地方に獲る所の朝鮮盜蔘二人并に携へ往かしむ；。

(15) 仁祖十三年十一月 是より先滑原の所屬楸仇、非碧、團兩堡の人越江探蔘、擄せらる者三十六人、金人屢書を貽

つて之を責む。乃ち其郡守許謙、李顯、萬戸金進等を囚ふ。王は此三人を誅して後を懲さんとす。判義禁嶺、鳴吉は上疏して曰く、國家斷罪の律は一に非ず而して越境の冒犯に至つては、誅は犯人に止まり、其管轄地の官に及ばず、其來るや久し矣。今江邊探蔘の事目に管轄地の官に責任を負はしむるの則を設けたり。而して彼等は其前の所犯なり、法は未犯の前に輕く、律は匪犯の後に重し。然らざれば人をして何をもつて畏れて避くる所を知らしめんや。……と。王は悦ばず、遂に鳴吉の判義禁を遁へ、而して後許等を皆誅す。〔仁祖實錄〕

(16) 仁祖十三年十二月

金使馬夫大來り國書を呈す、其中に：：兩國盟約以來、貴國は任縱にして人民我境に入り人を害す、我境の人民嘗て違ひし事無し；云々。右答書中に：：唯是越境探蔘は乃ち我民大利の在る所然して、自今更に申筋を加へ必ず痛斷して乃ち已まむ幸に姑く容恕せよ；。仍ほ馬夫大に賂ひ我民の探蔘被擄者の送還を周旋せしむ。〔仁祖實錄〕

(17) 仁祖十三年

『清三朝事略探要』太宗天聰九年の條に：：七月、量得貫を遣はし八家人を率ひ書二通を賚し朝鮮に往く；(申略)；又一書王の邊人弊地に入り採取する者前已に兩次送還書を具えて相告ぐ。又曾て貴使に向つて之を言ふ、繼で慮る、明人或は潛入竊蔘者あらんと、遂に邊官に傳諭して搜殺し、赦す無からしむ。時に邊官各々沮地に依り山林に沿ひ覆加搜捕す、竊はざりき貴國の民我界に潛入し人蔘を採取せんとは、我が故唐興京城を距つる五六十里、我國巡卒處々之に遇ふ、將に擒執せんと欲す。彼輒ち抵拒す。是を以て刀箭の下殺傷無

○朝鮮ニテハ此時
滿洲ヨリ人蔘ヲ賣
入レ明ニ販賣シテ
大利ヲ得シナリ。

からずとせず、亦間々逃出者あり、是れ王の人民法を亂る者多し。意ふに兩國和好の美事に非ざる也、王宜しく之を禁ぜよ。且貴國動もすれば每方假を滅す、夫れ既に無用に屬せば復た死を捨て生を忘れ、越境採取するは何故ぞや。如此擾亂す、王豈に明かに知つて故らに之を縱にするの理あらんや；云々。

(18) 仁祖十六年正月

平安節度使の啓中に：：正月初二日、差使龍骨大城下に至る。檄文を指示、諺寫す、大清國寬溫仁皇帝朝鮮國に詔諭す；：朕既に強大を惜んで、弱も相犯さず。爾弱小の國を以て反つて我邊境に探蔘圍獵する者は何故ぞや。朕の邊民あらば、爾輒ち納れて之を明朝に放つ；云々。〔亂中雜錄〕

(19) 仁祖十七年三月

咸鏡道の民越境探蔘の事、登はる、監司以て聞す。王は命じて杖を加へ、遠道に配す。〔仁祖實錄〕

(20) 仁祖十七年

清の兵部皇帝の旨を奉じ朝鮮へ回咨。云ふ、探蔘の人竟に此事無しと、若然らば、是我國意有つて隙を尋ね、故らに妄語を作すとす也。朝鮮の邊民私に我境に入り、凡住歇探蔘の處、明々之を見る、彼れ查出以て、接越者を懲さんと欲す；云々。兵を發して彼の處に到れば、入境探蔘の人或は殺され、或は捉はるゝ有り。彼れ誑を説く、罪固より免るゝ能はず、更に一驛の罪を増す。彼れ時に又何を將ひて以て之に應ぜんとするや、之を欲め。欲遂令行移、咨す、貴國照檢施行せよ；云々。

本件は同年二月會寧滿浦等の民出邊數里蔘を將ひて挖去、蔘一夥の人犯は速かに着出
縛縛し來れど、兵部より同月知會し來りしに對し、同三月事實無しと回答せるにより更に
知會し來りしもの也。「通文館志」「同文叢考」

(21) 同年六月

渭原の民越境採蔘の事により渭原郡守李球、高山里僉使李汝覺を議禁府に囚ふ。「仁祖實

錄」

(22) 仁祖十八年十月

瀋陽に質とされる王世子の前に、龍骨大等三人朝鮮の越犯二人を囚縛し。彼等言ふ採蔘
の事は前より嚴禁せるも今に至つて已まず、越境採蔘者百十其群捉はれし者特に此兩人の
みと。王世子宮官をして詳問せしめしに、清人越江捉へて皮船に載去る、彼等は其實未だ越
江せずと云ふ。世子又曰く、頑藤の愚民法の畏るべきを知らず、前より採蔘の一事を以て邊
民の死に至る者も亦多し。而して今尙此の如し、誠に痛むべしと爲す、泥んや南朝路絶ゆる
の後蔘は乃ち死貨而して猶採るを止めず、惟むべき也。云々。右犯人は朝鮮に拿送し究
治の上咨報せしむることす。「瀋陽日記」

(23) 仁祖二十年十月

北道の民李有先等六十五名官探と稱し、鎮の東雲龍より越江挖蔘先方に於て捕はれ。瀋
陽に質とされる王世子に引渡し、世子陪從禁軍鄭之恭管して押送し來る。犯人四十五名は
捕はれ死じ、夫々擬罪、甲山吉州等の官及該鎮將は減等律に照し處分し刑部に咨報す。「同文叢考」
「通文館志」

○頑皮ヲ以テ作リ
シ小舟或人ノ之ヲ
威領ト稱ス。

○王世子ニハ其質
トシテ瀋陽ニ在ル
間清ヨリ土地ヲ與
ヘアリ、由農トハ
其土地ノ耕作者ノ
意、軍人ハ夫ノコ
ト。

(24) 仁祖二十一年九月

瀋陽に質とされる王世子賓客任統より馳啓あり。曰く、龍骨大及博氏等世子の前に來り
曰ふ。江界の人士、外怪梨洞の三處より越境採蔘し、清人の爲めに獲らるゝ者多く四十餘
人に至る。又五十餘人追到し、圍匝し銃を放ち、矢を發し、清人二名を殺傷し、三十六名は獲得
せらる。其中の一人は江界府使の傳令牌を佩べり。龍骨大等は曰く、渠輩獨自の所爲に非
ざるべしとて其牌を出して之を示せり、牌には江界府使の簡押あり。而して兵器を持して
相抗するの罪何を以て之に處せんやと詰る。世子は遙辭之に答ふ、翌日鄭譯等其三十六人
を率ひ來つて曰く、此輩は皆是羅々たる無智の者自から主張する所もあり、故に死を減じ
て、簡所に送り、作農の軍たらしめん。云々。本件査問の勅使來り、同十月右責任者江界府
使、上土滿浦、高山里の僉使、外怪梨洞の兩權管を囚ふ。「瀋陽日記」「仁祖實錄」

(25) 仁祖二十一年

戶部郎中太平古は皇帝の勅諭を捧げ到る。云々近ごろ爾の國邊に出で、挖蔘し、瀋
かに明朝と賣買す。僧人獨歩と名くる者をして書を通じて往返し、之に遣るに銀蔘、糯米を
以てす。奸細出入し、亂行絶えず、明朝の船至るあらば、故らに縱つて禁ぜず。云々。「通文
館志」

(26) 仁祖二十三年

内翰林弘文院大學士鄭充格等王世子を冊封するの勅諭を捧げ到る。云々又碧瀟犯探人
十七名を帶す。内品官梁繼賢、李大男を簡所紅門外に於て斬、其餘決杖差あり。「通文館志」
(27) 仁祖二十三年二月

勅使平壤に至り江界府使李潛等を拿致し之を詰問し仍ほ枷を着け拘留す。府民越境探蔘の故也。〔仁祖實錄〕

(28) 同年三月

領相金藻右相沈悅は六卿禁府堂上兩司長官を率ひ清使の館所に至り拿來の罪人を會同究問す。且訓戎僉使宣洙、英鏡僉使金鳴吉、前昌城府使權大德及穩城訓戎の士兵等を拿入す。枷を具へ階上に坐す。先づ士兵等に越境の曲折を問ふ然して後壽に命じて曰く、金鳴吉の罪は杖一百に當る宣洙權大德は厥の罪極めて重し須らく此意を以て急速啓知せよ。云々。承旨上教を傳へて曰く、越境探蔘嚴禁せざるに非ず而して邊民の犯禁一再に非ず。此れ法令の行はれざるに由る殊に甚だ慙愧に諸大人の處分に聽かん云々。三使曰く此人等罪死に當ると雖も而して皇帝天下を得て赦を頒つ、此輩亦當さに宥を蒙るべし遂に之を釋す。〔仁祖實錄〕

(20) 同月

王世子が前に瀋陽に質として留まりし時に清より給したる田と牛馬あり。此れを以て探蔘人五十餘名の贖罪に充つることを備邊局より啓し王は之を允す。〔仁祖實錄〕

(30) 仁祖二十四年

滄州の春：軍古塔所屬末年庫地方に貴國人越境十名：云々。右犯越の人中男等八名年凶缺食の爲獸を霧中に逐ふて越境を覺らず曾て搜蔘せずと啓復す。次で皇帝の旨を奉じ戸部の咨文來る。曰く國に疆界あり豈私越を容さんや申男等七名は明かに搜蔘即ち出で、捕たるものに係る。越境の罪も亦辭し難し。云々。

右首倡者申男を境上に梟示し申得男等七名は絶島に定配の事同年四月戸部に咨復し。八月戸部より擬奏の如くに處分すべき旨回答あり。〔同文彙考〕〔通文館志〕

(31) 孝宗三年十一月 北京に赴く謝恩使李時白等義州に至り馳啓して曰く。碧潼探蔘の民彼國に因はる者將に瀋陽に因繫せらる。本件査問の爲將に清使來らんとすと。

内院學士蘇納海等皇帝の勅諭を捧げて來る。勅諭の略、大波兒の民割春立等十名正白旗堡下産蔘の地方に到り人蔘五箇を採りて已に拿獲を經る。朕思ふに盜蔘は事小なれど、封疆は事大たり若禁約せずんば後犯必ず多からん。今官を差はし犯人を帯びて玉の前に至らしむ。即ち春立等は律に依り處斷し權管尹以爾は身堡官を以て春立と異なる無し。碧潼郡守朴培元は今在官せざるも地方官としての責免れ難し。監司兵使の任地は犯罪と竊獲にして罰察し難しと雖も亦筋戒不充分的過失あり。竝に罷職等具へて奏すべし。右旨を奉じ首犯等を絞に處し其餘は一等を減す。右處分結了朴培元は罷休一年、監兵使は罷免す。〔通文館志〕〔同文彙考〕〔孝宗實錄〕

(32) 顯宗元年

前年十二月平安觀察使金汝鉉同節度使金徽及江界府使成以性の馳啓歲飢へて探蔘せざれば萬生くるの理なきにより我境に於て探蔘を許せしに。其中十四名は慈城より後を作り上國に潜越し三日程の處にて探蔘上國の人追ひ來り朴風等三人は殺さる。元年正月に禮部より咨あり。本件官を遣はさず朝鮮國王に於て詳密擬罪し具へ奏すべし。云々。是により犯人十一人は各斬に擬す。慈城把守將金得鏡は過江を禁止する能

はず反つて隠匿告げず、絞に擬す。上士僉使林時憲滿浦僉使韓休、江界府使成以性は職主縮に係り、察する能はず俱に革職徒配に擬すと回奏す。「同文彙考」「通文簡志」

(33) 顯宗二年八月

禮部より知貢、三和の人劉世生等三人擲申より越江挖參、鳳凰城の哨探兵丁に捕はれ、拿送し來る一名逃走。禮部の咨には：朝鮮人屢次越江盜挖人蔘殊に遠禁と爲す該地方官嚴查を行はず以て放縱越江を致す。亦疎忽の咎を辭し難し。挖參の盜人該地方官及逃走の人該國王併せて一に確審擬罪具題；云々とあり。同年十一月犯人は擲申に於て斬に處し。當該僉使白光祖は革職徒三年龍川府使朴始漢は革職に擬し、禮部に咨し、皇旨により處斷す。「同文彙考」「通文簡志」「顯宗改修實錄」

(34) 顯宗十一年九月

咸鏡道茂山鎭僉使朴弼星は鎭民李貴生に火藥を給し、江を渡り山行探捕せしめ、潜かに其利を分つことを圖る。觀察使以て聞し、李貴生は境上斬。朴弼星は義禁府に囚へ累加刑罰服せず、後職を削り放送す。北道の人憤慨せざる莫し。「顯宗實錄」

(35) 顯宗十一年十一月

邊將が隊を分ちて越境探參軍を作り船を給して先方に侵入せし大事件あり。當該地の僉使趙自環は、自から其罪の免れべからざるを覺り、自刎、厚州鎭の軍官士兵連續自縊す。咸鏡監司李秀彦啓して曰く、犯越人の事を以て辭連逮捕する者前後相續き、邊民驚擾し鳥獸魚駭す。安策を開論せざるべからず云々。本件に付て清國より査問の勅使來り。同月三、公と更に犯越の人二十五名に對し、尋問す。

○領議政、左右議政。

○小録ノコト。

○後實八十二年ニ來ル。

○前通ノ意即漢道ノコト。

又咸鏡監司李秀彦、南兵使尹時達、三水郡守李觀國を招入し、楮外に進伏せしめ、訊問項目を出示し、訊問す。「顯宗實錄」

本件に付ての「通文簡志」の記載は左の如し。

十一年禮部は皇帝の旨を奉じて咨報す、曰く、鴨綠江三道溝の繕耑、輿圖駐防協領、勅楚等は朝鮮人の放鎭を破り傷を致す。其犯人等は本件の爲めに派遣する大臣の到著の日迄に先づて拿獲し、以て審理を待つべく、遲延を致すべからず。王は即ち官を沿江に分遣し、嚴に査獲を行はしむ。

邊軍統領修賢等、皇帝の勅諭を奉じて來る、其略に曰く、朕東藩には德澤尤も厚く、せり今邊旨せよ。前に界内に詣つて、輿地山川を繪畫する人を爾の國人險要に潛伏し、鳥銃を放ち傷を致す。特に官を遣はし、前住し、前項の犯人と地方疎縱の官とを將ひて嚴察擬奏せしむ。其怠忽の愆亦貫し難し。王は對し、即着せば修賢と並びに擬して以て聞せよ。云々。

韓得完等六人は斬に擬し、妻子は奴と爲す。(斬)

金大成等二十一人は斬に擬す。(竄に從つて死を減す)

厚州の僉使は流三千里に擬す。而して本人は罪を畏れて自刎せしにより更に議すべき無し。

三水郡守は流二千里に擬す。(擬の如く)

監兵使共に革職。(擬の如く)

犯人中に、照川、安州等の民あり、當該地方官は五級を降す。(擬の如く)

平安觀察使は二級を降す。(擬の如く)

右處分案を以て具へ奏す。右議政鄭載崙等を北京に遣す。禮部旨を奉じ修贊等の議により肅宗に對し罰銀二萬兩を課するの咨あり。禮部別に咨を以て擬律は前記括弧内の如く裁處施行すべく、事理緊重稽報を咨さず。

罰銀二萬兩は左議政南九萬を遣はして陳奏と共に提納す。

「同文彙考」には此犯罪の日時を康熙二十五年八月十七日とせり。本件に關する清朝の處置は最も嚴峻を極めたり。

(30) 肅宗十二年正月 前項に關聯して捕へたる咸鏡平安兩道の別の越犯人百數十人。右に關しての備邊司の意見。

平安道の囚人は犯越の實狀は既に本人自白せり。咸鏡道の囚ふる時の囚人は一百三十九名の多きに至る此皆唯隨從したる者と訓問の時に於て關係せしこと發覺せし者の類にして。之を今京城に囚へある罪人の南方に繋屬せる者とは等無からず。本道をして取考査案せしむべく、其中越犯を自白せる者は。平安道罪人一名と共に奴と爲して茂山府に定屬せしむべく、其他皆放免せしむべし。王は之を可とす。「肅宗實錄」

同年二月冬至使兼陳奏使朝鮮君福等北京より回る。先づ驛官を送り禮部の回咨を馳奏す。其咨中に朝鮮國人の禁に違ひ越江採蔘するは其國王の任意放縱なるによる特に官役を差はず放槍人を傷くるは法紀に關す此を將つて國王に罰として銀二萬兩を課すべし；云々。

同年三月王は右件に付て大臣備邊局諸宰を引見す。領議政金壽恒は又もや越犯の件に

○慶西郡ノ中南九萬ノ憲兵ニヨリ厚州鎮ヲ圍ク。

付て清使の來るは辱を王の躬に及ぼすとして罪を引て辭職を乞ふて曰く。國家に事あるは責輔弼の相臣に在り、上君父を辱めて臣死の義を効す無く、下學國臣民の痛を慰する無しと。王は之を慰諭して許さず。

左議政南九萬は曰ふ、臣の意見により先朝に於て厚州を建置せり。今に及んで事を國家に生じ理躬を辱しむるに至れるの罪は臣に在り；云々「肅宗實錄」

(37) 肅宗十六年八月

土國の人あり豆滿江岸に洩り脱稱すらく。俺等は北京の人を以て採蔘す、朝鮮の人あり、幕を守る一人を銃殺し置く所の人蔘を全部偷み去ると。王は同知鄭忠源を差はし懸賞を以て犯人を捕ふ。由て禮部に本件を咨報す。

懸賞により捕へ獲たる犯人慶興府林仁等六名の供述は。飢寒に迫り俺等七人は慶興より馬槽に乘じ夜江を渡る望見すれば幕中只一人在り銃を放つて之を殺し其物件を取る。云々右禮部に咨報す。

同年九月禮部の咨あり同十七年二月内閣學士兼禮部侍郎西安等は皇帝の勅諭を奉じ該事件審問の爲來り、四月に入京す。皇帝の勅に曰く、爾の國人林仁等禁に違ひ江を渡り採蔘人の人馬を將ひ、烏銃を用ひ人蔘衣服等の物を掠去す。且爾の國より報ずる所の人數と寧古塔將軍修贊の報ずる人數と符合せず。亦は人命に關す須らく詳核を加ふべし、茲に特に内閣學士兼禮部侍郎西安、一等侍衛福科等を遣はし爾の國に前往す。爾前項不法の人を將ひ、其管轄地の各官の怠慢の罪情とを同じく究審し罪を定め具奏すべし、特に諭す。

乙丑王は清使の館所に幸し、清使と勘罪のことを問議す。清使は曰く犯越の中三十人の

未だ捕へざる者は宜しく追捕すべし劫掠したる清人の人蔘印票等の物は亦追還すべし。右文案結辭刪改を許さず。

本件同十八年皇帝の旨を奉じ禮部の咨あり、即ち其要領は、

林仁等は俱に斬に處す、劫す所の參衣銃傷の馬匹の追還を免す。未だ捕へざる共犯人の追捕の令を解く。〔肅宗實錄〕「通文館志」〔同文彙考〕

(38) 肅宗二十年十二月

初め威鏡道富寧鎭城の民人清國に犯越して探蔘の事覺はる。經年究服し是に至つて觀察使權是經狀を具して以て聞し、犯人を罪の輕重により梟示、絶島定隴、放免等夫々處刑す。

〔肅宗實錄〕

(39) 肅宗二十九年十二月

甲山儀備甚し李卯白等男女四人長山嶺に幕を結び、柵子を擁んで生と爲す。偶ま路傍に於て人蔘十莖を採得し懷中に置く、偶ま人の發告する所となり。南兵使以て聞す、備邊司其情の衿むべきを以て其律を究にせん事を請ふ。王は命じて首犯者を嚴刑の上放送、餘は皆全釋す。北民は國內の探蔘を禁じてより後生理斷絶し、且つ酷問に疲れて農を爲すを得ず。怨咨日に深く散亡相續ぐ。〔肅宗實錄〕

(40) 肅宗三十年二月

禮部より慶源慶興鎭城の人江を越えて侵入し人四名を殺し、人蔘緞布衣服等の物品を掠奪。本件犯人並當該地方官を監囚し、掠むる所の物件は官に沒收し。及其斷罪は審問の上行ふべき事等司勇李俊勉を專使として北京に遣はし、禮部に咨報す。同四月禮部より回

○編ニテ叩ク。

咨あり。本件の如き場合に大臣を遣はし、國王と共に罪犯の審問並當該所管文武官の職責怠慢の罪を審查し。共に皇帝に案を具奏し其裁斷を仰ぐの例なれど。今回は朝鮮の敬慎の意彰はれしにより、皇帝の旨により特に大臣を遣はさず國王をして審明擬律せしむ。其結果は具奏すべしとあり。

本件犯人を訊審す、金禮進等四人の供述は歲飢饉にして生を聊するを得ず。初め阿山より越去、再び阿吾の地より越去したりと言ふ。人を殺し物を掠むるは罪斬に該る、妻子は奴となす。(案の如く)

李友白等四人は或は誣援或は發疾あり。情恕すべき者あるも小邦の條例最も犯越に嚴たり、輕減すべからず斬に處す。(死を免す)

阿山阿吾の地の萬戶慶源慶興の府使は徒流二千里に處す、但阿山萬戶趙汝興は罪人捕獲の功あり流を減じて革職鎭城府使は五級を下す、監兵使は革職。以上何れも革職に止む、石臨海君焜を遣はし奏進竝に寬典の謝恩使となす。同三十一年本件皇帝の旨により○内の如く處斷すべく禮部より回咨あり。〔通文館志〕「肅宗實錄」

(41) 肅宗三十三年六月

王は大臣備邊局諸臣を引見す。右議政李爾命言ふ、平安道に越邊侵入せし清人の事極めて驚駭すべしと爲す矣。頃る既に捉去す、把守今又捉去す。把守の卒略ほ魚鹽を給して放還すと此れ實に前未だ有らざる事。兩國交隣の際釁端を生じ易く憂ふべしと爲す矣。禮部へ移咨の擧は少しも緩ふすべからず。或は言ふ此れ鳳凰城より遣はせし探蔘の人なりと。而して鳳凰城は我が使臣往來の路也、若し此れに先通せずして禮部に移咨せば則鳳城

の面目を失すべし。諸臣多く之に同す。王は曰く先鳳城に通じ而る後更に稟處する可也。

〔肅宗實錄〕

(42) 肅宗三十六年七月

右議政徐宗泰、右議政金昌集、兵曹判書閔鎮原等は、涓原の人犯越の事實を稟奏す。王は曰く、彼或は查問便を發せざる前に、咨文を先送するを宜しと爲す。先づ御史一人を差送し、按

察せしむ。是より涓原の民李萬建等九人は、夜に乗じて越境入探し。藪幕中、涓人五名を撲殺し、其

遺貨を掠む。涓人一人、偶ま脱去し、其同伴二十餘人と、涓原北門外に至り、犯人を出せと迫り、凡そ九日間咆哮す。巡邏の將汝岡を執へて質と爲す。郡守李復説、老悒爲す所を知らず。初は、則ち城を閉ぢて拒絶し、後乃ち日に酒肴を備へて迎饋す。右の犯人捕獲を得ず、備邊司請ふて懸賞方法を定む。即ち罪人を捉去する者は、公賤私賤官の奴婢は、則ち賤を免じ、軍役に定めず。良人は直ちに堂上に陞す。出身は、則ち通政に陞し、賞職除拜の事乙丑の例に依る。(十一月) 〔肅宗實錄〕 〔同文彙考〕

本件「通文館志」には：：肅宗三十六年 本件二人既に就捕三人は逃る、今方に別に近臣を遣はし、按治せしめて囚ふるを待てり、捕へ得ば、續で奏すべし。と禮部への咨報を請らして、司直金弘祉を北京へ遣はす。禮部の之に對する回答の要は、皇帝の旨を奉じ、部内の賢能なる章京一員、盛京の章京一員を鳳凰城に前往せしむ。朝鮮よりも官員一員を差はし、本件上國の境内に行はれしか、又朝鮮の境内に於て行はれしかを查明し具奏すべし：：云々。嗣で、島刺總督穆克登、兵部郎中常泰、禮部主事何順、盛京禮部侍郎蘇爾得、副都統托留等

○肅宗十一年。

を派し來り審す。

同三十七年現地へ王より別に遣はしたる鄭斌より馳報あり。李先儀等三人を懸賞により捕獲し、前の囚へし李萬技と同訊するに、其供述は江邊に居住し、上國人と與に結幕し、共に探訪、禁を冒して相通す。其中負債を生じ、上國人より來りて、屢督促せらる、玆に於て其事情の發露せんことを慮り、同僚八人と共に二人を誘致して、之を殺して江に投じ、仍ほ其幕に至つて又三人を殺し、人蔘膏布を掠取す。右觀察使以下該管の官及犯人聽候、勘斷の際、奉旨の差官鳳凰城に來到し、別に差遣したる刑曹參議宋正明と同査したること。院正金慶門を遣はし、禮部に啓報す。

右熱河の行在に奏し、禮部は金慶門と共に禮部員外郎偏頭を差はし、鳳凰城に來り、穆克登等の來着を持ち、實地を檢證する事に決し。穆克登等は江の北岸より、宋正明は漢州より涓原に至り、殺人の地方を問審す。江を溯つて、廢郡界に至る、朝鮮より兪集一を遣はし、接待せしむ。

穆克登は林士に在り、再び旨有り、會査するを聞き、南岸より鳳凰城に歸り。其諸査官を留め、自から馳せて、熱河に赴く。

査使は、旨を出示し、水陸行を作り、遼洞に至る。急流舟溯上するを得ず、江岸絶壁、人足を齧ぐるを得ざる處に迄至る。

王より別差したる參政使の狀、啓常泰等と鳳凰城に會し、犯人を審するも、別の供述無し、彼殺人の姓名終に究むを得ず。平安道の人言ふ。殺されたるは、先方の關頭等が密かに人を送り、人蔘の偷探を爲さしめし者にして、發覺を恐れて、多く周旋する所ありしによると。

○穆克登が來り北
道探訪人ヲ遺案内
トシテ。朝鮮ノ官
ト立會白頭山ニ上
リ定着詳リ檢テタ
ルハ此事件ノアリ
シ週年也此時既ニ
其用意アリシモノ
ナルベシ。而シテ
本件重大罪案が判
合ニ察見ク解決セ
ルコトモ亦清國側
ニ於テ定着アリ有
ナラシメン爲メナ
リト解スベキが如
シ。



本件の處断は犯人等は皆斬妻子は孥と爲す。
地方官は流二千里監兵使俱に革職。

右驪山君枋を等を遣はし具奏す。

(43) 肅宗三十七年八月

領議政徐宗泰左議政金昌集等謁を請ふ。宗泰曰く甲山犯越の人物留せる者九人あり。事は京城に押送せしめ審問の上禮部に移咨すべきものなり。而して今來れる清の查官等は以爲らく沿江一帶の地は荒絶犯越の患ありとし地方を實地觀察せんとし僅かに之を防げり。今若し北路犯越の事を以て移咨すれば則ち後必ず此を以て言と爲し更に實地觀察の要求を爲すべし。「肅宗實錄」

(44) 英宗三年四月

對岸の人郭連進等二十八人朝鮮に犯越し人蔘を偷採し朝鮮人を槍殺したる事件に付、奉天府尹と將軍とは其未だ獲ざる餘犯を嚴に緝拿を行ひ疎縱法網を逃るゝこと無からしむると共に、禮部より其趣知照し來る。此の回咨の中に兵部議得云々：今内地盜竊の輩各處に緝捕甚だ嚴なり賊匿するに慮無し。外國に潛逃して苟且生を偷む該國既に藩封に列す當きに朝廷の爲に捕盜安民の職を盡すべきに該國王能く養奉する能はず。轉た内地犯法の人をして朝鮮を恃んで以て潛踪避罪の地と爲す此風漸して長すべからず。嗣後倘し匪類犯越事を生ずるあり朝鮮能く擒獲する能はず以て漏網を致すあらば。伊の國防汛の員を將ひて題參治罪該國王一に譴處に併せ以て藩王捕盜安民を達奉する能はざるの戒と爲さん。朝鮮國王之を知れ云々：とあり。

○山海關

此の咨文に對し翌年朝鮮よりは：小邦此の明旨を得る感懼百倍邊俸を申東し益誠隨を彈さん：と陳奏せり。

本件議政和碩親王よりの奏文中には三百餘人團結して先方に於て人蔘盜採を行ひしこと。雍正三年四年より屢朝鮮に越入探蔘せしこと：朝鮮の地方官兵が緝拿せざること等を述べあり。「同文彙考」「通文館志」

(45) 英宗七年

清人の人蔘盜採に朝鮮人の加はれる事件。

英祖七年庚寅副使として北京に赴きたる趙榮の聞見に。

巨關外に至る、一官罪人三十餘名を押しして鐵柱京に赴く。罪人等以爲らく俺等は乃ち磔々磔の挖蔘人而して官兵搜討八百餘名を捕へ得たり。俺等は頭目の故を以て拿せらる、而して朝鮮人三名も亦夥中に入り捉へられ囚はる：云々。

磔々磔の地に付ては同年賽咨官李樞の手本に。

磔々磔の地方八百里南に大靑島あり北に小靑島あり。四月開花八月降雪東は朝鮮訓戎の界百餘里海數十里を隔つ。船に非ざれば能く渡る莫し但深淺等しからず大船亦其中に行くを得ず。匪類等造る所の船を快馬と名く小にして且つ輕し。數石と一二人を載するに過ぎず棹轉甚だ捷し。秋成獲る所の糧半ば大靑に入る、容埋以て來春探蔘の資に備ふ。西南船廠に至る八百里貿易と蔘を賣る俱に船廠に來る。船廠より瀋陽に至る八百里：云々。「五洲衍文長箋散稿」「同文彙考」

(40) 英宗九年六月

○吉林地境國南
下ノ驛ヨリ兵船
ヲ遣ル故ニ此名アリ

渭原郡藩商人金尙萬、裴進萬等を逮捕し梟示す。後に上國の人十四名把守の所に潜越し守卒金以丁等三人を縛縛す。説稱すらく、俺等曾て人蔘を尙萬等に給したる債あり、爾等を捉去つて質と爲す、蔘價を捧けて後放送すべしと。

本件司直金是瑜を遣はし禮部に咨報す。「通文館志」

(47) 同年

平安道高山里の兵房軍官金昌温は領將と蔘夫二十餘人を率ひ鳥銃を持して越江し、彼人の探る所の人蔘を掠奪したる事件。

本件平安監察使權以鎮の馳啓により禮部に咨報す。禮部の咨により主犯湯成は斬以下輕罪處斷す。朝鮮國王の咨に：「昭法勘斷森嚴を極め嗣後違禁越境の人あるを再慮し特に照令拿解を許す。此誠に邊禁を峻にし邊人を殺するの至意に出づ。邊汛の官弁を申誠し益々邊禁を加へん：云々。」「通文館志」

(48) 英宗九年七月

平安監司權以鎮は江邊の事情を廉探し向岸土人の言を得。之により以爲らく、江界高山里鎮より越犯するには、彼地の細洞九郎哈洞、古道水洞の三洞あり。而して細洞は則ち理山の瓊婆猪江の通路なり。北濱陽を去る五日程胡人家を造る十六七月常住三四百人一家に我國人三四名を畜ふ。其主胡は山西の人李登四。渭原郡の下把守直洞堡の間に秋洞あり。今年夏初亦家を作り田を墾す。其下、楚軒洞上は越邊の把守也、屯洞亦十四五胡人の家あり。唐貨の各種七間の庫倉に充報し我國に通商す。我國の物を以て又濱陽等の處に通商す。二主有り主胡は則ち濱陽の人王三平。一は則ち唐姓或は湯姓と稱す。此三胡は皆萬金の

○税及夫役ヲ脱レタル者。

○高山里ハ軍政ヲ布クハ鎮ノ配下ニ在リ。

大賈を以て法を犯し業を敗り逃れて其中に在り。其我國に往來通貨する者は皆我國人の逃れて胡地に在る者其中に阿耳鎮の官奴世必鎮、趙永望最も著し。其文書を管掌する者も亦我國の逃人自から金書房と稱す、而して容貌舉止甚だ亡命の賊鎮紀に似たり。鎮紀は曾て馬馬海の糧管と爲る故に土人多く其面を識ると云。此言未だ必ず然るを知らず、亦安んぞ其然らざるを知らんや。又其各洞の胡家勝て數ふべからず、伐登の越邊皇帝城坪あり。大野草豊かに常に胡馬數千匹を牧す、今年は則ち一匹無し、皆採蔘人の牽去る也。我國の奸民日往來常に胡幕に常住す、稱するに假子を以て、情は骨肉に過ぐ。我境に往來す晝夜常無し、江邊の民人皆彼中の事情公傳之を道ふ。其方略措置は臣必ず親しく其地に至り事に隨ひ啓聞せん。而して其小村落を聚めて大村を成し、其殘堡を聚めて大官府を成し、然る後方に一分の益あるへし。馳啓以て聞す、政院密封以て入る。「英宗實錄」

(40) 同年十月

襄講を行ふ時、咨を北京禮部に齎らす官の手本に言ふ。我國の人彼境に犯越し捉はる。知事尹遊曰く、江邊は奸民通逃の藪となる。蓋し人蔘多く廢四郡の地に産す故に彼我皆此地に探る。其時に當り彼人稟文二千餘張を持して出來る率ゆる所既に多し、而して糧を置らさず。輕き貨物を持來り我國と穀に換ふ、此れ双方の大利と爲る終に禁斷し難し。

本件朝鮮より禮部への咨には高山里の鎮民金世丁等越入：「別に近臣李詰輔を遣はし各別嚴訊查明を俟つて續いて請奏すべし。而して驚惶の極み敢て究竟を待たず、該管の邊更は先づ拿逮し聽候す、先づ咨報す：云々。」「英宗實錄」

英宗十年本件に關する盛京禮部の咨要領朝鮮人に毆傷せられたる朝鮮人蔘の差期后等

の供述。寅夜二十餘人の朝鮮に毆死せらるゝ九人、兇犯未だ拿獲せず。次で拿獲せる朝鮮人粟海常は犯人ならざるに似たりと同人を引渡せり。

右に對し上年九月貂鼠を捕ふ爲に同人は上國の地境に轉入、毫も他情なしと雖、越封疆の罪赦すべき無く、梟示せりと咨覆す。

北京禮部よりの咨本件該國王を飭しめ逃走犯人の捕獲と、既に囚へたる犯人の擬律は具奏せしむべく。また當該地方官の怠慢と該國王の約束不嚴の點に付ては國王の查明到着の日を俟つて併せて議處すべし。右旨を奉し依議す：云々。

右に對する朝鮮よりの回答

奉旨を將ゆ植、謝答措する所無し。檢拿の各犯金世丁等二十八人、割齋議政府六卿、義禁府刑曹都承旨、兩司長官を會同し嚴訊す。逃走の首犯金永昌は懸賞捕獲すべし：云々。此原と朝廷の犯人に係る臣の敢て擅まゝに決する所に非ず、各犯及汛防各官の供辭を實得し別に監囚を加ふ、恭しく裁斷を稟す。左議政徐命均を遣はし禮部に移咨す。

本件同十一年禮部に咨し擬律皇帝の旨により左の如く處斷す。

主犯金世丁等三人斬妻子を奴と爲す。從犯二十五名斬。

平安節度使李遂良革職、觀察使權以鎰革職、已に身故、施律せず。舌山里僉使李泰祥、江界府使金浚は革職、流三千里。〔通文館志〕

(50) 英宗十六年九月

江界府八板洞の民犯越する者男十八人、女三人、先方に於て甲軍、即ち清皇帝及諸王より送る所の探蔘軍の爲め捕へらる。

本件平安道觀察使徐宗玉より疊に狀啓あり。其要は江界府上土鎰の女人太色は衆に隨ひ潜越、旋つて即ち逃還りし時、拿へらる。其供述は同府八板洞の屠男女二十一人、仲間を作り越去探蔘上國人に捉へらる云々。

王は命じて邊將守令、竝に拿問せしめ、且つ平安觀察使徐宗玉及兵使張泰紹の責任を問ひ罷職とす。右知中樞府事韓壽禧を遣はし禮部に咨す。〔英宗實錄〕〔通文館志〕

(51) 英宗二十年八月

前に對岸より馬尙に乗じ江界府管下に先方の人侵入す、探蔘の爲也。

王は大官備邊局堂上を引見したる時。右議政趙顯命より、本件前に禮部に移咨すべき事を請ひしに、堂上之を難んぜしも。其後詳聞する所に依れば、所謂皇標なるものは、康熙年代の時邊民に給し、禁山に出入して探蔘納稅せしめし者にして。現今馬尙に乗じ來る者は皆山東より來る盜探の民にして、官標を携帶せざる者也。此輩は探蔘の時の鹽糶糶米は必ず我國の奸民に賣り、兩國の交界無人の地に於て受授する者なり。此の如く彼我の奸民相往來交通せば、早晚何様の事變を生ずるかも知れず、慮るべく詰實を受くるの端となる：云々。彼我を侮り、汎流往來市の如し：云々と上言す。〔英宗實錄〕

(52) 英宗二十二年

上國探獵の人四百六十餘名、或は銃槍を持し馬尙四十五隻に分乘し、江を浜つて上去。緣つて盛京に移咨す、回春奉天衙門業に已に鳳凰城守尉に牌勅し、官兵を派遣し、搜緝す：云々。

(53) 英宗三十五年

〔通文館志〕

○或ハ字尙ニモ作
ル例本舟又樹皮
船。

○採ハ人蔘採捕
ハ採捕。

清國內に於て私偷探參の人跡内に逃入之を捕へたる事件。
禮部咨盛京將軍清葆の咨に據る。

劉自成私に探參を行ふ已に憲典に干す。乃ち又獲を懼れ外國に往く尤も法犯無し矣。
其鳳凰城に到着の日を俟つて正法に行ひ衆の戒と爲すべし。其失察の巡邏官兵查明參處
すべし；云々。右に對し明諭を承り謹て事理を悉す；云々と咨復。「通文館志」

(54) 純祖元年二月

犯越の罪人李顯宅を律に依り處斷す。

本人は慶尙道南海縣の居民なり、零落流離咸鏡道茂山府に流入す。忽ち探參の計を生じ
淺灘より深入。海卵の地より百餘里の處に於て彼國探參人十二名に逢ひ伴はれて探參に
從事す。髪を剃つて彼等の給したる衣服を着彼國人の風裝と爲り、山中を巡行探參するこ
と五箇月。九月に至り彼一行は一齊に下山し各其郷里に散す。彼は流落して依る處無く
乞食して咸遠堡に至り提はれ遼陽に提送せられ鳳凰城に押送せられ義州に押付せらる。

「純祖實錄」

(55) 純祖十七年十一月

犯越の罪人徐鏡を梟首す。

本人は本と順川府の居生、本名金致燾。此時より四年前甲戌の歲正月、江界の豆芝洞より
水上を渡り先方に留住探參。王催白の家奴徐之の養子となり事覺はれ吉林將軍に捉へら
れ瀋陽より押送し來る。更に義州に押送軍民を聚會せして境上に梟首す。「純祖實錄」

(56) 純祖三十二年

○山中ニ作リシ耕
放擲ノ小段。

盛京禮部の咨吉林地方に在つて犯越の人張高麗等二名を拿獲す。供述探參捕性に因り
迷ふて路を失す、山東の人于嵩の爲、纏に在り衣を換へ髪を翳ぎ旋ち緝獲せらると云。于嵩
は罪流徒に擬す、該犯二名は官兵を派して送つて境界に至らしむ知照；云々。

北京禮部の咨上諭を奉じて犯越の張高麗等二名該國に交付し査定治罪せしむ；云々。
之れに對する國王の咨復併せて盛京禮部へも。

北睡の頑民啓て法を知らず、私意恣行深く禁境に入る。法意至嚴暫貸を容るゝ無し、張高
麗張了頭は甲山府に押送し梟首し衆を警む。當該觀察使節度使等罪疎防に在り、一に並び
に革職。「通文館志」

(57) 哲宗十一年

大江口の卡官騎校玉奎の配下の兵管轄内を巡察し長甸城より老台溝に至る處に於て
朝鮮人七八名を見て先頭の旗兵郭振奎が嗚呼一聲の時該朝鮮人は前を擁し棍棒一打地に
打倒し重傷を負はしめ。次で來りし玉奎にも又一撃を加へ輕傷を負はしめ、後より多數の
兵喚來せし時携帶物を放棄し密林に逃入其踪跡を失したり。其遺留品は水參九百二十五
苗と衣類五點あり。

本件の犯人は義州府尹權應慶の手により捕獲し。龍川府使李祉秀を參覈官とし、義州に
馳行せしめ共に取調を爲し實を得たるにより。犯人明徳成鄭允化等鐵紐監禁して勸斷を
聽候す。逃亡せる共犯二名は緝捕を續行すべく、本件發生當時の責任者前觀察使徐載淳前
節度使鄭源岐、前義州府尹李參鉉、清城僉使申奎、洪井革職流二千里。と擬律し右盛京禮部に
咨報す。

本件同十二年に至り盛京禮部よりの咨來る。要は本案審理の上皇帝に奏し。其疎批には該國をして自行嚴緝首犯定擬辦理せしむべしと。永蔭八百九十二苗監碎水蔭計三十二苗二共九百二十五苗と他の遺留品の衣類等を送附し來る。「通文館志」

以上は典籍に個々の事件を具體的に記せる中主なるものを列擧したるものなり。是を總括的に記せるものに左の如きものあり。

丁若鏞「牧民心書」工典山林の條に……案するに閩延茂昌虞芮慈城今之を廢四郡と謂ふ。彼の人探參の者千百羣を爲し。盧を結び幕を張り、子を長じ孫を育つ、四時長留遂に居民と作る。守土の臣或は弓を彎き砲を裝ひ以て驅遣を圖れば、則ち彼の人亦弓を彎き砲を裝ひ以て接戰を擬す、憚然として以て退き其の爲す所に任す。守令置して以て報せず、察司置して以て聞せず。千里有指の疆を以て手を拱きて法を亂るの民に奉獻すること今且つ百年。世宗世祖六鎮を經營し穆陵の世新たに茂山を設く。昔や強に鄰るの地尙或は之を拓く、今や祖宗の土故無く之を棄つ此何事ぞや。……(中略)一朝大勢に變あらば則ち西北の二路復た我有たらず豈悲まざらん哉。牧宜しく此を念ひ、凡そ犯越の禁宜しく恪遵を思ひ、茲を以て事を生じ、身流竄を被ると雖も何の恨む所ぞ……とあり。同じく同人の著たる「經世遺表」にも廢四郡の地が國防の要地たる事を論ず

○宣稱。

○銅。
○人形ヲ爲セル最
上ノ者。

○鹿ノ生ノ角。

る條に……鴨綠の防たるや大なり矣。今故なくして而して此を毀ち、朔野。奸細の民をして山林の中に潛處せしめ。其の妻子を挈げ託して巢窟と爲し、日に金銀銅鐵を採り鼓鑄して以て貨と爲し。孩兒の參貂鼠の皮以て自から肥へ、弓矢戈鋌猛火の器を具へ以て自から衛るも。守土の臣置して以て聞せず、廟堂の臣知りて而して言はず。亂の既に作る防何れにか在る……云々とあり。右二書は著者丁若鏞が康津に謫居十八年間の作にして。牧民心書稿本寫には純祖二十一年の自序あるより觀れば、前掲の事實は正祖の後期より純祖の初年に至るまでの實情なるべく、「五洲衍文長箋散稿」廢四郡辨證說にも……三水長柵の民亦入耕を願ふ、皆な邦禁を以て未だ果さず。空しく千里の幅員に近き者を棄つ惜まざるべけん哉。山林川沼の利は星羅して蒼望たり、山に參茸、貂鼠饒かなり。而して彼我の控。參獵茸の輩は偷竊の藪と爲す、是は何の故ぞや……とあり。「通文館志」憲宗十二年の條に……江界府左中右三寨及上土鎮の所管閭閻四把等の地に越境の上國人あり。間々來接恰も四十餘處を爲し、舍を作り幕を結び木を伐り田を耕し多般に開墾するも撤還せず。盛京將軍及禮部は前禁を申明し冀くは後弊を杜がんと。盛京禮部に移咨し、兩國の官立會の上緝拏平毀す

べき云々と咨復ありしこと出づ。以上大規模の進入の行はれしは主として人蔘の利に因るものと断定すべし。

總じて人蔘採取の爲めの鮮滿相互の越江侵犯は、人文地理の上より觀るも、また社會事情^{即生活}問題より觀るも、法禁の力にては到底防止すること克はざりしを考察すべく。現に今猶毎年四月頃より支那採藥業者の數群が約半箇年分の糧食に充つる費用を用意し、鴨綠江岸の山丘をたどり北へくと進行し、白頭山の高原に向ひて其業に従事せり。其採取目的物は人蔘、芍藥、淫羊藿、玉竹、柴胡、威靈仙、萬病草等にして、晩秋の頃各其獲物を筏に積んで川流を下り安東縣の棧に於て賣却し、一人約二百餘圓の代金を得て山東其他の故郷へ歸還し毎年此行爲を繰返せり。白頭山に於ては兩國の境界は無視せられと謂ふよりも、本人等には其國境を判別し得る筈無く、また其觀念も無くて仕事に従事せり。又其途中に於ても獲物の多き處は朝鮮側に立入ることも間々行はれつゝあり。朝鮮側よりする越江も、二三十年前迄は人蔘採取専門業者に於て行はれたることは、余の人蔘史料採訪の爲昭和七年江界郡に赴きし際、父祖より三代相繼て該業に従事せる同業者の大元老趙炳俊より親しく聞知する所なり。近來に

至り其の行はれざるは先方の山蔘盡きたるに由る。但だ白頭山方面に於ては今猶行はれ居れり、其業者の支那人に劣る所以は、彼に比して貧窮にして資本無きに因る。而して其國境無視のことは前に述べし支那人業者の觀念と全く同一なり。

歴史は繰返すものなりとの言は、茲にも亦適切なるものあるを覺ゆ。

第五章 明と女眞間に於ける人蔘を 問題とせる政治關係

第一節 總説

凡そ人蔘史中明と女眞族との關係に於ける程、此一藥草が重大なる政治上の要素を成せること他に類例あらじ。其要點は建州女眞の一部族たる滑の太祖奴兒哈赤が、其精銳なる武力を以て明朝に戰を挑み二代太宗三代世祖に到り遂に是を平げて完全に四百餘州に君臨するに到りし經過に就ては、人蔘貿易により著積せる巨大の財力に負ふこと尠ながらざること、一は明の官民の人蔘貿易竝採取上に於ける憤恣不法の行爲が、彼等の富源を侵し其憤怒と深怨を

○人蔘ノ外ニ類度アリ。

にも『下魁城賦』にも土人の語に、右三箇の物品を三件の寶なりと云ふとあるも宜なりと謂ふべし。而して明と戰を交へし以後に於ても屢和を講せんとせしは、此の貂蔘の大利に執着ありしに因るものと觀察すべく。また止むを得ざる場合には、此大利をも猶放擲せんと強き決心ありし事をも亦認め得べく。左の記事により、這般裡の消息を扼知するを得べし。

○大衆。

天聰三年六月乙丑上は諸貝勒大臣と共に議す。略に曰く白喇嘛を差はして明に向ふ和を議す、明朝若し朕の言を以て是と爲さば兩相和好以て大[○]利[○]を[○]享[○]け[○]ん。則我國滿漢蒙古の人等當さに探[○]蔘[○]開[○]礦[○]之[○]と[○]交[○]易[○]せん。若し彼從はずんば則ち當さに力[○]を[○]耕[○]織[○]の[○]事[○]に[○]竭[○]さん。衣[○]食[○]既[○]に[○]足[○]れば[○]又[○]何[○]を[○]か[○]求[○]めん[○]乎。緞[○]帛[○]は粉飾の物也無しと雖も何ぞ我を傷らん。屢和を欲するも彼從はず……云々。

『清三朝實錄探要』

以上により考ふれば、此時に於て人蔘が重要な政治問題の渦中に存在せしこと故あるを知るべし。

第二節 明が女眞の地に於ける人蔘採取

明の帝室川の人蔘は朝鮮の貢賦と遼東都司の貢賦を以て充てられたり。其

遼東の貢賦は遼東都司の職任に屬したるものにして、軍民を派して採辦したるものなり。『撫安東夷記』に……而して建州女眞先に開原に處る者、叛いて毛憐に入る、自相攻殺す、宣德間朝廷復た使を遣はして之を招降す。遼東の守臣遂に請ひて建州老營の地を以て之に居らしむ。老營は朝廷歲に人蔘松子を取るの地也、東建州と名く……とあり。『建州私志』にも亦右と同一の記事あり。此採辦は何時に初りしかは不明なれど、多分國初太祖即位の後遼東都司を置きし以來よりなるべし。成化三年遂に此貢を停止したるは、建州女眞の反抗に因るものにして、『皇明實錄』(國朝實錄)に……古事に遼東都司歲に人蔘を貢す、每歲東寧衛の卒を役し境を出で、採辦す。時に建州女眞頻歲入寇して人生を聊せず賦出づる所無し。巡撫都御史素愷以て言とし之を免せり……とあり。此帝室用の人蔘に付ては滿洲の豊富なる生産より見れば敢て多量にも非ざれば、之れが爲めに建州女眞との關係に於て紛訟の因子となるべき理由無きも。但だ其採辦の官と採參軍民の不法行爲即ち進獻用を名として明の官民が自己の利益の爲めに各地に侵入して巨額の採取徵收を爲したる事が、遂に後段に記すが如き結んで解けざる紛訟を醸すに至りしものなり。

第三節 明と女真人との人參紛訟

第一項 越犯の問題

人參と貂鼠とは女眞の生存に關係あるの重貨なり。之が採捕に付ては夫々勢力範圍即ち細張なかるべからず、其侵犯に付ては同種の者と雖も血を以て争ひ毫も假借する所無かりし也。況んや漢人たる異種に於ておや。而して其紛争は明初に始まりしに非ず、『遼東志』兵食志邊略外禁の條に……遼邊の四壁は虜の境外に近し物産多く貂皮人參材木魚鮮の類の如し、人其利を圖り往々境を踰えて之を取り多くは虜の害する所と爲る。我太祖高皇帝大明律を作り私に外境に出で又禁に違ひ下海の條を特書す、軍民の違犯及邊を守るの官故らに縱なる者皆重きに從つて治す……とあれど。太祖は總て國外に出づるを禁じたるものにして、女眞への人參越犯のみを顧慮して立法したるには非ず。其越境の初まりし時機竝原因に付ては、稻葉博士『滿洲發達史』に……明朝に入りてより遼東野生人參の聲價は一時に顯はれぬ。明は實に遼東都司に命じて採收の幾干を貢進せしめたり。採集地の範圍については詳かなるを知らざれども蓋しそが始めに於ては大摩天嶺附近の森林に就て採取せしならん。かゝり

しが採取の頻繁なるにつれ遼東の近地は漸く缺乏を告げ都司が命令せし東寧衛の人民は深く太子河の上流より蘇子河の流域に及びて採取の手を伸べたり。こは定めて天順成化間の實狀なりしと覺ゆるが。此結果として明は採參上新たに重大なる争端を構成しぬ。そは外ならず、正統中建州女眞の大集團の一是吉林方面より、他の一是豆滿江附近より今の佟家江の上流及蘇子河の谿谷に移住し來りしことこれなり。いふまでも無く此等の移住地は明廷の同意を得たるものなれどそが地方の權利として彼等女真人を以て主とすべきものなりしなれ、人參の明人に貴重されしは前に言ひ及べるが女真人は實に又之を以て重要なる利源と解釋しぬ……とあり。

右の記述要正を得たりと謂ふべし。『世祖實錄』九年七月の條に……平安觀察使の啓本に曰く唐人金長貴等十三人小船に乗じて理山婆豬江に到る。其所以を問へば答て曰く本と是れ遼東々寧衛夫乙厚里の人進獻の人參を採り竝に獵獸を以て四月十二日に於て家を離れて入山す。糧絶えて飢困陸路に由る能はず水路を以て歸らんすと。政府に命じて之を議せしむ……とあり。『皇明實錄』成化元年の條に……此より先東寧衛等の軍民私に境外に出で、人參を採

○明天順八年。
○漢人指す。

取し建州女眞に傷けらる。自餘二十三人逃れて朝鮮の境に入る朝鮮國王咨して送來す……とあり。此後に於ても此種類の越犯行爲數多く繰返されたるものなり。

○明ノ憲宗十四年六月此時大亂天命ト建元ス。

『清三朝實錄探要』太祖天命元年夏六月の條に付……是の時明の沿邊の民每歲に其境を越えて我國の參礦を竊採し以て樹木并果蔬鹿獸之類に及ぶ。此の如き擾害已む無し、上は之を聞て達爾漢蝦に命じ越邊竊採の人に遇へば輒ち之を殺す約五十餘人。適ま明の廣寧城新巡撫李維翰の至るを聞き、綱古里、方吉納の二人に命じ往て維翰に見えしむ。綱古里、方吉納竝に從者九人を執へ之を械繫す。使を遣はし來り曰く、吾が民邊に出づ爾宜しく解還すべし、何ぞ遽かに殺せるやと。上曰く昔石碑を建て既に盟詞あり、何ぞ前盟を顧みずして強て之が辭を爲すやと。使者聽かずして言ふ、首と爲つて我民を殺す者は達爾漢蝦也、執へて以て罪に抵さば則已まん否らざれば則茲より多事ならん矣と。復た此言を以て相要挾す上允さず。使者曰く此事已に上聞せり乃隱すを容さざる者、汝の國豈罪人無からんや何ぞ之を執へて以て衆に示さば此事遂に已まん。上は明の我國土人を釋して還すを欲し、即ち獄中に俘とする所の葉赫國十人を取つ

○義曆十三年白馬ヲ別シ明前盟トシテ立界ヲ定メタルコトヲ指ス。

○此ノ七大恨ノ事ハ是ヨリ前太祖ガ撫順城ヲ陷シ漢字ヲ以テ檄ヲ清河ノ明將ニ傳ヘシ時ノ文中ニモ亦述ベラレアリ。

○此年ハ都リ舊曆ニ據テシヨリ三年目。

て明の撫順關に至り之を殺す。乃ち綱古里、方吉納等を歸す……云々とあり。同書天命二年の條に……二月上は貝勒諸臣に諭して曰く、朕明と釁を成す凡そ七大恨其餘の小忿は更に悉く擧げ難し、宜しく往て之を征すべし……云々。(中略)夏四月壬寅巳時上は步騎二萬を率ゐ明を征す。行に臨み七大恨を書し天に盟ふ。其書に曰く我之祖父未だ嘗て明の邊上一草一寸土を損せざる也。明は端無く釁を邊陲に起し我の祖父を害す恨一也……(中略)……明人清河以南江岸以北に於て每歲疆場を偷み其奪攘を肆にす。我は誓に違つて誅を行ふ明は前盟に負き我が擅殺を責む……云々と。此明に對する七條の根を述べ、天を拜して後其書を焚き諸貝勒及總兵諸將を率ゐ鼓を鳴らし樂を奏し堂司に調して行く……。

とあり猶此七大恨のことは、同書太宗天聰元年春正月の條に……方吉納、溫塔石等を遣はし書を明の寧遠巡撫崇煥に遺る。書の略に曰く、吾が兩國兵を構ゆる所以の者は、昔日爾達東廣寧の守臣爾の皇帝を高視すること天上に在るが如くし、自から其身を視ること天上の人の如くにす。天は諸國の君を生かしむ、毫も自主する能はざらしめ、欺誑凌辱以て容忍し難きに因る。爰に天に告げて師

を興す。又曰く約計すれば大根七端あり、小根に至つては何ぞ悉く數ふべけんや。此の如きの凌辱忍び難し、故に爾く師を興す。今爾若し我を以て是なりしと爲し、兩國の好みを修めんと欲せば、其和好の禮は、爾ちは金十萬兩、銀百萬兩、緞百萬匹、毛青梭布十萬匹を以て相俛れ。既に和するの後、兩國往來の禮は、每歲我國東珠十顆、貂皮千張、人蔘千觔を爾に送らん。爾の國金壹萬兩、銀壹萬兩、緞十萬匹、毛青梭布三十萬匹を以て我に報へ。兩國誠に約の如く餽遺し、以て盟好を修めん、則當きに諸を天地に誓ひ、永く和睦を固めん。爾遠く巡撫す、即ち此言を以て爾の皇帝に轉送せよ、然らざれば、是爾ち仍ほ刀兵の事を願ふ也……とある如くに宣戰の一理由と爲すに至れり。此後も漢人の越境探蔘砂金其他のが前より一層頻繁に行はれしは。明清の戰亂に因り支那本部と滿洲との貿易全く杜絶し、其最必需せる藥材たる人蔘の價騰騰せしにより巨利の爲に山東を主とし、其他の漢人が死を畏れずして越境侵入したるに因るものにして。彌が上にも清の怒を激發するに至りしもの也。猶此時に於て朝鮮平安道の椴島に據り、清を牽制せし梟雄毛文龍も亦人を派して人蔘を採取したる事に付ては、前に述べたる外、本書太宗天聰三三年五月

○高麗江ノ支流ノ一部ニ産スル黑眞蔘

の條にも左の如き記事あり。

……五月羅璧折爾德清善雅賴は兵一千を率ゐて新城一帶に往く。毛文龍探參船四隻に遇ふ六十人を殺し六十人を毀く……云々。毛文龍に人蔘商法の一面ありて彼梟雄活動の資源となりしことは第三卷に詳説せり、參照すべし。

第二項 女眞貿易に關する明の官民の横暴と狡計

漢人の越犯が女眞人の深怨を買ひしこと前項述ぶる所の如し。當に越犯のみならず、馬市に於ける明側の商人が夷族と侮り、尊大倨傲の態度を以て之を壓し。其取引に於ても、毫も商業德義を以てせず、狡計詐謀を以て臨み。其任地に在る明の官吏も亦是と共謀して、其横暴を助け、或は自から不法の營利行爲を行へる事は、越犯と併せて女眞人が匪毗痛骨の大根を積成せしものにして、其資料の二三を擧ぐれば。

『東夷考略』に……萬曆七年七月開市、是より先、寬典の參將徐國輔、弟の國臣及蒼頭軍劉佐等、價を減じて參の鬻を強ゆ。市夷を歐す幾んど斃れんとす、故を以て諸夷忿つて修郡せんと欲す。巡撫御史周詠等請ふて國輔を按ずること法の

○此時代ノ馬市ハ
△留順一名南
關、關頭ノ南、哈達
河ノ上流△關北關
一名北關、關頭ノ東
北、燕都ノ南△關南
關、關頭ノ南、五市
天子河ノ上流△關
關頭ノ南、關頭門
附、關頭ノ南、五市
關頭ノ南、五市所ナ
リ。何レノ市ニモ
人蔘ハ販賣セラレ
シモノナリ。

○此時ノ人參取引ハ生ノ人參ヲ以テセシナリ。
○明萬曆三十二年朝鮮宣祖三十八年清ノ太祖努兒哈赤ガ米ダ建國セザル前ノ女眞酋長時代。
○此ノ人參製法ニ付テハ第七卷附卷及紅蔘ノ項參照スベシ。
○此配事人參配録トシテ空前絶後ノ大業也。

如くす。元堂諸戔部に傳諭す然して是より後諸夷は關市に跡を絶つ。明年二月進りに饜陽寬奠を犯す已にして復た入つて永奠堡を犯す……

『清三朝實錄採要』に……乙巳春三月上は命じて人參を糞製す。是より先我國明人と人參を以て交易す水を用ひて之に漬く。明人伴つて市ふを欲せず國
人枋敗を恐れて急に售る多く價を得ず。上は民用の充たざるを慮り煮て之を暴し以て售らんとす諸貝勅大臣之を難んず。上は聽かずして法の如く製せしむ急に售らず價を得る常に倍す民用以て利す……

『武備志』……延弼乃ち西虜を欺し東北江夷を致して其黨を携ふ。時に貢を許さざるもの二年其人參混爛して十餘萬觔に至る。奴も亦窘めり乃ち聽勘して稍々故地を還す……

右は萬曆三十七年中熊延弼が遼東巡按御史の時の事也。具體的記事以上の二三に過ぎざるも以上に類する小行爲は殆んど例外なく各馬市に於て頻々として行はれしものなるべし。

要之に滿洲の人參は毫も明の國家の補劑とはならずして却つて國を亡すの毒草となりしと謂つべし。

【参考】附録三

『籌邊碩畫』按邊の條に

遼東巡撫熊延弼題建夷の反側慮甚しと爲す邊吏の安緩慮ふべし。乞ふ事に當るの諸臣に勅し早く嚴防を備へ以て大患を弭めん。臣惟ふに建夷匪茹狡焉思逞去年より屢ば重兵を引て我靖按撫順の間を壓す。中略近年此の地界一事の爲に邊部を驚擾す。籌邊懷夷漢海々たり且夕保ち難し。大に國家の福に非ず臣は實に之を危む且此地或は山麓に在り或は山腰に在り或は山頂に在り。崇林大樹山民斧斤を以て制する能はず。先づ樹皮を將ひて剥ぎ去り其枯死を聽き柴を聚めて焚き倒し木耳を生ぜしむ。木性已に盡き木耳生ぜざれば然る後現開し地を作り耕種す其開墾の難き此の如きあり。人言の如く屯を置き以て種すべきに非ず山民の往くや人參、松子、木耳、蘑菇の利に在りて地に種ゆるに在らず。吳楚の戦は探桑に於て夷と利を争ふに起り終に必ず禍を惹けり。況んや離堡をや近きは數十里遠きは一二百里亦昭管し難しと爲す。題目は目から大に實用は目から虚なり。封疆の臣尺地寸土義敢て棲せずとせず若し朝廷の規模度量を論せば。當きに夏を包み夷を孕み懷遠安邊此に厝々として以て禍亂を長ずるは宜しからざるに似たり……(下略)

『籌邊碩畫』工科署科事給事中范濟世が清の太祖が天命三年撫順を陥れし直後に太宗に奏したる其對策中に……賄賂の謀たる尙測られず國家の計宜しく萬全なるべし敏つて末議を陳し以て聖裁の事を祈る。苟かに計るに建國國家蒙養の恩を受くる二百餘年久しからずとせず。歳に國家に得る貂參の利は金錢幾萬多からずとせず。二十年來兵器を製し人馬を練り我中國亡命の人を招集し以て羽翼と爲す謀又深く且毒ならずとせず。前には

○題ハ題木ノ膝服
務上ノ輩見上奏ヲ
云フ。
○巡撫ハ巡按御
史。

邊臣關を閉ぢて使を却け驛罪討を致さんと欲すれば彼便ち懼懼哀みを乞ひ使地を退き買
夷を滅じ車價を革め惟我指揮のまゝなり。頃ごろ又子を質とし命を請ふ矣。則ち酋又其
恭順を極むるに似て殆も敢て我に逆はず顔行す故を以て人遂に謂へらく酋は止だ北關を
伺ふも天威に懼つて尙敢て過ふせざるのみと。今一旦我城堡を陥れ我大將を戮す抑も何
の忌憚無く此極みに至るや。此れに由て之を言へば則前の我に恭順なる者皆我を愚にし
我を誘ひ而して其志爲す有るを欲する也。夫れ謀を爲す二十餘年一旦にして發す。輕ん
じて二百年參蔘の恩に背き、歲に幾○萬○金○豹○蔘○の○利○を○擲○ち○我○と○難○を○爲○す。而して今僅に撫順
を據して歸る也：云々。

『滿洲實錄』

太祖戊子歲の條：太祖遂に各部の滿洲を環つて居る者を招徠し皆削平す國勢日に盛
なり。明國と通好使を遣し往來五百道の勅書を執り年例金幣を受く。本地産する所明珠
人○參○黑○狐○元○狐○紅○狐○貂○鼠○狼○狍○虎○豹○海○獺○水○獺○青○鼠○黃○鼠○等○の○皮○ありて國用に備ふ。撫順清
河寬甸饒陽四處の關口に互市交易して以て商賈を通ず。此に因つて滿洲の民殷んに國富
む。

下編 人蔘と内政

第一章 總説

上編に於ては外交上より觀たる人蔘に就ての關係事項を敘し終れり。茲に
本篇には其國內の行政上より觀たる人蔘に就て仔細に討究攷證して説明せん
とするもの也。其綱領は國土の別と時代の相違によりて各々事情を異にせる
ものありと雖も。是を總括し國を合せ年代を通じて觀察すれば其要項は以下
列記の如く。是を現代語を以て表示すれば内務行政中の醫藥産業獎勵及國の
財政に關する事務司法裁判等各般の方面に亙りて廣く關係を有せるものある
を見る。

一 帝王の内用に供すべく産地より徵收竝買上及産地以外よりの徵收又は買上。
其目的には供御の藥用食用及祭祀用と臣下に頒賜用等の別あり。

二 國用に供すべく産地よりの徵收竝買上及産地以外よりの徵收買上。其目的

は、上編に述べたる國交用及國庫の資源即ち貨幣の代用としての貯蓄、是を他に賣拂ひて國用に資すること等に在り。

三、前項の目的を以て栽培並製造販賣等の官營。

四、醫藥普及の目的よりする外國よりの公的輸入。

五、收利を目的とせず、醫藥行政の見地よりする栽培製造拂下等の官營。

六、醫藥普及の目的より、或は産業の奨励よりする栽培製造並移輸出に關する保護奨励。

七、採取耕作製造賣買に對する國家財政上よりする徵稅。

八、贗造不正品の禁止と取締並密賣買密輸出の取締。

九、事業を官營とする時、其官廳の組織編成官吏の配置。

十、以上數項に關聯したる法規の制定と其執行。

十一、當該關係官吏の戒飾、其違法怠慢の行爲に對する處分。人民の違犯者に對する司法行政處分。

國家の人參政治は大抵以上各項の外に出でず、以下に時代と國を別ちて各敍説する所あるべし。

第二章 隋以前に於ける人參行政

第一節 晋の人參徵收(?)

人參に關する政治記事の史に出でたる最も古きものは、『傅子』の記載なりとす。其全文左の如し。

○先王之制トハ非
經買ノ定リ云
フ。

先王之制、九州異賦。天不生地不養、君子不以爲禮。若河内諸縣、去北山絕遠、而各出調御。上黨真人參上者十斤、下者五十斤、所調非所生、民以爲患。

著者傅玄は晋の武帝に仕へし西紀二百六十年頃の人也。右の文章は帝王の治道上民を安んずべき意味を説けるものにして、即ち河内郡管下の諸縣が官より、晋の政府を指し上黨人參を賦課せられ、其人參土地に産せず、其産地たる太行山附近とは甚遠く、其調御に人民が困苦す。是れは先王の貢賦の制に合せずと云ふにあり。此記載を検討するに疑點多く未だ遽かに信すべからざるものあり、即ち。

(1) 此時代上黨郡の人參を貢の名に於て徵收したるや、また上黨人參の名稱存在せしや否に付考据すべき資料と確證なし。

○上黨人參第六卷
其部ヲ見ルベシ。

○通カニ後代ノ南
宋ニ於テハ上黨ニ
一千斤ヲ課セルコ
ト後段ニ配セル如
シ。

(2) 若し有りとは假定するも、此時代は産額甚豊富なりしと推定すべく、遠隔の地に賦課する必要あらざるべし。また如此遠地の郡に賦課するとせば、獨り河内郡のみならず他にも賦課あるべく、猶本場産地にも多額の賦課あるべく。後世の如く人參の薬用と貴重心も薄き時代の事なれば、晋の帝室に斯く多額の人參を要したりと考へられず。

『傅子』は隋書經籍志竝唐書藝文志に其卷數百四十とあり。宋に至り崇文總目に僅かに二十三卷に減じたり、其大部分亡佚せしを見る。清の乾隆年代永樂大典に散見せる文を採録編卷し、別に他書に引用せる所の者を附録とせり。是今日傳はれるものにして、正確に原文を傳へたりとは證し難し。結局上掲人參記事は晋より遙かに後代某國宋ならぬの事實が竄入せしと認むべきに似たり。

第二節 魏の人參贖品檢察(?)

宋の宋祁の詩「九日藥市作」中に、「菴齊交相假、曹植謹齋令、韓康無二價」の句あり。之を解釋すれば、

(1) 宋祁が藥市を見て詠じたるものなり。其藥市は何れの地の事なるか、祁は中央政府の官又地方官として屢出入したる人なれば、其地不明也。

○神ノ全文第六卷
人參條記諸中。人
參ト文職ノ項ニ出
ヅ。
○宋ニ於テハ藥市
各地盛ニ行ハレ、
其中成都臨安梓州
第六最大ナルモノ
ナリシ。

○此文帝ノ配晉ノ
菴齊ノ「博物志」
ニ出ヅ。

(2) 菴齊交相假とは、魏の文帝の記せる諸物相似たる物の中にある菴齊人參を亂るとあるを引用せるものにして、當時宋の藥市に出たる人參に、眞偽相交れることを指せるものなるべし。

(3) 曹植謹齋令とは、當時宋に於て當該官吏が市に臨んで藥品の取締を行へる事を、曹植の古事に例へ充てたるものなるべく。曹植は曹操の子にして、陳王に封せらる。文帝其才能を思ひ、之を害せんとして七步を限りて詩を作らしむ。植聲に應じて、煮豆燃豆箕、豆在釜中泣、本是同根生、相煎何太急と誦せしこと有名なり。文帝の命によつて藥品の取締を爲すが如き身分に非ず、或は歸國の後自から其封に於て行ひたるか。作者宋祁は、史館修選の職に在りて、歐陽脩と共に唐書を撰びしことある學者なれば、更に根據なき事項を採れりとは想はれず。特に此句の對を爲せる韓康無二價とある句に付て觀るに、韓康は後漢の人參を長安の市に賣る三十餘年口に二價せずと稱せられし確たる考据あるに於ておや。暫く疑を存して後の研究に待つ。然而して宋に於て偽贗藥の取締行はれ、人參の如き貴重藥は最偽贗多く、此が取締を醫藥行政上實行したる事は認め得らるべし。

第三節 隋の人參徵收

隋に至つては醫學も大に進歩せり。従つて人參の價値も認められ之を使用する事も増加したりと推定すべく。之を産地より徵收する行政亦行はれりと考ふるも『隋書』其他の史書に何等の記載を存せず。

【附記】 以上三節に記したる以外の五胡十六國に於て人參の行政ありしとは考へられず。また其前後漢以前に於ても無論同様たりと考ふべし。

第三章 唐の人參行政

唐に至つては明かに其行政區域より人參を徵收する事務の行はれしこと、史書に明瞭なる記載あり。其目的は帝室の使用に在りしものなるべし。是を『通典』に見るに實物の條の中に左の如く記さる。而して此地名の記載は唐代に於ける人參思想即ち如何なる植物を人參として認めたるかに大なる關係あり。茲に特に詳しく検討すべし。

太原府

上黨郡 今潞州 人參一百斤 小兩

○通典二百卷八唐
史三代ヨリ唐ノ天
寶四年ニ至ルマ
ダ。歷代政教ノ配
録ヲ部門ヲ別チ列
載シタルモノニシ
テ唐ノ杜佑ノ撰
也。杜佑ハ憲宗年
代ノ人官補注、太
原等ニ歷任ス。
○唐ノ小兩ハ一
兩ノ日本ノ二匁八
分、大兩ハ同八
匁五分、小大兩
共ニ八兩ニ三兩
十六兩ニ一兩

樂平郡 今儀州 人參三十斤(以下小兩大兩何れなるか記)
高平郡 今澤州 人參三十斤

河南府

密雲郡 今相州 人參五斤

安東都護府

人參五斤

右實物の規定は玄宗時代なるべく此記述の正確なるは。著者の閱歴と其記事が玄宗時代より七八十年を出でざる時代の筆に成れるものたる、且正確なる資料に據りたりと推定するによる。此地名を検するに、

△上黨郡 古冀州の地春秋の初黎と稱し後赤狄潞子の據る所となり戰國の時晉に滅され其所屬となる。秦上黨郡を置く西漢之を襲ふ其上黨と稱せしは山高く天に黨するより出たりとの説あり。東漢に至り并州下の上黨郡となる晉北魏大抵上に同じ。隋冀州の上黨郡となる唐に至つて之を潞州とす。前記今潞州とあるは是を指す今の用字例他の三郡亦同じ。

△太原府 隋の太原郡唐府に改め郡に改む。現在の山西省長清縣の東北。

△樂平郡 東漢上黨郡を割き樂平郡を置く。唐初の州名或は遼州に徙す或は樂平郡となす。後儀州に改む。

△高平郡 北魏高平郡附改めて平涼郡。唐復名或は長平郡と稱す、後澤州に改む。

△密陽郡 漢及北魏の漁陽縣唐安東郡後密雲郡後檀州とす。古へより白檀を取るを以て名あり河北省内。

△安東都護府 唐の安東都護府は今の滿洲國內なり。時に位置に異動あり其位置不明。是を今の奉天ならんと説く學者あり。

『新唐書』地理志中の記載は左の如く、『通典』に比して其徵收地を増加せり蓋天寶以後に於て規定に追加せるものなるべし。

△河東道

太原府 太原府本と并州開元十一年府と爲す。土貢 人蔘。

遼州 樂平郡下武德三年并州の樂平遼山平城石艾を拆て置く六年遼山の治に徙す。八年箕州と曰ふ天元の年玄宗の名を避け儀州と曰ふ。中和三年復た遼州と曰ふ。土貢 人蔘。

滑州 上黨郡大都督府 土貢 人蔘。

澤州 高平郡上本と長平郡治澤澤。武德八年端城に徙治す貞觀元年晉城に徙治す。天寶元年郡名に改む。土貢 人蔘。

△河北道

幽州 范陽郡大都督府本と涿郡天寶元年名を更む。土貢 人蔘。

平州 北平郡下初め臨渝の治武德元年盧龍に徙治。土貢 人蔘。

檀州 密雲郡本と安樂郡天寶元年更名。土貢 人蔘。

△安東上都護府 總章元年李勣高麗國を平ぐ城を得る者百七十六。其地を分つて都督府と爲す。土貢 人蔘。

以上により考ふるに、唐代に於て人蔘と稱せし者には大別して二種あり。一は即山西太行山附近及安東都護府管下に自生する *Panax ginseng L.* 一は河南に産する別種の植物にして、之を帝室用として其産地より土貢の名に於て地方官の手により上納せしめ、之を大醫院に於て使用したることを知り得。而して大醫院に使用する者も全部皇室用とは限られず蓋し内用には本場品たる潞州蔘を供用せしものなるべし。右徵收事務の外に、人蔘に對する他の行政ありしや否は文献上には明かならず。

○唐時代ノ人蔘ニ付テハ、第一卷ニ食院御物人蔘ノ項ヲ見ルベシ。

第四章 宋の人參行政

第一節 宋の人參徵收

宋も亦産地より人蔘を徵收せしこと唐制に同じ。『宋史』地理史に左の記載あり。

大原府

太原郡 河東節度 貢人蔘。
上黨郡 昭義軍節度 貢人蔘。

平陽府

昭平陽郡 建雄軍節度 本晉州。
澤州上高平郡 貢人蔘。
遼州 貢人蔘。

右人蔘斤量の記載無し。

宋の王存『九域志』には。

潞州上黨郡貢 人蔘一千觔。

澤州貢 人蔘 十觔。

とあり、王存は慶曆の進士官戸部尙書、哲宗の朝吏部尙書に轉じたる經歷ある人なれば、此徵收記事は其頃の事なるべし。醫藥本草の學は宋に至つて一段と進歩し今日より其典籍を見るも光彩陸離たるものあり。隨つて人蔘の需用も大に増加し、其本場たる潞州に向つて多額に徵求の行はれしものなるべく。總て一般の需用に不足を訴へしことは、宋代に至り其代用品たる擬似人蔘の甚

○潞州ハ宋ノ河東路今ノ山西潞縣。
○宋葉。一兩日本ノ九匁五分餘。十六兩ヲ一觔トス。
○宋ノ相傳本草ノ圖ニハ威勝軍人蔘ナル藥科ノ植物ノ如キ圖出ヅ。威勝軍ニ人蔘ノ貢ヲ配サザルハ。唐ラ爾ンセザリシヲ知ル。威勝軍ハ宋ノ河東路銅鞮ノ治。今ノ山西統縣。

しく發現せしと價の騰貴せしにより側證せらる。其價に付ては寇宗奭の『本草衍義』に上黨人蔘の佳品は銀と同じとあり。而して皇室用のものは主に高麗の貢獻と山西太行山に産する真人蔘を使用せしものなるべし。前記の中遼州人蔘のみ別箇の植物なるや真人蔘なるやに付て疑點あるも、他は總て真人蔘なるべし。是を唐制と比較するに貢物人蔘中より真人蔘以外の人蔘の淘汰されしを見る。其真人蔘太行山一帯の地の産額も、開墾と濫獲に因り大に減少したることは、後段記載の如し。故に民間の需用は高麗産に仰ぎ其貿易船により齎らされし者なるべし。『高麗史』によれば宋商の往來頻繁なる時代あり蓋し人蔘松子の如き物も亦其貿易目的の主なるものなりしならん。『同書』列傳に……忠烈王の妃にして元の世祖皇帝の女たる齊國大長公主が人蔘を宋に賣りし記事あり。即ち……公主許て松子、人蔘を以て江南に送り、厚利を獲る。後に宦官を分ちて之を求む、産せざるの地と雖も徵納せざる無し、民甚だ之を苦む……とあり王室と宋との商行爲も盛に行はれたるものなるべし。女真との人蔘關係に付ては、上編第一章八節に記せる外史に徵すべきものなきも、商人の手により轉じて宋の前期は多少輸入せられしものあらん。

第二節 人參賈品の取締

其資料の一是第二章魏の部に於て併せて述べたり。宋代に於ては國內各都市には藥市あり、中にも成都臨安梓州の如きは最大なる有名のものなりし。總て醫藥行政上藥品賈偽の取締は行はれ、特に人參の如き高貴藥に對しては其檢察行はれたるものなるべし。

第三節 人參に關する官吏の不正行爲

本項に該當する者は支那に於ては明清以後朝鮮に於ては高麗以後に現はる。其中李朝に至て最甚しかりし事、後章朝鮮の部に記すが如し。而して意外にも宋に於ても猶斯る行爲ありしは『潞安府志』に左の記事あるにより知らる。
……人參原と壺關の紫圍山に出づ、蓄と參園あり、今已に墾して田となる矣。而して索る者猶未だ已まず。張翰林謂ふ、其巖を遍り數を剔り根株獲る鮮なしと。而して人虛名を慕ふ寺實害に膺る、毎に參を易するに値へば僧は倍價を以て之を市ふ。……逮繫句に瀾る、吏縁つて奸を爲す、又司捕者、巡察を以て參錢を横索す。山僧歛めて之を納む、衣鉢を鬻ぐに至ると。翰林名は釋、即ち其邑の人也……とあり。

○圖ハトメ山ノ
○潞安府志ノ時僅カ
名目ノ代價ヲ與
ルナリ。
○壺關ハ魏郡ノ出
來ガ九時因禁スル
也。
○司捕者ハ當時ノ
司法警察官ノ手下
タル別事ノ如キ者
ガ、名目巡察ニ托
シテ寺ニ宿泊シテ
且ツ其ノ旅費機密
費ノ如キモノヲ寺
ニ要求セシ也。
○數ハ僧ガ諸方ニ
名ヲテ錢ヲ集ルノ
基。
○張翰林ハ漢(五
代)十二國ノ晉ノ後
二代リシ後漢、一
年ニシテ亡ビ、西
紀九四七年)ヨリ
周(後周)同上西紀
九五一年(九五六
年)ニ仕ヘ、後宋ニ
仕フ官京城内外都
巡警州刺史ニ至
ル。

右の記事により推考すれば當時中央政府より貢納の義務を負へる地方官は、更に之れを太行山中の某る寺院に調辨を受負はしめ、寺院は初め大に益する所ありしも、後人參の減少により損害を受くるに至りしものにして、此記事宋の立國後より餘り年を経る時代なりと察するより考せば、蓋し此事唐末よりの方法を襲倒したるものなるべし。

【附記】一

人參の善政とも見るべきものに蘇軾が瓊州に知たる時羅浮に入參其他の藥用植物を栽培せる事跡あり。第四卷中に記す。

【附記】二

鐵金、元等に於ても唐宋と同様其行政區域より貢の名に於て人參を徵收するの行政存在したるならんも、史書に明記なし。唯『遼史』『金史』地方の土産を記せる中に入參あるのみ也。

第五章 明の人參行政

第一節 人參徵收

明に至つては人參を靈藥とする思想も昂まり、亦之を使用することも増加し

たり。従つて人参は唐宋以上に皇室にも亦缺ぐるべからざる必需品となれり。此時に於て中國人参産地の本場とも謂ふべき山西太行山脈一帯の地は、濫獲と森林開墾により産額頓減し到底帝室の需用すら充すべからず。一方遼参漸く世に貴ばるゝ時なりしかば太祖は國初より官を今の奉天省の管下建州老營の地に派して官營採取したること前篇第六章に述べたる如し。

『明史』食貨志によれば太祖洪武の初人参の貢を徂く民を勞するを以ての故也……とあり。茲に貢とあるは潞州一帯の地よりの土貢なるべく。此記事により國初潞州より貢したる事を知り、それは元朝の慣例を襲ひしものなりと推定して誤無かるべし。また民を勞するとあるは人参の發生鮮く是が採取に甚しく困難なりしを察す。李時珍の『本草綱目』に……上黨は今の潞州なり、民人参を以て地方の害と爲す復た採取せず……とあるも此時代稀には發見せられしも若しも之を採取せば官邊より誅求あるを恐れたるものと解すべし。

明廷需用の人参は専ら朝鮮よりの貢獻と。女眞の地に於ける官採による額とを併せて使用せしものにして。其女眞の人参數量の何程なりしかは『大明會典』の記載により明かなり。

○李時珍ハ萬曆ノ
進士。

○明ノ斤、一
日本ノ百五十二
外、一兩九分五厘
十六兩一斤。宋ト
同シ。

○薩摩ハ本件ニ付
テ所管ノ部ニ於テ
薩摩セシメ、之ヲ
裁可シタルモノリ
ナリ。

是に依れば明の藥材徴收は……凡そ天下歲辨の藥材俱に出産地派納による……とあり。凡て必要の藥材を各其産地より歲額を定めて地方官の手により徴收して中央に送納せしめたり。其額の總計は永樂以後五萬五千四百七十四斤にして成化以後に至り漸く其數増加し嘉靖の初には通計二十六萬四千二百二十七斤有零となれり。人参の斤量も此中に合算せるは無論なり。驚くべき額と謂はざるべからず世界の如何なる帝王又は大藥肆と雖も如斯多量の藥材を歲々收貯消費したる者類他に在ざるべし。明が如何に世界の大國なりしとは云へ内醫院の藥用としては此の大量は到底消費し得るものに非ず。知るべし後宮其他宮廷に資縁ある方面大臣への賜與醫藥恤政の施設の需用等種々の方面に向つて使用に充て、時には拂下げて國庫の收入資源と爲したるものもありしことを。

嘉靖十三年の議准により右數量の中一分を銀に換算して送付し。其銀を貯備して買収に充つることとし殘九分は従前の如く現品納付せしめ如何なる災傷あるも換算を許さざることに改めたり。同十七年に至り右の内より一萬五千五百四十一斤零を題減せられ一切銀に換算を許さず全部現品納付とせしめ

たり。此時金箔、硃砂、麝香等の如く従前より貢納によらず買入に依りしもの、數量と合算して二十四萬九千五百八十一斤零となれり。此題減の時に減額を行はず従前の額によりしもの二ありて、一は浙江布政司所屬の府州縣より貢納する紫苑若干斤と、一は遼東都司より納付する人參等の藥八百斤なり。此等の字は助辭にして人參の全量は八百斤なりしとすべし、尤時により其額に多少の増減はありしなるべし。

第二節 人參貿易監視并徵稅の事務及人參に關

係する官吏の不正行爲

明初より女真人の撫綏懷柔政策の一として、今の奉天省内の要地に馬市を開き馬のみならず北人と南人と有無相通せしめたり。此馬市には明より派遣の官吏により其監督を行ひ且徵稅したり。其要領は第三卷人參經濟篇に説敘せり。而して其事に當る官吏が或は南人の利益の爲めに故らに曲庇し或は收賄により事を曲げ。或は自から廉價に物品を強買する等の行爲あり爲めに女真人の憤怒を買ひ或は出市を罷め又は寇掠の原因となり。遂に明清の開戦となり其結果明の衰亡を早めしこと本卷第一編に述べたる如し。

第六章 清朝の人參行政

第一節 總説 人參官營の目的

清朝の太祖奴兒哈赤は建州女真中一雄族の家に生れ。其尙閔闕歴の背景と不世出英偉の資を以て巧みに機會に乗じ。渾身奮闘神算鬼謀他の部族を併せて積漸大を成し威を北方に張り遂に明末衰頹の機運に乗じて滿洲に建國し。二代太宗に至り其雄圖を繼承して蒙古朝鮮を征服し三代世祖に至り大明を倒して中國に君臨せり。彼が力を蓄へ富彊を致せし原因としては、武力の優勢なりしことも確かに其一なれども人參貿易に因る巨大の利益も亦主要なるものにして、其隆興蓋し人參に負ふ所尠ならずと謂ふべく。此靈草より蒙りし經濟的溫補の偉効たる滋味は四百餘州の主となりし後に於ても決して忘れ得るものに非ず。茲に於てか舊との勢力範圍たり發祥の地たる滿洲諸山に發生する人參の自由採挖を嚴禁して此を官の事業として經營するに至れり。

其趣旨とする所は無論是を以て帝室或は國庫の財源とするに在り。是れ女真人の尙長たりし父祖時代より傳統せる經濟政策を襲倒して猶一層擴張したる

もの也。而して其目的の九分は財政々策に在りしと雖も、猶其一分には左の如き必要を附随したり。

一、皇室藥川の人參を得ざるべからざること、併せて其内庫の蓄へは臣下への恩賜其他頗與等に皇帝としての必要ありしこと。

二、懿親たる皇族の一部にも其採取權を與へて、優遇の一端として其利益に溶せしめ家計を助けしめしこと。

○國初ヨリ順治五年迄ハ効力動勞大限ニモ亦壯丁ヲ遣ハシ人參ヲ採取スルコトヲ許セリ。

三、滿洲八旗中最も皇室と關係深き、恰も徳川と旗本に比すべき包衣に。積極的には優先採取權を與へ、消極的には其違犯行爲の責罰を軽くして保庇し。忠勤に對する優遇の意を示したること。

○上三旗ハ内務府所屬。下五旗ハ王府ニ屬セシ包衣(旗下五旗)ノ區別。

本項に付ては史に明かさまの記述なきも、後段第七節人參官營と法規の項中にある如く、地方官が旗民を責成して人參信票を割充てしこと及包門の家に引受信票の多くありし事實あり。是は嘉慶十年前後既に人參の發生が濫獲に因り減少し採取者の利益僅少となりし時代の事なれど、其前より傳統の名殘なるべく。其前康熙二十一年に人參採取人の携帶する傳票の規定に上三旗下五旗のみ掲記ある事等により、國初より特別に取扱しと推致すべき也。

圖版第三 百二老人語錄(稻葉博士藏複製)

の一部

蒙古瑪拉持氏松筠(滿字)著銘安漢譯

著者は武英殿大學士、乾隆嘉慶より道光初年に至り、吉林盛京蒙古伊犁等の都統將軍を歴任し、軍機大臣に至る。本書は乾隆中外蒙古庫倫(ウルガ)に在任中執筆せるを滿洲人富倫泰之を叙列し、後に富俊の譯出せるものにして、滿洲開國及旗務の大要、滿洲人の本務等を論述せり、其中に斷々人參の記事あり。本史上編第六章中の記述は本書に資料を探れるもの多し。

武蔵千重
 生来千林里
 夏李水直西路
 是故民招券名曰夫故券
 生来人券
 春李耕理券
 期開年及之畫狀
 此山乃我

任其售賣
 除應交官券二兩外有多得者
 出銀七十兩交官
 應交之券一兩
 若別券不得
 安票一張
 交官券二兩
 九月十日
 每人限一兩

此山乃我
 生来千林里
 夏李水直西路
 是故民招券名曰夫故券
 生来人券
 春李耕理券
 期開年及之畫狀
 此山乃我

武蔵千重
 生来千林里
 夏李水直西路
 是故民招券名曰夫故券
 生来人券
 春李耕理券
 期開年及之畫狀
 此山乃我

猶以上の外に考ふべきは如何に人參官營の利益が巨額なりとするも。康熙乾隆の盛時に於ては總て國庫の收入は莫大の額に達し。人參の官營を罷むると雖も左程國家の財政には影響する所無かりしに不拘。益々禁法を嚴にし多數黎民の重輕犯人刑^{特に死}を出しても敢て仍ほ之を續けたるは。國初より傳統の因襲的觀念に囚はれしと、一には上は戶部内府の大官より下は倫卡の官兵地方の小吏に至るまで。事に關係せる者の裏面收益の巨額なりし一大情弊に因るものと觀察すべき也。

此重要な清朝行政中廢政の一項も。國初より咸豐三年に官採を停止するまで約二百餘年間——而も其後半は純官營と觀るを得ざる。燒鍋攪頭の引受の如き實質上官業の一部を民業に委ねたりと觀るべきものあり——唯惡政の歴史を残して遂に官業放棄の已む無きに至りしは、單に行政的方面にのみ力を注ぎ此官營に最必要なる科學的要素を缺如せしに職由するものならずんばあらず。以上の經緯内情は以下數節に分解詳説する所あるべし。

第二節 人參採取官營の地域

清朝に於ける人參官採の地域に付ては時代に従つて多少の差異あり。同一

○燒鍋ハ燒劑業者タル資本家・攪頭ハ官業委託人後段ニ詳解アリ。

地點に於ても歳により採取の開停あり、また山林開墾に因る産山の減縮あり。此等に關する史上の記載は明確を缺げりと雖も、各種斷片の資料を綜合して判斷すれば、其大要を考定し得べし。即ち國初に於ては今の盛京省内の東部長白山脈系の諸山及今の吉林省と盛京省の境界線を中心とせる南北の諸山に採取せしも、多採の結果其收採減少し、順治の末より康熙の初期に及びては吉林の北方各山地に開採し、雍正乾隆嘉慶に及び、以上各地の外漸々今の盛京吉林兩省内の有ゆる産參の山地及當時吉林將軍の管下たりし今のニコルスク(烏蘇里)の東部現在蘇領たる山地並黒龍江將軍の管下黒龍江與安嶺系山脈の一部に迄手を延ばすに至れり。凡そ滿洲に於ける人參の自然發生地は、約北緯四十八度より四十度迄の山地にして、標高には關係薄く、白頭山の最高峰湖葉樹の密林中には殆んど悉く發生を見ざる無く、此等の中人參の品質粗悪ならず、勢力との關係に於て且投資とも謂ふべき食糧其他費用との關係に於て引合ふ場處は大抵官採盜採の目的地となりし也。其人參採取地名を最多く掲載せるは、『欽定戶部則例』なり、蓋し事は乾隆の中期以降より嘉慶年代の實際を記せるものなるべく、此記載の地名を根基として是に注考を加へて採取地域の大體を攷定すべし。

すべし。

一 盛京 哈爾敏、額爾敏。

則例に出でたる盛京管下は右二地名のみれど、其以外の長白山系諸山今吉林省伊爾哈雅雅山に採りしことは、同書嘉慶五年迄の定めに盛京の參票五千張の南北を含むは、同書あり、哈爾敏、額爾敏は此中に含むとあるにより明かなり。また『盛京典制備考』の記載によれば、咸豐年間採取を停止する迄奉天省内諸山より採りしこと明かなり。同書乾隆三十二年の奏定に、創夫人參採取人夫は、總て汪清門を出て入山し、其入山の後に於て取締の官員兵士は哈嗎河地方に赴き、秋期創夫の山より回還する迄駐屯し、人參の検査を行ひ之を收取するの定めあり。現在の吉林省東南部の山及盛京省東部の山より採取せしめしこと明かなり。『柳邊紀略』に……甲子乙丑康熙二十三年、同二十三年、同二十四年烏喇、寧古塔一帶已に盡く八旗の分地徒に空名、官私山に走る者東行數千里、黒河阿機界中或は烏蘇江外に入るに非ざれば得べからず……云々とあるは正確ならず。

哈爾敏、額爾敏の地點不明なれど、『塞上雜記』には……鷹英と同音、額口は盛京の東三百里……とあり。其風水に關する無く、毎年開採とあるより觀れば、

○汪清門ハ雅化老城間ノ要地ノ邊門也
○哈嗎河ハ朝陽ヨリ柳河開奉天諸山間道路ノ一地點也
○烏喇ハ吉林省林省境ニアリ

今の吉林省内敦化……の西南方哈爾巴嶺一帯より南の地なるべし。
二、吉林

○京師、人參ヲ
規定通りノ数量ヲ
納メ得ザル時ニ其
不足量ヲ銀ニ換
シテ徴收スルモ
ノ。及人夫ニ食糧
其他ノ費用ヲ皆ヨ
リ前貸セルモノ。

『戸部則例』には小地名の記載無し。此吉林とあるは現在の吉林省の全地域を指したるに非ず。今の吉林省の地域は一部は盛京將軍に於て管轄し、一部は甯古塔副都統に於て分管せし時あり。此の本文の吉林は敦化の西南部新開嶺一帯の山地及吉林の東北樺額嶺以東鏡泊湖以西一帯の山地を指せるものなるべし。而して總て滿洲の人參採取地は必ずしも各官の管轄とは劃然一致せず、互に榷榷交重せし部分ありしこと後段に述ぶるが如し。乾隆五十九年に吉林人參採取人夫の積年の怠納銀十六萬三千餘兩を皇帝より特に恩免したること『戸部則例』に出づ。
而して其開採の年月は康熙十五年に同地に副都統を置きてより後數年を出でざるべしと推定す。

三、寧古塔

下記四、五、六、七の地を除く外、寧古塔今の寧安元東嶺を中心としたる四方の諸山より採取せしものなるべし。而して其開採の年月は順治十年同地に昌邦章

京後に將軍と副都統を置きし後よりなるべし。

四、烏蘇里

右烏蘇里とあるは今の蘇領ニコリヌクに該當すれども。採取地としてはニコリヌクの西南方蘇滿國境大麗嶺の内外の山地なるべく。其開採は『柳邊紀略』の記事に據り康熙の中期と推定す。

五、綏芬

綏芬は蘇領に接したる國境元東清鐵道滿洲最東端の驛ある地にして。其採取地は大綏芬河の水源老爺嶺及大麗嶺の二山一帯の山地なるべし。而して其開採は前項同様康熙の中期なるべし。

六、羅拉米瑪延山

羅拉米瑪延山にして寧古塔の北方三姓の西南方の地。採取地は鴨綠河の水源龍爪嶺一帯の山林なるべし。而して其開採は嘉慶年代よりなるべし。

七、英額嶺東山

英額嶺は長白山系北西部の一支部にして其跨越甚だ廣大也。本文に示せるは今の吉林省の東南隅に方り敦化の東方吉會線總督子驛の南方一帯の山

地なるべし。

八阿勒楚喀 一に阿爾楚噶に作る

此地今の吉林省ハルビンの東、元東清線の北、賓州の南西に接す。康熙二十四年總都統を置きたり、此時代よりの開採と推定す。雍正四年協領に改む、其地域は東方龍爪嶺に採りしものが。

九伯都訥

此地舊名扶餘、松花江東岸今の吉林省西北と黒龍江省とに界せる地方の東、肇州の南に接す。康熙十五年副都統を置く、開採は其時代よりなるべし。而して採取地は或は興安嶺山脈の一部なるべきか。

十三姓

寧古塔の北松花江の南岸、黒龍江との境界地。其採取地は吉林、黒龍江兩省最東部の諸山なるべし。康熙十五年副都統を置き、同五十三年協領に改む、開採年代は副都統を置きし後よりなるべし。

十一、黒龍江の蒙古魯山

此地名不明なるも多分呼蘭附近なるべし。『黒龍江述略』に……諸貢の外采

○呼蘭ハハルビンノ北ニ接セル地

○齊々哈爾ハ今ノハルビン

辨を奉ずる者に、參あり珠あり長矛桿あり。參山珠地齊々哈爾、呼蘭兩域の境內皆之れあり、而して黒龍江城境を多しとなす、嘉慶年間均しく已に奉旨飭停……云々又別項に……卷查呼蘭の參山乾隆五十四年より試采一次稍參苗を見る、旋ち即ち停采……とあり。『黒龍江外記』には……相傳ふ齊々哈爾東北山中亦人獲を産す。路、紅眼哈爾を隔つるを以て人敢て過ぎず、紅眼哈爾は游泥地也、人行けば輒ち陷る萬生くるの理無し、野鳥又敢て落す。昔年盜採者あり紅眼哈爾既に凍去還に化せんとすれば率ゆるに俄倫春を以て前導と爲す……とあり。其採取の年代は上記により明かなり、其地域はハルビンの東北、北緯四十八度内外の興安嶺支脈の山地なるべし。而して黒龍江の人參は其品質佳良ならず、故に官營の目的地とならざりしものなり。

以上は官採地の大體なり、而して其採取地に付ては長白山の一定區域の如き、清朝發祥の靈地として一切動植物の採捕を嚴禁し其尊嚴を保持せり。また地相にも因はれしことは、『戸部則例』中に哈爾賓、額爾賓の地は風水に關する無く毎年開採云々とあり。『黒龍江述略』に著者徐宗亮が黒龍江の開墾を論ずる條に……其封禁の所以を詳にせば約五端あり。地脈を論ずれば則ち參山珠河

を礙ぐを恐る……云々。とある等により推定せらるゝも、事實に於ては下項に記せる如き理由により行はれざりし如し。

また前數項に掲示したる地方は、各其地方の長たる將軍、副都統、協領等の指定により、採取人は各其管下に於て採取すべき法規上の定例なるも、事實は決して如斯行はれたるに非ず。何となれば大抵採取人は立夏の時に於て信票を受けて出發し、入山約三四箇月を費して山林を縫行して採取、秋後に出山歸還するものなれば、其踪を追跡監督する事は不能に屬す。故に彼等の團體は隨意に收獲多き場所、勞動くして功多き地を撰ぶは自然の勢にして、其行政區劃たる指定區域を互に相侵すことは防ぎ得ざればなり。また其監督の任に在る各官に於ても、可成多採を獎勵して自己の負擔せる上納義務額を充さざるべからざるが故に、採取地域に付ては餘り深く追究せざりしにもよる。

其結果は遂に朝鮮の領土内にも官採人夫が侵入するに至れり。『大清會典則例』康熙十五年の議准に越境探參者の率領の頭目、出資者を絞に處する定めあり。右の如く重刑を以しても猶防ぎ得ざりしことは、第一篇國境侵犯の章に述べたる如し。李朝「英宗實錄」九年十月一、知事尹遊が王に對して啓せ

○朝鮮への侵入ヲ指ス。

る中に廢四郡の地人參を多く産す故に彼我皆此地に採る。其時に當つて彼の人票文二千張を持して出來る云々とあり。同二十年乾隆九年八月の條に清國の人參採取人が江界府下に侵入し來りし事件に付、彼等が皇帝の票を所持せるとの事により、王が本件を北京の禮部へ啓報するを躊躇せる……云々の記事あり。本項に付ては仍ほ以下各節の記述及本章下項附録人參法令の項を参照すべし。

第三節 人參官營の機關

凡そ採捕の事務は國初工部、虞衡、清吏司の主管に屬す。其各種動植物の中東珠、貂皮、人參の三は最貴重品にして何れも滿洲に産せり。而して其中人參のみは後に工部の主管外に置き、戸部と内務府の主管に屬せしめたり。

其人參の官採事業を運営すべく、之に該りたる機關は下項に記せる如く、盛京、吉林、寧古塔に官棧局を特設したると、其取締の爲めに卡倫を特設したる外は、皆既設の機關の管掌内に包容せしめ、其事務の處理に當らしめたり。それ等各機關の職能分掌等は下記の如し。

一、内務府北京は貢參の検査、收納、並其保管支出を司どる。併せて貢參採取に關

○盛京、吉林、寧古塔、各官棧局ノ主管ニ屬ス。○東珠ハ黒龍江、松花江ノ流域ニ産ス。○貂皮ハ西比利亞、滿洲ニ産ス。○人參ハ長白山、老嶺、興山、寧古塔、吉林、盛京ノ各處ニ産ス。

○内務府ハ官內省トモ稱フベキモ

○官參下賞額ノ區
別ニ付テハ第七卷
其項ヲ見ルベシ。

する監督及賞參に關する事務を總轄す。但盛京内務府に其所管の一部を分掌せしむ。

採取權を有する各皇族の人參採取並其人參の收支保管拂下に關する事務を掌る。

二、戸部北京は官參に關する檢査收納並拂下保管を司どる併せて官參採取に關する監督及賞參に關する事務を總轄す。但盛京戸部に其所管の一部を分掌せしむ。人參信票の制を定めし後の年より官參局を設けし前年迄は、盛京の信票頒布の事務は戸部より委員を出口に派して處理せり。

大體内務府及戸部の人參所管は上記の如く職分に區別ありと雖も。國庫の收入資源となるべき官參も内府の御用となるべき賞參も採取の時に於ては區別無き者なれば總て人參事務に付ては内務府も之に干與したり。また賞參と官參は包装を別にして併せて内務府に送付せしむる等實際に於ては職分の限界判然せざる場合と便宜に隨ひし場合ありたり。『會典則例』には康熙四十年の定めとして開採の參山を定め採取したる人參は總て内務府に送付し其處理に任せしことを記せり。

三、盛京吉林黑龍江の各將軍副都統。寧古塔の副都統奉天府尹其他地方の副都

統府尹協領等は各其管轄内に於ける人參の採取實行に付ての責任を負ひ。採取人を定めて法定量の人參を採取せしめ内務府或は官參局に送交し。且部下の文武官兵丁をして該事務を補助せしめ併せて採取の監督取締及犯人の檢舉を行はしめたり。

四、官參局は盛京吉林寧古塔の三處に設置したり。官參局は將軍に隸屬せず北京戸部の出張所とも謂ふべき特設官廳にして。主として人參の檢査收納と北京内務府への人參送付事務並信票記入等の事務を處理せり。吉林の官參局は特に人參採取不正行爲の取締を行はしめたり。職員としては盛京は協領一員佐領二員。吉林は都辦協領一員佐領二員を配置せり。寧古塔は不明也。

其開設の年代を考するに乾隆二十九年に欽定編纂せられし『乾隆會典』には此官廳名無く。且人參採取の信票頒付に付て戸部より委員を出口に派遣すとあるにより此時未だ設置せられざりしを知る。『盛京典制備考』乾隆三十三年の條に官參局の名出づるより見れば此間の年代なるべし。吉林寧古塔の官參局設置も右年代若くは其後數年の間なるべし。

○盛京ノ官參局ハ
旗門外ニ在リタ
リ。

咸豐三年に於て入参採取官營を廢止したる後に於ても、盛京の官棧局は依然存続したること。『光緒會典』光緒二年の條に出づ、其廢止の年代不明也。入参官採廢止後に於ても是を存続したる理由は、官採は廢止したるも猶入参採取人には許可制度を取り、銀兩を徴して證票を給する方法を行へるが故に其事務を管掌せしめしに因る。

五、盛京六部の中よりの欽派侍郎、盛京六部の中特に皇帝より命せられし其六部の長たる侍郎一人は、奉天將軍副都統、奉天府尹、官棧局員と共に協議して其年に於ける入参官營の計畫を定めしめ、且其帶同附隨員をして入参收納検査に立會せしめたり。

以上の外

- (1) 信票を燒鍋に割付くるの方法を執りし後に於ては、遼州、錦州、寧邊、金州、復州、岫巖、義州、興京、鳳凰、城、牛、莊、鐵嶺、蓋州、開原、承德、廣寧等十五箇所の地方官は、其割充られたる信票を燒鍋に引受を爲さしめ處理するの責任を負擔せり。
- (2) 山海關其他各邊門に於ては入参密携の檢舉査察
- (3) 時により私参の大搜查を執行したる時に於て、山東の登州、萊州、濰州等の

地の地方官軍官をして之に當らしむ。

等等なり詳細は本章末附録入参法令の項に就て見るべし。

第四節 官参採取の方法

第一項 國初の採取方法

入参の採取は地理の熟知、搜探の智識、數月山中に露宿するの鍛鍊等の經驗を必要とす。故に官参の採取も右の素養ある者の手に依らざるべからず。國初に於ては女真以來の傳統により、それ等經驗的業者に持分の區域を定め採取せしめしこと。『康熙會典』に……國初採取の人を定む、自己の界分を越え採取する者偷盜を以て論ず、参は原主に還す……とあるにより明かなり。此手段は太祖奴兒哈赤が未だ建國せざる前會長時代より行ひし方法の襲倒なるべく。國初は入参も豊富に發生し、また其徵收額も康熙以來乾隆時代に比しては其額多からず。且つ滿洲八旗の統制と紀律が嚴格に保持され、後代華風に染浸して其淳朴を失ひし如くならず。主として採探に該りたる旗人並旗下の人民が誠實に事に従ひしに因るものにして、後代の如く複雑なる手數と繁苛なる禁令の必要なかりしものなるべし。

○國書集成引用以下同。

第二項 康熙年代の採取と票證の發行

康熙年代に入りては人參盜採に關する法令を頻々として發布し漸次其刑罰を重くし。其主犯には旗人にも猶死刑を擬して其法令の施行を擔保するに至れり。蓋し女真種族の淳朴の失はれたると、一は滿洲一圓が支那の商業區域に融合し密採の私參が商品として法を潜りて廣く流通するに至りしにも由るものなるべし。茲に於て康熙二十一年には取締の方法として採參人に印票を給する規定を設けたり、『康熙會典』に

官參を採取するの人各印票を給す。上三旗の人に係れば戸部及内務部の印信を用ゆ、下五旗の人に係れば戸部の印信を用ゆ……

とあり、此規定より觀れば此時代猶八旗中清室と最深き情義の關係ある包衣を官參採取に主として當らしめしを知るべく。而して其國初よりの定め遂行維持の困難なるを語るものにして。遂に後に至り總て一般の民人をして採取に充つるの端緒を爲せるものたり。

第三項 乾隆以後の採取と信票の發行

人參採取人に信票を與へて、一般希望者を招募する方法何時より行はれた

○此は戸部がナト
アルハ此信票ハ北
京ノ戸部ニ於テ發
行シ、之ヲ受テ來
リ、上三旗ノ人ニ
ハ更ニ其信票ニ奉
天内務府ノ印信ヲ
押捺セシモノナ
リ。

るかは不明也。乾隆十二年に欽定編纂成りし『皇朝文獻通考』には……人參戸部の委員信票を携へて出口商を招き票を給し入山開採せしむ……とあり。

乾隆二十九年に欽定編纂成りし『乾隆會典』にも同一の文あり。蓋し康熙の末亦か或は乾隆の初期に於て此方法を創めしものならん。右商を招くとあるは、人參採取には團體的行動を必要とし、約四五箇月に渉る入山には食糧其他資財を必要とするが故に。山民の力之を辨するを得ず、茲に必要が資本主の介在を見るに至らしめしものならん。右は盛京將軍管下の事を指したるものなり、此時代に於ては吉林寧古塔にも亦官營採取の手を延したり。

元來此信票發行の方法は採取人志望者の數に應じて發行し是を以て取締上の便宜を計らんとする趣旨のみより出たるものに非ず。抑其成り立ちハ北京の主腦部に於て必要とする人參の斤量を確保せんとし。盛京吉林甯古塔等に各其票數を定めて否應なしに之を制充て、將軍副都統の職務上の義務として其處理を強ひたるもの也。一方採取人の方面より觀れば、此仕事に於て利益多ければ喜んで其勞役に樂從すべきも。採取人參の大部分は徵收せられ自己の所得となるものは品質不良なる少量の人參に過ぎず。其人參の處分に於ても嚴

重なる取締を受け、山海關に於てのみ取引を許され、猶且其取引にも税として人參を徴收せられたり。已ならず資本主たる體頭商人にも其所得を吸搾せらるゝものなれば。招募に應ずる者は割充票數を充たすに足らず、特に人參の多獲により次第に其生産減少し、遠距離の山林に需めざるべからざるに至りて一層招募者の數を減少するに至れり。乾隆五十五年に於て盛京の票數五千張中より二千張を減じ、吉林、寧古塔の票數四千張より一千張を減じたるも、猶處理困難となれり。

吉林の人參は盛京に比し割合によく處理せられたり。畢竟其調辦負擔總額の少き割合に反比し、人參の發生猶多く採取者の利得も相應に多かりしに由るもの也。されど乾隆五十九年に至つては、採取者への前貸銀と採取人一人當ての義務採取量不足の場合に銀を以て代納する其銀と採取人が逃亡死去等の場合に於ける追徴不能の銀等の缺損、積りて銀十六萬三千餘兩の巨額に達し、遂に全部之を恩免せざるべからざるに立到れり。茲に於て同年採取人の所得となるべき人參の中より、上等一兩に付銀二十兩、中等同十六兩、下等十二兩を徴收し。此銀を豫備として積み置き採取人の不納缺損に充當し。且調辦額を

充す爲めに此銀の中より、人參一兩銀一百四十兩の公定相場を以て買上る費用に充てたり。

總じて乾隆の末年に於ては、人參官業の破綻漸く露はれんとせり。畢竟するに官營の事業としては其手を及ぼす山林の面積と其搜採の仕事が廣漠に過ぎ所謂ツカマエ所無きと。一は採取人に對しては其勞力提供は根本に於て公に對する義務なりとの觀念より出發し、徭役としては最も不適合なる仕事を徭役に準じて取扱ひしに基くものならずんばあらず。

第四項 嘉慶年代以後の參票處理と

人參官採の停廢

嘉慶年代に至りては其官採事業が一層不振となり。同六年に盛京の信票三千張を二千五百張に減じ、吉林、寧古塔の二千張を一千張に裁減し。同十六年には盛京の千九百四十六張を千七百五十二張に裁減せり。是れ濫獲による人參の減少と、延びて採取者の利益減少したる爲、信票引受人の避役に因るもの也。

盛京に於ては苦慶の末、嘉慶五年に於て燒鍋に信票を割充つるの方法を執るに至れり。茲に燒鍋の事を一言せんに、燒鍋とは滿洲各地に於て高粱より燒酎

〇三五〇〇張ノ中
豫備ノ票アリ實數
一九四六張。一〇
〇〇張ノ中同七、
實數七五三張。

を醸造して是を賣捌く業者なり。價の廉なる酒は寒地に働く勞働者に最必要にして、燒鍋が滿洲開發に貢獻したること、恰も我國の海外發展と紅粉群との關係に同じ。清朝に於ては一時此燒鍋を禁止せんとの議ありしも、奉天省の該業者の多くは旗民が従事すること、一は其必要性を認めて黙認し、惟だ他省より入込來る者が燒鍋業を營むことを許さざる方針を取れり。而して該業者は其營業に對する何等公課の負擔無かりしより、茲に着目して縁もユカツも無き燒票引受けを義務として負擔せしむるに至れり。尤も是より前乾隆二十年頃、に於て吉林に於ては既に燒鍋が人參採挖に關係せりと雖も、是れは盛京とは事かはり、官より強ひて頒票せしものに非ず。資力無き劊夫の身許保證人に立ち、其逃亡或は採取量不足の時之を抵辨するの義務を負擔せる代りに、官より保證料の銀兩を得たる所謂モトジメの如きものと。又或は營利的に燒票を引受け劊夫を雇ひて事に該りし者等にして、何れも吉林城内の燒鍋に限りたり。盛京の燒票を燒鍋に割充たるは吉林の例に倣ひたるものなるべく、其事を公然に將軍より奏請して准許を得たるは嘉慶五年にして、遼陽錦州寧邊金州復州岫巖義州開京興京鳳凰城牛莊廣寧鐵嶺蓋州承德等十五城の燒鍋に對して、黃酒

の類五千塊毎に燒票一張を課したるもの也。是より前既に乾隆の末年より賀慶の初年に於て此事を行ひたり。此方法により盛京參票總數の大部分を燒鍋に負擔せしめ、残り幾分を旗民を責成し、地方官をして劊夫を招募せしむるものなれど、引受人無く將軍は處理窘迫の餘り、盛京管下海口より出港する商船に課せる出港税一船銀二十兩の中より十七兩を引去り、其總額を以て此處理不能の參票に補助することを奏請して准許を得たり。此准許は一時限りの變通法として認めたるものなれば、爾後毎年奏請准許を受くべきものなれど、其後の將軍は其手續をとらず、此前例に據れり。其中將軍晉興は其廉により懲戒免官となり、次で就任したる將軍富俊は嘉慶十二年に奏請して、燒票の十分の七を燒鍋の引受とし、残り十分の三は採取人を招募する事とし、其補助として一張銀七十五兩を給し、其總額四萬四千三百七十兩は船税中より流用すること、せり。此奏請に付て戸部の意見は、歴代の將軍の參務處理の成績不良と濫りに船税を流用したる件に付ては懲戒處分に該當すべきものとしたれども、遂に此變則的處理を認めざるを得ざるに至れり。嘉慶十六年に至りては年々船税流川の銀額増加を防ぐ爲めに、嘉慶十二年の額四萬四千餘兩を以て定額とし、それ以

上増額を奏請する者は責任を問ひ處分することに定めたり。

盛京將軍が自己の職務上負擔せる人參調辨額を確保すべく執りたる。此窮策たる燒鍋への剽充と應募者への補助の二方法は、一時の糊塗策に過ぎず。決して良好なる成績を擧げ得らるゝものに非ず。何となれば燒鍋は其本業あり而も參山とは遠距離の城地に開業せる者大多分を占め、自から人參採挖に當るを得ず。一方創夫に補助銀兩を給する方法に付て考ふるも、創夫は大抵無資力の勞働者と山鼠なり此れに直接大枚七十五兩の銀兩を前渡として給するは甚しく危険なり。茲に於て資力ある者が纏めて此銀兩を受け、一種の受負事業の如くし、自からの仕事として創夫を雇ひて採挖に當るか、又は吉林の如く創夫の身許を保證せしめ其缺損の辨償を負擔せしむる代りに、保證料を給するかの二方法に依らざるべからざるにより、必然的にそれ等所謂攪頭なるものを發生せり。結局盛京の參務は左記の如き弊害と混亂を生ずるに至れり。

一、燒鍋の票は其本業に税課無き代りの義務として負擔するものなれば、補助銀兩無きを本則とす。然るに攪頭と燒鍋の票にも補助付きの票混入し燒鍋は之を資本として流用せしこと。

○攪頭ハ元來賄
賄ヲ請買ト全額ヲ
納メ國庫自カラ收
收ニ當リ豫金ヲ利
スル者ノ稱也。後
ニハ税ニ關ラズ類
似ノ事ヲ行ハシム
ル者ニモ此名ヲ充
ツ。

二、燒鍋營業は歲により盛衰あり其座數各年一定せず。世間不景氣にして其軸數の減少したる歲は參票一戸充りの負擔多くなり、之を責成するを得ず。燒鍋は百方此負擔より免るゝの方策を講じ其開廢業を詐り、或は參票剽充前休業し剽充終了後より開業する者を生じたること等。參票處理の基礎動搖せること。

三、攪頭自から採挖に當るには力めて利益を多くすべく爲めに高利貸的に創夫より搾取せしこと。一方一人一票の參票は唯官邊への名義人のみを出し、實は少數人を以て採挖し、或場合は買入れて數を充す事も行はれたり。

四、以上の原因により人參の品質低下せること。
道光十六年に至りては廣寧の燒鍋が半數以上休廢業せる事により、參務の進行に大頓挫を來し。同二十七年に盛京將軍より參票數の半減を奏請し、遂に戸部に於て詮議し一千七百五十三張より五百九十一張を裁減して二千一百六十一張と定めたり。之を康熙年代の五千張に比し約五分の一となれり。此時代既に人參官營の破綻積成して其遂行の不可能を暴露せるものなり。
咸豐二年に至り滿洲人參官採は遂に皇帝の旨により停止することゝなれり。

此時は南方に長髮賊蜂起し軍國多事の際なりしかば。滿洲の兵士も亦人參の監視等に充つるを得ざることも停止の原因の一なれども。内情は既に縱令洪秀全の亂無きも官營廢止の免れざる運命に逢會直面し居たりしなり。

官採停止後に於ても官棧局は猶存續し。人參は許可制として一人一票銀九十兩を徴して其票を携帶する者にのみ採取を許したり。此方法は光緒の初年迄は行はれしが遂に何人にも隨意に人參採取を許すに至りしかの年代は不明なり。

第五節 人參關係の票證並其取扱及

人參の徵收量等

人參官採處理に關して官より下付する證票左の如し。

一、入山信票

此票は官の人參採取人たることを證するものにして、入山の時劊夫に給與携帶せしめ、回山の時人參と共に提出せしめ回収す。紙は山西の大毛頭紙半張を用ゐ、毎年木版六個により靛青を用ひ戸部に於て印刷す。吉林盛京の將軍は、毎年末御用納め迄に官員一人を北京に出張せしめ、翌年所用の票數を領受

し。併せて其年の回収したる信票並不用に歸したる信票の一角を截斷して返納し、戸部に於て之を燒却す。受領したる票は各其地に於て官棧局又は地方官に交付し、採取入山の時、姓名年齢採取地其他必要事項を記入して本人に交付す。盛京の定めは一人一票吉林の定めは四人に一票とす。

二、回山照票

此票は劊夫が出山の後、出口に於て信票回収の時交付するものにして。此票内に姓名貫籍年齢人相及其所得となるべき人參、參鬚、參葉等を秤定し記入し、且官棧局迄到着の日子を定めて赴かしめ、人參を提納せしむ。其他の事項入山信票に同じ。但此票は山海關に於て其所得の人參を賣らしむる迄携帶せしむ。

三、引參護牌

此牌は御用人參の北京に迄の運送を證するものにして。途中の護衛、臺、送、山海關の通過等々に役立てる目的のもの也。戸部に於て四個の木版を用ひ、三號高麗紙一張に靛青を以て印刷し各將軍に交付す。盛京は四張即四回發送の分、吉林は十二張嘉慶六年減じとす。

○蓋ハ脚ト同一ノモノ北邊ニノミ散置ス。

人參收去の量不明。

(2) 乾隆年代の定め

盛京参票 初年 五〇〇〇張に減ず(此票數の中實際を領布せしむる豫備票若干を含む) 票一張より人參五錢を收む。

吉林寧古塔等参票 初年 四〇〇〇張に減ず(右) 同

○酒ノ一兩八十錢
一錢六日本ノ一
○五。斤八兩ニヨ
リ差アリ。寧古塔十
八兩一斤。奉天十
九兩一斤。北京以
南二十兩一斤。

盛京に於ては右の人參總額の中より六分の一を一兩銀五兩に見積りて換算し。盛京官
蒞同の經費に充て其銀は海口船税中より立替流用す。此の六分の一の人參を公用蒞と稱
す。但其人參は官參と合一して北京内務府に送附す。
従前凡て官に徴收する人參は官參と稱したれど茲に至つて官參公用參貢參の三名稱見
はる。官參は即國庫に入る人參にして戸部の主管に屬す。貢參は皇室用のものにして内務
府の主管に屬す。
右参票の増充は

盛京

吉林寧古塔

(3) 嘉慶年代の定め

盛京参票

吉林寧古塔等

嘉慶の初め人參の品等を六成とす。十六年に人參七成渣池三成とす。

此定めによる人參の區別左の如し。

盛 参票 112張 北九七五張を乗じたる人參總額 570張
内 七張の上人參 613張 2張—96張—517張 (官參)
367張 人參總額、此の六分の一 146張 公用參 (但各款にて實は官參の中に入る)
吉 参票 806張 北九七五張を乗じたる人參總額 4480十(外に餘夫より徴收する人參數不明)
内 七張の上人參 313張 6張 此外餘夫の人參數不明を加ふ (官參、貢參の區別不明)
林 三張の官池 134張 4張 此外餘夫より徴收する人參數不明— 此の六分の一 公用參 (但各款大同し)

(4) 道光年代の定め

盛京参票 初年 一七五三張 徴收人參及人夫の定め等前に同じ。

吉林寧古塔等 不明 此時に既に停採したるものと推定す。

盛京人參の計算 (3) 項により類推すべし。

二十七年に品等を人參八成渣池二成に改む。

(5) 咸豐年代の定め

初年 参票 二六二張 徴收人參等々 (4) に同じ
三年 停採

停採後は許可制を取り票數一千一百六十一張は其儘存し置き、一票銀九十兩を徴し此銀
十萬四千四百九十兩は兵糧の費用に充つ。

此許可制は光緒の初年迄續きしが爾後は不明蓋し永續せざりしものと考ふ。

以上の外の徴收としては

一斤に付銀四兩採取人の所得となるべき人參を封裝して山海關に送付し同所にて賣拂はしむる時の税銀。此内三〇四七八を山海關の費用に充て、〇九五二二を官棧局の經費に充つ。

一斤に付銀四兩より二兩迄前項人參を官參と共に山海關に送付する時遠近に應じ徴し運送料に充つ。

△一票銀四兩創夫の身元保證人は創夫が逃亡死去其他規定量の採取量を得られざる時辨賄するの義務を負ふ。其代りに一票より銀四兩を徴して之を保證人に給す以上吉林寧古塔の例。盛京は額爾敏哈爾敏の採取人にのみ此法を行ひ一票銀六兩を徴す。

△餘參より徴する銀兩

吉林寧古塔等處に於ては乾隆五十九年より採取人の所得となるべき人參上等參一斤銀二十兩中等參一斤銀十六兩下等參一斤銀十二兩を徴收し。欠損填補に充つべく積み置き且凡て義務額の人參を得られざる時買入の資に充つ。

第七節 人參の處置

立夏の時候に上山したる創夫は秋後採挖の人參を携帶して出山し。定められたる經路により出口の卡倫に其人參全部を提出し封印の上全部取纏めて官棧局に送付し。官棧局に於て關係官員立會揀選し秤量して收受を終り。官參賞參公川棧創夫の所得參等を區別し嚴重に包裝し封印し番號を付して其採取

○官棧局へ人參存庫中ハ兵士ヲ以テ警備ス。

○廻關關係收ノ人參ハ戶部ニ送付ス。

地と攪頭名を記したる木札を付して人參庫に一時貯藏し。一方精細に簿冊に記載し其總量の出揃を俟ちて其人參全部を護衛兵護衛の下に局員一人附添ひ山海關に押送し。同所に於て創夫の所得參を交付して賣買せしめ他は兵士護送の下に局員一人附添北京に押送し内務府に交付す。

内務府に於ては戶部の官員立會の上更に開封検査揀選。若し不良品不合成數の人參ある時は規程の定むる所により追徴を命ず。斯くして國庫の收入となるべき官參は戶部に引取倉庫に貯藏し。内務府の所管たるべき賞參は廣儲司の茶庫に貯藏保管す。

其使用消費に付ては皇室御用の外凡そ藥房に於て投藥する患者には必要により使用する時奏請せり。『乾隆會典』藥房の記述に……

御藥。藥房醫官に由り太醫院醫官を會同し敬謹監視。

凡そ藥料太醫院醫官の詳驗に由り其佳なる者を選んで藥房に送り備貯す。

凡そ奏銷毎歲伏著著湯を設く。除夕若木を進む。及隨時用ゆる所の藥味均三箇月一次具奏す。人參定額無し毎次斤兩を酌量し用に備ふ。用畢へて某人某月日某症を思ふを以て服參若干繕冊進呈前の如く奏請す……とあり。

内用の人參は右の薬用の外に、臣下に下賜用、稀に國交用とする一種の必需品たりしなり。

『植物名實圖考』に……謹で按ずるに我朝長白山に發祥す周原、應、應、たり、董、茶、館の如し……固より天地の奥區九州の上腹也、長林豐草、中夜光燭あり、厥れ惟だ人參。定制私創する者其物を擧げて其人を罰す、官商引を給して卡を出で、分探得る所の上なる者を官に歸す。官其參の多寡を見て納課す、課畢つて内府に獻す。府は第だ其上になる者を御に備ふ、其次々を班賞と爲す。凡そ文武二品以上及侍直の者皆預る。臣の父、臣の兄、員に卿に備はる、二歳恩資を蒙る、臣南齋に供奉する時、蠟ねて優錫を蒙る。其私販關を越えて公に入る者も亦分賞を蒙る、維れより臣の家俱に仙藥に似く、長生の術無きを愧づ……云々とあり。御用の斤量よりは賜與に使用の方面多かりしなるべし。

戸部の主管たる官參は、官より各省に配付して拂下げ、或は戸部より御用商人に拂下げ、銀に替へ國用に資したるものなるべし。

『正宗實錄』に、朝鮮より北京に赴きたる進賀使の一人書狀、官柳、柳の聞見を、正宗王に進めし中に……關東賞參一年總六百斤と爲す。而して乾隆の時、毎年

○開考ノ著者吳其澹ハ嘉慶年間ノ進士也。
○此句詩經ニアリ。

○沒收品。

○正宗二十四年七月。
○關東ハ今ノ瀋陽ノコト。
○此斤數額リ也。

○正宗二十四年、清嘉慶五年。

○人參故ノ著者ハ唐孫約其撰、唐不詳、今此書亡、蘇文政撰、實ニ江戸ニ於テ刊行ス、本書ノ著作年代不明、但シヨリ推定シテ嘉慶ノ終、道光初年ノ著ナルベシ。
○庫貨ハ官庫ノ人參、客貨ハ民間賣買ノ人參。

の秋貯ふる所に隨ひ、鹽商五十萬をして私自販賣せしめ、其原價を收む。今年は軍需の敷がざるを以て先づ斯に發賣す、而して鹽商をして販賣せしめず。特に貝勒侍衛中親倅なる者一百六人を揀び、三等に分定して之を時價により發賣せしむ。而して參商の參を賣する者先づ貝勒侍衛の票紙を得然る後、内庫に入り買取するを許す。故に一等標紙の價銀八百兩と爲る……云々とあり。唐秉鈞の『人參攷』に……人參年に貴きこと一年、日に低き品質のこと一日。此れ皆採取之れ勤めて其をして年久しく滋養長大ならしめざるのみ。昔の庫貨は貯庫の年遠きに因て發出に至るに及びて故に蟲蛀あり。近年皇上聖明、臣民の氣體孱弱、生齒日に繁く參を需ること日々に衆きを監惜し、隨つて收め隨つて發す。臣工に賜ひ而して天下に散す、故に庫貨と客貨と一様に新鮮なり……とあり。『盛京典制備考』に……道光二十六年、盛京將軍より奏したる參票減額の件に付、皇命により會議したる時、戸部の意見中に……臣等前きに獲斤を減せんことを擬す、其故は近年到着する官獲は枝身瘦弱、成色足らず。之を各省に發するも價を得る能はず、是を以て獲斤を減じ留めて培養を待つ……云々とあり。時に應じ拂下に付ては種々の方法を執りたるものなるべし。

第八節 皇族の人參採取

國初より皇室優遇の趣旨より皇族中一定の人を限り人參採取權を與へ人を派して採取せしめたり。此事正史並法典類には精細なる記載なし『居易錄』に新定創濬の例として出でたるものによれば。

△親王一百四十名 <small>(人參)</small>	人參 七十觔	△鎮國公四十五名	人參 二十二觔半
△世子一百二十名	同 六十觔	△輔國公三十五名	同 十七觔半
△郡王一百名	同 五十觔	△護國將軍二十五名	同 十二觔半
△長子九十名	同 四十五觔	△輔國將軍二十名	同 十觔
△貝勒八十名	同 四十觔	△奉國將軍十八名	同 九觔
△貝子六十名	同 三十觔	△奉恩將軍十五名	同 七觔半

以上關稅を免す、餘濬每觔稅六錢(人參)を納む……とあり。『柳邊紀略』にも右と同一の記事但人夫の出づ。

『康熙會典』には順治六年の題准に……王貝勒貝勒子公等官濬を採取するに各派定人員に照して發往すべし。例に違ひ差遣する者革去。一切賞賚給を止む現に獲たる人參と差去の人官に入る。其屬下の人員差遣を奉せず私自人を遣はし偷採する者本犯は官に入る。其主治するに重罪を以てす……とあり。

○唐易錄、著者王士禛、康熙五十年卒、此書乾隆三、四十年頃ノコトナルベシ。

○革去ハ採取權ノ取消。
○人官ハ官渡。

○清聖祖康熙五十二年。

本件に關し惡弊の行はれしを知るべし。

皇太子が人參に關係ありし件に付ては

李朝肅宗三十九年謝恩使の副使權尙淑の王に進めたる別單に……臣等入來の時東關驛に至る、二の罪人を拿來する者あるを見る……德琳なる者あり太子に幸せらる、死罪を犯す。皇帝其父をして之を殺さしむ其父德琳をして許り死し逃れしむ、德琳逃れて蒙古に至り不軌を爲さんことを謀る、蒙古應せず又山東に逃る。今此拿去する者は德琳の黨なり……麻其張哥は則德琳に於て渠の親屬となす、太子宮の銀貨を受出して人參を私買すること十餘車、瀋陽の章京等偷採摘奸の時發覺報聞將に一罪を以て勘斷せんとす。朴得仁以爲らく德琳が皇太子の爲に人參を私買するは徒に今日のみならず、四五年前私自買取す、或は數十車の多きに至る、德琳の奴此を以て誅せらる、者五六人に至る。今年は則德琳始めて捉へらるに及び皇帝之を誅せんと欲す。其父が吳三桂攻滅の時に於て多く戰功あり便ち其子を誅するに忍びず、僞死捕はる、の後に於て方に法に伏せんとす。而して辭太子に連なるの故を以て皇帝激怒す、今年内太子復位し難きに似たり……とあり。『同文彙考』

○康熙五十二年、於テ皇太子ヲ廢廢禁セラル。

第九節 人參に關する違法行為と其處分。

附人參處務關係功勞者の賞典

清朝の人參に關する法規令達等には、今日の觀念と用語を以てすれば、刑事に關する犯罪、行政法規に違反する行為官吏法に違反する行為等を同一に犯罪視し併せて規程に入れ同一視して處理せり。故に茲にはそれ等を總括し大體の要領を説明すべし。

一、人民の犯罪行為並行政法違反行為

(1) 削充られたる自己の持分を越え他人の區域に侵入し人參を採取したる者。本項は窃盜を以て論ず、此犯行は國初採取人に割充地域制を取りし時代に限る。

(2) 人參を盜採したる者

本項の中には、普通の盜採と、官の採取人たる劊夫が指定區域外に入り採取せる者、官の蜂蜜、松子採取人が其地域に採取したる者、禁山に入り採取したる者、官採と詐稱して採取したる者、越境して朝鮮の地に入り採取したる者、皇族の採取人と詐稱して採取したる者等の別あり。また人數より見

○李朝英宗二十一年(前略) 遼東地方(豆満江下流) 小高麗(或曰東十里) 人參採者ノ集行地點トシ、或後ノ後發トシ、或後ノ食料トシ、或後ノテル數千人ノ一團、内務府總長統帥ニ參照セラル。英宗二十二年、北京ニ駐ク、朝鮮ノ海關外ニテ三十餘ノ犯人押送ニ遇ヒ、彼等曰ク、俺等、遼東地方ニテ官兵ノ爲メ採採セラレ、八百名ヲ獲ラリ、八百名ヲ獲ラ

○馬駝(水行ニハ小舟) 糧米等數ヲ定メテ携帶シ、島嶼、網、大、微物種子等ヲ携帶ヲ禁ス。

て、百人以上の團體を以てしたる者と、三三十以下の少數との分ちあり。自から當らず奴僕をして盜採せしめたる者、資財を供給して盜採せしめし者等の種別あり。本項の犯罪は各項中の主位を占め、當該取締兵士の爲めに數百人一時に拿獲せられしこと珍しからず。康熙乾隆の年代人參の多産せられし時には、一年萬に近き犯人を出せりと推考せらる。其他法網に洩れたる犯人も亦頗多數なるべく。此等私參の山海關を潜り或は盛京の各海口より山東に向つて密輸出せられし額も亦多大なりしは。嘉慶年代には時に盛京の侍郎を欽派して盛京海口の大搜索を行ひ、山東の道臺、萊、濰州等の鎮の總兵をして、同じく大搜索を行はしめによるも其間の消息を知るに足る。

(3) 人參官採劊夫の犯行

定數以上の人畜を帶同したる者。法定以外の物品を携帶する者。採取せる人參の總量を提出せず幾分を隱匿する者。多採の者が少採の者と共謀按排して提出する者。好良なる人參を隠し不良なる人參を提出する者。人參納額の缺通ある劊夫が缺通無き劊夫と通謀按排して提出する者。殃參を混入して提出する者。官票を他人に賣つて逃亡する者。採取人參を挾帶して逃

○黒龍江人參ハ品
質下等也

亡する者。出山の時自己所屬の卡倫に提出せず迂回して他の卡倫に人參を提出する者。黒龍江土人を仲間とし其採取したる黒龍江人參と混交して提出する者。許可を受けずして山中に越冬し或は播種農事を行ふ者。人參栽培を爲す者。(以上五は吉林に限り行はれたり)

(4) 人參の密藏、密賣買

人參を密かに藏置し又は携帶する者。人參を密賣買する者。割夫の所得となるべき餘參は山海關に於て賣買する。人參を他の貨物中に藏匿し山海關を通過する者。其關の官吏に贈賄し其通過を謀る者。

(5) 人參の盜採並密賣買に便宜を興へたる者

人參盜採者並密賣買者に宿泊を提供し所謂窩主となりし者。盜採者に資財を供與したる者。其犯人たる事を知り乍ら官に申告せざる者。

(6) 雜項

山海關通過の時人參の脱税を謀りたる者。包衣大五家の長十家の長にして其配下より人參盜採者を出したる者。盛京に限る。奴僕より人參盜採者を出したる者以上三項何れも。人參の種を山中に蒔き或は秋參を移植成育する者。

二、官員吏員將校兵丁等の犯罪行爲

(1) 功を邀へ或は賞を得んが爲めに或は私怨の爲め無辜の人民を盜採者なりと誣ひ拿致したる者。賄賂を得又は私情に徇じ人參盜採其他人參關係の犯罪者を釋放し或は不問に付したる者。參票を割充つる時に請託を容れ不公平なる頒付を爲したる者。人參を割夫より收納する時故意に秤量を加減する者。緝捕に當る吏員兵丁が其押收の人參を藏匿したる者。人參工人割夫より受取りたる人參に手が人參を盗みたる者。山海關及邊門看守の任に在る者賄賂を受けて人參夾帶者を通過せしめし者。山海關の稅吏が既に課稅濟の人參に重ねて課稅したる者。

三、以上の行爲に對する刑罰的處分

(1) 絞

人參盜採者の刑を重くし康熙二年に始めて首犯を死刑とし次で同五年に出資者をも死刑とし。同十五年に朝鮮に越境採參せる者の頭目及出資者を死刑とし同十七年には官採に托言し界外に出で盜採したる者をも死刑とせり。其他徒流に該る者にても情重き者は加重して死刑とせり。官員にして本項

○御製人參史卷二ハ、
山海關ヲ設スル條
ニ一、人參ハ惟朝
廷及子、公ノ儀類
入ルヲ得ズ。餘ハ皆
者死ス。云々
康熙己庚午間天
子康熙間ノ吏ヲ責
ム成ハ死成ハ徒
ト云々トアレド典
籍ニハ其事ノ記載
無シ。

○禁換ハ直子ニ死
刑ヲ執行セズ、秋
審ヲ待ツナリ。秋
審ニハ一等ヲ減ゼ
ラル、例トス。

に擬せられしは乾隆三十五年に、賄を受けテ盜探犯人を放ちし廉により吉林
佐領額爾圖驍騎校孟斌二人が處刑せられしのみ也。
而して本項の綾に處せられし者の十中八九は監候に付せられ。秋審の結果
一等を減せられ徒流に處せらるゝを例とせり。

(2) 流徒

流徒の刑は主として人參盜探の從犯に科し。また死刑を秋審により減等し
たる者に科し或はまた官員にして革職せられたる者にも時には併科せり。
乾隆六十年に從來黑龍江に差遣せしを改め滿洲蒙古人は江寧荊州漢人は廣
東廣西雲南貴州等烟瘴の地に流配發遣する事に改め。嘉慶十一年に於て仁
宗が其地方の風土病に感染し死亡する者あるを憐み改めて饒平欽州等に流
配することに改めしも。此等の地も亦風土宜しからざるより遂に邊地に配
して軍役に充つることとせり。

(3) 刺字

此刑は(2)の附加刑として執行するものにして乾隆二十八年に探參工人の人
參竊盜犯に對して加へ。同四十一年に旗下の奴の盜探犯人に對して執行せ

り。其法は面部に竊盜の二字を刺するものなり。

(4) 切斷懶筋

此刑も亦(2)の附加刑として執行するものにして。康熙五十三年に於て従前
再犯者多きに鑑み首犯は左右雙方の懶筋を從犯者は一方の懶筋を斷つこと
に改定せり。即ちヒザの神經を斷ち手先の行動不隨意となり再び人參探挖
を不能ならしむる趣旨に出でたるものなり。

(5) 枷號

此刑は獨立刑にして罪狀輕き者に科せり。枷號とは首カセを爲し衆人に觀
せしむるの刑にして號は旗營所屬の軍隊は號旗と稱し旗により區別す。即
其所屬の軍隊に於て枷を執行するを謂ふ。此刑は三箇月を最高とせり。

(6) 責

責は竹片にて作りたる罪人を叩く刑具にして鞭より重し。大抵(5)と併科せ
り其最高四十板なり。此刑は旗人外の人民に科せり。

(7) 杖鞭

此刑は(2)(5)と併科し或は輕き者に獨立刑として科せり其最高は一百也。

(8) 旗檔の削去

旗人にして盜探の罪を犯し絞に擬せられ、秋審により一等を減せられし者流に處せらるゝ時、旗檔を削ること乾隆六十年に定めらる。檔は戸籍の義にして旗人の籍を削り其榮譽と特權を剝奪するなり。

(9) 官沒

人參 盜探夾帶、密賣其他犯罪關係の人參は總て官に沒收す。
携帶品 盜探の時携帶したる牛馬其他の物品は全部官沒す。また規定以外の物品家畜を携帶したる時は皆之を官沒す。

本人及家人 人の官沒は奴となし邊境の城守の兵丁其他の役に使用す。此刑順治十五年に初まり、康熙年代には其適用を廣め從犯には皆之を適用せり。
家産の官沒 犯人の家産たる牛馬布帛の官沒、此刑康熙年代に初まる。

四、官吏軍人等の職務上の過失、怠慢に對する處分

(1) 革職 今日の懲戒免官に相當す。但異なるは革留と稱し革職の後も猶其官に留まることもありし點にあり。猶革職提問と稱し革職の上其罪狀を密問に付せらるゝ場合もありたり。

○加款下云フハ今日ノ觀念ノ犯罪ノミヲ指サズ。

(2) 議處 其案件を具し吏部に交付し處分を審察せしむるを云ふ。

(3) 降級 一等二等或は三等其官階を降下す。

(4) 削俸 現今の法制と同じく一箇月より數箇月の俸給を停止す。

(5) 革去 現在の判任級、下士級に相當する者の懲戒免職を云ふ。

(6) 賠償 不良人參を領收したる時に其損害の填補として現物或は銀を懲罰的に納付せしむ。

上は將軍副都統より以下の官員吏員將校兵丁に至るまで、夫々其人參關係事務の處理を誤りたる者、監督不行届の者、查察不充分の時には、夫々輕重に應じて前記各項の懲罰處分を行へり。尤も官員には革職の上併せて徒流の刑に處し、また下士相當の軍人以下には、枷號、鞭等の刑罰をも執行せり。本項に該當する職務怠慢行爲の中、最も嚴重に責任を問ひしは左の三項に關するもの也。

一、人參信票處理に付て、其負擔總數の額配を完了し得ざるもの。

二、北京に送付せられし人參中、稟參其他の不良人參を發見したる時及成數不足の時。此際には收納検査に方りたる官員に連帶責任を問ひ、納付者の追徴不能の時に換銀辨償せしめたり。

○一項ニ付テノ例ハ滿蒙十二年ニ盛京將軍曾國公孫崇配布薩滿ノ爲メ船稅ヲ抵テ、補償セシ件ニヨリ革職セラレシ一例ノミ也。

三、秋參を密かに栽植する者ありし時

秋參と稱するは人參の四五年根以下のワカキ小なるものにして、此に對し嚴重の取締を施行せし主旨は、一は折角成育すべき者を中途に採取するを惜みたるによる。(人參漸減少せし時官に於て山林に種を撒布して繁殖を計りし如し?)一は嘉慶年間に至り、人民に於て山中より秋參を探り來り移植育成し、或は山中の一區に種を蒔きて其栽培を試むるの風行はれたり。之を認容放置する時は將來人工栽培の人參増加して、官營採取せる自然人參の價格に變動を來すこと、人參の密賣一層盛に行はれ官業の妨害となることを恐れたるに因る。

五、官吏人民に對する行賞

凡て刑罰懲戒の甚重きに過ぎし一方に於ては、賞典も亦破格過當に行はれたり。其要領を記せば。

(1) 賞給 押收の人參は其半額を當該吏兵丁に現物或は銀に換算して給與し。其檢舉發見を獎勵したり、犯人の携帶したる牛馬等は亦同じく全部を賞給したり。本項は下級者に對してのみ行ひたり、人民に對しては密告者に給與せり。

(2) 議敘

議敘とは議處と全反對のものにして、官員の功勞ある者に對し吏部に案件を交付し。功勞の大小を酌議して上奏せしむるを謂ふ。大抵昇給又は昇階するを常とす。議敘に由らずして昇階するの道も亦行はれたり。

(3) 昇級

兵士に付ては今日の下士級ものを士官級に拔擢昇給せり。

(4) 記録 一次二次或は三次

記録とは履歷書官員の功勞に其功績を記入する者にして、其回数により昇叙等の資料と爲す。人參功勞者には其功勞に應じ一次より三次即ち一回分より三回分迄を記録されたり。

右(2)(3)(4)に付ては人參信票の割充の處理宜しきを得、其總票を年内に完了したる者。收納人參の揀驗宜しきを得、不良人參無く成數規程に適合せるもの。規程以上の成數あるもの。盜探犯人の拿獲多數に上りしもの。秋參栽植犯人の大仕掛のものを檢舉せし時等に對して行はれたり。

第十節 人參に關する法制

本節に於ては、清朝の人參政治に關する法規令達並其取扱例の文獻に載記せるものを拾輯し注釋を附して集録せり。是を通覽考察するに、國初に於て此等法規類の甚だ鮮きは、文籍に逸したるものあるべきも。一には國初滿洲旗下の

人心豪健淳樸を失はず、紀律統制克く保持せられたると。二には人參の産出も亦饒多なりしにより、建州女眞以來の傳統に依る採營方法を以て其事業能く運行せられしものならん。康熙年代に入り其偷採の罰令頻々として發布せられ、雍正以降に至つて其事務處理の法詳密を極め、甚しく官僚式の複雑なる事務的のものとなり。且猶偷採と密賣買の取締檢舉の法一層嚴重となるに至れり。此等の點に付ては種々の原因あるべきも要するに。

△人參の産額減少と其藥用の普及増加に因る價格の漸々騰貴。

△人參を官營品とすると雖も、一方に於て是を商品化せざれば止まざる經濟的
要約と大勢は滔々として發展し到底之を防ぐを得ず。官營人參に對抗する
商品人參の力は如何ともするを得ざりしこと。

△滿洲の地域が全支那の經濟組織に融合し關門の設置も其商品進出の自然の
大勢には沮止の力薄かりしこと。加之官場の腐敗は其密輸出を一層助長し
たること。

事等を其主要なるものとして算ふべく。又一面康熙以後に於ける滿洲は滿
洲人の滿洲たらしむべく。漢人の侵入を抑壓せる政策の影響を受けて、其法制

を嚴にせし點も有之しなるべし。而して是を法規制定の經過より實質的に觀察せば、此官營事業の遂行に對しては障礙たるべき種々の事情踏るあり。種々の妨害の常に加はり來つて、是に對して法制は常に受身の地位に立ちし事を認識し得べし。故に斯る情勢の下に在ては、其法規は唯一部の効力を表面的に保ちしに過ぎず。實際は法令としての威力使命を果し得ず、従つて該事業の完全なる運用を遂げ得ざりし、一面ありしことは見道すべからざるなり。

されど人參史上より觀れば、此等の文獻は重要なる資料にして、本章前數節の記述は主として是を典據とせり。是れ其本文には多く出所の記載を省略したる所以なり。

【附録】

人參に關する清代の法規令達

清代の人參法規甚多し其中より參考となるべきものを以下に古典より抜萃し其要領を列録せり。但甲と乙と重複せるもの及參考とすべく價值薄きものは省略す。

○探付庫ハ禁書館
書記ノ如キモノ

○探付庫ハ禁書館
書記ノ如キモノ
兵丁中會計ヲ掌ル
者

- (4) 賄賂ヲ受ケテ該犯人ヲ放遣シタル者及差押ヘタル人參全部ヲ藏匿シ、或ハ一部ヲ藏匿シ、其全量ヲ官ニ送ラザル者ハ、官員ハ懲戒免官トス。兵丁ニシテ上級者ト通謀シテ、本號ノ犯行アル者ハ、皆刑部ニ送リ、人參ノ數量ヲ計算シ其贓物ノ多少ニヨリ、律ニ照シテ治罪ス。
- (5) 前數項ノ吏員ニシテ、押收ノ財物ヲ竊モ藏匿セズ、且能ク檢舉シテ官ニ沒收シ得タル者ニハ、其財物ノ一半ヲ官沒シ、獲リノ一半ヲ賞給ス。
- (6) 當該官員ニシテ一年內ニ當該犯人ノ捕獲一百名ニ達シタル者ハ、紀錄一次ノ功績トス、其二百名ニ達シタル者ニハ、紀錄二次ノ功績ニ準シ、其四百名ニ達シタル者ニハ、皇帝ノ裁可ヲ經テ官階一等ヲ陞ス、其以上數ノ多キ者ハ、特ニ擢陞ス。
- (7) 人參盜探者ノ用ヒタル馬匹ヲ擧獲シタルモノハ、一半ヲ官沒シ、一半ヲ擧獲者ニ賞給ス。差押ヘタル人參ハ、盡ク官沒ス。
- (8) 人參盜探者ナリト誣ヒ、無辜ノ人ヲ捕ヘタル者ハ、官員ハ懲戒免官、兵丁ハ枷號二箇月鞭一百ニ處ス。
- (9) 人參盜探者ノ檢舉ニ當リ、人ノ財物ヲ奪取シタル者ハ、官員ハ懲戒免官ノ上、刑部ニ交付シ贖罪セシム、兵ハ枷號三箇月鞭一百ニ處ス。
- (10) 事實ヲ捏造シ、人參盜探者ナリト誣ヒ、捕獲シ、審理ノ結果、其虛偽ナルコト判明シタルトキハ、律ノ誣告ノ條ニ照シ治罪ス。
- (11) 盛京鳳凰城等ノ邊關及門ヲ越エ、或ハ柵ヲ破リテ出入シタル者アリタルトキハ、監守ノ任ニアル當該官員、撥什庫兵丁、看門、馬法筆帖式ハ、查察不十分ノ責任ヲ問ヒ、巡察官ノ例ニ照シテ處斷ス。

シテ處斷ス。

〔六〕 康熙四十年ノ定メ本
略

開探ノ參山ヲ定メ採取シタル人參ハ、自今總テ內務府ニ送付シ、其辦理ニ任ゼシム。『大清會典則例』

〔七〕 康熙四十年議准本
略

私怨ヲ報ユル爲ニ無關係ノ者ヲ人參盜探者トシテ擧獲シタル者ノ罪ヲ定ム。『同上』

〔八〕 康熙五十年上諭ニヨリ、人參盜探犯人特別減刑ノ件本
略

人參盜探犯人ノ中、從犯ハ例ニ照シテ事件完結スレドモ、首犯ハ律ニ照シテ絞罪ニ處セラレ、秋審ヲ待ツテ一等ヲ減ゼラルルノ取扱例ナルニヨリ、其等未ダ終結セザル犯人ハ、獄ニ滿テリ、時將ニ炎暑ノ候ニシテ病ニ罹リ死亡スル者多シ、自後特ニ刑部ニ於テ秋審ヲ俟タズ、適當ニ減刑シテ事件ヲ終結セシムベシ。『皇朝文獻通考』

〔九〕 雍正二年人參盜探犯人判決改正ノ件本
略

人參盜探犯人ノ審理ニ付テハ、從來其既ニ人參ヲ獲タルト得ザルトヲ論ゼズ、北京刑部ニ押送セシメシガ、康熙五十年ニ於テ、毎年北京ヨリ盛京ニ大理寺並刑部ノ堂上官ヲ派遣シ、盛京將軍、天府尹ト會同シテ、事務ヲ終密スルコトトセリ、然ルニ該犯人等ハ、窮民ノ利ヲ圖ルニ出テ、春夏ノ候ニ捕獲セラルル者多ク、判決九十月ノ頃迄ニ遷延シ、爲メニ獄中ニ於テ寒暑ノ病ヲ得死亡スル者多シ、茲ニ於テ上諭、憫ム可シト爲シ、右取扱方ヲ改正シ。

寧古塔ハ同將軍都察院御史ノ職務ヲ代理シ盛京ハ同將軍ト盛京刑部ノ侍郎ガ副都御史ヲ兼務セルニヨリ今後右地方捕獲ノ該犯人ハ直チニ審理ヲ行ヒ判決シ年末ニ於テ總メテ上奏スルコトトシ部院ヨリ堂上官ヲ派遣スルコトヲ停止ス。『皇朝文獻通考』

〔十〕乾隆三年刑部題

人參盜探犯人ヲ北京刑部ニ押送スルノ例ヲ改ム。略本文

人參盜探犯人逮捕ノ後管轄ノ將軍ニ於テ既ニ審理シ明カニ罪ヲ定メシ後刑部ニ轉送スル例ナリ徒ラニ往復日數ト費用ヲ重ヌルノミナラズ其犯人ハ前發シ續イテ年少ナル犯人ノ妻ガ後ヲ追ウテ出發スルヲ例トス實ニ不便ニ屬ス今後寧古塔等ノ處ニ於テ該犯人ヲ拿獲セバ一ニ審理シテ罪ヲ定メ犯人ノ原籍ニ送リ其地ノ都督巡撫等ヲシテ追放ニ當ル者ハ追放セシメ杖徒ニ當ル者ハ例ニ照シテ杖徒ニ充テ其刑部ニ押送スルコトヲ免セバ庶クハ轉々押送ノ苦無ク其妻モ亦長途ヲ單身旅行スルノ累ナケン之ニ從ウ。『皇朝文獻通考』

〔十一〕乾隆四年定皇室用人參數量等ノ件

略本文

皇室用ノ人參ハ一箇月四等參十斤五等參四十斤ト定ム。

〔十二〕乾隆五十九年皇帝ノ旨ヲ奉ジ吉林人參採取人ノ怠納全部ヲ蠲免ス

一蠲免積欠

乾隆五十九年奉旨。吉林創挖人參。向來創夫等出山時。於定例交官之外。所得餘參准其自行變賣。俾資餬口是該夫丁等可藉沾餘潤。何至動輒借借通負。本應按數著追第念此事實由該將軍等辦理不善所致。且歷年既久其中逃亡事故者不少。而該夫丁等本係遊民。所欠銀數過多。力難完交。所有五十八年以前夫欠銀拾陸萬參千餘兩。著加恩

○純ハノツク、郵ハアハレム。
○儀仗ハ數年異儀セル欠クシ即納付不足。
○禮賓ハ禮賓官ルヲ許ス。禮賓ハ特別取扱上ノ禮例。
○按察署道ハ其額全部ノ追放。
○事務ハ身故シタル事即死亡者。
○所有ハスベテ有以テ前ノ一。
○遊民、土著シタル農業者ニ非ズ流刑スル者。

○積欠ハ皇朝ヒロキ黨ヲ以テ御呈シニナルノ意。
○遊、泰山ヘノ道據キコト。
○禮賓官ハ、官ノ定メタル納付ノ義務ヲ抽缺即死亡者。
○遊民ハ遊玩ニ同ジ。公務懈怠ヲ云フ。
○生手ハ未ダ經驗ナキ事務ニ當ルコト。
○事宜ハ事件。

普行豁免。竝著該將軍等曉諭各夫丁。此係格外恩施。伊等雖屬小民。亦當具有天良。倍加感奮。嗣後進山務宜盡力創挖。毋得藉詞推諉延宕官項。如敢仍前疲玩。必當從重治罪。該將軍等仍宜隨時稽查分別勸懲。母任再有拖欠致滋弊端。至該處參務廢弛已久。經此番查辦之後。亟須實力整頓妥協辦理。新任將軍寶琳人尙老成。向來辦事亦屬認真。但於參務究係生手。秀林曾任吏部司員。曾任副都統。尙能辦事。現在查辦此案。一切利弊又所深悉。將來參務事宜。著貴成。秀林會同妥辦。以期日有起色。不得仍似從前觀望因循以副委任。餘依議。欽此。『戶部則例』

吉林省内ノ人參採取ニ付テハ採取人夫ガ其役ヲ了リテ山ヨリ出來ル時採取セル人參ハ官ニ納付スベキ法定ノ斤量ノ外ハ彼等ノ所得トシ特別取扱ヲ以テ賣却ヲ許シ生活ニ資セシム。彼等ハ此ノ收入ニ藉テ餘潤ニ沾フベキニ何ゾヤ動モスレバ怠納ノ額累々トセルハ、本來彼等ハ專心其怠納ノ事ヲ念ヒ完納ニ努ムベキモノタリ、而シテ此事ハ官ニ人夫ノ怠慢ノミナラズ其局ニ該レル該將軍等ノ參務處理不善ノ致ス所タリ、且年ヲ經ルコト既ニ久シク其怠納者ノ中ニハ逃亡所在不明ノ者死亡シタル者アリ、且彼等ハ本ト遊民ニ係リ其怠納セル欠銀數ハ餘リニ過多ニシテ到底納ノ力無キニヨリ、乾隆五十八年以前ノ有ユル夫欠銀拾六萬三千兩ハ恩ヲ加ヘテ全部納付ノ義務ヲ免除ス。

當該將軍等ハ本件ヲ各夫丁ニ曉諭シ、此レ格外ノ恩典ナルコトヲ知ラシムベシ、彼等小民ナリトハ謂ヘ亦天賦ノ良心アルベク、此ノ恩命ニ感奮シテ自後ハ進ンデ入山シ力ヲ盡シテ人參採取ニ努ムベク、其齋參ノ山林ガ遠隔ノ地ナルコトニ藉口シテ官命ノ期ヲ延引シ、前ノ如ク懈怠ノ行爲アラバ必ズ重キニ從テ治罪スベシ。

該將軍等ハ宜シク時ニ隨ヒ彼等夫丁ノ勤勉怠慢ヲ稽査分別シテ勸獎懲罰ヲ明カニシ、再
ビ怠納ノ弊端ヲ滋クスルコト無ク、威カニ須ラク採取能力ヲ充實整頓シテ妥協辦理スベ
シ。

新任將軍寶琳ハ老成ノ人タルヲ尙ベリ、今後該事務ハ完全ニ遂行セラルベシ、但參務ハ未
ダ經驗無シ、秀林ハ曾テ吏部ノ司員タリ、今同拔擢シテ副都統ニ任ゼリ、其遠能ノ人タルヲ
尙ベリ、現在此案ヲ查辦スルニ一切ノ利弊又深ク知悉スル所ナリ、將來ノ參務ハ進捗スベ
シ、秀林ト協議責任ヲ以テ措辦、若シ革正ノ日アルヲ期スベシ、仍ホ從前ノ如ク觀望因循ヲ
得ズ、以テ委任ニ副ヘ、餘ハ申請ノ如クスベシ、此ヲ欽ス。

〔十三〕 嘉慶五年欽差戶部尙書傅等會同奏准 參票發行ニ關スル件

一 盛京各海口商船載糧出口。每船徵銀二十兩。內以十七兩津貼參票。以三兩給海口書役。
作紙筆飯食之費。所徵銀兩除津貼參票及各項差徭外。盡數解交盛京戶部。金銀庫收儲。

『盛京通鑑』『盛京典制備考』

(1) 盛京將軍管下ノ各海港ニ於テ、商船方糧ヲ載セテ出帆スル時、一船ニ付銀二十兩ノ出港稅
ヲ從前ヨリ徵收セリ、右出港稅ノ二十分ノ十七ヲ以テ、引受人處理未完ノ參票補助ニ充當
シ、二十分ノ三ヲ以テ、海口ノ書役ニ給シ、紙筆飯食ノ費用ニ充テシム。

(2) 前項ノ如ク定ムト雖モ、右二項目ノ經費ニ充當シテ、猶餘リアルベク、其剩餘銀ハ盛京戶部
ノ金銀庫ニ儲藏ス。

〔十四〕 嘉慶五年前任將軍晉奏准

○津貼ハ不足ヲ補
充スルノ義。人參
票ノ處理數額定
シテ、津貼ハ北
京ニ送付スベキ
參票ノ定額ニ不
足ヲ生ジ、且又官
署局ノ經費ニ若
シテ、津貼ニ不
足ヲ生ズルニ至
ル。此時ニ於テ、人
參票少シテ、津貼
少ク、採取ノ利益
タラズトシテ、應
メニ津貼ノ額ヲ
減分シ、徵收ス
ル。日ムリ得ズ、
策ヲ考テ、其
不足數額一銀
何程ト補助シ、與
コノ請員ノ如キ
者ニ引受シ、メ
ナリ。其人參票
モ、ヨリモ無キ
鍋山ハ、鍋山ニ
ハ公運無カリシ
トト被等資木ヲ
スル爲也。

○黃酒ハ高麗酒即
タカキビリ探ル
燒酎。之ヲ製造ス
ル者、燒酎ト稱
ス。北支那地方ニ
限リ存在ス。
○前川ハ金銀庫日
リ、前川ハ船出
港稅銀
○津貼。抵ハ其代
助ノ款。
○體領商民。體ハ
真帝ノ長ヲ指メ、
商民ハ燒酎ノコト
人參商船少シ、探
取ノ困難シ。燒酎
ノ量ヲ得レザル
ニ至リ、其採取
燒酎ニ付、七分
ガ。後ニ送リ、燒
酎、亦出帆アル日
一、票何種ト補助
○津貼ハ上送シタ
ルシタルモノ。
○津貼ハ定メ、一
冊ハ一冊。一冊
○燒酎ハ人參ノ品
質、燒酎タル分ヲ
檢査シ、其味。
○復ハ申請ニテ補
助銀支給ヲ停止
タルモ、又元ニ復
シノ意。
○津貼ハ何々ノ
件。

一 盛京奉省造寶黃酒之商民。應准准每五千塊。散給票一張。『盛京典制備考』『盛京通鑑』
盛京拉奉天省管下ニ於テ、燒酎ヲ製造スル商人ニ對シ、各發票ヲ開充テ之ヲ引受シム。
其引受數ハ、每五千塊毎ニ一票ト定ム。

〔十五〕 嘉慶十二年六月奉旨 船稅ヨリ人參信票ニ補助等ノ件

一 每年助用船稅銀四萬四千三百七十二兩零一分。抵辦參票。以示體恤商民。按票每張發
給。銀七十五兩。共該票五百九十一張六分二厘六毫八絲。『盛京通鑑』『盛京典制備考』
(以下略之)

每年船稅銀ヨリ、發票引受者ニ補助スル銀額ハ、總計四萬四千三百七十二兩ニシテ、以テ燒
酎ヲ輸ムノ意ヲ體セリ、本項補助銀ヲ一票ニ對シ、七十五兩ニ増額ス、是レハ發票ニ割付ケ
計算スレバ、五百九十一張六分二厘六毫八糸ノ計算ニ當ル。

〔十六〕 嘉慶十二年六月旨ヲ奉シ、戶部奏シテ、議覆發票ニ船稅ヨリ補助ノ件

盛京辦理發票章程 一摺。

一 盛京辦理發票。原應責成旗民。地方官招募創夫。實力散放。按成交官。乃近年來辦理不
善。既派燒酎領辦。復海口船稅銀兩抵辦發票。因循遷就。已非一日。歷任將軍並未奏明
請旨。即當俊到任後。亦未查明據實奏聞。行通融辦理。均有應得之咎。着交部一併議處。
現在船稅銀兩業已歸公。部臣自己不能議准。將此項抵辦發票。但據當俊奏稱。近年創
採路遠工價較貴。除設實局商保領各票外。其餘未領之票。全仗船稅銀兩。方無虧額。
若責令商民追繳。恐不免藉口苦累。且已行之七年。輾轉更換等語。所奏亦係實在情形。

○盛京八旗軍ニ參奏スルノ意。參奏ハ上奏文内ニ官員ノアル非行ヲ指摘上奏スルヲ云フ。

○盛京下八旗ノ内長好ナル人參七券等品ヲ割合ヲ以テ納付スル嘉慶十六年ノ定メアリ。此十二年ノ時ノ定メノ割合ハ不明也。

即此時駁令另行調劑。仍不過曉諭演說。別無善策。姑念相沿陋例。准其將船規銀兩概辦發票。以示體卹商民至意。惟海口船規係歸公之款。此時以之抵辦發票。亦當酌定限制。以杜冒混。即將來年支用補助銀數作為定額。實用實銷報部稽核。此後若再託言虧缺。奏請增添。即着戶部嚴參。必當重一治其罪。餘依議。欽之。盛京通鑑『盛京典制備考』

盛京將軍富俊ヨリ參務處理ニ關スル件ニ付テ意見ヲ具奏シ、戶部ニ於テ意見ヲ付シ、皇帝ガ准許シタルモノ。
盛京ニ於テ從前發票ヲ發行スルニ當テハ、八旗ノ人民ヲ督勵シテ地方官ガ採取人夫ヲ募集シ、定員ヲ充タシテ人參生産ノ山林ニ放遣シ、其採取シタル人參ハ成數ヲ檢査シテ收受シ、北京ニ送付スルノ例ナリ、然ルニ近年ニ至リ該事務ノ處理不良ニシテ、人參採取人ノ應募者少ナク豫定ノ發票ヲ處理シ盡スヲ得ズ、既ニ前ヨリ燒酎釀造業者ニ人參信票ヲ割充義務トシテ處辨セシメ來レリ、其以外ノ處理遲滯ノ發票ニハ盛京省海港ノ船舶出港稅銀ノ中ヨリ補助銀トシテ幾分ヲ給與スル等姑息ノ方法ヲ執リ來レルコト今日ニ始マリシニ非ズ、歷代ノ盛京將軍ニシテ其實情ヲ明カニシテ奏シ、斷然革正ノ策ヲ立テシ者一人モアラズ、今其任ニ在ル富俊モ亦其舊習ニ依レリ、何レモ皆職務上怠慢ノ罪ヲ問ヒ議處スベキモノニ當ル、而シテ現在海口船稅ハ其性質已ニ國庫ノ收入ニ歸セリ、戶部トシテノ臣等ハ此ノ款項ヲ以テ參票補助ニ充ツルコトヲ議准スル能ハズ、但富俊ノ奏文中ニハ近年人參ノ產額減少シテ遠距離ノ山林ニ趨クニ非ザレバ採取シ得ズ、爲メニ其採取ノ費用モ從前ニ比シ多キヲ要シ、資力アル商人ガ引受クル票數外ノ未領ノ票ハ、全ク海口船稅ノ補助

ニ依ルノ外全數ノ票ヲ處理シ盡スル得ズ、若燒鍋ヲ督賣シテ更ニ其票ヲ多ク割充ツルトセバ恐ラク彼等ハ其苦痛ヲ訴ヘテ之ニ應ゼザルベク、且海口船稅銀中ヨリ補助スルノ方法ハ之ヲ行フコト已ニ七年ニ及ビ今輒ク改革シ難シ；トアル件ニ付テハ、富俊ノ奏スル所實際ノ情形ナリ、本件ニ付テ其奏狀ニ付テ駁シ、別途ノ方法ヲ案ジ更ニ奏請ヲ命ズルモ別ニ良法アラザルベク、徒ラニ奏請ヲ演ガスニ過ギズ、故ニ已ヨリ得ズ姑ク舊ニ依ル陋例ヲ認メ、今回奏請セル船稅ヲ以テ發票未領ノ分ニ補助スルコトハ、商民ヲ撫恤スルノ至意タルヲ示シテ之ヲ許スベシ、惟テ船稅ハ國庫歲入ノ一欸ナレバ之レヲ發票ニ補助スルトスルモ、其補助ノ額ニ制限ヲ加エ置クニ非ザレバ、將來濫用ノ弊アルベク、則チ本年ノ補助額ヲ定額トシ、爾後此額以上ニ支出セザルコトトシ、及毎年實際ノ收支ヲ明記シタル決算報告ヲ提出セシムベシ。

若シ今後再ビ發票處理困難ニ託言シ、其補助額ノ増加ヲ奏請スル如キコトアラバ、戶部ニ於テ參奏シテ重キニ當テ其ノ罪ヲ治スルコトトスベシ、其餘ノ事項ハ將軍ノ意見ニ依ルベシ。皇帝ノ批准之ヲ欽メ。

〔十七〕 嘉慶十六年正月准 戶部咨開發票補助船稅ノ件

一 歷年盛京發票。放不足額。以海口船規銀兩抵辦。前奉諭旨。着以十二年補助銀數作為定額。實用實銷不得再請加增。嗣因十二年所用銀數較多。節次行查。茲據咨覆。津貼銀兩全以燒鍋准辦之多寡為率。是年比十一年雖多用銀三千餘兩。較之六七八等年並不見多。十三年所用銀數亦與十二年相同。以後雖實用實銷。遇燒鍋豐盛之年。即可節省補助銀兩。如遇減少之年。亦不准與定額之外。又議津貼等語。自係核實辦理。但

○盛京實上向シ。

○核ハ取調ベ。

○再、道中、附記
或ハ發又ノ意。
○向來ハ從前、モ
トヨリ。

未便據者核准。仍令該將軍自行奏明辦理。
再、向來、燒鍋所領票及船規津貼銀兩。皆係該攬頭等一手經理。該將軍節次所奏。燒鍋領票自覓創夫。其餘剩票張。責成旗民地方官。招募散放之處。與現在辦理情形不符。且前次所送册內。創夫一名有領票自五六張至八九張之多。與一票一人携帶炊爨人四名之案亦屬不符。應令一併奏明辦理。等因。行知前來奴才等覆查。
盛京行放發票。從前原係實成旗民。地方官招募創夫實力散放。後因山場日遠。需費繁多創夫無利可圖。遂至領票之人行放不能足額。殊與發票有礙。不得不責令嚴實燒鍋。節商作保承領。以期設法散放票張。該燒鍋等均因壓舖生理。不能各處招創夫。遂承領發票交與包門人等。代覓創夫。每年包門人等每家承領燒鍋發票。自數張至數十張不等。攬頭得發票。即各帶創夫出邊採挖。是以每人名下有自領票五六張至八九張不等。動用船規銀兩至有領銀五六百兩之多。核辦票張。除將現在燒鍋准領額外。所餘剩票若干。再行核給。幫貼銀數總以一票一人繳銷。一切用項其所帶炊爨人數仍按票四名。發給腰牌。以爲邊卡查驗之據。

○邊卡ハ邊門附近
ニアル兵士ノ駐屯
見張番所トモ云フ
ベキモノ。

再、每年動用船規銀兩。總視燒鍋准領之多寡。自嘉慶六年至八年用銀。自五萬餘兩至五萬三百餘兩不等。減票之後自九年至十一年。用銀自四萬餘兩至四萬二千兩不等。每年幫貼銀兩。總以剩票之多寡爲率。前奉諭旨。以十二年支用銀數作爲定額。奴才等檢查底册。實係按是年實剩票張。其需用津貼四萬四千三百七十二兩零一分。委無虛捏情弊。

應請卽以此數爲每年津貼定額所有查明參務寔在情形。併額定幫貼銀數緣由。理合據實奏明。伏祈皇上睿鑒。勅部查核施行。爲此謹奏。請旨等因准。奉到。

○此世世男奏本
ノ附外ニ本世ニテ
配入後可ヌルヲ云
フ。
○備ハ難ト同シ。

殊批。戶部議奏。欽之。
嗣後經戶部議覆。臣等查該處。每年行放發票一千七百五十二張。既據該將軍等奏明。先儘燒鍋等承領之外。餘剩若干每張津貼總七十五兩。每年動用船規銀兩以剩票之多寡爲率。自係該處實情。應將將軍所奏。卽以嘉慶十二年分津貼銀兩四萬四千三百七十二兩一分之數。作爲定額。仍令該將軍。按照前奏。嗣後遇燒鍋准領豐盛之年。應將幫貼銀兩節用。如遇遞少之年。亦不准於定額之外。再議津貼該將軍卽。將十二年起至十六年止。每年燒鍋等應領發票若干。餘發票張若干。動用船規銀兩若干。彙造清册。送部核銷。並令。嗣後將每年各海口徵收船規銀兩。並各城開設燒鍋座數。及准領數目。先行造册送部。以憑稽核。至奏稱。燒鍋領票不能自創夫。將承領票張。交與各攬頭。覓夫採挖。每人名下領票自五六張至八九張不等。其幫貼銀數定仍一人一票核銷之處。核與發票章程亦屬相符。毋庸另議等。因查辦在案。盛京典制備考。盛京通鑑。

盛京將軍ヨリ官督人參處務方法ニ付戶部ヘノ咨ト上奏アリ、本件皇帝ヨリ戶部ニ命ジ密查セシメ、戶部ヨリ開陳セル意見。
每年盛京ニ於テ取扱フ發票中ノ處理不能ノ票數ニ對シテハ、海港出船稅銀ヲ流用補助シテ燒鍋業者ニ引受ヲ爲サシメツアリ、前ニ諭旨ヲ奉ジ嘉慶十二ノ補助額ヲ以テ其補助ノ定額ト定メ、是ニヨリ經理シ再ビ右ノ額以上ニ増加ヲ請フコトヲ得ザラシメタリ、次デ

十二年所用ノ銀ハ較ヤ多シ將軍ノ咨文ヲ一々調査シテ意見ヲ開陳ス。
 補助銀兩ノ多寡ハ一ニ燒鍋ノ總數ヲ基準トス嘉慶十一年ハ同十二年ニ比スレバ其銀額
 二千餘兩多シト雖モ之ヲ同六七八年ニ比スレバ多カラズ同十三年所用ノ銀額ハ十二年
 ト相同ジク以後ノ經理ヲ見ルニ燒鍋ノ業務繁盛ノ歲ハ補助ノ銀兩ヲ節約シ得ベシト雖
 其不振ノ歲ニハ前ニ定メタル定額ニテハ不足ヲ生ズ其理由ハ總數多ケレバ燒鍋ノ引受
 クル票數多ク燒鍋ノ票ニハ補助銀無キヲ本則トス補助銀ヲ要スル處理困難ノ票數減少
 シ總數少ナケレバ之ニ反スルヲ以テナリ。
 故ニ燒鍋不振ノ時ニハ補助銀増加ヲ云々スルニ至ルナリ本件盛京將軍ノ確實處理スベ
 キ筋合ノモノニシテ咨文ノ如ク取計ヲ准スベキニ非ズ仍ツテ該將軍ヲシテ補助ニ依ラ
 ズシテ自力施行セシメ奏明辦理セシムベシ。

再

從前燒鍋ノ引受クル從票並補助船稅引付キノ票共引受人自カラ之ヲ處理スルモノニ非
 ズ其内情ハ二者共ニ攪頭ノ一手經理ニ屬スルモノナリ該將軍奏文中ニ：：燒鍋ガ從票
 ヲ引受ケ自カラ採取人ヲ募集シテ之ニ當リ其餘ノ剩票ハ旗民ヲ督責シ地方官ガ採取人
 夫ヲ招募シ之ヲ人參窟山ニ分散放遺ス：トアルニ符合セズ。
 且該將軍ヨリ戶部ニ送付シ來レル前年ノ人參關係ノ簿冊書類ヲ檢閱スルニ人參採取人
 同一人名ノ票五六張七八張ヲ領票セル者アリ是レ一票一人附隨放獵人四名ノ規定ト合
 ハズ是亦前項ト共ニ奏明辦理セシムベシ
 右ノ件ニ付前ニ照會シタル回答等ニヨリ更ニ調査スルニ盛京ニ於テ從票ヲ頒付シ之ヲ

採取ノ爲メ發遣セシムルコトニ付テハ從前ハ旗民ヲ督勵シ地方官ガ採取人夫ヲ募集シ
 數ヲ充タシテ後ニ參山ニ散放セリ後ニ至リテ人參ノ產額減少シ近山ニテハ採取スルヲ
 得ズ次第ニ遠隔ノ山ヲ搜索セザルベカラザルコトナリ從テ經費ヲ多ク要シ採取人ノ
 利益減少シテ應募者頓減シ遂ニ其全部ハ人夫ヲ招募シテ之ヲ發遣スルコト不能トナリ
 爲メニ北京戶部ニ送付スル人參ノ定額ヲ得ルコトニ礙アルヨリ已ムヲ得ズ從票ヲ燒鍋
 ニ割充テ義務トシテ人參採取ヲ引受ケシムル方法ヲ執レリ而シテ從票ヲ引受ケタル燒
 鍋等ハ組合ヲ作り其從票ヲ採取人夫ニ割充テ參山ニ放遣センコトヲ期セリ然ルニ該燒
 鍋等ハ何レモ店舖ヲ有シ營業セルニヨリ自カラ人參採取事業ニ當ルヲ得ズ遂ニ其引受
 ケタル票ヲ八旗中ノ包衣門下ノ人ニ託シテ代ツテ人夫ヲ募集セシメタリ故ニ包衣門ノ人
 ノ家ニハ毎戶數張或ハ數十張ノ從票ヲ有セザル無キニ至レリ而シテ一方補助銀付ノ票
 ヲ一手ニ受タル攪頭ハ補助銀アルノ利益ヲ目的ニ各採取人ヲ連行シテ參山ニ赴キ採取
 スルモノナレバ實際ニ於テ其票數ニ合スル人員ヲ使役スルモノニ非ズ是レ同一人名ノ
 從票五六張乃至八九張アル所以ナリ而シテ攪頭一人ニシテ補助船稅銀一人五六百兩ノ
 多額ヲ受クル者アル實情也。
 右ハ票張ノ處理ヲ正確ニシ現在燒鍋ノ總數ニ割充タルモノヲ除キ其殘餘ノ票幾張アル
 カヲ調査シ補助ヲ給シアルモノハ一旦取消シ總テ必ズ一人一票タルコトニ整頓シ其附
 隨スル炊爨人數ハ一票ニ四名トシ腰牌ヲ給シ且邊卡巡察兵ガ檢査ヲ行フ時ノ證票トス
 ベシ。

再

毎年積累ノ補助トシテ流用スル船稅ノ銀兩ハ燒鍋ノ總數ニ割付タル積累以外ノ票ニ給スルモノナレバ、總數ノ多寡ニヨリ年々不同アリ、嘉慶六年ヨリ八年ニ至ル三年間ハ、大抵一年五萬餘兩ヨリ五萬三百餘兩ヲ算セリ、同九年ニ於テ積累ノ總數ヲ減額シタルニヨリ、九年ヨリ十一年ニ至ル四年間ハ四萬餘兩乃至四萬二千兩トナレリ、毎年補助スル銀兩ハ處理困難ノ票數ヲ以テ率トナシ、其積累ノ數ニ規定一票ノ補助銀額ヲ乘ジタルモノヲ總額トナスモノナレドモ、十二年ノ支出額ヲ以テ定額トナスコト前ニ諭旨ヲ奉シテ決定シタリ、奴才等此年度ノ帳簿ヲ檢査シテ對照シタルニ、補助銀兩計四萬四千三百七十二兩零一分ト補助附票數ト符合シ、其間ニ虛構ノ事實無シ、將軍ノ奏請ヲ准シテ此數ヲ以テ毎年補助ノ定額トスベシ。

總テ盛京ノ參務ヲ調査シタル實情ト補助銀額ノ理由ヲ、實際ニヨリ玆ニ奏明シ伏テ裁可ヲ仰グ、戶部ニ勅シ議奏セシメラレンコトヲ謹ミ奏シテ旨ヲ請フ。

其後戶部ノ議覆ヲ經タリシガ、臣等本件ヲ調査スルニ、盛京ニ於ケル毎年ノ頒布積票ハ一千七百五十二張ナルコト、既ニ該將軍ノ奏明スル所ナリ、先ヅ處理ヲ了シタル燒鍋引受票數外ノ處理困難ノ剩票數若干ニ對シ、一票補助銀七十兩此ノ銀兩ノ總額ハ毎年船稅銀ヨリ流用支出シ、其剩票ノ多寡ヲ以テ率トセリ、此レ該處ニ於ケル參票處理ノ實情ニシテ、應サニ該將軍ノ奏スル所ノ如シ、即チ嘉慶十二年ノ補助總額銀四萬四千三百七十二兩一分ヲ毎年ノ定額ト定メ、仍ホ此事該將軍ニ令スベシ。

○港照辦理ハ法ノ定ムル所ニ據リ取
○此ノ折銀トアル
○本實人參ヲ銀ニ
換算スルニ非ズ、
換算シタルコト、
シテ帳簿ツラフ合
セ、人參ハ北京內
務府ニ送付スルナ
リ。
○船規下額取動用
ハ海關稅銀ヨリ
徵收シタルモノヲ
流用スル也、即チ
參下銀トシテ爲替決
濟スル也。
○填註以下ハ、各
人別々ニ交付スル
トシテ歸リタルコ
トヲ認スル票ニ、
其別々ノ所得人參
量日ヲ記入スル
也。
○船規ハ詳シク檢
査スルコト。
○備ハ山海關。
○銀兩ハ清朝官吏
俸給ノ一種、養老
銀ノ性質ヲ有ス。
○火耗銀ハ銀貨ハ
流通スルニ次第
ニ累日ヲ耗減ス、
故ニ稅銀ヲ徵收ス
ルトキニ、一兩ニ
付此日ベリヤ見込
ミ、二三分ヲ加算
スルモノアリ。

ト得反之營業不振ノ年ハ其總數減少スルカ故ニ定額ノ補助銀ニテハ不足スルニ至リ、其補助銀額ノ増加ヲ要請スルニ至レリ、盛京將軍ハ嘉慶十二年ヨリ同十六年ニ至ル迄、毎年燒鍋等ノ引受積票數其以外ノ剩票數並流用ノ船稅補助銀額等實際ノ收支ヲ精細ニ記載セル會計簿冊ヲ作り、戶部ニ送付シ、決算ノ上責任解除ヲ受クルコトトスヘシ。今後盛京將軍ハ毎年各海口ニ於テ徵收スベキ出船稅銀兩並ニ各城ニ開設セル燒鍋ノ店舖數、其製造總數等ヲ見積リ之ヲ詳細ニ記載セル帳簿ヲ作り、毎年戶部ニ先送シテ監督上ノ參考ニ資スベシ。

【十八】道光十二年ノ奏定 參務改定ノ件

一 改銀十兩。毎年共應抽公用積一百四十六兩。折銀一千四百六十兩。盛京戶部銀庫存貯。由船規下領取動用。按年造冊報銷。其積仍歸併官積。送交內務府。
一 剩夫所得積內。除交官積外。餘剩若干。填註部頒賜山照票。准其原剩夫領出自賣。俟交官積完畢後。驗和裝箱。派官押送進關。任其自行貿易。
一 買賣餘積。每斤收稅銀四兩。內交山海關稅務。銀火耗銀九錢五分二厘二毫外。下剩銀三兩零四分七厘八毫。作爲積局公用。

○注瀋門ハ舊興京ヨリ遷化ニシテスル
 ○押票ハ取締ノ票
 ○押票トハ關係ナシ
 ○盛京印ハ入山採
 ○盛京ノ馬ニ捺印ス
 ○哈爾濱ハ松花江
 ○支那ノ上流今ノ省
 ○北省界。遼陽嶺ノ
 ○公營ハ一時ノ駐
 ○運度ハ探取地方
 ○別。稱號ハ押票シ
 ○捺印ハ花ハ花押
 ○封印。
 ○探取人ノ所得
 ○如モ今日ノ郵便
 ○北南路ニ設置ス。
 ○按ハ一定ノ順序リ
 ○以テ也。
 ○運度掛號ハ官蓋
 ○刷ニ捺リ印シ、番
 ○號ヲ付スルコト。
 ○官蓋ノ區分。
 ○探取人ノ所得
 ○內
 (1) 官蓋一張入參 六分ノ五
 五錢 六分ノ一
 (2) 官蓋内六分一公 六分ノ一
 用參
 (3) 前二項餘參本人 所得

- 一 毎年派官二員兵二十名。於立夏前赴汪清門。押票監烙馬印。刨夫出邊後。押票官亦出邊。在哈爾濱河地方安營。秋後刨夫回山。各按所得襪包。連皮秤驗。封貼印花。按票押送。進局掛號儲庫。『盛京通鑑』『盛京典制備考』
- 本件ハ乾隆三十二年ノ奏定ニテハ、官蓋局ノ經費不足ナルニヨリ、盛京將軍ヨリ奏シ、戸部ノ議覆シタルモノ也。
- (1) 前ニ定メタル人參換算率ヲ人參量目一兩ニ付銀十兩ニ改ム。之ニヨリ公用襪ノ一箇年ノ總量目ハ一百四十六兩之レヲ換算シテ銀一千四百六十兩トス。
 - (2) 右ノ金額ハ盛京戸部ノ銀庫ニ貯藏シアル船稅總額ノ中ヨリ流用ス。
 - (3) 此ノ會計ハ年次ヲ逐テ簿冊ヲ作り、正確ニ記帳シ、毎年決算報告ヲ提出スベシ。
 - (4) 公用襪ハ官蓋ト合一シ北京內務府ニ送付スベシ。
 - (5) 探取人ガ採取シタル人參ノ申官ヘ收納スル定量ヲ引去リタル殘餘ハ本人ノ所得トシ、出山ノ後ニ交付スル回山照票ノ欄外ニ其量目ヲ記入ス。
 - (6) 前項探取者ノ所得參ハ、官蓋受渡濟ノ後ニ於テ一定ノ箱ニ納メシメ、之ヲ檢査シタル後官員ヲ派シテ山海關ニ押送シ、同所ニ於テ本人ノ貿易ニ任カス。
 - (7) 毎年立夏前ニ於テ官二員兵二十名ヲ汪清邊門ニ派シテ、人參探取ニ關スル取締ニ從事セシメ、且探取人用ノ馬匹ニ烙印セシム。
 - (8) 探取人ガ邊門ヲ出デテ入山ノ後ニ於テ、前項取締官兵モ亦邊門ヲ出デ哈爾濱地方ニ駐在シテ取締ニ從事シ、秋後ニ至リ探取人ガ出山歸還ノ時、各其獲ル所ノ人參ヲ檢査秤量シ、地方別ニ區分シ、花押封印シ、票ヲ追フテ奉天官蓋局ニ發送スベシ。

此内實銀一斤ニ
 付四兩ノ稅稅
 其内
 四分ノ三
 官蓋
 四分ノ一
 ○山海關
 費用
 公用參ハ官蓋局
 ノ經費ニ充ツ
 參ハ是處用
 ○盛京ハ官蓋局
 ○關閉ハ別處、閉
 唐。閉ハ休業ト處
 業。

- (8) 官蓋局ニ於テハ該人參ニ一々番號ヲ付シ倉庫ニ儲藏スベシ。
- 〔十九〕 道光十六年廣寧所屬ノ燒鍋ガ過半休業セルニ因リ。該城ノ襪票處理不能トナル。此レヲ機トシ北京戸部ヨリ奏シテ部議ヲ上ル。此前ヨリモ各城共襪票處理竭蹶ノモノアリタリ。
- 一 按照各城燒鍋座數增減。均勻節減分額。本所酌定。
- 一 因各城自均票後。燒鍋商人多有規避票限。關閉無常。恐地方官查辦不實、經各堂憲擬以燒鍋於七月初一日以前報開者。納本年票限。十月初一日以後概不准報開。如有隱報除治該商之罪外。地方官不但不准議叙。仍飭取職名送部查議之處、查報戸部。備案以照核實。
- (以下略)
- (1) 從來各城管下ノ燒鍋ニ按排シテ引受ヲ爲サシメツアル襪票ト、該營業者店舖ノ增減及其數ヲ調査シテ、其配付ガ適當ナリシヤ否ヲ詮議シ、之ヲ適當ニ按排スベシ。
 - (2) 七月一日以前ニ休業廢業スル者ハ、其年配付ヲ受ケタル襪票ノ返納ヲ許スト雖モ、十月一日以降ノ休業廢業者ハ其返納ヲ許サズ。
- 若シ廢休業ヲ虛報スル者ハ其罪ヲ治シ所管地方ノ當該官職者ノ官職人名ト其事出ヲ北京戸部ニ報告セシメ、戸部ニ於テ審査ノ上吏部ニ報ジ、吏部ニ於テハ之ヲ案ニ記録ス。
- 〔二十〕 道光二十七年戸部議覆 人參票處理改定ノ件
- 道光二十六年十一月十八日。由內閣批出。盛京將軍奕湘等奏。變通襪票章程一摺。奉

硃批。該部會同內務府。議奏。

欽之。欽遵。臣等伏查該將軍原奏。內開。

盛京地方每年放發稜票一千七百五十二張。每張收發五分。共收發八百七十六兩。今擬減半。撤票八百七十六張內。除船規津貼票五百九十一張。外尚有應減之票二百八十五張。毋庸燒鍋領辦。應否令其按稜補繳稅票。查明具奏辦理。溯查。奉省燒鍋向無繳納稅票例案。從前共有燒鍋四百餘座。保領稜票二張有零。尙覺易於從事。迄今十數年來。燒鍋減至一百五十餘座。其津貼票張。原係另覓創夫採辦。因燒鍋領票苦累。將津貼之票。統歸燒鍋承辦。其津貼銀兩亦歸燒鍋。均勻分領諸商力。今將津貼票張全行減去。是各燒鍋無津貼銀兩無項接濟。理已形竭蹶。若再將減去之票二百八十五張。責令燒鍋補納稅票。勢力難支持。請將現擬。減一半之票內除船規津貼之票五百九十一張。下餘額票二百八十五張。免其繳納稅票。以示體卹等因。內務府查。戶部則例內載盛京每年應放發稜票除燒鍋人等保領之票。毋庸津貼外。其餘放不足額之票。別覓創夫採辦。每票一張帶貼銀七十五兩。盛京等處由燒鍋人等保領之票。向無帶貼銀兩。臣等前議擬減稜斤擬請將放之票毋庸燒鍋人等採辦。應否令其按稜補納稅票之處。交將軍等查明具奏辦理。今經該將軍等查明。擬減稜票二百八十五張。既難責令燒鍋人等補納稅票。自應另行籌辦。臣等公同酌議。所有盛京每年放發稜票一千七百五十二張內。除津貼票五百九十一張。毋庸採辦外。其餘額票一千一百六十一張。仍請備下該將軍等。照舊採辦稜斤。以歸覈實。

又查該將軍原奏內。稱每年共放發稜票一千七百五十二張。應交貢稜九十六兩。官稜七百八十兩。今擬減半。放票八百七十六張。按稜票計。應交貢稜四十八兩。官稜三百九十兩。

○據 租稅ヲ官ニ
納ムルヲ稜納ト云フ。

應否照舊按稜票計分晰徵解之處。應請由內務府覆議。查覆遵辦等因內務府查。臣等前請擬減稜斤。原因近年解到官稜。枝身瘦弱。成色不足。發之各省不能得價。是以擬減稜斤。留待培養。且盛京每年額交稜八百七十六兩。以稜七成泡丁三成爲准。內應交貢稜九十六兩。官稜五百七十七兩二分。渣泡二百六十二兩二分。今將津貼票五百九十一張。全行裁減。下餘額票一千一百九十一張。僅止交稜五百八十兩五錢。因思產稜之山不能因擬減而產稜。且創夫入山更可採好稜而加數採取。若仍以人稜七成泡丁三成爲准。誠恐該創夫等隱優交劣。臣等悉心商確擬請。

嗣後盛京應交稜五百八十兩五錢。內改以人稜八成泡丁二成爲准。其人稜八成內。仍令揀選貢稜九十六兩。官稜三百六十八兩四錢。二成渣泡一百六十一兩一錢。如此酌改成數。庶免創夫入等隱匿情弊。並請備下該將軍等。務當嚴飭創夫採取肥壯充足上等山稜。勿以秋稜籽稜充數。其瘦弱小稜泡暫免創挖。俟數年後自必肥壯充足。更覺易於辦理。倘解到官稜不及成數。臣等查照向例。將承辦人員職處。並將揀出不及成數之稜。仍令原解官查回。按照例價勒限如數追繳。戶部查稜務章程。前於嘉慶十七年奏准。不足額之稜票五百九十一張別覓創夫採辦。每張帶貼銀七十五兩。共用銀四萬四千三百七十二兩。於船規項下動支。今既將前項稜票停止。自毋庸再行津貼。所有船規銀兩。應令於每年請頒俸餉案內悉數列抵以裕餉需。至該處稜局辦公經費。向係動用稜折銀兩。官稜六兩抽公用稜一兩折銀十兩。惟現在稜票既裁。則官稜比前較少。應照交稜五百八十兩五錢數算。此後抽公用稜九十六兩零計得折價銀九百六十餘兩。稜局用項更應力加撙節方不致有不敷。應由該將軍詳查各款逐一釐剔。除刷票工價製牌工料。送稜車脚等項。均應按稜酌減。開銷

外其餘有可節省之款。即行釐定銀數報部存案。所有棧局積欠銀六千餘兩。仍准循照舊章。將餘棧稅銀繳。盛京戶部銀庫歸完原款。並每年收稅若干報部查覈。

再

所稱該商等影射關閉。希圖規避棧票查出。照影射稅課例。加倍折罰一節。查該處燒鍋本未定有稅則。所請加倍折罰之處。從何加算。且燒鍋人等承領棧票。係只保領創夫入山採辦。究竟因何負累致有影射關閉情事。原奏並未明晰駁叙。應仍由該將軍該處實在情形詳加查察。據實覆覆。再行覆議。至現議裁減票五百九十一張。計每年各城應仍放票一千一百六十一張。並令該將軍等查明各棧山處所按照現定票數均勻分派。造冊報部以憑填註地方山名。按年給發等因議奏。

奉旨。依議欽之。咨行遵辦。盛京典制備考。

道光二十六年盛京將軍奕湘ヨリ人參事務ノ規程ノ變更ニ付テ奏シ、皇帝ガ本件ニ付テハ戶部ト內務府ト議定スヘキコトヲ命ジ、是ニヨリ同二十七年十一月關係官ヲ內務府ニ會同シ議定シタルモノヲ大學士管理戶部事務潘世恩ヨリ奏上ス。

臣等伏シテ該將軍ノ奏文ヲ調查意見ヲ左ニ開陳ス。

盛京地方ニ於テ毎年尙充テ頒付スル棧票ハ從前一千七百五十二張ニシテ、其採取人夫ガ採取シタル人參ノ中ヨリ官棧ト賃棧ト定量ヲ收納スル外ニ、一票ニ付テ量目五分ノ公用棧ヲ徵收シ之ヲ官棧局ノ經費ニ充當シ來レリ、其收棧ノ總計八百七十六兩ナリ、今ハ棧票ヲ半數八百七十六張ニ減ゼントス之ヲ減ズルコトトシ此票數中ヨリ燒鍋ニ引受ヲ爲サシメ、補助銀ヲ支給セル五百九十一張ヲ引去レバ、残り二百八十五張ノ票アリ、此票ハ燒鍋ニ引受ヲ

○影射關閉ハ開廢
燒鍋ルコト。影
射ハ元在傳ノ語ヨ
リ出ヅ。鹽務ヲ逃
ルベク人ヲ欺クノ
意。清律戶律內ニ
モ此用字アリ。

爲サシムルノ方法ヲ執ラズシテ如何ニセバ之レヲ按排シテ其人參ノ數量ヲ完フシ得ルカニ付テ調查シ其處理方法ヲ具奏ス。

溯ツテ調查スルニ奉天省內ノ燒鍋營業者ハ別ニ納稅ノ義務ヲ負擔セズ、元ト燒鍋店舖ノ數ハ四百餘坐アリ之ニ尙充テ義務トシテ引受ヲ爲サシメタル棧票ハ、一坐平均二張有零ニ當リ其負擔ニ付テハ苦痛無ク易々事ニ從ヘリ、然ルニ今日迄十數年間ニ燒鍋ノ坐數ハ減少シテ一百五十餘ニ至レリ、原ト燒鍋ノ票ニハ補助銀無ク補助銀ノ附隨セル棧票ハ別ニ採取人ヲ覓メテ採辦シタリ、燒鍋一坐當リノ負擔票數增加シテ後右補助銀付ノ棧票ハ一額トシテ全部燒鍋ニ交付シ其補助銀モ亦全額ヲ一額トシテ燒鍋ニ下渡シ、燒鍋ハ之ヲ各其製造鹽票ニヨリ配分シ是ヲ以テ商業資本ニ利用シ來レリ、今彼等ノ引受數ノ棧票中ヨリ補助銀付ノ票ヲ減却セバ彼等ノ資本流用ニ支障ヲ生ズベク、且前ニ述ベタル處理困難ノ補助銀無キ鹽票二百八十五張ヲモ燒鍋ニ引受シメテ、人參ノ納付ヲ督責スルトセバ到底負擔ニ堪ヘザルベシ。

簡フ議覆ノ如ク棧票ハ總數ヨリ之ヲ半減シ其中補助銀兩附ノ票五百九十一張外ノ餘票二百八十五張ハ實參官參ノ外ノ人參賦課ヲ免シ體恤ヲ示スベシ。

右ニ付テ內務府ノ調查シタル意見。

欽定戶部則例內ニ盛京ニ於テ毎年發行頒付スル棧票中、燒鍋ノ人等ニ引受ヲ爲サシムル票ハ船稅補助銀兩ヲ附ユル勿レ、其餘頒付未濟處理不能ノ票ハ、別ニ採取人夫ヲ覓メ採辦スベク、每票一張ニ銀七十五兩ヲ補助ストアリ。

燒鍋引受ノ棧票ニハ前ニ補助銀兩ナシ、臣等前ニ議覆シテ棧斤ヲ減ジ、五百九十一張外ノ

二百八十五張ノ票ヲ燒鍋ニ割充ルノ方法ヲ執ラズシテ如何ニシテ之ヲ按排セバ其人參ノ數量ノ收納ヲ完フシ得ルカニ付テ該將軍ニ交シ查明具奏ニヨリ辨理スベキコトヲ請ヘリ、今該將軍等ノ查明ヲ經テ稜票ヲ減セントス、而シテ其中處理困難二百八十五張ノ票ハ既ニ燒鍋ノ人等ニ引受ケシメ、之レニヨリ人參ヲ納メシメ難シ別ノ方法ニヨリ計量ヲ立テ處置セザルベカラズ。臣等公同酌議スルニ、盛京毎年ノ稜票一千七百五十二張内補助銀兩アル五百九十一張(官ニ於テ人夫ヲ招募シテ採辦セザル票ヲ除キ其殘餘ノ一千一百六十一張ハ仍ホ該將軍ヲ節メ、舊ニヨリ官ノ手ニヨリ人夫ヲ招募シ採辦以テ確實ナラシメ)コトヲ請フ。(以上内務府ノ意見以下戸部ノ意見)

又該將軍ノ奏文ヲ査閱スルニ其文中ニ、毎年頒布スル稜票一千七百五十二張ヨリ得ル所ノ人參六、質稜九十六兩官稜七百八十兩、今其票ヲ半減シテ八百七十六張トセントス、依テ此人參質稜四十八兩官稜三百九十兩トナル舊例ニ照シテ稜票ヲ如何ニ按排スルカニ付テハ内務府ノ覆議ニ由リ咨覆遵辦セシメ)コトヲ請フ。

臣等前ニ人參ノ斤量ヲ減ゼンコトヲ請ヒシ理由ハ、近年北京ニ到着スル人參ハ、絞身瘦弱ニシテ規定ノ成數ニ合セズ、此レヲ各省ニ發送スルモ品質不良ナル爲元ノ如ク價ヲ得ル能ハズ、是ヲ以テ人參ノ總斤量ヲ減ジ、濫獲セシメズ、暫ク其生長ヲ待タントスルニヨル。

且盛京ヨリ毎年北京戸部ニ送納スル人參ハ、總額八百七十六兩ニシテ、其品質ニ付テハ人參七成泡丁三成ヲ以テ標準ト爲セリ、其内質稜九十六兩官稜八百七十六張トナル此中ヨリ補助銀兩付ノ票五百九十一張ヲ引去レバ、殘二百八十五張トナル、之レニ右半減ノ數ヲ加フレバ、一千一百六

十一張トナリ、之レヨリ得ベキ官稜質稜ハ、總計五百八十兩五錢トナルト雖モ、產參ノ山林ノ將來ノコトヲ思ヘバ、減額ニ因ルニ非ザレバ、參枝ノ採取ヲ續ケ難シ、且ツ採取人夫ガ入山シテ従前ヨリハ、好良ナル人參ヲ揀シテ採取スベシ、若シ元ノ標準人參七成泡丁三成ヲ以テスレバ、恐ラク採取人ガ優良ナルモノヲ隱匿シ劣品ヲ官ニ差出スニ至ルベシ、臣等考慮ヲ盡シテ研究協議シタル結果ハ、左ノ如ク定メ)コトヲ請フ。

今後盛京ヨリ北京ニ送納スル人參ハ、總額五百八十兩五錢トシ、品質標準人參七成泡丁三成ノ從來ノ規定ヲ改メ、人參八成泡丁二成トシ、其人參ノ中ヨリ質稜九十六兩官稜三百六十八兩四錢ニ充テ、渣泡一百六十一兩一錢トス、右ノ如クセバ人參採取人ガ良好參ヲ隱匿スルガ如キ弊弊ヲ防グコトヲ得ン。

並盛京將軍ヲ節メ、人參事務處辦ニ付テハ、嚴重ニ人參採取人ヲ戒メ、肥壯充足セル上等ノ山稜ヲ採取シ、秋稜籽稜等ヲ以テ其數ヲ充ス勿ク其等瘦弱ノ小サキ人參ハ暫ク採取セズニ置キ、數年ノ後生長シテ肥壯充足スルヲ俟テ採取スベキコトヲ以テスベキコトヲ斯クスレバ人參事務處理上ニ於テモ便利ナルベシ。

若シ北京ニ到着シタル人參成數標準ヨリ劣リタルトキハ、臣等ハ向キノ例ニ照シ、其當該官員ヲ議處シテ懲戒處分ニ付シ、並ニ其成數不足ノ人參ハ送付シ、來リシ官員ニ責シ、同ラシメ、其價ヲ追徴シテ戸部ニ送納セシムルコトトスベシ。

稜務章程ヲ査閱スルニ、前嘉慶十七年ニ於テ奏請ニヨリ定メタル所ハ、頒下不能ノ稜票五百九十一張ハ別ニ採取人ヲ覓メテ採辦セシメ、一張ニ對シ七十五兩ノ補助銀ヲ交付シ、其總計銀四萬四千三百七十二兩ハ船稅ヨリ流用シタリ、今既ニ前項ノ稜票ハ停止シ、再ビ補助銀

○株種ハ、若キ人參
又前ヨリヨリ種茶
リ我付タルモノ、後
野ハ、舊時仕立ノモ

ヲ庸ユル勿ラシメ、從前補助ニ使用セシ船稅銀兩ハ全額ヲ毎年ノ軍費ニ編入シ兵士ノ糧食
 ヲ裕ニスルコトトセリ。而シテ盛京官棧局ノ經費ハ一票官棧六兩ノ中ヨリ人參一兩ヲ抽
 キ之レヲ銀十兩ニ換算シテ之レニ充ツルコトトシ、其人參ハ北京戶部ニ送付セシメ、銀ハ船
 稅ノ中ヨリ支出セシメ、所謂爲替ノ方法ヲ執レリ、現在官棧ノ總數ヲ減ジタル上ハ今後官棧
 五百八十兩五錢トナリ、其レヨリ六分ノ一ヲ抽出スル公用棧ハ九十六兩零トナル之ヲ銀ニ
 換算セバ九百六十餘兩トナル、今後官棧局ノ經費ハ力メテ節約ヲ加エテ支出ノ款項ヲ整理
 減額スルニ非ザレバ不足ヲ免レズ、該將軍ヲシテ逐一審査冗費ヲ除キ節約ヲ加エシムベク
 其中減額又ハ削除スベキモノハ、

發行人棧票ノ工賃

腰牌ノ工賃

人參ヲ送付スルトキノ運賃ノ減額

等ニシテ猶他ニモ省約ノ餘地アルベク、調査ヲ行ヒ經費ノ款項ト其銀數ヲ定メテ、戶部ニ報
 告セシムベシ。

官棧局ニ於テ年々經費不足ノ爲メ、缺陷トナレル總テノ銀六千餘兩ハ仍ホ舊規程ニヨリ
 支辨スルコトトシ、餘棧ノ稅銀ヨリ流用盛京戶部ノ銀庫ヨリ支出シ完結セシムベシ。

毎年官棧局ノ費用トシテ收稅スルコトハ、戶部ニ報告シテ査定ヲ受ケシムベシ。

再

該將軍奏文中ニ：：燒鍋等方棧票ノ引受ヲ忌避シテ其營業ノ開廢ヲ許ル事情アリ、之ヲ
 查出シ律ノ躬影課稅ノ例ニ照シ、加倍折罰云々ノ一節アリ、之ヲ查スルニ同處ノ燒鍋ハ本ト

未ダ稅期ニヨリ稅ヲ課セシコトアラズ。加倍折罰ハ何ヲ基準ニ加算スルカ、且燒鍋ノ人等
 ガ棧票ヲ引受ケタル後ハ、只人參採取人ヲ雇ヒ山ニ入ラシメ採辦セシムルノミニシテ究竟
 何等果ヲ負フコト無シ何ニヨツテ其營業ノ開廢ヲ許ハル事情アルカ、原奏文此點ニ於テ未
 ダ明晰ニ叙述シアラズ、仍ホ該將軍ハ同處ノ實情ヲ詳カニ查察シ實際ニヨツテ更ニ奏聞セ
 シムルヲ要ス。

現奏文ニ付テハ

一 棧票總額一千七百五十二張ヨリ五百九十一張ヲ裁減スルコト。

一 爾後毎年盛京將軍管下各城ニ開充ツル棧票一千一百六十一張ハ、該將軍等各棧山ノ事情
 ヲ調査シ適當ニ按排シ、ヨク票數ノ平均ヲ保タシメ採取人ヲ分派スルコト。

一 右ハ簿冊ニ作り戶部ニ報告地方ノ山名ヲ填註シ之レニ憑リ毎年給發スルコト。

以上議奏ス。

奉旨。議ニ依ル之ヲ欽メ。咨行遵辦。

【二十一】 咸豐三年奉旨人參ノ採取官營ヲ停止ス

一 毎年内外各城共匪放額票一千一百六十一張。於咸豐三年奉旨棧票停採。奏奉部議准。

一 每票一張改徵銀九十兩。一年徵銀十萬零四千四百九十兩。解部抵充兵餉。俟軍務告竣。

再行隨時奏請開採。

一 棧票停採。按票改徵銀兩。定限本年內徵解完者。照依放票章程。給與議叙。若遲至

次年三月初一日以前完交者。免其議處。其逾限不能完解者。即按經徵銀數。作為十分。

該計分別議處。

○軍務告竣、此時
 長慶賦洪秀全ノ亂
 アリ軍中ニ多忙ナ
 リシ。

- 一 官棧局辦理一切事件。應需辦公銀八百六十二兩。向由牛莊岫巖等處海口徵收船規銀內提解動用。年終造冊報部核銷。
- (1) 從前盛京內外各城ニ於テ人參採取信票一千一百六十張ヲ頒付セリ咸豐三年ニ於テ皇帝ノ旨ヲ奉ジ人參採取官營ノ事業ヲ停止シタリ其時戶部ヨリ奏シテ部議ヲ上リ准ヲ得入參事務ニ付テハ左ノ如ク處理スルコトニ決定ス。
- 採取ノ官營ハ廢止スルモ信票ハ從前ノ如ク一千一百六十一張ヲ發行シ二張ヨリ銀九十兩ヲ徵收シ此信票ヲ所持セル者ニハ隨意ニ人參ノ採取ヲ許シ且其得タル人參ハ全部木人ノ所得トシテ自由ニ處分セシム。
- 其徵收スベキ銀十萬四千四百九十兩ハ盛京將軍ヨリ北京戶部ニ送付シ之レヲ兵士ノ糧食費ニ充當ス。
- (2) 軍務ノ竣ヲ告ゲシ後ニ於テ再ビ人參ノ官營採取ヲ實行スル時ニハ隨時奏請之ヲ行フ。
- (3) 人參信票取扱ニ當ル官員ニシテ其票豫定數一千一百六十一張ヲ年內ニ完全ニ處理ヲ了シ且其徵銀ヲ全部收納シテ之ヲ北京戶部ニ送付シタル者ハ前ニ採取官營ノ時嘉慶十六年ニ於テ定メタル規程ニ準ジ議叙ニ付ス。
- 翌年三月一日以前ニ於テ前號ノ處務ヲ完了セル者ハ職務怠慢ノ罪ヲ議スルヲ免除ス。其三月一日以後ニ至ルモ處理未了ノモノハ其既ニ徵收シタル銀ノ數ガ總額ノ何割ニ當ルカヲ計算シ之ヲ十等ニ別チテ責任ノ輕重標準トシ職務怠慢ノ罪ヲ問ヒ議處ス。
- (4) 爾後官棧局ノ經費ハ銀八百六十二兩ト定メ牛莊岫巖等ノ海港出船稅銀ノ中ヨリ流用シ年末ニ其決算報告ヲ戶部ニ送付セシム。

第二 欽定戶部則例の記載

本書は總て總括抽象して記載されあり。以下に記す本文は大抵嘉慶年代の現狀を原として輯録されしものなり。

卷三十三 參課 八

開採地界

一 開採參山在坐落附近。吉林。寧古塔之烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。黑龍江之嶺古魯山又附近。

盛京之額爾敏。哈爾敏等處。無關風水地方。每值開採。該將軍年前奏辦。或應啟山亦確擬具奏。凡烏蘇里。綏芬等處開採事宜。吉林寧古塔承辦。額爾敏。哈爾敏開採事宜。由盛京五部侍郎。奉天府丞內。每年欽派一員。會同將軍副都統辦理。

額領引票

盛京。吉林。寧古塔等處。各項信票均於上年。封印前差員赴部請領。由該將軍等。按例定例夫票額。放給儘數行銷。並令水陸兼行。及時入山開採。放剩信票繳部銷燬。

盛京等處原額參票伍千張。乾隆五十五年酌減二千張。嘉慶六年酌減五百張外。計每年額發參票貳千伍百張。額領在內。回山照票貳千伍百張。引參護牌肆張。又吉林寧古塔等處原額參票四千張。乾隆五十五年酌減二千張。嘉慶六年酌減三千張外。計每年額發參票壹千張。內烏蘇里。綏芬伍百張。英額嶺東山參百張。羅拉米瑪延山壹百張。回山照票古魯山貳拾張。回山照票壹千張。原額護牌拾貳張。嘉慶六年酌減參張。計每年額發護牌捌張。如各該處行放漸多。不敷散放。仍令該將軍等。據實報部添給。

○引ハ許可證、證明書ノ意味。旅行券ヲ指シ下謂フ。
○封印ハ年末御用納ノコト。
○他は幾下同ジ。
○銷燬ハ燒キ棄ツ

○風水地方ハ地相ノ吉凶ノコト。

創夫票數

一吉林。寧古塔。伯都訥。阿勒楚喀。三姓等五處每年額領壹千張。以捌百玖張爲放給創夫額數。滿清四年額領伍拾陸張。現以柒百五拾參張爲率。其餘部額票貳百肆拾柒張。係備逾額行放之用。所餘截角送部。

盛京所屬之遼陽。錦州。寧邊。金州。復州。岫巖。義州。開原。興京。鳳凰城。牛莊。廣寧。鐵嶺。蓋州。承德縣等十五城。每年額領參票二千五百張。以一千九百四十六張爲放給創夫額數。滿清四年額領伍拾陸張。現以壹千柒百伍拾貳張爲率。其餘部額票柒百肆拾捌張。係備逾額行放之用。所餘截角繳部。

一烏蘇里。綏芬。英額嶺東山。羅拉米瑪延山。蒙古魯山。探參每夫四名給入山信票壹張。回山餘參照票一張。共給進關引參票壹張。哈爾敏探參創夫。各夫一名給入山信票壹張。回山餘參照票一張。共給進關引參票壹張。

核收官參

吉林管轄之烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。每夫四名繳信票壹張。核收參貳兩。按六張核計共收參拾貳兩。內以十兩爲官參。以二兩爲公用。滿清十五年額領十五張。每信票壹張准帶款銀人五六名。免其按名交參。此外再有多帶之人。即作爲餘夫。於票尾注明姓名。各給印照壹張。每名核收參五錢。又每票壹張收銀肆兩。給與保票人。其票尾餘夫亦每名給保票人銀壹兩。盛京管轄之額爾敏。哈爾敏探取官參。每夫一名回繳信票壹張。核收參五錢按十二張計

○保票人(創夫ノ身許保監人)

共收參六兩。內以五兩爲官參以壹兩爲公用。每票一張準帶款銀人四名。各給腰牌一面。每年更換稽查。每兩工料銀壹分八厘。共備銀壹百伍拾柒兩陸錢捌分。每年參務册內報銷。又每票拾貳張收銀六兩給與保票人。

盛京吉林等處。各參局嚴收公用參劄。與額收官參一例。解交內務府。其盛京參局應需公用。按每參一兩支給銀五兩。吉林參局應需公用。按每參一兩支給銀十五兩於備儲銀內動支。仍由盛京戶部領回歸款。

缺參折追

一創夫按票交參不能足額者。以每參一兩折價伍拾兩之數按欠折追。創夫力不能完著落保人賠交。如參票遺失。官參全未交納者。亦以每參一兩折價五十兩按欠數。在保人名下勒追。凡所追欠項限一年完繳。限滿無完承追。官照雜項錢糧例議處。如創夫保人事後實無家產奏明請贖。

一創夫因有缺參折交之例。較敢隱參交銀者。查出治罪。所隱之參入官。一辦參官於出放創夫信票時。不聲明保人家產。任聽濫保致事後。追項無著者。承辦官予以處分。

護送商參

一商參不准自帶入關。凡烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。商參起程之時。按寧古塔至奉天路程。合每參壹劄令交關稅車脚銀肆兩。又按奉天至山海關到京路程。合每參壹劄令交關稅車脚銀二兩。額爾敏哈爾敏商參起程之時。按自盛京至山海關到京路程。合每參壹劄。令交關稅車脚銀肆兩。均官爲僱車護送。

○商參ハ官參外創夫所得トナル人參及商品トシテ成分スルコトヲ許シタル人參。

○承辦上命ヲ受ケ事ヲ處理スルコト。

○姓名、職氏ノ名
ノコト。
○銜印ハ地方官ノ
印ニシテ、官印ノ
○銜ハ、職氏ノ一
○形射ハ、脱税ヲ謀
ルコト。
○與給ハ、入シレテ
被ス。

○短放ハ、人參票處
運了セザルコ
ト。
○査察、調査員
ノ意。參票ハ、官
ノ手印ヲ用テ、事
項ノ中ニ、奏スルコ
ト。
○手ハ、與、即、ア
ツ。

○ノケ所、股字、ア
ルコト。

一 護票內將官參商各數並進關。人夫花名、精單鈐印。按站引護進關。該監督照票驗放。已稅之參不得再稅。有原處漏稅夾帶影射者仍究。

盛京吉林等處。各口備收參票之時。將創夫餘參、蝦池丁參、葉等項、秤定數目。連創夫姓名籍貫年貌。註於回山照票之內。按程判定月日。令赴官局呈驗。照額揀選上等好參。給隨票解送京。所餘之參、仍俟內務府將官參選驗成色足額知照。該將軍副都統後方准作爲商參官加印封填。給隨票隨送進關售賣。

如解京參碎小成色不足。由內務府調取商參到京查驗辦理。

局員考成

盛京吉林等處散放參票。均作十分核計。嘉慶十五年奏定承辦官員。如有短放、各按分數查參。照例分別議處。

一 官員承放參票。如一年限內足額。並無短少。以及次年並三四年。俱能足額者。即行咨報。照例分別給予議叙。

盛京吉林寧古塔處。送到之參以六成爲度。如選至七成八九成以上者。承辦官照例分別議叙。若不及六成至五成四成以下者。承辦官照例分別議處。其承辦官議至降革留任者。並將該將軍副都統等議處。

吉林參務事宜

一 吉林散放參票。承總攬頭不出舖戶民戶之外。或目出已身。或代官雇募。但勞其力勿損其財。俾攬頭人等咸知安心應役。令將軍副都統等。於放票時。廣示招徠。嚴查攬頭重法創懲。

○平ハ、種ナク、
是ハ、アツメル。

○關防ハ、不正行爲
取柄ノ爲。

○熟手ハ、生手ト對
照。事務熟達ト、
未熟又、輕率トハ、
未經驗者ヲ云フ。

○經ハ、參票即、上
奏シ、總帳ヲ、請、求
スルコト。

吉林參票向係總辦。應量其資本之盈絀。定給票之多寡。如該局員等從中取利散票多寡不均。或徇外交參時。局員等任意加重平兌。責成該將軍等實力稽查。如前項情弊嚴參究辦。

一 吉林參局掌關防。協領一員。幫辦協領一員。佐領二員。公同經手錢糧事務。按年輪派一員解參赴京。每屆三年除。四員內解過參者即行更換外。仍留未經解參者以一員資熟手至次年更換。

一 吉林參局借項。必由銀庫給發。銀庫出必移戶公司備案。該將軍副都統等責令所屬參局銀庫戶司。三處協領互和稽查。如一處滋弊將互查。失察各員一併議處。

一 揀選官參。責成該將軍等於創夫交參時。督同局員詳加揀選。如解京後經內務府挑出秋參。即該將軍等嚴參議罪。其有貫納銷條銷塊等弊。亦奏明交部議處。並按虧短參筋落分賠。如無好參即令折價賠繳。照兩准交價之例。四等參每兩交銀四百兩。五等參每兩交銀三百兩。
嘉慶十五年奏。每參十兩。交銀五十兩。

一 吉林寧古塔參局。每年徵收參餘銀兩。令該局於收竣之日。即將所收數目先行報部。並令山海關副都統等查明。該商進關時。報交過參餘銀數並餘參數目。係何成色詳細開造送部查核。倘所報成色銀數不符。即由戶部奏明查辦。

一 吉林寧古塔二處應收參餘銀兩
乾隆五十九年酌議章程

每年計用項之多寡核實酌定。上等參收銀二十兩。中等參收銀十六兩。下等參收銀十二兩。如遇餘參豐旺。該將軍等奏明酌減。凡遇創夫力不能完。官欠並領出額票後。實有



○捕ハ期限ヲ延バ
スコト。欠ハ額ニ
是ラザルコト。
○監禁ハ禁錮ニヨ
リ其好人及ルヲ確
メ捕獲スルヲ確
フ。監禁トハ關口
等ノ看守ノ官更進
行者ニ對シテ拘物ヲ
檢査シ詰問スルヲ
云フ。
○同夥ハナカマ。

○印花ハ花押ヲ印
トセシメ。
○禁煙ハ烟ノ如キ
モノ。
○莊屯 莊ハ京旗
ノ封地ヲ指シ、人
ル處ヲ指シ、屯
ハ屯田。
○飛騨ハ日本嶺ヲ
カケヒト同シ惹
味。
○東京ハ滿洲官
名。

事故不出山。及官參交不足額。總頭無力賠繳者。俱用參餘銀兩歸補。每買補參一兩准銀一百四十兩。泡一兩准銀五十兩。如有餘剩造報充公。
 一吉林領票劄夫入山採參。於備用項下借銀參萬兩。及時賠給統於劄夫。出山兩月限內將所得參變價。如數扣清全行交庫。不得絲毫拖欠。仍於年底咨部。
 一負欠劄夫賠補不負欠劄夫。代為併包携帶餘參。及黑參人方經部。仙票劄夫認爲同夥者。承辦各員勸察得實。即照私參例治罪。並將該管官從嚴議處。
 一吉林巡緝私參所。設卡倫一百六處。責成該將軍派委誠實幹員辦。帶同兵務認真防察。如該兵辦等理查不力。及各卡倫有五爲徇隱情事。一經查出即嚴參究辦。其搜獲私參每一兩以八錢入官。二錢充賞。每一錢折銀五錢。
 一拳獲私參大起案犯。應即隨案具奏。其拳獲小起案犯。並未獲犯。山內亦無栽種秧參。及劄夫私參等弊。俱於查山事竣。將經過各處查緝情形。按年彙奏一次。
 一鄂爾歡地方舊卡倫一處。應移於鄂爾歡之西南黃地。此外於舊卡倫窟窿處。添設卡倫二十座。即在吉林所屬官兵內添派。
 一吉林。伯都訥。拉林。阿勒楚喀。三姓等處。各卡倫改用將軍印花。先時發交各卡倫。以備粘封參包。並註明各卡倫名目。張數另立號簿核對。於交參時查驗。並將三家子。臺。粘貼印封。改歸俄和等卡倫辦理。其臺座止准押送。回山劄夫概不准粘貼印封。如劄夫敢有繞越卡倫。私往莊屯。或包飛。購者。照私參例治罪。
 一劄夫不往所指山林開採。私採禁山。或私買信票。別路飛騰者查拏治罪。每年於附近參山處。派分尋踪察。京分路巡察。其吉林。寧古塔。三姓。阿勒楚喀。伯都訥等處。兩卡

○木樨ハ木ノクヒ
安ハスヘル。

適中之地。安設木樨。卡倫兵丁輪流掛牌。如遇獲黑入私參。詢明由某處出入。即知係其卡地方。將其卡官兵治以失察之罪。各處應設卡倫不准私減。守卡各員於劄夫進山時。查驗腰牌按名點放。出山時除將參包。照例粘蓋印花。外仍按名造冊呈送。以出山進卡之數與出卡進山之數。兩相核對。如有藏匿人數。指名搜獲。坐卡官兵拳獲黑入。及搜獲私參者。援照盛京章程。積至五次官員照用。兵丁拔補。每獲參一兩八錢入官。二錢充賞。每賞一錢折給銀伍錢。如有追捕不及力。得贖故釋者。分別嚴議治罪。
 一各莊屯如有非包過付。窩藏黑入者。除窩家照例治罪外。將該管之葛山連里長審明是否知情分別治罪。其有收買參秧及偷劄參秧實賣者。查拏訊實後。一體按律治罪。
 一吉林等處栽養秧參。責成該將軍副都統於每年春夏之間。派分幹員帶同兵役。入山搜查。其有拳獲栽參之人。並搜得參枝呈驗者。該將軍酌量奏明。分別獎賞。並於每年派出辨兵。報部查覈。
 一吉林參局歸副都統總辦。每年於參苗喫緊之時。親往山場。與各城副都統會哨。實力搜查。如有秧種情弊。立即從嚴懲辦。時竣彙報奏銷。

盛京參務事宜

一參局每年欽派五部侍郎一員。准於該管部分內揀派木處明白參務司官一員。入局隨同辦事。至辦事協領。一員定爲三年。佐領二員定二年一換。其有操守清廉辦事認真者。奏明酌留啓報。戶部內務府查覈。
 一燒鍋人等承領參票。所需攬頭。令局員同地方官。出具保結。准携帶。劄夫入山採劄。

○保結ハ身元保證
人本人ト地契シテ
官ニ提出ス身元保
證書。

○熟參走漏、熟參トハ人參ノ生ヲ採取シタルト山中ニ於テ蒸製シタルモノヲ云フ。總テ官採ノ人參則夫ガ山ニ於テ之ヲ蒸製シ日光ニ乾燥ス。走漏ハ其熟參ヲ不肖ナルモノヲ云フ。生熟ノ者ハ日方重シ。

參劾盡數封送到局。如有熟參走漏、被獲汎係何獲頭名下之參、即指名鎖拏、交盛京刑部治罪。獲頭交納官參足額、餘參令傳與商人。交不足額者令賠補。如挾參逃過、通行緝拏、照例盜官參例治罪。原保官職職處、其有經理不善者、責令局員會同地方官、另行招募。不必限定額數、期辦理無誤。

一官參到局。先令局員認清。倘有秩參提獲、係何何人所交、即將該地方官並稽查官、參處。種參之人治罪。該將軍等公同挑選。官參足額、名按各界分粘貼印花。派員解京。其餘仍准令商人認買。到京後如再挑出秩參、不計多寡。查係何界所種、仍將該地方官稽查官及局員等革職提問。該將軍等降等。調種參之人治罪。其挑出秩參按照劾兩於該獲頭名下追繳解京。如無好參實令承辦之員代賠。

照兩准交價之例。四等參每兩交銀四百兩。五等參每兩交銀三百兩。嘉慶十五年奏准。應賠銀數每參一兩減去銀五十兩。

一解京官參內如有秩參、將軍副都統府尹並協領佐領均職處著賠。侍郎係會辦之員一併議處酌減攤賠。其侍郎所派之司官及通判祇係失辦。認除應得處分外。免其分賠以示區別。

一盛京每年應放參票。按照各城燒鍋座數令承領。每座五張毋庸津貼外。其放不足額之票。隨燒鍋座數同承領探辦。每座給票二張。每票給銀柒拾五兩。在於船規下動支給發。以資津貼。按年造冊報銷。

一盛京各口徵銀。船規銀兩每到口船一隻徵銀二十兩內除支給船規銀三兩外餘俱一併歸公。作為幫貼參票之用。按年報銷。

(以上三項大抵同一の文盛京典制備考にあり下項の解釋を略す)

○隨處採、直隸省永平府管下、即山瀋關、其所屬。

一栽種秩參地方。責成該將軍副都統府尹。派令各該地方文武官。不時嚴密稽查。具結呈報。如有失察偷種及知情縱容等情弊。即將該地方官。查參照例分別降革。稽查之員未經查出。或扶同徇隱。與地方官一體參處。栽參之人照例究辦。該將軍等自行查出免其處分。縱被別人告發。一併照例議處。

一卡倫官兵每季獲私參。一起報明該將軍記名一次。積至五次官員以應陞之缺陞用。兵丁以應行之缺拔補。每參一兩以八錢入官。二錢充賞。每參一錢折給銀伍兩。如經地方官拏獲私參。訊明係何處偷越。即將該處守卡倫官員參處。兵丁斥革。縱有竄放情弊。交盛京刑部審訊治罪。

一盛京變通參務章程。盛京每年額放參票一千七百五十二張。內除向有津貼票五百九十一張。全行裁減。毋庸津貼探辦外。其實定每年額一千一百六十一張。該將軍等責成探辦。參五百八十四兩五錢。內以人參八成泡丁二成爲准。其人參八成揀選。貢參九十六兩官參三百六十八兩。以交三成渣泡一百十六兩一錢。嚴飾刨夫採取肥壯充足上等山參。不得以秩參籽參充數。縱解到官不及成數。照例將承辦人員議處。並爲不及成數之參。仍令原解官贖回。按照例價勒限追繳。

以上三項大抵同一の文盛京典制備考にあり下項の譯を略す。

山海關緝捕章程

一山海關住宿官兵。緝獲私參。儘參枝較多。由該都統奏明。將人犯解交刑部。私參奔逸內務府。如無數無識訊無別情者。人犯就巡交隨縣審辦。參枝暫行存儲關庫。統俟年終彙解內務府。仍按每參一兩以捌錢入官。二錢充賞。所有應賞參枝即在關。就巡撥出

○本色ハ本島商人

以本色賞給。毋庸折價。其糾獲私參在十兩以内者按數賞給。拾兩以上均照於十兩之數。賞參二兩。不得再有加增。以示限制。

巡查海口參山

○前八代、前二池
○道ハ遼寧ノ遼東
○遼東ハ分年巡視
○遼東ハ分年巡視
○遼東ハ分年巡視
○遼東ハ分年巡視
○遼東ハ分年巡視
○遼東ハ分年巡視
○遼東ハ分年巡視

一奉天巡查海口私參。每年由該將軍奏請。欽派盛京侍郎一員。隨帶協領一二員。前往。所獲參劬具奏解京。將該侍郎及協領等職級。其山東海口。實令登萊營道。會同登州鎮。總兵巡緝。如奉獲私參報明山東巡撫。具奏解京。將該鎮道職級。並將巡查奉天海口之侍郎協領等職級。
一各海口分派協領。梭織巡查奉獲私參。嚴行辦理。並飭地方文武各官。實力堵緝。將稽查情形隨時呈報考覈。如奉獲私參等項。究明係何處偷越。即將失察之該管官。嚴參示懲。

○製器ハ磁質ニ直
○押票ハ磁質ニ直
○押票ハ磁質ニ直
○押票ハ磁質ニ直
○押票ハ磁質ニ直
○押票ハ磁質ニ直
○押票ハ磁質ニ直

一綏芬島蘇里參山場。住山過多創夫。准其分留數處。分其尋覓培養。以供官參之類。並令各獲頭學熟悉創夫分在。蘇子海。訥恩屯。呢滿口等處。尋探按額交上等好參。挑剩賣者方准賞給傳單。如有成色朦混情弊。即著落賠換。重責示懲。其每年留山創夫不得過每票人數之半。如有事故。該獲頭於放票前。註册更換責成。押票章京隨時稽查。倘有透漏情弊從重究治。稍有疎縱。將該員等分別議處。並守卡辦兵查驗。勿任黑入夾帶私參以昭嚴密。
一創夫帶帶食物

烏蘇里綏芬等處。水陸進山開探。烏蘇里。綏芬。羅拉米瑪延山。英額嶺東山。每夫四名信票一張。並將票尾餘夫每一名。律給予腰牌印照。陸路創夫每夫准馬騾一匹。水路

○市斗ハ市場交易
○市斗ハ市場交易
○市斗ハ市場交易
○市斗ハ市場交易
○市斗ハ市場交易
○市斗ハ市場交易
○市斗ハ市場交易

陸路各准帶市斗口米六斗。額爾敏哈爾敏每夫各給信票一張腰牌一面。陸路創夫每夫准帶馱子一個。市斗口米六斗。水路三人合同小船一隻。令帶口米一擔八斗。凡創夫例馬騾去日印烙注冊。回日按冊查對。原給信票印照腰牌回日當官銷燬。創夫進山於例帶食米之外不得私帶米石。籽種耕種過多。烏館網犬並携帶。違者治罪。參務ニ關スル規程並參務處理ニ關スル事項ニ付テノ欽定戸部則例ノ記載

第一 人參官營ノ採取地方

(1) 座落附近

(2) 吉林

(3) 寧古塔

(4) 烏蘇里

(5) 綏芬

(6) 羅拉米瑪延山

(7) 英額嶺東山

(8) 黑龍江ノ蒙古魯山又附近

(9) 盛京ノ額爾敏哈爾敏等ノ地方ハ地相ノ禁忌ト關係無シ。毎年採取ヲ行フ。

第二 採取前ノ手續

(9)ノ處ハ前年ニ於テ該將軍ヨリ其山ヲ奏シテ處辨ス。或ハ年ニヨリ採取ヲ停止スルコトアリ。此時亦同ジ。

(2)(8)(4)(5)(6)(7)(8)等吉林將軍寧古塔副都統ノ所管ニ屬スル地方ノ採取ハ該將軍副都統上命ヲ承ケテ辦理ス。盛京將軍管下地方ノ採取ハ盛京五部ノ侍郎及奉天府尹ノ中ヨリ毎年皇帝ノ命ニヨリ一員ヲ派シ。盛京將軍副都統ト會同シ協定シテ劃策處辨ス。

第三 人參採取人ニ給スル信票ノ處理及其數額

(1) 盛京吉林寧古塔等ノ信票ハ前年末御用仕舞ノ前ニ於テ官負ヲ派シ北京戸部ニ赴キ其翌年ノ信票ヲ受取り當年ノ正月内ニ到着スルヲ待テ該將軍等ハ探取人ニ割充ツル票數ヲ定メ之ヲ割付ケ探取ノ時季ニ至ラバ陸路或ハ水陸兼行入山探取セシム不用ニ歸シタル殘餘ノ信票ハ戸部ニ返送シ戸部ニ於テ之ヲ燒却ス。

(2) 參票ノ總額左ノ如シ。

△盛京

信票即入山ノ證票原額五〇〇〇張乾隆五十五年ニ於テ事情ヲ參酌シ減ジテ三〇〇〇張トス又嘉慶六年ニ於テ同上減ジテ二五〇〇張トス額爾敏哈爾敏ノ分ハ此中ニ包含ス。回山照票即探取人ガ山ヨリ歸還セシ時與フル證票ハ原額二五〇〇張。入參ヲ奉天ヨリ山海關迄護送スルトキニ給スル證明ノ牌原額四張。

△吉林寧古塔

原額信票四〇〇〇張乾隆五十五年減ジテ三〇〇〇張トス嘉慶六年又減ジテ一〇〇〇張トス此内譯烏蘇里綏芬五〇〇張英額嶺東山三〇〇張額爾敏哈爾敏一八〇張蒙古魯山二〇張。回山照票一千張。

入參證送證明牌原額一二張嘉慶六年減ジテ四張トス護送證明牌ハ全部計八張トス若シ各地ノ入參數量多ク票不足ノ時ハ該將軍ヨリ北京戸部ニ其事由ヲ報告セシメ加給ス。

(3) 創夫ニ信票割充方法ト其他ノ處理

△一〇〇〇張 内八〇九張必ズ處理スベキ票一九一張ハ應募者多キ時ヲ見込豫備ノ票嘉

○除參創夫ノ所得トナスベキ人等。

慶四年奏シテ五七張ヲ減ズ獲票ハ一兩ヲ截斷シ北京戸部ニ返納ス。(截斷返納以下同) 右吉林寧古塔伯都訥阿勒楚喀三姓等五處ノ分。

△三五〇〇張 内一九四六張ハ實處理ノ票五五四張ハ前項同様豫備票嘉慶四年奏シテ一九四張ヲ減ズ現在一七五二張。

右盛京所屬ノ遼陽錦州寧遠金州復州岫巖義州開原興京鳳凰城牛莊廣寧鐵嶺蓋州承德等十五處ノ分。

△烏蘇里綏芬英額嶺東山羅拉米瑪延山蒙古魯山等ノ創夫ニハ每四名ニ入山ノトキ信票一張ヲ給シ回山ノトキ回山照票一張ヲ給シ且人參ヲ山海關マデ運送セシメ官參護送證明牌票ヲ給ス。

△額爾敏哈爾敏ノ二處ハ創夫一名ニ入山ノトキ信票一張ヲ給ス其他ハ前項ニ同ジ。

第四 官參ノ收納

(1) 吉林管轄ノ烏蘇里綏芬羅拉米瑪延山英額嶺東山。

△創夫四名毎ニ信票一張ヲ給ス其一張毎ニ人參二兩ヲ義務額トシテ官ニ徵收ス其六張ヲ一單位トシ計十二兩内官參十兩公用參二兩トス 嘉慶十五年ニ定ム。

△信票二張ニ付炊爨人トシテ五六名ヲ帶行スルコトヲ許ス此炊爨人ヨリハ人參ヲ徵收スルコトヲ免ズ。右人數以上ニ餘夫ヲ帶行スル者ニハ信票關外ニ其姓名ヲ記入シ且別ニ各人ニ證明書一張ツ、ヲ給シ一名ヨリ人參五錢ヲ徵收ス。

△右ノ外信票一張ニ付銀四兩ヲ徵收シ創夫ノ身許保證人ニ給與ス前項餘夫ヨリモ一人銀一兩ヲ徵收シ同保證人ニ給與ス。

(2) 盛京管轄ノ額爾敏、哈爾敏

△信票ハ創夫一人一票其一票ヨリ人參五錢ヲ徵收ス、即十二張ヲ一單位トシテ計人參六兩ヲ徵收シ、内五兩ヲ官參トシ、一兩ヲ公用參トス。

△又別ニ信票十二張ヨリ銀六兩ヲ徵收シ、之ヲ創夫ノ身許保證人ニ給與ス。

△信票一張ニ付攷票人トシテ四名ヲ帶行スルコトヲ許シ、各名ニ腰牌ヲ給シテ之ヲ佩ビシム。

△右腰牌ノ製造費ハ一枚銀一分八厘總計一百五十七兩六錢八分、參務會計決算報告内ニ記入ス。

第五 官參局ノ經費ニ充當補助スル公用參

△盛京吉林ノ官參局ノ經費トシテ徵收スル公用參ハ、盛京ハ人參一兩ヲ銀五兩ニ、吉林ハ同十五兩ニ見積リ換算シ、銀ヲ給シ、該人參ハ官參ト共ニ北京内務府ニ送付セシム。

第六 缺額人參ノ補充追徵ノ方法

△創夫ニシテ人參規定ノ量ヲ納ムル能ハザルモノハ、其不足額ニ對シ、人參一兩ヲ銀五十兩ニ折算シテ追徵ス、若シ創夫資力無ク之ヲ完納スル能ハザルトキハ保證人ヨリ徵收ス。

△創夫ニシテ信票ヲ遺失シ、全量ヲ納ムル能ハザルモノハ、前項ニ同ジク保證人ヨリ強制徵收ス。

△前二項ノ追徵期限ハ滿一箇年トス、此限内ニ徵收ヲ果サザル當該官員ハ、他ノ錢糧怠納處理不良ノ時ニ行フ處罰ノ例ニ照シ、議處ニ付ス。

創夫ト保證人ト家産皆無ニシテ追徵不能ノ者ハ奏明ニヨリ其義務ヲ特免ス。

△創夫ニシテ利益ノ爲メニ故ヲニ探取量目ヲ詐リ、人參ヲ隱匿シテ銀ヲ納ムル者ハ其罪ヲ治シ人參ハ官沒ス。

△當該官員ニシテ信票交付ノ時、身元保證人ノ資力調査粗漏ニシテ、爲メニ後ニ至リ追徵不能トナリタルトキハ、所管ノ官ニ其處分ヲ委ス。

第七 商參ノ護送

△官參ノ外創夫ニ自由處分ヲ許シタル人參、及其他ノ商參ト雖モ、自カラ之ヲ携帶シテ山海關内ニ入ルコトハ法ノ禁ズル所ナリ、凡ソ商參一觔ヲ介シテ包裝シ、總テ官ニ提出シ關稅ノ運送ニ托スベシ。

△前項ノ運送費ハ、左ノ區別ニヨリ納付スベシ。

烏蘇畢綏芬羅拉米瑪延山奕額嶺東山ノ商參ハ、寧古塔ヨリ奉天ニ至ル間ハ、人參一觔ニ付銀四兩奉天ヨリ山海關ヲ經テ北京ニ至ル間ハ、同銀二兩。

額爾敏哈爾敏ヨリ山海關ヲ經テ北京ニ至ル間ハ、同上銀四兩。

以上皆官ヨリ車ヲ備ヒ護送ス。

△人參ヲ運送スルニハ、護送證明ノ牌票ヲ給ス。其牌中ニ官參商參各其ノ數量ヲ記入シ、護送人夫ノ人名ヲ記シタル單子ヲ貼付シ、護送取扱官廳ノ印ヲ捺捺シ、驛路ヲ追フテ山海關ニ進ム、該關ノ當該官員ハ票ニ照シテ検査スベシ。

護送ノ地ニ於テ既ニ徵稅シタルモノニハ重複課稅スベカラズ、若シ徵稅ノ脱漏アリ、或ハ故ヲニ脱稅ヲ計ラントスル者ハ、究査スベシ。

第八 徵收人參ノ品質撰定等

○遼東下等ノ人參

(1) 盛京吉林等ノ各要地ニ於テ、劄夫ガ山ヨリ歸リ來ル時、參票ヲ回收シ、回山照票ヲ交付シ、其際ニ劄夫ノ所得トナルベキ餘參票、泡丁、參葉等ハ、量目ヲ秤定シ、其數及本人ノ姓名、年齡、容貌等ヲ回山照票ノ欄外ニ記入シ、各其里程ヲ測リ、到齋期日ヲ指定シテ、其所管ノ官參局ニ赴カシム。官參局ニ於テハ、其中ヨリ上等ノ人參ヲ精選シテ、收納シ、人參送證明牌票ニ記入シテ、北京ニ送付ス。劄夫ノ所得トナルベキ餘參ハ、官參局ニ保管シ、置キ、北京內務府ニ於テ送付ノ人參ヲ檢査シ、品質ガ規定ニ適合セル旨ノ通知ヲ受ケタル後ニ於テ、該將軍副都統ハ之ヲ商參トシテ、封印ヲ加ヘ、人參送證明牌票ニ記入シ、山海關迄護送シ、同所以内ノ地ニ於テ之ヲ賣ラシム。

北京內務府ニ於テ收納ノ官參ヲ檢査シ、若シ其參ガ碎小、品質不良ノトキハ、商參ヲ取寄セ比較檢査ヲ行フ。

(2) 盛京吉林等ノ處ニ於テ處理スル人參信票ハ、其總數ト處理完了トヲ十分比例トシ、其成績ノ考査標準トス。嘉慶十五年奏定。

當該官員其處理ノ成績不良ナル者ニ對シテハ、右十分比例ニヨリ分別シテ、議處ニ付ス。其成績優良ニシテ、一年定限内信票定數全部ヲ處理シタル者及年内處理未濟少額ニシテ、次年ニ及ビ、並三四年俱ニ定額ヲ處理シタル者ハ、其成績ヲ區別シ、議處ヲ與フ。

(3) 盛京吉林寧古塔等ノ處ヨリ送付スル官參ハ、其品質標準ヲ十分中人參六成、渣泡、四成トス。若シ右ノ標準以上ニ、人參七成ヨリ九成以上ニ至ル優良品ナルトキハ、當該取扱官員ノ功績ヲ認メ、分別シテ議敘ニ付ス。

○渣泡、下等ノ人參

○清制革職スルモ、仍ホ任ニ留ルコトアリ。

若シ人參六成ニ及バズ、或ハ五成、四成等品質標準以下ノモノナルトキハ、免官、官階降等ニ處シ、仍ホ任ニ留ル者ハ、並ニ該將軍副都統等ト共ニ議處ニ付ス。

第九 吉林ノ參務處理

(1) 吉林ノ參票ハ、八擲頭ガ摺括シテ引受クルモノト、人民ガ官ノ招募ニ應ジ、劄夫トナルモノト、參票ヲ補充ラレタル者ニ代ツテ事ニ從フ者ノ區別アリ。以上何レモ其力役ニ勞スルモ、失費無カラシメ、擲頭其他ノ者ヲシテ、咸ナ安心シテ採參ニ從事セシムベシ。該將軍副都統等ハ、參票頒付ノ時、廣ク告知シテ、應募セシメ、嚴重ニ人撰シテ、參山ニ分派スベシ。原文ニ此所脱字アル如シ、添テ重クシテ創纂ス。

(2) 吉林ノ參票ハ、向キニ燒鍋ニ引受フ爲サシムルノ方法ヲ執リ、各燒鍋ノ資力ヲ計ツテ、之ニ應ジテ引受票數ヲ定メタリ。

若シ官參局員等ニ於テ、稍實ニヨリ其開充ノ多寡ヲ按排シ、或ハ劄夫ガ山ヨリ歸リ人參ヲ提出スル時、實量ヨリ輕ク秤量スル等ノ情弊ニ付テハ、該將軍稽査シ、嚴察究辦スベシ。

(3) 吉林官參局ハ、併セテ人參ニ關スル取締ノ事ヲ掌ル協領一員、協領一員、辦辦協領一員、佐領二員ヲ置キ、公同錢糧ノ事ヲモ經理セシム。

協領以外ノ四員中ヨリ、毎年輪番ニ人參送付ノ爲北京ニ赴カシム。以上二年ヲ以テ任期トシ、交代セシム。若シ其時ニ於テ何レモ人參送付ノ經驗ナキ者ノミ、殘留スルトキハ、一員ハ任期一年ヲ延長シ、其事務ヲ指導セシム。

(4) 吉林官參局ノ經費ハ、必ズ銀庫ヨリ支出ス。銀庫ノ出納ハ、戶司ニ書面ヲ以テ請求シ、該將軍副都統等ハ、所屬ノ官參局銀庫、戶司ヲ監督シ、右三處ノ協領互ニ稽査シ、若シ一處ニ弊アル

モ相互連帶失察ノ責任ヲ問ヒ各員ヲ併セテ議處ニ付ス。
 (5) 官參ノ揀選ニ付テハ該將軍ヲ督勵シテ、劄夫ヨリ人參ヲ提出スル時官參局員ヲ督同シ嚴
 密撰擇セシム。
 若シ人參北京ニ到着ノ後、内務府ニ於テ秩參ヲ摘出セラル、如キコトアラバ、該將軍等ニ
 對シテ其罪ヲ議ス。

若シ人參中ニ銷條鉛塊ヲ加入セル不正品ヲ發見シタルトキハ、吏部ニ交シ議處ス。

以上二項ノ不良不正ノ人參並ニ短少ナル人參ニ付テハ、各其量目ニ該ル良好ノ人參ヲ賠
 償セシム。若シ好參無キトキハ、銀ニ換算シテ賠償セシム。其換算ノ率ハ、四等參ハ每兩銀四
 百兩、五等參ハ每兩銀三百兩ノ標準ニヨル。

嘉慶十五年奏シテ、右人參一兩ニ白銀五十兩ヲ減ズ

(6) 吉林、寧古塔ノ官參局ニ於テ、毎年徵收スル所ノ參餘銀兩ハ、該局ヲシテ其徵收ヲ終了シタ
 ル日ニ於テ、其銀額ヲ先ヅ北京戶部ニ報告セシム。
 山海關ノ副統督ヲシテ參商方關内ニ向テ通關スル時、官參局ニ上納シタル參餘銀兩及
 其携帶セル餘參ノ品質標準ノ成色等ヲ詳細取調ベ、戶部ニ報告セシム。

若シ官參局ノ報告ト山海關ノ報告ト符合セザルトキハ、戶部ヨリ其由ヲ奏明シ查辦ス。

(7) 吉林、寧古塔等二處ニ於テ徵收スル參餘銀兩ニ關スル章程
 乾隆五十九年酌議シテ定ム。

官參局ノ經費トシテ徵收スル銀兩ハ、毎年經費ノ多寡ニヨリ酌定ス、其標準ハ上等參一兩
 ニ對シ銀二十兩中等參同銀十六兩、下等參同銀十二兩ト定ム。

○此徵銀ハ賂賂下
 罰金ノ性質ヲ併セ
 有ス。

○參餘銀兩ハ參
 ヲ要テ採辦シタル
 劄夫が規定量ノ人
 參ヲ納付スルヲ得
 ズ。其不足ノ分ヲ
 銀ニ換算シテ納ム
 ルモノ。

○餘參、劄夫が採
 取セル中ヨリ官參
 ヲ引去リ其残りヲ
 本人ノ所得ニ歸ス
 ベキ者。

若シ餘參多クシテ收入多キ年ハ、該將軍等奏明シテ右ノ標準ヨリ減額スルコトヲ得。

凡ソ劄夫無資力ニシテ、不納ノ人參ヲ完納スル能ハザル者參票ヲ受ケ入山シテ後事故ニ
 依リ出山ズルヲ得ザル者、及攪頭無資力ニシテ上納不足ノ人參ニ對スル賠償銀ヲ納付ス
 ルコトヲ得ザル者、俱ニ參餘銀兩中ノ銀ヲ以テ人參ヲ買上ゲ、官參不足額ヲ補填ス、若シ剩
 餘ヲ生ジタルトキハ、戶部ニ報告シテ公費ニ充ツルコトヲ得。

其ノ買上價格ハ人參一兩銀一百四十兩、渣泡一兩銀五十兩トス。

(8) 吉林ニ於テハ參票ヲ受ケ入山採參スル劄夫ニ、前貸ノ爲三萬圓ヲ備ヘ、時ニ及ンデ統給ス。
 劄夫出山ノ後二箇月以内ニ於テ、其所得ノ餘參ヲ賣拂ハシメ、全部ヲ辨濟セシメ、其銀ハ銀
 庫ニ交付ス、一統一毫期限ノ延引ト銀額ノ缺欠ヲ許サズ、仍ホ年末ニ於テ其收支ヲ戶部ニ
 報告セシム。

(9) 人參又ハ銀ノ怠納アル劄夫、其怠納無キ劄夫ニ依賴シ謝禮ヲ與ヘ、餘參ヲ其劄夫ノ分ニ併
 セテ提出シタル者、及黑龍江人ノ人參携帶者ヲ逮捕シ、他票ノ劄夫ガ某ル劄夫ノ同類タル
 コトヲ證實シタル者ニ對シ、取調ベ、當該官員ガ搜查探偵實ヲ得タル者共ニ私參ノ例ニ照
 シテ治罪シ、並ニ該管ノ官ヲ議處ニ付ス。

(10) 吉林ニ於テハ人參盜採取締ノ爲、卡倫一百六箇所ヲ設ケ、該將軍ヲ督勵シ誠實ニシテ
 才能アル官員ヲ派遣シ、兵務ヲ帶同シ防察シ實ヲ舉ゲシム。
 若シ該兵辦等搜查ニ力メズ、及各卡倫密カニ通謀シテ、五ニ犯人アリシ事ヲ隱掩スル等ノ
 弊アラバ、一々查出シテ嚴密究辦ス。其搜捕ノ私參ハ量目每一兩中八錢ヲ官沒シ、二錢ヲ
 銀十錢ニ換算シテ賞給ス。

秩ヲ買收シ又ハ盜創ノ秩參ヲ貨賣スル者逮捕歸問實ヲ得テ後一體ニ律ヲ按ジ治罪ス。
 (10) 吉林等ノ山林ニハ密カニ秩參ヲ栽培養成スルコト行ハル該將軍及副都統ヲ督勵シ毎年
 春夏ノ間ニ所轄ノ員ヲ分派シ兵役ヲ帶同シテ入山捜査セシム其栽培ノ人ヲ擧薦シ竝ニ
 其人參ヲ呈驗スル者ハ該將軍ヨリ酌定奏明セシメ分別獎賞ス且毎年弁兵ノ派出ハ戸部
 ニ報告セシム。

(17) 吉林ノ官參局ハ副都統ノ所管ニ屬ス。毎年參苗養成ニ必要ノ時期ニ於テ副都統ハ自カ
 フ山場ニ赴キ各城副都統ト會哨力ヲ盡シテ捜査シ若シ秩種ノ情弊アラバ現場ニ於テ即
 決嚴重ナル處分ヲ行フコトヲ許ス本件ハ事後彙報具奏スベシ。

第十 盛京ノ參務處理

(1) 官參局ノ協領一員ハ其任期ヲ三年トス佐領二員ハ二年ヲ任期トシ毎年一人ツツ交代
 セシム清康ニシテ志操堅固且事務ニ熟達シタルモノハ奏明啓報シテ其任期ヲ延バスコ
 トヲ請ヒ戸部ニ於テ調査シテ之ヲ允スコトアルベシ。

(2) 總領ノ人等ノ引受ケタル票ハ之レヲ攬頭ニ取扱ハシムルトキ官參局員ハ地方官ヲシテ
 創夫ノ保證ヲ爲サシメ攬頭ガ之ヲ引連レテ入山採取スルコトヲ許スベシ。
 採取シタル人參ハ全額ヲ官參局ニ封送セシム。其人參到着シタル時若シ其中ニ熟製粗
 漏ノ者アラバ何某攬頭下ノ何某創夫ノ採取ニ係ルカラ取調ベテ本人ヲ捕獲シ盛京刑
 部ニ送リ治罪スベシ。

攬頭ヨリ納付シタル人參ハ規定ノ量ヲ納付シタル殘餘ハ商人ニ賣ルコトヲ許ス。
 規定ノ量ニ足ラザルトキハ銀ヲ以テ其不足額ヲ賸納セシム。

創夫人參ヲ携帶シテ逃亡シタル者アルトキハ各地ヲ通ジテ捜査ヲ行ヒ逮捕ノ上官參ヲ
 盜ムノ例ニ照シ治罪ス。其保證ヲ爲シタル地方官ハ譴處ニ付ス。

地方官ニシテ其處理ノ成績不良ナル者ハ官參局員ヲ督勵シ會同シテ更ニ地方官ニ創夫
 ノ募集ヲ行ハシメ必ズシモ期日ヲ限定セズ定額總數ノ人參ヲ得ルコトニ誤シキヲ期ス
 ベシ。

(3) 官參官參局ニ到着セバ先ヅ局員ヲシテ検査ヲ行ハシム。中ニ秩參ノ混入スルモノアラ
 バ何地ニ於テ何人ノ採取シタルモノニ係ルカラ調査シ當該地方官竝ニ稽查官ヲシテ參
 處セシメ種參ノ人ノ罪ヲ治ス。

該將軍等公同シテ官參ヲ検査選擇シ法定ノ數量ヲ調ベ採取地別ニ依リ封裝シ花押ノ印
 章ヲ押捺シ官一員ヲ派シテ北京ニ送付スベシ。

其餘參ハ商人ヲシテ買取シムルコトヲ許ス。
 官參北京到着後ニ於テ秩參ヲ挑出スルコトアラバ其多少ニ拘ラズ何地ニ種ムル所ナル
 カヲ取調ベ當該地方官稽查官及官參局員等ハ刑部ノ獄ニ交付シ徵戒免官トス當該將軍
 ハ官階一等ヲ降下ス參ヲ種ムルノ人ハ其罪ヲ治ス。

挑出シタル秩參ハ斤兩ニ照シ其取扱ノ攬頭ヲシテ好參ト引換ヘ追徵北京ニ送付セシム
 若シ好參無キ時ハ取扱ノ官員ヲシテ代ツテ賠償セシム。
 右賠償ニ當リ人參無キ時ハ總テ銀ヲ以テ賠償セシム其換算ノ率ハ四等參每兩銀四百兩
 五等參每兩銀三百兩トス嘉慶十五年奏シテ准シ得。右銀數人參一兩ヨリ銀五十兩ヲ
 減ズ。

第十一 人參裁種ノ取締

- (1) 密カニ人參裁種ノ行ハルル地方ニ於テハ、當該將軍副都統府尹等ヲ督勵シテ、當該地方ニ文武官ヲ派シ、不時ニ巡察ヲ行ハシメ、其結果ハ北京ノ戶部ニ報告セシム。
- 若シ巡察十分ナラズ、密カニ人參ヲ種ユル者及情ヲ知テ其密裁ヲ默認スル等ノ弊アラバ、當該地方官ハ人參検査ノ例ニ照シ、其怠慢ノ輕重ヲ區別シ、降等又ハ懲戒免官ニ付ス。
- 稽查官右ノ犯行ヲ檢舉スルヲ得ズ、或ハ地方官ト通謀シテ情實ニ因リ右ノ犯行ヲ隱蔽スル如キ者ハ、地方官ト共ニ其懲戒ヲ參奏セシメ、詮議ス。
- (2) 密カニ裁種スル者ハ例ニ照シテ、究辦該將軍等右ノ犯行自己ノ查出ニヨルトキハ、其處分ヲ免ズ、若シ別人ヨリ告發セラレタルトキハ、一ニ併セテ議處ニ付ス。

第十二 山海關私參檢舉ニ關スル件

- (1) 山海關ニ駐劄セル官兵、人參關係犯罪者ヲ搜查逮捕シ、其押收ノ人參多額ナルトキハ、該都統ヨリ事件ヲ奏明シ、犯人ハ北京刑部ニ押送、其人參ハ內務局ニ送付スベシ。
- 其人參少額ニシテ、犯狀別情無キ者ハ、犯人ハ臨榆縣ニ引渡シテ審辦セシメ、人參ハ關庫ニ當分保管儲藏シ、年末ニ於テ、總メテ北京內務府ニ送付スベシ。
- (2) 右押收ノ人參ハ、十分ノ二ヲ逮捕者ノ賞ニ充テ、現品ヲ以テ右山海關保管品中ヨリ支給ス。本項ノ賞與ハ、人參數量十兩以內ハ十分ノ八ヲ給シ、十兩以上ハ十分ノ八ニ二兩ヲ加エタル額ヲ給ス、其加増ハ一回限リトシ、前後ヲ通ジテ行ハズ。

第十三 私參取締ノ爲海口搜索ノ件

- (1) 奉天ノ海口ヲ巡邏巡察シテ、私參ノ取締ヲ執行スルコトニ付テハ、毎年盛京將軍ヨリ奏請

ニヨリ、盛京ノ侍郎一員ヲ欽派シ、其隨帶ノ協領一員若クハ二員ト共ニ出發セシム。

差押ヘ得タル人參ハ、具奏シテ北京ニ送付セシム。

本件檢舉ニ功績アル侍郎及協領等ハ、議叙ス。

山東省ノ海口ニ於ケル本件取締ニ付テハ、登州萊州青州等鎮ノ長官ヲ督勵シ、登州鎮ニ會同セシメ、總兵巡緝取締ヲ行ハシム、若シ私參ヲ押收シタルトキハ、山東巡撫ニ報京シ、同巡撫ヨリ具奏シ、北京ニ送付セシム、當該鎮ノ長ハ其功績ニヨリ議叙ス。

山東ニ於テ私參ノ檢舉セラレタルトキ、奉天ノ海口巡察取締ノ任ニ該リタル侍郎協領等ハ、取締不行届ノ責任ヲ問ヒ、議處ニ付ス。

(2) 各海口ニ協領ヲ分派シ、梭織ノ如ク、頻繁ニ往來巡察ヲ行ヒ、私參拏獲ヲ嚴行セシム、並ニ地方文武官ヲ訓諭シ、力ヲ實タシテ、途中通行者ノ検査ヲ行ハシメ、其情況ハ隨時報告セシメ、監督考査ス、若シ私參ヲ送押ヘタルトキハ、何レノ地ヨリ潛越シ來リタルモノナルカヲ取調べ、直チニ其當該地方ヲ管スル官ハ、嚴ニ參奏セシメ、懲戒ノ意ヲ示ス。

第十四 創夫留山並携帶物品ノ件

- (1) 綾芬島蘇里等處、山場ニ於テ、創夫ガ糶山ニ留マリ、冬ヲ過ス者、數處ニ分留ヲ許シ、本人等ガ人參ノ年數若キ者ヲ搜索發見シ、培養スルニ任ジ、以テ官參ノ額ニ供セシム。
- 並ニ各擔頭ヲシテ、悉ク創夫ノ分在セル蘇子海訥思屯呢滿口等ノ處ヲ熟知セシメ、尋訪規定量ノ人參ヲ現探上等ノ人參ヲ納付セシメ、撰出剩餘ノ人參ハ、賞ニ準シテ之ヲ賣ラシム。
- 若シ其品質標準ニ適合セザル人參ヲ混入スル等ノ弊アラバ、直チニ賠償引換ヲ行ヒ、重責懲示ス。

其每年山ニ留マルノ劄夫ハ。總票數ノ半ヲ過グルコトヲ許サズ若シ死去者アラバ該劄夫ハ信票交付ノ前ニ於テ名簿ニ記入シ他人ト更換スベシ。
 本件檢察ノ任ニアル章京ヲ督勵シ隨時検査セシメ若シ漏脱等ノ情弊アラバ重キニ從テ究治ス稍輕キ疏漏ハ事情ニヨリ當該官員ヲ議處ス。
 卡倫ノ守兵ヲシテ検査ヲ行ハシメ黑龍江人ヲシテ私參ヲ隱匿携帶スルコト勿ラシメ以テ嚴密ナルヲ昭ニス。

(2) 劄夫ノ携帶人員物品等ノ制限

烏蘇里綏芬等ノ處ノ劄夫ハ陸路又ハ水路陸路ヲ兼行シテ探參地ニ向ハシム。
 綏芬額拉米瑪延山英額嶺東山等ハ劄夫四人ニ信票一張ヲ給シ信票一張ニ對シ餘夫一名ヲ携帶スルコトヲ許シ餘夫ニハ印章ヲ押捺シタル腰牌ヲ給ス。
 陸路ノ劄夫ニハ馬騾一四ヲ携行スルヲ許ス。
 水路陸路各米六斗ヲ携帶スルコトヲ許ス。
 額爾敏哈爾敏ノ劄夫ニハ一人各信票一張腰牌一面ヲ給ス陸路ノ劄夫ニ毎一人馱子一個米六斗ヲ携帶スルコトヲ許ス。
 水路ノ劄夫ニハ二人合同シテ小船一隻米一擔八斗ヲ携帶スルコトヲ許ス。
 凡テ劄夫ノ携行スル馬騾ニハ出發ノ時烙印シ簿冊ニ記入ス。
 回山ノ時簿冊ト對照検査シ原給ノ信票ニ印ヲ押捺ス。
 腰牌ハ歸還ノ日ニ於テ當該官回收燒却ス。
 劄夫進山ノ時上記食米ノ外穀物ヲ私帶シ山ニ蒔付耕種シテ越冬スルヲ許サズ。

烏統網大等ヲ携帶スルヲ許サズ。
 以上各項ニ違背スル者其罪ヲ治ス。

第三 大清律例の記載

本律例記載の中第一第二に掲げたる者は除く。

- 一 劄官商。私刻小票。影射私參。照私販人參例。分別治罪。
- 一 凡領票劄參人夫。例給鳥鎗。應查明人數多寡。批給鳥鎗。填明票上。出口驗放。回山查核違例私帶者。照商民應用鳥鎗不報官私造例。杖一百。其將鳥鎗轉給傳賣劄參之人者。比照軍人將軍器私賣與人。濫邊遠充軍律減一等。杖一百徒三年。該管官不行查出交部議處。
- 一 凡三姓河套等處商人官兵。領票赴寧古塔船廠地方。購賣物件。令其報官給票。開明數目有違禁携帶米石什物。竄與劄參之人。易換人參者。該將軍查明。米不及五十石。什物值銀不及五十兩。俱照無引私鹽律。杖一百徒三年。若逾前數者。俱照越境興販鹽斤三千斤以上例。發附近充軍。旗人及官兵有犯。加民一等治罪。其巡緝官兵知情故縱。與本犯同。得贓者。計贓以枉法從重論。失察者官交部議處。兵丁照山海關抄查參珠不力例治罪。其明知偷劄參匪而容隱在家不即舉報者。照知人犯罪贓匿在家不告捕者。減罪人一等律治罪。
- 一 凡索倫達呼里越界。至松阿里烏拉地方打牲滋事者。令該將軍查拿分別治罪。其有私帶

○官商賣金ヲ出シ
 人夫二人參ヲ採取
 セシムル者。

米類等物賣給創參之人者。照無引私盜律。計米數多寡後別定擬。吉林地方有越界私帶米糧情事。飭令吉林將軍。一體查拿照例定擬。

一漁利之徒。潛踪山林。收買參秧栽種。及貪利之人私行入山偷創參秧貨賣。一經拿獲均照偷創私賣收買私參例。一體治罪。

(1) 創參ノ官商私ニ小票ヲ刻シ私參ノ脫稅ヲ謀ル者ハ、人參ヲ私販スルノ例ニ照シ、輕重ニ依リ分別治罪ス。

(2) 凡ソ票ヲ受ケテ創參スル人夫ニハ、官ヨリ鳥銃ヲ貸與スルノ例也其人數ヲ調査シテ規定ノ數ヲ貸與シ、信票ノ關外ニ記入シ、出口ニ於テ検査ノ上入山セシメ、回山ノ時検査回收ス。例ニ違ヒ私ニ鳥銃ヲ携帶スル者ハ、商民鳥銃ヲ應用シ官ニ報セズ私造ノ例ニ照シ杖一百ニ處ス。

鳥銃ヲ創參ノ人ニ賣渡ス者ハ、軍人ガ軍器ヲ人ニ私賣スル者、邊遠ニ發遣シ充軍ノ律ニ一等ヲ減ジ、杖一百徒三年ニ處ス。

右二項當該官查察不十分ノ者吏部ニ交シテ議處ス。

(3) 凡ソ三姓、渾春等ノ地方ノ商人官兵官ノ證明書ヲ受ケ、寧古塔吉林地方ニ赴キ物品ヲ購買スル者ハ物品ヲ證明書ニ記入ス、此等ノ人禁ニ違ヒテ米石其物ノ物品ヲ携帶シテ、創參ノ人ト人參ニ交易スル者ハ、該將軍ハ查明シ左ノ區別ニ依リ處斷ス。

一、其米五十石未滿物品ノ代銀五十兩未滿ナルトキハ、無引私盜ノ律ニ照シ杖一百徒三年ニ處ス。

二、前項ノ數ヲ超エタル者ハ、越境シテ鹽三千斤以上ヲ興販シタル例ニ照シ附近ノ充軍ニ

發遣ス。

(本項充軍發遣は後に條例に於て雲貴兩廣烟瘴の地方に安置することに改正し其刑罰を重くせり)

三、旗人及官兵ニシテ右ノ罪ヲ犯ス者ハ、民人ノ例ニ一等ヲ加ウ。

(4) 巡察ノ任ニ在ル官兵其ノ情ヲ知りテ前項ノ犯人ヲ故ヲニ縱チタル者ハ本犯ト同ジク處斷ス。

前項ノ犯行共ニ其ノ贖物ヲ獲得シタル者ハ其贖物ノ多寡ヲ計リ、枉法律ニ依リ重ニ從テ其罪ヲ論ズ。

(5) 巡察ノ任ニアル者查察不十分ニシテ前項ノ犯人ヲ出シタルトキ、官員ハ吏部ニ交シ議處シ。兵丁ハ山海關ノ兵丁、參珠私帶搜查ニ力メザル例ニ照シ治罪ス。

(6) 人參盜探犯人タルコトヲ明カニ知り乍ラ隱シテ家ニ在ルヲ默認シ直チニ舉報セザル者ハ知人犯罪贓匿在家告捕セザル者罪一等ヲ減ズルノ律ニ照シ治罪ス。

(7) 凡索倫達呼里ヲ越界シ、松阿里烏拉地方ニ至リ野獸ヲ獵シ、同地方人ト紛闘ヲ起ス者ハ、該將軍ヲシテ拿捕分別治罪セシム。

其米糧等ヲ物帶シ創參ノ人ニ賣渡ス者ハ、無引私盜ノ律ニ照シ、米ノ數ノ多寡ヲ計リ罪ヲ定ム。

(8) 漁利ノ徒山林ニ踪ヲ潛メ、參秧ヲ賣收シ、栽種シタル者及私ニ入山シテ參秧ヲ盜採シ貨賣シタル者ハ、偷創私參收買私參ノ例ニ照シ一體ニ治罪ス。

第七章 (朝鮮)高麗以前に於ける人參行政

第一節 三國時代の人參行政

高句麗は三國の中開國最古く支那中央文化に浸潤し、其人參の薬用を知りしことも亦最古く。既に陳魏に高句麗人參の名を知られ薬用に供せられしこと、本卷上篇第三節に説きたる如し。爾來其國の滅亡に至るまで、其本土に於て人參を徴收するの行政存在したるべきも西紀四百年代に於て領有せし朝鮮の咸鏡平安等の産參の地——當時山林樵翁人烟稀薄なる——に對しては、其徴收の手を延ばさざりしと考ふべき也。

百濟に至つては梁に數回の遣使あり、陶弘景の『名醫別錄』注人參の部に：「俗百濟の者を重んず……云々とあり。相當に多量を賣さられしを知るべし。『北史』に百濟の官制に藥部ありしことを記せり。王室用竝貢獻用の人參を其領土内の産地より徴收せしならんも史に記載を缺げり。

新羅に至つては開國最遅く。其人參の名の支那の醫藥書に出でしは、唐の肅宗の時の人李珣の『海藥本草』に……新羅國貢する所の者手腳人形の如き

○新羅ノ入唐使者
が國貨セシコトニ
付テハ唐末、陶穀
ノ『御製錄』ニ新
羅ノ使客來ル毎ニ
多ク松子ヲ齎セ
テアリト云々ト
出ツ。唯ニ松子ノ
ミニハ非ラザリシ
ト推定スベシ。

○此一斤ハ宋葉ノ
一斤ハ十六兩ナル
ベク日本ノ百五十
二匁ニ當ル。

あり……云々と出づるを初めとす。『三國史記』には唐の高祖武德年代に人參を貢獻し、爾來屢貢獻したるべきこと本卷上編第一章第四節に説きたる如し。又同書によれば孝昭王元年に醫學を置き、本草經、甲乙經、素問等々を教授せしこと出で。景德王の年代には樂典なる官司を保命司と改名せしこと出づ。國內に於ても當時其領土に豊富に産せし人參を薬用に供したりしを知るべく。一方唐へ頻々として派遣したる使節の一行が人參を賣らし、之を貿易したること、も推定に映りなかるべく。以上需用の人參を其領土の各産地より徴收したること疑無き所なり。

要之百濟新羅の人參行政は、僅かに民に必要品を徴發する事務の一部分にして、内政としては之を論すべき程度に値せざりしものと考ふべし。

第二節 高麗朝の人參行政

高麗より其宗主國に人參を貢獻したることの文献の記載は、惠宗二年後晋に對して爲したるに始まり。爾來契丹宋元明に對して幾回行はれ、元^{ゴク}に對しては國家よりせる以外に大臣よりも屢贈進せる記載あり。此事本卷第一編第一章に考説せる如し。其中宋に對しては一回に一千斤の多量を貢獻せしこと二回

あり。凡そ高麗朝に於て必要としたる人參は。

(1) 貢獻用

(2) 元の宰相等大臣に贈進用、並其等の人より求請による提供

(3) 王室用、並其施設に關する醫藥機關の使用

(4) 王室の營利的品目の一として

の三にして右の中(4)に付ては元來高麗の王室即政府は一面に於て營利主體——進化せざる國家の姿としての——たりしこと、第三卷人參經濟篇に述ぶるが如く。高麗王室の權勢の消長は此營利事業の盛衰如何にも亦繋れるものにして、此項目の人參亦大量を要したるものあるべく。以上三項の人參の徵收としては何れも之を其産地の住民は勿論、是を産せざる地にも賦課して強制徵收し。之が爲めに人民の苦みしこと以下に記す「高麗史」の記事により其一端を推測すべし。

△靖宗二年秋七月中樞院は奏すらく、制旨人參三百斤を進めしむ。近ごろ進むる所一千斤あり、御用に供するに足る、國府の貢は皆民の膏血なり、妄に歛すべからず。乞ふ復た進めしむる勿れと。玉悦ばず、門下省は駁奏す、古の帝王は

○此時代宗ノ商賈
權榮レリ、下配徵
收ハ王室ノ營利用
タルベシ。

○賦税トハ高麗ニ
ヨリ布ヲ課スル也
六品以上布一匹匹
ト云フが如シ。此
時兩班ノ女ニシテ
其税ノ爲メニ髪ヲ
斬ツテ賣リシ者アリ。

嗜慾を節し奢侈を去り、己を恭くし身を修め、虚心謙を納る、以て民庶を養ひ大平を致す所以也。今災變屢作る、宜しく心を齊くし躬を責むべし、豈枉げて益無きに費し、民の膏血を損す可けんや、乞ふ密院奏する所に従へ。之に従ふ。

△忠惠王四年三月政丞蔡河中等職税を蠲く事を請ふ。是より先嬖人齊夫金命を承け江陵道に往き人參を索む、時に參貴くして多く得ず。王の己を罪せんを懼れ、擅まゝに職税を徵し……云々。此職税なるものは人參買入費に充つる目的を以て徵收したるものなるべし

△忠烈王三年四月元に貢參を罷めんことを請ふ。

△同年樞手曹允通元の世祖の直命により、州郡を巡り爾後毎年人參を誅求す。

△忠烈王の妃齊國大長公主并て人參松子を江南に送り厚利を獲る。後宦官を分ち之を求む、不産の地と雖も徵納せざる無し、民甚だ之を苦む。

以上によれば高麗の人參徵課は、李朝後期の如く甚しからずと雖も、數多き惡政中の一部を成すものにして、朝鮮に於ける人參惡政の弊痕は茲に兆候を現はせりと謂ふべく。要するに支那との貿易上の巨利が其惡政醞釀の最大因子たることに着眼するを要す。

第八章 李朝の人蔘行政總説

李朝の政治は太祖革命以來、高麗の末期悪政の痼弊累積して遂に滅亡に至りし迹に鑑み。此等の秕政の害毒を一掃し、文治を以て良政を布かんことを企圖す。太祖自から其英偉なる政治家の素質と實驗より抱負せし經綸に、加ふるに、臣にして學者又は實際家たる股肱賢能の意見を採用して、機構を更め制度を替へ、着々施設を新にし、其面目の一新觀るべきものあり。爾來歷代の中時に賢主良相輩出して、亦支那聖賢の理想とする政治學に範を採り、保國安民の天職に努めし跡あり。是を高麗朝に比較して總て政治は一段の進歩を遂げたることも亦否定すべからずと雖も、要之被治者たる民衆が被ふりし結果より觀れば、高麗朝と同じく——時に深淺輕重の消長ありとするも——終始悪政史の間斷無き頁を以て連続したり。人蔘行政も亦其悪政中に包含するものにして、高麗朝に比較して人蔘行政の重要さは數倍を加へ、宣祖の前後より以降最近代迄國家の大政となるに至り。随つて其悪政の苛虐も亦最深刻なるものとなれり。

高麗朝以來或は其前約一千有餘年に亙る悪政の連續は、世界の歴史に比類を見ざるものにして、是が原因を單に官場の腐敗又は王者の貪饕等、専ら治者の主觀的方面にのみを觀察點を置くべきに非ず。唯物史觀の上より朝鮮が持つ特異性、即ち生産の貧弱、社會の不發達と揆離して均衡を失へる——大國支那の形式を摸倣せる——政治形態並兩班の生活に、其悪政の要因を胚胎せる必然の歸趨なりと斷定すべきものにして、また一面を觀れば國家として始終經濟生活の順當なる發達を遂げ得ざりし病的變態的症狀の現はれとも謂ふべく。猶穿つて考ふれば、最古き政治形態たる掠奪の要素が、隔世遺傳として發作せりとも觀られざるにもあらず。而して人蔘の行政が李朝中期以降國家の大政となり、之に附隨して苛虐の悪政の行はれしことも、畢竟するに貨幣制度の常に確立せずして、其本位貨たるべき金銀の甚乏しかりし國家に於て、其代用品とせし鈍重なる米穀布帛は、國內に於てすら猶其効用を完ふし得ざるに比し。重貨たる人蔘は、量輕く高貴なる貨物として、貨幣に代る効用職能を寔に宜く完ふして、東西兩隣の二大國に需用せられ、互に銀に換買せられしに職山するものならずんばあらず。

第九章 李朝前期の人蔘行政

第一節 總説

便宜上是を三期に區分して説明せんとす。茲に前期と稱するは太祖より仁祖迄二百五十八年間を指す。此期の上半は之を外にしては、東日本へは足利政府其他の多少名との交通に於て人蔘を使用したるも、其量目多からず。西上國支那へは毎年一定量の貢獻及特別の獻進を爲し。是を内にしては、それ等所要の人蔘及國內に於て必要とする人蔘を各産地より貢納せしむる等、國政としての人蔘は未だ重要なる部門とはならず。随つて其惡政尠かりしと雖も、其後半に至つては支那に於ける人蔘の價格漸騰し。朝鮮人蔘の支那に輸出せらるゝ數量漸く加はり、且明より來鮮する使節の他く無き多額の誅求及朝鮮より北京に赴く國使が貿易用として多額の携帶により。其納課に當る産地人民の苦痛は甚しく、茲に人蔘惡政の端を開けり。而して明清變を構ふるや、從來四百餘州に供給せし滿洲人蔘の商路杜絶して人蔘の價一時に暴騰し、其需要を朝鮮に求むることとなり。爲めに朝鮮の人蔘缺乏し、國內の藥用にすら不足するに至り。

○西紀一八九二年
一六四七年

○國庫貯蓄ノ主テ
ルモノハ米ニ布
也。

國家の必要とする其調辨に苦しみ、國庫の空乏を告げしこと一再ならず。此時代よりして漸く人蔘が國貨として銀の代用を爲すの勢を慣成せり。また此時に於て後の紅蔘の前身たる把參の製造民間に創始せられ、其支那への輸出漸く盛とならんとするの形勢を呈せり。是等を以て此期に於ける特色なりとす。

第二節 人蔘の徵收並其他の調辨手段

第一項 一般的普通の貢課

凡そ新羅以來最近代迄國家並王室の必要とする物品は、穀物布帛を租税と其産地の民の貢賦に出でしむるの方針を執れり。高麗に於て其制紊亂し弊害極り無く、民の痛苦甚しかりしに鑑み。李朝の太祖は開國の初め即位の年に於て所謂任土の貢として産地に對し賦課する物品の種類と數量を定め。其負擔を適當ならしめ、之を後世に傳へ弊無からんことを期したり。此時に於ける人蔘の負擔地其數量等は明かならざれども、決して人民が苦痛を訴ふる程度にあらざりし也。

總て太祖は高麗の惡政に鑑み、其政治家たる英偉の資を以て國家百年の計として、創始制定せられし良制美法少なからずと雖も。朝鮮の國情は其襲倒維持

を許さず。特に抑制し能はざる兩班のみの經濟生活の向上、國家政務の膨脹、官吏の増加兩班階級の繁殖等は。租税の増徴、貢賦の添加、夫役の頻發を促がすに至れり。人蔘の増課も亦其數より漏るゝを得ず。早くも太祖即位より二十四年の後太宗十五年四月に於て江原道都觀察使李安愚より上書せる中に。

……貢賦の制我太祖開國の初壬申年間（一四一三年）に於て所用を參酌し其數を詳定す。意ろ之を萬世に傳へて弊無からしめんとする也、時に因り損益す今に至る二十餘年國に匱乏無し。近ごろ各司皆加定の議あり、微にしては人蔘唐楸子、大棗の如き。紙地、席子、油燭、清蜜に至つては厥の數猥多。或は來歲の貢を引納す願くは、攸司をして量宜し、更に議を定め。右の條宜しく更に相考するを得せしめよ……とあり。「太宗實錄」

漸々他の貢物と共に其増加を見るに至れり。世宗九年七月に……上曰く、予聞く人蔘の貢平安、黃海兩道尤苦と爲す。世子朝見の時の進獻人蔘餘り有らば、則ち今年の貢を減せんと欲す。戶曹判書安純對て曰く、見（ミ）に一千餘斤あり、上は命じて黃海道を全減し平安道を半減す……。「世宗實錄」
とあり「世宗實錄地理志」の記載は此時代の人蔘産地と其貢進地を知るべ

○貢賦事例ニハ國初凡ソ七貢アリ略テ前朝ノ例ニ倣フ太宗ノ朝始メテ貢賦ヲ定ム世宗ノ朝又貢賦ヲ定ム其邑産ニ隨ヒ諸道ニ分定シ土民ヲシテ水師ニ直轄セシム其後川度漸ク廣クト定當量無ク京外百濟二加ハリ月二増シ島嶼ニル能ハズ云々トアリ。

○下ニ記セル各地何レモ土貢ノ中人蔘アリ。

△京畿

永平縣。

△忠清道

忠州牧 丹陽郡 滄風郡 槐山郡 陰城縣 延豐縣 堤川縣 永春縣 滄州牧 天安郡
沃川郡 文義郡 竹山縣 全義縣 燕岐縣 溫水縣 永同縣 報恩縣 鎭川縣 公州牧
禮山縣 大興縣。

△慶尙道

彥陽郡 安東都護府 寧海郡 順興都護府 榮川郡 骨松郡 義城郡 盈德郡 禮安縣
基川郡 奉化縣 開慶郡 山陰縣。

△全羅道

泰仁縣 高山縣 海珍郡 靈巖郡 康津縣 南原都護府 任實縣 雲峰縣 茂朱縣 順天都護府 同福縣。

△黃海道

安岳郡 谷山郡。

△江原道

江陵都護府 襄陽都護府 旌善郡 寧越郡 橫城郡 洪川縣 金城縣 淮陽都護府 金

化縣 平康縣 伊川縣 三陟都護府 平海郡 蔚珍縣 春川都護府 狼川縣 楊口縣
麟蹄縣 高城郡 通川郡 歙谷縣

△平安道

成川都護府 順川郡 价川郡 徳川郡 孟山郡 陽徳郡 隨川郡 朔州郡 寧邊大都護府
昌城郡 碧潼郡 雲山郡 泰川郡 江界都護府 理山郡 熙川郡 閔延郡 慈城郡
茂昌郡 渭原郡

△咸吉道

北青郡 永興都護府 高原郡 文川郡 預原郡 安邊都護府 吉州牧 端川郡 甲山郡
鏡城郡 慶源都護府 鍾城都護府 三水郡

此の人蔘納課負擔百三箇邑の産地は、國初任土の貢として太祖の定制に係るものなるべく。當時鮮内各地に其産出多かりしを知るべし。而して爾後に於て行政區劃の變更等により多少の異動あり。また生齒の増加による山林の開墾火田の作成等に因り、産額減少し或ほ絶滅したる地方もあり。一部分は特例として貢納の減額又は蠲免等の行はれたる事ありとするも。大部分は祖宗の法を變更せざる大方針と一には戸曹の臺帳にある課税物件は可成變更せざる政策の下に於て、本章の期間内は其徴收行はれたる如し。

○舊寧ノ部ニハ山蔘トアリ之レハ人蔘トハ別ノ植物ナリ故ニ省ク、山蔘ニ付テハ第六卷其項ヲ参照スベシ。

其徴收總額は毎年の消費量其他の事情より推定して、國初に於ては約一千五百斤内外なりしならん然るに約八十年を経過したる世祖の代には既に倍額以上に増加したるを見る。

世宗時代に於ても人蔘貢納の負擔が漸く民の苦となりしことは、「世宗實錄」十四年四月の條に……戸曹は啓す、咸吉道各官往歲より歲末に濟用監に人蔘を納む。請ふ竝に蠲減せん之に従ふ……とあり、此人蔘は常貢外の賦課に對する納付なるべし。

世祖十二年五月王は戸曹に命じ、詳定所堂上官申叔舟金國光等と平安道貢物の中蠲減すべきものを議せしめ、本道の民の蘇息を限り權除せり。

△嶺邊	人蔘五十斤の内	二十五斤	△昌城	人蔘四十二斤の内	二十一斤八兩
△江界	同五十斤の内	二十五斤	△碧潼	同五十五斤の内	二十七斤八兩
△朔州	同四十斤の内	二十斤	△渭原	同二十三斤の内	十一斤八兩
△泰川	同十五斤の内	十三斤八兩	△龜城	同十斤の内	五斤
△理山	同五十五斤の内	二十七斤八兩			

成宗の代に至つては不産となりし地と雖も其貢納を負擔することゝなれり。二十年二月に平安道觀察使李克墩に下書す、曰く今奉使して還る者あり。龜城

○今ノ歲額也。
○各官トアルハ各其官治ノ府州縣等ヨリ納付ノ意。

○人民ノ負擔力ノ恢復スル迄ノ特別取扱ノ恩惠的減免。

○此等ハ生マノ人蔘、正等ハ乾シタ
ルモノ。

の民の言を以て來り啓して曰く、本府貢案に錄する所の茯苓、清蜜、松子、蔘、正蔘は皆本土産する所に非ず。毎年必ず遺處に買す、民甚だ之を苦しむ請ふ他邑に移さんと。若龜城の民獨り此弊を受くるとせば、則ち移賦すると雖も可也。若し道の諸邑多くは龜城の民の如き者あらば、則安くんぞ盡く諸れ諸邑の貢案を改むべけんや。一たび其端を開けば、恐らく諸州の良相繼で蜂起せん。道の民弊は卿之を知らざるなげん、其輕重を度り斯に速かに以て聞せよ……とあり。

「成宗實錄」

太祖革命の後九十餘年既に其貢物の良法は破れんとし、或は加徴せられ或は不産の地に課せられ。先王の法たる任土の貢の精神漸く失はれて、高麗の惡政に還原せんとするを視る。

其後宣祖の代に至つては、更に其貢賦の増加を見たること後段記すが如し。

第二項 特別の貢賦

端宗より世祖の代に於て、前々よりの絶間無き女眞人の襲來の對策盡きて、遂に鴨綠沿岸の闊延、厚昌、虞芮、慈城の四郡治を廢し、官衙を撤し、住民を引揚げ、空曠の地とせり。之を廢四郡の地と稱し、江界府の管下に屬せしめたり。此四

郡の地は人蔘の本場とも稱すべく、豊富に産せられたる土地なり。此時代に於て左の如き第一項の貢課とは別の貢蔘創められたり。

- 一、内局人蔘 三斤 五臟政府人蔘 三斤
- 二、戸曹人蔘 二斤 六巡營人蔘 六兩
- 三、宗親府人蔘 二斤四兩 七兵營人蔘 一兩
- 四、中樞府人蔘 一斤

計十六斤、最初實物納付後、江界府の負擔

右情、債倍蕪して八十斤の多きに至れり。仁祖元年江界邑人前僉使金應珍、前座首田有年、出身桂長春等は、備邊局に其負擔の苦痛を陳疏したるにより、一旦革罷せしも、後幾くならずして復設せられたり。以上「江界邑誌」

其後永く此制持續せられ、江界府民の苦痛となりしこと、次章に記すが如し。本項に付て検討せんに、上欄に記したる如く私情より發生せる甚だ不合理のものにして、蓋し廢四郡の後に於て、同地方は人蔘の本場なれば、江界府使に於て之を採取して利益を得べく、或は私益、又は地方人の利益の爲めに、其許可を蒙るべき條件として、或は運動方法として、右の如く定め創めしものなるべし。

第三項 人蔘の卜定

○内局ハ内醫院也、人蔘ハ藥用ニ必要ナルモノモ、抽ニ一般ノ貢蔘アリ、戸曹モ亦同權ノ人蔘多額ニ納收納セリ、宗親府以下ニ至ツテハ其官廳ノ性質上、人蔘ニハ關係無シ。知ルベシ此貢納ガ甚シク情實的ノモノニシテ、二以下ハ其官廳ノ首領高等ノ私的所得ナルモノナルヲ、○備候ハ情實ニヨル請求。

○此江界府ノ人蔘ハ特ニ中間ニ於テ賦額ノ課アリシモ、正等ハ尤サザリシ、難末ニ至ツテハ其代錢ヲ徵シ之レヲ各其人ニ給與セリ。

凡そ卜定と稱するは定制年貢による貢物以外に。其貢物として定められあ
る物品の不足により又貢物品目に無き物品を臨時の必要により。産地に割充
て進上せしむるを謂ふ多くは無償なり。

○信・第六卷其
項ヲ見ルベシ。
○羊角蔘 第六卷
其項ヲ見ルベシ。
○本書第一編明朝
へノ貢物ノ章羊角
蔘ヲ把參ニ代ヘン
トスル條ヲ参照ス
ベシ。

人蔘の卜定は宣祖の時代に初まり、其後徳川政府へ信使派遣の時信・蔘のに
至り甚しく多額となれり。宣祖の時に於て創められし原因は、明朝への貢獻の人
蔘は人蔘中に於ても最良品たる羊角蔘と稱する、數十年を経て根の分岐せる最
價の高き物を撰定するの例也。然るに此頃既に人蔘の濫獲に因り戸曹に徴收
する品は根細くして此に適合する者少なく。其調辨に困難して。遂に主産地
方に此卜定を見るに至りしものなり。

第四項 人蔘の貢物徴税

人蔘の取引に對し貢物を税として徴收することも亦、宣祖の時代に於て創め
られたり。其主旨は此徴税の人蔘を以て明廷への貢獻品に充當するに在りし
も、一面には御用商人たる一部の蔘商を保護して特權を與ふるに出でたるもの
なり。其確たる年月は不明なり、「宣祖實錄」三十九年六月の條、戸曹の啓に：
…蔘商人等の處本曹より路引を成給し、一は以て收税して進獻の用と爲し、一

○商川旅行許可
同。

○許可同。

は以て奸細私採の路を禁ず。行狀なくして往來採買の人一切禁斷、現露の物件
は官に没し、重に従つて科罪す。當初啓下の事目嚴明ならざるに非ず、而して近
來産蔘各道の各官等は朝廷立法の意を體せず、許多の蔘商人等路引無しと雖も
盡く私採を許す。或は官より捧税捧の中に一人の犯罪して捉はれし無し、此を以
て今年路引を願出る者絶無なり。各官の私を行ひ法を蔑にし進獻の重事をし
て手を束ねて策無く、奸騙興利の徒任意行略畏憚せざるの狀極めて駭愕と爲す
…云々とあり。

右私採を禁ずとあるは、西北の重なる産地に對して行ひしものにして、全國一
般には行ひしに非ず。また往來採買とあれど、商人自から人を雇ひ採取せしに
は非ず、産蔘各地に出張して私採の人蔘を特許買受人として買入しなり。此現
物税の率は不明なれど、蓋し後代東萊の日本貿易人蔘に課せしと同じく、什一の
貢物税なりしならん。

此徴税も豫期の收入を得られざりしこと、右戸曹の啓にある如く。地方官の
情實と且つは其蔘商が中央に貢納ある爲なりしなり。光海君の代に至り蔘商
の數を制限、官より指定し簿冊に登録し是により税金を徴する方法を制定せり。

「受教輯錄」光海君九年承傳に。

一、蔘商成冊に落漏せざる者。成冊後竊避する者。私自防納する者。物件は官に没し全家徒邊肅宗十年犯人の身に眼り邊邊定配と改む

とあり、此嚴法も亦十分なる功果を得ざりしにより、中期に至り一層法規を緻密にし。産地の取引額と人名とを地方觀察使より中央戸曹に報告せしめ、脱税を防ぐの方法を取るに至れり而して是も亦効果少なかりし也。

第五項 買蔘即人蔘買上方法の實行

茲に買蔘と謂ふは、後代の用字買蔘とは意味を異にし。買納産地より人蔘の代りに布を納めしめ、戸曹に於て蔘商より官定價格に依つて人蔘を買上る方法を謂ふ。宣祖四十年に實行せしこと下記の如し。此時代産地人民は其買納する人蔘を、既に大半蔘商より買入て之に充つるの風を爲し。其價格に付ては蔘商が暴利を貪り、人民負擔の苦痛となるに考へ、其弊を矯正せんとするに出でたるものなれど。蔘商が隠然顯貴に結び巨利を靡得せる根本の惡弊を一掃するには此法は力甚だ微弱なりき。何となれば蔘商の利を殺ぐ事は顯貴の利を殺ぐ事を結果すればなり。果然實行に於て躓躓せること下記の如し、蓋行はれず

○後代ノ買蔘ハ買納地ニ代價物タル布、穀物、錢等買納ノ年ニモ足ラザルモノヲ下付シ徵收スルコト云フ。

して中止したるものならん。

「宣祖實錄」四十年五月戸曹の啓に……曰く、人蔘の一事買蔘の民此に因り流散し防納の輩を獲る萬倍。今は朝廷商量變通し漸に買蔘の規を立つ、庶くは前日の弊を除くべし。而して防納の輩一朝にして其重利を失す、群怨衆怒至らざる所無く百計沮み毀らんとす、其情極めて痛甚と爲す。平市の官員率領の蔘商若干人、價布已に即受す。而して五部の官員は即ち托するに蔘商盡く逃れしを以てす、竟に率來の意無し。而して中部西部は、則ち反つて慢忽の語を獲す、尤も駭愕を極む。大抵京外の蔘商皆勢を牟利富貴の人に藉る、豈一朝盡く逃散するに至らんや。中部西部の官員を先づ推考し以て其餘を警しむる如何傳して曰く允す。

史臣が曰く、買蔘の令を設けて防納の弊を除く善なりと謂つべし。然して所謂蔘商防納の輩は皆兇藉する所あり、諸宮の所屬に非ざれば權貴の家に托す。縦ひ罪犯有るも走つて一小紙を取り便帖せば無事なり。君令して行ふ能はず、國法禁する能はず、五部の官員の能く制する所に非ざるものゆわれある也。故に曰く、朝廷の權は市井に歸す、市井の利は權門に歸す、利を以て權に易ゆ、權を以

○防納ハ買物受買納商人ヲ指ス此輩ノ手ヨリナル物品ニ非ザレハ官ノ檢査通過セザル也。
○平市買ハ物價ノ不衡ヲ謂フ商人ノ不正ヲ取締ル官也。
○五部ハ漢城府下東西南北中ノ五官也。
○戶曹ハ命シテ平市署下五部ノ官員ヲシテ人蔘買上ヲ實ニ申ヒ來ラシム人蔘ヲ買上ガントセシメ公定ノ價額キ爲其命令行ハレズ、官員其執行ヲ担ミシニヨリ、其責任ヲ問ヒ處分セントセシ也。

○人蔘ノ外ニハ六
英銀ノ如キ銀用商
人ノ團體アリト雖
モ亦爾用ノ取引ニ
シテ且銀ニ布ヲ以
テ銀ノ取引甚少
ナカリシ

蔘を取扱ふ商人無きに非ざりしも、東萊の日本貿易は官給の外は、人蔘は禁制品なれば僅少なる密貿易の外に出でず。また明との人蔘貿易は、中江の市に於て僅に取引せられしと朝鮮の使臣が公定の少量を北京に於て貿易せしに過ぎず。此時^{此時}關門正貨を有せざる經濟組織の發達せざる此國に於ては、國産の碎銀及外國貨幣^{日本}支那たる銀貨を以てする取引は殆んど言ふに足らざる額にして、其富力としての流動資本たる貨幣を蓄積するを得ず、然るに明末に至り明は清^{初め}は女眞^次と事を構へ、當時人蔘を四百餘州に供給せし滿洲との商路杜絶して、人蔘の^{支那}支那本土に於ける價躍騰し、其爲に朝鮮人蔘の密貿易と公私貿易とを問はず、支那に向つて輸出せられしこと巨額に上り、随つて朝鮮に銀の入りしこと空前の額に上れり。是此蔘商たる資本家の擡頭せし一原因にして、朝鮮經濟界に於ける一時的變體現象なりと觀るを得べし。

而して此等蔘商は所謂日の寄る處に玉てふ俚諺の如く、上は王室諸宮より權門と貴族結托し其利を共にせるものにして、實に貿易に於てのみならず、國內に於ける人蔘の商權を獨占壟斷し、當該官吏と相結び貢納は其手を經るに非ざれば如何に良品と雖も黜退を受くるに依り、産蔘地の人民は此等商人に廉買

せられたるものを高價に買つて上納する如き奇觀を呈するに至れり。總て人蔘惡政の源は皆茲に發せり。前節に述べたる如く、史臣が蔘商の輩皆憑藉する所あり、利權位を易へ玉權孤なりと嘆せるも故なきに非ず。此時に始まりし此惡弊は、爾後に傳はり李朝の末期紅蔘時代に至るまで其害毒を流傳せり。

第四節 潜商の禁併せて人蔘輸出の禁把蔘製造の禁

人蔘は金銀等と共に國初より是を國外に出すことを禁じたり。國初の「經濟大典」に其概括的規定の明文ありしこと下に記すが如し。されど此禁令も行はれざりしことは、元來朝鮮に於ては古く新羅高麗の時代より王家巨室等の勢力者が營利主體たる一面を有し。此傳統は近代に迄綿々として縷の如く繼承せられたれば也。「太宗實錄」十七年五月の條に：：京に赴くの使臣の行次謀利の人往て中國に赴き暗に賣買を行ふことを禁せしこと出で。同十八年五月の條に：：日本楚殿倭使還る、巡禁司は啓す近來禁物を將ひて貿易する者頗多し。判議政南在府院君柳堯鄭擢前經歷許盤石等亦銀蔘等の物を將ひて人をして貿易せしむと。上は曰く此等巨室も亦令を犯すは甚だ邦家の光に非ず、宜しく問ふ勿れ、人をして知らしむる勿れ：：とあり。此の太宗王の言意味深長

なりと謂ふべし。

「世宗實錄」五年正月の條に：：禮曹は啓す、慶尙道監司關啓。日本國回禮使の行次防禁無きに緣り式に依る物件外の雜物と禁物とを潜かに隠持し恣に買賣を行ひ士風を埋没す。請ふ自今回禮使の行次官を差はし搜檢せん、命じて啓に依り施行せしむ、真禁物のみを搜檢せしむ：：とあり。「世宗實錄」二十五年五月の條に：：議政府は擬して曰く、金玉振は木と自から微にして傳家の財産無し、通事を以て累ねて京師に赴く濫りに賣買を行ひ以て暴富を致す。其入朝の人暗に賣買を行ふ赦容を経ると雖も、律に依り沒官の事載せて大典にあり：：云々とあり。「光海君日記」八年八月の條にも、釜山潜商の件に付て：：王は曰く祖宗の朝嚴に科條を立て潜商を禁斷す良に此を以て也：：云々とあり。世祖の朝に於て國初よりの元續大典騰錄等を損益して制定せる「經國大典」中に：：倭館の蔘貨潜商及西北邊開市並北京へ使行の時又隣國に使する者の人蔘挾帶の禁制あり。睿宗元年三月に商人李吉生が倭人時難而羅に人蔘五十斤を貿易せしこと發覺し。本人を斬に處し首を傳へ家産を籍沒し、其連類を流刑に處し且三浦の私貿易を禁せしこと「睿宗實錄」に出づ。蓋此時代日本の

○日本文明元年、
足利八代崩御。

○釜山、海州、羅
明。

人蔘需用の甚鮮かりしより考へて、其法禁は稍保たれたるものと考すべし。其後百四十年を経て後徳川二代秀忠の時に於て朝鮮との平和を克復し通交を始めたる時に、人蔘虎皮等の禁を解くや否に付て問題となれり。「春官志」に……萬曆庚戌正月開市の時、紗羅綾、段、虎皮、紬參等の物禁する勿く賣るを許すとあれど其後二十八年後の「徵債騰録」の記事には、東萊府使より人蔘貿易の禁を解かんことを上啓し、戸曹の同意を経て之を許すこととなり。王は允下したるも備邊司より防啓して遂に取止めしこと出づ。考ふるに或は「春官志」の記事の如く一旦許して後幾干もなく又禁じたるものか。或は又公貿易には許せしも私貿易には禁せしものか。

右の如く島主の歲遣船に人蔘を給する外は私貿易は嚴禁せしと雖も、事實は密貿易も相當に行はれたること疑無き所なり。

右の外宣祖三十九年六月には戸曹の啓により把蔘の製造を嚴禁し嚴刑を以て之に充つる事としたり。此禁令は支那への密貿易の源を塞ぐこと、此密貿易の爲に明廷への進獻品に缺乏を來せしに因る。また仁祖二年十一月には戸曹の啓により、根島の毛文龍の處に人蔘其他の禁物を賣買することを嚴禁し。

○光海君二年、
本慶長十五年、
○東萊ノ貿易

○此蔘ハ支那前
ノ蒸製シタル人蔘
ナリ詳シキハ第七
卷其項ヲ參照スベ
シ。

平安黃海兩觀察使及義州鐵山の官管餉使に下諭し、舟路關津の要處を識察せしめ犯人は境上梟示することとし。其檢飭を謹まざる當該官は拿鞠することとせり。同三年二月には其禁を一層嚴にせり。「宣祖實錄」「仁祖實錄」

北京へ使行の時一行の人が人蔘私帶の禁斷も十分には行はれざりし。仁祖二十三年謝恩使の行中譯官朴璣が人蔘を私帶せること先方に於て發見せられ、戸部より擬罪すべき旨の咨あり。王は之に對し、本人の供稱は此前より赴京の人員が人蔘を帶して賣買するの例あり、新たに禁令有るを知らず誤つて賣去る云々……恭しく裁處を俟つと回咨せしに。更に戸部より貢使が蔘貨を持することは明朝の時或は有之しならんも本朝となつては盛京以來より挾帶を許さず豈禁前と云はんや。朴璣等は始く輕きに従つて杖徒せよとの咨ありたり。「通文館志」「同文彙考」

以上嚴重なる禁令も殆んど行はれざりし。嘗に此期のみならず、國初より國末まで總て人蔘に關係ある禁令は大抵行はれずして了りたり。畢竟官場に於ける統制の缺如と紀律の弛廢に由るものなり。

第五節 人蔘の惡政と官吏の貪墨非行

李朝に於ける人蔘の悪政は既に世宗祖時代に兆候を見はし宣祖時代に至つて激甚となれること本章各節目に説けるが如し。太祖が開國の初めに制定せし貢賦の良法も、未だ五十年を出でざる中既に破れて其量目増額せられ。産地人民の負擔は重大なる苦痛となつて積屑せらるゝに至れり。總じて其悪政なるものは、人蔘價格の昂低と輸出の増減により、常に消長せるは最も注目し得る點にして。此期に於ても明末人蔘の價格躍騰と共に、悪政更に濃厚となり。宣祖王をして一條の尤物生靈の巨害と爲ると嘆せしめ。史官をして山郡の民甚しきは肉を剝るありと嗟かしめ、また民を醫する草却て民を病ましむる草となり。積年民を病ましむる草却て國を空ふするの妖草たらしむと憤慨せしめ。大司憲朴承宗をして參貢は民の巨蠹となると極言せしむる程深刻なるものとなれり。

凡そ朝鮮の貢物は何の物品たるを問はず、産地の負擔は法定の數量にて足り得るものに非ず。例之は江原道の鹿茸鹿の藥材を乾したる藥材、海南の柑橘、慶尙の鮑、莞島の赤椗椗のカキ椗舟の用途、海州の墨、咸北の貂皮、等々の如き珍らしき物、貴重なる物ほど數倍を徴せられ。人民の手より中央政府又は王室に迄到達する経路に該る

○原名 Manis
Baptista 人蔘
今日ニ於テモ價貴
トシ、濫獲に因リ
今殆んど絶滅セ
リ。

者の役得となるを通例とせり。人蔘も亦此例に漏るゝものに非ず。問々清白の官ありと雖、病膏盲に入れる吏僚の悪風は之を矯正するに力無かりしものなれば。此點に於て人民が負擔の苦痛は豫想外にして、猶其上に私的不當勒徵御用商人が廉價の抑買あり。また一面には貢納に方つて地方中央共に受領の官吏が御用商人と結托して、其手による人蔘に非ざれば不合格とする等の悪弊あり、貢納の手續上の雜費あり。以上の結果は産地人民の窮乏零落を來し、其逃亡による人口の減少、部落の衰頽を見るに至れり。また其外に明の使節の人蔘誅求に因する悪政。越犯探蔘取締に關する悪政に付ては、第一編に於て詳述したれば茲には是を省略せり。

地方官の悪事に對する本件の具體的記述に付ては、「光海君日記」八年九月の條に左の記事あり。

府・秘密の事を啓す、江界は京都より絶遠の地と雖も、而も列鎮彈壓の所と爲す。故に府使は武弁を以て差遣すれば、則ち必ず文臣を以て通判と爲す、其意在るあり。判官尹是勇は名は文臣と雖も、愚劣腐鄙加ふるに貪虐を以て貂蔘を聚斂す。民命に墮へず。此の如きの人決して諸を關防に置き、其欲する所を恣にせしむ

○同條府。

べからず、命じて罷職せんことを請ふ……とあり、當該産地の官吏にして、此類他にも猶ありしなるべし。其一般的抽象的記事に付ては、本章各節の中に散記せり、故に茲には之を贅せず。

〔附記〕

宣祖四十年四月に備邊司が女真人の侵入に對し、防守の重きは鴨綠江邊六七邑に在り。近頃人蔘の痼弊により、軍民逃散して殆んど盡きんするにより、蔘商を檢束すべし云々啓上したるに對し、王は之を允せり。本項に史臣の贊あり、名文にしてよく人蔘の情弊を盡せり。此文人蔘史上重要なる資料たるべし、茲に其全文を掲ぐ。

史臣が曰く、國の將に亡びんとする必ず尤物ありて之が祟を爲す焉。獨り女妖のみ然りと爲すに非ず、一草木の微と雖も、苟くも以て民を病まし、國を亂する者尤物に非ざるは莫し。故に丹砂は漢を危くし、荔枝は唐を傾く、石は宋を覆せり。其全盛の時に當つては、求めて獲ざる無く、惟だ意の欲する所孰れか、數物の微にして害を爲す此に至るを知らんや。然して其愛好の極は必ず誅求に至る、誅求已ますんば必ず民病むに至る。民病んで已ますんば必ず財竭るに至る。財竭きて已ますんば賦加はるに至る。賦加はつて已ますんば必ず離散に至る、散じて盜を爲す何の所か至らざる。此を以て之を觀れば、一草の國を亡ぼす豈虚語ならんや。夫れ蔘の物たる醫方中一等の草に過ぎず、時に及んで採取、漫勃と其用を同ふす之れ有るも天下の人をして無病たらしむる能はず、之れ無きも天下の人をして皆病ましむ

○平壤馬勃

○北京行使臣が已ノ名ヲ以テ官威ヲ着テ産地ニ來請スル也。
○唐官ハ明ノ使節。
○北京ハ朝鮮ヨリ北京ニ赴ク國使ノ行。

○草木白木漢方藥、價廉也。
○建州女真人ノ擧頭。

る能はず、有無の國用に關せざるや明けし矣。今や蔘の故を以てして、舉國連々として恒に不足の嘆あり。民生感々として、蹙額の苦に堪へず。民を醫するの草反つて民を病ましむるの物となる。其故は何ぞや、我國の蔘を以て、獻と爲す土地の生ずる所に過ぎず、而して中國の蔘を以て、貴とする長生の輩の如し、遠方の物を以て恒用の茶と爲す、公卿士庶皆然らざるは莫し。轉相販賣す、其利百倍なり、利源一たび啓く、蔘價騰騰る。我國蔘細の徒私に其直を市る、諸官權貴の家、傲つて之を行ふ、蔘商を招納して、互相利を分つ。譯官と選結して、坐ながら中原に販ぐ。中原の銀、我國の蔘、其利正に等し、蔘何ぞ貴からざる、而して民何ぞ病まざらんや。上欲を爲さず、然る後、以て民の盜を爲すを禁ずべし。上利を争はず、然る後、以て民の蔘を爲すを止む。今一たび使臣の行あるや、求諸列邑に、遍ねし、一唐官の來るや、微索閭里を、驅がす。而して赴京の時、又禁門より譯官を招致し、置つて銀蔘を給し、唐物を販賣す、之を關内貿易と謂ふ。使臣禁ずる能はず、御史敢て覆く無し。此に藉りて、蔘を爲す何を、權つてか爲さざらんや。宮中高醫四方一尺、諸宮亦然り、權貴亦然り。人争ふて、蒸效し、上下利を征して、民を厲まして、自から奉ず。但に人君の納利を、壟斷するのみならず、獨り商賈の是の如きのみならず、而して木道を、して多く、蔘商を招くを、嚴加斷正せしむ。如し其源を塞がずして、其流を防がんとするも、尙得べけんや。今宜しく人蔘の弊を、痛陳して、上達すべく。豈命じて、進獻の物民の、探る所に、隨ひ大小を、擧げず、貿易の蔘禁門より、絶し。次に諸宮次に、權貴を、禁ぜざらんや。然る後、一尺の禁令、四方命を、傳へしむれば、蔘商自から、絶え、蔘價自から平かに、蔘を、視ること、蒼白の木の、如けんのみ、移定せずと、雖も可也。今聖上西鄙の憂に、因り之を、撫摩す、此に、教して、拔本蔘源を、正すの、機なり。該曹たる者、反覆開陳、永く、互弊を、杜ぐ、能

は予して顧みて乃ち盛々收買の不足移定の不可を論啓す。積年民を病ます物をして終に空國の妖草たらしむ嘆ずるに勝ゆべけんや。

第十章 李朝中期の人蔘行政

第一節 總説

本章に中期と稱するは孝宗元年より英祖五十二年迄百二十七年間を指す此期間に於ける人蔘行政の特色として擧ぐべきは。

- 一、人蔘の國川増加したるに反比例して其産額遞減し隨つて價格騰貴し。爲めに人蔘の悪政は前期末よりは一層甚しく其負擔の大部分は此期の産地たる咸鏡平安江原慶尙等各道中の某る地方にのみ集中され。其人民は苛斂の痛苦に喘ぎ疲弊衰亡を來し就中江界は最慘狀を呈せり。
- 二、其負擔の苦痛を輕減する悪政も屢施行せられしも効果甚微弱なりし。
- 三、官吏の非行と蔘商の不正行爲も亦前期末よりは増長して行はれたり。而して本期末に至つては蔘商利を失ひ漸凋落の兆候を見るに至れり。
- 四、此期の初めには日本の人蔘需用激増して東萊の貿易活潑となり。取引斤量

○日本慶長三年徳川家光より安永五年十代徳川家治、明世祖順治七年より高宗隆慶十一年迄

多きは年三千餘斤に達し隨つて日本銀貨の輸入空前の多額に及び爲に朝鮮の北東貿易活潑となり事に従へる南西通譯の富饒を助成せり。されど末期には日本の人蔘栽培發達して其需用減少し商譯共に漸く衰兆を見はせり。五人蔘に關する法規の發布頻々たるものありたり。是人蔘が政治上重要なる地位に介在せしを示すものたり。

以上を其主要なるものなりとすべし。之を要するに朝鮮自然生人蔘の全盛期と觀るべく。開國以來銀貨の最多く流通したる時代なりと稱するを得べし。

第二節 人蔘の徵收

此期に於ては其徵收は前期に比し更に不合理のものとなれり其徵收地域は。

- (1) 嶺南^{全羅}慶尙^中の山村の一小部分^(實物納)
- (2) 關北^咸の中海邊及平地の邑を除きたる以外の全部^(全部納)
- (3) 關東^江中^{金剛山}脈に涉れる各邑^(實物納)
- (4) 關西^{平安}中山邑の大部分^(代物納)

右各箇の精確なる總地名は古典上には明白ならず。而して不産の地も賦課せられたり其徵收の手段方法としては。

- (1) 大同法に依り布穀錢を以て徴收するもの。之に屬するものは國初より納付せし貢蔘と稱せし傳統によるもの、一部分也。
 - (2) 貢蔘と稱し買上の名義を以てし、實は實價の半以下の錢穀布帛を補助し強徴するもの。
 - (3) 人民に採蔘の勞役を課し、入山採取せしむるもの。此方法は江界府と外二三の地に限り行ひたり。
- 右の中實物納付の者も、十中の九は蔘商より人蔘を買入れて義務を果すに至り。代物納付の者と共に、人蔘價格の騰貴に因り、負擔は年々苛重を加ふるに至れり。

第三節 人蔘の缺乏

日清兩國に輸出する人蔘の量多額となりて遂に國內の需用に缺乏を來すに至れり。人蔘の缺乏は既に前期光海仁祖の朝に於ても亦是を見たれども、それは明清の釁に因り滿洲人蔘の商路塞がり爲に支那に輸出激増せしに因る一時的現象なり。此期の末に於ては利の多き所國を空くして輸出せられしに由るものなり。

○王蔘大君等亦貿易ニ關係アル也。
 ○南商ハ前南商ノ商人人蔘由南商ニ轉用多ク今日亦然リ。
 ○使節一行ニ假入シテ行ク商人登通譯人蔘ヲ賣レザル時ニ之ヲ抵當トシテ銀ヲ借リ來ル由成ハ密託買賣トシ南商ヲ營謀來ル也。
 ○二朝ハ死刑。
 ○滿洲人蔘。
 ○京城ト外方即鮮内。

肅宗八年戶曹判書尹塔は啓して曰く、人蔘は我國産する所と雖も商賈の輩北京東萊に轉輸す。故に閭閻の藥用亦且つ乏絶す、南北の中一處宜しく禁防を加ふべし。左議政閔鼎重は曰く、東萊は則ち倭人我境に於て互市す、故に時に隨ひ貴賤之が賣買を爲す。北京は則ち時ありて南商至らざれば則ち我國の蔘を持つる者狼狽利を失ひ私自留托して來る、之を禁す甚だ便なり。王は曰く、今年冬至使より禁斷する可也、是後禁を犯す者は一罪を以てせん……「通文館志」燃藜室記述別集」

英宗二十三年八月禮部に移咨し、順治十年請ふて允を得て他の藥材を賣せし例に依り、人蔘買來を允されんことを請ふ。内醫院より藥用人蔘比來絶種し以て供に繼ぐ無し、閭閻に屬す……云々と啓せしに由る。此時も禮部之を許さざりし次第で、同三十五年二月王は曰く、人蔘の絶貴近日より甚しきは莫し……云々……今後特に胡蔘を北京にて買入來るを許し、京外藥用の資と爲さん。

右により、其年八月冬至使の時北京禮部に啓文を發し、藥蔘固と本國罕に有之而して去年秋隕霜太だ早く、樞葉盡く脱して地採無し……云々。順治十年許を得て藥材無しを貿易し來りし例に依り許しを請ふ。遂に許されず、其年十一月

禮部の回啓は……該國所産偶ま缺乏あり、亦常に有之の事に非ず、即ち舊例に依る買用藥材に止む。竝に未だ人蔘請買本部轉奏を便とせず云々……。「通文館志」「英宗實錄」「同文彙考」

○此時、延禧宮中、洪ノ平本ニハ、乾隆二十二年ニ朝鮮ヨリモ亦人蔘ヲ買スルコトヲ請ヒシモ、皇帝ノ特旨ニヨリ檢査セラルコトヲ記セリ。

禮部が之を皇帝に奏することを爲さざりしは。其時清國に於ても滿州人蔘漸減少せんとせし時代なれば支那の需用に不足するを慮りての事なるべし。されど表面は表面裏面は裏面として相當に融通の利く清國の事なれば。滿州人蔘も亦朝鮮の北京行使節一行の手にて買ひ來りしこと後段に記あり。

……英宗四十五年十一月……胡蔘の賣買を禁ず、時に人蔘の價踊り多く北京より胡蔘を賣來する者あり其實人蔘に非ず。藥房都提調韓翼壽爲めに言ふ。

王は……人自から服するは猶可なりとするも、誤つて父母の病に用ゆれば孝子の心當さに如何。遂に中外に諭して嚴禁し又使臣を飭めて買し來る勿らしむ。「英宗實錄」

とあり此朝鮮人蔘の日本支那への輸出は、其質の優れたるに因るものにして。見方によりては獨り人蔘のみが支那日本の商業圏に進出したりと謂ふべく。其弊價の爲めに喜ぶべき事にして爲めに朝鮮の銀血症を救ひたる補効亦大なるは爲したり。

り。猶進んで其繁殖を計り國富に資すべきなれど。當時の爲政者は斯る點には毫も氣付かず、唯宋學に養はれたる唯心的舊式の政治思想以外に出でず。其補効を受けたる事は省察せず唯日支兩國に買はるゝが爲價が騰貴するものと云ふ點にのみ考を尖らし之を國の不利益なりとして、其輸出禁止の一原因とは爲したり。

第四節 不正人蔘の發現と其禁令

不正人蔘は既に前期にも現はれたり、宣祖時代に當る明の謝肇淛の『五雜俎』中に……新羅蔘は數枚を合して一と成すの記事あり。「宣祖實錄」に進獻の草蔘を把蔘に代へんとの議ありし時、王は把蔘は數個を合してタバとせる者なれば。若し皇帝が藥用の時中より鉛の現はるゝ如き事あらんか、爲めに大事を惹起すに至るべく。其不正技巧の検査困難なり、買物容易に變更すべからずとして之を許さざりしを前卷第一章第十節に記せり。されど本期に於けるが如く甚しからず、此の不正人蔘の夥しき増加と横行は此期に於ける特徴の一也。蓋人蔘の騰貴と其不足缺乏と、元來人心巧詐にして商取引に信用素質を缺如せることを其主因とすべし。而して其不正人蔘の造作法は大抵左の四種に出でず。

○本項ニ付テハ第一編第四章第四節第三項ト参照スベシ。
○其マノ人蔘。

- 一、蜂蜜に漬けて斤量を増すこと。
- 二、鉛を中心に挿入し若くは修製上蔘尾を曲げし部分に挿入すること。
- 三、膠を用ひて破片を集接して全形に造り。或は同上により大を小に、不完全を完全なる外形に作り。又は一根を縦断して二個とし其縦断面片側に鬚根を膠着し一個を二個に通用せしむる等にして此等のものを附蔘と稱せり。
- 四、人蔘を中心として他の類似せる桔梗の如き植物の皮を被らせ、又は之と反對に中身を他の植物を以てし、人蔘の外皮を被らせしもの。朝鮮に於て之を造蔘と稱せり。

右不正品は専ら東萊に於ける日本との貿易品にのみ用ひられたり。本件に關する文獻の記載を以下年代順に列擧せんに。

- (1) 孝宗二年德川家綱の將軍職を賀すべく信使を派遣せんとし其國交禮物の一たる人蔘調辨の時：人蔘に偽悪品多きにより：戶曹禮曹の官眼同審密し検査し而して不正品を發見せば重究することに決定す。「春官志」
- (2) 肅宗八年德川五代綱吉の將軍職を賀すべく信使派遣の前。肅宗より：異國に送る所の物十分精選せざるべからず。其中人蔘は倭人の重んずる所近來人心巧詐蔘品偽悪蔘を以て衣と爲し充たすに雜物を以てし或は納るゝに鉛鐵を以てし斤兩を重くす。若し此等の偽詐を異國に摘せられならば國體を損傷す：とし(1)の時に倣ひ検査せしめ

○此時ノ信使ハ延
期シ孝宗六年ニ正
使前旨以下ヲ派遣
セリ。

○推ハ假刑ヲ用ユ
ルコト。

○大明律ハ李朝ノ
刑法トシテ李太宗
末在別注大令發布
時迄準用ス。

○肅宗三十一年。
○此時代朝鮮人蔘
ハ對馬ノ一手ニテ
賣納人蔘商屋ヘモ
卸賣セシナリ。

○譯字。
○假案付使。

○對馬守ヨリ將軍
ニ獻上人蔘箱七
卷其項ヨ見ルベ
シ。

たり。「春官志」

(3) 肅宗三十年承傳(王の旨を承けて傳旨し決定し、爾後の例とするもの以下同)

一、蔘間に雜物を挿入し賣買したる者律に依り罪を論ず。右の如き不正人蔘は總て官沒す。犯人は受教に依り抽二次邊遠定配。賣買したる者は大明律不應爲に依り杖八十。「受教輯錄」

本項英祖二十年に廢止のこと。「增補文獻備考」に出づ。

(4) 寶永二年八月江戸町奉行坪内能登守様へ、人蔘問屋界屋七郎兵衛被召出。小賣所の人蔘悪敷仕込物有之人蔘交り居候段被仰聞候に付。對馬守御留守居山川作左衛門は能登守様ニ仰付られたる次第により差出したる口上書に：人蔘に仕込物有之段は彼國商人共利徳之爲生人蔘の時に仕込仕候故此方の力に及ばざる儀に御座候。仕込有之段對馬守も氣之毒に存兼て朝鮮國に書翰を以申達随分致吟味候得共。異國之事候得ば不任心近年出候人蔘は大形不殘致仕込置候。其段嚴く改め候而者只今の十分の一も請取候人蔘無之候：云々：。獻上の人蔘杯は別而念を入候得共是とも仕込有之候故。

年寄の御老中綾造度々其御斷申上候事に御座候：云々。「對馬文書」

(5) 肅宗三十七年八月不正人蔘造作の罪を定む。
藥房提調俞集一の上言。嶺東嶺南の進上人蔘中には膠付して全形と成す者あり。西北の蔘は爛蒸柔軟とし劈いて之に桔梗等の材を被らす者あり。私鑄の銀錢猶死罪に定む。況んや人蔘は人命に關す死罪とすべし。王は廟堂をして稟處せしめ其封進の官進排の人造成の人及西北蔘雜ゆるに他物を以てするもの夫々論責嚴刑邊遠定配等に決す。「肅

○好ノ親ヲ。

○英宗二十三年編
纂續大典中ニ(5)(7)
(8)ヲ條文トシテ載
ス。

○時ヲ待タズシテ
斬。

○英宗十九年。

○英宗二十年。

- 宗實錄「新補受教輯錄」には三十五年承傳とあり。
- (6) 英宗三年承傳
人蔘膠付册を用ひ造成せる者論ずるに死罪を以てす。「新補受教輯錄」
- (7) 英宗六年十二月備邊司の啓により不正人蔘造作犯人の取締を嚴にせしむ。
近來法令解弛し京中の奸細輩肆然契を設け間々他物を雜へ膠付造蔘し以て其利を專にす。今後此輩論ずるに死罪を以てし。西北探蔘の處地方官に通達し一體に嚴飭すべし。王は之を允す。「英宗實錄」
- (8) 英宗七年承傳
藥材中人蔘他の雜物を以て膠付造蔘潛賣現獲の蔘商は造銀錢罪を以て一體定律。「新補受教輯錄」
- (9) 英宗九年東萊對馬屋敷の門前に於て代官ハ不正單蔘の全部を燒却して示威的行動をとれり。「萬機要覽」
- (10) 寬保三年十一月二十一日町奉行より不良人蔘の件に付江戸對馬屋敷の留守居を呼出し達したる時。對馬の答は近來朝鮮人蔘殊の外悪しく相成皮ばかりの人蔘にて内を精堅めいたし候類多く。病用に使候功も薄く如何敷義被仰渡。答右は朝鮮人の化業故檢査に十分注意する様國元へ可申越候。云々。「對馬文書」
- (11) 延享元年三月にも町奉行より同上の件に付對馬屋敷の留守居に達せり。「同上」
- (12) 英宗二十九年四月對馬に給する單蔘に不正品多きより。東萊の對馬代官は前年の總量を京城に返送し。造蔘の人嚴刑ニ次遠配戸曹判書は罷職となる。「英宗實錄」

- (13) 英宗三十三年十月王は命じて造蔘犯人李光林を死刑。同金汝澤を島囀。森山別將姜弼文は造蔘犯人と締結の跡あり拿問嚴處せしむ。右東萊府使趙曠より捉囚處分を請ひしによる。「英宗實錄」
- (14) 英宗四十年二月德川十代家治の將軍襲職を賀すべく、正使趙曠以下を遣はせし時密濟の人蔘あり。一々擇出して別物にて補へり。趙曠の言に如此人蔘は五六年以來より現はるゝとあり。「梅樵日記」

右の如く法禁を嚴にして、犯人には死刑を擬し之を取締りしと雖も。法密に刑嚴にして愈益々其犯行を増加せり。畢竟其局に該る通譯等が商業主體たるあり、主體たらずとするも。其ナカマ若くは其貿易による不正の利益に均霑する者なれば。或は不正人蔘製造者と共謀せるあり、或は知つて默許せるありて。甚しきに至つては東萊府通譯が此不正人蔘の製造者たりしこと後段第六節に記せる如し。不正行爲の法禁毫も効果なかりしも理無きに非ず。

また不正人蔘が對馬に交付する單蔘に最多く。それが爲對馬と朝鮮とに紛争を起せしことは、本卷第一編及第六卷單蔘の項にも記せり。相參照すべし。

第五節 蔘禁嚴明

人蔘は虎皮金銀等と共に、國初より輸出禁制品なること前章に述べたる如し。

此期に至て其禁令一層嚴密となれること前にも記せり、其理由とする所は。

- 一、人蔘の密貿易盛なる爲めに鮮内の藥用にも不足すること。自國に於て此人生に必要な藥品を生産し乍ら、是を他國に攝取せられて不足を生ずるが如きは不合理の甚しきものと考へたること。
- 二、此密貿易の盛なる爲めに越犯罪人を多くし、其結果は國交に煩累を來し。國家の體面を傷け、上國より責諭を蒙る如き國家の大事件を惹起すこと。
- 三、爲めに國用の人蔘に不足を生ずること、價格の騰貴すること、延ひて人蔘貢納負擔者の苦痛となること。

等にして歴代の王以下大臣等の爲政者は此考へ方を以て始終したり。英宗の時藥房提調李天輔が王に對して、蔘商を悉く誅したる後に於て、始めて國々たるべしと上言せし如きは、此思想を代表せるものなり。而して其取締方法として最も力を注ぎしは、支那に赴く國使の一行の人蔘挾帶検査を濰州則義州に於て嚴行すること。東萊の倭館貿易を極めて嚴密に檢束すること。日本へ赴く國使一行の荷物を嚴重に検査すること等也。されど此密貿易と密賣賣は東西二咽喉たる東萊義州に於ける嚴束も其効果薄く、人蔘は暗路を経て滔々として

○英宗實錄二十九
年十二月。

流出したり。其例示として左に二三項の事實を擧げ、一斑全豹を推定するの料とすべし。

支那への例

孝宗四年七月、北京使行の譯官等が數外多量の人蔘を携帶し、北京に於て貿易せし事に付て禮部よりの咨あり。司憲府の啓により譯官張燦、金貴仁等を囚へ鞠問せり、其供述に一行の人持ち去らざるは無しとあり。右張金二人を三年の徒に處せしも、王は數日にして此を特赦せり。また其外の犯人の檢舉は不問に付して一切之を處分せず。犯人貴仁は杖死せしにより、王は怒つて刑曹判書、同參議、同佐郎の三官を拿問せしめたり。前記禮部の咨文中に、國王の蔘三十包……云々とありたり。「孝宗實錄」

○二包、人蔘斤

右の記事を讀まば思ひ半に過ぐるものあるを知るべし。右の如き内情は時に間歇ありとするも、此時の前後に於ても亦行はれたりしなり。

日本への例

肅宗十二年、同十八年に對馬の使が徳川將軍の爲めに最良の人蔘五十餘斤を賣することを請ひしも、蔘禁嚴なりとして之を許さざりしこと、上篇第二章第八

節に述べたり。

○肅宗十五年。

『朝鮮通交大紀』に、元祿二年己巳、此比彼國參貨の貿易を閉たりしを以て、公議眞書を禮曹に致し其出し買する事を求め。禮曹參議姜世龜より……人蔘我國に産すと雖も本來稀貴なり、曾て前に之を採るを許すの時は則ち猶餘儲あり。毎に買求に當り准許せざる無し蓋し善隣の義に出づ。比年以來其種絶少、本國の藥餌も亦得難きを患ふ茲に盛意に孤く想ふて惟た恕諒せよ……云々と謝絶せしこと出で。同年十月には、朝鮮の商人韓國安等が國禁を犯し對馬の商人と密貿易せしこと發覺し。國安等三人を死刑に處し且東萊府使朴紳をして其事を對馬大守に諭し……兩國潜商の禁條既に制札を立つ約は金石の如し、矧んや今人蔘比甚絶産其禁尤も重し潜商既に約條に依りて梟示す貴州潜賣の人豈異同なからんや……云々と其處分を要求せること「同文彙考」に出づ。

○肅宗十五年ヨリ英宗元年。

されど「萬機要覽」に依れば、肅宗四十三年に於て對馬との公貿易の人蔘總額一年七百斤と定めたることを記せり。然るに『對馬文書』延寶七年より享保十年迄に於ける朝鮮より輸入したる人蔘の總量を幕府に提出したるものを見れば、一箇年多きは二千五百斤少きは一千餘斤内外なり。此書上は對馬の

政略上實額よりは少くしたるもの也。然るに猶斯の如し當時對馬の受くる單蔘は一箇年約五六十斤に過ぎず右數千斤の人蔘は私貿易の默認と密貿易に因れるものたること蓋疑無き所也。蔘禁の嚴明の効力無かりしこと推して知るべき也。

○佐領奏。

信使の一行が人蔘密携發覺の例としては、肅宗十八年德川五代綱吉の將軍襲職を賀すべく、正使尹趾完以下を遣はせし時、其船對馬の佐領に到着したる時、李醫吳譯及其奴小童等人蔘を密携せること發覺し夫々處刑し。人蔘は海中に投棄せしこと洪譯士「東槎錄」並金譯士「東槎日錄」に出づ。又肅宗四十四年德川八代吉宗の將軍襲職を賀すべく、正使洪致中以下を遣はせし時、譯官權典式の荷物を検査し、人蔘十二斤、金二十四兩、銀一千一百五十兩、此金銀は日本にて人蔘を密賣せし代價なるべしを發見し。同吳萬昌の荷物中より人蔘二斤を發見し。鎖枷を加へしも、正使以下協議の上、國家の對面に關するを以て釜山に到着したる後に於て處斷する事に決定。(此時は信使節目中に人蔘十兩以上携帶する者使臣に於て斬の一條あり)十二月二十八日對馬より朝鮮に向つて出發の前夜權典式は罪の免れからざるを知り、毒を服して自殺せること申維翰の

「海遊録」に出づ。

肅宗四十五年、信行譯官の子が參貨を潜帶して其父の行に付せんと欲し、夜に乘じ馳往釜山へ向つての際中路に現はれ捉はるゝ者、嚴刑極邊定配の法を定む。「新補受教輯録」

右は前年の信行に當り右の如き事實あり發覺せしものなるべし。

此期に於て蔘禁に關する法規細則の發布せられしもの類々として數十に達せり。其中纏りたる參考となるべきものを以下に列記す。

△肅宗十二年禁蔘事目

- 一、北京行使臣江ヲ渡ル時書狀官義州府尹、平安都事限同搜檢蔘貨ヲ挾持スル者啓開囚禁境上ニ梟示ス。
- 一、義州ヲ出渡ノ後發覺シタル者ハ、歸還ノ時一體ニ梟示ス。
- 一、右出渡ノ時ノ搜檢官及行首譯官並ニ拿問ス。
- 一、商賈領將ハ囚禁料罪ス。
- 一、首譯領將如シ情ヲ知レルアラバ則チ犯人ト同罪。
- 一、東萊倭館中公私ノ物貨ハ別差訓導收稅算員、監市軍官、開市監官限同搜檢シ蔘貨現ハレ捉ハルレバ則啓開ノ上館門外ニ梟示ス。
- 一、後ニ至リ發覺スレバ軍官訓導別差以下拿問ス、如シ情ヲ知レル者ナルトキハ犯人ト同罪。

東萊府使能ク摘發スル能ハズ他ヨリ發覺スレバ拿問定罪ス。

一、南北行商私ニ蔘貨ヲ持スル者ヲ進告スレバ良人以上ハ堂上ニ陞セ、堂上ハ嘉善ニ陞ス、公私賤ハ良ニ贈ス。

以上並ニ犯人ノ財産ヲ給ス。

一、西北ノ沿邊彼ノ境ニ越犯スル者探獲ト側繼ト他事トヲ論ズル勿ク、首倡者ト隨從者ト事ヲ彼ノ中ニ生ズルト否トヲ論ズル勿ク、一ニ併セテ境上ニ梟示ス。

一、越邊犯人ヲ邊倅邊將能ク摘發スル能ハズ現ニ兵使ニ提ハルル者當該ノ邊將邊倅ハ極邊充軍。

情ヲ知レル者ハ犯人ト同罪。

兵使能ク摘發スル能ハズ現ニ監營ニ提ハルレバ、則兵使ト邊將ト邊倅ト重キニ從テ罪ヲ論ズ。

監司能ク摘發スル能ハズ他ニ因リ現發スレバ監司兵使ト一體ニ罪ヲ論ズ。

一、如シ或ハ犯越シ彼中ニ事ヲ生ジ査問國ヲ辱ムレバ、則邊倅邊將情ヲ知ラズト雖モ各別重處ス、兵使監司ハ加等定罪。

一、情ヲ知テ犯越ノ人ヲ容接教誘指示スル者犯人ト同罪。

一、知テ告ゲザル者良賤ハ則邊地殘邑ノ奴ト爲ス、出身有職ノ人ハ邊倅充軍。

一、犯越ヲ進告ノ人蔘貨進告ノ人ト同ジク賞ス。

一、義州中江會寧慶源開市ノ時蔘貨ヲ持スル者地方官差使員一體ニ禁斷現ハレ提ハルル者ノ賞罰南北同ジ。摘發スル能ハザル地方官差員拿問定罪。「受教輯録」

右節日は肅宗十一年十一月に於て司諫院より參商を禁斷する意見上疏あり。其理由は越江探蔘犯人の重大なるものあり、清國より勸罪使を遣はし來る等の一大事件ありしに由る。十二月に於て王は之を廟堂に議せしめ、大司憲、刑曹判書は禁斷説。戶曹判書の反對あり、遂に此事目の發布を見たるものなり。『肅宗實錄』

△肅宗十四年ニ定メタル江界禁蔘節目

- 一、人蔘ノ用タル人ノ死生ニ關スル所其緊用ト爲スコト他藥ノ比ニ非ズ。況ンヤ是我國ノ土產中第一ノ寶貨タリ、則チ年々採取ス都テ英國ニ輸ス實ニ謂レ無キニ涉ル此レ他無シ我國ノ貨ヲ行ル木ト其制無シ、京外又摺括ノ處無シ、故ニ利權下ニ歸シ好聲百出ス、自今蔘貨ノ出入ハ戶曹ニ於テ專管シ、江界貿易ノ事東萊被執ノ一欵率ヒテ皆戶曹ニ由テ關ス。
- 二、蔘商下法ノ時必ズ戶曹ノ黃帖ヲ受出ス、而シテ關西監營及照川雲山神光等ノ嶺底ノ要路必ズ戶曹ノ公文ヲ檢査シテ後始メテ入ルヲ許ス、蔘蔘地方邑鎮ノ官其公文ノ有無ヲ斷問シ始メテ賣買ヲ許ス、而シテ一角ノ蔘ト雖モ若シ公文無クシテ私ニ買スル者ハ則チ與受俱ニ潛商律ヲ以テ斷斷シ、斷ジテ餽貨セズ、公文有ツテ蔘ヲ買スル者其買スル所ノ蔘某斤幾兩及人馬ノ數ヲ彙シテ一々開錄成冊シ、邊局ニ報呈スベシ。
- 三、黃帖一番受出ノ後或ハ留メテ贖價ニ置キ、毎年仍ホ用ユル者或ハ傳ヘテ他商ニ給シ、私自利ヲ分ツ者其習ヒ惡ムベシ、五朔内必ズ戶曹ニ回收シ、其處ヨリ回還ノ月日各其官詳細ニ公文關外ニ記入シ、踏印シ、檢査ニ考シ、期限ヲ過グレバ、則チ期限ヲ定メテ稅ヲ納メ以テ奸

弊ヲ防グベシ。

四、蔘商江界ニ入りシ後帖文ヲ江界府ニ提出シ、官ヨリ一々檢査シ、簿冊ヲ作り、其姓名ヲ記入シ、府ノ管轄地及各鎮ノ管轄地ニ分派ス、人民ノ處帖文無ク、簿冊ニ記載無キ人ト人蔘ヲ取引セシムベカラズ。

其取引シタル人蔘ハ、某里某防守下ノ某民ト某商ト人蔘幾錢幾兩幾斤ヲ詳細記入シ、申商何斤乙商何斤ト總計ヲ記入シタル簿冊ヲ作り、現品ト帳簿ト照合シ、戶曹ニ上送ス。

右簿冊記入外ニ潛賣買ノ民ハ本邑鎮ヨリ摘獲シ、重治ス、其蔘ハ一半ハ官沒シ、一半ハ密告者ニ給與ス。

蔘商既ニ買賣ヲ訖レバ、其蔘ヲ全部携帶シテ上京、帖文ヲ戶曹ニ返納シ、各買入人蔘ノ數ヲ記シタル書面ヲ戶曹ニ提出セシメ、江界府ヨリ上送セシ、該簿冊ト照合ニ便ニス。

蔘商京城ニ於テ人蔘ヲ京城人ト交易スル者十五兩以下一斤以上ヲ論ズル勿ク、並ニ賣買セシメシモノハ双方ノ人名斤數等ヲ記シ、戶曹ニ提出セシメ、後日ノ憑考ニ供フ。

五、江界府探蔘ノ規定ハ中軍ト座主ヲ左右ノ監督ト爲シ、中軍ハ則チ將校ヲ監督シ、座主ハ卿大夫以下ヲ監督シ、苗丹實三把ノ時各人所持ノ數ヲ取調ベ置カシメ、一面四項所定蔘商ノ簿冊ト黃帖ヲ斷檢セシメ、人蔘潛賣密藏等ヲ偵査摘獲セシメ、本件簿冊ヲ作り、記入シ、江界府ニ保存シ、爾後憑驗ニ供フ、如此スレバ探蔘人ガ餘數ヲ潛賣シタル者自然ニ發覺スベク、法ニ依リ處斷ス。

六、蔘貨ノ出入ヲ戶曹ニ於テ專管スルハ、但ニ版曹ノ事例トシテ當然ナルノミナラズ、一ハ則

○人蔘ハ戶曹ノ版曹ニテ所管ス。

チ貨權ヲシテ上ニ在ラシメ一ハ則蔘路ヲジテ統一ナラシム、要ハ國內ニ販賣ノ地ト爲ス、是ノ如ク變通スレバ蔘商ヲシテ京城ニ濃集セシムベシ、其後ニ於テ或ハ奸商顯赫アリ、蔘苞ヲ濫持シテ京中ニ出ラズ直チニ外路ニ就キ往來シ、或ハ京人ノ貿易蔘商ト共謀シテ東萊ノ倭館ニ密送スル者京城ヨリ東萊府ニ至ル大小中路及清邊ノ地方ニ於テ並ニ人ニ官ニ渡告スルヲ許ス、其蔘貨ヲ奪ヒ一半ハ官沒シ一半ハ渡告者ニ給與ス、一斤以上ハ告者ヲ捕賊ノ例ニ依リ論賞ス、告ゲラレタル者未ダ潛商セザル前ナル時ハ置テ罪スル勿ク以テ渡告ノ路ヲ限クス。

江界府ニ於テ潛賣買ヲ渡告スル者ハ上記ト同一ニ施行。

倭人ト潛賣ノ後ニ於テ發覺スル者論ジテ以テ律ニ充テ、官沒シタル人蔘ハ其ノ一半ノ中ヨリ更ニ其一半ヲ東萊府ノ官用ニ充テ、其一半ヲ戶曹ニ送ラシム。

七附蔘造蔘ノ類曾テ正式ニ行會セリ、而シテ民ハ法ヲ畏レズ稍々又前習ヲ離グ此レハ則其現發ニ隨ヒ一ニ造銀律ニ依リ處斷ノ事申明知悉。「增補文獻備考」

(14) 肅宗三十三年禁蔘節目

- 一、蔘貨ヲ挾持スル者前節目中禁斷ニ追加ス。
- 一、蔘商現ハレ提ハル、者境上稟示譯官等降等科罪ス。杖一百流三千里
- 一、使臣江ヲ渡ル時奴子ノ名ヲ以テ商買ヲ挾去スル者罪ヲ論ズ。大明律不廢條ニヨリ杖八十
- 一、使臣江ヲ渡ル迄ヲ限リ蔘商江界ニ入往スルヲ禁斷ス。
- 一、蔘商現ハレ提ハルレバ送使員ニ科罪ス。大明律不應條ニヨリ

○月書。

- 一、潛商接主人把守軍ノ例ニ依リ渡告スル者一體ニ論賞。
- 一、禁物ノ潛商現露スレバ則當該府尹及書狀官ノ罪ヲ論ズ。大明律不應條ニヨリ
- 一、蔘商帖文無クシテ提ハル、者潛商ヲ以テ罪ヲ論ズ。
- 一、地部禮單蔘江界例納蔘中三十斤取り用ユルコトヲ定式トス「新補受教輯錄」

本項「通文館志」には、此前年松都の商賈金昌奎が人蔘を潛賣して山海關に於て提はれし事に考へ、此年備邊局禁蔘節目を定め犯す者は論ずるに死刑を以てす：と記せり。

(15) 肅宗三十四年禁蔘節目

- 一、江界ニ商賈入往スル者其接主人率告ノ家其帖文ヲ驗シ始メテ賣買ヲ許ス、無キ者嚴刑他道ニ定配ス、所持ノ物公ニ屬ス、接主人官ニ即告セザル者刑推懲治ス。
- 一、蔘商等都城册上送而シテ本府ヨリ又成帖文ヲ爲シ又賣蔘ノ數其中ニ載録各其所報ノ戶曹帖文ニ精付シ以テ憑考ト爲ス、而シテ如シ欺隱現露スレバ則チ本府次知郷所色吏更ニ從テ罪ヲ論ズ。大明律制條ニヨリ杖一百
- 一、蔘主ヲ取調ベ加數ナル者亦其人蔘ヲ官沒ス。
- 一、蔘商先ヅ入ツテ境ニ在ル者知數ノ後帖文ヲ下送シテ分給ス、而シテ年月ノ先後ヲ帖文ニ記入シ別ニ簿册ヲ作り以テ憑考ト爲ス。
- 一、江界狄輪嶺ヨリ以下昌城倭項嶺ノ間内外ノ各邑各鎮ハ嚴ニ調査ヲ加エ帖文ヲ取調ベ、搜檢シ其人蔘若シ加數アラバ、其規定以上ノ物ハ無論全部官沒ス。
- 一、其搜檢者ニハ平安道所在戶曹ニ賞スル綿布ヲ賞ニ充テ蔘酌シテ題給ス。
- 一、上送ノ人蔘ハ戶曹ニ干ス、私商ノ潛賣ニ轉歸スルヲ得ザラシム。

一、蔘商ヨリ收税シタル人蔘ハ其實數ニ隨テ江界府ヨリ發賣シ以テ民役ノ數ヲ補フ則某人處發賣一欸蔘商ノ買蔘知數成册中亦記入シ上送ス。

一、平安監營ハ戶曹ノ帖文ヲ差受シテ只私自入送スレバ則チ違法ノ罪免レ難シ。

監兵營ノ各差人帖ヲ受ケテ入去、覺スル所ノ蔘亦戶曹ノ成册中ニ入ル、與販ノ際蔘商賣スル者另ニ照管ヲ加ヘ始メテ發賣ヲ許ス若シ或ハ出賣潛賣ヲ詳察スル能ハザル者ハ官員監色ヲ論セス各別ニ重キニ從テ罪論ス。大刑律不聽察 杖八十以上

右節目の外禁蔘に關し發したる斷片的法令竝王の承傳による決定等顯宗以來英宗年代迄に發せられたること二十有七回に及べり。其斷片の發令取扱例等を取捨參酌し英祖の年代「續大典」を編したる時、前數項の中多少取捨しまた統一して一體に法典文化し輯録せり。故に多少前とは意味を異にする者を生じたり、其法文左の如し。

續大典中人蔘ニ關スル法文。

一、戶典雜稅ノ部

○蔘商江界ニ下去スル時本曹黃帖ヲ給シ收稅。

○每張收稅錢三兩、都、請得黃帖收稅亦同ジ。

○帖文無クシテ入往スル者蔘商律ヲ以テ論ズ、元ト賦公ニ屬ス。

○私許賣タル黃帖三十枚ヲ以テ賣ヨリ開城府等ノ處ニ送付シ、同處ニテモ出願ニヨリ下付ヲ取換ヘリ。

○年給ナリシテ全給ニ變更セリ。

○處分權ヲ江原道ニ委ス。

○關西監營及黑川雲山神光等ノ鎖嶺底ノ要路帖文ヲ考驗シ後入ルヲ許ス、一角ノ蔘ト雖モ若シ帖文無クシテ公買スル者ハ與受俱ニ蔘商ヲ以テ論ズ。

○私商ノ江界ノ人ト潛買賣スル者人ニ執告ヲ許ス、其蔘貨告者ニ全給ス。

○齋蔘邑守令或ハ境內ニ潛商アリ、而シテ自カラ發覺セズ他ニ因リ現露セバ、則チ重ニ從テ勦斷知ラズシテ能ク禁ズル能ハザル者不察罪ヲ以テ論ズ。

○關東各邑ハ則進上蔘商ノ外他道ノ人買蔘スル者一切嚴禁現ニ提ハル、者本道ヨリ杖一百定罰。

○蔘商倭館ニ被執ノ爲メ下去スル者、東萊府本曹ノ公文ニ準ジ什一收稅。

○公文無クシテ潛商スル者盡數公ニ屬ス、訓別情ヲ同フスル者亦法ニ準シ勦斷。

○倭館ノ商買ハ本府ヨリ其根着アリ稍事理ヲ識ル者ヲ擇ビ本曹ニ望報差帖ヲ成給ス、三十名ヲ以テ定額トス、又其中優ナル者ヲ擇ビ定メテ行首六名ヲ爲リ各四名ヲ率ヒ以テ檢察シ下ヲ率ユ、罪犯現露セバ則行首ハ犯人ニ一等ヲ減シテ論ズ。

○蔘商成册ニ落漏スル者成册後規避スル者私自防納スル者並ニ己ノ身ヲ限リ邊遠定配。

○蔘貨ノ公文無クシテ倭館ニ潛送スル者京城ヨリ萊府ニ至ル、天中小路及消邊地方並ニ人ノ發告ヲ許ス、其蔘貨一半公ニ屬ス、一半告者ニ給ス、一斤以上ハ告者捕賊ノ例ニ依リ論賣ス、未ダ萊府ニ及バズ告ゲラレシ者勦罪安除。

○附蔘造蔘之類其現發ニ隨ヒ公ニ屬ス、ニ造銀律ニ依リ處斷。

一、刑典 禁制之部

○赴燕ノ人蔘貨ヲ挾持スル者境上斬。

- 使臣江ヲ渡ル時書狀宣地方官本道都事眼同一行ノト物ヲ搜檢ス。
- 入去ノ後現發スル者回還ノ時律ヲ用ニ、搜檢官並ニ余間首譯領將ハ囚禁シ罪ヲ科ス而シテ首譯領將情ヲ知レバ則犯人ト同律。
- 我境ニ至テ禁物ヲ潛賣スル者死ヲ減ジ定配。
- 倭館開市ノ時訓導別差收稅算員開市監官監市軍官公私物貨ヲ眼同搜檢。
- 倭館ニ入ラズシテ提ハル、者賂ヲ受ケテ故ヲニ縱ツ者並ニ嚴刑ノ後北道極邊定圃捕告人參酌論賞。
- 後ヨリ現發スレバ則其時ノ訓別以下余間嚴處東萊府使亦余間訓別以下情ヲ知レバ則犯人ト同罪。
- 鄉通事及商賈等倭人ト期シテ會シ、網島ニ潛入シテ賣買スル者禁物潛賣ノ例ニ依リ論ズ、檢擧セザル官員罷職。
- 西北邊開市蔘貨ヲ挾持スル者使行ノ時挾持スル者ト同律、捕捉ノ人論賞。
- 西北沿邊犯越採參佃獵スル者首從皆境上斬。
- 犯越首唱者家産ヲ籍沒ス。
- 犯越木ヲ斫ル者探蔘律ニ依リ論ズ。

第六節 人蔘の悪政と官吏の非行

○廣州、會寧、慶源。

此期に到つて人蔘の悪政は一層劇甚なるものとなり、江原咸鏡平安三道は特に甚しく其害を被ふることゝなれり。是畢竟人蔘の産地減少したるに反比例して國家の需用増加し、其誅求責納は右地方山邑の産蔘地に向つてのみ集中せしに因る。特に就中江界府は此時に於ける主産地たりし爲に、一層深刻なる慘害を受けたり。其主管の觀察使並地方官が其悲惨なる情況を稟申して屢變通救恤を請ひたりし文中にある、塗炭倒懸の苦、民生を聊せず、生を樂まずして死なんこと思ふ等の句は決して誇張には非ざりし也。今是れ等悪政の實質を檢討せんに。

第一は其資力より見て到底負擔に堪へざる賦課を民に強ひ。是が納付を果さざるに於ては地方官以下の主管者は、自己の職責に關するより、督責剝削族徴隣徴に及びたり即ち納付を怠る者は其本人は無論家族親族隣人等に至るまで續々として拘禁獄に繋がれ、日々殘酷なる苛責の苦杖に泣かざるべからず。故に其痛苦を免がれんとして百方手を盡し其調辨の爲めには道内の他の山邑より咸鏡道に及びて搜索之を購入し、牛を賣り田を賣り猶足らずして遂に妻子を賣り其結果は敗殘流亡するに至り。遂に江界の戸數は半減して滿目荒涼

を呈するに至りしなり。

第二に其人蔘購入調辦の爲めの奔走、採取入山の爲の期間に於ける。農事を廢する事の生活に及ばず影響も亦甚大なるものありしなり。

第三に法定の負擔のみにても猶苛重なるに。事實に於ては其法定以上額の負擔とそれに附従する諸種の費用と勞力を要するものありしなり。

第四に悪政は常に人蔘のみに非ず、李朝の民政の半は殆んど悪政に非ざるは無く。他の法定の納課と夫れに附隨する法定外の不法なる徵收及勞力を提供する各種の夫役も亦多く。それ等の負擔の爲めにも羸瘦癯瘠せる溝壑の民なれば特別の人蔘負擔——産地以外には無き——が骨髓に徹したること恰も病後の人を驅りて劇働に服せしむる如きものありしなり。

猶其負擔の苛重と云ふ事に付ては當時の經濟的事情を一言せざるべからず。英宗四十八年正月江界府使鄭彦忠の上疏に同府民が負擔する人蔘の代錢は九千の戸を以て九萬二千五百兩を納付せざるべからず、此れ國を通じて無き所也とあり。之れを一戸平均とせば十兩餘に當る錢十兩は當時の葉錢五百個に當る。今日より見れば實に僅少なる如きも當時經濟生活甚低くして錢の貴きと、

○六七七時

江界は運輸不便なるより穀賤きと農民の生活状態が甚低きものなりしより考ふれば、實に巨額の負擔にして結局田を賣り家を賣り身を鬻ぎ奴と子を鬻ぎ。哭聲路に充ちて隣里相弔し荷擔道に盈ち。逃散相踵ぎ戸數半減衰亡凋落を來さざるを得ざるに至れり。

英宗の親製に成る「均貢愛民節用蓄力」なる財政の理想抱負の一端たる八大文字は。戸曹判書以下其當局者へも亦訓飭と爲すべく、戸曹の一室に扁額として掲げられしも。事實は理想の僅の一部分が行はれしに過ぎずして、反つて「苛貢虐民濫用削力」の實況が展開せられしこそ憂てけれ。

猶其具體的文獻の記載に付ては下項に列舉せる所を見るべし。
次で人蔘に關する官吏の非行に付て述べんとす。

最初先づ一言すべきは官と吏の區別なり。現今の日本に於ける官吏なる觀念は昔より支那朝鮮には存在せず官と云へば九品以上一品迄品階ある者に限り、吏との間には格段たる階級の隔りありて吏は最賤きものとせられたり。而して朝鮮に於ては昔より吏は官よりは普遍的に悪事を爲せしが故胥吏亡國の嘆は屢識者に依て發せられたるも。其官場と社會に於ける盤根鞏固にして如

何ともする事を得ざりし。

國初より中期迄は官場の紀律も相當に保たれしも。宣祖壬辰の亂後紀綱の弛廢と賣官の弊と黨争の毒は一層官場の腐敗を甚くしたり。猶朝鮮の一族相倚るの風即ち一人官に登れば遠近の族黨之に資縁蟻附するの弊習と其俸給の甚鮮少なること等は官員を悪化せしめし原因なりとす。

猶茲に一言附記すべきは咸鏡平安濟州の如きは此に臨む地方官軍官は此等の地を化外の域として見るの觀念あり。恰も幕政の當時松前藩が蝦夷(北海道)を取扱しと等しく民を恤むの感情に於て所謂内地と稱したる其他の地方とは大差あり。「星湖僊說」に咸鏡を敘する條……守臣多くは武臣を用ゆ武臣亦多く廉隅を郵まず。全く朝貴に饋遺を尙び發迹の路徑と爲し貪饕縱歛民生を聊せずとあり。又咸鏡の土人が出京して成均館大學を指して此處は晝賊の雛を養成する所なりと謂ひしとあり。嘗に咸鏡のみならず武臣のみには非ざりしなり。

人蔘に關する官吏以下の悪行爲は吏以下最甚しく官に至ては吏の如く悉くには非ざりしも私囊を肥したる守令も相當には有りし如く。人蔘に關する非

○善行極行スル賊ノ甚

行發覺して罪せらし者は下項に記したる如く文獻に出でたる者は其一部分なるべし。

其官吏以下の悪行爲が如何なる方法により行はれたるかを検討するに

- 一、人民を使役して自己の爲の採蔘。
- 二、自己の利益の爲の人蔘の不當徵收、則ち秤量の不正と法定の數以上の徵收。
- 三、御用商人と結托して人蔘の納付に際し不正の行爲に關し利を分つこと、或は賄賂を要求すること。

本項に付ては地方廳の藥官たる審藥尤甚しかりしこと。

四、採取者より人蔘の強奪。

五、人蔘採取收納等に關し法に認めあらざる雜費の不法徵收。

六、人蔘密賣者と同謀、若くは賄賂を受けて認容、其他人蔘關係犯罪者の釋放。

七、人蔘に關係して犯罪者に非ざる者を法の認めざる不法監禁。

大體以上の數項に出でず右は地方のことなり。中央に於ても亦此商人との結托による悪弊人蔘收納を掌れる者の其收納に際して受收する賂賄等々の不正行爲行はれたり。

以上述べたる官吏以下の悪行爲が人蔘收納の人民唯さへ其苛重の負擔に苦める人民には。二重三重の搾取に當りしかば、京貢の一事が一種の恩典行爲として行はれ。人民がまた之を希望せし一事によるも是を證するを得べし。

京貢と稱するは京城に京貢人なる地方の貢物を一手に受負ひて納付する御用商人若くは其團體たる契組あり。地方の貢物を此手に移すの謂にして之を人蔘にて例示せば、江原道原州の貢蔘三十斤ありと假定せば。原州の郡守は納付義務者たる人民より其代錢又は代布を徵收し人蔘を買入れて納付するも不合格として觀察使より——京城に直納するものは戸曹より——返却せらるゝの恐れあり。更に代品を調辨せざるべからざる弊あり。止むを得ず合格確實なる而も高價なる御用商人の蔘を買ひて納付する事となる。而して此貢蔘には添價と稱し官より代價の下附あり代價と云ふも實價の半にも達せざるものなれば。其不足は後述の如く郡守が人民より徵收して買入の資に充て、其添價は布米錢等にして戸曹より地方へ送付する者もあれど。多くは地方に保管せる貢物を以て爲替し其支出を許すの方法を取れり。今之を京貢とすれば其添價と稱する者を戸曹より直接京貢人に下付し或は地方に保管して添價に支出

せし貢物を上送せしめ。猶且其人民が人蔘代として負擔せし錢布を上送せしめ併せて之を京貢人に給し。其三十斤の人蔘は京貢人が購入して納付する方法を指す。

別に深く考へざるも京貢は行政取扱上より見れば何等恩典に非ざるも事實は人民の負擔は甚しく輕減せられたり。然るを王及當局者が容易に之を許さざりし裏面には京貢とすれば其人蔘の品質が不良となるに由る。而も其良好ならざる物をも納入を容さざるべからざりし事情伏在せしに因る。故に王の藥川に供する人蔘中樞府蔘宗親府蔘議政府蔘の如き顯貴の收得となる人蔘は常に良蔘地より實物貢納の方法を執りし所以なりとす。

右の如き内情判明せば、京貢が一の恩典でありまた當該人民が之を熱望し當該地方官觀察使が。惠政の一として民の負擔輕減法の一として之を施行せんことを請啓せし理由も亦釋然たるべく。而して人蔘收納に隨伴して行はれし官吏以下奸惡の行爲が如何に良民を累したるかを證明して餘りあるべし。

以下に人蔘の悪政竝之が輕減策及官吏の非行中文獻に出でたるもの、中蔘考となるべきものを年代順に列記す。

- (1) 顯宗十年十月平安觀察使閔維重馳啓の中に臣禁蔘節日を見るに徒らに事煩苛にして民をして業に安んずるを得ざらしむ。其發覺の後盡く之を法に置く能はず民其業を失し飢寒に迫る所何事をか爲さざらん。國法嚴ならざれば奸惡懲す無し何の罪か犯さざらん：云々。越犯の豫防の爲四月より九月迄の人蔘時期に於て邊將と各邑の地方官が各其管下の人民を毎月六度踏檢し爲めに農事廢せられ田疇荒廢せる云々の：記事あり。「顯宗實錄」
- (2) 肅宗二年四月司憲府は江界府使朴振翰の非行を彈劾せり。同人は賄賂を權門に贈つて其任を得赴任するや濫刑八人の命を損ずのみならず。二百斤の人蔘と數百領の貂皮を京城の商人の處に駄送し東萊に送り銀と質換せし件に付て也。王は命じて拿問せしむ。「肅宗實錄」
- (3) 肅宗十三年十一月人蔘産地たる江陵府珍富面を本府の所屬に還さんことを備邊局より王に請ふ。其理由は壽進宮明禮宮が此地面を折受し爲めに人民が採蔘するを得ざる事となり。一方其兩宮の支配人の如き者が流民を募入して採蔘するにより五臺山の史庫にも近く火災の虞もあり折受の取消を行はん事を請ひしによる。王は之を許さず唯史庫百里内を限り兩宮より收税(人蔘の徵收)する勿らしむ。此時に宮庄の弊一國に普ねく公税日に縮まり民其業を失す。「肅宗實錄」
- (4) 肅宗十九年三月春川府使李玄錫人蔘の代納錢一一二〇兩の負擔重く子遺の氓推剝を免れず救民の策を講し愁眉の念を救ふべきを疏論啓奏す。「肅宗實錄」
- (5) 肅宗二十六年十一月三水縣監愼之逸は附近十一堡の邊將と結托密謀禁を冒し人蔘を採

○追加 肅宗十三年十一月江界府使李培源ハ犯禁採蔘ニヨリ邊將兇死

- (6) 取せること發覺し。觀察使より啓聞して罪することを請へり。「肅宗實錄」
- (6) 肅宗三十四年八月暗行御使沈壽賢は江原道進上人蔘の弊甚しきを極言す。同年十二月江原道觀察使宋廷奎は司諫院より劾啓せられ拿問せらる。其罪の中に人蔘封進の際踏退を多くし積歛多く且秤量せず並に私窶に歸す等の件也。「肅宗實錄」
- (7) 肅宗四十二年十一月司諫院より江界府使權克升の非行を彈劾し捕職の上再叙せざる處分を請ふ王は從はず。要領は刑杖濫に過ぎ罰罰是事とす。觀察使が稅蔘を蠲減せしを實行せず收納の時皆徵收し且秤量最だ重く。人民嗷々として朝夕を保ち難し：云々。「肅宗實錄」
- (8) 英宗二十三年七月領議政金在魯の上言に江原道の田結は他道に比し最も少なし繼て賦課の法近日紊亂せり。其中蔘弊を以て言へば人民負擔に堪へざるの患となれり。詳定給する所の價は其半價にも達せざるを以て各邑田税に加徴せざるを得ず。官は手を拱し民は益弊を受く：云々。「英宗實錄」
- (9) 英宗三十年十二月王は蔘弊の件に關し橫城縣監鄭存謙に上京を命じ之と問答せる中に近來蔘價日に増し賦斂節無く民支ふる能はず流亡殆んど盡けり：云々とあり。「英宗實錄」
- (10) 英宗三十年五月前江界府使趙東濟を珍島に流す。同人在任中紹蔘を法定數上に加徴し且宴費を民に斂せし件に付平安觀察使李台重より狀聞罪を請ひ。王は此れを嚴懲せずんば何を以て邊民を慰せんと命じて義禁府に囚禁審問。其供辭昨欺傲慢なるより王は怒つて鐘路上に烹るべしとせしを力濟する者あ

り遂に流刑に處せらる。

本件に付ては李觀察使より其罪狀に付上書せり。貂鼠徴收は初冬捕獲者を入山せしめ、下山の後一二領を徴收するの慣例也。東濟は全數を領置し其中より好品を税として受納他は不當の廉價に勸買せり。部下の衛客も之の行爲の倣ふこと怪むに足らず。人蔘に至つは東濟の貪婪なしとするも國家の徴收は漸く多くして産田は漸く少なし已に江界府民が筋骨の端となれり。此の時に於て彼は忍んで其負擔の戸數を増加し秤量を重くし其倒懸に困める民をして。徹根は男子に漏く柳因は婦女にも及び妻を露ぎ子を賣つて他郡より買取し來るも納未だ其數を充すを得ず。従つて流亡逃散する者多秋以來既に千以上に過ぐと云ふ。臣が江界府の管下に入るや遷倪は奔波し前を擁し後を遮り此事情を訴へて變通を請へり。驅き者は怒り色に見はれ弱き者は涕言と共に下り追隨して言へり。其使扈の慘水火より甚しきを知るべし矣。云々。〔英宗實錄〕

(11) 英宗四十年江界府使李鳳壽の詩に左の如きものあり。「江界邑志」人蔘の惡政に喘ける山嶽に寄せたる同情言外に溢るゝものあり其悲慘の狀目略する如し。

竹田六章

竹田・其邊檜梢蒼々 豺虎縱橫盡不見陽
維把維期是丹是黃 三人執矢四人執槍 彼負糞者或顛或傷

竹田有江其下又魚 雖期有魚既不可漁 五月入把七月其除
七月入把九月其初 摘果以食縛草以居 大圍中困庶幾矜余

○衛客ハ府使ノ親族又ハ知府押出來リ食客ノ如ク寄生蟲ノ如ク其郡縣内ニ留リ居ル者ヲ云フ。
○糧ヲ稱ツテ受取也即チ十兩ノ頂サノ人參ヲ七八兩トスル也。

○竹田嶺。
○丹節ハ蔘實紅ニ黃節ハ蔘實黄ノ時何レモ採取時期也。

○把ハ把守江岸ノ守備ニ人兵ヲ率役トシテ充ツ。

右山有草五葉三枝 五月維夏丹果離々 七月其早黃委自垂
言採其根衆草離披 懸崖攀藤莫知我疲 念我公稅况恤我私

竹田陰々細流其瀉 每々我思板屋之下 嗟我婦孺獨宿空舍
菴菴始聞誰念我稼 顧我諸父隣里姻媿 或耘或耔庶藉其暇

左昌右周豐草其原 我眼何嘗不探一根 罷黜其歸婦孺子迎門
見我愁澗涕涕自們 竇絲東隣鬻牛西村 彼多探者嬉々笑言

昔我往回青々林樾 今我來斯冰雪維風 白北之風吹我短褐
清南之氓安其家室 我獨胡爲罹此苦絆 雖期苦絆父母願恤

(12) 英宗四十四年四月平安觀察使鄭案江界の蔘弊に付き上疏す其略に曰く。

臣任に就き江界の蔘弊孔劇なるを聞きしが巡視して其地に入るや。男女老少は臣の來るを聞き道路を填咽し棘に攀ぢて號訴し皆願へり我を活せと。臣蔘弊の源を論じ其弊の救はざるべからざるを論ずべし。：。：
數十年來蔘價の貴きこと漸く甚しくして納付する所は益廣し實に支へ難きの憂あり。去年秋採の時に及び探り得たる所は尤少く十人入山して其八人は空手にして還るの狀也。其上納の時機に及びば納付すべき數量大半不足し人民は四方に奔走し或は道内の山邑に竄め或は咸鏡道を括し艱難苦辛して納付額を充さんとするも。猶數十斤は不

○元ノ茂昌閣蓋兩郡ノ地。

○白頭山ト清川江以南。

足し擧つて皆退々として措く所を知らず。臣は本年春期に於て備邊局に報告し。且戸曹にも移文して爲めに限を寛にするを得たりされど此正に姑息の計也。

臣聞く昔に比し探蔘の減縮する者已に多年なり。聞く所に依れば前年の秋入山せし者の言に、年久しく體の大なる人蔘は絶無にして探る所は皆體小に中には雖の如き者あり。此を以て之を觀れば實に絶滅の慮あり然らば則ち將に奈何とするか。惟ふに此江界一府は其關防の重大なること瀾府と異なること無し。今若し民蔘弊の爲に塘へ支ふる能はずして四散すれば則ち十鎮の把守亦將に廢り四郡の疎虞それ亦極まるべし。邊事を念へば誠に寒心すべき也。

今納付する者の中戸蔘は即大同の役也故に民は避け厭はず。而して例賃體蔘尾蔘及別賃の蔘の如きは戸曹より給する所の價は近來僅かに三分の一となる。而して蔘價の高騰すること年と共に加はる。已卯より以後蔘價益貴く今年に至つて極まれり矣。故に已卯間三四兩の價今十餘兩の多に至る別賃の時の如きは各種人蔘一戸當り三十兩代蔘のに近し故に一境嗽々として皆荷擔して立つ。臣の江界府の管下を通過する時皆前に泣訴して曰ふ。惟ふに我殿下は深く九重に居る豈に其弊の此に至れるを知らんや、道臣守令たる者胡んぞ此情況を上聞して我等をして聖上の民を觀ること傷むが如きの恩を蒙らしめざるやと。若し此の弊を許し營門變通せざれば則ち吾輩は將に此れより死なんとす矣と、言涙と下る慘狀見るに忍びず。

臣急かに安集せしめ寬旨之を慰諭して曰く、吾既に此狀を目撃せり豈朝廷に狀聞せざらんや、姑く洗散する勿れと。各自保留の意を懇々開諭せり、民人輩は皆暫くも死する無

○廣州。

○大同法施行後モ
猶舊物舊收ヲ行ヘ
リ。

○己卯庚辰三十五
日本寶曆九年ニ當
ル、日本へ最も多
ク輸入セラルン時
代也。

く以て我殿下德晉の降るを待てり其情誠に感まれり矣。

臣本府に到濟し其事情を詳しく探査すれば則ち昨今人戸の減少する者本府と列鎮とを合し六百餘戸に及べり。人戸既に縮まれば毎戸納むる所の蔘亦隨て減縮す、將に四五斤の額に至らんとす。若し従前の上納額を充さんとすれば則ち殘窮の戸を次々階等せざるべからず。如斯すれば上納すべき量は必ず倍し唯だ此遺子の民は逃散する外に策無し矣。之を思ひ此に及べば寧んぞ哀痛せざらんや。

今臣自營より始め兵使及本府と協議し、前日の若干納むる所亦適當に減額を爲し、一方各鎮私賃の弊も亦一切禁斷せんとす。此れ固より零星にして勺水を以て薪火を救はんとするが如き也：云々。

此外に東萊府の通譯日本語輩の奸弊の防がざるべからざるものあり。當初例賃蔘卜定の時には人蔘の品質に付ては別に議論無く、戸曹より下付する價に従ひ納付せり。蓋し交隣の爲の需用と云ふと雖も實は倭譯輩が體蔘尾蔘を以て精付し造作し先方に送る者也。故に戸曹に於て收納する特別に不合格品として黜退したる事無し。遡つて前例を考するに戸曹が江界府より受取る時に一斤に對し目べり一二錢を見込み收納せしに過ぎず。近年に至り黜退と目べり加徴の弊甚だし、昨年の例を以て見るに退蔘十斤目べりは一斤九錢とせり、本年は退蔘五斤目べりの見込増徴一斤一兩に過ぎたり。前に戸曹に於て直接受納せし時は此弊無し、東萊通譯が本件を管掌するに至りし後に黜退甚く、其黜退の數量は更に江界府の喪民より分徴せざるべからず。故に江界府の人民は皆戸曹の計士を派遣し江界に於て收納すること、せば庶くは少しく其弊を緩ふすべしと爲

せり。

若し此弊終に除く事を得ざれば朝家に於て軫恤接濟の舉あるも、中間に於て多岐に横
縦耗蕩するの弊害は必ず無窮たるべし。

伏て願くは理上臣の此章を備邊局に下し令して變通を稟せしめ、且倭譯中作奸の弊
ある者を有司をして嚴懲せしめ、邊士の生靈をして離散の患より免がらるゝを得せしめよ。
而して關防の重地空虛の嘆無からしむれば萬幸に勝へず。

玉の批に曰く。

民の爲めに陳章す其誠嘉みすべし。昔周の武王は呂尙父の言を聞く夜を經るに忍び
ず四民を恤めり。嗚呼江民九重の深邊を以て嘆と爲す予此を聞いて涕を垂る。翌日商
確講定すべし嗚呼八斤の蔘千石の米滄海の一粟量と謂ふべし豈多少を云はん只心に在
り。〔英宗實錄〕

(13) 英宗四十七年五月領議政金致仁の上言曰く：鴨綠江邊把守軍より人蔘五分尾蔘二分を

定式として徵收せり。而して總て江界府の住民には戶蔘例買蔘を實納せしめ居れり。
右の把守軍の蔘は軍糧の課税にして則ち住民としては戶蔘例買蔘を負担し猶且防守
の役を負担したる上別に人蔘を採取して上納せざるべからず。彼等は其苦みに堪へず
隨つて充つれば隨つて逃れ其防守の數を充ずを得ず：云々。〔英宗實錄〕

(14) 英宗四十八年正月是より前江界府使鄭彦忠の江界の蔘弊に付ての上疏あり。王は大臣
備堂に入侍せしめ之を讀す。

其疏の略に曰く。

○三水・甲山

廢四郡の地七百里産蔘の地と爲す而して關西關北兩道の境に介す古は三甲に屬し後
江界府に屬す。本府歲貢の蔘十六斤大に民弊となる、天啓三年(仁祖元年)邑民の陳訴に因
り備邊局より覆啓して革罷す。未だ幾くならずして三十五斤の税あり、又未だ幾くなら
ずして六十斤の例買蔘あり又未だ幾くならずして種々別買の蔘あり。逐年入採し蔘種
絶えて稀に比年加定の蔘役日に重る。絶稀の蔘を以て日に重きの蔘役に供す、江州の民
是に於て大に困む矣。

一年を丹黃兩節に分つ、丹把は則ち六月入山七月下山、黃把は則ち七月入山九月下山す。
境内を掃つて農を棄て生命を捨て虎穴を探り幾たびか危きもの數ばなり。而して其下
山に及ぶや徒手空還する者十中八九に居る。空還する者は或は田を賣り、或は盧を賣り
或は身を鬻ぎ子を鬻ぐ。是に於てか哭聲路に徹つて隣里相弔す、携負路に盈ちて逃散相
繼ぐ矣。以て蔘戶日に縮するに至る十年前二萬餘戶今九千餘戶と爲る而して納むる所

一、税蔘二十六斤八兩

一、東萊府に送る所の例買體蔘三十五斤尾蔘二十五斤

一、本府に納むる蔘蔘五斤

通計九十一斤半也

△體蔘一斤の時價一千六百兩

△尾蔘一斤の時價四百八十兩

計十一萬八千四百兩

此中より會減せし本錢二萬五千八百九十六兩を減せば則九萬二千五百四兩となる噫九

○此人蔘實物納付
ト代納納付トノニ
アリ。

○兩ハ錢兩也。

千の戸を以て九萬二千五百四兩の役に應ず此れ國を通じて無き所也云々。〔英宗實錄〕
(15) 英宗四十八年七月李師曾の上疏中に三水府の蔘弊を論ぜり即曰く。

三水府使は蔘を大同布に換へて納めしむるの弊也。蓋し本府田税上納の規は府に近き處は小米を運き處は大同布を以てし。毎年公用の數を爰して歲末に本府より觀察使の營に報告し公用往來の時馬を雇ひ送納するの例也。故に府使は私馬を備へ(其費用は人民より徴収す)人民が運送の夫役に替ゆ。而して大同布は府の經費として使用する數は人蔘を以て代納せしむ而して布一疋の代りに蔘一錢を納めしむ。人蔘一錢の時價五升布三疋に下らず但に勅徴のみに非ず三倍の利あり。前後の府使此を爲さざる無く已に惡例となり。或は二三同の布を蔘に代へ或は四五同の布を蔘に代ゆ云々。〔同上〕

第七節 効能微弱なる惡政の緩和策

人蔘貢納並其代納品貢納の苛重なる負擔に付ては、王以下の爲政者は當該道臣地方官の上啓暗行御史の復命、大小官員の上疏等により十分知悉せしことなれば。是に對して一時期年を定めたる免除減額、永久の減額、他地方への負擔の轉嫁、買上價格の増額(實は補助費)補助費の新設等の方法施行せられしこと、顯宗十年より英祖五十二年迄百八年間に二十三回に及べりと雖も。其方法たるや姑息にして而も其恩惠の涙は雀の涙の如く小にして實質的には効果甚微弱なるものなりき。畢竟するに此惡政を捨つるを得ざるあるもの、根底に存在せしに

因らずんばならず。

英宗王の如きは歴代中の英主にして其五十二年の在位中。所謂蕩平の法により黨派の惡弊を打破せんとし、廣く老少四色に拘らず人を採用し。勸農を振興し貢課を平均し有ゆる恤政に意を用ゆる等施設せしもの少なからずと雖も。其英宗が理想とせし漢籍により養はれたる支那三皇五帝以來の帝王學の示す所は。到底完全に朝鮮には行ひ能はざる政治の機構と社會の特質の根強きもの、横はるありしなり。是を人蔘に付て見るに、英宗は力めて道臣地方官暗行御史等より其惡政の情を聴取し。また京城の貢人を召して貢蔘の惡弊を聴き、また蔘弊の上啓を見し時に。周の武王が呂尙父の言を聴き一夜を經るに忍びず民を恤みし例を引き、宋の仁宗が夜燒羊を食はざりし故事に想ひ。涕を垂るゝ等、帝王の良心により其惡弊除去に力めたりと雖も。又一方に其弊を知り悉したる五十一年の四月には、二三年内に日本へ通信使を派遣すべく。年内には國交用人蔘二百五十斤を備へざるべらず、人蔘を鳩聚するには文官より權威武斷の力ある武臣を差遣するを要すとして。一旦任命したる江界府使を更に武科出身に變更したる如きは。此惡政を捨て得ざりし必要の一面を見るべし。

第十一章 李朝後期の人蔘政治

第一節 總説

本章に後期と稱するは、正宗即位の年より李王の隆熙四年日韓併合に至る迄の一百四十四年間を指す。此期の特徴として擧ぐべき要點左の如し。

一、本期の前半に於ては人蔘の悪政と官吏以下の非行は其に前期末と異ならず。當該地の人民は積年の業弊に一層枯稿せり。中頃には日本信使の行を罷め末期には對馬へ給する禮單蔘の廢罷により幾分は人民の負擔を減せり。其他の蔘貢も自然に時勢の變化の爲に輕減せられ亦山村の衰亡を來すが如きこと無きに至れり。

二、本期の中頃に於ては日本の人蔘栽培盛大となり復其需用の大量を朝鮮に買ふを要せず。一方長崎貿易の殷盛により釜山の中繼貿易衰へ。是により衣食せし通譯商人の權利を失して凋落し。且銀の輸入杜絶の爲國內一般に銀融の必迫前期末より更に甚しくなれり。

三、此期の初に於て起りし朝鮮の人蔘栽培は紅蔘の支那へ賣行の爲刺戟せられ、

遂に繁盛して。紅蔘の大量生産可能となり其厚利は銀の輸入を巨額にし。爲めに公私種々の問題を發生し蔘政は實に國の大政となるに至れり。

第二節 人蔘及其代納品徴收の地域

以下本節より第五節迄の記載は紅蔘を除外したる自然生の人蔘に關する記載なりと知るべし。

人蔘若くは其代納物を徴收せる地域は。本期の初めに至つては大様前期の末と差異無し。茲に前章の説明に洩れたる點に付て補説すべし。

前期の末より本期の中頃迄に文獻に現はれし人蔘徴收地名に付ては。

- 江原道 江陵 三陟 旌善 蔚珍 醴陵(嶺北三度) 橫城 杆城。
- 咸鏡道 洪原 明川 鏡城 三水 甲山 鏡城 安州 咸興 吉州 利城 定平 文川 德源。
- 平安道 江界 孟山 陽德 寧邊 熙川 渭原 楚山 碧潼 昌城 朔州 龜城 鐵山 寧邊 柔院 東嶺 平視 委曲。
- 慶尙道 延日 梁山。

右の三十九邑を算すれども、正宗十四年八月に梁山郡守南鶴聞が全鮮の貢蔘を京貢とすべしと疏論したる中に、七十邑の守令云々とあるに徴せば七十餘

邑より徴納せしを知る。其文獻に現はれざる邑は貢納量小額なるか、又は富邑にして其負擔に苦痛無く問題とはならざりしに因るものと推定すべし。而して當時既に前記七十餘邑中の大部分は全く産出せざる地もあり、産するも稀少なる地あるに拘らず、唯單に昔し産したるの故を以て徴納を強ひたるは、今日の政治觀念より考ふれば甚奇怪なる如きも、當時の王以下の爲政者は是を以て或は憫むべしとは考ふるも、不道德の政治とは思惟せざる程に惡政に痲痺し居たりしなり。李朝の官用語には白徴なる熟字あり。其白徴と稱するは、要するに課税の目的物を有せず、或は納税主體に非ざるに其税額を強徴するの謂にして。例之船を既に賣りて所有せざるに拘らず依然船税を強徴し、田地を所有せざるに不拘空に田結税を強徴するの謂なり。以上の例は普遍的に行はれたるに非ざるも、正史野史に其事實が多く記されあるを見れば、決して珍らしき事例には非ざりし也。畢竟するに右の如き不法徴收の行はれたる原因は二あり。一は一旦中央度支の府たる戸曹の徴税臺帳に記されたる各個の各邑に於ける總税納額又は一旦詳定されたる貢物額は、其數量の中央へ納付の確保を期すべく容易に動かさざる大方針を執れると。二は奸官汚吏が私腹を肥す爲めに是

を敢てしたるに由るものにして。人蔘及其代納物も亦其例に洩れずして白徴行はれたり。また諸徴收に隣徴[○]と稱して、本人が負擔の義務を果し得ざる時には隣人親族より強徴する方法も行はれしが、人蔘に付ても亦此非理の方法行はれたり。

第三節 人蔘及其代納物の徴收

本期の初に於ては一體前期末と異ならずと雖、中頃以降よりは減額廢罷變通せられたるもの甚多く、産地人民の負擔輕減せられたり。是れ有より無を生せず、人蔘發生の大減産による自然の趨勢と、一は獲利の目標紅蔘に向つて轉向せられしによるもの也。されど日清戰爭の當時日本が内政に干渉して大革正を行ひし時迄は、猶人蔘惡政の餘燼を保ちたり。

其要項左の如し。

- 一、國家及王室に於て時に人蔘を貿易品とすることは自然に止みたり。
- 二、此期に於て京貢となれるもの多く、京貢とならざるも代錢納となれるもの多し。
- 三、純祖十一年信蔘の卜定廢止と、哲宗の初年に禮單蔘の自然消滅により、産地

江界への卜定買取も罷められたり。

但前項の中例買蔘は、事由消滅せしに拘らず、猶蔘錢として徴收せられたり。

四李太王三年に於て嶺南の貢蔘のみは革罷す。

五李太王三十一年外方より進供の規一切革罷し。其各地方より應供の物價は

度支衙門をして妥籌收入し、宮内府に移送し買辨進排せしむることゝなる。

此時人蔘に關するの貢納は一切廢止したり。

第四節 貢納負擔地に於ける人蔘の調辨

鬱菴たる面積數十里に亙る森林を管内に有する江界府の如きは別として。

他は大抵人蔘の實物調達は不能若くは困難となれり。其理由は其邑の管下に

於ける人蔘の絶種に因るものにして、絶種せざる迄も僅小の量を産出する地に

於ても、守令の入手困難となれるは、人蔘の採取は一種の技能を要し、前々より

既に専門の技術的職業化せるものなれば、此等の職業者は當該官吏の爲無償

若くは廉價に勸徴せらるゝは堪ゆる所に非ざれば、採取の人蔘は容易には官

に提出せずして之を秘密に買入るゝ商人の手と授受せらるゝ一種の商路を經

由するに因る。茲に於て當面の責任者たる守令竝觀察使は陳疏して京貢を請

○慶應二年。

○明治二十七年。

ひ、此請を許したるもの此期に於て多かりし。京貢に依らざるものも大抵京城に於て御用商人の手より買入れて貢納するに至れり。而して如何に督責するとも無より有を生せず、此期に於て御用商人が栽培人蔘を山蔘の中に混入して納付する偽詐手段も行はれ。又貢納地に於ても、其年内に納付不能となり、怠納連年に迫る者をも生ずるに至れり。甚笑止なるは御用商人より買入れて嘗て納付したる、其同一の人蔘が次期の買入の時再び巡り來つて入手する如き奇觀ありし事なり。此等皆人蔘の缺乏に基くものとすべし。

各貢納地に於ける人蔘買入費調達の方法としては官より下付せらるゝ代價あるものは其不足の分の調達も、前期と同じく責任者たる守令が田結戸丁等に賦課して徴收せり。此期に於ては猶種々の方案攷究せられ、基本財産の如きものを造成して其利息より支辨する方法等も窺められたり。其中最苦しまぎれに案出せられしは、江原道に於ける賣郷賣校の方法なりとす。賣郷とは郷班と稱する兩班に準すべき一種の階級あり、校生とは儒生に次ぐべき一種の身分あり。右二つの地位を賣ることにして、即ち辭令書を發して之を賣るを云ふ。以上皆弊害を伴ひ人民の利益とはならざりき。

○賣官ハ官租手展ノ後開不足シテ賤之ヲ行ヒ、後ニハ賣官稱下稱シテ賤令書ヲ數十百地方ニ發付シ觀察使ニ於テ之ニ姓名ヲ記入シテ賣官セシコトモ行ハレタリ、但此官ハ名義ノミ也。

○本島ハ無人島ト
シ人ノ住居ヲ禁ジ
タリ、故ニ時々之
ヲ搜討セリ。

また正統十九年よりは鬱陵島に探蔘軍を送り併せて其搜討を行ふこと、なりしも産額少なく品質不良にして且其風濤の險を恐れて其採取人夫の選に當る者百方役を避けんとし之に乗じ賄賂を取る弊行はれ、また其船が風待の時附近の村落に物資を誅求することも行はれ遂に之を廢止せり。

第五節 人蔘の惡政竝是に隨伴せる官吏の

虐民行爲

人蔘の惡政に付ては前期と同じく當該地方官たる郡守府使及其監督上級官廳たる觀察使より、人民困窮の悲惨なる實情を縷述して之が救濟策を上啓せるものありと雖も、其惡政の害毒は前期に比して少しも變り無く却て一層甚しくなれり。是人蔘の減少と價格騰貴に因り貢納地人民の負擔一層加重となれるに由るもの也。此期の初めより人蔘の人工栽培發達し、また紅蔘の製造も行はれしと雖も、此等は少しも人民の負擔輕減に効果を寄與せざりし。其理由は朝鮮に在ては蒸製又は蒸製したる人蔘は、其天然を害し藥効無しとして昔より今日迄之を服用せず。又栽培人蔘は天然産に比し効用甚しく劣るものと爲し、天然人蔘が減少すれば減少する程之を珍重して、其貢納には昔ながらの法によ

り全部之を充て要求せしに由る。唯僅かに純祖十年對馬に給すべき單蔘の不良品を取替ゆるべく換品蔘と稱して栽培人蔘の白蔘を給し爾來是を給せしことあると、貢納山蔘の中に官の目を欺きて其白蔘を混入せしことが幾分栽培人蔘の效果と謂ふを得べきなり。

人蔘の毒害を受けたる地方は前期と同じく江原慶尙咸鏡平安四道の産地は又昔の二萬戸は漸々凋落して僅かに四千五百戸となるに至れり。時の觀察使沈頤之は蔘荒なる熟字を以て之を形容せり、荒とは凶作の歲の民戸敗殘の狀を指すものにして、則ち人蔘惡政の爲め滿目荒涼を呈するに至りしを指すものなり。また「正宗實錄」十四年五月の條にある右沈觀察使の蔘弊上疏中には、爾後江界府使を任命するに當りては人蔘と貂皮を寶貨なりと考へざる人物を詮衡し差遣せられたし……とあり。歴任の府使に衰瘠の民を驅りて私曲の犠牲とせる者の多かりしを察すべし。

以上の惡政と苛虐も此期の後期に至り、自然の趨勢により輕減せしこと屢に述べたる如し。

正宗年代に於てそれ等の悪政を委曲詳説せる江界府使の上啓文を左に掲げて。當時の状況を髣髴するの資料とすべし。

正宗十一年七月江界府使李頤祥の上疏に。

臣叨りに邊府に守となり已に六朔を闕す、蔘政民事哀痛に非ざるは無し。古へは江州は地廣く土沃へ財聚り民殖え生活最も饒かに一道に於ての繁華の地稱するに雄府を以てし屹然として國家の長城となる。而して一たび府を設くるの初より已に戸蔘の税あり、此れ江民惟正の供に係る、遐土買々の俗を以て猶能く安んじて入山し奉公を樂しむ。かの年例買蔘の壬申に始まりしより、江州の民其生を聊せず。蓋し其毎年入山採取して蔘種絶稀し納税の蔘尙備はらざるを思ふ、況んや此六十斤の體蔘尾蔘其何を以て毎歲採り得んや。歲に丹黃の兩節を分つ丹把は則六月に入送七月下山す。黄把は則七月入送九月下山す。農作を抛ち性命を捨て虎穴を探し而して徒手空しく還る者十に八九に居る。其空還する者は田を賣り居を貰し妻を雇とし子を鬻ぎ。近くは之を本道の中山に求め遠くは北道の諸鎮に買す。猶未だ數を充さざれば則ち往々京に買して僅かに上納す。此の如きの際訊棍庭に盈ち囚繫獄に滿つ。今年此の

○邊州人ノ良願ニ對スル防禦地

○英宗二十八年

○江界府に非ず
中央ノ山邑邊
州等々ノ如キ
地
○今ノ威鎮地
○納村シ能ハザル
者ヲ扶植シ又拘留
スルヲ云フ

○英宗二十八年

如し明年此の如し。則ち其墳墓の地を捨て其産業を破り、老を携へ幼を提げ喚いて四散す、哭聲路間に載す。或は家貲の稍裕かなる族黨の甚盛なる者牽連擧御挨過數年。則ち里蔘族錢及んで一身に偏く終に至り而して後已む。壬申より今年に於ける三十六年而して其間連戸二萬餘數年以來、蔘荒滋甚二千戸又復流亡す。今年家坐の成冊僅かに四千五百十八戸と爲る。而して其單身跛躄癯老と分戸流乞新來の屬を除き實戸纔に三千に過ぐ。此三千戸驟に信蔘ト定あるの報を聞くや、魄を褫はれ心を喪ひ一時に荷擔して立つ。臣狄踰嶺を越て其境に入るの初に於て、目に短簷板屋の人烟寂寞、鶉衣鶴面道途叫喚するを見たり。諭すに聖明上に在り微として燭さざるは無し。江民の疾痛は已に軫念せらる、爰に守土の臣に命じて懷保せしむ。是より先更に廟堂に令して方略畢く具はる、惟當さに恭しく處分を俟つ、奈何と勸めて還入せしむ。玉璽の暨ふ所婦女亦知る、何の幸か意を耕農に着け姑く羈縻せるを。而して今若し二百四十斤の別買蔘を以て猝然祗殘の三千餘戸に責徵すれば、則ち魚駭鳥竄東走北去すること智者を待たずして之を知るべし。臣は妄りに募採の計を前後の道臣に往復し、六萬の錢月を踰へずして辨せり。涓楚熙寧の民を論する勿く、惟だ其

○涓州・楚山・熙
川・蒙漢

○廣州ヨリ對馬ヲシテ使使派遣ヲ朝鮮ニ請求セシムルヲ云フ也。

○英祖二十三年、同二十二年。

○經緯ノ際、英祖シテ定シタルモノ。

善探者を是求め丹巴に入送す其數四千。黃把に入送する者は又將に此數以上を以てせんとす。此乃ち府民入山の外に別買蔘を廣く採取せんとする也。入山後の事は便ち風を捕ふるに同じ。況んや聞く山中三朔積潦し蔘苗消滅し下探因る無しと。倘し人々をして狼狽せしめ空しく歸り來らば則ち徒らに許多の萬錢を費し計窮り力竭く但だ手を束ぬべし。信使の請或は明年に在らんも則ち臣は此時に於ては萬誅戮を被るも蔘事に補ひ益を隣國に貽す無けん。臣聞く窮すれば則ち變じ變すれば則ち通すと目今蔘政の渴急殆んど竿頭百尺の若し變通の策更に何の時をか待たん。臣謹で稽ふるに信蔘を江民に責買す丁卯より癸まる。而して丙寅七月入侍の時大臣は信使の行に賣去る蔘一百斤は必ず江蔘を用ゆべしと云ひし故に江界に卜定し禮單一百斤は北道に卜定することと筵稟定奪す。其後更關に因り別買蔘を加數すと雖も而も臣の府より買納するもの通計一百四十斤なり。尾蔘に至つては初臣の府に卜定無し丁卯年間民戸の數々萬是例買蔘の未だ卜定無き前也。而して卜定の數は只此百斤也癸未の信使の行の時の如きは則辛巳三月に入侍の備邊局提調の意見として。江界と三水甲山は同じく邊地にして接壤地也而して江界には卜定し三甲に卜定

○乙未、丙申、丁酉、同五十二年、丁酉、同五十二年、丁酉、同五十二年。

○英祖二十三年。

せざれば已に不公平也。且三甲の外に又各邑産蔘の處あり。已に専ら西を賣めて北を賣めず一視同仁の道に違ふあり已に其前例もあればとて力を分つ事筵稟定奪し。臣の府に三年の期限を以て一百六十斤を買納することを許されたり。又乙未に於て信蔘を豫じめ買すべきの命あり丙申丁酉二年に分ち毎年八十斤別買することゝなれり。本項は實行せざりしも其關係書類はあり。戶曹は臣の府の事情を諒解せず根據なくして式外に加買の例を定式とせり。若し一百六十斤乃至一百四十斤を以て賣納すれば則ち年例買蔘六十斤は即丁卯には無き所也。民戸凋落丁卯十分の九を減ずるを視れば決して行ひ得ざるの事也。且尾蔘は即體蔘の尾頭也體蔘五斤より僅に尾蔘一斤の資を得る故に尾蔘調達の艱は體蔘にも倍す。今此四十斤の尾蔘を得るには約二百斤の體蔘を必要とす體蔘の質し難きこと此の如し。則ち所謂尾蔘は眞に皮存せざるに毛を得んとするが如し。臣謂へらく必ず丙寅の定式により信使の賣去る體蔘一百斤は臣の府に卜定し尾蔘四十斤の内從約分定。然る後庶くは奉公周旋の道有るに幾からん此臣の所謂今の變通也……云々。(中略) 只蔘價年々刁蹇に緣り體蔘一錢の價十兩を踰へ尾蔘一錢の價六兩に至る則其勢を顧れば窮し且逃

げざるを得ざる也。……云々。

王の批に曰く。此れより前江民支へ難き苦瘼を聞くと雖料らざりき急迫此に到らんとは。此の爾の疏辭を將ひて燭を乗りて屢回せば、其此離顛連の状見るが如く。予は食甘からず寝るも安からず崩堂の臣亦豈予の意を體せざらんや。諸條は將に崩堂をして爛商せしめ、仍は指一稟處苟くも救ふべきの方當さに回啓あらん別に指教あるべし。爾先づ益々懷保の責を思ひ安集の効あるを期せよ。曾て爾の東萊府に於ける廉直を知る、此江邑の民をして蘇活せしめよ。今又一に之を爾に委す、意見あらば續いて陳疏するを憚る勿れ。『正宗實錄』

正宗十五年十一月江界府使權禮上疏し蔘弊を陳す。痛憤の意文外に顯はる、倪謬少しも憚らず蓋し憐むべき峽氓の爲めに職務を賭し懲罰を蒙るを覺悟しての上疏なるべし。

臣入境の後馬を擁し道に訴へ請願陳狀書を抱へて庭に造る。皆曰く此邑の戸數萬戸今數千戸となる専ら買蔘の弊に出づ。

今年又買蔘の條體參五斤尾蔘二十斤を減す、天の如き惠澤骨髓に入る。而して目下措を罔ふの勢と來頭必至の憂、前と異なる無く必ず保ち難きに終らん。

而して已に入山の節丁を點檢し簿冊に録ず、出山の時搜括し秤量す。故に當年の採取は一根を漏らさず、而して未だ採らざる者と多く採りたる者とを推移し通計すれば、所謂利採の年は京司各營に納むる稅蔘十五斤外或は斤量の餘りありて、以て例買蔘に補ふを得。夫採の年は或は稅蔘に不足す。例買蔘は則ち本價(官より下付する補助)を受け之れに錢を徵收して加へ、以て買取し上納す勢必至とならざるを得ず。

蓋し甲辰は別買蔘を、丁未は信蔘を全額完納するを得ざりしも、而も戸を三等に分ち歛徵せし錢幾萬兩なるを知らず。闔境蕩然として竭き殆んど餘地無し。其後の三年間は例買蔘の三十斤は年年全額を完納するを得ず、此を督責するを得ざるは、其錢を歛收する餘地無く奈何ともするを得ざるが故也。例買蔘三年間或は半納し或は過半納し其意納は毎年の例となれり。今體參五斤尾蔘二十斤を特に減せらるゝも右の如き情況なるを以て、何等目下の惠となるを覺えざる也。臣此に因り此を思へば、我國の蔘貨は専ら江民に賣むる本と良法には非ず。弊生じて後漸次減額し、或は補助を増し救濟せしことも已に多し矣。然して且つ愈救ふて愈痛む者は、未だ根本的の革正を爲さざれば也。前より行

○正統八年。
○同十一年。

はれし蘇救の策たる曰く減數之を減じ又減す此姑息の政也。又曰補助の増額と朝家其價を補助し恤ますと雖も時價に従つて買上ぐれば何等の問題無し。若し江界の民をして今迄の如くに買納せしむれば蔘價は日に増し月に加はり。江民は終に錢を出して官の下付の不足に充當せざるべからず。其錢は蔘價の騰貴と共に際限なく此れ繼ぎ難きの道也。

此矯正の策を立つるもの曰く江界の負擔を道内の他の邑鎮と咸鏡道蔘の列邑に分定すること、一に嶺東の邑の買納の如くすべしと然らば江界の民に至ては弊を祛るべし朝家毎に此方法に付て更に弊を受くる區域を多くするの理由を以て難色あり、臣は敢て更に請はず。

臣伏て念ふに事は經法に遵ひ然る後謀始めて治る未だ其正を得ずして末治るは有らざる也。凡そ外方より中央への進獻は土産に係り、國の經法に應すべき也。蔘は東萊府の所用國が交隣上の重要な需用品也。經法を捨て専ら江民のみを責む未だ不善の謀たるを免れず。如今矯弊に當り經法を捨て、何あらんや。一言にして蔽へば曰く貢に作るのみ其法正當の價を以て優利を給す然る後乃爲すべき也。

○甲申英祖四十年
癸亥丁未正宗十一年
年表

(中略)：若し別買信蔘甲申丁未の如くならば、此時人民多此邑必す空ならん。と其言証ひず。朝家買蔘月に縮まり歲に縮まるの地に付し今に及んで變通を思はず。江民の逃亡は姑く置くも爾後所用の數を得ざるを如何にするか。營門何を以て賣納するか、戸曹何を以て區劃するか、廟堂何を以て議處するか、是臣の大に變ふる所のもの。右陳ふる所の作買及賣費下付の法は或は概ね聖心に有るを信ず、則ち大臣其他に詢議を煩はさず直下處分せよ。『正宗實錄』人蔘に職務上關係ある官員中には、克く職責を盡し之が救済に努力したる者ありと雖も。中には悪鬼賊盜に等しき虐民の行爲を敢てせし者ありしこと亦前期と異ならず。正宗四年十月には、慶尙道觀察使洪樂彬が人蔘其他不正勸懲のこと御史の按察により發覺し。本人審藥其他關係者一同刑推遠配せられ。統祖二十七年三月には前楚山府使徐萬修が、人蔘強徵の爲めに良民を酷刑に處せしこと發覺し、拿問せられし事等は僅かに一部分なり。『正宗實錄』『純祖實錄』其惡行爲の左程甚しからず、また惡運強く發覺せざりし者も多數にありしを推定すべく。特に審藥と稱する地方廳に定員として配置せられし醫官は、貢納人蔘撰別審定の權ありしを以て、蔘商と結托して惡事を行へること例外無か

りし如し。尤も此期に於ては彼等の手を經ず京貢と爲りし地方多く前期に比し其非行を逞ふする餘地減縮するに至れり。

吏以下の悪事に至つては前期と少しも異なる無く。平安咸鏡兩道に於ては吏屬が採取者より人蔘を奪取すること續いて行はれたり。純祖時代のことを記せる「牧民心書」中の記事に……江界の法凡そ蔘を採る者は官帖を授けて入山せしむ。秋を経て冬を過ぐ風餐露宿し虎豹と與に居り熊豕と與に遊ぶ、九死に一生備さに艱苦を嘗む。其出づるに及んでや其の囊橐を搜し其懷袖を探り、一角の蔘曾て少しも饒にせず。威な輕價を以て勒索して官に入る、託するに貢獻を以てし悉く私裝に歸す。奸吏猾棍は下より操縦し賄賂行はる、所漏竇交穿す、國法行はれず官邪徒に長ず何の益か究まらんや……云々とある如し、

○家八山猪。

○秋ハ將校今日ノ
巡遊ノ如キモノ。

其他人蔘買入費の賦課に付ても人蔘現品の地方廳への納付に付ても、各貢納負擔地に於て吏屬の悪事の行はれたること本篇各章に記せるが如し。

其悪政の緩和矯正策に付ては前期と同じく當該觀察使並守令の疏陳により、蠲減補助費の増加、他の官穀の補充等に付て施行したること數十回に及べり。特に正宗は即位の後地方行政に弊害多きに鑑み、之が矯正策の一として、暗行

御史の適任者を撰み、偵察調査すべき悪政の綱目を示したる標準概則を作成して之により摘發を試みたるにより、人蔘の弊害も爲めに中央の視聽に達することを得て王以下當路の大臣は之が救済策に力めたること鮮なからず。爲めに幾分は人民の痛苦を減せしと雖も其方策たるや元來一時の姑息手段たるに過ぎず。前述せし江界府使權職の上疏中に陳べある如く隨つて減せば蔘價騰貴の爲め負擔隨つて増加し。また既に行詰り怠納となれる所には其蠲減は何等の恩典とならず、遂に根本的大革新を遂げ得ずして了りたり。正宗王の如きは蔘弊に付ては夙夜憧々として玉食甘からず、江界の民瘼の狀は目前に在るが如し。嗟我赤子窮谷に入り毒獸を捍ぎ終年採蔘一掬に充たず、而して許多の年例と別質の蔘或は廉價に勒買し或は數を加へて勒徵す、之を思へば惻然たるを覺えずと曰ひ。既に無き物を誅求するは龜背に毛を抜くが如して云ひ、此儘にて進まば江界の一邑終に空虚とならんと軫念せる云々文献の記載と。其實際の施設とは距離遠きに過ぐるものあり其他の貢納地に對する方法も亦斯民の救済には効果甚だ薄かりき。

【附録】

人蔘惡政史料

此期に於ても前期と同じく文獻に出たる人蔘史上の資料頗多し。其中より
参考となるべき主要なるもの、みを撰び、其要領を年紀により以下に開録す。

(1) 正宗即位の年十一月平安道觀察使徐命卿の狀啓により江界蔘弊の幾分を觸く。

此時の玉の教に、生民の困瘁近日の如きは莫し。惠澤未だ宛まらず實効未だ聞えず、夙宵惶々玉食甘からずと謂つべし。今箕伯の狀啓を見るに、江界の民が疾苦の狀目前に在るが如し。嗟我赤子窮谷に入り瘴獸を拵ぎ、終年の採蔘は一掬に盈たず、而して許多の年例と別質の蔘或は廉價に抑買し或は數を加へて勒徵す。去年是の如し今年又是の如し、是れ二萬餘戸の民今は六千餘戸となる。之を思へば惻然たるを覺えず；云々とあり。「正宗實錄」

「増補文獻備考」には、戸曹判書蔡濟華の啓、江界の蔘價賤貴一錢の重さ十四兩となる。而して朝家より定給の價四兩に過ぎず、故に江民支當に堪へず。昔の二萬餘戸今は七千戸となる；云々。玉は命じて相議せしめしも卒に定議なし；とあり。

(2) 正宗元年七月江原道蔘弊救済を請ふ遂に決定するに至らず。江陵府使柳義養入侍民瘼を奏聞す；。其中に嶺西の火蔘田は産蔘の地たり蔘種漸く稀なり故に丙子の年を以て戸蔘の規を罷め火田の税を勅め人蔘を賣して封進す。其後連に歎に値ひ民散稅縮狭民實に支保し難し；(中略)

火蔘田中白徵する者三十餘結を權減せん；。江陵の貢蔘五十五兩は土地の採取稀にして他道に賣す、近來蔘價高騰し蔘商の輩年々加案し。邑民の弊絶極ある無し。其中よ

○平安道觀察使、平壤ヲ管子ノ基アルニヨルトシテ箕城ト云フ。

○註明。

○大關嶺分水ノ西力。○英宗三十二年。○火田ニハ人蔘ハ生ゼス、火田郡落ノ一月宛ニ人蔘ヲ徵シ其大耕ヲ賦課セシ也。人蔘減少シ火田稅ヲ課シ之ニヨリ人蔘ヲ買入賣納セシ也。火蔘田トハ人蔘ヲ採納セシ火田郡落ヲ指ス。○白微ハ松澤ニハアリ、實績サザル國嶺ニ對シテ徵セシモノヲ云フ。

り三十兩を京貢と爲さん；云々。

本件領議政の意見として、白微は關東諸邑の通患なり。勢轉しく議し難し觀察使に狀聞せしめ稟處せん；とあり。「正宗實錄」

(3) 正宗四年二月領議政金尙諱は江界の蔘弊孔劇民支へ難きにより其救済に付て意見を啓す。平安道觀察使字の狀啓による

人蔘納付義務を負擔せる元戸七千六百餘戸の中、事實居住無き戸を其元帳に記載せること管に千戸に止まらず。一に實に従ひ其元帳を訂正し、之に據り納付を督責せしむべし；云々。

江界府備付の秤は總量より二十二斤の剩蔘を生ず。之を十斤秤の正しき者に改め人民の負擔を減ずべし；云々。

王は曰く、江民の事誠に困ゆ矣、近來山澤の利は前に比し漸く減じ、一年納むる所の蔘は一年の所用に當つる能はず。故に便ち龜背に毛を抜くに同じ其勢支へ堪ゆるを得ず四散するに至る。毎に江界の一境數々として保ち難きの狀を念へば、玉食も寧んずるなし。

今該道官の減蔘の請は目下姑息の計に出ると雖、守土の臣若し別般の大更張大釐正せざんば、江界の一邑必ず將に空虚となりて後已まん豈矜憫せざらんや。「正宗實錄」

(4) 正宗四年十月慶尙觀察使洪樂彬等を刑推選配す。

本件嶺南按察使林濟遠の摘發による。其非行は(1)奴婢の貢布を錢に易へ一萬兩の利を取る(2)三箇月間に濫刑一百五十人皆贖錢を徵し放免私囊を肥す(3)社還穀の利米を加徴する二千二百石(4)人蔘封進の際、食客の名義を以て納付する者には標しを付け置密か

○其遺錄ノ戸ノ義務ヲモ實住ノ戸ニ於テ負擔セシメシ也。

○觀察使及郡守等地方官ノ所ニハ其親戚友人等衙客ト稱シテ食住往々惡事ヲ働ケルコト收民心毒ニ出ゾ。

に審議に囑し此標ある者のみ合格品として收納し錢六千兩を給す。「正宗實錄」
 (5) 正宗七年七月前江界府使李應赫を慶興府に流配す、在任中尾蔘を塗糊して剩を取りしに由る。「同上」

(6) 正宗七年十月王は廟堂に命じて暗行御史に適任の人物を選抜抄啓せしめ、且御史の携帶する各道偵察項目を修補せしむ。其中人蔘に關するもの左の如し。

一、關西御史事目

江界の蔘政は上は交隣の需用に關し下は民生の苦樂に係る。營門別買の路私商潛買の實一に新定式に依り禁斷せるや否。

一、關北御史事目

三水甲山の兩地名は南道と雖も處は鴨江の上に在り。山高水冷春晩秋早、五穀熟せず其生に資する所耳、木麥等の穀に過ぎざる耳。海を去る甚だ遠く、漁鹽通せず故に民皆逃散の心あり。朝家已を得ず田頭の蔘を探り以て生業と爲すを許す。而して民或は採蔘して濃藏し買ふを待つて傳らんとすれば、守令邊將嚴棍を用ひて査問し、或は償無く奪取し、或は債に粟を給して勸買する者比々有之。此等の類廉探痛禁の事。

一、關東御史事目

本道買蔘の弊此れ固より朝家の軫念する者、添價の不足又京貢とせり。則ち東民の息肩に庶幾し、而して封進の各邑或は補蔘と稱し殖利す、或は多く陸運して錢を斂す。蓋し其弊の端たる専ら蔘商輩の操縦の致すに由る。整正矯練の策商確し論啓すべし。

○買蔘校ノコト
解前ニ出ゾ。

(7) 正宗七年十一月原春道暗行御史趙弘鎮復命蔘弊に付て書啓を進む。；。

王は曰く蔘貢の病弊未だ本道より甚しきは有らず昔し此貢を設けたるは所謂任土の法に倣へりと雖も、今は蔘價日に踊貴し微斂日に煩はし、賣郷賣校蔘戶蔘軍等正しからざる名目多し。雖に貢額の半を京貢に移したるは其希圖を容れて幾分負擔を輕からしめんとするに出づ。而して民瘼漸く滋く流弊益深く總て一道の邑を通觀すれば、生活の凋弊愁怨の積鬱皆此に原因せざるは無し。凡そ人蔘の用たる關係する所重く之を蠲減せんと欲すと雖も勢實行し得べからざる所あり。現今の計は稍や奸蠶を防ぎ民力を紓びしむるに如くは莫し。而して蔘商の弊は余も嘗て之を開けり、供納の權徒らに蝕蝕に歸す。意を極めて占託し動もすれば必ず價を増すも守宰敢て之を咎めず。今年は幾文の銅を添へ明年又幾文の銅を添ふ、元定の價に比すれば倍以上となれり。畢竟弊を爲して小民困みを受く、余毎に蔘貢の來り納まるを見吾民倒懸の狀宛として予の目中にあり。爾其れ深く弊を生ずるの原因を攻究して更に根本的に弊を融るの策を立て簡條を列舉して以て陳ぜよ。

(8) 正宗七年十一月備邊司關東御史の復命に對し意見を付して覆啓す。

一、田政に付ては嶺東の田土は皆是戊子の歲に量田を行ひしにより隠結無く、蔘價漸く騰貴してより後各邑計の措辦する方法無く遂に敵を逐ふて錢を斂せり。
 江陵は則火蔘田九十九結あり一結より納むる錢三十餘兩歳の豐凶に論無く加減することを得ず。此錢を以て人蔘を買入納付せり山間の殘氓此を以て支へ難し。前御史沈豐之論啓して其納錢の基本となれる蔘數を減じ且つ蔘一兩に對する價を定めたり。

○英宗四十四年ニ
北地開墾ヲ實行シ
蔘價ヲ修正セシメ
因リ從前ノ如ク土
地量額ニ關シタル
土地日リ稅ヲ徵シ
テ其ノ中央ニ納メ
ザル所屬隱結全ク
無クナリ。從前此
隱レタル收入ヲ以
テ人蔘買物ノ買入
費ニ充テシコトノ
方法ヲ失シ土地ニ
賦課シテ此費ニ充
ツルノ事。

○監審御使の所在。

○贈行御使の職表ノ官下六ツ。

一、蔘政に付ては本道貢蔘の總數を計れば嶺東其半に居る。營下の蔘商は伏仰操縦して人蔘の價を増すの弊は月に増し歳に加はる。現下矯正救弊の策は京貢の例に倣ひ蔘商をして人蔘は總て道内の總量を營門より受取り、京城の各司に納めしめ。其價は列邑より受取らしむること、せば蔘商が奸を施すの餘地無し。而して人蔘の價は一兩錢一百四五十兩と定むれば、從前の公定價格よりは少しく高しと雖も。列邑の人民に於ては納付に際して費せし種々の費用と手数を省くが故に多減小加となり。蔘商も亦價の増加により利する所あり公私兩便と云ふべし。との鑿啓に付ては、

關東の蔘弊は其來るや已に久し即今矯救の道は別に好策無し。右の意見を採用すべく先づ本道の觀察使に達して其利害の便否の意見を狀聞せしめて後稟處すべし。

：(中略)：王の言 關東民人の人蔘の爲に弊を受くるは、但に主探稀にして價貴きに因るのみに非ず。其源頭を究むれば則ち專ら蔘商の操縦に由る。蓋し觀察使より京に封進の時に或は不合格品の黜退あらば蔘商輩は輒ち其邑に走つて之に告て曰く。今番黜退する者幾許あり、若し添價幾干するに非ざれば納付を許され難し等と多般に恐動すれば、守令は已むを得ず徵收の名目を巧作して人民より横敷して補給し加ふるあるも減ずる無く轉た支へ難きの弊を成せり。京城大同の例に依り營貢と爲さば便に従ひ質納すること、し價は該邑より蔘商に交付し、人蔘は蔘商の責任とすれば極力辨納すべく、

○人蔘ヲ納ム代リノ錢納。

○東嶺上ハ種銀面ニ配數シ實際付リ爲サシテ、利及死亡者ヨリモ徵收スル者。
○慶尙道ノ官米ヲ北嶺ニ輸送シテ布等ニ製フ其事ヲ管掌ル商人共官米一斛分ヲ不正取得セシメ指ス。
○主人トハ其所ニ駐在シテ公用ヲ辨スル兼脚ノ頭ノ如キ者ヲ云フ。
○六鎮守令營下ノ幕。
○方伯ハ觀察使、主筆ハ都守府使等ノ地方官。此商人京城ノ高貴權門ニ當ル也。

該邑は自づから永く加斂を除かるべし。其弊を救ふの道惟此の一方のみ。：云々革正を要するの時。新加英斷を施すに非ざれば依然民弊を貽すべく上項一に啓に依り施を許す。〔正宗實錄〕

(9) 正十年四月江陵蔚珍三陟の蔘稅を減額す。

王は曰く嶺東の火蔘稅は既に民難に係る。宜惠應提調徐有隣曰く、右の三邑の民流亡せしにより其火蔘稅を減額すべし云々千二百餘兩を減す。〔正宗實錄〕〔度支志〕

(10) 正十一年五月杆城の蔘弊を輕減す。

内醫院都提調徐有隣は王命により杆城の蔘弊を調査して啓す。同邑の人蔘買入基本錢六千兩と利息三千兩は鬼錄を成し殆んど白徴に同じ、民支ふる莫きこと想ふべし。今蘇復は元額を減ずるの外無し。：云々。減額し且一部を京貢とす。〔正宗實錄〕

(11) 正十四年五月平安道觀察使沈原之の狀啓江界一府處は荒僻に在り近來長吏一の番狀無し。又昨年荒火に値ふ民勞運々たり。而して前府使安廷珪任に遊んで得を蔘額に流す。：云々。請ふ額を賣とせざる者を得て後江民蘇るべし云々。〔正宗實錄〕

(12) 正十四年五月咸鏡道贈行御使徐榮輔復命中に：：成興の尹厚三は嶺南の質米を主掌す一船私載の風説あり、咸民切齒し其肉を食はんと欲す。鏡城の京主人韓姓なる者營主人崔姓なる者一は鏡城に在り一は成興に在り。遙かに相和應して牟利を左右す、六鎮守令の細布貂蔘等の禁物輸し來る皆此兩人の所爲。道内の財貨窮蹙手に在り、權方伯を傾け守宰を指使す。：云々。

列邑の艱辛窘迫皆營主人が都賈の輩と同謀して權利を致すに由ると云ふ。朝家の惠澤

此輩の採切により闕けて行はれず誠には痛む；云々。
聞く羅蔘絶其の弊亦嶺營の官屬都賈の輩抽利操縦の故に由り五六倍の厚價を以て進上す。封する所皆基家蔘以て通次退却を致すの事極めて寒心。方に査實嚴懲に擬すべし；云々。〔正宗實錄〕

(13) 正宗十四年六月平安道觀察使沈順之江界の弊瘼を以て啓す。

○緝ハ日ベリノ見
込集トシテ加徴ス
ルモノ。

曰く本府蔘政の奸竇弊窩其端一ならず。而して挽近以來江民徵歛の政に積困す前日の人蔘採取を業とする者其利少く替多きを以て入山の數前に比して大に減す蔘政の極艱事ら此れに由る。其下山の際に方り搜括の舉漏ねく未笄の女に及ぶ而して全數掠奪す。則ち遺利無き知るべき也。收納の時秤錘の俯仰は一に吏校に付す而して一兩の縮多きは四五錢に至る民之を怨む知る可き也；一境を通じて收歛の弊比々之れ有り江民安くんぞ流散せざらんや；昔數萬の戸今四千餘戸と爲る；云々。〔正宗實錄〕

(14) 正宗十四年八月梁山郡守南鶴聞貢蔘の京貢とすべきを上疏す。

曰く；嶺南は古へ産蔘の郷と稱す而して以來山蔘漸く貴く家種風を爲す。今本郡に潛任し蔘等の貢蔘三次不合格品として黜退せられしを聞く。藥院に於て其由を詰問すれば該吏蔘商に欺かれて山家兩蔘合造の者を買取し以て屢黜退を受くるなりと。其結局は京商に質して封納すると云ふ。是は但に本郡のみならず一道貢蔘の邑皆京より得來り其本郷に於て竟め取る者絶無なりと云ふ。而して僅に昔日饑き所今猝かに貴し生齒日に蕃し民食弘く懇み深林巨谷奮を斫り炭を燒き仙草生せずして然る歟。利を種田に售ひ勞を憚つて險を涉り探る者漸稀にして然る歟。抑も或は官府士豪の勅奪を恐れて

○人蔘栽培ノ類。

圖版第五 正宗實錄(李王廟圖書館藏)中人蔘記

事の一

正宗實錄は統祖五年官撰に係る。此圖版面は三八九頁(16)の
記事の原文なり。

此等の持論を以て論じて行はれし誠は甚だ痛切なり。...

正宗十四年八月平安府觀察使沈維之の詔を以て啓す。

曰く本府管内の奸商等其端一ならず。而して地産以て其利を擧げ...

事此類探賾の端偏正平隨興加罰懲罰の端偏而此大其貨...

則ち道利無き知るべき也。彼等の時弊の弊御は一一に東統に待す...

正宗十四年八月平安府觀察使沈維之の詔を以て啓す。

曰く：嶺南古く弊端の種と稱す。而して其以來山嶺嶮峻...

舟任し客等の貨物三次不合格品として過還せられしを聞くと...

其は該吏等商に賤みられて山家兩藩合流の者を買取ら以て...

馬は家前に貯して酒酌する云々。其は但に本郡のみならず...

り其本郡に於て寛め取る者絶無なりと云々。而して僅に昔日...

日に雖も民食強く賑み深林且谷海を新り賑を儲き前草生...

後ひ時を留めて賤を涉り探る者漸稀にして然る也。抑も或は...

争死之義反是則争死無論反欲推死何誅於齊復何責於齊海此所以朝家... 自咎而自訟不敢放怨看過今因論答反履絀繹不覺觸屢跋大抵治不隆俗... 不義職由於朝廷之教化不明聖人豈不欲不教而刑乎不徒是也朝家每見... 似此文案未始不掩卷不樂者久之只以原傲情實言之則死者之有病無病... 姑無論共犯則共犯不明則果不明如許科多傳生典今道伯廣復嚴... 刑次次準三次放送仍屬本邑奴案廣海亦捉來嚴刑三次○已未輪對○召... 見前義州府尹李順祥 上問江界事情順祥曰慶丁火田貂鼠三大弊誠能... 快幸則昔之蕃庶殷富庶乎可復矣今以四千戸之殘民責納十餘年前二萬... 餘戸所納之數民安得不相率而去也民戸鮮少沃土皆荒火田之起絕無僅... 有而只緣比摠白地徵稅民安得不稱冤稅孽乃惟正之供民莫不輸其誠相... 而創留體尾案實難專責於一隅殘民若於中山產案各邑鎮及比開六鎮限... 折半分辨責應永為定式則江民之流亡者自當不日還集矣火田之稅勿拘... 比摠隨起隨摠則民無呼冤矣貂鼠徵稅自是禁法並令道臣申飭好矣命廟... 堂稟處左議政蔡濟恭奏曰雖原田一遇凶歉則從以給災無使白微則况... 火田之此摠彼陳遂滋無常江界比摠之規未知緣何而出而窮民之呼冤...

庚戌 卷之三十一 李朝後期の人

本郷に賣らずして直ちに京肆に走つて然る歟。一兩の重さ、薬四百緡錢、其價極まれりと謂ふべし矣。此れは是民間に賣出す者、情價難用毎に百餘金に至る、若或は賤退あらば費す所常に倍徒のみならず、則ち例に依り加徴す。所謂藥保、藥漢等に於て海關黎民心頭之肉を剝出し。洛下の富賈箱中の貯を倍にして售る此れ、臣の常に憤悶する所也。頃ろ聞く嶺南の薬弊あるを以て京貢と爲すの儀ありと而して尙未だ果さずと。臣未だ何の掣碍の端あるかを知らず、而して試みに本邑を以て之を言へば、太小民人皆京貢發行然る後、御藥始めて弊無くして封進、領民亦少しく支保を得べし。伏して乞ふ、臣の言を以て固く語り、博く訪ひ、別に一貢に作れば、七十州の守宰一に元定の薬價の分兩に依り戸曹に輸入し之れが價を受けしめ進排すれば、則ち進供の薬、必ず將に倍すべく、列邑の積弊頓に革まるに慮かるべし。〔正宗實錄〕

(15) 正宗十四年八月、王は前義州府尹李顯祥を召見して、江界の事情を問ふ、其答の要領。

一、薬丁、火田、貂鼠の三大弊は、誠に能く根本より改革すれば、昔の如く江界府は殷盛となるべし。

一、今四千戸の殘民にて、元と二萬戸の納むる所の人薬を負擔せしめ、賣納す、民安んぞ相率ひて去らざらんや。

一、民戸減少して、沃田荒れ、火田の起耕、絶え僅に有り。然るに、薬帳の元の統計により、元の額を事實耕さざる者より徴收す。民安んぞ冤を稱せざらんや、火田は實際起耕する者より徴收することに、革むべし。

一、人薬に付ては、其中税薬は、惟正の貢民、其誠悃を輸せざる莫し。例、質體、薬尾、薬は一兩の

○江界ノ邊境ノ負
擔ヲ不安定ニシテ
及威鏡道各地ニ分
擔セシムルハ公平
ノ所置ナリ。附近
ノ所置ナルト云フ
ハ、其眞額以上ニ
官更ガ請求スルヲ
恐ルルガ爲也。

○大川ノ邊境ヲ許
ス代リニ人蔘ヲ徵
收シ、其後錢ニテ
徵收ス人蔘減少火
田減少シテ後モ其
火蔘稅ノ錢ノ元額
更テ折頂ニ徵收ス
ル也。
○肅宗三十六年、
同三十八年。

殘民に負擔を賣むるは難し。木道江界以外各邑嶺及威鏡道の六嶺に折半負擔せしむることを永く定式とせば、江民流亡せし者不日還集すべし。
一、額蔘の不法徵收は法禁也道臣を申筋して勵行するを可とす。
王は筵臣申曾て平安觀察使の經歷ある金華嶺鄭民始に問ふ。皆曰く江界の蔘弊は甚しと雖も今は江界一邑の苦しみ也。若し之れを分つて北道並に平安道中の諸邑より徵收せば兩道の弊となる決して行ふべからず。「正宗實錄」

(16) 正宗十四年十二月江陵縣監李集斗上疏して邑弊民瘼の矯革すべきを陳ず。

其弊に海弊軍弊稅弊蔘弊あり；；其要領。
稅弊嶺西火蔘稅の偏重最も峽民支へ難きの端となる；；云々。

蔘弊の如きに至つては本邑は古へ産蔘の郷と稱す。秋等臘等等元と封進せし人蔘五十兩なり其他各嶺の供蔘亦十六兩零あり此等皆元は入山採取して貢納せしもの也。今の額は古に比し百分の九を減ぜりと雖も民戸の減少は半數となれり勢ひ負擔すべき莫し。往歲庚寅壬辰兩年に於て六千一百兩の錢を上司に請ひ得て之を基金とし之を民間に貸付け其利息を買入蔘價に補助したりしも猶不足し補蔘軍官なる名目を覆む。其人員七百五十六名一人より錢一兩五錢を徵し貢蔘の買入に人蔘一兩錢四十七兩零を補助す。官より下付する人蔘一兩の代八十兩と以上の補助を合し一兩一百二十七兩を支出して貢蔘買入に充てたり。是より以後此蔘軍の爲めに他の軍役に良丁を拮得すること困難となれり今日の軍弊の甚しきは茲に由る。先づ蔘弊を去れば其外の三弊は次第に矯正救濟するを得べし；；云々。

○小付ケ前贈賄的
ノ費用。
○田結ニ課スルコ
トト夫役代納トシ
テ錢ヲ徵スルコ
ト。

○社總額ヲ強ヒテ
貸付利米ヲ取ル
也。

○嶺嶺ノ地ニ投入
スルコトノ防止ヲ
指ス。

(17) 正宗二十二年六月延日縣監鄭晚錫嶺南の六弊復弊賦弊補弊海弊山弊蔘弊に付て上疏す。

其蔘弊は則ち近來山採漸く稀に家植甚多し。古へ羅蔘と稱する所或は之有りと雖も蔘商輩密竊に潜付し其賣る所に非ざれば便ち黠退あり。故に各邑の貢蔘は皆蔘商より買つて納む而して一錢の價定むるに錢四十兩を以てす。並びに其色價縮價及審藥醫生等情價雜費を計れば人蔘一錢に付七十兩に過ぐ。而して是皆民の負擔となる。或は結夫に歛し或は組合を作り布を納む。此乃ち羅蔘と名くると雖も實は京城に於て買入たるものにして往々曾て進貢したる人蔘輪回して復た納品となる。則ち豈に此民力を竭くし以て蔘商羅網利の資と爲さんや。若し此弊を救はんと欲せば京貢とするに如くは莫し。則ち邑營間無限滲漏以て減除すべく結稅稍輕く軍丁頗裕かならん；；云々。

「正宗實錄」

(18) 正宗二十二年六月江界より別賀蔘を進む備邊司をして簡條を示し江界の實情を問はしむ。備邊司此命により實情を問ひ王に啓す。

一、民戸の總數は現下四千戸也前後に於て朝家より負擔の人蔘を減額すること多からずとせずと雖も。而も四千戸を以て三十斤の體蔘五萬包還分の役に應ず實に支へ堪ゆるの道無し。
二、各種人蔘負擔の中の貢蔘は人蔘の産出減少し別して勦採を督勵すれども。昨年定額不足の數十一斤今不足の數九斤此等は皆買入れて納付せり。
三、江邊防守の軍は専ら防守を賣め従前の如く其飭ら探蔘することを許さず。故に彼等聊かも頼る所無く蔘政には或は益あんならも渠輩の疲弊と苦痛は前に比し益甚し。

○慈城ハ廢郡ノ一此頃ニ至リ民ノ入居ヲ許シタル處ナリ。

四、慈城の民は當分身役戸役無く但だ土地の利を享く別に弊端無し。但だ舊耕地を捨て新耕地に就き漸次深く入る。同所は探蔘地としての指定地なれば其蔘場たることに害を貽す。

王は曰く田野開を加へず民加聚せず則其開府使たる者何事を爲せるか。況んや體蔘三十斤と府置穀五萬包を強配し之を四千戸に賣む何を以て之に堪へんや。云々。正宗實錄

(19) 純祖三年二月信蔘卜定に付て江界府使柳師模の備邊局への報告。

要領今回一百三十七斤の信蔘を江界府に卜定せらる人蔘の價は一錢に對し錢十兩を普通とす。官よりの下付は一錢に付五兩二錢に過ぎずして四兩八錢の不足あり。之を本府民の本年負擔する人蔘の總額に錢十兩を乗ずれば錢二十二萬一千六百六十兩となる。此中下付の錢を差引き十萬五千六百七十六兩八錢は負擔せざるべからず。本府の民人は蔘致の積蓄に十室九空是決して行つて得ざるの政也。之を責徵すれば。闕處必ず空虛を致さん人蔘每錢に錢十兩を下給せられたし。云々。純祖實錄

(20) 純祖七年四月是より前江陵府使李備慶蔘弊を疏陳す。

其要領同府の人蔘は現額五十五兩一錢にして右官より補助する價の不足は蔘火田の稅錢補蔘軍官の外に軍加蔘三兩零府に於て徵收するものと番錢を殖利して之より支出す共爲めに民戸に徵する錢萬餘兩目下の勢民渙散の境にあり。人民を督勵入山採取せしむるの一事民支へ難きの端となる。云々。純祖實錄

(21) 純祖十三年江界の探蔘夫役を革罷す。

府使金啓河は把守探蔘の巨費たるを細察し、善探と否とを論ずる母く徒らに民力を費す已。人蔘既に貸たれば善探者は勸飭を待たずして自から善探に當るべし何ぞ必ずしも勸送せんやと。仍て命じて革罷す民今に至りて保存せるは以て此に頼る也。是より前丹賈中把たるものあり丹節には壯丁入山、黃節は一に家坐に従ふ、一家擧つて孤兒寡婦と雖も納此役を免れず。入山して勞役に服する代りの錢を出して雇送す、入山人夫總一千四百餘名。一境の民其探蔘の爲に盡く山中に入り一朔を過して還る。民の困瘁此期に至りて極りたりき。江界邑志

○三ヶ月。

(22) 純祖二十七年三月平安觀察使李義甲は楚山前府使徐萬修を因へて狀聞處置を稟す。人蔘に關する非行ありしに因る。

徐萬修は在任の時貪婪虐酷校中悍毒殘忍の類を差出し山蔘を賣納せしめ棍打杖築法外の濫刑至らざる所無し。家を傾け産を破り蔘を買つて以て納む。之を買ふに賂無き者或は代錢を以てし或は銀貂を以てし一境の内兵燹を經たるが如し。吏民中酷刑を受け病となり死する者三名山蔘の捧納九斤一兩代錢六千八百六十兩銀三百九十兩金十六兩を徵收す。公肆不法此に至つて極まれり罪狀攸司をして稟處せしむべし。純祖實錄

(23) 純祖二十九年備邊司の言により眞蔘を錢納とす。

備邊局達言す江界の蔘政久しく該邑民切骨の損となる。今宗親府議政府中樞府の質蔘を以て之を言へば其外の奸弊慮往き慮甚し、横徵の冤殘戸に歸す。其現品の受授を止め下屬が賄退の弊を融るべく今より錢に換算して該府より戸曹に納めしめ戸曹より各司に分送せん之に従ふ。增補文獻備考「江界邑志」

○將校ノ中、將校ハ巡査ノ如キ者。

第六節 紅蔘

第一項 紅蔘の縁起

紅蔘の起原に付ては「増補文獻備考」中京誌補修及「韶漢堂集」に同一の記述あり何れも文獻備考増補の時の編纂者の職に在りし花滄金澤榮氏の筆に成りしものにして。左記の如く考證を缺きたる杜撰のものなれど。此記事爾來紅蔘記述に引用されたる者頗多し。茲に其誤を正し置くべし。

…全羅道同福縣の女子山に蔘子を探り得て之を田に種ゆ崔姓なる者あり傳へて之を蕃殖す此家蔘の名の始也。崔は東蔘の天下の貴ぶ所たるを以て潜かに清人に傳る。清人の鴉片烟に病む者蔘を用ひて藥と爲す故に我蔘を得て甚だ之を珍とす。然して之を服して毒に遇ふ崔は其故を知り後則ち蒸して之を售る大に利を獲富一道に甲し此又紅蔘の始也。崔は既に富を致す自から利の久しく專にすべからざるを以て譯人に授く譯人試みに燕市に傳る果して亦利を獲る。乃ち其狀を政府に告げ造蔘納税を請ひ司譯院の用を補ふ且つ禁を立つるを請ふ政府之を許す…云々此説を論議せん。

(1) 右女子山に蔘子を探り種ゆとあるは某女山神に子を祈り其啓示により蔘種

を得て之を蔘きしを種蔘の始とす云々と云ふ京城開城豊基等に流布せる傳説を指したるものなれど。此事同福附近には其傳承無し。

(2) 家蔘の初は慶尙又は全羅の山村に於て秘密に創められしものにして今日に於ては其最初の地不明なり。

(3) 崔の一族は今同福の人蔘畑ある母后山の下に居住すれど。甚貧にして百有餘年前に富豪たりし傳承も證跡も全く無し。

(4) 此時代御用商人又は官邊に縁ある商人通譯等以外北京への人蔘密貿易は絶對に不可能也。況んや全羅の山村に居て之に因り一道に高き程の富を致すことは到底有り得べからざる事也。

(5) 人蔘の製は清の太祖時代既に滿州に於て行はる。朝鮮に在ては宣祖の時代明の東援軍中の人に習ひ創めらる。是支那人の好に因る貿易品として製遣せしものにて之を把蔘と朝鮮にて稱名せり是紅蔘の前身也。滿州に於ては康熙の前後より煮製を蒸製に改めしこと本篇第六章中に述べたる如し。朝鮮に於ては正宗の初年既に紅蔘あり支那に倣つて行ひしものなるべく崔の發明なりとするは妄説なり。

○第七卷四蔘ノ項
及本卷上編第一章
第十節參照

(6) 鴉片の中毒により陰萎となりし支那人が紅蔘を服することは今に於ても行はるゝも。白蔘を服して毒に遇ひしこと未だ詳て聞かず、文獻其他醫書にも斯る記載無し。また鴉片の支那に入らざる遙かに前より明代に遡り、既に已に朝鮮人蔘は引續きて商品として支那に賣られたり。

(7) 譯人が人蔘を司り其貿易支那により利を獲しこと由来甚古し。譯人が崔より其貿易利権を授かりしと云ふが如きは甚しき妄説にして事理に合せず。紅蔘起原説の無稽なること右の如し、結局紅蔘は支那への密貿易者が其嗜好に應すべく、支那の製法に倣ひて創めしとするを正しき見解なりとすべし。其年代は「正宗實錄」二十一年六月の條に是より前王は水原に築城せしも人集らず其繁榮策として商人を招集し人蔘と檀のの專賣を許すべく計畫せし時の文に。紅蔘なる文字の出たるを文獻に見はれし最初のものとする、此稱と其創製は恐らく英祖の末年の頃よりなるべし。詳しきは第七卷紅蔘の項に詳説す参照すべし。

第二項

紅蔘と人蔘栽培の發達及其賣行の
激増と銀の輸入増加

○此時代滿洲製毛
ノ帽子ヲ賣ルノ風
行ハレ、其製毛多
ク輸入セラレタ
リ。

朝鮮に於ける人蔘の人工栽培は元と紅蔘の原料とすべく起りしには非ず。

英宗の末年南鮮の山村に於て其羅蔘と稱せられし、最價貴き自然生の人蔘殆んど絶滅に瀕したる時。之に代へ賣つて利を獲べく峽民により秘密に小規模に企てられしに起因せる如し。其極めて秘密にせしは誅求を恐れたるに由るもの也。而して其用途は國內の薬用と對馬へ給與する單蔘への充當貢獻用の人蔘中へ混淆する等に過ぎざりしが。豫想に反し官邊より誅索の目的とはならざりし。其理由は栽培人蔘は其藥効山蔘に比し甚しく劣れりとし、山蔘の價格昂騰すればする程之を貴重し。王室以下上流に於ては依然山蔘を用ひたればなり。然るに此栽培人蔘を原料として紅蔘を製造し、それが支那に向つて需用せらるゝに至るや。其刺戟によつて栽培を激増し、正宗の末年より純祖の初年の頃に於て、開城の資本家たる人蔘商人が紅蔘原料買入の爲全羅道同福附近の産地に往來する中に其種蔘法を傳へたるより。地質の適すると資本投下の利便より一層其産額を増加し紅蔘の大量生産を可能ならしめ。後に開城の孫景仁なる者栽培法器具の改良を行ひてより更に一段と進歩發達せり。此時代支那に於ては滿州人蔘の産額漸減じ、一方本草學の發達醫藥文化の普及等により

國內の需用に甚しく不足を生じ。且つ又多年の使用上朝鮮人蔘の優良なることをも判別認識せしにより、需用の大部分を朝鮮に仰ぐの勢を成せり。正宗の初年包蔘の法を定めし時百五十斤のもの爾來時々増額せられ哲宗の代には四萬斤となり、李太王の時には六萬餘斤となるに至れり。此の包蔘は初め通譯等使節の一行が、曆節二回の北京行の時携帶する貿易の量として定めしもの、後には製造權の法定量となれり。

右の外密貿易盛に行はれしにより、多きは二十萬斤以上に達したる年もあり。朝鮮に銀の輸入せらるゝこと空前の量となれり。是より前東萊の對馬貿易不振の爲め銀の輸入杜絶し、爲めに通譯商人の疲弊は無論延びて國內の銀融必迫を來せり。其等の内情を文獻の記載により證せん、「正宗實錄」十六年十月の條に……以前は清人は直接倭人と貿易せず。故に倭人の唐貨は必ず東萊に於て中繼するが故に國中に日本銀貨の流通する者多く、國中の銀礦も亦産額豊かなりしも。其後倭人は長碕島に於て清人と交易し、復た東萊に向はず、銀貨缺乏して遂に國産の礦銀を用ゆ。此礦銀も亦漸く産額を減じ國中の銀大に細り。北京行の商賈は八包に銀以外の貨物を其法定量に換算して代充すと雖も常に

○朝鮮ノ産銀甚ク豊富ナラス。
○向ノ驛リ、由來朝鮮政府ニテハ九州本地ヲ悉數對馬ノ如ク各島地ナリト思惟セリ。

其數に充たず。譯官も亦利を失ひ年々益困み此世襲の職多く他業に就く者多し。王は其弊を採はんとして未だ得ず……云々とあり。

本期の初より銀の缺乏を來せり、「正宗實錄」七年八月大司憲洪良浩上疏の中に……我國に通用する貨幣は銀のみにして此を第一の長物とせり。而して前には東萊の倭館貿易により倭銀國內に入り、之を持つて北京に至り貨物を買ひ來り東萊に於て倭銀と買ゆるを以て、銀は環の轉するが如く運轉通用せり。近來東萊の貿易不振の爲日本より銀の入る路絶えてより、必要とする銀は國內に於て採礦したる礦銀を使用せしと雖も、此銀も一度鴨綠江を渡つて北京に向へば再び還り來らず、故に國中の銀は日に減少する一方也。試みに先年北京に赴きし臣の一行を以て言へば、一行の官員通譯の費すべき八包の銀は其數を充すを得ず、大半空虚なりし。毎年使行の盤纏にも必要あり、八包の定額も缺くべからざるものなれば、銀の輸出を制限し、一方使行の人々が比較的 unnecessary の品物を買し來るを制限すべし……云々とあるより觀れば、此時代使行の八包には銀のみを使用し而も甚缺乏せるを見るべし。

同十六年十月の條にも……國法燕に赴く譯官は皆包銀を帶ぶ堂上官三千兩。

○此銀ハ細川ヨリ採掘セシモノニシテ細分少ク色黒ク支那ニ於テハ概係ク直接付ケンタリ。

○八包ノ解第七卷包蔘ノ項ニアリ。

堂下官二千兩。而して貧にして自から辨ずるを得ざる者は商賈の銀を以て其包を填め十に一を取る。以て盤纏交易の資と爲す蓋し商賈の私幣を許さざる也……

とあり當に什一を取りしのみならず。八包の銀携帶即ち貿易の權利を銀何兩と云ふ如く賣渡すことも亦行はれ商賈を一行中の人として進行せり。國使の任命大抵決定するや貿易の利を目的に商賈は逸早く其邸に趨せて權利賣買の内談を初め價の上下に付て折衝を重ねしと云ふ。

紅蔘の貿易盛となるや爾來密貿易と云はず公貿易と謂はず其額驚くべき勢を以て増加し。開闢以來未だ嘗て朝鮮には見ざりし巨額の商取引行はるゝに至れり。而も其貿易たるや先方に於て何等の條件なく物品と買ゆるも銀と買ゆるも朝鮮側の隨意なるのみならず。公貿易には支那に於て税課免除の特典あり。密貿易は無論課税を拂はず其製造は原料と共に僅かに一斤錢百兩内外に過ぎず此を數倍に賣るものなれば總て有利なること無比のもの也。爾來朝鮮の銀融必迫を救ひ其枯渴せる經濟界を活せしこと幾干なりしや知るべからざるものありしなり。

第三項 紅蔘と政治

第一目 總 說

當初包蔘を設定したる正宗の初年に於ける爲政者の考慮は。其貿易を許す代りに税錢を徴收して公用に資し、一面貿易の利に依りて通譯の疲弊を救済し。併せて國使の行に要する經費に充當し、密貿易を控制する外に出でず。其密貿易の項を除きては、他は皆目的を果し過ぐる程に効果を奏したり。而して此時代に於ては、利權爭奪の目標となる程には利益も多からず。唯通譯其他使行關係官吏及商人の私囊を肥すに過ぎざりき。

次で其取引の漸々増加するや、其密貿易の増大は支那の需用の商況に因るものなるを知らず。貿易の路を僅か一年三四回の北京行國使の時に限れると、且其公定數量の制限甚少に失するに原くことを曉らず。唯單に密貿易は國禁を犯す亂法の行爲なりとし、古く自然生人蔘國禁時代と同一の傳統的頭腦を以て之に對策せんとして、法禁を嚴にして其制遏に力を注ぎたり。而も毫も其効果無きより、姑息なる公定數量の増加―實際の貿易額と懸隔せる―を試み、一面其取引に課する税錢の徴收により、公費の増收を策したる等褊狹なる政治的識見

○通譯ハ國家外交ノ機關トシテモ亦王政貿易ノ平先トシテモ必要ナル者也、其地位ハ中人ノ世襲ニヨル此時代漸凋落シテ其世襲ノ職ヲ擲ツ者アルニ至リ其救濟策ハ一ノ懸案トナレリ。

を以て事を處理せり。此時に於ては事に關係ある官吏商人及雜輩は其不正の
收得に専念し、且漸く此利權爭奪の端を啓けり。

終りに至つては其密貿易は漸く公然の行爲となり、其取引量も増加すると共
に製造量亦増加し随つて其利益も増大せしにより、宮室權門は此利益の分け
前に醉ふ者多く利權の爭奪盛に行はれ、遂に此利權を宮中に掌握して權勢維
持の資と出入雜輩の餌とすべく、其手に收めて經營するに歸着せり。

此紅蔘貿易の盛況は朝鮮に於ける空前の現象なり。貧弱なる朝鮮に資すべ
き最良の時機來れるものなり。其栽培製造を獎勵し輸出を統制し、民と共に利
を分つべく國策を樹立すべきに惜ひ哉。王以下當路の大臣には斯る經世的抱
負無く、夢にだも此點に思を致したる者ある無く。唯目前の私利獲得に没頭せ
るは王政腐爛の末路に於ける當然の現象なりと謂ふべし矣。

第二目 包蔘の設定と其増減

包蔘の解は第七卷其項に於て詳説せる如く北京行國使が銀の代りに人蔘八
包を携帶し、其費用に充て且其貿易により利を得たるものにして、中頃人蔘缺
乏し八包は銀のみとなりしも、其銀も亦之を充すことを得ず、譯官は素より國使

等窮乏に苦みしこと前に述べたる如し。正宗二十一年六月に至り王は大臣に
諮問し、同意を得て此八包に紅蔘を充つることとせり。此時備邊司に於て節目
を作り、其携帶數量に付ては左の如く定めたり。

(1) 節使の行 九十斤。

(2) 歴行 三十斤。

(3) 別用件 三十斤を過ぐるを得ず。

(4) 北京各部に國王の咨文を齎らすの使十斤を過ぐるを得ず。

(1)(2)の年額百二十斤は必要ある時は増加するを得。

使節の一行たる譯官外司神將等の携帶數量は右(1)(2)の數量中に包含す。其割充方法は
銀携帶時代より慣習法の如くに内定せる包窠と稱する株の如き權利あり。其定まれる
銀數に應じ、人蔘一斤を天銀百兩に折算し、銀三千兩の包窠を有するものは三斤、二千兩
の包窠を有する者は二斤と定む。

(注)に曰く三千兩の包窠を有する者は人蔘一斤を銀百兩に折算せば三十斤となるべきに、
右の如く三斤となるに付ては大に理由あり。此時代使節一行皆貧にして其包銀を充す
ことを得ず、商人が銀を出し其十分の一を名前料として徴收し、商人は使節中の一人とし
て北京に赴き貿易せしに由る。

(5) 畿州より隨行する軍官三人の携帶斤量は前項以外とし各其包窠に従ふ。
密賣取締に付ては司譯院をして講究科條を立てしめ備邊局に報じ施行せしむ。(此年四
月に銀と蔘とを共に八包に用ゆることに定む) 「正宗實錄」

○天銀十、八十成
(純分一〇〇)ノ銀
ヲ云フ。丁銀十、
七、成(純分七〇)ノ
銀ヲ云フ。而シテ
此時代ノ分析表
ニテ實際ノ其細
分權カサラス。

本件包蔘に付ては總て譯官が取扱ひ一斤に對し若干の納税を爲せり。昔の包蔘は使行の費用を給せざる代りに人蔘の携帶を許し、官より人蔘を給し之を北京に賣買することを許して其賣上額を費用に充當したるものにして。縦令中には密かに私自携帶利を謀りたる者ありとするも、兎も角表面は國の貿易を使節の一行が行ひ其得たる銀を國費に充當したるものと觀るべく。表面丈にても理義に合したりと謂ふべきも。此度の包蔘は税を徴收し、個人の資格を以てする商業たることを初めより認定したるものなり。前後同一の點は其得たる利益を公費に充當したる點に在れど、是は寧ろ利益を得る代りの義務負擔と見るべく。初の成り立ちが既に公然營利を認めたる以上、其後に至り制限以上を携帶密貿易して營利するに至れるは當然なりと謂ふべし。

包蔘は上記の如く當初は古來よりの慣例により單に北京行の費用に充當すべく、之に相當する量を以て定めたるものなれど。後に至つては此包蔘なる熟字は何時の間にか紅蔘の製造と貿易を總括する意味となり且一種の權利化するに至り。其額漸々増加して其權利は通譯のみならず京城、義州等の資本家なる商人にも分與するに至れり。而して其總額は「増補文獻備考」によれば純

宗十一年には二百斤に同末年迄には一千斤乃至八千斤に憲宗十三年には二萬斤となり又四萬斤となり、哲宗即位の年には三萬斤に減額し、李太王三年には二萬二百斤となり、同二十一年には一萬五千斤、光武年間には六萬七千斤となれり。此數量は文獻上の額即法定の額にして、事實密造密賣盛に行はれたれば、實際製造量の増減として考據すべからざること無論なりとす。

第三目 利益の争奪と蒸包所の移轉

古く山人蔘の取引時代より開城は資本家たる蔘商多く存在せり。紅蔘の製造盛なるに至り、資本を投じ此を栽培し亦製造する者多かりしも、其官定專賣權と云ふべき包蔘の利權には與る事を得ざりし。純祖二十一年十一月に開城留守吳翰源より開城府の疲弊救濟策として上疏し……目下支保の策は何等が營利事業を與ふるを第一の急務とす。營下の居民多くは人蔘を栽培して業と爲す、毎年北京に入る紅蔘専ら此地に出づ。今若し包蔘二百斤を以て本府に割給し、一に司譯院收税の規に依らば、公私兩便にして庶くは蘇裕の望あらん……云々、上啓せしも遂に許されざりし。蓋し感情によるものなるべし。されど其製造には關係せしにより、譯人との利益衝突を來すに至れり。而して其製造權の

○開城ノ人ハ李朝ニ對シテ激反抗心ヲ存セルモノアリ。李朝政府モ亦同地人トシテ除外シタリ。

存在とも云ふべき蒸包所の位置如何は密造の利便に關係あるが故に此の位置の争奪漸く行はるゝに至れり。初蒸包所は譯人が主管せし關係より京城漢江畔に設置し同福附近より水蔘を買入製造せり。純祖十年に至り開城附近の人蔘栽培業漸盛大となるに及び開城留守請ふて蒸包所を開城に移轉せり。同二十四年に至り蒸包所を復た京城に移轉し、後繼干もなく復た開城に移轉し、爾後常規となれり。哲宗元年九月に至り、復た之を京城に移轉せんとの議あり、譯人の策動に因るもの也。而して其議行はれずして止む。此時譯人は紅蔘の利益に飽満し、顯貴に賄ひ勢を挟んで百端操縦至らざる無し。是より前紅蔘製造額を多くしたる爲、支那に對しての供給夥多となり、爲めに價格の低落したるに考へ請ふて其法定額を二萬斤に制限し、生産過剰となれる水蔘を叩き落して廉價に抑買せんとせり。開城人は大に怒り怨んで、是を留守李是遠に訴へ、是遠は之が爲に劃策して蔘圃の二萬斤を紅蔘原料に賣り、他は悉く白蔘に製造せしむ。而して其紅蔘原料の價を高く保たしむ。譯人は大に謀ぎ、留守は民に權利を教ゆるものなりとし、其報復策として蒸包所を京城に移さんことを請へり。司譯院提調趙寅永は之が爲に啓す、是遠亦上疏して寅永は専ら譯商を庇護して民情

を恤まざるものとして彈劾的に疏論せり。寅永も亦之が爲に上疏して辯明に力む。是に至つて兩々確執、小供の喧嘩に親が飛出したる事態となれり。此時垂簾に臨める純元王后は仲裁役となり、所謂双方の顔を立てることとし、哲宗二年八月に包蔘に二萬斤を増加すると共に、稅錢十六萬兩を減じたり。即ち開城蔘戸と通譯と兩つながら利せしむに在りしなり。是より開城人と譯人との間に疾視反目互に利益を争ふことゝなれり。

第四目 紅蔘の密造並密貿易と其禁制

紅蔘の密貿易は、既に早くも正宗の初年より行はれたり。「正宗實錄」十七年十二月の條に……近來邊禁蕩然として、潜商狼藉たり、此後使行義州に到着の時、同府尹と協議せしめ、節目を定めしむべし云々と、司譯院より奏したるにより、右に依り備邊司が進めたる節目中に。

一、潜商の物品中金、珠、貂、蔘は帶去するに、至つて易く摘發するに至難なり。故に義州の商人等百般手段を講じて潜帶すること行はれ。或は海參（海參）の帛中、或は海帶（海帶）包中に隠藏するの弊あり……云々とあり。

同書二十一年三月の條に……王が有司堂上鄭民始を召して諮詢したる時に

○ソッロビノ眞珠。

其答として。……蔘は則ち家種の故を以て潜越漸く多し……とあり。此時代は栽培廣く行はれず其製造額も少かりしを以て、其潜造潜賣の數額も云ふに足らざる少量なりしも。爾後産額の増加と共に此犯行甚しく増加し。之が制遏に付ては死刑を以て臨み、懸賞密告を奨勵し、地方官以下を嚴飭する等の常套手段は年々繰返されしも、少しも効果無く却つて愈増大せり。純祖十年に制定せし節目は這般の消息を知るべき好資料なり、左に大要を掲載すべし。

純祖十一年七月備邊司は啓して曰く。包蔘設置の當初の法意は、但に通譯をして聊頼せしむるのみに非ず、北京への使行の往來の經費は専ら此に靠る。而して潜越の弊年増歳加將に破敗の境に至らんす。司譯院は事情を參酌して從來の蔘契人を廢止し一切擧げて灣商をして擔當せしむることとし、元の節目を修正加除して今上啓せり。而して潜造の弊は已に節目を作成すと雖も地方官をして別して嚴禁を加へしむべく、近來人心益巧みに奸僞層生す。今年曆節の行より始め若し渡江の時發覺して捉はるゝあらば、其潜造の來歴を詳査し。當該地の守令は取締不充分的廉を以て罪を論ずることとし、産蔘の諸道に嚴明申飭如何。王は傳して曰允す。 『以上純祖實錄』 『新定包蔘節目』

○生産過剩。密輸出ニヨリ使行ノ買易ガ利ヲ失フノ憂。

○正統二十一年。
○純祖三年。
○密貿易多キ爲メ使節一行ノ包蔘利無カリシヲ云フ。
○廣州ノ商人。

此時左記の節目を作成し灣商の出願により六人を指定し五年を限りとして擔當せしむることゝなれり。蓋し灣商裏面の策動に由ること無論なるべし。

包蔘申定節目 備邊司啓王ノ允下ヲ得テ實行ス
包蔘ノ丁巳ニ設行セシヨリ今ニ至ル十四年。當初制定セル規定詳密ナラザルニ非ズ、而モ奸僞層生シ弊端百出セリ。壬戌ニ至ツテ節目ヲ追加セシ初メ効力アルニ似タリシモ蹇シモ効無ク滋弊甚シキニ至レリ。昨年曆節ノ行ニ於テ狼・貝・餘ス無シ尙クモ其由ヲ究ムレバ奸商ノ冒禁ニ出ツ。京内ニシテハ捕盜廳ノ取締外ニシテハ鎮營ノ禁斷モ終ニ何等ノ効無ク反ツテ騷擾ヲ致セリ。之ニ處スルノ策ハ、包蔘ハ總テ灣商ニ一任シ、産蔘地ヨリ原料ノ買入既製品ノ北京ヘノ貿易之ヲシテ擔當セシムルニ如クハ莫ク。彼等ハ利益ノ獲得ノ爲メ已レノ物ト爲シ其利益ヲ害スル密造密賣ノ如キハ極力注意シテ捕提スべく、奸弊漸ク息ミ永久支保ノ策タルベシ。今ヨリ始下シ從來ノ包蔘契ハ廢止シ、灣商中實力有ル者其出願ニヨリ六人ヲ撰定シ心ヲ盡シテ舉行セシム。更ニ節目ヲ定メ其箇條ヲ左ニ列記ス。
一、包蔘ノ斤數ハ既ニ定額アリ。濫造シテ北京ニ於ケル價格ノ低下ヲ來スベカラズ。今回定メタル灣商六人ニハ證トシテ各帖文一張ヲ給シ、之ヲ携ヘテ人蔘栽培地方ニ赴キ原料ヲ買入セシメ。法定額以上ハ一棍ノ蔘ト雖モ製造スルヲ得ザラシムベシ。
一、人蔘栽培地ニ於ケル人蔘買入ハ灣商ヲシテ當ラシムルコト前項ノ如シ。此外ニ奸細ノ徒ト栽培者ト密カニ相賣買スルヲ嚴禁スル勿クバ忌ム無キノ勢必ズ到ル所トナルベク。邊備局ヨリ當該地營邑ヲシテ各別偵察一々嚴禁シ。若シ違犯者ヲ發見シテ逮捕セバ法ニ依リ處分シ。其贖物ハ半ハ官沒シ半ハ捕ヘタル者ニ賞給スベシ。

總商六人ニモ亦取締ノ爲偵察ヲ許シ、眞犯人ト證據物件タル贓品ヲ得バ、直チニ當該營邑ニ告知セシメ、犯人ハ律ニ依リ嚴重處分シ。贓品ハ半ハ官沒シ半ハ告者ニ給與シ、贓賞捕獲ノ手段ト爲スベシ。

一、密貿易者ノ取締ニ付テハ、鴨綠江ヲ越エシメザルコトハ一ニ義州府ノ取締ニ在リ。歷節ノ行北京ニ赴ク時ニ、義州府ニ於テハ別段ニ取締ヲ嚴ニシ。中軍及捕使ヲ飭メ、密々ニ搜索シテ捕獲ヲ競ハシムベシ。若シ或ハ査察不充分ノ爲メ北京ニ入りシ後ニ於テ發覺スル如キ事アラバ、中軍並捕使ハ職務怠慢ノ責負レ難シ。直チニ共謀者ノ律ニ充テ處斷スベシ。

一、北京ノ商人密カニ貨物ヲ携ヘ來リ、柵門ニ於テ我國ノ柵門商人ト密貿易スルコト。從前ヨリ行ハル是レ實ニ密貿易ノ挑誘ニシテ禁ジ難キノ痼弊也。自今義州府ニ於テ柵外ノ中軍及該邑ノ通商ヲシテ、我國ノ商人ト北京ノ商人ト來柵セシ者ト相接近シ、賣買スルコト無キ様嚴重ニ取締ラシムベシ。若シ犯者アラバ、施スニ重律ヲ以テスベシ。之ヲ取締リ得ザリシ中軍及通商モ亦嚴重ニ處分スベシ。

一、包蔘ノ斤數ハ設定ノ初メ百五十斤トシ、後百二十斤ト定メシハ、隨時ノ便宜ニ出ヅ。今包蔘舉ゲテ總商ニ付セリ、今年ヨリ十斤ヲ増シ入送ヲ許セリ、稅錢ハ徵スル勿レ。

備邊局追加節目

本節目外ニ更ニ調査考究シ科條ヲ嚴立シ永久進行セシム。

一、北京使節一行中ニ犯科者アラバ、律ニ依リ懲治ノ事、前後ノ節目中ニ中嚴セザル無シ。今

○冬至ニ朝鮮ヨリ厚ク受テ北京ニ赴ク國使。

○前項ノ包蔘申定節目。

○從前總商ノ所ル狙獵獲シ、鴉片セフレシ者、柵門ニ關係アル者ハ特設セラル、ノ例アリ。

○柵門ハ、鳳凰城ノ西五里許ニアリ、柵門後市ト稱シ、使節歸還ノトキ貿易行ハル此市ニテハ、犯禁ノ物品モ往々賣買行ハル。
○商人ガ馬ノ口取ノ名義ニテ同行スル者。

回定式ノ後ハ面目ヲ改メ復前ノ如クナルベカラズ。而シテ犯科者アラバ、其廉恥心ヲ喪ヒ無狀ナルコト、衣冠ノ列ニ齒ヒセシムベキニ非ズ。律ニ依リ處斷スルノ外、譯官ハ永ク司譯院ノ籍ヲ削リ、赦典ヲ經ルト雖モ復職ヲ許サズ。他司及裨將伴僮ハ則チ當該ノ司ニ通牒シ、且ツ其名ヲ司譯院ニ掲ゲ置キ、將來北京行ヲ禁止スベシ。

一、使行ノ時、柵門商人及北方ノ商人ハ、義州府及使行ヨリ命ジテ互ニ保證人ヲ立テシムベシ。若シ或ハ犯禁ノ事アラバ、本人並其保證人共ニ罪ニ問フノ例ナレド、近來此法蕩然トシテ行ハレズ。自今此舊例ヲ申明シ實行スベシ。若シ犯者アラバ、斷ジテ容貸スベカラズ、馬頭驛モ亦北京ニ於テ奸ヲ作スノ弊アリ。必ズ義州府ノ人ヲシテ保證ニ立タシメ而ル後伴ヒ行クベシ。

一、商賈馬頭驛中犯禁者アリ律ニ當テ處分スト雖モ、一タビ赦典ヲ經レバ依然元ノ如ク北京ニ入り前ノ如ク惡事ヲ爲シ。使行包蔘貿易ノ利益ヲ失ハシムルノ弊アリ。自今赦典ヲ經ルト雖モ、再ビ足一步鴨綠江外ニ出デシムル勿ク懲戒ノ實ヲ示スベシ。

一、使節ト共ニ北京ニ赴ク總商六人ハ、既ニ潛商偵察ノ權ヲ與ヘアリ。且事ハ自己ノ利害ニ關ス心ヲ盡シテ奉行スベキニ、或ハ密カニ奸弊ナキヲ保シ難シ。彼等柵内ニ入レバ必ズ潛商ニ氣付クベキ也。之ヲ知ツテ陳告セズ他ヨリ發覺シタル時ハ、知ツテ故ラニ縱シタルノ罪ハ免レ難シ。其密貿易者ノ人蔘一斤ニ對シ二百兩ノ率ヲ以テ罰錢ヲ徵シ、司譯院ニ納付セシム。

一、總商六人中缺員ヲ生ジタル時ハ、都中ヨリ三人ヲ撰ビ各保證人ヲ立テ、司譯院ニ呈出セシム。

司譯院追加節目

今回包蔘改正ノ時既ニ節目アレド、納多少委細ニスベキ條件左ニ列擧ス。

一 潜商ノ捕獲都中ヨリ出ヅレバ贖物ハ全部都中ニ交付シ其半ハ先ニ摘發セシ者ニ賞給セシム。

一 潜商ノ人蔘ハ都中ヲシテ鑑査セシメ、其用ユベキ者ハ原料ノ價ヲ賞給ス。其品劣リテ用ユニ堪ヘザル者ハ倒切シテ給ス。

一 都中ノ人潜商ノ機微ヲ知り、私情ニヨリ又ハ惡意ニヨリ陳告セザルコト發覺セバ。施スニ共謀ノ律ヲ以テス。

一 柵門ニ入りシ後馬頭ノ輩或ハ彼地商人ノ物ト稱シ、手ニ紅蔘ヲ持チテ居、問買賣スルコト行ハル。近來ノ奸弊ハ多ク此輩ニ出ヅ自今以後一切潜商ヲ以テ處斷スベシ。

一 包蔘ハ潜商ニ專付セリ、五年ヲ以テ期限トシ、限内進退ヲ許サズ。期滿ノ時弊無キニ於テハ更ニ年期ヲ延長スベシ。

以上三節目司譯院舊押物府備付文書「新定包蔘節目」

○司譯院内ニ北京ヘノ物運送アリ、其ノ保アリ、之ヲ押物ト稱ス、其中ニ新舊ニアリ、舊ハ昔ナガラノ物品ヲ販賣シモノヲ示ス。

○居間ハ仲介者ノ士稱。

以上の規程細を究め微を穿てりと雖も、熟ら心を潜めて其各條の文字を咀嚼玩味すれば、到底犯禁の防ぎ得ざることを告白せるものあるを觀取し得べし。果然此節目も何等の效果なく密貿易は反つて前より増加せることを、翌年の六月備邊局より王に啓せること其實録に出づ。爾後人蔘栽培の發達と共に其密造と密貿易は甚しく盛なるに至れること、以下に掲けたる文献の記事に明かな

圖版第六 新定包蔘節目、舊押物廳、今村朝藏

押物廳は司譯院内の一分課とも謂ふべきものにして北京に赴く朝鮮國使の荷物を鳳城迄運送することを司どれり。新舊の別は舊は昔ながらの物品新は新に加はれる物品を指す。此三節目は第四〇九頁一四一二頁に譯出せり。

綱鑑可期者故本纂源之效此其理唯有理亦泰與人並與實泰也專作務
而竹化性之效知有對弱之弱故其教生志兼從慈愛獨在化明目於
渠業成也且今事勢必使清尚之官者復獨操常作仍已物唯其取撈
確思所以方便救世之遠大拯溺之少無顧思且以已差存亡原明係於
情狀救拯消息而此係 朝家罪孽一既命根則不可固也其子他多救局
之為泰勢所至而後以興却致悲安達成法而乃已者固非其事之巧為充展
益而於罪者思理而化科者前後稍稽去導導之不勝法令之務業勝據
久矣律之科也利害難防奸盜層生而完如都種發三策賦以木積固見現
云二已差授出在 朝家朝世之誠忠忠權時通變從便區及亦出未
備道司 啓下已差中定即日

綱鑑可期者故本纂源之效此其理唯有理亦泰與人並與實泰也專作務
而竹化性之效知有對弱之弱故其教生志兼從慈愛獨在化明目於
渠業成也且今事勢必使清尚之官者復獨操常作仍已物唯其取撈
確思所以方便救世之遠大拯溺之少無顧思且以已差存亡原明係於
情狀救拯消息而此係 朝家罪孽一既命根則不可固也其子他多救局
之為泰勢所至而後以興却致悲安達成法而乃已者固非其事之巧為充展
益而於罪者思理而化科者前後稍稽去導導之不勝法令之務業勝據
久矣律之科也利害難防奸盜層生而完如都種發三策賦以木積固見現
云二已差授出在 朝家朝世之誠忠忠權時通變從便區及亦出未
備道司 啓下已差中定即日

新定已差節目

新定已差節目

舊押物廳

○純祖實錄二十一年十一月開城領守
吳翰源ノ上税三元
包二百斤外密商遺
卷潛送年々半斤ヲ
下ラストアリ。

り。
純祖二十三年七月備邊局啓 包蔘を設施してより三十年に近し而して此れは但に司譯院の衰頹を興さんとする爲のみに非ず北京への使行の往來の經費は専ら此れに靠る。而して近來は狼狽多端にして將に破滅の慮あり、苟くも其弊を究むれば潜商漸く盛にして包蔘利を失するの致す所に職由す。其革正の策は減税して負擔を輕むるに在れど當初税額を定めたる時川を兼つて排定せるが故に今遂に減じ難く、勢ひ法定の斤量を増加せざるを得ず。輕墩新稅然る後包税に偏重の患無く密輸出止熄の道あるべし。今年より始め包蔘八百斤を増額し、元額二百斤と共に曆節兩行北京に入送することとし、其中二百斤は元の如く使節の一行が携帶することとし、八百斤は之を京灣商に付し。其稅錢は別に定めて司譯院の主管通譯が收納すること、すべし……云々。〔純祖實錄〕
同年同月……包蔘の額を増加して八百斤と爲す。時に包蔘の交貿盛にして義州開城等の奸民の密造する者年を逐ふて漸く盛にして包蔘利を失す。譯人は常に訴へて曰く密造と密貿易多くして其害を受け、利を失し、稅額も支辨するを得ず。包蔘の斤數を増加して稅を輕くすれば、潜造者無かるべく、此れ本を清

むるの道也と。司譯院提調之を然りとし之が爲に奏して斤數を増す而して稍其税を輕くす。是れより譯人常に密造云々に藉口して増額を請ひ其利を多くす。朝廷亦其税の收入増加の爲め輒く之を許す、其實譯人も亦禁を犯し密造密貿易して他人の名にて利を取る也。〔増補文獻備考〕

憲宗七年正月……新州府尹李圭枋の所報中紅蔘原包外の收税錢七萬一千五百二十兩あり。此處分方に付き上啓せり、備邊司は本件に付て啓して曰く。

蔘包の弊賊に末に到る、設始してより已に五十年數を加へて八千斤に至る。密貿易の多きこと殆んど涯限無し、右報告の包外收税の如きは元來國法に據れば、密輸出として沒收すべき性質のものに屬す。然るに之を正法に充て、取扱ふには妥當ならざる程に流來の積弊となれり。報する所の税錢の處分は之を許すべし、王は之を允す……とあり。〔憲宗實錄〕

同年閏三月の條にも……王は大臣を熙政堂に引見す、領議政趙寅永啓して言ふ。近來紅蔘密貿易の弊日に加はり月に増す、法禁する能はず。前新州府尹より報せし包外の紅蔘に收税の件は流來すること既に久しく革正せざるべからざる事に屬す。而して國禁嚴なるべく邊情飭むべし。第だ包蔘初め百斤なり

○實八十四五年日也。

○司譯院ハ元來國法ノ權限ナレド其貿易ハ譯官等ノ利收トナルモノアレバ之ニ稅ヲ課セシ也。

○朝鮮ニ於テハ國家ノ稅ニ非ザルモノモ之ヲ稅ト稱スル用制ナリ。例之ハ漢族ガ私曲的ニ水利組合ヨリ徵スルモノヲ水稅ト稱シ、官家ガ漁揚ヨリ其利權トシテ徵スルモノヲ漁稅ト稱スルガ如ク此種稅モ亦同一ノモノナリ。關眼ノ意ハ目ヲツサギテ見又振ヲナスノ意。

しを加へて八千斤に至るものは、皆時勢の然らしめざるを得ざるに出たるに由る。今年より司譯院をして其税錢十萬兩迄を限りとして包蔘を加定せしむべし……云々。〔同上〕

右の如き國禁を犯したる公然の密輸出默認の代償として義州に於て徵收する錢を關眼稅と稱したることに付ては、〔憲宗實錄〕十二年十二月の條に……義州府尹尹致秀が此の一件を革正せんとして意見を疏陳せる請啓に對し。王の批に曰く、所謂關眼稅の名は未だ何の年より親まるかを知らず。國網を壞蔑する胡すれど此の極に至る、密貿易竝其搜驗には自から法律あり。廟堂をして十分審査せしめ科條を立て稟處せしむべし……とあり。

〔嘉梧藥略〕に李裕元が李大王十一年に、潜蔘を禁ずるの一事は國を有つの大政也として之を奏せる條あり。其奏文の要領は、同人が數年前に義州府尹の任を拜し哲宗に繼陞の日王より本件に付て示教あり。三年の間心力を盡して圖報を期せしも、其潜入の弊は遂に遏め得る勿し。開城よりは水蔘を義州人に密賣し、義州人は山間等靜僻の處に於て密かに蒸造す。府尹が之を痛禁すと雖も、下僚の輩は皆竊かに通同せるを以て。燕を以て燕を伐つに異ならず、利竇の所

○渡船三ヶ處。
○長淵豐川ハ湖路ナリ。會寧慶源ハ支那トノ市場。

在は百弊を滋興す。また使臣一行が渡江の時、搜檢力めざるに非ざるも、使行房諸般隱微の處を下して暗藏し、惟だ川一つを越せば我事成れりと爲す。其外に密貿易の路は義州府より對岸への三水路、江邊の七邑、黃海道の長淵、豐川、咸興道の會寧、慶源、處として其密輸出の路に非ざるは莫し……云々とあり。そも包蔘設定の當初より保護政治の前に至るまで、一百三十有餘年間、紅蔘の密造と潜買を禁遏することを得ざりしは、其以前自然生人蔘の取引時代に於て、支那日本への密輸出を防ぎ得ざりしと軌を一にせり。畢竟源泉既に濁り下流清きを得ざるに由るものならずんばあらず。

第五目 日本居留民の紅蔘製造竝

其密輸出及人蔘盜難

明治十六年の春條約により仁川開港せられ、同地に日本人の商店を構ゆるもの年々増加せり。其後此等仁川の商人中に紅蔘を長崎に密輸出する者を生じ、利甚厚きより倣つて行ふ者を増加し。後には京城居留民に及ぼし、遂に京城が其本場たるに至れり。尤も是より前釜山方面に於ても多少は此仕事が行はれしも、何分朝鮮官憲の監視の目を掠めて、開城より陸路釜山迄紅蔘を輸送するこ

とは甚困難なる仕事なれば、朝鮮人が僅少の量を携帶し行き居留日本人と取引せし極めて少量に過ぎざりしが、仁川の開港は此密輸出の路を最も便にしたるものと謂ふべし。而して仁川より日本商人の手に由り長崎の間屋支那向取扱商店に向つて密輸出せらるゝ紅蔘は開城に於ける朝鮮の密造品、官製品支那向取扱の拔荷及其不合格品等にして、朝鮮人の仲介人ありて京城日本居留民たる買人との間に密かに謀し合せたる場處にて受渡するものにして、多くは開城の山手に於て行はれたり。萬一朝鮮の官吏に發見せらるゝことあるも、賣主たる朝鮮人は國法に觸れて罪に問はるゝも、日本人に對しては如何ともするを得ざりし。何となれば日韓條約に於て紅蔘賣買禁止の明文無ければ也、其品物が密輸出の途に置かれたる確證ある時に於て初めて罪を構成し、朝鮮官吏が之に對し法を行ふ事を得る也、斯くして得たる紅蔘は仁川に來航する。月何回かの日本汽船により密輸を行ひ互利を得しが、此厚利のウマミに味を覺えたる居留民は一歩を進めて遂に紅蔘の製造を企圖するに至れり。其年代は明治二十七年頃よりにして、最初は其原料たる水蔘を俵に包み朝鮮人が京城に持來り密かに取引し。或は又開城に買出しに赴きて秘かに買収するものにして、水蔘も亦紅蔘と

○商人船中積荷
見物

同じく條約上禁止の明文無く此方は何等妨無きものなれど。彼は罪となるものなれば其取引は官の目を掠めて行はれたり。右の原料を以て小規模に蒸造せしが斯くては多量の原料を得るを得ざるより遂に好個の方法を案出せり。其の妙法は豫じめ蔘圃主と密約し水蔘何十間カの代價を交付し置き買主たる日本居留民は夜間仁川より沖仲仕を雇ひ其他脾肉を喫せる壯士等を連行し。日本刀を横へ拳銃を懐き四五十人の一隊は船にて遡上し蔘圃に赴き密に待合せたる賣主側の一人と取引を了し。急遽水蔘を抜き去り船に積んで引揚ぐるもの也。其翌日に於て蔘圃主は盜難に罹りたる旨を官に報告する也。此時代大抵蔘圃主は三分の一若くは四分の一は此の盜難に罹るを例とせり。是畢竟官の水蔘買入價格が不常に廉にして日本人に盜まるゝ方即賣る方が利益多かりしに因る。此等資金の日本人の手より開城に落ちし額多き年は五六千萬圓に達し一方官の不當勅買より蔘圃主を救ふと共に開城の銀融を圓滑にせし貢獻ありしと雖も。此人蔘の擬偽盜掘の風は後に至り實際の強盜的盜掘を爲す者を生じ居留日本人の無頼漢と朝鮮人の無頼漢と結托して行はれ。特に配置したる兵士も之を防ぐを得ず。一方赤腐病の蔓延と共に働きて蔘業を衰退せし

むるに至れり。

紅蔘の製造に付ても亦日韓條約上禁止の明文無きより京城居留地に於ては自露節以後の季節となれば公然と行はれ。居留民下流の妻娘等は備はれ來つて俚語を唄つて其仕事に従事する有様は恰も宇治の茶摘み時の如き光景を呈したりと云ふ。其製造と荷造の技術に至つては漸次熟達し。唯朝鮮官製品に比し色合の薄き丈が劣る外却て之を凌駕し長崎問屋の氣受も甚だ宜しかりしと云ふ。

製造は右の如く大膽に行はるゝも倍て輸出となつては小心翼翼々苦心慘憺ならざるべからず。日本汽船の仁川出帆の日となるや數十人の見送人某る船客の一人に對しを擬作し。一斤二斤三斤と各懷中に忍ばせ或はポケットの多き特別の服を作りて着裝し。船中に入り船員に交付する等の方法は最初少量密輸の時行はれし方法にして。之れにては多量を出すを得ず後には帆船漁船を使用し月尾島沖南陽屯浦等にて多量の積込を行ふ等必要は巧智を案出して種々の手段を以て行はれたり。其額多きは年一千斤に及び利益は三割乃至五割に及び其製造者は十數に達せりと云ふ。

右の如く盛に行はれし居留民の紅蔘製造と密輸出も、四五年間に過ぎずして廢滅せり。其原因は、朝鮮政府が總て紅蔘密輸出の取締を一層嚴重にせしこと、政府考ふる所あり水蔘買上價格を高め日本人への密賣との間の差少くなりしこと、蔘圃主と日本人との取引（類似の美風？）失はれ前金を交付すること危険となりし等に由るもの也。

猶詳細は第六卷人蔘雜記篇に一項を設けて詳説す。

第六目 紅蔘の宮内府經營次で官營

(1) 第一回の宮中經營並其廢罷

「増補文獻備考」に……李太王二十一年包蔘萬餘斤を以て内庫に付し名けて別付と曰ふ。監採官禁潛官を遣はし以て之を造る一萬斤を以て譯人に與ふ……とあり。「韶濩堂集」（金譯）紅蔘志には右と同一の文あり「譯人に與ふ」の下に「而して譯人をして別付蔘を賣らしめ以て公に納む」とあり。

此時に紅蔘（即ち包）の法定額の中より一萬五千斤の其製造權全部を宮中に收めたるもの也。「一萬斤を以て譯人に與ふ」とあるは従前よりの歴史上譯人の利權を奪ふ事を得ざりしものにして。宮中には五千斤譯人は一萬斤共に利を頒

つの方針に出でたるもの也。

此の處斷は決して公けの政策より出でたるものに非ず。紅蔘の利に垂涎措く能はず食指動き従前の如く其方面より啗はさるゝ餘利及自から討索する分け前にては満足するを得ざるに至りし當然の歸結なりと謂ふべし。而して監採官禁潛官を遣はし之を造るとあれど其製造には自から該りしには非ず、要は宮中の資源となるべく紅蔘五千斤の實物を擱得するにありしにより、其道の業者に受負しめ之を監督するのみなりし。此別付蔘の創められし以來、局に該る關係官吏の私曲を營むこと甚しく。小吏が公に憑りて蔘戸を害するのみならず、奸黠の輩は宮中の御用品或は獻上品と稱し、二千斤乃至五千斤の水蔘を威權を用ひて輕價に勒徴して弊害極り無かりき。

李太王三十一年の秋に至り、度支部大臣魚允中の奏により、包蔘の内庫額用を廢したり。此年は日清戰爭により朝鮮は獨立國となり、日本の指導扶掖に依り、庶政革新に向ひし時にして。此包蔘の宮中經營廢止も其一端の現はれなりし。而して包蔘は當然度支部の所管として國の政務に移り、京人蔘戸をして紅蔘一萬五千斤を雜造せしめ、税一斤五十兩を徴するのみとなれり。此時支那行國使

○明治二十七年。

も廢せられ、司譯院も亦廢せられしにより、人蔘に關する數百年來の惡弊は一掃せられたり。而して北京へ赴く使行廢せられし結果は、北京貿易の路絶えしにより、紅蔘は海路天津に輸出せらるゝことゝなれり。但し此前よりも密輸出は海路にも亦行はれたり。

紅蔘の官營廢止の後、此事務は舉て度支部衙門に於て管理し。

開國五百三年九月に、度支部衙門に於て包蔘規則を制定發布せり。此規則制定の趣旨は從前の惡弊を打破して蔘務を常軌に整頓せんとしたるものにして、當時の情勢を見るべき屈竟の資料たり。左に其要點を意譯して摘録す。

○明治三十年。

開國五百三年七月二十八日付紅蔘ノ所管ハ水ク度支部衙門ニ屬セシニヨリ同九月本規則ヲ定ム。

一、本衙門ヨリ包蔘公司ヲ開城ニ設置シ官員ヲ派出シ。水蔘ノ掘採紅蔘製造ノ事務ヲ管掌セシメ印章ヲ給ス。

一、紅蔘ノ所管ハ既ニ度支部衙門ニ移轉シ國家財政ノ一部トナレリ、故ニ法定ノ稅額ハ之ヲ納付スベシト雖モ其以外舊來徵收セル惡稅タル別付私稅等ハ痛革シ自今一切嚴禁ス。

一、水蔘掘採ノ時亦公司ノ許可證アルニ非ザレバ之ヲ許サズ、濫リニ掘採シ又ハ強買收等ノ惡弊ハ特ニ嚴禁ス。

一、一包ヲ百斤トス本年ハ四百五十包ヲ紅蔘製造ノ限度トス、或ハ一人ニテ數包又ハ數人ニ

○官廳ニ印章ヲ使ハスルコトハ從前ハ重大罪ニシテ特ニ北ヲ給スルト云フ命令必更ナリシ也。
○私稅トハ國法ノ罪メタルニ非ザル非法ノ隱稅徵收ヲ云フ。

○從前九ヶ所アリシ也。

テ一包ヲ持ツコト便宜タルベシ、皆本衙門ノ許可證ヲ受ケテ其事業ヲ營ムベシ。

一、舊司譯院ノ人ト開城京城ノ諸人タルニ論勿ク、自カラ人蔘ヲ栽培シ或ハ水蔘ヲ買入レ紅蔘ニ製造シ包ノ中ニ入ラントスル者ハ、本衙門又ハ公司ニ申告シ許可證ヲ受ケテ後施行スベシ。

一、紅蔘ニ製造シタル後ニ於テ他人ニ賣ラントスル者ハ、本衙門ニ出願シ稅銀、每斤ノ賣價十分ノ四ヲ納メ、許可證ヲ受ケテ後輸出スベシ。

一、蒸包所ヲ併合シテ一箇所トス、凡テ密造ト制限量以上ノ製造ハ一切嚴禁ス、其違反者アリタル時ハ其紅蔘ハ官ニ沒收シ一半ヲ密告者ニ賞給シ其犯人ノ罪科處斷等從前ノ例ニヨル。

一、稅銀ハ本衙門ニ於テ徵收シ印紙ヲ給シ其證トス。

一、各道各邑ノ蔘圃ハ公司ノ調査ニヨリ簿冊ヲ作成シ、栽培人ハ許可證ヲ受クベシ、水蔘掘採ノ時ニ於テモ本衙門ニ申告シ許可證ヲ受ケタル後ニ於テ施行スベシ。

一、水蔘賣買ノ時間主ノ名下ニ其次數ヲ録シ公司ニ申告スベシ、毎次銀錢一兩ヲ徵收シ公司及地方廳ノ費用ニ充ツ、壹兩以上ノ濫徵ヲ許サズ。

一、紅尾蔘每百斤ニ對シ十五斤ヲ徵收ス、水尾蔘ヲ密造シ又ハ密賣スルコト一切嚴禁ス。

一、從前紅蔘ヲ密造シタル者ト雖モ公司ニ申告シ稅ヲ收ムル者ハ今年ニ限り之ヲ許ス。

一、包ノ持分ノ權利者ニシテ紅蔘ヲ製造セズ空包トナルコトハ嚴禁ス、若シ空包者アラバ實包ノ例ニヨリ徵稅ス。

一、開城各處ノ官廳官員等ニ例納セシ左ノ紅蔘ハ廢止ス。

前海防營納

前司諱院納

鎮禦營納 春川

統禦營納

義州府納

松營各隊納

監探所納

一、紅蔘ニ製造セズ白蔘ニ製造スル者ニ付テモ公司ヨリ印紙ヲ給シ秤量ノ税トシ價百ニ對シ二十四ヲ抽キ従前ノ税ヲ減ズ。

一、許可證一枚ニ付銀貨二元ヲ徵ス。

此年政府は有志を勸誘して開城に種蔘會社を設立せしめ之に一定の權力を與へ密造其他犯則の取締に任せしめんとしたり。然るに權力の濫用甚しく其弊に堪へざりしにより。更に公稅社なるものを起し社長は民選とせり。該社は官より穴票を得て自から紅蔘の製造を一手に行はしむるの趣旨なりしも。右社の外に穴票を請得する者多數を生じ遂に實行不能となれり。而して公稅社は二三年の後蔘政社と改めしが特許の範圍を廣めたる爲め弊害收拾すべからざるに陥れり。

開國五百四年に至り法律第十四號を以て紅蔘税一斤に對し銀十圓と改正を行へり。

紅蔘が國家の所管となりし以來多少の弊害ありしとするも。人蔘栽培者及紅蔘製造業者は従前の惡政より免かれ唯製造品に納税するのみして全く自由に其業を營むこと、なれり。然して此狀態は永續せずして次項の如く復逆轉するに至れり。

(2) 第二回の紅蔘宮中經營

日清戰爭後に於ける韓國の廉政改革は保國の經綸より出でしには非ず。日本の威力に餘義なく盲從したるものにして決して衷心より好みて爲せしには非ず。日本が内政干渉より手を引きし後光武二年の秋宮内府内藏司李容翊が紅蔘の一部を皇室の收入と爲すべき啓下即皇旨を奉じ。傲然として開城に下るや地方人民の激昂は豫想外に出で。遂に李容翊は暴民の爲襲はるゝ所となり僅かに身を以て逃れて京に還れり。此紛擾の時人民は舉つて唱ふる、吾人は蔘業に因らざるも祖先の祭祀を絶たざるを得べしと。各自所有せる人蔘種子を悉く南大門外に集め、或は街路に撒布し、或は燒却して殆んど蕩盡せり。

○明治三十一年。

○明治三十三年。

光武三年の秋包蔘は盡く内庫に移屬し宮内府の所管となり。度支部は唯税金のみを徴收することゝなれり。

同年八月二十二日布達第五〇號を以て宮内府内藏司を内藏院と改正。内藏司職掌中「蔘政司所屬各礦斗」の八字を添入利益多き紅蔘と破山の權を宮中に收め。紅蔘は内藏院卿之を管理し蔘政課長(李健赫)等を開城に遣し採造を監す。

此年の秋李容翊は皇城鎮衛隊若干を率ゐて開城に入り其援護の下に遂に製造を了へたり。爾後包蔘定額無く多きは六萬七千餘斤に至る。

(3) 紅蔘の委託販賣と拂下

○大三輪ハ元大阪ノ商人兼薩長議員トナル、後韓國ニ滯留ノ業ヲ起スヤ、顧問トシテ來リ後蔘政ニモ關係ス。

同光武四年十一月二十七日韓國蔘政檢察大員大三輪長兵衛と三井物産合名會社代表吳大五郎との間に、三箇年の期限を以て紅蔘委託販賣の契約成立せり。公使の斡旋と一は韓國宮内府側に於ても信用ある而も支那に勢力ある三井に委託するを結局利益なりと考慮したるに由るものなるべし。

同六年は三井と韓廷は協議の上紅蔘の大部分を銃器買入の代償として倫敦商會に拂下げ、三井は同商會より口錢を受く。

○明治三十五年。

○明治三十六年。

此年より五箇年の期間を以て三井物産會社に委託販賣を契約す。前年の成績良好にして優に年一百萬圓内外の代價を確實に宮中に供納せしに由る。

此契約は内藏院卿李容翊と三井物産合名會社代表人小田柿捨次郎との名を以て、京城に於て四月十五日を以て調印し。在韓日本帝國特使全權公使林權助の奥書證明を爲したるもの也。

○總書ハ第三卷人朝後編ニ出ツ。

前の三箇年の契約と云ひ又此年の五箇年契約と云ひ、何れも委託販賣契約なれば。毎年製造の官蔘は決して最初に賣買價格を定めて三井に於て引取るべき性質の物に非ざるも。韓國側取扱者は事を故意に澁滞せしめて貨物を引渡さず。止むを得ず先づ双方間に賣買價格を協定して之を引取ると云ふ、一手買受人の如き變態を呈したり。契約の一項中に。

若し三井の賣拂直段より他に高價の買入ある時は。三井は其間に立ち周旋し物品の受授代金取立等を擔當し。口錢として販賣價格一千分の三十五を申受く。

の一項あり、本項は韓國側に猜疑の念無からしむる爲めに萬一の場合を豫想して記入したる條項なるも。此條項を楯として韓國側は他に高價の買受人ある

其價一百二十五萬元申出고 餘額三萬七千斤을 光武九年度蒸造
額과合하여 光武十年에 更히 價額을 評定하랴나 內藏院之 右主 張은 左에
誤解가 有함이 라

第一 紅蔘은 一種藥品 故로 每年 需用 程度가 有하여 米穀 其他 生活上 直接
必要인 物件과 同 產出 額을 多大케 하여 同利益을 增加함이 아니오 此에 反
하여 產出 額을 多大케 하면 價額을 減少케 하므로 結果가 有하여 內藏院 監
督은 六萬七千斤 價額을 打算하기로 平年 價額으로 定하오니 其 根本이 誤謬함이
이 라

第二 假令 六萬七千斤 全部分이 例年 價格과 同 賣却을 得을 줄로 思하노나 李
容翊은 壬寅年度에 是 四萬七千斤을 一百萬元에 龍動商會에 引渡하고 癸卯
年度에 是 三萬四千斤을 一百萬元에 三井에 引渡하故로 兩年度 平均은 三
萬斤에 對하여 七十四萬元에 上치 못하엿는 內藏院이 今年度에 是 三萬斤
에 對하여 一百二十五萬元을 要求함은 妥協 精神이 無호 妄斷 要求라 稱호 事
第三 內藏院과 三井間에 契約에 據하 每年 產出 額은 一時에 總額을 引渡하
안치 못할 거신 디 二年以上에 跨하여 分割되야 放賣을 不許故로 內藏院이

甲辰年에 紅蔘을 二分하여 本明兩年에 跨하여 賣捌하랴는 是 契約 本旨에
背馳호는 措實라 各年 蒸造호는 紅蔘을 二年以上에 分割하여 放賣을 契約
本旨에 違호는 然안 이라 內藏院에 是 餘部 保管과 又 貯藏에 關하여 巨大 費用
을 要호고 且 來年度 價額 高低를 不可 預知故로 結局이 內藏院 損失을 不免호
니 前述 理由에 據하여 甲辰 紅蔘을 六萬七千斤 全部를 賣渡호는 至當라 호고
其 價格에 關하여는 賣者 買者 間에 多少 懸隔이 無호기 不能호니 打調 策으로
左에 甲乙二案을 提議호호

甲 甲辰及乙巳兩年度 紅蔘을 一括 價格으로 定하여 其 代價는 三井으로 本年
及來年 兩年에 跨하여 支拂호기 可호고 右兩年度 紅蔘을 一括 價格을 定호는 標
準은 從前 每年 收益(假令 百萬元)으로 호호 在호
乙 已紅蔘은 未定 其額이 나 必竟 五千斤 內外 少額이 되호는 故로 右 產額을 甲辰
年度 分에 加算하여 今日 預定 價額호는 困難이 無호 事
內藏院을 云호는 今年度에 假令 百萬元을 得호고 又 來年度에 更히 百萬元을
得호 約束이 成立되호는 반대시 甲辰 紅蔘만 議論하여 其 價格을 騰昂호기
호 必要가 無호기 可호 事

乙 甲辰製造紅蔘全部六萬七千斤을 三井의 代委託放賣로 三井內藏院으로 早司監督一名을 簡派하여 三井派員과 共司上海에 至하여 放賣를 監督하며 可호고 賣上代金은 內藏院收入으로 호고 同時に 三井에 對하여 普通委託放賣手數料(五分)을 給與함이 可호호

以上甲乙二案이 就하여 內藏院은 自擇其便宜하여 三井과 協議後 速히 本件을 圓滿結了함을 望함

蓋製造을 畢호호 紅蔘을 永히 現時로 放棄하면 腐敗脱棄及 保管費用에 關호호 昨結局이 彼此不利함이 歸함이 다

宮内大臣より回答

敬覆者內藏院所管紅蔘賣捌一事係是該院監督之專管處理者而貴照會中甲乙兩件俱由閱悉然尙有年來賣却價直調查後安定之事姑俟下回切望肅此照覆敬具 三月二日

三井と委託販賣契約以後に於ても舊弊情實の纏綿するあり。従前不正の利

を占めし者の其利を失ひし不平もあり且契約面にある如く密貿易の取締は韓國に於て十分責を負ひて取締を爲すべき義務あるにも不拘。此取締も十分に行はれず總て蔘務非然として革正し得られざりし也。

(4) 光武年間宮内府所管時代に於ける蔘政要領

元來蔘政を舉げて宮内府の所管となしたるは單に宮中に利權を收めて收入を多くせんとする目的より出たるものなれど。紅蔘の製造販賣に付ては相當に意を用ひ品質の撰定、斤量の制限、輸出の統制等成績見るべきものあり爲めによく支那に於ける聲價を維持し得來りしも耕作人の保護、耕作の改良、病害蟲の驅除、豫防其他總て耕作上の事に付ては施設したるもの皆無にして。唯紅蔘原料たる水蔘を得る目的以外には出でざりき。

其期間に於ける蔘政の要點以下の如し。

一 耕作採掘賠償金

△區域、坪數、種子等及苗圃並本圃の設定に付ては。何等の制限無く別に届出を要せずして各人の自由に任ぜり。

△三年根以下は耕作人に於て隨意處分することを得。

△賠償金

人蔘の耕作は五年六年の長年月を要し資金の固定普通農業の比にあらず。耕作者より資金の融通を出願したる結果光武三年より當年收穫すべき蔘圃所有耕作者に對し。其年宮内府に納付すべき水蔘見込量に對する賠償金額を推定し其五割乃至八九割を前渡することとなり實行せるも。光武九年に至り十一月の決算期を翌年三月に延期し同十年には前渡を實行せず。其年水蔘納付と同時に支拂べき賠償金も決定額五圓の申四圓二十錢を支拂ひ。不足額三萬四千四百九十五圓は二年を経過するも猶支拂を了せず官の負債となれり。

二、蔘圃の検査

△毎年一回四五月の間に於て警務署より巡檢若干名づゝを開城長湍豐德金川鬼山平山瑞興嵐山の各郡に派し定期検査を執行す。
蔘政課長より當該郡守に其巡檢の姓名を通知し便宜を與へられたき旨の公文を發し。巡檢は郡廳に就き打合せ郡守より各面長に宛てたる諭告を受取り。郡廳の便令を隨へ各面に臨み面長より案内者を出し之を同伴して實地検査を行ふ。
△検査の方法は有名無實形式的に巡檢が蔘圃の番人より聞き取り記帳するに過ぎず。大抵蔘圃番人の居室には蔘圃の所在地種植年齡間數等を記せる紙片を貼付せるを以て。巡檢は之を移記し時に正直なる巡檢は不正耕作者たるの疑を懐くときは。實際の間數を調査することもありしと云ふ。
△検査の結果は左の如き書面を提出し右により臺帳を作成す。

孫儀文	開城煙霞洞里蔘圃摘奸成册	蔘政課にて記入す
右同人	密種 二百五十間	年月日獨票給
朴植命	五根 三百間	
	三根 四百間	
年月日	煙霞洞里尊位	閔元 健圃
印	巡檢	李秉 命圃

△巡檢の旅費は日常三十錢を蔘政課より支給す。宿泊は多くは面長の宅を以てし後に於て蔘圃主より面長へ謝儀を送る慣例也。

△右定期検査の外四年根以上の移植等の届出ありたる時は巡檢を派し検査を行ふ。

三、憑券の下付

△憑券は蔘圃の所有權を證明するものにして其賣買讓渡典當權設定等の必要物なるのみならず。採掘願出の時必ず添付すべきものなれば大抵出願して交付を受けたるも。其必要を感じざる者は五年根採掘前途には之が交付を出願せざる者も亦多かりし。
△光武七年に於て蔘圃の賣買を禁ずるの經理院訓令を發せり。此後も事實賣買は行はれ表面の所有者と實際の所有者と異なるものあるに至れり。

表面

芻券原簿第二一三號

開城池波里 孫儀文

豐德炭谷里所有蔘圃

五根 陸百間也

芻券第參百捌拾伍號

開城池波里 居士蔘圃主孫儀文文報明書據云云芻文成給言

光武十一年七月二十一日

蔘政課 蔘政課印

技手 李容 鶴園

豐德炭里谷 所在蔘圃五根陸百

間也

此所ヨリ切り離シ
右片蔘政課ニ保存
左片出願書ニ交付
ス。

裏面

規則

立種後幾許開立種本課に報告云云芻文書受去言云云云云解種後受去言
 芻文書粘連報明云云解種後開數云云云云芻文書受去言事
 五六根春採移種時其所由本課に報明云云芻文書換去言事
 設包後許探請願に芻文書粘連云云本課に呈言本課に於較准後芻文書交受
 云云諸願に章書捺言事年例摘奸時設包許探時に本課芻文書無言則潛種則
 且京府に報明懲治言事
 芻文受去に換去時に該費額を四根至せける銅貨貳拾錢式五根以上銅貨四
 拾錢式本課に納言事
 秋採排種後間數を本課に報明云云芻文書受去言事
 芻文書失言に境遇に云云所由本課に報明に應證據の保證に有言後存根を
 詳考繕給言事

四、採根と其立會検査

△官の準備

監採官の開城派遣 監採官とは宮内府經理院より紅蔘製造中製造所に於て水蔘收納並紅蔘製造を監督する首席官を謂ふ。

執蔘の撰定 執蔘とは人蔘耕作撰別に精通せる開城人を製造期間中臨時に採用し。監採官に屬せしめ蔘圃採根の立會其他の事務を補助せしむるものにして、總員大抵二十名内外也。

監採官の告示 毎年紅蔘製造の時期に至らば監採官より「某月某日ヨ起火燭定矣ヨ各圃人ヨ趁期採入請願書事」と告示するを例とす。

△蔘圃主の準備

蔘圃に於ける屋根の取除き包装俵の調製採根及撰別に要する人夫の準備入包撰別に充つべき二三十坪の小屋の建設等を爲す。

△採根出願と其立會検査

蔘圃主は採根請願書に泥券を添へ監採官に提出し。監採官は「依訴許採入事」と願書に記入官印を押捺し蔘政課に回付し。蔘政課に於ては蔘圃彙帳に「年月日許採入包」と記入し該請願書を警務署に送付す。

警務署に於ては採根に立會せしむべき巡檢の姓名を請願書に記入して該巡檢に交付す。圃主と巡檢と執蔘とは同道して現場に出張し作業を始めしめ監督す。

作業の順序は人夫に於て採根せし者を作業場に宛てたる小屋内に堆積し之を撰蔘人夫

に於て片數により分別排列す。

執蔘は其分類を監視し時により其片數の變更を命ず。而して蔘圃主と相對し各自秤量して其分類斤量を呼上ぐる時巡檢は之を手帳に記入す。右六十斤に達したる時一包とせしむ。此品質の検査撰別は一に執蔘に於て責任を負ふものにして水蔘收納の際俵袋に附着せる木札の記載と相違する如き事あらば執蔘は罪に問はるゝを以て嚴重に監視分別す。

右水蔘包は遠近により牛馬チゲを使用し圃主巡檢執蔘の外村人若干名護衛して開城に送付す。途中宿泊を要する遠方のものは危険を慮り夜間輸送せず夕方戸多き村落に入り宿泊す。

△巡檢及執蔘の旅費に付ては

執蔘は政府より旅費を給せず。水蔘一斤三〇〇匁に對し撰蔘の謝禮として銅貨一錢八厘を給するを以て普通一箇所の立會出張に付て其所得二十圓乃至三四十圓に上ることあり。

巡檢に付ては千里以外は一箇所十二四十里以内は六圓を給する外に慣例として蔘圃主食費酒代等の實費を負擔す。

五、後蔘の措置

△毎年蒸造期に於て紅蔘に不適當として買上を願出ざる水蔘は、本人より其埋藏場所を記して請願し巡檢立會埋藏し。翌年移植の時も亦請願書を提出し巡檢立會す。前後共巡檢より報告書を提出す。

六、水蔘の收納

△本件の旅費は蔘圃主より酒食費負擔の外十里以内三圓十里以外六圓を支給す。

△蔘圃より掘取りたる水蔘は片數次數斤數を記入したる木札を付し。藪俵にて包装し運送し來り開城製造所内秤量場前門内の中央に掘付けある秤量場に排列す。現場に立會せし執蔘と巡檢より水蔘到着の報告書探出を監探官に提出し監探官出場し検査秤量に着手す左の人員を従事立會せしむ。

主事一人

執蔘一人：：前に其蔘圃に出張探掘に立會せしもの

巡檢一人：：右に同じ

蔘圃主一人

外に人夫五人 運搬し來りし者

△監探官に於て排列しある現品若干の中一包或は二包を指定し解包して秤量し。且次數品質等が現品に附着せる木札の記載竝に執蔘巡檢の作成せし探出記と適合するや否やを検査し。適合せば納付全部の包數は合格品と認め收納す。

若し右適合せず或は紅蔘製造に適せざる病蔘の混ざるあらば。木札及探出記を訂正し納付の包數全部の検査を行ふ。而して執蔘は警務署に於て訊問嚴罰に處す。

七、紅蔘の製造

△製造期に於ける従事人員左の如し。

監探官一人

京城より派遣

主事二人書記一人

同

臨時監探官補助

開城人採用

事務員

同

檢察官一人

京城より派遣

監督一人

同

現品授受監督一人

以下開城人採用

執蔘二十人乃至三十人

看房二十人乃至三十人

看房とは主として乾燥に従事する監督者にして各乾燥室長房と稱す三十六間ありに看房一人人夫若干名を配す長房には天地玄黃等千字文の記號を付す。

釜場監督一人

火庫監督一人

外に人夫若干名

製造順序左の如し

一、洗滌 監探官より看房に夫々水蔘の包を交付し之を洗滌場に運び每包解裝し。每包の片數を書留め看房より監探官に呈し之を水蔘出入帳に移記す。

洗滌了れば釜に入れ看房は自己の長房記號の紙札を入れ釜場に運ぶ。

二、蒸熟 適度の時釜場より記號看房に通知し看房は之を受取火庫に運ぶ。

三、乾燥 火庫は炭火を用ひ蒸蔘を乾燥する所にして乾燥適度とならば長房に移送す。其

後に於て三日乃至四五日間に天日に乾燥す雨天の時は長房^(長房)内に於て乾燥す。
四收庫 乾燥了れば之を行李に納れ木敷を記せる紙片を貼付し看房より監探官に示し監探官之に封印して入庫す。

五修製と秤量 監探官以下主事看房立會の上前項の製品を倉庫より取出し行李の封を解き小刀を以て細尾を捲取り且形態を調理整備す。此修製了れば之を風呂敷に移し各行李毎に其斤量を秤りて行李上に貼付せる紙片に斤数を記入し。再び行李に入れ監探官封印して入庫す。

六品等の選別決定と包装 前項の行李を三度び取出し監探官以下立會し温突^(温突)内に均一に土を盛ること約三寸許。其上に湯を布き行李を解封して取出したる紅蔘を積上げ温突を焚き土より昇騰する蒸氣にて紅蔘稍柔軟となり作業を爲すも折傷せざる程度とし置き。堆積紅蔘中の最大片より攪り取り稍中片なるものを取併せ二十八片を撰集めたる時秤量し。一斤より重き時は大片を捨て中片を交へ一斤より輕き時は右と反對にし二十八片にて一斤に適合する迄取捨し。之を木製の小箱に容れ蓋を施して密蔵し、十二箇の箱を一行李に格納す。

二十片を攪り得れば次に三十片の物を前の如く秤量し小箱^(五斤)に入れ十二箇を一行李とすること前に同じ。以下五十片無數に至るまで皆同じ。
右小箱には「極上別土直二十片五斤」と云ふ如く表に記し封印を施す、是れにて商品としての仕上り也。
右最後に倉入を爲す。

八、蔘圃の監視

△軍隊駐兵 軍隊の派出は盜探多きに由り始まりしものにして、蔘根五年に達したる時圃主より請願により之を派遣す。其期間は大抵毎年解雪期たる舊曆二月より凍氷期たる舊曆九月に至る間を以てす。其人員は蔘圃が集團せると散在せるとに依り異なるが千間に對し二人乃至三人の割合とす。給與は一日一人二十錢を食費として官給し、蔘圃主よりは最初酒食を給せしも不便と煩雜に堪へず。後には一日一人五十錢を支給し其他月二三回酒食を提供せり。

勤務方法は蔘圃附近の民家に寄宿し夜間交代に一人又は二人にて蔘圃の内外を警邏巡回して盜探を豫防せり。
△雇入番人 には常雇⁽¹⁾と臨時雇⁽²⁾の二あり。(1)は蔘圃主が蔘圃内に建設せる家屋に居住し常に看守し又蔘圃の手入雑役に従事し時期に至り夜間警戒に従事す。(2)は舊二月より同九月迄臨時に雇入る多くは蔘圃所在地の壯丁にして一處に對し十五人乃至二十餘人を雇入。毎夜間天明に至るまで蔘圃の内外をカンドウ提燈を携へ巡邏警戒す。暗黒の夜は篝火を焚き蔘圃一面を照して警戒す。

九、特設警務機關と犯罪の檢舉

△警務署 開城蔘政課には警務署を特設附屬したり。職員は總巡^(警務)一人、權任^(警務)三人、巡檢^(警務)三十人、別巡檢^(警務)若干人を配置せり。其系統は京城の警察本部に屬するものなれど權任以下の任免黜陟は蔘政課長專行し。其職務も普通警察事務に干からず專

ら蔘政に限られたる變態のものにして、一種の請願調査の如きものなりし也。

△人蔘に關する犯罪の檢舉と其處置

輕微なる犯行は蔘政課長の權限に於て管刑を執行して結了す。右の外の犯行に付ては犯人を取調べ拘禁し置き、經理院に報告して其命を待つて罰金或は體刑の處分を行ひ、又或は重大なる犯行に付ては京城經理院に押送す。

密買買成立し未だ現品を受授せざる人蔘は官沒す、既に授受せし者は賄錢を徵收す。

△別巡檢に於て犯罪行爲を偵知したる時は巡檢間に於て共謀し蔘主及日本人側に對し是を暗示して賄賂を迫り便利融通したる例多く、また其犯行の素質ある日本人支那人等は開城の中心より少しく離れたる巡檢の住所を利用して、其附近を密造密藏に充てたる場合多く一層融通便利の途も行はれたりと云ふ。

△人蔘に關する犯罪刑罰者檢察者に付ては巡檢たると人民たるとを問はず。其沒收人蔘代價の半に該る賞金を與へて之が發見を獎勵せり。

第七目 紅蔘官營の廢止と其後の蔘政

明治三十九年日韓協約による保護政治は日本の對鮮政策の基礎を根本的に確立すると共に朝鮮が更生に第一步を踏出せるものなり。従前日清戰爭以來日本の忠告扶掖により或は朝鮮先覺二三の士により、舊政革新の企畫せられしもの一再に非ずと雖も、數百年以來廢頽に廢頽を重ね紊亂に次ぐに紊亂を以

てせし全朝鮮の腐朽衰運は、其自力を以てしては到底挽回廓清の不可能なることを屢事實が雄辯に立證せる結果に因るものにして、這回も亦王以下兩班の大多數は之を好みたるものに非ず。日本の強き壓力の爲めに餘義なくせられて已むを得ず其更生に踏出したる一步なりき。

翌四十年には統監府の開設伊藤統監の着任、宮中竝に各省に相當する各部に次官以下の日本官吏を配置し、地方にも亦警察稅務等々の日本官吏を配置し陳容井然として成れり。此時の日本人官吏は、其名は次官と云ひ又或は何々と稱するも、實は其實權を握りたる首腦者にして、一方韓官の惡政と非行を監視防遏する役目をも有したるものなりき。而して先第一に腐敗の泉源にして伏魔殿の觀ありし宮中に向つて大斧鉞は試みられ、宮中府中の區別を儼然たらしめ雜輩の出入を禁じ、政令一に政府の一途より出でしめ、其他の庶政も着々として大革新に向つて英斷の歩武は疾風の如くに進められたり。蔘政に付ても亦帝室有及國有財産調査局に於て調査の結果、

隆熙元年勅令第三十五號により、蔘稅及專賣官蔘の收入は全部國庫の收入と定められ、猶其前隆熙元年勅令第三十號を以て宮内府經理院を廢止し隆熙二

年二月には宮内府經理院より度支部司稅局に該事務を擧げて引繼を了せり。

二、土地建物器具

- (1) 蔘政課事務室 △敷地七百四十六坪二八(含) △建物温突建一棟間數十二間 △雜器具箱外五件
- (2) 蔘政課警務署 △建物温突建三棟間數二十間 △雜器具箱外十件
- (3) 包所(紅蔘製造所) △敷地一千五百七十二坪九五 △建物六棟間數百九間内一棟土蔵倉庫五棟温突 △雜器具大竹外八件

三、書類 計四十二冊

- △自光武四年至同十年 造蔘册 七冊 紅蔘製造に關する會計簿册
- △自光武四年至同十年 次稅册 七冊 水蔘斤稅に關する右同
- △自光武四年至同六年 兩包水蔘成册三冊 水蔘收納に關する簿册
- △自光武六年至同八年 兩包封裏成册四冊 包蔘仕上に關する簿册
- △自光武八年至同十年 水蔘粹上册 五冊 製造仕上に關する簿册
- △右同 製蔘仕上に關する簿册
- △右同 製蔘仕上に關する簿册
- △光武七年 研蔘入籠册 三冊 紅蔘仕上に關する簿册
- △自光武八年至同十一年 病害蔘出配 一冊 白蔘原料病蔘買上に關する簿册
- △自光武八年至同十一年 蔘圃摘好成册四冊 蔘圃檢査帳
- △蔘照元年 曝曬費簿 一冊 紅蔘風當手入に關する簿册
- △右同蔘政課及警務署經費簿 二冊 名目の如き簿册

△右同出口費簿

一冊 紅蔘輸出の際運搬費の簿册

三、紅蔘一萬一千八百四十五斤 外に附屬尾蔘二千三百六十九斤

此の紅蔘は現品を引繼たるに非ず。蔘照元年度は宮内府に於ては紅蔘製造を直營とせず宮内府監督の下に各蔘圃主をして行はしめ包製の上官より封印を爲したるものにして買上の處分未済の儘に引繼たるものなり。

此人蔘の賠償金交付に付ては蔘照二年四月一斤平均二十二圓と決定し同月十一日の官報に於て發表したるに、當業者は是を不當なりとし數回農商工部度支部等に陳情請願を重ねしも結局採用されざるや、遂に讓歩して一斤二十四圓に決定せんことを請願し、之れを容れ計二十八萬四千二百八十四圓の下附により結末を告げたり。

度支部に於ては此引繼を受くると共に事業の改革整頓に着手し、開城に司稅局蔘政課を置き順次左の法令を發布せり。

蔘照二年七月二十日	法律第十四號	紅蔘專賣法
同	法律第十五號	人蔘稅法
同	度支部令第十八號	紅蔘專賣法施行細則
同	法律第二十五號	水蔘賠償金免渡に關する件
同	勅令第三號	蔘政司官制發布開城に蔘政局を置き局長事務官技師を配置す
同	度支部令第二十二號	人蔘特別耕作區域指定
同	度支部告示第十四號	水蔘賠償價格

○本筆下は對シ尾蔘二八無償ニテ添付スル從來ヨリノ例也

專賣法實施後の紅蔘拂下に付ては時恰も三井物産會社との契約満期となれる時にして。隆熙元年八月官報及新聞紙に公示して買受者を募り、身元信用等を調査し左記四人に指名入札し。一斤四十七圓三十六錢にて清商同順泰に落札せり是實に拂下の嚆矢とす。

三井物産會社

獨商世昌洋行

清商 裕豐順

同 同順泰

隆熙三年度は三井物産上海蔘商清商の組合大吉昌號を指名競争入札とし大吉昌號に落札せり。

隆熙三年は前二回拂下の成績良好收入豫想外に増加せるも。年々之を行ふは永遠の策として不可なるを認め五年を期とし。大吉昌號と三井物産とを指名入札し三井に落札せり。

保護政治以後に至つて蔘政始めて廓清を見舊來よりの批政一掃せられて跡を留めず。事業は計劃的基礎的合理的に整頓せられ。營業者の保護耕作法の改良指導病害蟲の制遏豫防製造器具器械の改良等總て面目を一新したり。併合以後の事は別に專賣局に於て編纂中の專賣史に譲り茲には是を省略す。

第十一章 日本の人蔘行政

第一節 古代法制並典例中の人蔘

『延喜式』中には以下に記すが如き人蔘の記事と人蔘の規定あり。是日本に於ける人蔘と政治との關係を發生せしと認むべき最古のものに屬す。

(1) 瑞祥としての人蔘記事

治部省の部祥瑞中(天瑞上瑞)の下瑞として「人蔘生是處皆生」の記載あり。

此記載は當時人蔘と認識したる實は今の所謂人蔘 *Panax ginseng* に非ざる別箇の植物の山野發生發見を認めて一の祥瑞として慶喜したるものなるべく。

「是處皆生」の割注は意味甚不明なれど、日本各地に發生せりとの意味にして。第(2)項に記せる土地を指したるものと解すべきが如し。

(2) 諸國より貢進せし人蔘

諸國より進むる年耕雜藥中に出である人蔘斤量と其國名左の如し。

伊勢國	人蔘	三斤八兩	甲斐國	人蔘	四斤
陸奥國	人蔘	卅五斤	若狹國	人蔘	三斤

○延喜式ハ藤原時平が醍醐天皇ノ命ヲ奉ジ其部思平ト共ニ、朝廷中ノ儀式百官臨時ノ作法其ノ他官中ノ定例等々ヲ撰進シタルモノ也。而シテ此記瑞ハ撰進ノ當時以前ヨリ仕來リノ官中ノ例ヲ記セシモノナリ。

(材ハ科ト同シ)。

越前國	人參 十四斤	丹波國	人參 三斤
美作國	人參 三斤	伊豫國	人參 九斤
大宰府	人參 卅斤		

（符谷掖齋の延喜藥錄には伊豫と大宰府の人參無し以上の外に備津の三斤あり、猶伊勢陸奥美作丹波の人參斤量上記に比し多少の差異あり）

右依前件附貢調使送察檢收訖即與返抄其大宰便附別貢使。

（譯）右藥材の品は前記之通貢調使に附し典藥寮に送るべし。同寮に於ては檢査の上收納す。受取らば領收書を下付す其大宰府のものは別貢使の便に附すべし。

此諸國産の人參の眞人參に非ざることとは無論なりと雖も。惟だ大宰府より進めたる人參に付ては、同府は支那朝鮮と交通の衝に當りし地なれば眞否何れかを判定するには、猶一層の攷究を要すべきものあるべし。

(3) 典藥寮の規定中の人參

元日と鴈月の御藥

右同中宮の御藥

東宮に進むる白散

諸司年料雜藥中

以上處方中に入參使用斤量の定めあり。

○此別貢使ハ船載ノ物ノミナリ貢使下モ考ヘラル。

齋宮寮、左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府に入參斤量の定めあり。

本項の人參には内藏寮より出納するものと、典藥寮より出納するものとに區別しある事に依て考ふるに。其品質に二種ありし如く、前者は唐又は新羅より船載の物なるが如きも確乎たる考據無し。

式中の人參關係記事は前記の如く甚簡單なり。要之國家並皇室に必要とする物品の産地より貢納の一部分として。人參も亦其中に規定せられ其規定の如く取扱はれたるものなり。

此前聖武天皇の崩御後、光明皇太后より東大寺に寄進したる人參出入の取扱に付ての定めあれど。是を政治の一端とは見るを得ざるを以て本篇には載せず。第一卷中に收めたり。

此後徳川時代迄は人參と政治の關係を發生せし史實無し。

第二節 徳川政府の人參行政

第一項 總説

室町時代より引續き徳川の初期迄に朝鮮より人參の輸入されたる斤量は相當の額に上り。各其目的に使用せられたりと雖も、其使用は孰れも上流社會の

○第一編第一章第五節第四節第二節ヲ見ルベシ。

必需品たるに止まり。未だ一般的必需品となる程には醫藥文化が民衆に迄は浸潤せざりき。

神澤杜口の『淇蝶菴翁草』に……朝鮮人蔘の事……百有餘年以前は壹兩に付銀十二三匁の直段也。夫れだに殊の外高直成る由にて適ま人蔘を用ふる病人を見ては、扱々笑止なる哉と皆人申あへるよし古老の嘯也。予が若き頃享保の始頃には、よほど價貴とく成りぬれども今より見れば若干の違ひ也。對州屋敷へ所望に遣はせば、一兩に付銀十五六匁づゝにて今の人蔘とは違ひ。生れながらのよき大人蔘あり、鬚人蔘などは少し身を持ちたる者は用あす……云々。大道寺友山の『落穂集追加』にも……問曰朝鮮人蔘の義は以前も只今の通りに才覺も調ひがたく直段杯も高直に有之たる事にや。答曰我等杯若年の節は人蔘の入用さへ有之候へば、いか程も調へ申候こと自由に有之直段杯も人蔘壹兩目に付白銀十二三匁づゝ致したる事也。其の節は人蔘を用ひ候を好候醫者の藥をば人々氣遣ひ候て給へ不申候如く有之。病家に於て人蔘の入りたる藥を用ひ候と有之儀を承り候ては、扱々笑止成る事かなとして悔む如く有之を以て我等杯も慥に覺え罷在る事也。

松下郡高の『神武權衡錄』にも……長崎に於て商賣せる唐人は、人蔘或は朝鮮人蔘の價一兩に銀三匁位といへり。是れ何ゆゑなれば其の時代迄只今の如く藥に人蔘を吞む人なき故也……云々。

雨森芳洲の『たねれぐさ』に……それがし若き時武藏に在りしに其の頃までは人蔘を用ゆる醫師甚だ稀なり。若も人蔘を用ゆる醫師あれば下手なりといへり。世に人蔘の功ある事を知らずとて、杉某と云へる醫師常に夢として語りき……云々。

右何れも五代將軍綱吉の初世、天和以前の事を記せるものにして。大衆が醫藥上人蔘を餘りに必要とせざりし當時の情勢を見得べし。

『本朝世事綺談』には……人蔘の効は古より世に知ると雖も、寛文延寶の頃數原通玄と云ふ良醫、朝鮮人蔘の機能を考へ覺え。大病の治し難きを救ひ衆人の命を助くること限り知られず。其の妙術世に鳴りて後典藥頭に至り、之れより大功あることを彌々知る……云々とあり。必ずしも數原通玄一人の爲めに人蔘の功能世に知られ、之が使用を増加したるには非ず。三代家光の代に至つて徳川政府の基礎漸く堅く、爾來打續ける大平の爲に家康以來の學問獎勵の爲め

に總て社會の文化は著しく發達したり。其中に於ける醫藥思想も亦一段と進歩して漸く大衆に浸潤せんとせり。特に五代綱吉の世に至りて各種學術の獎勵は醫藥本草の發達を促がし。其結果は此時代の前後より自然に濟世救民の一たる醫藥行政の必要を發生して漸次施設せられたるもの尠なからず。寛文六年藥種買占の禁天和二年の毒藥ニセ藥の取締勵行御定書百ヶ條中にもありを初として其後積極消極兩方面より種々の施設と取締の行はれしもの多し。其趣旨とする所は一言にして盡せば正確なる藥材を可成廉價に可成國産品を一般に供給せしむるに在りて此の方針より設備せられしもの綱領を觀れば。

藥材の研究山野の跋涉採藥藥種の栽培藥園の開始輸入藥の審査不正藥品の禁止藥材の獨占的營業の禁止國産藥品の使用獎勵

等等にして就中人參は總ての醫藥中の最必要品となれるが故に。特に意を用ゐて研究施設せられたるもの少なからず。其行政は以下數項に縷述する如く實際に即したる最要領を得たる行届きたるものなりき。

第二項 對馬の輸入人參に對する徳川政府の保護と節制

第一目 總説

豊臣秀吉の後を承けたる徳川政府は其二代秀忠の世に追ひ朝鮮との國交を平和に克復したり。此時に於て舊來の傳統により對馬をして爾後代々其外交の折衝に當らしむると共に朝鮮との貿易を一手に行ふの特權を附與したり。對馬は元來領地狹く土地礫礫にして穀物の産額僅少なる小藩なるに拘らず朝鮮との外交に費用を要し小身の割合に多くの家臣を養はざるべからず。それ等の費用は皆貿易の利に依つて支辨經理せられたり。徳川政府は國策上より此の貿易に對し保護を與ふると共に一方節制を加へたり。而して其品目中の人參に就て見るに初期四代家綱の頃迄には第一項に述べたる如く未だ人參は日本の必需品とはならず。故に行政の範圍に入らずして何等の干渉を加へざりしも寛文延寶の頃に至りては醫藥上の必需品となり日本に需用する人參は専ら此對馬の手による輸入朝鮮人參の供給に倚ることゝなれり。玆に始めて醫藥行政上人參は重要な目標となるに至り爾來一面資金の貸付等の保護を與ふると共に一面嚴重緻密なる監督を加ふるに至れり。

第二目 對馬の人參事務處理

徳川政府が對馬の人參に對し如何なる對策を施したるかを知らんと欲せば、先づ對馬自身が其專賣的人參を如何に處理したるかを述べざるべからず以下に其大要を記すべし。

(1) 對馬の輸入したる人參の數量

其人參は單參と稱し朝鮮政府より下賜の形式を以てする實は一種の貿易對馬の獻上品に對する回賜ものと被執參と稱する東萊に於てする貿易によるものと二種にして。前者は一年百斤餘多き時は二百斤餘に満たず大部分は後者に屬す。而して被執參は取引の十分の一を人參の實物税として徴收せらるゝものなれど朝鮮の文獻を見れば其取引量甚少く左記の數量と少しも符合せず。知るべし實際は其局に當れる東萊府使の部下たる通譯輩と東萊對馬屋敷の係役人と共謀して公然の密貿易によりたるものなるを。對馬文書に載せられある其數量は下記の如し。

『朝鮮通航一覽』には：：延寶天和の頃より朝鮮國人參少乏その價貴くかつ品劣。元祿の初殆ど求賢を絶つにいたる。よつて宗氏より使書をもてしばしば往復に及ぶ。その頃よりして參貨の事連年公邊より沙汰し給ふ：：。

○本卷上編第四章 第四節第七卷 單參被執參ノ項 參照スベシ。

元祿二年己巳此頃彼國參貨の貿易を閉ぢたりしを以て。公(按ずるに對馬守 宗氏實をさす)書を禮曹に致し、其出し賢る事を求められたり。時禮曹參議姜世龜我州に復せし書あり左に記す。
朝鮮國禮曹參議姜世龜奉復日本國對馬州太守平公閣下。權便帶書具悉。冲裕巖沃良深。委示參貨一節非不知辭意之懇至。而事有所以難強副者。人參雖於我國本來稀貴會前許採之時。則猶有餘儲可以推移。每當求賢無不允許者。蓋出於善隣之義也。比年以來其種絶少。且或有奸民生事之患。不得已嚴加禁防。本國藥師亦思難得。何從求覓以副盛誦。惟此人參或許或不許隨其有無。非欲斬情事勢如此。玆孤盛意想惟想誠齋雖薄略申回敬不宣。

己巳八月 日

とあり、本件對馬太守と禮曹參議對馬代官と釜山僉使及東萊府使との往復交渉の文書は「同文彙考」にも記されあり。されど左記『對馬文書』の此年前後の輸入相當の多量なりしを見れば。此時の輸出禁止も効無かりし如し。

對馬の手により朝鮮より輸入したる人參總量

延寶元年以前の量不明	延寶七年	延寶二年 (順治十五年)	延寶三年 (順治十六年)	延寶四年 (順治十七年)	延寶五年 (順治十八年)	延寶六年 (順治十九年)
	一八三五斤	一七〇〇斤	一八〇〇斤	二〇九〇斤	一七〇九斤	一七〇二斤
		八年	元和元年	二年	三年	貞享元年
			一九四三斤	一三四七斤	一九〇〇斤	一五〇〇斤
				一二三一斤		

○順治十五年、日本元祿二年。

貞享二年	一二五〇斤	寶永元年	一六二六斤
三年	一三〇〇斤	二年	一二九八斤
四年	一四七一斤	三年	一〇〇〇斤
元祿元年	一四五二斤	四年	五五〇斤
二年	一五六六斤	五年	八一六斤
三年	一三九〇斤	六年	七八三斤
四年	一六五〇斤	七年	一二八七斤
五年	一七〇〇斤	正徳元年	一二八九斤
六年	一七一〇斤	二年	一二九五斤
七年	一九〇〇斤	三年	一〇〇〇斤
八年	一九二八斤	四年	一三二一斤
九年	一九一五斤	五年	一五五一斤
十年	二五一一斤	享保元年	一七六九斤
十一年	五〇〇斤	二年	一六八六斤
十二年	一九八〇斤	三年	一七八〇斤
十三年	一二八四斤	四年	一七四〇斤
十四年	一八〇〇斤	五年	一一五〇斤
十五年	二〇〇〇斤	六年	一〇一八斤
十六年	八七九斤	七年	九九〇斤

(此年以降買元銀を減額す)

○對馬ノ朝鮮貿易ニハ其額ノ制限アリ事實ハ其法定額以上ノ取引セルコトモアリ、又人蔘斤量ヲ少ナクシテ賣出セルハ貿易ノ利ノ少ナキコトヲ示スベク必要アリシ也。

○日本天明元年。

享保八年	九六〇斤	(以下十五年間不明蓋資金の缺乏により一時中絶せしものならん)	
九年	一〇五二斤	寛保二年	五五八斤
十年	一〇四〇斤	延享三年	一四五斤
十一年	九五〇斤	四年	一一二斤
(以上總輸入高以下江戸賣の量)			
十二年	七三三斤	寛延元年	七六斤
十三年	七一六斤	二年	五〇斤
十四年	七四七斤	三年	三二斤
十五年	六六七斤	(以降不明)	
十六年	六三一斤		

右の數量は江戸對馬屋敷の家老が幕府當局者の要求により提出したる數次の文書に記されたるものにして。右は對馬が幕府への懸引もあれば事實は猶右の數量より幾割かは多かりしと推定すべし。

延寶以前の事不明なるも前記『通交大全』の文より推せば其前四五十年間相當の量を輸入したるものなるべし。其前は餘りに多量ならざりしなるべし。蓋し人蔘の使用は此時代頃より頗る増加したればなり。寛延四年以降は不明なれど朝鮮の人蔘産額減少と共に漸減したるなるべし。『正宗實錄』十一年九

月の條には東萊の人蔘取引減少し一年の取引三十斤にも満たざることを記せり、其後文政天保の頃迄は少量乍ら輸入されたり。幕府直營の御種人蔘は延享三年頃より賣出し寶曆十三年に神田紺屋町に人蔘産を設け多量に賣出せり。朝鮮人蔘は此影響を受けしこと多大なりしなり。

(2) 人蔘賣拂及其他の處理

イ 賣拂地と其割合年により

△對馬(國)長崎田代博多(諸國)約二分五厘延享の頃より長崎の外は廢す

△京都 約二割より二割五分

△大阪 約二三割

△江戸 約五割より八割

元祿九年五月京都三條通室町東入久留助右衛門大坂備後町三吉屋小兵衛を京坂の賣場とせしも人蔘拂底の爲め同年十二月看板を引かしむ。

□ 江戸に於ける賣拂の方法

△屋敷賣

江戸向柳原の對馬屋敷に於て賣下ぐるものにして徳川初期は總て此屋敷賣

圖版第七 對馬文書中人蔘簿册(朝鮮史編修會藏)

91

對馬文書の解圖版第二にあり。茲に掲げたるものは四五九頁に記せる。勘定奉行土屋相模守の御尋により江戸對馬屋敷家老より差出したる本文の一部たり。

○第七卷 座賣人參ノ項 參照

△人參座賣と座の所在

のみなりし。そは所望者が上流社會のみなりしに由る。座を設けし後も御三家、各大名、奉行、大奥等は皆屋敷賣とせり所謂御所望と稱するもの也。

延寶二年宗對馬守より對馬の商人松岡伊左衛門に人參座を申付、横山町一丁目に開店せしを江戸に於ける人參座の最初のものとする。此座を設けし事に付て對馬の幕府に對する申立は藥種問屋のみに拂下ぐる時は其値段を左右する弊あるにより其牽制の爲なりと稱したれど。實際は小民の買人が屋敷に蝸集殺到するは大名の威嚴に關すると、一には問屋に拂下ぐるよりは座賣とする方利益多きに因りしものなるべし其座の變遷は左の如し。

延寶二年(月不明)より元祿三年八月迄

横山町一丁目松岡伊左衛門

元祿三年八月より同六年(月不明)迄

下谷池の端中村屋伊兵衛

同 月

下谷龍關町に移轉す

買人込合火用心悪しし；と上野の代官より達せしに因る。

同 月 右伊兵衛買人に邪儉且士に慮外ありとの貼紙あり、町奉行より伊兵衛を町内預けとす。

同四年より寶永六年迄

駿河町界屋七郎兵衛

寶永六年より享保三年迄

兩國米澤町鈴木屋伊兵衛

○人參座ノ休業日
八月六日、十四日、
十月二十日、二十
五日、十月
五日、十月

○購ヲ失ス。

正徳二年(月不明)

淺草黒船町に移轉

延享二年十二月 類焼

畑田山羽守屋敷跡に移轉

延享四年三月五日

淺草黒船町に移轉

○寺社奉行積非愚川。

黒船町は朝鮮信使の來朝の時其宿所淺草本誓寺より登城の道筋に當り人參買人の群集するを信使に見せしむるの便利あり。如斯すれば朝鮮に於ける人參貿易に利益ありとし對馬及本人より出願酒井雅樂頭より聞届けられしに因る。

其後の變遷不明人參拂底資金缺乏により一時座賣を中止せり。

寛延四年再び座賣を初む

下谷新橋通伊勢屋九郎右衛門

其後及座賣廢止の年不明。

『蕪石千種塵塚賦』には：；朝鮮人參座賣曆明和の頃下谷新橋通にひらき門構にて門の正中に朝鮮人參座と云ふ額をかけ住居せしが。今如何なりしや斷絶もせしと思はる：；云々とあり。

△問屋賣

江戸の藥種問屋に賣らしむるものにして延寶二年室町伊勢屋孫八を指定し元祿三年迄取扱はしむ。其後のこと不明寛延の頃は問屋賣無し。

△獻上

將軍家の藥料として獻上するものにして年例と臨時用命との二あり。其品

質は上々人參と稱せし一等品の中より更に精選せり。年例は『武鑑』によれば毎年二月に干鯛(樽酒)と共に獻上したり。

△對馬宗家の自家用料

宗家竝臣下の藥用賄賂竝公私贈遺用及人參膏エキス、膏ウ製造用等にして此項の人參に付ては幕府より屢質問を受けたり蓋幕府に申告する人參の收支の中曖昧なるものは此中に繰入れし疑ありしに由る。

△禁裏御用人參

本項何時より初りしやを知らず對馬文書寛延四年に一箇月五兩一箇年六十兩の定めにて。京都對馬屋敷役人より京都所司代の配下禁裏御附と稱する者より差上げ。代價の御下渡あるものにして其品質は座賣人參を以てしたることを幕府の質問に答へし事を記せり。其上納が滞り勝にして或は其半額の二兩半に制限したることもあり。又品の拂底に托言して江戸より送らざりしこともあり。縱令時世なりとするも將軍への獻上品と比較して今日より是を觀れば感慨無量ならざるを得ず。

ハ 江戸に於ける人參の供給先

屋敷賣、座賣の總量の約半数は市民浪人等に供給し、其半数以上は御三家大名以下左の如き役向の人々に供給せり。

○四十兩一斤。

老中	隔日に半兩一兩一箇月二 十二兩半	町奉行	一箇月十一兩半一箇月二 十三兩 二人
若年寄	一箇月十兩 五人	勘定奉行	三四十日に半兩一箇月二 兩 四人
高家衆	五六十日目に半兩一箇月 七兩半 二十八人	作事奉行	五六十日目に半兩
御側衆	一箇月一兩半一箇月十六 兩半 十一人	普請奉行	六七十日に半兩
御留居衆	二十日置半兩一箇月三兩 四人	遠國奉行	
大御番衆	三四十日目に半兩一箇月五 兩 十二人	甲州御城番衆	
御書院番頭	四五十日目半兩 一箇月六兩 二十人	禁裏法皇附衆	
御小姓組番頭	右 同	駿河町奉行	
大目附	二十日置半兩一箇月三兩 四人	勢州右同	
		下田右同	
		日光奉行	
		京都町奉行	
		大阪右同	
		南都右同	
		合計三十九人 一箇月八兩半	

長崎奉行	二十萬石以上 五人一箇月二兩
堺町奉行	十五萬石以上 ? 七八日置半兩
小普請支配	十萬石以上 十六人一箇月一兩
西丸留守居	五六萬石以上 ? 二十二三日置半兩
新御番衆御旗奉行御隨奉行百人組頭一箇 月四兩半計二十一人。御持弓筒之頭御火 消役中奥御小姓御先手惣弓御鐵砲頭御目 付衆御使番衆御書院番組頭御小姓組頭御 密合衆中奥御番衆御貲頭御鐵砲玉藥奉行。 一箇月四百七十四兩一箇年五千六兩人數 三千四百四十八人。	
御數寄屋頭衆より御作事副役迄一箇年二 千八百五十六兩人數千九百三人。	
悲將棋所より町中名主共一箇年千七百四 兩人數千三百二十五人。	
御三家	一箇月一人二十三兩半
直松様(?)	一箇月十兩
五十萬石以上	六人一箇月七十五兩
三十萬石以上	七人右同 五兩
	二十萬石以上 五人一箇月二兩
	十五萬石以上 ? 七八日置半兩
	十萬石以上 十六人一箇月一兩
	五六萬石以上 ? 二十二三日置半兩
	一萬石以上 ? 三十日半兩
	上野御門跡 一箇月二兩半
	上野場中 一箇月一兩
	増上寺 六日置半兩
(以下並目略す)	
天台宗 淨土宗 淨土眞宗 眞言宗 禪 守 法華宗 法華別當同神主 山伏派	
一位様 (家宣夫人近衛基熙女)	
月光院 (家宣妻勝田輝子)	
竹姫君 (綱吉養女)	
養仙院 (?)	
瑞春院 (綱吉妻堀田御傳の方)	
蓮淨院 (家宣妻園氏)	
法心院 (家宣妻太田右近の方)	
壽光院 (綱吉妻清閑寺氏)	

清心院 (綱吉妾豐岡氏)

大奥御女中

二九女中

西九女中

(以上惣人數九千七十八人 一箇年四十六斤二十六兩)

右草保年中若年寄水野和泉守に差出したる文書による。

右各家各人の斤兩は人參の朝鮮よりの渡高により時に増減し其増減の度々届出承認を受けたり。

第三目 幕府より對馬に對して施行せる

人參の行政

○長崎奉行が對馬ニ對シ監督ヲ初メタル時代ハ不明ナリ、マダ下配ノ如キ權限ハ必ズシモ守ラレシニアラス時ニヨリ組合ニヨリ便宜處置セラレタリ。

本項幕府當局者の趣旨とする所は、良好なる人參を價格を廉にして廣く庶民下層に迄も供給せしむるにあり。故に對馬が成るべく有利に賣らんとし、需用に對する供給を加減按排して賣拍へを爲すことの防止を主とし。價格を定め賣下量を律し、其他人參賣下に關しては總て報告を徴し事情を詰問し。検査を行ひ其處務に付ては一々經何せしめ許可を與へ又或は指示命令する等。凡そ人參に關しては細大漏さず干渉を加へたり。右の主管は大事は老中次で大目附會計に關するものは勘定奉行貿易としては長崎奉行其醫藥行政に關する

ものは兩町奉行にして。時に臨み事に觸れ好意的忠告或は内命を下し、又は權力を以て命令處置したり。其主要なる事項に付以下對馬文書の記載により年代順に要領を列記すべし。

總て對馬が幕府の當局者に對する對策は實に巧妙を極めたるものあるを觀る。蓋し多年朝鮮との外交に於て鍛鍊せられたる手腕によるものならんか。

(1) 延寶七年十月十日 大久保左京丞より樋口左衛門迄人參賣拍の件に付注意

此頃人參拂底せしは對馬屋敷に於て藏にかこひ置爲なりとの風聞あり。此事を手紙にて注意す。

右により翌二十一日樋口より辯解の口上書を大久保に差出し、同十一月對馬守よりも大久保に左の書面を差出す。

一、去年今年人參差問候に付拙子土藏に圍置候故不自由に候由風説御座候趣被仰聞承届候。如仰聞其沙汰有之由粗承及候、人參之儀者各別の藥種ニ候故心之及限り不差問様ニと存。朝鮮國にも致備促候得共、様になく出中候ハ私仕樣惡舖候て不自由に御座候様ニ何茂被思召候段近比迷惑存候。願者毎歲朝鮮國より調渡し申候人參不殘。公儀被召上、所々に配分被仰付候は、諸

○老中大久保忠朝樋口左衛門江戸屋敷ノ役人

○延寶十一年供給不足ノ事
○租ハ略
○格別

○買上

方は行渡申義も可有御座ト存候。兎角病人之爲大切之儀ニ候條不差間様ニ仕度存奉願候此旨可然様ニ御老中ね被仰入可被下候以上。

十一月十八日

宗 對 馬 守

大久保左京亮様

此書付と共に樋口左衛門より口上書をも差出す其要點は。

一、朝鮮より來る人參半分は京大阪江戸にて木藥屋キヤクヤに拂ひ半分は對馬屋敷より申付ある町人に拂はす。

一、今度渡りし人參千五百斤の内六百斤は大坂問屋に、六百斤は江戸問屋に、三百斤は京にて賣拂はせ。直段は京坂は一斤五百九十目、江戸は六百目、一斤以内は六百八十目。

一、日本橋の側伊勢屋孫八口宿にて藥種屋方への人參前項の直段にて相拂申候。

一、小賣人參三百斤之儀は直段六百八十目にて對州の町人松岡伊左衛門と申者に横山町一丁目にて相拂はす。

一、藥種屋へ全部賣拂へば藥種屋が直段を左右し高直に賣る懸念あり。

一、人參は關置けば蟲付損失を來す故決して關置かず。

○本藥屋ホンヤクヤ成藥屋ノニアリ前者ハ藥材其儘ヲ賣リ後者ハ調合劑トシテキヤクヤ賣ル者サレド右區別ノ如ク實際ニハ別然タラス。

一、對馬守願之通全部公儀に買上らるれば都合よし。

翌年二月三日に至り對馬守より左の口上書を再び大久保左京亮迄差出す。

口上書要點

一、朝鮮より人參渡ること去年は不足し病人難義之由にて右對馬の仕方悪敷様に考へらるゝは迷惑の事。

一、人參に付て對馬が高利を取様に汰沙せらるゝは甚迷惑の事。

一、去年人參不足なりしは朝鮮國にても不足し高直なりし事。利益は一斤六十目なること、人參は必要藥に付損徳に拘らず朝鮮に催促し調へ居ること。

一、人參は作る者にては無之深山に生ずる者なれば年により不足あること。人參は朝鮮にても自國用として必要品なること、猶近年は支那の方にも買はれる由の事。今年は去年より一層不足すべきこと。

一、右の趣序に御老中方にも仰せ達せらるべく御願の事。

二月十一日大久保より右内々に書付今朝御老中へも達せられたる趣申來る。稱曰く朝鮮に於ける來年の人參出高の見込付かざる爲め對馬は賣つなぎの

爲にも賣叩へを爲し。國許と内々應呼して江戸へ送付の量を調節して最有利に賣らんとして手加減を用ひたれど。幕府の監督は徹底せず、後に至り後段にある如く一々検査し封印して對馬に交付する方法を取るに至れり。

○船積り渡シ置キ其者ニノミ賣渡ス方法ヲ云フ。

(2) 元禄三幕府より對馬に對し人參小賣を證文賣とすべく命令せし顛末

○彌八郎。

○船積り對馬ノ人參係役人。

一、去年以來人參拂底に付伊勢屋孫八方ニ而且より御拂致成候付孫八棚に毎朝々々人參買夥敷宵夜中より相請。賣出候節我勝ニ可買取と仕候付殊外込合候故自然者口論仕出し申怪我仕者も可有之候。尤宵夜中より大勢町中に相詰罷在候故火の用心も無心元由孫八申聞候。就夫飯高七左衛門より右兩町奉行へ具申達候處入御念之儀ニ御座候たとへ口論など御座候共可致やうも無御座と申さる。

一、同年八月九日津輕越中守家中の浪人七平と申者知人より人參半兩を八匁五分にて調へ。外口へ賣候得者錢五百文もふけある由聞きて浪人の渡世に可仕と朝五時より龍閑町人參問屋に參上。人參調申候に付帳に付け申度由申候も最早帳も締切たる由を聞き。脇差を抜自害可仕と存候處早速取押へら

○光中阿部世能。
○平田八對馬ノ家考。

以上の如き人參小賣所の混雜并に病家に非ずして人參を買ひ利を得る者を生ぜし事等は遂に幕府をして鑑札賣を對馬に命令せしむるに至れり。

○申。

一、同年九月二十九日阿部豊後守様御用人より今晩八時過豊後守宅に御出候様申來る。平田直右衛門參上候處御用人を以て左の如く仰出さる。
朝鮮人參小賣所は大勢差集利潤の爲に買取病家を行互り不申候段其聞有之候に付。向後は其所より判鑑を遺置證文を以て相調候様ニと所々御書付を以て相觸候故。右之書付遺之候間向後は證文を以て相拂可申候。尤五七日之間右之段相觸候内は小賣所差留置候様。にとの事にて御書付一通御渡被成候に付直右衛門申上候は。
御書付并御意之趣奉承知候。委細對馬守へ可申聞旨申上退出。直様御屋敷へ罷上り右之段御案内申上候書付左に。

覺

朝鮮人參調候儀病家ニ而無之者利徳之ため買取候様に相聞候。
一、奉公人は其家の用人。

○浪人

- 一、寺社方は本寺又は觸頭。
 - 一、御料は代官私領は地頭の用人。
 - 一、半人町人者其所の名主五人組。
- 右判鑑先達而宗對馬守家來へ遺置證文を以て向後も調可申候以上。
右證文書式

豊

一人參何程

右私等病氣に付醫師何某藥用申

候故相調度候已上

支干月日

買主 何 某

人參小賣所御中

表書之通相違無之候以上

川 人

印

右我等病氣に付(或は持●藥●に)致服
用候故相調度候以上

右實行後に於て謀判及右鑑札の盗用者を出せり。猶寛延年代の文書には左の如く從來より仕來れることを記せり。

○持藥トハ平常續
ケ服スルヲ云フ。

△御目見以下の面々人參受取の判鑑左の通り支配頭組頭の判鑑を以て受取る。

朝鮮人參

小普請

何之誰組

判 鑑 ○

何之誰印

△田安一稱御家老番頭用人等は本人の印鑑にて座人參相渡す。

△平坊主衆與力同心等組頭の判鑑にて受取る。

△黒鐵組表方組奥組御小人御先手皆其頭の判鑑にて渡す。

△町方名主五人組は不殘面々の印にて渡す。

△紀州よりの請取は左の三名の判鑑にて渡す。

大井武右衛門 岡田伊兵衛 角南宇左衛門

『燕石十種塵塚談』下谷新橋通對馬の朝鮮人參座の事を記せる條に……寶曆の初の頃が浪人の類御旗本の人參印鑑を日方の多少により金錢を出してもらひ受け。人參座に行き人參を請取り直に買請人有之金錢をもうけし事あり……云々とあり。

『公儀御觸留』には寶曆元年辛未九月十九日付を以て右判鑑改正方に付左の

如く達したることを記せり。

朝鮮人參近年宜からざる人參有之由相聞候に付、宗對馬守(如義)方にて遂吟味向後不宜人參者不賣渡管に候。依之諸向請取方之事も人念判鑑之儀此度相改對馬守留守居へ差遣可引替候。以來御役替又は家督被仰付候節者早速判鑑を引換候様可致候。

御目見以上之面々は只今迄通家來判鑑差遣置可請取候。御目見以下者只今銘々判鑑にて請取來候も有之候得共、向後者支配頭組頭等之判鑑を以請取候様可致候。

右之通相心得一役限組支配有之面々は一組一支配限り判鑑取捕對馬守留守居へ差遣。先達而之判鑑と引換候様可致候。

(參考)此判鑑受取制は後に唐人參座に對してもまた御種人參の座に對しても行ひたり。三者通じて判鑑借用或は貸付して利を獲る者あるを防ぎ得ざりし如し。

(3)元祿三年朝鮮人參を高さ値段に賣ることを禁ず。
(庚午十月)本項は必ずしも對馬系の朝鮮人參のみには限らざれど、此時代の輸入朝鮮

○憲政類典ニハ下
ト同一ノ御觸書出
テ、其對馬ノ案來
ノ名ヲ鈴木半兵衛、
衛、泉丞兵衛ト稱
ケアリ。

人參は百中九十九迄は對馬系に屬するものなれば、是を目標として達せられしものとすべし。

一朝鮮人參殊外高直に商賣仕候由相聞候間、向後直段高直に商賣仕間敷、若高直に商賣仕者有之候はば急度由事可被仰付候間此旨堅可相守者也。

(4)寶永二年六月三日罷人參賣下に付對馬より伺に對し幕府の許可
本件老中へ申出たる口上書左の如し。

口上書

一從以前罷人參と申物朝鮮より少宛出申候是は人參に付有之罷に而御座候由申候。見掛は悪敷御座候得共藥性は殊外能御座候而價は心安く候故朝鮮國中に專用申候付。例年總ならでは調出不申候。前々より上方に而者爲拂候得共御當地に而は爲賣申候事無御座候。市中に而は唐朝鮮之罷人參商賣仕候由承申候。只今病家人參差支迷惑仕由承餘り難義に存候而、頃日罷人參少々取寄手前に而獨參湯にいたし試仕候得者成程氣味も強藥性宜敷御座候間、有合候分御當地於小賣所爲賣申候は、價も少々心安候に付輕き者之給

○傳
○上方大阪・京都

用に仕候外。諸人之病氣をも救可申歟と奉存候故奉伺候以上。

六月三日

宗對馬守内 平田直右衛門

右に付土屋相摸守用人より現品内見に付持參し其價書付差出へき旨申來り
現品と共に左の書付差出す。

毘人參一斤 價六百四十目

但一兩に付十六匁宛

右差障無之勝手次第被賣可申旨指令す。

(5) 寶永二年八月奉行より人參問屋へ不正人參の注意を與ふ

寶永三乙酉八月江戸御町奉行坪内能登守様へ人參問屋堺屋七郎兵衛被召出
小賣所の人參生惡敷仕込物有之人參交居候段被仰開候に付。御留守居山川作
左衛門能登守様に被差出候次第。

本件は先日御城に於て御老中御列座にて土屋相摸守殿人參仕込等有之其上
唐人參和人參交居不宜段汰沙仕候に付。吟味仕候様にと町奉行へ被仰付しに
よる。

○老中土屋政直

○坪内源五郎定

○生八世

○仕込物へ銀等ノ

挿入物

○唐人參ハ支那商
人ノ手ニテ輸入セ
シ漢州人參
○和人參ハ竹筒人
參

本件に付對馬の留守居より奉行所に差出したる書面。

口上

昨日は人參問屋七郎兵衛被召寄此程人參御調被遊候處。半兩包之内仕込有
之人參多く交居候由に而能登守様御意之趣各様を以て七郎兵衛に委細被仰開
候段。早速私共へ申開承知仕候。

人參に仕込物有之段は彼國商人共利徳之爲生人參之時仕込仕候故此方之力
ニ不及儀に御座候。仕込有之段對馬守も氣之毒に存兼而朝鮮國わ書翰を以申
遣。随分吟味候得共異國の事に候得は不任心候。近年出來候人參は大形不殘
致仕込置候其段嚴く改請取候而者只今之十分一も請取候人參無御座候。只今
之通りニ而さへ世間病川差支申候處此上又々出高減候而は必死の病家可致難
儀と存候故無是非只今之通り之人參請取申事ニ御座候。獻上之人參杯は別而
念を入候得共是とて仕込有之候故年寄の御老中様迄度々其御斷申上候事に
御座候。右之譯に付此方にて仕込物之吟味決而難成候右之通御序に宜仰上可
被下御頼存候以上。

宗對馬守内 山川作左衛門

○補前
○六九

猶併せて人參の包は問屋にてする事なれば。和人參唐人參等を交ゆるは商人が利慾の爲の仕事も可有之……云々と此事は對馬に關係無きことを辯せり。
(6) 寶曆二年 幕府對馬に對し人參平等賣の内命を下す對馬は脇賣の制限方を願出許さる。

此時代朝鮮人參甚しく缺乏したるより對馬に於ては其値上方を申請せるに付て。幕府よりは平等賣即一定の値段を定め年々其價を以て賣下を爲さしむるの方法を取るべく内命せり。本件宗對馬守より土屋相模守へ。

一人參は朝鮮の山に自生するものにして年々豊凶の差あり。其出方により東萊に於ける買入値段も異なるものなれば平等賣は出來難し。

○對馬以外ノ朝鮮人參ハ、密貿易ト、一ハ唐商ノ手ニヨリ入來ル朝鮮人參トアリ。

二對馬の手によらず外の口より入來る朝鮮人參唐人參の脇賣對馬以外の手による値段對馬の人參より高價に取引せらるゝ實狀なれば。爾後對馬の手による朝鮮人參小賣所の値段よりは高く取引せざる様申付られ度事。
右の如く申請し右により平等賣は行はざることとなり。且土屋相模守より奉行へ左の如く仰せ付らる。

覺

○朝鮮密賣中ノモノ下ノ文ト同一ナリ但十一月十二トアリ。

○老中松平重良助定奉行松原秀四郎重秀元老中内九郎土屋政直宗仙院ハ奥觸者觸。

近年高直成人參商賣有之由相聞候。宗對馬守方より出候朝鮮人參小賣所之直段高直に向後一切商賣不可仕、尤唐人參も同前に候間急度可被申付候以上。

寶永四年丁亥十一月二十一日

右江戸京大坂長崎の奉行へ申渡す。

本件落着により對馬より夫々口上又は書面にて使者を遣はし御禮と共に物品を遣る其中人參を贈りしもの左の如し。

- 人參十兩 松平美濃守様
- 同 土屋相模守様
- 同 萩原近江守様
- 人參五兩 宗仙院
- 人參二兩 松平美濃守家老平岡守右衛門
- 同 同 藪田五郎右衛門

(7) 寶永五年二月二十八日 人參拂底にて毎日半斤賣とせしを人參到着に付一斤賣とすることを對馬より老中へ届出承認を得る。

口上覺

○此時朝鮮ヨリ六
十斤到着ス。

此程人參少々到來仕候付一斤賣に仕度之旨奉伺候處。勝手次第其通爲賣出可申旨御差圖被仰付奉畏候。尤世上之爲に御座候間跡賣續候様可仕之旨是又奉得其意候。段々出立申時分ニ御座候間追々可致到來哉と奉存候。則途中對馬守方にも御差圖の趣可申越候右御請爲可申上貴様迄如此御座候以上。

三月五日

杉村采女

奥田與惣衛門様

本件三月六日より實行し對馬留守居より町奉行其他關係の向々へ通知す。

此後屢本件同様一日一斤賣とし或は半斤賣とし或は一斤半賣等。人參の出方により多きは三斤少きは半斤とする等伺出の上實行せり。

(8) 正徳二年十月將軍家宣薨去には人參座休止すべきや否を伺ふ

公方様昨曉薨御被遊候處昨日中は町中閉店を被仰付無御座。今朝より江戸中端々に迄閉店被仰付。依之人參座拂方之儀先規日蝶等考候へ共不相知候付。人參座に數年勤候手代之者勘定所へ召寄遂吟味候處。常憲院様薨御之節も人參之儀は一日も無斷絶賣渡し候様と覺候由申聞候付。公儀御不幸之儀に依土屋相撲守様へ御身分之爲伺御機嫌村山三左衛門參上仕候節小笠原準之助様へ

○德川綱吉

申談候。……云々其結果は。

人參之儀ハ生命に抱り候藥種之儀に付一日も被差留候而は病家之支と可相成。商賈之儀は遠慮致店は閉むるも隱便に賣渡べしと仰付らる。

(9) 正徳三年對馬より類達人參輸入許可願に對し幕府之を不許可とす

此時類達人參と稱する一種異なりし人參百斤餘輸入したり。其値段は普通の人參一兩に付銀三十六匁たるに對し一兩銀七十八匁にして倍額に當る。

十一月二十二日土屋相模守へ對馬家老平田直右衛門を召寄せたる際此人參を提出したるに。相模守は上人參とは格列の違に而預り置との言葉ありしも同月二十五日に至り平田を召寄せ。類達人參持渡候儀を被致無用只今迄之通の人參計渡候様に可被致と達したり。幕府の趣旨は直段の高きによるを以てなるべし而して此類達人參とは如何なる人參なりしかは不明也。

(10) 享保九年三月輕き者買入難義に付人參直段引下方内命並人參座係不直成に付取替を命ず。

御勘定奉行寛播磨守より對馬家老大浦忠左衛門を召寄せられ右命令す。
(11) 享元年間 不良人參に関する注意の件

○此時代朝鮮ノ錢
増入參末ヲ起ラズ
山人參ハ品質下劣
トナレリト雖モ滿
洲人參ハ數長品ヲ
流セシニヨリ又
那ヨリ朝鮮ニ續輸
入サレタル滿洲人
參ナランカト考ヘ
ラル。

○町奉行水野左近

元文四年己未十月二十五日左近將監の命により細井佐次右衛門對馬屋敷に來り家老大浦兵左衛門に面會し左の如く命を傳ふ。

坐賣人參艶悪しく其上且悉く鉛仕込者あり。世上病用に成難く難儀仕段相聞へ候。上々撰下人參は仕込物無之様對馬屋敷に罷越留守番の家老へ吃度申置べし。

右答へ悉く鉛仕込の者には無之十分吟味し居るも中には間々右の如き不正品あり向後十分注意すべし。

元文五年申正月二十六日御勘定組頭菊池文五郎々對馬御留守居へ手紙來り、今四時御城中の口に罷出候様ニと達せられ。春日龜久左衛門罷出る、勘定衆列席座人參袋を被持出。人參半兩の内鉛六分仕込在るを示し注意すべき旨申渡さる。

答 彼國商人共利益の爲に仕り候儀に有之、逐一吟味を遂ぐべく國元へ申越べく候。

同年正月二十七日町奉行所に留守居人參方役人召呼被仰聞。

近年朝鮮座人參殊外悪相成皮計の人參にて内を粘堅めいたし候類多く。病

用に遣候功も薄く如何敷儀被仰渡。

答 右は朝鮮人の仕業故検査に十分注意する様國元へ可申越候。

延享元年甲子年三月二十日町奉行石河土佐守より人參粗悪の件に付御留守居並人參方を呼出注意す。

嗣曰く此時代朝鮮より對馬に交付する人參甚しく不良となれり。其事に付ては本卷上編第三章第五節及第七卷單參の項を参照すべし。

(12) 寛延年代に至り幕府の對馬に對する人參の監督甚しく嚴重となる

此時に於て資金の缺乏より對馬の人參輸入一時滯頓せしを、勘定奉行の取計により其資金を得て、寛延四年六月に至り中絶せし人參座賣をも再び開始する事となれり。此後長崎奉行並勘定奉行の監督前に比して一層嚴重となり。係役人の人撰、人參入の袋の紙質等微細の末迄も干渉を加ふる事となれり。其中の一大主要點は、人參は朝鮮より江戸に到着せば之を提出せしめ、全部検査の上封印を施して對馬に交附し、對馬が賣拂又は自用の時は是を提出して開封を請ひ、中より必要なる分量を小出して受取り、殘餘のものに更に封印を加ふると云ふ取扱方なり。何故に斯る煩瑣なる監督の手段を執りしかを考ふるに蓋

○石川政朝

左記の理由に基くものなるべし。

- 一、従前幕府より對馬に對し人參資金を融通せしこと一再ならず。其返済の成績は常に不良なりしこと。
- 二、對馬が困窮の餘り人參を商人に質入する弊あり之を防ぐこと。
- 三、従前對馬の人參處理の申告には懸引ありて其實を得ざりしこと。
- 四、對馬が人參を勝手に有利なる方面に賣りて、一般需用者に多く行渡らざる弊を防ぐこと。

等によりしもの、如し其最初の命令は左の如し。

長崎奉行松浦河内守より對馬に命令

- 一、人參江戸表に直々相廻候節は伊丹兵庫頭自分兩人之内宅へ持參見分封印被請候事。
- 一、賣出候人參一二箇月分宛請取候儀并遣用人參之儀兵庫頭自分兩人之内へ持參被請取候事。
- 一、人參賣渡之儀屋敷にて當分取捌候事。
- 一、人參入候袋并封印形被相改候事。

○長崎ヲ離ルシテ
ノ際、伊丹兵庫頭
ハ勅定奉行。
○長崎奉行ノ江戸
ヲ取扱シ也。
○酒川トハ對馬守
ノ自家用科ノ人
參、其申附廻道
川等ナリ。從前
此自家用科トシテ
申告セシ輩中ニハ
數アルモノアリシ
ナリ。

一、上々人參撰下人參賣出直段之事右之分は何置候間、江戸表へ着被致候は、兵庫頭へ被相伺差圖可被請候。

右寛延四年長崎に於て議定し奉行より申渡したるものにして、同年五月勘定奉行伊丹兵庫頭より對馬の家老古川大炊を呼出し種々人參に關係し事細かく質問したる中に。

此節長崎表に而議定濟たる筋共一つ書にて可申開事。

とあるに對し書出したるものにして、猶古川より：：河内守様より右之通書付を以被仰付候。委細昨日申上候通之次第に御座候間、人參之儀品合見分被遊候は、御封印なしに御渡被下候様千萬奉願候。賣出候人參は例之通毎月斤高書付差出候事故、少も相違之筋無御座候。遣用人參之儀も是又其致形悉く書載仕差出候様仕度候。人參掛之役々人參入用之度毎に人參箱持參相請取候而は甚手數と相成、其上品により日々にも罷成可申哉。左候而は對馬守別而難儀に奉存候品も御座候間、何とぞ御封印なしに被仰付置御算用而已相立候様奉願候。と口上にて申出猶五月十六日には、到來之人參御檢分相濟候上御封印にて御渡被下候趣。私長崎出船前河内守

○品質検査、此品
買検査ハ長崎ニ於
テモ亦行ヘリ。
○致方

○商人へ人參を賣
人シテ銀ヲ借リ、
又ハ無抵當ニテ銀
ヲ借リシ先々。

様々御附紙に而被仰付候。如何様共御差圖次第に可奉畏候併左様被仰付候而
は小賣遣捨用等之人參入用に御座候度毎。役々差出天秤等迄も持參仕候様相
成掛立仕分等迄には手間取候事故。乍恐御面倒にも可相成哉と奉存候。其上
人參は一律に御取揚被下候様に相響候而は借銀先當時斷申違大なる差支に相
成。日々手強催促を請候様相成騒動に罷成候事故。何とぞ可相成御事に候は
ゞ人參之品合御檢分相濟候はゞ御封印なしに御渡被下候様に猶又奉願候。勿
論人參取引之儀は悉達御聞候様に御座候間、毛頭間違之儀可仕様も無御座候。
對馬守身代取續候儀に付段々厚御差圖被遊候御事故乍憚右之次第も此節奉願
候。

○大岡へ御用入
大岡出候。

右之書付大岡様にも入御覽
封印に付ては對馬の甚だ苦痛とする所なれば右の如く願出しと雖も幕府は
之に許可を與へざりし。且つ對馬に對する疑は一層深くなつて遂に在庫品全
部を檢査して其斤量を確め置く事となり。六月十七日には
朝鮮より度々に入來候人參右順番に見分可致候間其旨相心得箱之上に番附
いたし持參可被致事。

○鑑定

是迄到來之人參不殘可有一覽に付明十八日自分宅へ持參可有之候。其節人
參目利候役人三四人召連可被相越候。見分之上斤量改并撰方等も可申付候條
其旨可被心得候。

と達して其檢査を實行し、一々秤定して品質別に其斤量を記録したり。

對馬は如何にもして此封印より免除を受けんとしてか苦肉の一策を考へし
如く。閏六月に古川大炊より勘定奉行に、

人參只今之通入込置候而はかび等段々生じ藥性拔。其上品により蟲入杯も
出來可申候間仕來之手入仕度御座候。御封印有之故此段奉伺候と口上を以て
申出たり。

閏六月五日大岡様に持參の書付

人參取扱凡之仕法

一、人參は取置之致方によりかび生じ或は品により蟲杯も生じ其上に而は藥性

甚拔申ものにて御座候故年中手入等仕來り候。就中春より夏中迄は別而間
々檢分等仕樟腦等折々詰替申儀に御座候。此節之通久々竹ごり木綿風呂敷
に而包入置候分に而は何程に心を用候而も損分強可有之と奉存候。竹ごり

○野島候後。

に入置候は國元より御當地へ差越候節之致方に而御座候。以前より人蔘御當地屋敷に而は人蔘藏に入れ、其内蓋或は桐之櫃等を差置。樟腦を厚く敷詰め置、其内人蔘之様子により、右藏の内切石之上に油紙を敷、其上に六七日晝夜干候儀も有之。又品により藏より取出し、いろに掛濕氣を去り、其上藏之内に而右之所に干し候儀も有之。又かび付候品は別而日數干し、風に當がひて色合變候節かびを去申儀に御座候。勿論時々氣候に隨ひ右之通仕候事故月々格之相立候と申に而は無御座候。

此書面は暗に封印の非なることを諷したるものにして、其免除を受けんとする意志を言外に匂はせたるもの也。然るに此對馬の苦肉策も却て鯨蛇とならんとせり。

閏六月六日に勘定奉行より

一、人蔘手入之儀先達而被相伺候明後八日より勝手次第手入可被致候。尤手入いたし候節に前日之朝五時迄之内自分方へ可被相届候。此方より御小人目付四人差出右手入場所に差置候。且又自分家來の者一兩人是は封印之儀に而差出置候間其旨可相心得候。

○封印ヲ解キ手入ノ後更ニ封印スルコト。

一、御小人目付并家來之者差出候節茶多葉粉之外給物何によらず一切無用に可被致事。

一、右同斷辨當遣ひ候節端近き場所いか様聊に而も小計用意致被置候様致度事。
一、右同斷差出候節何方へ向け罷通候哉案内之者入口へ出居候様被申付置候様致度事。

と達したり、右の如く小人目附等を對馬屋敷に入る、は體面にも關し。且人蔘藏等の内部を見らるゝ事は對馬にとりては甚妙ならざる節もあり、是に於て同七日に家老古川大炊より。

人蔘手入仕候節御小人目付衆御差越被成、御家來衆可被差出との御事被仰渡候。此節對馬守國元へ罷在候付、右之趣申越承知仕候上御請可申上候様可仕候。と答へ同六月十日に

人蔘手入之儀相伺候得ば對馬守屋敷へ御小人目付衆御差越被成候家來衆可被差出之旨被仰付候付。對馬守承知仕候上御請可申上之段申上候處、左候而は差掛候人蔘手入之儀候得は、其内には猶又かび立強可相成之處、其儀にも貪着無之右之通申出候段、御察當之御旨奉恐入迷惑仕候。依之右被仰渡之通奉畏候。

○頓替。
○サシアタリハ思
障ニ相レンノ事。

乍去右申上候次第御座候間對馬守方より御請中越候迄之内、屋敷内に而御見分引請候儀私共計而は難仕候。併差掛り候人參手入之儀御座候間、何卒別紙以書付奉願候通被仰付下候は、難有仕合奉存候以上。

と願出間六月十三日對馬屋敷近所下谷新橋通富松町伊勢屋九郎右衛門出店に而検査を受け手入する事に落着せり。

前記長崎奉行命令の中

一、全部人參を屋敷賣とすべしとの件

に付ては従前通り屋敷賣坐賣の二様とする事。其坐賣は伊勢屋九郎右衛門に申付くる事等對馬より嘆願して聞届らる。

二、人參入袋を改むべき件

に付ては更に重ねて下記の如く勘定奉行より命令あり。其理由は袋の重量を減せんとするに在り、本件對馬より……袋の候美濃紙一重袋に可仕旨兼而仰付置候得共。左候而は相障候儀も御座候間、何卒上袋唐紙に被仰付、美濃紙を下々袋に被仰付候様奉願候と九月二十二日に願出聞届らる。

八月七日勘定奉行伊丹兵庫頭より命令

○參

一、上々人參、上々次人參直上げ之儀彌、上々人參一兩に付九十目之積可被相極候。

一、人參入候袋封印形之儀可被改候尤袋詰致し候以前印形改候袋可逐一覽候。

一、人參賣渡之儀座賣之分は別紙書付之通可被相心得候、但立合役人可差出候間其旨可被心得候。

一、諸方賣人參之儀は其時々一二箇月分宛だけ可相渡候間、自分河内守兩人之内宅へ持參可在之候。

一、人參入來候度々見分封印之儀是迄之通可被心得候尤一二箇月相渡候はば残り之分へ自分河内守兩人之内封印之積り之事

一、人參掛分け袋詰之節家老立合大目付勘定役兩印形之積、長崎に而河内守申渡候通可被致候、家老故障在之節は前日可被申聞候。

一、對馬守殿遺拾人參之儀は其だけ可被申聞候其節に可相渡候。

一、人參賣拂代銀屋敷賣座賣共に一箇月切公儀爲替へ被相渡大坂銅會所へ可被相渡候尤其節に可被届候。

一、十二口屋敷に而別賣渡候儀は難相成候、屋敷賣座賣共に是迄賣出來候通に被相心得賣渡候様可被致候。

○參

○參

一、上々次人蔘座に而可被賣渡候賣切候は、其節可被相伺候。

右之通に候此外之儀は長崎に而河内守被相伺候紙を以申渡候通可被心得候。

(13) 寶曆二年 病家に非ずして人蔘を買ふ者の取締を命ず

本件は武士が判鑑を以て人蔘を買入る、權利あるを利用し其權利を町人に賣りて人蔘を買はしむる者を生せしより之を防がんとして發令せられしものなり。此時代御種人蔘漸賣出したるばかりにして一般に普及せず。のみならず其官製に對する信用も薄かりし故如上の行爲も行はれたるなり。

人蔘座へ使之義付申達置候口上覺

今度朝鮮人蔘品も宜相成候處町人使にて人蔘請取候様成趣も有之由。右に付紛敷筋も有之間。町人使にては人蔘相渡間敷若疑敷相見候者は留置町奉行へ渡可申候。尤捕違候にても不苦段宗對馬守留守居へ申渡置候様にと御老中被仰聞候に付、右之通對馬守留守居へ申渡候間爲御心得申達候。御組御支配向へ寄々達置可被成候以上。

申 二月

伊丹兵庫頭
松浦河内守

○伊丹、勘定奉行
松浦八兵衛奉行。

右之趣大名方には無之儀可有御座候得共、無漏御通達仕置候様被仰聞候。『舊政府御達留』、『公儀御觸留』

以上は對馬人蔘文書を主とし其他の文獻に現はれたる中、第三卷人蔘經濟史に於て記述する經濟關係のものを除き、主として政治上に關係せるもの、大様なり。

此以後の事對馬文書其他の文獻には不明なり。蓋漸々御種人蔘の爲壓倒せられ爾後朝鮮人蔘の輸入も頓減せしにより、幕府より對馬に對し監督を行ふ必要も解消し、自然何等干渉を加へざりしに由るものならん。而して對馬の人蔘輸入を廢したる年代は不明なりと雖も、日鮮兩國の人蔘文獻の記載より推定せば嘉永年代ならん。

第三項 支那より輸入する人蔘に對する

幕府の行政措置

對馬の一手に輸入する朝鮮人蔘の斤量にては一般大衆の需用に應ずる能はず。茲に於て長崎在留支那商人の手に由り支那人蔘即ち滿洲産人蔘も亦輸入せらるゝに至れり。是を普通に唐人蔘と稱し、學者は漢蔘又は遼東人蔘など、

○當時支那ニ於テハ滿洲以外ニ人蔘ヲ産セズ。

稱呼せり。此支那人參は人參缺乏の爲め却つて對馬の座賣人參よりは往々高價に取引せらるゝに至れり、この事項項對馬文書の中に出づ。幕府は此情勢に鑑み享保二十年三月唐人參座を定め、本石町藥種問屋長崎屋源右衛門をして之に當らしめ、其價格を公定して高く賣ることを防ぎ且前に定めたる對馬屋敷の指定せる人參座同様印鑑を以て賣買せしめ、實際病家に非ざる者が人參を買取り營利することを防ぎたり。由來幕府の何々座と稱する專賣權を有するものゝ中には、冥加金を上納せしめて之を許したるものあれど、此唐人參座は脇賣を差止めたるものに非ず唯單に價格調節より出でたるものなれば、冥加金を徴したるに非ず、長崎屋源右衛門の運動により許したるものなるべく、爾後三十餘年の後に於て唐人參拂底の理由により、此座賣を休止したるは、餘りに利益無く本人より申出によりたるものなるべし。

其後九十年の後に至り江戸長崎會所と改名せり、
本件公文は左の如し。

(1) 享保二十年乙卯三月 日

覺

○御當地(江戸)
コト。

○小半兩(一兩)
四分ノ一。

一 今度唐人參座被仰付御當地にては本石町三町目長崎屋源右衛門右之座致し候間、望之ものは右源右衛門方にて相調候様可致候。京都大坂にては追而座相極候管に候事。

一 人參直段之儀上人參壹兩に付代銀五十八匁下人參壹兩に付代銀貳拾八匁宛に賣出候事。

一 右賣出方之儀町人者其所之名主五人組印鑑を入參座へ遣し置、買受候分量之儀壹人前壹匁掛目小半兩宛右印を以て賣渡候。若又大病人等にて無事候者餘計をも相渡候事。

一 唐人參右座之外脇々にて致商賣候儀も朝鮮人參同前に勝手次第に候事。

右之通町中不殘可觸知者也。

本石町三町目長崎屋源右衛門唐人參座相立候求候様子は委細細井困幡守へ可承合候。右之通可被相觸候。『御觸書』

(2) 明和元年甲申五月二十七日

大目付へ

座賣唐人參之儀唐國にては拂底之由申立、長崎にて買上候元直段次第に高直に相成前々に競候而者上人參とも長崎にて價多相掛候。依之右價だけ上人參半兩に付代銀七匁五分中人參半兩に付代銀八匁増之積小人參者是迄之通賣渡候管に候。

右之趣密々可被相達候。『公儀御觸留』

(3) 明和七年庚寅六月二十九日

大目付へ

江戸座賣唐人參之儀長崎表圍高當時拂底に付唐船積渡有之迄は、暫座賣相休候間向々

へ寄々可被遣候。『舊政府御達留』

此以後も唐人參即滿洲人參は少額乍らも長崎より輸入せられ此座に於て取扱しも。別に取締の必要も無く幕府は干渉を加へざりし如し。此座は遂に左記の如く他の藥品其他支那輸入品と共に取扱ふ事となり。左の如く會所と改名せらる。

(4) 萬延元年閏三月二十二日。

町奉行衆

塚越大藏少輔

唐人參座之儀以來江戸長崎會所と相唱長崎屋源右衛門へ右會所附御用達申付候積。此程御拵合および候處御差支無之旨御挨拶有之候付右之趣相傳伊守殿へ相伺候處伺之通被仰渡候。付其段源右衛門へ爲申渡候此段及御達候。

中閏三月

第四項 アメリカ人參に對する幕府の措置

アメリカ人參が佛蘭西商船の手により廣東に輸入されたるは西紀一千七百二三十年の頃なり。それが長崎に輸入されたるは延享四年にして此時代人參の需用大に不足せし時なりしかば。此を使用する庸醫多く廣東人參の名を以て南清商船により爾來輸入せらるゝ數量多額に上れり。此藥材に付ては人參なり或は人參に非ず全く別箇のものなり等醫師本草家間に議論ありしこと第七卷廣東人參アメリカ人參の項に詳説せる如し。

○内藤紀伊守老中格。

此廣東人參の中には、アメリカ人參ならざる支那の植物をも亦交へて舶載せしにより。當時の本草家は是を三七根なりとし人參に非ずとするの意見多かりしかば。幕府は遂に寶曆十三年八月十三日を以て左の如く之が輸入を禁止するに至れり。

廣東人參商賣停止之事

松平攝津守殿御渡

廣東人參商賣之儀向後堅停止候間此旨急度可相守候。

右之通可被相觸候。『徳川禁令考』

○老中松平廣福。

寶曆十四年五月二十三日朝鮮人參の儀に付き奧醫師へ國産品を使用すべき趣旨を達したる中にも……既に先達て廣東人參暫通用候處醫師共宜旨を申用候。右之品は異國の似せ藥種に候段及露現御國禁被仰付候……とあり。

幕府當局者は本草家の意見に従ひ之れを支那産の三七其他の贗藥と認めたるものなるべし。其後も禁を冒して輸入したる者ありしは松平定信の『退閑耕記』に……廣東人參といへるは人參にては無之三七根なりといふ事聞えけ

○御種人蔘ヲ賣ル
得メテノ意。

○長崎縣ニモ此
禁止ノ年ヲ寶曆十
三年トセリ寶曆七
年ハ誤也。

○明和元年甲申ノ
年。

○水野忠友老中。

れば。廣東人蔘うりかふ事を禁せられたり……公の利あるを計らせ給ひて廣
東を禁せられけりと疑ひ思ふにぞ、ひそかに求めて止まざるけり……とあり。
蜀山人『一語一言』には……去る寶曆七年向後廣東人蔘持渡まじき旨被仰渡
の處。其の後も密々に隠し持渡候に付、擧拾拂拾に成依之未年一切賣買停止被
仰付。今年九月三日唐人屋敷門前に於て廣東人蔘四百五十斤餘擧拾仰付らる
……と出づ。

然るに其後天明八年戊申正月二十二日に至り之を解禁し左の如く達せり。

水野出羽守殿御渡候御書付寫 三奉行

廣東人蔘之義先年賣買停止被仰出候處。此度御糺之上病症により其功能も
可有之に付、下々迄容易に相求候爲。向後前々通賣買勝手次第可致旨被仰出之。

右之通可被相觸候『公儀御觸留』

右は其後の研究により、屢藥に非ずアメリカに産する人蔘の一種なること、其
功能人蔘に亞ぐ事等醫師本草家により判明し。且つは人蔘不足の時に於て補
助藥材として下民に必要なを考へしに因るものなるべし。

其後に於て此藥材に對し何等處置せられしこと文獻に見えず。蓋し御種人

蔘の増殖普及により、其輸入も賣行も使用も自然に止みたるに由るものならん。

第五項 竹節人蔘並偽似人蔘に對する

幕府の措置

○水項ニ付テハ第
七卷竹節人蔘、和
人蔘、直根人蔘、吉
野人蔘ノ項ヲ參照
スベシ。

竹節人蔘は寛永年代歸化清人醫師何欽吉が日向の山中より發見して使用せ
しに始まり。爾來人蔘の供給缺乏不足したる際各地の山中に於て發見し、之を
人蔘代用品として使用されたり。此植物は人蔘とは同屬にして其形態も殆ん
ど同じく、唯根に横梁根のものもある。其味は直根の者は大抵人蔘に同じく、横梁根の者は
味甚苦けれど其鬚根の味は殆んど人蔘と同一なるより。各地に於て製造使用
され人蔘の缺乏を補ひたり。而して一方眞人蔘に偽り之を賣買する事も行は
れしにより幕府當局者は此點より取締を行ひ、別箇のものとして嚴格に區別せ
しめて賣らしむると共に。人蔘の缺乏を補ふべく有用なる事をも考へて此の
賣買を一定の人に認可する方法をも執れり。

其措置と其公文以下の如し。

(1) 竹節人蔘と朝鮮人蔘及支那人蔘とは混淆して賣ることを禁じ別箇の藥肆に於て賣らし
む。

○古ハ倭人。

元祿三年七月 日
木藥屋ニ而ハ和人參計商賣致し唐人參朝鮮人參交候儀仕間敷事。
一、和人參商賣之儀、御町三町目庄左衛門店長谷川安清に御免被遊候間、此段相心得可罷在候。
木藥屋方ニ而商賣仕候節、和人參計商賣可仕候。唐人參朝鮮人參交候而商賣堅仕間敷若
相背、和人參に唐人參、朝鮮人參交商賣仕候はば、御穿鑿之上、急度可被仰付候間、此旨堅相
守可申候。『御觸書』

(2) 竹節人參は指定したる者以外の賣買を禁ず
元祿十四年辛巳十二月二十五日には、

和人參商賣之儀、長谷川安清、香具屋信濃ニ差免候。惣而和人參外にても紛敷致商賣候様
に相聞候條、自今以後右兩人之外、和人參一切商賣仕間敷候。若相背もの有之ば、可爲曲事候
以上。『御觸書』

(3) 竹節人參の製法進歩し之を廣く賣ることを許す
享保十八年癸丑十月

一、和小人參只今迄製法不致生藥にて相用候に付、効能無之候處。此度、彌田甚三郎、坂野平助、
河村彦左衛門、植村新八、右之者共製法いたし、藥種問屋改會所にて相改候上。藥種問屋並
右製法人、印判相加へ商賣いたし候事。
一、製法和小人參、唐人參と功能同様にて紛敷儀に無之候間、望之者共ハ相調可申候。右製法
之儀若似せ候而商賣致し候者、於有之者急度可申付候。『御觸書』

○小人參トアルハ
竹節人參、根ノ
モノノ根。和人
參トアルハ同上
根ノ者ノ木根及根
根。製法トアルハ
淺湯シ他ノ物質ヲ
用ヒ工作シタル
者。

享保十九年五月

一、町醫者吉田玄庵、和人參製法致し藥種問屋に賣込め候。望之者は相調へ可申候様、に町中
へ可觸知者也。『大成令』

享保二十年乙卯三月 日

一、町醫者永玄、清杉山養元と申者、和人參製法致し數年相ためし候處。効能唐人參と同様に
付、獨參湯に致し大病人にも相用候處、快氣を得候由。依之製法之和人參、大傳馬町貳町目
虎屋平右衛門方にて賣込め候間、望之者は相調可申候。大人參壹兩に付拾八匁、大折拾匁、
折人參九匁、鬘人參七匁五分宛賣渡候。此旨町中可觸知候以上。『御觸書』

延享三年丙寅十月二十四日

大目付へ

小石川諏訪町伊勢屋清左衛門、桃町九町目大坂屋多四郎と申者、共方にて和國人參商賣致
し。十一月七日より賣出し候間、望之者は右之者共方にて相調可申候。『舊政府御達留』公
儀御觸留

寶曆四戌年二月

和人參賣込代料之事

大和國吉野郡下市村岡谷彦右衛門製法和人參賣込。竹川町松屋半兵衛、南傳馬町壹丁目

伊勢屋孫八と申者方ニ而本朝人參と名付。來る十五日より致商賣候間望之者は右之者共方へ罷越相調可申候。

一、大人參	掛目壹兩ニ付	代銀	五拾日
一、小形人參	同	代銀	三拾八匁
一、刻人參	同	代銀	二拾五匁
一、粉人參	同	代銀	二拾匁
一、枝折人參	同	代銀	二拾五匁
一、肉折人參	同	代銀	二拾二匁
一、鬚人參	同	代銀	拾五匁
一、節人參	同	代銀	五匁

右之通可被相觸候 『御書付留』

以上何れも本人等の運動による情實あるを否定するを得ずとするも、幕府當局者は取締上眞人參との混交を防ぐの趣旨より出でたることを亦認めざるべからず。されど此竹節人參を以て朝鮮人參御種人參に偽造し。或は其中に混入する等の好手段は到底根絶する事を得ず。御種人參の廣く日本全國に普及したる天保年代に於ても大和吉野地方に於ては、之れを御種人參と同一の栽培法により栽培し同地方一廉の産菜として之を製造して、大坂表に積出したる事より考ふれば、大抵皆人參偽造品の材料に使用せられたるものなるを推定すべし。

【附記】

○下記第四卷人參栽培篇ニ詳記ス。

○平戸人參ハ助亥ナルコト第七卷御種人參ノ項ニ出ヅ。
○熊野小形人參トハ竹節人參ノ熊野産ノ擬似ヲ云フ、第七卷其項參照。

『和漢三才圖會』には平戸人參と熊野小人參に對する賣買禁止の記事あり、則ち左の如し。同書卷九十二藥品の項に

凡そ藥品の中華より來る者大君命じて藥を識るの人を長崎に遣はし、悉く之を辨正して交易を許す。日本に出る藥品、賤偽の者嚴に禁止せらる。

(とある中の一部に)

目を重めし輕粉 平戸人參 熊野小人參

右件ノ藥は性功佳ならず之が賣買を禁ずる所以なり。

明曆四年の法令其詳審なること之の如し。然して恐くは許つて送る者嘗めて之を綿審し求め擇ぶ者は毎に等閑にする也。蓋し藥肆言へるあり價の賤しきを欲せざれば眞なる者を得べしと。

竊考ふるに右明曆の年號誤れるが如し何となれば此時代は未だ擬似人參の廣く世に行はれざる時なれば也。

第六項 不正人參に關する幕府の取締

幕府が執りたる人參政策の中、正しき良品を可成一般に普及せしむることは其主眼とする所なれば、本項に付ては特に意を用ひて施行せられたること、本節各項に記したる如し。而して醫藥行政上より廣く一般の不正藥品の取締に付ては。

(1) 寛文十一年辛亥十月二十六日に奉行より左の如く達せり
一諸國においてにせ薬種一切停止たるべし。若にせ薬種商賣仕業在之ば訴人に出べし。
急度御ほうび可被下之事。

右之條々可相守此旨若違背之族於在之者糺科之輕重或死罪或可爲流罪。惣而誓約をな
し結徒黨輩あらば御穿鑿之上可被行嚴科者也仍下知如件。『憲教類典』

(2) 天和壬戌二年五月にも奉行より左の如く達して密告を奨励せり

一毒藥並にせ薬種賣買之儀堅禁之。若於商賣仕者可被行罪科。たとひ同類たりとも訴人
に出る輩は急度御褒美可被下之事。

右の條々可相守此旨若違背の族有之に於ては可被處嚴科者也仍下知如件。『武家嚴制鑑』
(3) 貞享二年乙丑七月十一日には特に人參のみに付て達したり

一頃日悪敷人參相渡之由相聞候之間。向後致吟味紛敷人參堅商賣仕間敷候。若似せ人參
賣渡候者有之候はば早々可申出。隠置脇より相知れ候はば急度御ほうび下さるべき事。『御願
書』

(4) 正徳元年辛卯五月には一般ニせ藥品に付左の如く達したり

一毒藥並に似せ薬種賣買の事禁制す。若違犯のものあらば其罪重かるべし。たとひ同類
といふとも申出るにおいては其罪をゆるされ急度御ほうび下さるべき事。
右條々可相守之若於相背者可被行罪科者也。『新撰憲法秘鑑』『葉陰秘鑑』

其不正人參の廉により處刑せられたる記録左の如し。

△享保十三年申年八月二十八日入牢 小野道順

右道順儀似せ人參拵候依科引廻之上於品川獄門。

△享保十五戌年十二月十四日入牢 品川新宿丸屋七兵衛旅人元四郎

右元四郎儀拵候煎茶ニ而染人參之山偽。作兵衛と申もの申合語り候而金子を取候ニ付。
引廻之上於品川御仕置場死罪。

△寛政四年 大坂町奉行松平右見守伺

賈人參を拵拾取候趣ニ申偽代銀かたり取候一件

瀬州東成郡北平野町四丁目大塚屋宗吉借家

和泉屋 喜 八

無 宿 宗 兵 衛

右之もの共儀賈賈東人參を拵拾候趣ニ申偽。所々途中ニ而往來人を謀賣擄代銀錢かた
り取候段不届至極に候得共。全正眞とは不相見品ニ而自然と賈物と申儀相分。人命に拘
り候儀にも有之間敷哉に付。兩人共入墨之上喜八は所を構大坂三郷宗兵衛は大坂三郷拵
；との伺に對し；右評議の上似薬賣候者之御定ニ而兩人共引廻之上死罪；と決定
せり。以上『徳川禁令考』

其記録に漏れたる犯罪處刑者は猶多かりしなるべし。

第七項 徳川幕府の人參官營

第一目 總説

徳川政府の人參行政は總て最初より濟生救民の趣旨より出發し、最後迄此本領を以て始終して渝らざりき。凡そ徳川十五代二百六十餘年間に於ける庶政中人參官營は善政の第一位に置かるべきものにして、徳川當局者が御種人參に關する布達を發布する時に……萬民御救の爲と言へるに違はず、下民に迄其恩惠を及ぼす事に深く意を用ひられたり。是を支那朝鮮の人參惡政に比較すれば、雲泥霄壤の差ありと謂ふべく。其善政は永く竹帛に光彩を垂れ放てるものたり。今日に於ては人參は左したる醫藥上の必需品に非ざれども、當時に在つては此藥材は實に國家の最大必需品にして、其價の貴き爲に最愛の女子を娼家に賣りて病に之を購ひ、或は人參代の爲めに病癒へし後首を縊る等の悲惨事も稀ならず。如何に幕府の當局者が對馬系長崎系の人參に對し統制督勵すると雖も、僅かに需用の一小部分を充すに過ぎず。享保二年本草家蔣翁阿部友之進の言上書に……近來人參殊の外高直に相成、下々大病の節人參の入りたる藥方仕兼數萬人一統難義仕候に付、人參の儀別して大切に被思召候様奉承候……とある如き情勢に鑑み、享保年中に於て幕府當局者は國産品たらしめ其

供給を豊富ならしめ所謂萬民を救はんとして、其栽培を試み數回失敗の末二十有餘年の後に至り漸其成效を見、之を製造して一般に供給することを得るに至れり。是實に日本國民の科學的天分の豊富なるを表證せしものにして、此大成效の榮譽は事に従ひし本草學者と實際家の努力精進に歸せざるべからず。此事業成效の結果は日本數萬の病者と其近親に慰安を與へて、如何ばかり其渴望を醫したるかは測り知るべからざるものありしなり。

『松園漫筆』に……大切の病人元氣を補ふの功は惟だ朝鮮人參の外なし。卑賤貧窮のものは價の貴きに力及ばずして見ながら死に至るを待つのみ。こゝに仁君萬民撫育の憐み深く、窮民の力足らずして治すべき病死に至るを察し玉ひ。御手づから御園に御試あつて之を作らせられ、次第に繁茂し今世上に御種人參とて自由に用ゆるもの之れなり。……今卑賤貧窮のものまで其の價の下料なるを以て心やすく疾を救ひ、忠臣は主君の命を助け、孝子は親の壽を益す。殊に仁君の恩澤萬民に潤ひ流れ、窮民を御憐みの御慈悲をおろそかに思ふべからざるなり。……とあるは決して過頌の辭には非ざりしなり。

『甲子夜話』にも……林丈の言ふには、享保の御深仁永く後世に傳ふること舉

げて數ふべからず。牛酪も亦その中の一つなり、併し第一は朝鮮種人參なるべし……。

小磯元徳惟馨の『官制葎辨』中にも……抑も官制葎之四方に周流するや聖代仁政以て黎庶に被し。鰥寡困乏の民に逮及する所亦大なる哉……。とあり。竿齋石坂宗哲の詩中にも……宏哉徳廟神算遠靈苗移下日光側、王氣鍾秀土得宜。三種五葉益蕃殖……とあり。

田村藍水の『人參耕作記』に……野州日光山今市の邊に植させ給ひぬ、是に於て歲々繁茂増長して花實爛熳たり其根員數千萬根に及べり。故に萬民危篤の症を免れ死命を全ふする事此時より満足ぬ。誠に衆藥の嚆矢國の大功勳々蕩々として是より大なるはなし……。

屋代弘賢の『古今要覽』に……享保の比掛卷もかしこき御恵にて。此種を召よせ給ひしより、今に至りて諸國繁衍せしは實に莫大なる仁恵仰ぐべくたうとむべし……。

平賀源内の『物類品階』に……朝鮮參上品の如きは其價極めて貴ければ無力者望を絶つ。加之若し故ありて朝鮮此の物を本邦に渡さざる時は有力の人

と雖も又手を束ねて斃るゝを待つ。此の種朝鮮に徴してより孤貧窮民と雖も、頼て沉痾より起つことを得て四海好生の徳に沐す亦貴なからざるなり……。以上識者の言は興情を代辯せるものと謂ふべく。其官製品拂下開始當時は勿論後世に至るまで、惠浴を感せしことの如何に偉大なりしかを想察すべし。

第二目 人參栽培の行政

(1) 御種人參の日光に於ける栽培の行政

最初幕府が享保年間に於て朝鮮並支那より人參の生根並種子を取寄せ試植したる経緯に付ては、第四卷人參栽植篇に於て其修製に付ては第五卷人參醫藥篇に於て詳説すべく、茲には其記述を省略す。而して日光山下今市附近に試植したる時代に於ては悉く官營として施設し、學者をして之を主管せしめたり。此時代の作付地積は甚狭少なりしもの、如し其後成効の後作付反別を増加したる時の事情明瞭を缺くと雖も、某る一定の區域と其耕作人には、一定の報償を與へ、其他には隨意耕作を許したる如し。

延享三年八月町奉行へ達したる書付に

朝鮮人參の種ニ而被仰付作立候。人參藥種屋共へ直段入札爲致。右人參高札

の者へ相渡、向後和製人参と名付直段之儀は、薬種屋共勝手次第ニ賣出候様に可被致候。代物は人参出方多少に應じ不残人参作り候者へ取らせ候様に致候はば。往復共に人参出し方も宜可有之候間、其趣可被心得候。とあるより見れば此時は。

一、幕府當局者は、作付段別も増加したるに因り其報償を與ふ代りに。生根賣拂の方法に付周旋して間接に耕作者を保護したること。

一、其製造は幕府に於ても研究し亦民間に於ても研究の結果略ほ成効せるにより。是れが全部の製造には手を着けず、薬種屋共に任せたること。

右の如く解すべく即ち官營製造は初期は行はざりしと考ふべきが如し。同年十月に至り、朝鮮人参の種にて作り立候。大人参折人参本石町二丁目岡肥後竝大傳馬町薬種屋共方にて商賣致し候。望之者は右之者共方にて相調可申候と、觸出たるは右生根を薬種屋共が製造したる物と推定すべし。

其後十三年の後神田紺屋町岡田次助に人参座を許したる時は既に耕作も製造も全部舉げて官營としたことは。明和元年十二月の町觸の中に、段々増長いたし候に付御製法被仰付諸人爲御救神田紺屋町に人参座相建、云々

○此公文ノ全文後段ニ出ツ

○此公文ノ全文後段ニ出ツ

○幕府ハ最初民間ニ製造セシメシテ後學ヲテ官營トシタルハ醫藥行政上如此スル事ヲ必要ト感ジタルニ由ルモノナルベシ

とあるにより、又其他の人参全文獻の記載振より推考して確實なりとすべし。右の如く製造を官營とせし後は、作付地も年々増加し今市板荷を主として其附近に廣く栽培するに至れり。此時代には其地の農民をして事に當らしめ、時々吏員を派して之を監督し。耕作人には總て租税を免じ、又一種の株券を發行して其證とし且權利としたり。其生産の水参収去の方法に付ては文獻上に詳かならず。また筆者が昭和七年其史料探訪の爲實地に赴き搜索したれども遺憾ながら要領を得る能はざりし。察するに買上の方法に依らずして一定の報償を與へたるものならん。

日光と宇都宮の中間に大澤村あり此處は歴代將軍が日光に参拜の時の道筋にして休憩所の設けあり。各將軍時には此地より惣を人参畑に枉げて視察御覽と稱すし其の業を奨勵せられしと云ふ。

△幕府保護下にありし下野國一帯の栽培地も寛政二年十二月に至り製造の廢止と共に幕府の手を離し左の如く達したり。

大目付へ

朝鮮人参之儀拂底の品にて高値成ゆる輕き者共大病候而も容易用候事難成に付。享保年中より朝鮮種を以て人参作殖之儀御世話有之候處。次第に増長いたし當時は諸國に於て作豐世上司支も無之趣に候間。公儀より作殖被仰付候儀以來被差止製法所にて座

賣相止候。是迄は入参作候儀無^り候而は不和成候處以來は作候儀は勿論買賣とも可^し爲
勝手次第^候。

右之通可^し被^り相觸候。『舊政府御達留』『公儀御觸留』

△然るに享和三年三月に至り野州一國を御用作とする旨命令せしが。天保十四年に至り
水野忠邦の大改革の際に至り同年十二月再び之を罷め。左の如く達して全國買賣も裁
培も自由に開放せり。

攝津守殿御渡

：(前文前項の全文と同一に付略之)

右之通寛政二成年十二月相觸候處享和亥年三月當分之内野州一國之儀は不殘御用作に
申付候旨相達候處。以來又々人參拂底にて高價に相成下賤のもの共及雜儀旨相聞候に
付。猶又向後は寛政之度相觸候通相心得。作り候儀並賣買勝手次第に候間可^し成大人參
作増候様可^し被^り申付候。

右之趣下野陸奥出羽信濃越後御料者御代官私領者領主地頭より可^し相違旨可^し被^り相觸候。

『天保新政錄』

△而して又もや弘化元年八月に至り野州一國を御用作として左の如く達したり。

大目付へ

朝鮮種人參作立之儀並賣買共向後可^し爲勝手次第旨去々寅年相觸候處。此度右人參御用
に付當分之内野州一國之儀は不殘御用作に申付候間共旨相心得可^し申候。尤人參懸^り役人
より可^し相違儀も可^し有之候間可^し得其意候。

○係。

右之趣野州村々御料者代官私領者領主地頭寺社領共不洩様可^し被^り相觸候。『舊政府御達留』

『公儀御觸留』

△右の如く屢變更して御用作を廢するを得ざりしは。其人參に關係せる役人等が種種の
役得を失ふために之が廢止を好まず。裏面より策動せしに因るものにして。御用作は
舊年間に於て
新株を起す維新前途繼續せられ其製品は藥種問屋に拂下げ或は支那に輸出せられたり。

(2) 人參栽植の獎勵

當初享保年代に於て幕府當局者が人參の栽培を試みし時は所謂萬民御救の
爲め國産品たらしめんとする外に他意あらず。其耕作、製造、販賣等を擧げて官
營とするの意思は毫も無かりしなり。唯力めて之を廣布せんとして諸侯其他
に種子の頒與を爲したること第四卷人參栽植篇に記せる如し。故に未だ人參
座を開設せざる前、即人參座開設より二十五年前元文の年より、之を一般に栽培
せしめんとして種子の頒布を計劃せり。其一般に告示したる公文左の如し。

△元文三年戊午五月 日

於日光朝鮮人參實數多出來候に付被^り下候方も候願候事難成面々も有之、何れにも多く相
成候儀專一候。無差別遣候而は懸望に無之候而も可^し相願に付。此度本石町十軒店に罷在
候御用相達候町人岡肥後方にて可^し賣渡候。不依誰望之面々は可^し相調候。『舊政府御達留』
『公儀御觸留』

△元文四年未年四月

朝鮮人參植方望之者ハ可嗣事

一朝鮮人參の實植いたし度望之者候ハ、右實六月中旬より七月中頃迄本石町十軒店岡肥後賣出候間、可嗣旨去年相觸候。當年も右之時節肥後方に而賣候管ニ候末に至候而ハ實かたまり生じ方悪敷候間、望之者は早々相觸候様可致候。

四月

其人參座を開設し官營としたることも決して營利を目的としたるものに非ざるが故に。官營中と雖も猶一般に栽培を奨励したり即ち。

△寛政二戊年八月十三日

越中守殿御渡 三奉行へ

唐櫻藥種類前々より於御藥園植付被仰付候儀ハ、全く追而手廣に植殖し下々御救可相成ために候。右藥種類土地により少々之功能優劣は有之候得共格別に相劣り可申儀にも無之處。拂底成物をのみ其び候習はしにて人々渡藥之名に泥み。眞偽紛しく功能不正之品を不辨又は年を経候而氣味薄き類をも相用候ハ。藥性之糺し方暗きにより心得たがひ候事に候。既外國通商之以前ハ夫に隨ひ候而療治も出來候事に候。依之猶又唐櫻藥種追々所々へ植殖し被仰付候間、土地に應じ候類も次第ニ出來可申儀ニ付。別紙之通相觸候間心得遣致間敷候。且又唐櫻藥種之内久々不渡來分ハ格別に値段を引上候之間。一統難儀にも及び和産之山ニ候得ハ功能之善否にもよらず多くは取用ひ不申様に致成し候間。をのづから難引合植殖し候ものも少く候。依之追々植殖し之唐櫻藥種專試候而相用ひ候様

○老中松平定信

可致候様可致候。尤藥種間屋の者共へも其向々ニ而右之趣申聞候様可致候。

右之通御料ハ御代官私領ハ領主地頭より不洩様可被相觸候。

八月

右之趣可被相觸候。

三奉行所へ

以來年々唐櫻より藥種御取寄有之追々植殖被仰付。江戸京駿府長崎御藥園之外にも諸國御代官陣屋内へも追而は藥種植殖方被仰付候。依之藥種植殖し度存候者は御藥園迄願出候は、藥種苗被下。並植方製方も書付候て可相渡候。尤朝鮮種人參之苗等も願次第可被下候事。

一當四箇所御藥園に有之藥種も多分之儀に付、藥種の名は其藥園へ出候て相尋可申候。藥種有之候而も未繁茂不致分又は追々願人有之被下ニ相成苗不足等之節追て繁茂の節に至可被下事。

一、向寄御代官所においては當時植付いたし候儀に付追而相觸候迄は先四箇所御藥園へのみ可願出候。

一、領主にても領分之内百姓持畑等へも爲植殖申度存候ものへは可被下候。尤爲願植置度之願にては被下間敷候事。『舊政府御達留』

右の如く人參栽培は廣く奨励せしと雖も弘化年間に至り。官製以外の和製人參増加し混交して賣買せられて官製人參の賣行にも影響せしより。弘化三

年十二月に至り左の如く達して人參種の賣買及隠し作りを禁ずるに至れり。

△朝鮮種人參作立之儀當分之内野州一國之儀は不獲御用作に申付候旨去々辰年相觸候處野州産之人參他國製法之品と相混じ自然紛敷儀も可有之哉に付。御府内其他在々藥種屋共相互に吟味いたし他國産の品買請候節は國所承り置。吹上役所にて御拂之品と不紛様に可致候。且人參種之儀野州に於いて猥りに賣買いたし候より隠作り又は參根相對覽いたし候もの有之哉に相聞不埒之事ニ候。右國中御用作ニ相成上者尚後野州國中もの人參種一切賣買いたす間敷候。若此上隠作り參根種賣等者勿論不正之品取扱候者有之に於いては。吟味之上急度可申付候其旨可相心得候。右之趣御府内並關八州陸奥出羽信濃越後國御料者御代官其所之奉行。私領者領主地頭寺社領共不洩候可被相觸候。『弘化嘉永御觸御書付留』

第三目 官營人參の販賣

幕府の朝鮮人參試植の當初之れを製造販賣等の官營事業と爲す意志無かりしこと前項に述べたる如し。延享三年寅年八月に左の如く達せられたり。

和製人參賣出之儀に付御書付

町奉行へ

朝鮮人參の種に而被御付作立候人參藥種屋共へ値段入札爲致。右人參高札之者へ相渡向後和製人參と名付。値段之儀ハ藥種屋共勝手次第に賣出し候様に可被致候。一代物は人參出方多少に應じ不獲人參作り候者へ取らせ候様に致候はゞ。往復共に人參

○代價。

出方も宜可有之候間其趣可被心得候。『御書付留』

此達は水參を競争入札とし落札の藥種問屋に於て製造せしめしものなる如し。而して其後三箇月を経た延享三年丙寅十月廿八日（令條秘録には二十十五日とあり）に左の如く達せり。

大目付へ

○問ハ御川邊ノ商人
大傳馬町藥種
問屋ハ十九人ノ組
合アリ。

朝鮮人參の種にて作り立候大人參折人參。本石町二町目岡肥後並大傳馬町藥種屋共に商覽致し候間朝之者は右之者共方にて相聞可申候。右之通可被相觸候。『舊政府御達留』『公儀御觸留』

此達中にある人參は

- 一、八月の時の達の競争入札を落札したるものなるか。
- 二、八月の達とは別に人參商賣を初めしものなるか。
- 三、八月の達の水參競争入札方法は實行したるや或は之を都合により止めたるか。

は明かならざれとも官營製造人參の引受に非ざること、岡肥後と大傳馬町藥種屋以外の人參販賣を差止めたるものに非ず。前後の達の趣旨は單に人參の販賣所を廣く人民に知らしむるの趣旨以外に出でざることとは明かなり。其

後十七年を経たる寶曆十三年癸未十一月二十七日に至り左の如く達したり。

○勅書奉行一色安齋等政況。

神田紺屋町三町目岡田次助朝鮮種人蔘座相立候。求候様子は委細一色安齋守へ可承合候。

右之趣向々へ可被相觸候。『公儀御觸留』

此時は既に人蔘の製造を官營とし其人蔘の拂下の爲めに專賣所たる座を定め賣らしめしものにして。此人蔘座に於ては卸賣も小賣も取扱ひ、小賣のものは對馬の人蔘座に於て行ひし如く武家は印鑑を遣はし置。在、町の分は名主家主の印形を以て買受せしめたり。市内の賣藥店に於ても座より買受て一般に賣渡せりと雖も。座の方幾分か價安くして品質も確實なりし爲め、座に於て買受くるものありしならん。而して此座賣たる官製品以外、人蔘の私製品は禁止したるに非ず。故に私製品も亦民間に賣買せられたり。元來此專賣的制度は醫藥普及の趣旨より出で收利的意味無く。製造を官營としたるは良品の一般への供給は官營に依るに非ざれば不能なるを曉りたるより出しものなればなり。

明和以降に至つて其官製品も増加したる爲め、漸次日本全國へ普及せしむる

○在下八村落ヲ云ヒ町トハ町名アル市街地ヲ謂フ。

の方針を執れり。

明和元年甲申閏十二月二十四日

朝鮮種人蔘之儀は世上人蔘拂底故末々之輕者共は病用之節もたやすく難相用病氣不_レ本復もの多有之候に付。日本にて可致出來候ば萬民御救之事故先々御代朝鮮國へ人蔘種被遊御所望。野州今市邊にて御作らせ其効能御ためし有之候處。全朝鮮人蔘に不相替候に付何卒澤山に作出末々之ものまでも行届候様種々被遊御世話。其後陸奥國にても作初段々増長いたし候に付御製法被仰付。諸人爲御救神田紺屋町に入蔘座相建望之者は相渡。故別紙名前之もの共下賣被仰付。關八州陸奥信濃東海道筋京大坂迄賣弘候。右御製法人蔘之儀所々にてためし候處至而効能宜敷段相聞候。先達而廣東人蔘暫通用有之候處右品は人蔘之効能は無之段決定いたし商賣停止被仰付候。此度御製法人蔘之儀は國々在々病用爲御救右下賣之者へ賣弘申付候。且又在方にては紛販人蔘も商賣いたし候段相聞候間紛敷儀無之ため人蔘座より封印いたし。下賣之ものどもへ相渡封印候儀爲賣弘候間其旨觸知らするもの也。

右之通國々在々へ不洩様可被相觸候。

江戸人蔘座	神田紺屋町三丁目 岡田 治助	南傳馬町一丁目 伊勢屋 孫八
關八州東海邊之内	木町四丁目 袴屋 庄八	伊勢 町 伊勢屋 佐右衛門
武藏相模上總下總常陸上野下野陸奥信濃	袴屋 久七	酒井屋 忠兵衛
拉東海邊之内伊賀伊勢志摩尾張三河遠江	同 三丁目 伊勢屋 彌兵衛	伊勢屋 儀兵衛
駿河甲斐伊豆 下賣	伊勢屋 儀兵衛	醉屋 吉兵衛

本町三丁目	中村屋平兵衛	近江屋茂兵衛
藥種問屋	近江屋	伊勢屋彌兵衛
日野屋次兵衛	伊勢屋武左衛門	伊勢屋武左衛門
酢屋又左衛門	酢屋三右衛門	酢屋三右衛門
小西利左衛門	酢屋惣兵衛	酢屋久左衛門
小西長左衛門	酢屋長右衛門	岸部屋善右衛門
日野屋十右衛門	大坂屋庄右衛門	伊勢屋與兵衛
大坂屋庄右衛門	日野屋半兵衛	奈良屋市兵衛
日野屋七左衛門	伊勢屋吉兵衛	鱒屋藤兵衛
伊勢屋吉兵衛	北村久右衛門	鱒屋市兵衛
大坂長瀬清兵衛	大坂三橋下廣具大	
大坂尼崎町一丁目	大坂三橋下廣具大	
岡谷勘兵衛	大坂三橋下廣具大	

右之者共朝鮮種人蔘江戸賣座並在々下覽申付候。但人蔘代料左之通。

上人蔘半兩目に付 代金 一兩
 並人蔘半兩目に付 代金 二分
 肉折人蔘半兩目に付 代錢 一貫文
 細齧人蔘半兩目に付 代錢 六百文

但並折細齧は小半兩包五分包共相渡 『御觸書』『舊政府御達留』

明和四年丁亥七月 日(舊政府御達留には八月三日とあり)

朝鮮種人蔘之内上並兩品へ此度一棧毎に極印いたし。只今迄之通定値段段を以相渡勿論。肉折細齧人蔘右五品共に武士方町方在方望之者へ相渡候。且若定値段段不存者も有之候はゞ人蔘座に可承合候。

下覽之者

江戸本町三丁目	奈良屋市兵衛	日野屋次兵衛	酢屋又右衛門	喜多村久左衛門
鱒屋市兵衛	伊勢屋彌兵衛	酢屋三左衛門	日野屋十左衛門	小西長左衛門
日野屋半兵衛	酢屋長左衛門	伊勢屋武右衛門	日野屋七左衛門	鱒屋藤兵衛
近江屋茂兵衛	岸部屋善左衛門	小西利左衛門	酢屋久左衛門	大坂屋庄左衛門
伊勢屋吉兵衛	伊勢屋與兵衛			
南傳馬町一丁目	伊勢屋孫八			
伊勢	酒井屋忠兵衛	伊勢屋佐右衛門		
橋	大阪屋平六			
京清水門前三丁目	島屋忠兵衛			
二條通密町西へ入町	香具屋四郎三郎			
飛騨國高山町	打保屋平右衛門			

右下覽共へ只今迄は包封印之儘にて相渡定値段段を以賣捌候様申渡置候處。此度より上

並二品之人蔘は極印いたし、肉折人蔘は無極印にて何れも包封印相止。一斤入半斤入箱に詰相渡、相對値段を以賣捌候様申渡候。細綿は是迄下賣へは不相渡候得共右細綿人蔘割人蔘は包封印にて是迄之振合之通。右五品共下賣之者より江戸中並諸國藥種屋共外手寄次第。當八月朔日より相渡管候間此旨醫師之類藥種屋共は勿論其外末々之者に至る迄も其所の役人より不洩様可爲申聞候。尤此觸書之寫町場宿場は自身番所在方は村役人宅に張置、無怠慢御救之所行届候様可申聞候。

右之趣奉行支配之所は其奉行より御料は御代官私領は領主地頭より寺社領共不洩様可被相觸候。

七月

右之通可被相觸候。『御觸書』『舊政府御達置』
明和四年閏九月には更に下賣十七店を左の如く増加し、江戸市中並諸國藥店其外手寄次第に賣捌かしめたり。

- 大傳馬町三丁目 界屋九左衛門 奥濃屋太兵衛 大坂屋勘兵衛
- 本石町四丁目 日野屋孫太郎
- 同 三丁目 大坂屋孫八
- 神田須田屋三丁目 大坂屋太兵衛
- 池端中町 界屋次兵衛
- 元飯田町 大坂屋孫兵衛
- 市ヶ谷田町 大坂屋清左衛門

- 桃町十一丁目 界屋長兵衛
- 二葉町 大坂屋七郎右衛門
- 芝居町 大坂屋六兵衛
- 新兩替町三丁目 大坂屋八右衛門
- 小船町三丁目 大坂屋仁兵衛 大坂屋四郎兵衛
- 米澤町一丁目 松本屋彦四郎 田中屋市右衛門

右江戸市中へ賣捌所を分布して市民の買入に便にすると共に、諸國への供給を廣からしめんとしたるものなり。

明和七年以降に於ては前記下賣の藥種屋が居ながら諸國よりの買入を待つの方法に一步を進めて賣弘人を地方に派する方法を執れり。『公儀御觸置』

△明和七年庚寅八月十日

江戸管羽町谷醫 谷次兵兵衛 今泉惣右衛門
上野下野陸奥山羽信濃の國々城下並宿坊在々町々其外迄も朝鮮人蔘相對値段を以て賣弘しむ。

△同年十二月晦日

右兩人に更に伊豆駿河中斐遠江三河佐渡に迄賣弘しめ。且傳馬町組藥種屋並南傳馬町伊勢町住居の下賣共よりは人蔘賣渡間敷旨。洎て是迄之通爲賣渡候節は可及沙汰之段

申渡す。

△明和八年辛卯十二月

上州新田木町 藥種屋文次郎

△明和八年辛卯十二月

右相模安房上總下總常陸國城下並宿場在々町々へ相對値段を以て賣弘しむ。

江戸淺草材木町 藤

七

吉 兵 衛

伊賀伊勢志摩丹波丹後但馬美濃近江若狹武藏の十箇國へ相對値段を以て賣弘め方申渡し。右國々中都合能所へ相對を以て人參賣弘元會所相極め。御免人參弘所と看板を掛けしめ。

且人參代金は上納月延とし其手許に集りたる賣溜金は他に融通貸付を許したり。

△明和八年辛卯十二月晦日

日本橋坂本町一丁目 岸重右衛門

坂本町三丁目 辻傳次郎

南八町堀一丁目 藤白屋卯三郎

大坂島町一丁目 扇屋三郎右衛門

坂本町三丁目 竹屋清右衛門

山城大和河内和泉攝津因幡伯耆山雲石見隱岐播磨美作備前備中備後安藝周防長門紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向大隅薩摩の三十三箇國へ人參相對値段を以て賣弘しめ。

且右國々に於て人參賣弘希望の者は京大阪人參賣弘會所へ申込相對値段を以て買請賣捌くことを許す。

且人參賣集代金月延上納迄融通を許すこと前項に同じ。

△安永元年壬辰十二月

前々項藤七吉兵衛の仲間へ更に左の四人の加入を許す。

大坂島町一丁目 扇屋三郎右衛門

江戸日本橋 岸重右衛門

江戸南八町堀一丁目 藤白屋卯三郎

江戸坂本町三丁目 竹屋清右衛門

△安永七年戊戌閏七月

下谷池端仲町 堺屋次兵衛

下谷池端仲町 堺屋理助

日本橋坂本町 辻傳次郎

中之郷竹町 伊勢屋吉兵衛

京都三本木町 角屋六兵衛

山城大和河内和泉攝津伊賀伊勢志摩近江美濃若狹丹波丹後但馬因幡伯耆山雲石見隱岐播磨美作備前備中備後安藝周防長門紀伊淡路阿波讃岐伊豫土佐筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向大隅薩摩の四十三箇國へ相對値段を以て賣弘しめ。右國々にて人參賣弘希望の者は大坂朝鮮種人參賣弘會所へ申込。相對値段を以て買請賣捌くことを許す。

且人參代金日延支拂融通の件前項と同じ。

以上何れも江戸市中へ觸れしむると共に御料は代官奉行支厘の所は其奉行私領は領主地頭より寺社領共に城下井在町とも洩れざる様相觸れしめたり。

右賣捌人等が幕府より其指定を受くべく裏面に於て運動したる情實關係ありとするも、全國へ之を普及せしめんとせし當局者の苦心は之を認めざるべ

からず。

座賣の廢止

天明七年丁未十一月二十三日に至り紺屋町の人蔘座賣を廢止し、元飯田町中坂上人蔘製法所にて賣渡すこととなり。印鑑印形等にて受取の法を廢止し勝手に買取らしめたり。且代價を引下げ即左の如く觸書を發せり。

朝鮮種人蔘之儀享保年中被遊御世話諸國にて出来段々致増長候に付、末々輕きもので病用之節容易に相用候ため。寶曆十三年末被御付神田紺屋町三丁目へ人蔘座相建望之者へ相渡候處。此度右人蔘座相止以來元飯田町中坂上人蔘製法所において相渡候管に候。只今まで武家は兼而印鑑遺置在町之分は名主家主之印形を以請取來候得共。諸人求めやすきため其儀相止人蔘望之ものは製法所へ代料持參候得ば相渡管候。且人蔘之儀次第に致増長當時作出候に付代料之儀も別紙の通申渡候。右人蔘望之もの者勝手次第製法所に請取可申候。

(代價は別表に出す)『藩政府御達留』

文化元年甲子三月に至り人蔘製法所にて拂下ぐることを止めて本町の藥種問屋に拂下ぐるることとなり左の如く告示せり。

町觸

朝鮮人蔘之儀世上御救のため御製法被御付候處右種人蔘之儀當時一統病用に相用候趣

之處町方賣買値段御拂値段と違ひ高料にも相聞。末々之者は人蔘相用度存候ても直段共他手重に相心得買調候儀も難成類も有之哉に相聞候。依之此度御製法人蔘之分本町三丁目問屋十三軒へ御拂相成右問屋共より御府内藥種屋共へ御拂元直段を以て下直に賣渡候管に候間。勝手次第右問屋にて買受前藥種屋共にて包分其外之入用として壹圓之口錢を差加留の者へは縱令少分に候共賣渡可申候。依之小賣之分は問屋並江戸中藥種屋共も上中下共。壹斤に付何程壹兩に付何程錢百文に付何程と銘々張札いたし置候間。望之は者勝手次第買請候様可致候。且他において製法いたし候分は右人蔘へ相交候而者御救之趣意も不立事候條。問屋者不及申惣藥種屋共も相互に心を付吟味いたし右體之儀無之様可致候。若紛敷取計いたし候者相聞候は吟味之上嚴敷可申付候。

右之趣藥種問屋藥種屋共者不及申惣町中末々迄も不洩候可觸知者也。『天保集成絲綸錄』天保六年乙未十二月に至り右坂宗哲へ製造を命じ其製品は本町大傳馬町の藥種問屋より拂下ぐるることとなり左の町觸を發せり。

野州産人蔘之内右坂宗哲へ官製被御付候。御用殘之分世上御救之爲め此度本町大傳馬町兩組藥種問屋共へ御拂相成。右問屋共より御府内藥種屋共へ御拂元直段を以賣渡候管に申付候間。勝手次第右問屋にて買受前藥種屋共にて包分其外入用として壹圓之口錢を差加へ。望之者縱令少分に候共賣渡可申候。依之問屋並江戸中藥種屋共も壹兩口に付何程と銘々張札爲致候間。望之者は勝手次第買受候様可致候。御救之趣意相辨正直に賣買可致萬一他産人蔘右御拂人蔘へ相交候賦其外紛敷取計いたし候者相聞候は吟味

○朝鮮種以外日本産人蔘

嚴敷格可申付候。

右之趣藥種問屋共者不及申懸町中未々迄も不洩線可觸知者也。天保集成絲綸鑑

天保十三年に至り、前年十二月問屋組合停止の爲從來問屋に拂下げしを止め、吹上御所に於て總て拂下ぐる事となり、下項にある如く告示せり。

是れより前竹本・主水・正竹・田伊豆守より他國産人參の儀に付申上候とて、老中へ左の如き意見書を提出せり其要領は。

今回朝鮮人參栽培を自由に開放せしにより、向後日光官營人參賣捌に付吹上奉行より藥種屋共に諮問したるに、彼等の申立は。

問屋組合は前年御差止に相成候に付、今日に於ては爲めに藥種の取引等未だ海陸運送等の取締相付かず。自分共の手にては斤數多量に引受賣捌く事は豫定して申上難きも。御製造の人參は元來良藥普及の御趣旨より出たることは平素有難く考へ居り。又従前取扱馴れたる事なれば、同業者申合せて精々賣捌可申候と答申せり。

此後に於て他國産人參は天保二年頃より他國に多分に作出し賣買せるにより、官營人參の捌け方に影響すること、なれり。前に奥州雲州其他の作元に何

○文政四年

等か制限を加ふる様意見を申上しも採用に不相成。爾後追々作出し官營の御趣旨も薄く相成しにより、己年に於て文化年間の通他國人參を混淆して賣買せざる様町奉行より申渡されたしと意見を申上。同年に於て右町觸はありしも賣買差止と云ふ程にも無く。故に爾後各地の人參増殖し自然官營人參の賣行減少せり。之が對策としては寛政二年以前の通り諸國人參の栽培を賣買と共に禁止するか、或は又其諸侯の領内限り藥用に使用し、他へ賣買は禁止すべしと、天保五年に意見を提出せしも採用に不相成。官製品は年々賣行減少し手持多くなり變色する物をも生ぜり。天保十二年には賣行も多く、支那輸出の分も彼地に於て氣受も宜しく追々賣行増加すべきも。此後他國産人參を諸國へ販賣することを許せば、自然官製品の賣行に支障を生ずべく。何卒天保五年申上候意見の通實行せられんことを願ふ。云々天保十三年四月

右意見書に付て老中より兩町奉行に下附して意見を問ひ。同七月町奉行遠山左衛門尉景元、鳥居甲斐守忠耀より左の如く意見書を差出す其要領は。

昨年の冬稠占的弊害あるにより、江戸市中の各商業者が問屋組合等の名稱に

て閉結することを一切禁止したるに付ては、官營人參を従前通り問屋に引受させ其手により賣捌かしむる方法には成り難きも、左りとて主水正等の意見の如く、奉行所より人数を極めて賣捌人を指定する方法には同意するを得ず。斯くせば手狭に相成終には、賣を爲すこと、成り諸品手狭く賣買せしむる大趣旨にも背くべく、種々考慮して左の如く定むを適當なりとせり。

- 一、官製人參は定日を立て拂下ぐる事(吹上役所にて)。
- 二、代金は即時拂とす、斯くせば身元調の手續を要せず。
- 三、府内藥種商は勿論素人にて自由にも願出拂下を受けしむること。
- 四、小賣値段の正確を期する爲其代價を店先に貼出さしむること、せば、其日稼の者に至るまで手軽く手狭く賣買出来、御救の爲の御製法仰付られし御仁恵の御趣意も行届くべし。

右御尋に付取調候處書而之通御座候、依之別紙町觸案相添御下げの書面一通返上此段申上ぐ。以上『市中取締書附』

左の告示は右兩町奉行の意見を採用し、其立案を用ひたるものなるべし。

天保十三年壬寅九月廿五日

○唐前。

○タナガリ御書案人。
○第一。

朝鮮人參之儀世上御救のため御製法被仰付當時一統病用にも相用候趣、町方賣買値段御拂直段と違、高料にも相開米々之もの共相用度存候ても、値段其外手重に相心得買調候儀難成類も有之哉に相聞候間、御製法人參之分種問屋に限り御拂、相成右問屋より藥種屋共へ御拂元値段を以下直に賣渡候旨、候間、勝手次第可買請旨先年相觸置候處、蓋冬問屋組合等停止被仰出諸品手狭に賣買可致との御趣意に付、以來人參之儀毎月八日十七日晦日小之月は廿九日、吹上役所において御拂被成候間留之ものは勝手次第可願出。尤奉行所へ届に不及候間、町役人共差添直に同所へ可願出。且賣買之儀引請候もの、壹割の賣値を以差引上中下共掛目壹斤、付値段何程壹兩、付何程百文、何程と相認め見、世先へ願出置。其日稼のもの、至迄手輕、買取方相成候様可致。若不正之賣買致候もの於相聞者吟味之上嚴重之咎可申付候。

右之通町中不洩様可觸知もの也

寅 九 月

右之通從町御奉行所被仰渡候間、町中藥種屋共者勿論家持借家店借裏々之もの共へ壹人別に得と申聞、一統行届候様町中不洩入念可相觸候。

九月廿五日

町年寄 役 所

【天保新制録】

然るに其九年の後嘉永四年に至り問屋組合を復興したる爲、幕府官營人參は又もや本町、大傳馬町藥種屋組合に拂下げ賣捌かしむること、なり、左の如く

告示せり。

嘉永四年辛亥十二月二十九日

朝鮮種人蔘之儀世上御救之爲め御製法被仰付藥種問屋に眼御拂之所。去る丑年間屋組合停止之御聖宣年九月以來人蔘之儀毎月八日十七日晦日小の月は廿九日吹上役所において御拂相成候間。藥種屋は勿論素人にても望之ものは町役人共差添直に同所へ可罷出旨相觸候處。此度問屋組合再興に付定日渡直願差止前々之通本町組藥種問屋大傳馬町組藥種屋へ御拂相成。兩組問屋共より御府内藥種屋共へ御拂元値段を以賣渡候間。右問屋にて買受口錢之儀も宣年以前之通相心得。望之者へは縱令少分に候共無差支可賣渡候。上中下共小賣値段書問屋并江戸中藥種屋共銘々見世へ張出候條。望之者は勝手次第買受可申候。若不正之賣買於相問候者吟味之由嚴敷咎可申付候。

右之通藥種問屋共は不申及惣町中不洩練可觸知もの也。

宣十二年二月

右之通從町奉行所被仰渡候間。町中藥種問屋之者は勿論其外家持借屋店借裏々まで不洩練入念可相觸候。『弘化嘉永御觸御書付留』

上に記したる問屋組合の停止並其解停の事情に付ては左に要領を摘して説明を加へ置くべし。

江戸の問屋の組合は其起原相當に古し。元祿七年に淺垣廻船積仲間を設け大阪江戸間運送海損の場合。荷主組合の行事立會勘定を爲し一切船問屋をして關係せしめざること

す。之を十組問屋の濫觴とす。藥種店組も此十組の一なり。其後組合は増加し文化年間には六十八組に至る。

文化五年には此仲間聯合に成れる十組の問屋は毎年一萬二百兩の宴加金を納むることとし。其三年分を借下げ仲間に貸付其利子を以て大川橋新大橋永代橋の三橋を架設し、永久に其修繕を負担し三橋會所と稱せり。

此外にも次第に種々の業者が組合を増加し同業者を統制すると共に仲間外の者には同業を營まざらしめたり。此營業權たる株は高價に賣買せらるゝに至り、また弊害をも發生し。天保年間に至り物價の昂騰庶民の困難は、此問屋仲間が營業を專占する爲なりとの世上一般の非難あり。老中水野越前守忠邦は天保十二年十二月斷然此組合仲間に解散を命じたり。

水野の失脚後阿部伊勢守正成老中となるに及び前町奉行筒井紀伊守政憲は、前年間屋組合廢止後商業の統制を失ひ物價低落せざるのみならず、金融必迫商業不振を來せりとし。其興復の意見書を呈したるにより之を江戸町奉行遠山左衛門景元に諮問したる後嘉永四年に至りて問屋を再興したり。天保以後維新前迄は此天保の制度を持續したり。

官營人蔘並其の賣買等の經緯變遷等に付ては上來記述せる所甚だ複雑にして一讀理解し難きものあり。仍て一日之を判り易からしむる爲、人蔘拂下箇所値段賣り方等の變遷に付て表に作り左に摘録すべし。其中に不明の部分あるは文献の缺如によるものにして推定によるの外なし。

幕府官營人蔘拂下に關する要項表

年 月	賣下の場所	賣拂の方法並代價品別等	備 考
寶曆十三年六月	神田新屋町に人蔘店を立てて開田し、治助をして引受	此人蔘店より養種者に御賣を爲し、また自用買受人にも小賣す。江戸府内の自用買受人は武士は印帳を出し器商人平民は名主家士の印形にて買受く。自用買受人は座外の養種店より買受く。	官製外の人蔘製入蔘も亦養種店に於て賣却し同様に、町製者にして本座家たる田村製水元は此時より製法御用被仰付。
明和元年十二月	右 同	江戸の養種者三十二人、大坂商人二人を下買人と指定し、且人蔘代價を左の如く定む。 上人蔘 代金 壹兩 中人蔘 同 貳分 肉折人蔘 同 貳分 細折人蔘 同 六匁文 煎折細折は小半兩五分包をも作り賣下。	江戸の下買人は關八州及東海陸八關陸奥、大坂の下買人は大坂附近に賣下區域を定め。
明和四年八月	右 同	江戸の下買人を變更し且京都に二店養種に二店を加ふ。上述二品に刻印を施す且從前對印せしを罷め一斤入半斤入箱入とし品目別商人蔘を加ふ細賣を諸國の下買に加ふ。	刻印を人蔘に施すに至りしは他の人蔘の混入を防ぐに由。
明和四年四月	右 同	江戸市中へ下買人を分佈増加す。	
明和七年三月	右 同	人蔘の品目中に並次に蔘を増加す且代價を左の如く引下ぐ。 並入蔘 一兩 金 二分 同 半兩 同 一分 同 小半兩 同 七匁五分	
明和七年八月	右 同	以上下買人の外に江戸の町醫三人に東北五箇國の賣取を許し相對賣を以て賣取を爲さしむ。相對賣としたるは以下同じ、相對賣とは自由契約の意也。	此賣取は特に行商人を低減して賣取を爲すの也。
明和七年十二月	右 同	右二人賣取區域に東五國及佐渡を加ふ。南俣町伊勢町下賣の地方賣取を禁止す。	
明和八年十二月	右 同	上州新田養種者二人に附近五國の賣取を許す。	

明和八年十二月	右 同	後記會所は小長銀行の如くなり。	
明和八年十一月	右 同		
安永元年十二月	右 同	前々關配の仲間へ別位五人の加入を許す。	
安永七年七月	右 同	江戸四人京都一人の養種者に畿内東海山陰出陽南海西四十三箇國への賣取を許す。且人蔘代金を融通貸付のことに同じ。	田村元雄安永五年に於て此前より二代田村元輝に關係せる如し。
天明七年十二月	人蔘製法所 (此時は元蔘田村中坂の上にて在り)	人蔘店を廢す且價を引下ぐ。 並入蔘 一兩 同 七匁五分 中人蔘 同 同 五匁 肉折人蔘 同 同 三匁 細折人蔘 同 同 二匁 以上一兩小半兩五分包をも作り賣る。	此時刻印を改正す官製に紛らしき種印の品ありしに由る。此時人蔘を所貯せるものは製法所提出して増し刻印を受けし。製法所にては小賣も取扱ふ。
寛政二年十二月	人蔘製法所	人蔘増殖を止め作付も賣取も人民の自由任す。	此時人蔘製法所を止めしかば或は少量を製造せし不明造に關係す。三代田村元輝製法所を止められし如し。
享和三年三月	人蔘製法所	當分野州一國は幕府の御用存とす。	
文化元年三月	右 同	人蔘製法所にて拂下を罷め江戸本町三丁目養種問屋十三軒に拂下け右問屋より各養店に賣渡し代價を公定し店前に懸出さしめ口錢は一匁と定む。	
天保六年十二月	右 同	石坂養種に人蔘製造を命ず。江戸本町大船町養種問屋に拂下け同問屋より各養店に賣渡す。口錢代價の定店前掛出等前に同じ。	石坂養種は標圖と號し甲斐の養種問屋を開き諸生を數年後幕府の侍となり秋田養種問屋の人蔘を製法し又文政中命により日光人蔘を製法して進む。
天保十三年九月	吹上役所	前年十二月江戸の總ての問屋組合を禁ず養種問屋も又停止したるに依り吹上役所にて取扱ふ。	吹上役所は吹上御花鳥奉行の所管。
天保十四年十二月		人蔘官營を罷め作付も賣取も自由に開放せしこと寛政二年の時と同じ。	
嘉永四年十二月		問屋復興に付養種問屋にて取扱ふこと前々權の記載に同じ。	
明治二年		下野上野製種村人蔘製法所を廢止す。	

以上文獻の記載に依り考ふれば、幕府當局者が醫藥行政の見地より當時の最必要薬たりし人參を、日本國內隅々に迄廉價に普及せしむべく、而も大衆小民を主たる目標としたるは明か也。今日の語を以てせば社會政策的にも綿密周到に意を用ひて施設せしことを觀取し得べし。其代價に付て見るに、對馬屋敷並其指定の人參座に於て賣下たる最も價の貴とかりし正徳の時代は人參一兩銀三十六匁内外にして之すら入手し難く、右の座以外にては其倍額以上に取引せられしこともあり。山口幸充の『嘉良喜隨筆』には朝鮮上人參一兩三百匁より五百匁鬚折にても一兩百二十匁に賣買せられしことを記せり。古川柳に「人參を錢で買ふのはいぢらしい」の句あり其意は人參は皆金貨銀貨にて取引せらるゝものなるに、小民が貧しき裡より苦心算段して零細の錢を寄集めて漸く購入するの狀に同情したるものなり。御種人參の廣布するに至り其價は甚低廉となり一兩銀七匁五分にて買ひ得られ、其下等品は錢にて取引せらるゝに至り。復昔日の如く「孝行さ藥の鍋に身を投げる」「木藥屋女術の傍で五兩取り」等の悲劇も、人參代で首を縊る憂も絶無となりし事に想倒せば、人參官營が實に一大惠政たりしことを更に再び特書大筆せざるべからず矣。

第四目 幕府の參政雜項

(1) 人參押賣の取締

人參の賣商人を指定して日本各國に賣込めしめし時代に於ては、其手先の者賣捌高を大ならしめんが爲官營人參を笠に着て威權がましく振舞ひ。或は地方の藥種屋醫師家等に就き注文を聞き其買入の額多からざるか又は買入ざる時は、有徳院・棟御仁徳の程を辨へざる段不持なりなど、放言せり。西鶴の『永代蔵』に「わろき者を擧げある中に、人參のおきつけ筒もたせ、犬鉤……云々とあり。玆にオキツケとあるは人參を押し付けて不要と斷るにも拘らず強いて納め置き。後より代價を徴收に來る者なり斯る手段も行はれ世人に甚しく嫌忌せられしを見るべし。

幕府に於ても其弊を知り明和八年十一月十九日に左の如く告示せり。

大目付へ

朝鮮人參賣商人曾羽町六丁目平次郎店俗醫谷次郎兵衛今泉惣右衛門下請人手先のもの、在々相廻り候節、不法之儀有之由相聞候に付吟味之上夫々御仕置申付候。以來在々賣込候節諸事常體商人之通にいたし望候もの共へ計賣渡決て押賣致問敷旨申渡候間、其趣相心得不法之儀有之は勿論押賣等いたし候もの有之候は、其所へ留置可申出候。

右の趣向々へ寄々可被相違候。『御觸書』『舊政府御達留』
天明元年大坂人參會所の頭取三郎右衛門は押賣に關係して罷免せられ之に代りたる辻傳次郎及會所支那人二三人も押賣の廉により處刑を受けたり。と竹越氏『日本經濟史』に出づ據典不明。

○備川賣察。

○通譯。

○備モセトハ、
夫歸共譯シテ有夫
森ヲ爲シ危機一變
ノ際本夫歸リ込ミ
勢迫シテ金ヲ取ル
手段ヲ云フ。大鈎
トハ大ノ好ム食物
ニテ之ヲヒキ付ケ
挿ヘテ數ス者ヲ云
フ。

○普通。

(2) 人參の惠政中の惠政。

△元文元年辰十一月に至り幕府は貧民に人參の莖葉を無代惠與せり其達左の如し。

申渡之聲(町奉行より)
(主へ申渡す)

朝鮮人參の莖葉

右者病用に付人參服用頗度候而も調候儀難儀之者。右人參之くき葉服用致度願はゞ被下之候間。病人之好身之者に家主成共名主成共壹人差添下野守・線御番所へ罷出可相願候。尤貳度目よりハ壹人罷出頂戴致候様に可致候會而六ヶ敷事ニ而ハ無之候條此旨町々へ可被申聞候以上。『大成令』

此時代に於ては日光の御種人參漸繁殖せんとせしも未だ其産額豊富ならず。官營人參も充分に下層に迄普及せざりにより。貧民の人參に渴望せしものを慰醫せんとして此令ありしと想はる。

△安永二年傳染病流行の際府内に官製人參を無代配付す。

此事に關する蜀山人『平日閑話』の記載左の如し。

疫病流行 すべて去年より引續て疫病甚しく春より夏に至て死するもの夥し品川新宿の内計にて八百人。

疫病流行に付人參被下六月三四日頃。此度疫病流行に付江戸町々へ不殘人參五兩づゝ公儀より被下置之。

『武江年表』には：安永二年三月末より疫病行れ人多く死す。江戸中にて三月より五月まで凡そ九萬人疫死といふ、大方中人以下なり。御救として朝鮮人參を賜はる：：と出

○ヨシキハ知人懇
懇ノ者。
○町奉行宿生下野
守正長。

づ。

△小石川御藥園養生所にも人參を使用せしむ

小石川御藥園養生所は今日の慈惠醫院に相當するものなり『環瀛記聞』によれば小川笹船なる江戸の町醫者が貧民の病に苦む者を救濟すべく享保七年官に建白し。官之を容れ小石川に院を建て之を瀧國の附屬として、小川笹船に地を賜ふて之に居らしめ其事業を管せしめし者也。

『公事餘錄』に左の記載あり、小川笹船の立案に成れるものなり。

小石川御藥園養生所の壁書

一、御藥園御養生所へ参り候病人之儀何れも下々之儀に候得共危き療治無之候隨分念入療治可被成候事。

一、病氣之様子にも寄候得共人參多く用ニ無之候ニ可被成候。萬一多く遣ひ不申候而難成病氣に候はゞ養生所役人小川笹船等相談の上用ひ候様可被成候。

一、長病人或は穢敷病症に退屈無之候に可被成候。

月 日

此の簡條書の實行せられしことは、『對馬文書』に享保九年九月二十五日御用番水野和泉守へ對馬の家老原宅右衛門を召寄せ。小石川養生所入用に付毎月人參五兩づゝ町奉行の印鑑を以て相渡様に、人參座に可申渡仰付らる。：：とあるにより明かなり。此等貧民の患者に迄當時最貴かりし朝鮮人參を藥用

○本項ハ係り醫者
が患者ノ使用ニ托
シ人參ニ私曲アル
ヲ助ケシモノナラ
ン。

○町中水野忠元。

せしめしは、慈惠の趣旨の徹底せるものと謂ふべし。

第三節 諸侯の人參經營

享保年代以降幕府の人參栽植獎勵により諸侯もまた人參栽植を藩營として行ひし者甚多し。其動機は幕府が原と濟世救民の趣旨より出で其行政は終始此本旨を以て一貫せるとは少しく事情を異にし。主として其營利により藩の財政に資せんとする趣旨に出でたるもの多く。恰も競ふて諸侯が江屋大阪の屋敷内に神社を設け其賽錢の利を得んとせしに類するものありし也。而して人參の栽培は難事業なれば中絶したるもの多かりしが就中會津と出雲のみは是に成効して其事業盛大となるに至れり。此等の藩に於ては其藩營事業の遂行の爲め所謂人參の行政と稱すべきもの行はれたれども。規模甚小なるが故にそれ等は第四卷人參栽植篇に於て併せて記述すべく。また此等藩營人參の支那輸出に付て幕府より加へたる制限等にて付ては第三卷人參經濟篇に於て併せて記述すべく。本卷に於ては之を省略せり。

第四節 明治維新後の人參行政

明治維新の改革は善きも悪きも總て徳川時代の舊套を脱却破棄して歐風の

新文明を樹立せんと試みし一劃期にして。醫學の上よりしても在來の漢法は頓に衰退し從て人參軍用亦昔日の如くならず。其栽培も一頓挫を受けたり。明治二年日光山下に於ける幕府經營の板荷村の人參製法所を廢止して以來。人參と政治とは全く絶縁せしが爾後明治政府の基礎確立して盛に殖業興業の助長行政に力を注ぐに至るや。人參は支那向の輸出品として保護獎勵を加へらるゝに至り。或は農商務省管下の試験場に於て其栽培病害蟲の研究等科學的に行はれ。一方また外務商通商局に於ては在支那領事の人參需用嗜好等の報告により、之を營業者に告知して其の輸出版賣に資する等。斯業擁護の方針を以て進み地方廳に於ても其昔ながらの引續き栽培せる地、竝中絶したる地方は之が栽培を獎勵し。或は組合を設けて事業の統制を計り、粗製濫造を戒め製品の改良を謀り。或は科學的に其栽培の研究を進め又は資金の供給に與ふる等之を重要な一廉の産業として獎勵を加へられて猶。凡そ此藥草ほど豫想外に政治に交渉を有したるもの他に非ざるべし。

第 號
 昭和 年 月 日寄贈
 寄贈先

昭和十年九月十日印刷
 昭和十年九月十五日發行
非賣品
 著者 朝鮮總督府
 專賣局謹誌 今 村 綱
 發行者 朝鮮總督府專賣局
 京城府蓬萊町三丁目六二・三
 印刷所 朝鮮印刷株式會社

